日本隨筆大成 第三期 第十卷

日本隨筆大成第三期第十巻

鹽尻 下巻

收載書目

宮内省御用掛
文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文学博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

鹽尻　巻之五十一

○富貴怕㆑見㆓開花㆒、言已開則謝適可㆑喜、正可㆑懼爾今有㆔方値㆓豐亨㆒、便生㆓驕溢㆒喜筵慶賞過飾婚喪伎樂聲客沸騰頭動僕器服食珍麗齊整夫無㆑德、富貴謂㆓之不祥㆒、宜㆓急懼思㆒何暇誇侈(許台仲家訓)

○或人曰、近年四民困究して貧窶に迫る者多し、其中に仕官の家殊に財用不足して毎に徨々たり時の然らしむるにやと、予曰凡そ應仁文明の大亂の後我國治敎こと〳〵くすたれて雅意に任せて事を處し力に隨ひて郡邑を領せし當時人皆强悍にして武事に專なりし、世治れる後も風俗革らすして六七十年以前國に采地ある士其民を尅剝する事殘暴不仁至らさる所なかりし、旣に冬月に及へは家に其民を召て其貢分を訶督するに民も亦剛戾にして大かた笞督に至れ共其出す所を悋んて諾せす、故を以て或は木にのほせ水に入れ或は縛して雨雪にさらし其妻子をさへに酷毒して悲鳴啼泣の聲戶々に滿ちて逼勒凌虐のわさ家々ひとしかりし、或ひは細民の舍を破り農家の產を盡さしめて貢に宛つ故に其入る所今日を以てはかるに其多き事半に及ひなん、そのかみは民を尅覈するを以て武士の常として尤に效ひて忌憚る事なかりしたま〳〵威逼せさる者をは僧法師の如しと嘲けり彼何の軍事をかなすへきなんとわらへり、扨家內の男女冶容を知らす衣食亦文華の彩なし、客を饗するにもいとふつゝかなるさまして只氣力の强きを先とせり、かゝりしほとに農商も其分に居て驕をなさゝりし、治日久しきに至りて諸家其祖先の殘忍を以て身喪ひ家絕はつるを見て自狼すてゝ恩惠を念とすといへとも、道を知らさるか故に只身心の安からん事を謀り、風俗年々に驕り荒淫倦怠に財を盡して民の生產を省さるに及ては、村民も亦督促の時にゆるきになれて遊手閑を好嫖賭に佚し、因循して已か產業に惰る、此時商家時勢の好嗜を見て衣服及ひ器什に無益の美を極めて衒ふ、人々是に眩き外飾に移り適意を事とす、是を以て上下財たらす息を出して

富人の金をかりて事を辨する、然に奢る所は日に厚く費す所は月に多し、貴家の徴索きびしき故に家々典質に盡き士惸惘して義をすてゝ民賈竭して逋となるといへとも、數十年來の習俗改る事なく却て花美に流れ且太平時靜にして人民百年前に倍し物の價ひ一年一年より翔貴し、終に今日積窘の愁ひ街に滿侍る、豈一朝一夕の故ならんや、去年の冬我府下の諸士采地の貢數去年に減せすして糶(ウリヨネ)の價往歲に增して高し、然れは綿力も此時健になりぬへきを中々なる究苦往日に過たり、これ久貧にして欠缺せしうへには少々の有餘ありといへとも益なしと見えたり、嗚呼いそぢゆく夢の間に世の變態を見る事いくたびそや、身の故にくるしみ人の爲に愁ふる事のみにして閑なるいとまなく、毀譽淑慝互ひに至り存沒否泰目にさへきる、年くれはてゝ市井のいそかしけなり、何事をか待春を向へ老となり行身はいつれ原上の土となるへき物を、名利の路に走(ハセ)てあたなる世を忌れ侍る事我人同し耻へきの甚しきにあらすや。

○十日畫二一水一五日畫二一石一能事相促迫する事を不受か爲也、舐レ筆輙成レ水水は張氏(名志和)か妙處なり、其觀をなすに至りてはとるに良士の手段のみ、王猷か牛不興か蠅誤筆却て絕妙を得たり、通神の書聖豈凡筆と同しかるへきや。

○江文蔚か蟹賦は嚴績か位高くして知寡きを鄙譏れる文也、外視多足中無二寸腸一口裏雖黃毎失レ塗、而相照胸中才甲常聚レ衆以橫行なんといへり、沙頭郭索衆橫行豈料身歸五鼎烹レントハ

後水尾院御製に

　よの中はあしまにはしる蟹なれや橫さまにゆく道は道かは

○鹿の角を解すに二種あり、格物論に麋は冬至に角解ス、鹿は夏至に角解すといへり。

○源氏物がたりにそくかくたといへるは山伏の事也。

○筌の字歌書にうゑと讀り(うゑふをおきてなんといへり)ウケと云は訛歟罧(フシツケ)涔(同上)ふしとは柴の事(日本紀の訓)柴をきり水底につけおき魚をとるをふしつけといふ也、網代はあみしろの音便也、

○或問源空上人圓光と勅諡有しは在世も圓光の瑞ありし德輝を萬代に表し給ふ叡慮とかや、重譜に東漸の徽號を授させたまふ是佛法東漸の謂歟と、予曰然り但し知恩院再興唱知識の文に、隣ニ西都ニ念ニ西方之勝樞ニ、トニ東山ニ表ニ東漸ニ之靈地也等云々、然らは是東山に教法を弘めたまひし德にして直に知恩院の事を稱するなるへし。

○又曰源空の忌日は　天子の綸命に御忌とある故なへて御の字を呼事德の至りといふ然りや、子曰亦如此但し御忌の稱呼は知恩院一寺に限るへきにや(綸旨は知恩院のみ歟)

中世迄知恩院の御忌と稱し餘寺のをは知恩講と呼しと云々(大師行狀翼贊五十二)

○亦問近花頂の白譽上人圓光大師の新傳を述せられし中に我故二位家(光友卿)の御事をものせられ侍ると如何にや筆せられしかと、曰贈號綸詞傳(下卷)に曰さりければ畿内近國の末寺東國西國の末流聞及ぶに隨ひて各上洛し慶賀をいたす、尾張大納言光友卿は殊に歷代の芳躅をしたひたまいて今なん賴もしき宗門の金湯にて物し給ふか、大師號の事御隨喜の餘り香資を御影前にぞ贈らせ給ひける、其外公家武家士農工商の輩に至る迄大師を信し念佛を行する者は皆隨分の供物をさゝげて參詣せり(略書)かく記され侍る、されば二位家御在世の御時御領國は更なり處々の名樞勝地に御寄附の御志尤多かりし、殊に蓮社の宗は御造祖己來御崇仰の御事にて今一しほの御信心も淺からず、圓頓戒御相承の後は御念佛の數もまめやかに聞えさせまし〳〵ける悲田邪義日蓮黨御いましめの時あはれ日蓮が邪風をばいづれともなく天下に禁ぜられよかし、御封内一局が程にはたやすく斷絶まし〳〵なん物をと仰事侍りしとかや。

○去る年にやありけん熱田放生會の頃御饌殿の邊に中間らしき男鎗をもち幼き者二人に草履とらせなんとして錢を乞ひ侍りし、其後は眞福寺の門前なんどにてもかくせし、人々あはれがりて物とらせなんどせし、此頃聞侍るにこれは肥後熊本の士喧嘩せしか彼家の從者討れし主人の子をつれ立退すかたをかへて、かゝるわざして野にも臥し山にもかくれ心をつくしけるに至誠天道もあはれみ給ひけん、過し冬飛

州茱の地にかたきありと聞定め忍び入て首尾よく主人の子にうたせ國り歸り侍りしとぞ、今一人の少年は從者が子にて侍りしとかや、おさなけれども父におとらずかひ〳〵しきふまるひせしと街談賓を傳へ侍る、定て國の守に達して再び仕へ侍るらん、武林の家に生れたらん人誰かはかく侍らさるべき、なれど共從者が心をくだき侍りし忠のほどいともたのもしくかたじけなき事ならずや。

右癸巳三月所聞也

○日置村に隔夜道心の僧あり、此頃笠寺龍泉寺へ參り物し侍る、今年二月の末坂野近きあたりにて八九才ばかりなるおさなきもの打なみだぐみて僧の袖をひかへ賴參らせ度事ありと云、何事と問へば御母なくなりて三とせの忌日もあすにて侍るとぶらひすべきたよりも侍らす、願はくは念佛申給はれとて袖よりあし三十文ばかり出して施す、僧もあはれに覺えてなど內にてはとぶらひ給はぬそといふに、今の母なんまゝしき事にて過し母の事なんと申出侍るも忌みにくみ給ふ故、此頃松の落葉かきあつめてしろとなしかくたてまつるとて只なきになきぬ、僧あまりのあはれに物も覺えず、やゝありて法名覺え給ふかと問ふに懷中より守りやうのもの取出し、此內にぞ侍るなれと物かき候はぬ身はえよみ侍らずといふ、つと〳〵ひらき見るに戒名あり、是かと讀きかすほとにそれにて侍るとて打伏ぬ、とかくいさめこし我袋に鳥目少しありしを少年にあたへ、是はこと人にえし物也、これにて花買墓にも手向たまへとてなく〳〵わたせしを、いさや我こそ奉るべきにいかてもらひ侍るへきといふに、これは亦我志し成とてわたしけれは立歸り、亦錢三文僧にわたし花手向させたまへとて兕して歸りし、僧は袂しほりなから庵に歸りあたりの同法をあつめ一夜念佛しつとめて時なとかたのことくいとなみねんころに吊ひ侍けるとそ、正覺寺の上人(堅空)說法の時(誓願寺一萬日回向三月九日)つふさに語り、自涙にむせひて打しばぶかれしかは聽衆いつれとなく皆袖をうるほし鼻打かみてあはれかり侍りし、さても浮世の姿富且貴き袖にはかかる志も夫れ〳〵にしかも忠孝のまめやかなるは聞え侍らす、人誰か木石ならん是等を聞て誠に感する

心あり、此心あらは何そ君に忠し親に孝せさるへきを、ひたすら慾にけかれ我と我所との執念のみ深く、君恩を思はす親の心に背き或は色にまとひて身を亡し財を貪りて名をくたすたくひ萬々なるにや自省警て道に入へき事也。

○府下光照院四十八晝夜長行の會に坂東なる某の上人來りて説法せらる、日蓮義のひかめるさまなんと日々に正しきこえけるほとに、彼黨の僧俗いとゝむくつけくそしりあさける、本遠寺の僧はこれを狂人と呼のゝしる、三月八日のあした光照院の門内の松に釘打立て有しを人々見驚き抜捨けるとそ、正しく邪徒の愚婦愚夫なんとのせし所と見ゆ、嗚呼あさましく拙き事ならすや、斯まて彼宗の者ともは惑へるにこそ佛法者として僧をのろひ其死を希ふ、これを佛法者といふへきや妖婦のしわさとひとしく侍るにや。

○癸己正月(十三日)院御會始

鶯聲和琴　(院)御製

うつしとるそのよの琴のあかぬ音もしらへにそふる春のうくひす　中院正二位通躬

梅はまた笠にもぬはて琴の緒に聲よりあはす春のうくひす　武者小路從二位實隆

これもまたゆらくたまの緒ひくことに初音もあくるはるのうくひす

此外これを略し畢ぬ。

○二月五日(未の時より暮過に至る)豫州松山の城下(松平隱岐守)士庶の家三百餘宇燒失せしとなん西國より來りし人の談なり。

○琉球王使入貢來年(午の夏六月中と云々)來れるよし依て薩摩中將家參府、ことしも延引可有よし關東の命と云々。

○關東新大納言家將軍の宣下ましますへきよし豫有司を定させまします、御年老は土屋相州事を奉せら

る、其他水野大監物高家には織田能登守となん上洛の上使松平下總守とそ聞えける。

參向公卿　近衛前攝政家（家熙公）　九條左大將家（師孝卿）
勅使　德大寺大納言（公全卿）　庭田前大納言（重條卿）
院使　梅小路前中納言（共方卿）
女院使　萬里小路宰相（尙房卿）

御衣紋は高倉前中納言永福卿御身固に土御門侍從泰連朝臣等下向し給ふ、近衛九條兩家は三月九日京を發しましますゝ、亦今年日光例幣使は六條宰相有藤卿四月朔日出京と云々。

○大光禪院の櫻咲侍りしを見て思ひ出る事のみ多かりければ

幾とせの花にいのちををしみ來てあはれ老木の春もつれなし

同し頃月のあかゝりし夜のかれ行事侍りしに思ひつゝけ侍る

これもまた幾世の春のかたみそとおもへはかすむ袖の月かけ

庭なるさくらのいとおもしろく咲侍けるに

思ひいつる花こそ花に咲にけり春よむかしの春ならねとも

同し折から近寺一萬日不退轉の念佛回向とて人の多く參り物し侍る、其開白もまちかく覺え侍りしに三十年ゆく春の浪立へたてし跡も數へられていとと來しかた戀しく東なる友のかたへ申贈り侍る。

めくりあふはるもみそちの老かよに幾數そへて花のちりけん

○正覺寺の上人（堅空）來りて說法有し聞名欲往生の文なんとねもころに述られしをきゝて經木に書付侍る。

おとにきく名にさそはるゝよしの山こゝろのおくの花のしら雲

○弘法大師玉藻所歸之島橡樟蔽日之浦と（三教指歸）書たまひしは讃岐國多度郡屛風浦の事とそ、萬葉集

に人丸の玉藻吉讃岐國と讀たまひし、椽樟蔽日とは成安の注に古記を引て昔大楠樹有し事をいへり、是大師降誕の地にして今なん五岳山善通寺誕生院と號す(道範の記にくはし)

　五岳は香色山筆山出釋迦山中山火上山也亦仙遊原執蓋地捨身岳等は大師童稚の時遊戲の地なりとかや

○咋(アカラサマ)左傳に出注に暫也と、木玄虚か海賦には直に暫の字を書せり江文通か上書に蹔の字を書く亦曰白地も同じ和訓なり

○藻井綺井天華板(風俗通)は天井の事火災を恐るゝより名つけしといふかゝる事して災をのかれんとするも愚といふべきにや

○貴介富家毎に膏粱に飽て中々なる貧腸の藜莧にならへる、素味を好み眼金玉の觀に厭ては懸磬の草舍はかなき竹籬のわひたる風情を面白き事とす、故に中世以來茶亭のかまへ必らず窰民の栖をならへる事多し、されば數奇の事は李廣か數奇不レ得レ封レ候といへるよりかく呼て命塞の謂也(數ハ命也奇は虧也)世の貴を舉ち富をねかふものは忌々しくこそ思ふへきに却て風流のわさとし侍る、閑素幽栖は淸き境界なるものゆゑたとひ驕暴の人といへとも是を思ふ心なきにしも有けるにや

○友(弦齋)の唐茶を贈侍りしか其帒に

　菲薄任傍笑　風流附故人　雖非蒙頂種　猶是建溪春

と書侍りしを謝す

　花飛園寂々　睡月一閑人　莫起松風夢　武陵李下春

○暮春遊古井莊

　山出落霞返　花生新葉稀　狐村幽徑裏　一任蝶雙飛

三月盡

　南村慣聽數聲蛙　東嶺空殘一片霞　落紅爲昨晚林經　可惜三春處々花

○癸巳三月十九日洛(衆康町)火あり其夜伏見(京橋邊)も亦燒ぬ、廿日未の刻京師椹町小川(西へ入)より火出て東北のかたへ燒行大内も無下に近かりしかは　行幸なし奉りて聖護院殿へ遷らせましく〳〵ける、院々宮々も他處へ御幸行啓なりしとかやされども夜に入り風南より吹て御築地の内つゝかなく子の時はかりに火鎭りし、凡市井七十餘町時の間の灰となりける、久我前内府公一條の大政所德大寺大納言家等諸卿堂上の家數ヶ所延燒と聞え侍る、此月十六日東都鳥越邊火事諸大名の家多く燒失と云々

○三月廿三日の夜石枕村の稻荷を古渡の新祠假殿にうつし奉る、廿七日(山王清須より)廿九日（天神丹羽郡より）攝社の遷座あり吉見幸和朝臣事を奉して勤められ侍る(御城下諸社の祠官等供奉す)

○濃州芥見の清水寺に聞谷といへる禪僧願を發し自一筆の大般若經六百卷を書寫せし（凡そ十六ヶ月になる）我同氏重美これを聞釋迦并二夾侍及ひ十六善神の像を描き、氏族を勸めて裱背し便ち彼寺に納む其繪の裏に予も名を記し侍りて

六百金軸　二八善神　歷ニ億萬歲一　護レ國祐レ民と筆せし是も亦無時のかたみと思ひ侍る（壬辰の十二月三日なりし)

○社毎の紙幣を獻する事大概定法歟(紙を疊み且切り垂れ木に挾みて立之)只伊勢二所のみ此事なし、天子より獻せさせましますす勅幣といふは布帛の篚物等也、されは太神宮には庶人の私幣を參らせざる事是にて可知かも

諸社の幣も根本木綿疊の遺風なり、然るにこれを參詣の諸人にいたゝかせ侍る事いつの頃よりの誤にやと荒木田の某いへり

○伊勢内宮の月讀の宮に古しへより大松樹ありし、是神路山第一の古木と聞えし、壬辰八月十八日の暴風に轉倒せし、凡そ長サ廿餘間末口にして五尺に可也とそ、幾代の星霜を歷せて綠を重ね侍りけんされは數ありて倒れ侍るにこそ

此冬　大樹隱れさせ給ひしかは其前兆にやと云あへりしとかや

○癸巳三月前將軍家御臺所（天英院）從二位に御上階と云々

近衛太閤基熙公の御女也、延寶七年六月十九日甲府公へ嫁せらるべきよし上意同年十二月廿二日御婚禮（上使土井能登守と云々）

○同月廿六日　新君（大納言家家繼公）御元服

御加冠	彥根中將直該朝臣	御理髮	會津中將正容朝臣
御烏帽子	織田能登守長福	御泔水	大澤右衛門督基賢
御櫛巾	長澤壹岐守資親	（代）	畠山下總守義寧
御盃	中條山城守信治	御引渡	織田讃岐守信明
御捻土器	横瀬駿河守貞顯	御酌	前田隱岐守玄長
御加	大友因幡守義閭	（代）	前田伊豆守正長

其他有司多し略之

尾張水戸紀伊家及び諸大名直垂を着して登城と云々

新君御元服の時御加冠御理髮兩侯御賀を奉らる

御太刀（延壽代十五枚）御馬（栗毛鞍置）御鎧（緋威御兜同毛）
御弓（重藤御鞢）御矢（御箙立二十筋）御刀（國吉代三十枚）
御脇差（行平代百枚）島臺（一莊金銀彩色鶴龜松竹梅等）

右彥根中將獻上

御太刀（備前近景代百五十貫）御馬（黑毛鞍置）御腰物（左吉弘代三十枚）

右會津中將獻上

御元服ありて後御規式に供奉せし事賞しましします
　御太刀（長則代十五枚）御脇差（正宗代百五十枚）御馬（鞍置）
　　彦根中將に賜ふ
　御刀（守家代五十枚）
　　會津中將に賜ふ
四月二日將軍　宣下
近衞九條御兩家及德大寺殿庭田殿梅小路殿萬里小路殿年始の御ことふきも兼て來臨と云々
御衣紋（高倉殿）御身固（土御門家）有て新君出御事故なく禮義行はれはへる
　　官人（此中高辻家及ひ少內記縫殿允三人は前御臺所御上階の御供也）
　高辻少納言
　押小路大內記　　副使　靑木雅樂頭
　壬生ノ官務　　副使　結城右衞門尉
　告使　粟津治部大丞　　（地下）平田少內記
　（副使）靑木縫殿允
尾張水戶紀伊家幷諸大名登城御式前々に不異云々
堂上家御饗應之大名
　勅使　伊東大和守　　（仙洞使女院使）毛利周防守
　將軍宣下に依て別に女院使　福島飛彈守
　近衞家　中川內膳正　九條家　溝口伯耆守
　右之外有司多し略之

同五日參向の公卿以下大饗猿樂等有之

開口　近藤

それますらをのあつさ弓やしまの外もなひく代に初もとゆひの紫の藤波遠く夏かけし松の榮えはいやましにめてたかりける時とかや

式三番（松龜風流）　高砂　田村　東北　張良　祝言

同七日御返答の式ありと云々　太平時靜にして嗣君御代しろしめす御事おほけなき御事ながら天下祝し奉るへき御事也

○或問豐前國高良山カウラは字音也、さればいにしへよりの名に字音を呼ぶは如何と曰、是は香春也カハラと訓ス續日本紀承和四年の條に豐前國田河郡香春三社といふ是也

○我國古しへたすきひれなといふ物を服せし、たすきは中世迄着袴の時に服せしに一條院御はかまきの時より小袖を着しましますと古記に見えたり

たすき白練綾紋は小葵うらは白き平絹也、三幡懸緒のひろさ三寸治承四年東宮（安德）の御着袴の時着御のやう存知の人なきによりて沙汰有て用意せられたれども着御はなかりしと云々（草芥和言集の中に見えたり）ひれは婦人の首服なりといふされど裙帶巾領は肩にも懸しとみゆ

○府城東照宮の御祭元和五年に初りし後雨に依て延引も有しにや、久敷事は人も忘れ行昔と成けり、明暦元年乙未に霖雨故廿二日に渡りしと古き人かたり侍る、近くは元祿元年戊辰（十八日晴天わたりし）同八年乙亥（十八日快霽にてわたる）共に一日の延引なりし、其間雨降て晩景にも渡りまたは雨ながら山車引しろひて見物空しかりし事度々覺え侍る、今年癸巳十六日には陰りながら舞樂及び夕への御懺法三問一答の論義なんとありし、十七日の曉より雨降いでて一日降くらし其夜猶雨くらかりし、十八日十九日絕間なく頻りに雨降出て卯の花くたしの空いとゞ寂々たり、廿日の卯の時雨止晴初て朝日はなやかにの

ほりしかは俄にかさりて神幸ならせ給ひしもめづらかに侍りし

○今年立夏(四月十三日)遲く侍りし故にや時鳥なく事もいとと待久しかりし、廿一日の曙にぞ初音聞侍りし其あした或人のもとより

まつ人にきゝてかたらんほとゝぎすわがためならぬ初ねなれども

といひおこしけるほどに

わびてすむ宿もすさめぬ時鳥うれしとぞきくけさの一聲

○尾張三位忠吉卿の御養母押賀茂殿と稱せし(おみつ殿事也)三位家薨御後三州上野へ移り住せ給ふ(慶長十三年十一月四日逝す)吉秀院光譽貞祖大禪尼と云、上野村松隣寺は其香火の場にして五十石の寺産あり

我府下の貞松院は始清洲に立を遷府の後に今の地に立と云々

○池田紀伊守恒利は播州の人也(楠正行男池田十郎教正の裔也)萬松院將軍義晴公に仕へしか故ありて薙髮し宗傳と號し尾張國愛知郡一柳庄荒子村に移り住し信長公の乳母を娶る是江州池田家の女なりとかや

○○恒利 紀伊守 ── 信輝 紀伊守始ハ勝三郎恒興ト稱ス 號勝入仕秀吉長久手ニテ戰死 ── 輝政 童名新吾彌三 左衛門從三位

輝政の室は神君の御女 侍從忠繼 忠雄此御腹也

○福島左衛門大夫正則の弟掃部介正頼とて有し勢州長島(一萬石)を領せり、後に和州宇多へ移る(三萬石)然るに罪有て領を放たれ勢州山田に住せられし(比丘尼の寮に金をかりてとやかく有しか僞金を似せ返されし訴にて浪人せられしとなん)其頃本多上野介正純の浪人寺田勘兵衛といふものあり、其子伊勢に來り間の山にて掃部介の男二人と喧嘩し福島兄弟を切殺せしかとも疵數多蒙りしかは所の者捕へて

奉行へかくと告、奉行花房志摩守は福島正則と友としよかりしかは寺田喧嘩の仕方宜しからさりしとて切腹せしめて事濟にけり、近き頃掃部頭裔とて幕下へ召出されし福島助六は彼寺田に討れし兄弟の内兄の孫とかや聞えし福島兄弟名不知可尋

○竹腰氏は佐々木庶流本貫は江州竹腰村家の紋四ツ目結と云々

○○源重繩　繩一作綱竹腰七郎仕二齋藤山城守一法名道珍或作レ鎭
- 重吉　攝津守
- 女子　竹腰正安妻
- 重治　攝津守子孫多シ武井之祖
- 正安　本氏原谷娶二竹腰重繩女一稱二竹腰四郎兵衞一
  - 重時　治郎右衞門
  - 正時　助九郎仕二上杉景勝一於二奥州會津一卒
  - 正信　從五位下山城守子孫多仕二尾公一正保二年四月廿九日卒號二正信院安譽道鄰一母志水加賀守女

舊記に曰竹腰正安は金森の族にして土岐の流原氏といふ、一說曰正安は齋藤の族と云々　梅鉢内の紋金森家紋なり、或說云齋藤氏代々崇二天滿天神一故以二梅輪内一爲レ紋仕二齋藤氏一の時以レ爲二其一族一所二恩賜一之紋也

○熱田の宮神饌の中に五六餅とて長さ七八寸計り管のことく調せし餅多く盛りて供す、俗御管餅と云五六の名義如何と問ふ人あり、祠官に聞侍りしもたしかならす、按するに是材木を積かさねたる形に似たれは斯いふにや、いにしへ太物の五六にて打附たるを棧敷(太平記廿七)なんといふも當時の材木の名なれは思ひ合すへし、古しへは安の部なんといふ材木あり今源太郎及ひそ木なんといふも後世に呼かへ侍るへき歟(ひそ木はほそ木の轉語なり)

○明智光秀を栗栖野にて突し野武士は此村の浪人中村長兵衛といひしものとぞ云々
○をしめとも私の半の月はまたこよひもありと思ひなされき、平忠度の歌也十三夜のうたこれぞたけ高くよく聞えて情も深く覺え侍る
○薫物の制久し源氏物かたり梅の枝の巻に出たり一條院の御時盛にもて遊ひし故式部もかゝる事書けるか、其時は沈水香はかりわたりて今のことき伽羅はなかりしにや、有たらはなとか書さるへき
○我郷俗に秋に至り香瓜の末なりをかりもりといふ、京なる人名のをかしけなるを笑ひしか此頃和歌二言集といふ物を見侍りしに

大原や田中のむらの瓜つくり秋ははつともかりもりなせそ

といふうたあり、京にも元はかくいひしにや、物の名も時によりてかはり侍るは常の事也けり
○としみ　源氏物かたりにあり年滿と書也、四十よりはしまりて八九十迄十に滿る其年と行末も十年十年に滿へきもいはふ也、春あるを花の賀といひ秋あるを紅葉の賀といふ其時節をさしていふなり
○蓮生法師三人あり

熊谷次郎直實入道號法力房蓮生

宇都宮藤原賴綱入道號實信房蓮生(洛西粟生光明寺開祖歌人撰集ニ入)山田先生重直嘗孫源重行入道法名蓮生
○神宮の造制千木は搏風のあまり打違て指出し儘のすかた堅魚木は今俗いふおんとりの古風鞭懸木はやぬい竹の端也、皆質朴の時の有さまなるを後世さま〴〵の理說を設て却て上代の本義を失ふ事多し、其外鏡形の木障泥板も上久の制也
○縫(田のうね)　畦(はたけのうね)　堞(あせ)　畷(なはて)　溝畎畾(田間畝を分る巷なり)　晀(水ぬき)

一間四方を一歩といふ或は一坪是を三十集て畝と云十畝を一反といふ十反を一町といふ

○我國中世の國制　一國々の内に郡を分ち郡の内に庄を置て村を統ける、郷縣の名あれとも唐土の制と同しからす保は頼朝以來保司を置れしよりの名歟

○繪所狩野家略系

○○狩野祐清
- 雅樂介
- 元信 古法眼
  - 茂信
  - 休白
  - 松榮 法眼
    - 宗周
      - 守信 探幽法印
        - 益信 宋女 洞雲
          - 義信 洞春 春信
        - 守政 圖書
        - 守定 主殿年 重探雪
      - 尚信 主馬 自適齋
        - 常信 右近養朴
          - 兼信 元ハ周信又 峯信 如川
            - 古(ヒサ)信 榮川
      - 安信 牧心齋 求眞
        - 時信 右京
          - 主信 永叔
            - 永眞

畫巧潜覽狩野系圖云

○○祐清 越前守法眼 正信 九十七才卒
- 雅樂介之信
- 女子
- 永仙 大炊介 世呼ニ古法眼ニ元信 玉川と云 永祿二年十月六日八十四歳死
  - 祐雪 法眼 宗信 元信長子 三十一歳死

元信二男
松榮　法眼直信
文祿六年十月廿一日七十四歲死或は八十歲

永德　法印重信
八十四歲死

右京　光信
四十四歲死

左近　貞信廿七歲死
依テ永相續信

宗秀 ― 眞說法橋

右近　孝信
四十五歲

宗巴 ― ○

休白　法眼長信 ― △

源七郎

探幽　法印守信
筆峯居士俗名采女延寶二年十月卒
七十二

探信　法眼守政

探船　章信

探常　守富

探雪　守芝

探牛　守睦
早世
斷絕

探淵

主馬　尙信始一信自適齋
慶安二年三月四日
卒四十七

養朴　法印常信正德三年
正月七日卒七十八
耕寬齋靑白齋古川

如川　秉信

榮川　古信

隨川　松木改
峯信

隨川　甫信

常川

受川　玄信
早世

榮川　典信庄三郎

永眞　法眼安信牧心齋俗名右京
進實者右近三男貞信養子

右京　時信
廿七歲死

永叔　始敏信又
明信法眼主信

內藏助親信早世

永眞 李信
始憲信 ─ 祐清 英信 如滴齋 ─ 四郎次郎
　　　 ─ 永羽 表信

○友益 氏信 ─ 伯圓 景信 ─ 素仙 成信 ─ 伯清 因信
　　　　　 ─ 春說 重信
　　　　　 ─ 即譽 種信 ─ 舟川

△休伯 昌信 ─ 休碩 友信 ─ 玉燕
　　　　　 ─ 休琢 里信
　　　　　 ─ 數馬
　　　　　 ─ 體圓 清信 ─ 休山 是信 ─ 松林 惇信 ─ 休太郎

洞雲 法眼益信 探幽養子
後義永眞聟故狩野ヲ名乘 ─ 洞春 福信 ─ 元仙 方信 ─ 雲仙

鹽尻　卷之五十二

○異邦にはいにしへより冬至の賀いと盛んなりと聞ゆ、朝鮮王も此日を以て陳賀すとかや(李東郭か談)我國は朔旦に冬至あへる時朝廷御賀あるのみにして士庶は此日何事たる事を知らざるもの多し、禪院わづかに祝事有

冬至の前日所化の僧方丈を饗す

○錢塘の回汝成が熙朝樂事には凡そ四時其風俗のわざをつぶさに記せり、元旦の賀禮往來交慶するさま我と等し、少年の遊冶歌吹等さまざまの事をして慰む十八日に至るを放魂と呼び、其後學子は書を收め工人肆に返り農商各其業を執るを收魂といふとかや、されは元正には栢枝を柿餅に簽し大橋を以て是を承てこれを百事大橋といふといへり

栢枝と百事と音近し大橋と大吉と音通せり、我國たいたいを代々になそらへかうしを幸事に呼なとするも同じ俗意也

立春の日は優人戯子小妓等種々の藝を張り郡守は僚屬を率て出、春牛を作り市街競て麻麥米豆を以て春牛に抛打等いへり

我國節分の夜豆を打つもこれに似たり、皆陰氣を追ひ陽氣を迎ふるわざなり

亦民間七種の生菜を食ふ事又立春の節物とせり、其每月のわざいとくたくたし(淸明立夏以下の時食俗事多し)

唐宋の時戯令は不擧の事多しと見ゆ、我國詞章の人故事なれはとて古へありて今なき事を詩句に作り侍るも大方拙しや、中和節(二月朔)なんと昔と戯を同じくせず、端午の粽菖蒲艾葉を用ゆる事は古今

し、立秋の日楸葉を戴き秋水を以て赤小豆七粒を呑なんとする事古へよりの姿ならざるにや

四月八日佛生辰以レ盆坐ニ銅像一浸以ニ糖水一覆以ニ花亭一、といへるは我國一般と覺え侍る

二月十五日寺院啓ニ涅槃會一談ニ孔雀經一とのみいひて其像の事なし、疑ふらくは入涅槃の相像は唐土にはなきにや

○或人問明ン朝の皇子今絶へてなしやと、予曰寶永庚寅琉球皇子入貢東都にして大高季明薩摩中將家の邸に於て王子の淸に朝せし事を問聞し中に前朝皇明ンの子孫今時小邦を封し順淸王と稱すと答へしを以て見れば其祀を奉する末裔有と見えたり

○或人問近世左門右門等の稱を東百官なんといへとも、織田羽柴の世迄かゝる人名不聞にや其起りいつれの時そや、予曰是皆百年來の俗風か、但し台記の中に左衛門尉右衛門尉を左門右門といへる事あり、これ記錄の略書といふものなり(左右近衛府內膳を簶しを左內右內等も同し)然るに今のことくは大槩略名を呼ひ傳へしなり鬪ヶ原の役に靑山家の臣菅沼某(次郎右衛門)よく戰ひしかは　神君召て御盃を賜ひし時彼立達の小うたをうたふよし聞召て仕ッと仰ありければ傘の柄漏のとく〳〵ござれしげ〳〵こされば身にかゝるとうたひし、年經て後靑山家へ鬪ヶ原の事仰られし時彼柄漏は恙なくありやと御尋ねあり、重ねて召出され殊に仰事侍りし故主人柄漏を以て異名とせられし、今に子孫傳えて名乘侍る、我府下杉浦某も理不盡に敵兵を衝て度々高名有しかばのどろに深入する者かなと仰有し故榮名とせし、かゝる類ひ世に亦多し、然るに是等の故をしらず昔よりある稱呼なりと思へる最淺識の至す所なり、近年に至りさま〳〵に思ひ出して新奇の名稱をつくにこそ俗風下にならえること久し

○埒　和名抄に云馬埒　四聲字苑に云埒(力輟反與レ劣同世間ニ云良知)戲馬ノ道也と云々

埒　同抄に云埒堤也封レ道曰レ埒ト、以ニ二埒一相ニ軌馬於中行一則不ニ顚蹶一也云々、發隱云短垣圍レ馬曰レ埒云々

等按するにラチに兩字ありて各異也埓は馬場の道埒は土居なり
○谷屬　妙宗玄義曰親愛故名レ谷(谷ハ顧念也シタシム)更相臣順故名レ屬(屬隷也附也)
○歸命　香象起信論疏ニ曰歸是敬順ノ義命謂ニ諸佛教命ニ云々
○大元師法は秘密の修法也、昔山城國小栗栖に其堂ありし今は廢亡せし台家には江州金勝寺に大元堂あり(山門三光院是を司とれり)其像我府下眞福寺にあり
熾盛光佛頂の法もまた密家の大法也、台家には靑蓮院の內此尊を安置する堂ありて傳へ行はせたまふ
○叡山の安祥院に傳敎大師の作なる大黑天の像あり、世間流布の像と一般にして長高しと云々
○震澤長語に明の成化年中北京に物あり貍のごとし、倏忽として風のごとし人の顏面を傷り手足を嚙む一夜の中數十發其名を黑眚（シイとよむ）皇明通記に黑眚其疾如風、或戶牖より入る密室といへとも至らざる所なき故に人家昏迷す、手足身面を傷れば黃水を出す數日偏城これが爲に驚憂せり、暮夜に至れは戶々刄を持し燈を張てふせぐ、其黑氣來るを見ては金鼓を打てこれを追ふ、其形黑くして小さく金晴脩尾犬貍に類するなんといへり、我國に此妖物なきにやといふ人あり、予曰先に聞し今周防及ひ筑紫あたり所々此物あり、夜中牛馬を傷ふ故民人鉦大鼓をならし狩出して殺すといへり、京近き國々には聞えず坂東の國かまいたちとて黑氣疾風ありて人疵つく事ありといふ此物にや
○駿府に往し者かたりし府中節分の日暮前より市井蔀をおろしあるし豆をいりて家々待顏なり、さて淺間の社には神人多く出て儺豆を打て本社よりはじめ末社々々一同手を以て御戶を撃事夥し、町へは地震のやうに聞ゆ、これを聞て家々一時に豆をうち便戶外に出て家の內の男のかきり戶々己か蔀をたゝく事物いふ音も聞えず雷同してしはしすさまし、かゝ事しらぬ旅人は宿にて大に驚く者多しといへり、所々の風俗世にしらぬ事多かる
○有職私記は淸家の秘記なり、予幸に多年の疑を晴侍る一二にあらす（太神宮をいへる所は不滿の事ど

も侍るにや）

今日堂上家の職は滋野井野宮兩家といひしか野宮は薨せさせまします

○擧氏挂ニ綱羅ニ動レ足觸ニ機棟ニ孔璋か哀紹か爲に豫州に檄せしことはこそくるしけれ、實にも世に立人ゝに交れは挂觸やすからぬ事のみぞ多かる、況名綱にこめられ利機に落入たる者をや、いと／＼苦しけなるも自はいみしと思へはこそ權門にこび勢家にへつらひて尺寸の位をも高からん事を欲し斗升の祿をも貪り侍りぬ、そもしはし心のことくなるかと見れは時の間に事變してあらぬ愁にしつみ侍る類ひ亦多し嗚呼蜉蝣蚊虻の身をわすれ風前朝露の命を省すや侍るらん、夫園中佳花なしといふもいかて臭草を植そへ侍らん、人々貪る思ひあらずんば心地いつも洒々たらん

○或人曰去年（正德二年）四月賀茂の御祭　女院（新上西門院）崩御（四月十四日）の故に行はれず（葵祭御再興の前の式なりし）御中陰過ても再ひ祭會なかりし、諸州小祠の祭故あれは延引ありて後行ふと同しからさるは何ぞやと、曰禮ニ云ク孔子曰祭過レ時不レ祭禮也、疏云謂ニ四時常祭ニて見えたり、祭時大故に依て止にしを時過て豈亦祭る理あらんや、其時ならて再ひ行ふ事あるは多くは莊觀を事とするか故か亦は利の爲にする所也、何ぞ非禮をなして神をあなとらんや

家々の俗禮も亦等し、人日上巳以下故あれは時食を調せす、されはとてあらぬ時生菜や桃酒なんとをもてなすへきや、此を以て彼をおし侍らはいかてすへきすましきやと問事侍るへき、山車かさりてはやし物するを祭ると思へるこそつたなけれ、およそ新年新嘗等の御祭何の觀かあるへき何の利をかむさほるべき

○或人云我國俗間夢想の妙藥とて一時世に用るあり、元より虚誕の事か、唐土にもかゝる類ひありと答ふ、異邦夢中靈藥を感得せし事一二に非す、醫說（宋新安張杲著す）の三に渠州虞雍公か夢獲の神方は事神仙による、饒州の郭端反か獺掌散等は佛護のしるし也、李景純か傳及ひ已志に載し洪輯か受方はとも

に觀自在の靈告と云々、其他異人夢に入りて神授の方いくらといふ數をしらす古書に見え侍る、豈我國のみならんや、然して敬信他を感して獲方せし外虛誕の說も猶多し。

○異邦の藥大概大劑か、本事方に唐書を引て王太后中風瘖默して不語醫者黃耆數斛を蒸して是を薰していゆる事を得る類多し、今の人三五盞を服し便効を求め醫を責る事も亦速也、孟子所謂七年之病三年の艾久しくして後知らんのみといへり、況や我國今の湯藥甚少劑(三十年前の醫は其劑今に倍せし)なるをや何の病をか治すへき、猶更其眞僞新舊の辨へもなく半は病を見ることくはしからす何を以てか病を療せん、嗚呼拙哉庸醫

○忘肉抄は樂書也、書寫山性空上人の撰とかや、體源鈔も亦音律の書也是豐原氏の秘記となん
體源とは豐原の肯水也(水と髓と音近きか故某家にして名付し所とかや)

○自紀州故亞相公總持寺(江)五ケ條御不審南楚和尚返答

一淨土宗僧正僧都等之官ニ進タル例有之否之事淨土宗僧綱ノ官位前代不及承候、近世鎭西派ニ僧正國師アリ

一禪宗淨土宗官位進不進之事
佛國ノ式法宗旨ノ異ナイハス戒臘德行ニヨリテ坐配等ヲ定ムヘキノ佛制ニ候、王家ノ官位ヲ受ル故袈裟衣の色ニヨリテ位階ノ品ヲ立テ候、佛制ハ色ニヨリテ位階ヲ立テス青黑木蘭ノ三色ヲ袈裟色トシ好ム所ニヨリテ着スベキ旨ニ候、五分律ノ衣色五色ヲ用候ヘトモ五方ノ正色間色ヲ用ヒズ皆壞色ニスベキ佛制ナリ、佛法漢地ニワタリテ護法重法ノ爲ニ諸宗同ク勅許ヲ蒙リ位階ニスヽムト見エ申候、唐朝ノ淨土宗ノ祖師ノ中ニ盧山裏遠三朝ノ大師號アリ(佛祖統紀樂邦文類優曇寶鑑等ニアリ)壁谷ノ釋曇鸞大師 (優曇寶鑑ニ見エタリ諸傳ニ同シ) 又菩薩號(淨土論ニアリ)唐朝道綽禪師(佛祖統紀優曇寶鑑ニ見エタリ)唐善導大師(往生集ニミエタリ)律師闍梨ノ號(念佛鑑ニ出タリ)禪師號(瑞應傳ニアリ)異朝淨土宗官位ノ

例略シテ右ノ如シ本朝聖道家ノ官位傳記等ノ意古來講經論義或鎭護國家祈禱或御惱加持或請雨功驗等ノ賞ニヨリ位階ニ叙セラルヽト見エタリ、後世ハ先例ニヨリ是ヲ望ミ或單恩ノ勅許モコレアルカ聖道門ハ先キニ來朝シテ右ノ如ク公家ノ役ヲ勤メ來リ候、禪淨土ハ後ニ弘マル故ニ公請ニアツカラサレバ勸賞ノ官位ナキカ（但禪宗ニ國師僧祿紫衣ノ和尙位等アリ彼家ノ子細ハ存セス候）禪淨土モ國王國主ノ地ニ伽藍ヲ立テ或ハ田園ヲタマハリ佛法弘通仕ル故ニ諸方各刹ニ於テ國家安全ノ御祈禱致スコト定マレル式ニ候、我淨土宗ハ元祖法然ヒトヘニ名聞ヲイトヒ專ラ出離ヲ志シ叡山ノ交衆ヲノカレ西塔黑谷ニ隱居シ、藏經ヲ披覽アル事五返往生ノ要行念佛ナリト思定メ、承安四年生年四十三ニシテ宗旨開基ノ故ニ祖師官職ノ望ナク綱位ニ進マレザルト見ヘ候、其門弟師ノ隱遁ノ志ヲ相傳ル故ニ僧綱ノ任官ナク候後々ニ至リテハ菩薩號ニ任セシ（濃州立政寺開山智通菩薩）或ハ和尙位上人位ニ任シテ紫衣香衣ヲ着用ス淨土宗官位ニ進ムベカラザル道理モナク定式モナク候

一律師號ノ事

永觀律師ハ宗祖ニアラズ東大寺ニシテ戒ヲウケ三論宗ヲ學ヒシ、白川院承曆二年洛東禪林寺ニ住シテ一向ニ念佛シ、堀川院承德三年六十七ニシテ律師ニ任ス、僅ニ一宿ヲ經テ辭セラルヽト矣（彼本傳ニ見ヘタリ）但淨土宗官位ノ例ニアラズ亦法然門弟ニ隆寬律アリ是モ本ト聖道宗ノ時ノ官位ニテ候

一淨土宗三衣之事

元祖本宗ハ天台ナル故本宗ノ衣相ヲ改ラレス直弟皆コノ衣ヲウケ聖道衣ニテ候、當流ノ始祖西山證空嫡弟法興淨音唐朝宗祖ノ衣法ニヨリ今ノ衣ニ改メラレ爾ヨリ來着用仕候（但他流ノ改衣其始シラス候）異國淨土宗ノ衣法ハ書傳ニ見エズ候（但惣メ衣法ハ律文物等ノ書ニ出タリイツレノ宗モ各々ノ宗衣相書ニノセキタルトハミエス候）高倉院ノ御宇法然門弟俊乘坊重源入宋ノ時法然ノ云ク宗祖曇鸞道綽善導懷感少康五師一舖圖畫尋來ルベシト云々、重源宋ニイリ相タヅヌルニ果シテ五師一幅ノ影像アリ、持來シテ法然

ニ迯ル法然ノ傳ニ出タリ〆此五師之衣相同今淨土宗ノ着ス袈裟衣ニテ候、此五師本宗禪ニテ此衣ヲ着セラル、ニアラズ、五師ノ中曇鸞ハ四論宗道綽ハ涅槃宗善道ハ三論宗ニテ候ヘトモ淨土宗歸衣ノ時本宗ノ聖道衣ヲ改メ今ノ衣ヲ着セラレ候、故ニ性德淨土ノ衣相ニテ候、禪衣ヲ着用スルニアラズ其影像法然ノ門弟湛空相傳ヘテ今ニ嵯峨二尊院ニアリ、是則異國宗祖衣法ノ證驗也、其後來朝ノ別幅ノ惠遠善導等ノ唐畫往々ニアリ、皆同今ノ衣ニテ候

一聖道門之事

禪宗ニハ教内教外ヲタテ教内ノ宗ヲ指シテ聖道ト名ル歟、淨土宗ニハ唐ノ道綽禪師聖道淨土二門ノ教相ヲ立ラレ（安樂集ニ見エタリ）教内教外ヲイハス淨土門ノ外ノ諸宗ヲシテ聖道門ト名付候、末師此義ヲ判シテ云ク此土入レ聖名爲二聖道一從レ穢至レ淨故曰二淨土一矣

○或問甚目寺の釋迦堂（比丘尼所）僧形あり俗におそうさうと呼ふは何そや、答是賓頭盧尊者也寺院食堂に安置すそうざうとは聖僧（羅漢ヲ云）の訛り也

尾府の俗語古へ婦人の白粉厚くよそほへるをおそうさうの如しといひしとそ、是も昔甚目寺へ人每にまゐり此像に白粉を以て面貌をぬりて願なとかけし事風俗となりし故にかくいへると古きものかたりし或人曰此像羅漢の姿ならす疑ふらくは此寺中聖觀上人の像かと

○吾輩處レ世勿下以二已之長一而蓋上レ人、勿下以二已之善一而形上レ人、勿下以二已之多能一而困上レ人（袁了凡ガ陰隲錄）

○大學明二明德于天下一舍二天下一則吾亦無二明レ德處一矣同上

○天下無二自是之豪傑一亦無二尤レ人之學問一行有レ不レ得皆已之德未レ脩惑未レ至也云々同上

○宣化之時酒店壁間有レ詩云、是非不レ到二釣魚處一榮辱常隨二騎馬人一（陳繼儒カ巖棲幽事）

○種樹之法莫レ妙二于東坡一曰二大者不能活小者老夫又不レ能レ待（承脱カ）惟擇二中材一而多帶レ土礎者爲レ佳（同上）

○尾南知多部野間庄大御堂（俗云大坊）白河院勅建にして暦年中の草創西方の三聖を崇む後に右大將賴朝

先考贈内大臣資福の爲に再修すと云々、亨祿四年辛卯十月十三日兵火の爲に燒失す、されとも本尊夾侍等靈異有て損失せさりしとかや、天文三年甲午三月の勸進帳に見えたり（大坊の藏にあり）
○播州兵庫（湊川）醫王山廣巖寶勝禪寺ノ記楠正成戰死の記は正德二年四月難波法泉寺の珂然和尙筆記する處なり
廣巖現住祖瑞師志願を廢し正德二年五月二十五日彼戰役諸靈の爲に衆を會して觀音纖を修し永く定式とせり
○明の廷臣善惡の報應は多く爽ふといふ事を奏せしに、大祖曰善を爲して或は福なくとも然も理として爲へからさるの善なく惡をなして或は禍を免るゝとも然も理として爲へき惡なしと、大哉王の言よく理を以て善惡の情を折て區々たる報應の說に循ふて理を味さす學者但善を行ふ事不能を患へよ應なき事を患へされと、師林の獨堪（萬福四性瑩）いへり（陰隲錄序）けにも世人報應にのみ心ありて善の必すへく惡の必すすまじきを理會せすしていたつらに聲利を追ひ富貴に志して善を積事能はす、凡事身家の爲にのみはかりて生民の爲にはからす上ミ其君に背き下モ其親に戾り肖肉相諍ひ朋友相欺き顯に朝憲を忘れ幽に天鑑を省みす、たま〳〵惡ならさるも有所得の念を以て小惠をなし日を數へて其應を待つか如きは豈是を善となすといふへけんや
○凡人家子孫累々として簪纓甚盛んなるあり、然るに一世の中猶究困して後なき者あり、是皆祖先の德と不德とによれり嗚呼百世の德あるものは定て百世の子孫有てこれを保ち、十世の德あるものは定めて十世の子孫有てこれを保つ、乃至三世二世の德有て三二世の裔これを保つあり、其斬然として後なき者は德の至薄知ぬへしされとも亦命ありて然らしむるあり、太伯の後なきかことき夫一定に論すへけんや
○熱田大宮司紫袍を服す、紫は三位以上の服なれ共一條院以來は橡（ツルハミ）をのみ着するか、但し大神宮の一の禰宜上階叙せらるれは紫袍を用ゆる事古記に見えし、されば元德二年四月荒木田氏成度會常良同時に

上階せし正三位に進みし事は天文に度會常眞を始とす、其後荒木田氏富度會滿彦亦正三位を拜せし、されば熱田大宮司もと尾張宿禰の職なりしが季範以來南家の藤氏其職を傳へて四位の上階せし例しあり、祠官は昔のまゝに紫を着し侍るにこそ、先年水戸源義公へ我泰廟熱田宮司紫袍を着する事を御尋ありしかば其故實を遊ばされ進せられしと聞え侍りしかども如何樣の事なる子細は聞侍らざりし。

或近臣に是を聞侍りしに泰廟薨去の後御手づから認め置せ給ひしものは封の儘多く燒き侍りし、其中にや有しといへり最惜まゐらすべき御事也、伊勢の長官紫を用ゐ侍る事は太神宮神祇和歌續百首の自注に見えたり

○後魏の景明年中(宣武帝の年號)海陸の黃尋先に居家單貧一旦忽風雨錢を飛して其家に至る、貧富鉅萬に至て其年誅せらる(五行記)汀州の林氏罷仕の後一日天丕(ヲホヒ)て錢を雨(アメフラ)す、林氏天に仰ひていはく非常の事は必禍をなすとす速に止は林氏が福ならんと聲に應じて止む後に富を保てり(稽神錄)此二年貪慾と知足とをいふのみ、夫非常の事は必ず禍をなすといふもの人能理會すべし、是怪異のみに非ず凡賤夫一旦名位に昇る單貧忽財利を得るがごとき世人大概これをうらやまざるはなし、然して其終る所を見れば必らず禍に困しみ愁に死するもの古今萬々歟

○范文正公一書生が爲に薦福寺の碑を打せしめんとして一夕雷轟て其碑石を擊破せし事、墨客揮犀及び昨非菴か日纂等に出づ、薄命の人の爲に是を說くべきかも

○宋の嘉祐中揚偕といひし人(漢州軍馬判官)道に術士に遇て彼云く君世に瓦石を化して黃金とする者ある事を知れりやと就て偕これを試るに既に驗ありし、術士此術を授くべしといひしに、偕云吾は吏錄に從ふ何そ化金を事とせんとや、術士曰子の志如斯吾及ぶ所に非ずと戶を出てゆく處を失せしよし宋書に見えたり、嗚呼名位財利分に安んじ天に任せて夤緣營謀せざる者世にまれなり、故に名を追ひ位を求め財利を貪ること世人骨髓に入りて爲せざる所なし、今の人豈術士の所爲を待へけんや、敎るに爐火丹の術

を以てせば必丹銀をを行使せん、人も夫揚氏が志に耻さるべけんや、巳の冬府下金具師父子（伏見屋權兵衛同八兵衛）似金を作りし事あらはれて獄につながれ侍る

○頃日（巳の冬）新銀共品をよくさせ給ふことに錢貴き事日々に甚し、極月に入て錢九百餘文を以て銀十五泉に充、異邦とまた錢の高下ありといふ人あり、予曰裱宏の自智錄に錢の事あり、たとへば百錢といへる所に銅錢百文を銀十分に準なんといひて不レ論二錢貴錢賤一とあれは唐土とても時によりて貴賤ある事しるべし

　異邦の銅錢には大槪大中小の三品ありて直當不同あり

○或問文照院殿の御實母初日蓮宗にて葬し參らせられしが、常憲公の命によりて東叡山に改葬ありし、准后の宮御法命を改め授け參らせたまふと共法會如何ゝと、予曰頃日台家の僧に是を聞て靈會日鑑に記し奉りし長昌院殿贈從一位天岳台光大姉（寛文四年甲辰二月廿八日逝）御改葬の後御贈位の典ありし越智氏の御女となん去春（癸巳二月十八日より二十八日にいたる）五十回の御法會一萬部の御讀經ありし是文照院殿御遺命と云々

○寶永庚戌九月十四日清楊院正一位大政大臣三十三回の御時　勅會行はれし御導師華頂宮（尊統王親王增上寺貫首湛譽大僧正）

靈祠　勅額は　仙洞震翰（十六日長澤壹岐守を令上洛御贈官并勅額の御禮）



尻

僧正

光明寺
傳通院
弘經寺
大光院
常福寺
大樹寺

机前

禮盤

花瓶象香

南

大臣

大納言
中納言

宰相
宰相
三位

誓願寺
松應寺
天德寺
高月院
實臺院
信光明寺

梁道
報恩寺
長香寺
天性寺
光照院
光求院
德林院
信重院

九勝院
浩德院
源光院
林松院
源流院
川光院
威德院
瑞花院

殿上人
殿上人
殿上人

高家
高家
高家

源寶院
天陽院
德水院
常行院
花岳院
源壽院
源興院

大諦寺	東漸寺	善導寺	大巖寺	靈山寺	蓮馨寺	靈巖寺	勝願寺

最勝院	寶松院	惠眼院		弘經寺	淨國寺	幡隨院	圓通寺	専稱寺	可悅	運岸	靈鑑	觀徹
安立院	佛心院			祐頓	靈旭	隨學	蓮雄	哲眞	往的	殘應	辯無	

妙心寺	大長寺	雲光寺	心法寺	通元院

勅會座式

增上寺

御建立

大樹御參詣襲御衣冠御帶劍　十四日

宣命使　高辻少納言

尻　盥

御儀法事
增上寺
勅會座一式

役者 役者 通元院
御目付

心法寺
靈光寺
大長寺
妙心寺

大念寺 觀徹 辨無
勝願寺 靈鑑 殘應
靈巖寺 運岸 徃的子弟
蓮馨寺 可悅 哲眞
靈山寺 專稱寺 連雄
大巖寺 圓通寺 隨學
善導寺 幡隨院 靈御旭
東漸寺 淨國寺 祐
大善寺 弘經寺 祐頓
鏵

役者
寺社司
三
御老中

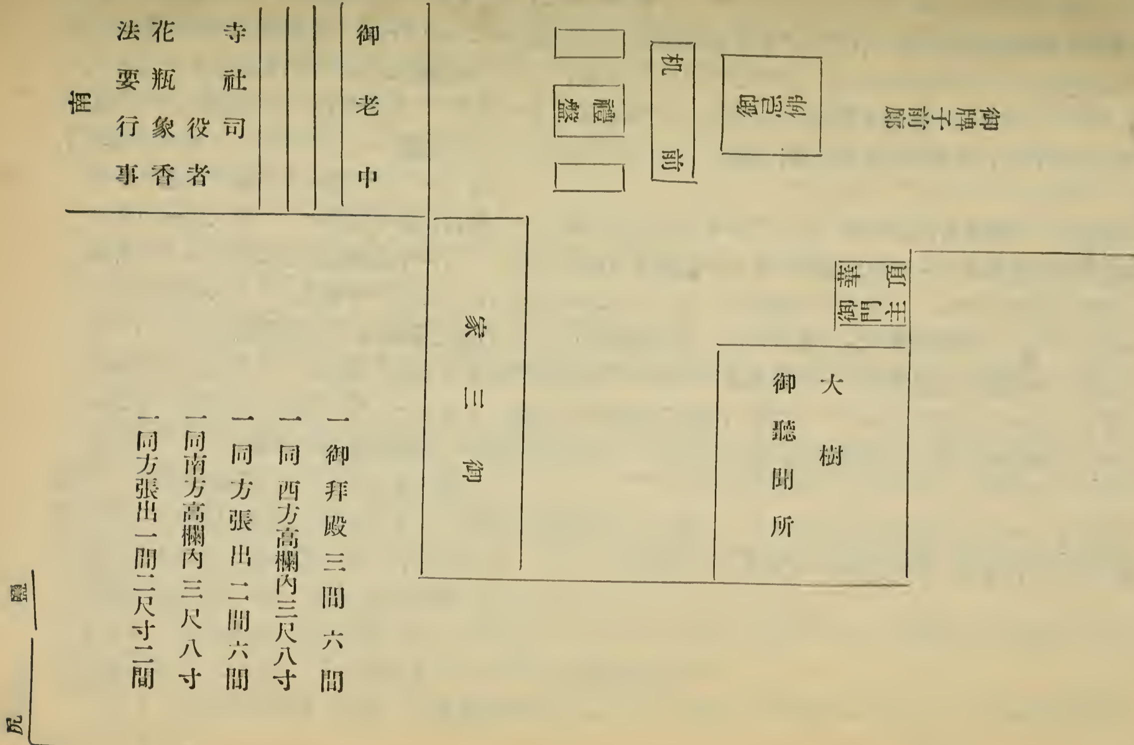
高家 同同
殿上人 同同
安養院 月泉院 貞松院 普光院 廣徳院 月窓院 瑞蓮院
九勝院 浩徳院 源光院 常照院 光學院 花養院 淨雲院 隆崇院

道 梁
報恩寺 長香寺 天性寺 光照院 光求院 徳林院 信重院

增上寺 大僧正 覺了院 僧正
光明寺 傳道院 弘經寺
大光院 常福寺

信光明寺 室泉院 高月院 天徳寺 松應寺 誓願寺 大樹寺

三位 宰相 宰相
中納言 大納言
大臣



南
寺社司
役者
花瓶象香
法要行事
御老中
御三家
前机
禮盤
御宮殿
御牌子前席
華頂
御門主
大樹
御聽聞所
一御拜殿三間六間
一同西方高欄内三尺八寸
一同方張出二間六間
一同南方高欄内三尺八寸
一同方張出一間二尺寸二間
尻

十八日　智恨院宮(並)　勅使　院使御響(猿樂アリ)

○正德三年(十月十四日)　文昭院贈正一位太政大臣御周忌

増上寺　勅會清揚院相國公御法會ノ式ニ同シ

但智恩院宮御下向なし時の貫首顯譽大僧正門主に准せられたまひし

○或人曰凡亡者の靈に水手向るは佛法に效へるかと、予按するに我國上久の習俗歟、日本紀(十六)に鮪臣か死せし時影媛哀傷の倭歌を詠して玉笥に飯盛玉椀に水盛なんといひ其の葬の時水淺みもりみな酒の詞あり、是我國佛法來らさる以前の事也

佛氏といへとも餓鬼の外佛菩薩等に水手向る事なし、今の俗は我先祖の靈を以て賤しき餓鬼として祭る者多し思はさるの甚しきにあらすや、釋氏曰凡餓鬼は佛座に近付へからす幽林の靜所を拂ひ昏時に水食を薦る事なり、今佛殿の裏殊に朝晝の間施鬼の祭をなす事其理なし、鳩槃陀等の鬼類すら殿堂に祭らさる事也(柳樹桃木なき清淨の地にまつる)況餓鬼をや、法なき僧は人の祖先修行めてたくして終り且は智識火下せし神靈をも皆はかなく罪深き者と同しやうに施食すあさまし、されは追善の法事に施食ををすは寒林の餓鬼迷魂をまつり、拔苦與樂の大慈悲心に任し其福力を以て今日聖靈の增進佛果を祈る事也、賤しくも其靈を直に鬼類にして侍するにあらすといへり、施食の法は密家ことに深き習ひあり禪者の施食も亦理に近しとかや。

○昔唐土人天竺へ渡りしはいと艱難にして、容易ならさりし、義律三藏の經を取に題せし詩にも去人成レ百歸辨レ十、後者安知ニ前者難一なといへり、今時は印度に往人毎に多し旅驛の通路も安らかなりとかや、二十年計り前迄長崎に在し商人(德兵衛といひし者)もろこしにわたり、夫より天竺に往とて彼國の事ともかたりしとそ、靈鷲山へも上りしがいと高き山にて山上石垣をめくらした〻めり、其石苔にふりなから石のあはせめひすろき侍らさりしなんといひしとかや

○或曰古き織物のきれに千里切といふあり、これは昔大江千里(伊豫守從五位下)唐土人を招て色々の物織せし其殘餘なりと、いと久しき物にこそ此頃(壬辰春)難波人我府下に來りて古き織物を尋ねて買求めし、僅二尺にたらぬ程の物を三貫匁にも買しとかや好事の婦人奇をてらひて

○瘍醫(外科の事也)　探札(抽籤也今の觀音籤等の占なり)　白描(すみゑなり)　輕箑(扇也)　便面　障面(是亦扇をいふ)　鎗旗(茶なり)　雪液(酒也)　柹脯(和に云くしがきなたきの類なり)　烏麥(そは也)

○詩に首如飛蓬といへるをよもきの事と思へるは非なり、蓬草子とて葉はなてしこの如く花は野きくのひらかさるかことし、其實は後に絮となりて飛散る河原に多き草也　和名をしらす)よもきは艾の字也

○膽吹山其麓春照といふ里にて民家もくさをうる、古歌に詠せしは此處といふ、亦下野國日光山の下標地原の艾をよしといふも古歌故にや

○五月五日一百種草を采ること異邦の書(本草陳藏器の說)古しへよりあり、我國百草といふ事世人多くしれり昔より采事かといふ人あり、曰日本推古天皇十九年五月五日大和國菟田野にして藥獵したまふといふ事あり是を始てやすへき

○五色線云謝靈運遊ㇾ山觀ニ掛猿下飯百臂相連ニ云々世に猿の手をとりつらなり下りて月影を取らんとするさまをゑかくはかゝる故事にや、但し月を取らんとする事は經律異相にてや見侍りし相連り下る故事とは別なり、然るをひとつに心得て圖し侍るにこそ

○鼬の火柱を立るとて世に妖とする事あり、いたちは夜中樹上にのほりて焔氣を起し亦地上に柱の如煙氣を發する事あり是をいふ

○本草に江東無狐といへり我國にても四國及ひ對馬亦は五島等にも狐なしといふ海限にして渡行さる歟

○大和國世尊寺の本尊は我國木像の始なる由　元亨釋書に見ゆ)

○唐玄宗の時長安東都兩宮の官女殆四萬人とかや古今披庭の盛なる是に過たるはあらじ(五雜組)嗚呼宮

中の婦人の員すら萬を以て數ふ、其文武の宮人さこそ多かりなん、開元の始天下靜なりし玄宗此富貴の極に居て驕り且惑へる宜ならずや、今僅に一家の富ある者も其心ほからかにして婬酒に惑へり況や、四海を掌にせられし人をや承通繼玄昭明三光弟子南嶽上眞人と十五字の號も玄宗の自稱也(會昌投龍文)

按するに玉京金闕七寶元臺紫微上宮靈寶至眞玉宸明皇天道君といふ號は宋の徽宗に群臣諂ひて奉りし尊號(廿三字の中の中玉と寶と二字つゝ有もおかし)徽宗又上章靑詞の自稱に奉行玉淸神霄保仙元一六陽三五璇璣七九飛元大法師都天敎主とのたまへるも無下の事にや、數量文字多き名古今ためしもなくや侍る、是皆道士黃冠の號に隨ひ生を貪り死をおそれて虛誕の禱祠狂惑の兒戲に似たるにや壽福は命あり豈祈りて是を得べきや甚哉唐宋の愚主嗚呼。

○夏日和峰上人示㆑上㆓綺筵㆒二律㆖

獨避夏畦忘去就　月幽風淡一茅亭　團々荷露投珠鳥　冉々松烟捲翠暝
夜笛覺孤林唾鳥　破窓伴數點飛螢　梅霖洗曉雲山線　江潤不淺億楚萍

○山城國水瀨近き櫻井の里は前羽林橘正成朝臣楠京より兵庫へ下られし時其子正行に敎訓して此里より故鄕に歸されし事人傳へ侍る亦西行のうたとて野翁の石碑に

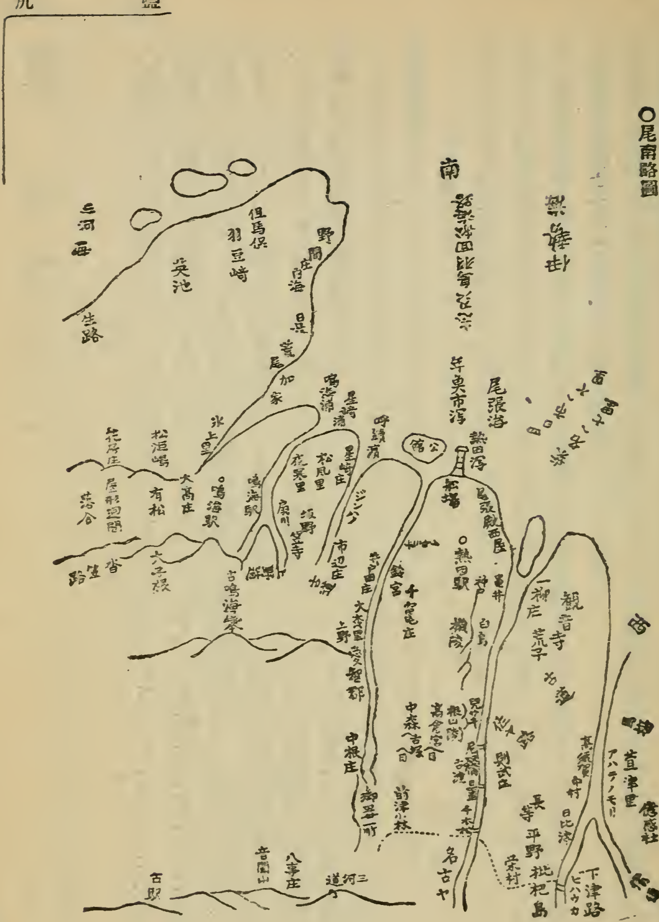
ちれは浮ちらねば底にかげうつる春おもしろきさくら井の里

集には見えされとも春おもしろきといひし餘情西行のよめるさすがにといふへし、凡所々に傳ふる古歌は其歌人の當座に讀すてし事くさなればあながち集になきとていふかり侍るまじき事なりと或堂上家かたり給ひし

○國の枕詞あり眞杉(マスギ)小墾國(ヲハリノ)槻根(ツギネ)生(ハフ)山背國(ヤマシロノ)此類は昔し材木を採りし山ありし故の稱也、されば山城國貴船神社も屋船久々乃知の神を祭る、是樹木の靈にして材木をとる山口木の本(コノモト)の御神也、或人曰きふねとは木生嶺にして佳木繁生する山嶺といふ事也とさも有べきに　(世人船の字になつむ事ある故誤說あり)

○寳永七年八月水戸中納言綱條卿より禮儀類典五百卷を　大樹公へ献したまふこれは故中納言光圀卿承應三年御撰の書と聞えし。

○尾南路圖



鹽尻　巻之五十三

○康正元年の冬藤澤の役にいたり敵も味方も入交り三日をかさねいとみあらそふ事になりぬ、されども屋形の武威强して北條憲定も終に自害して餘兵をのかす、あまたにあたりてかたみに死するを破りて藤澤の方の松原の群にて戰ふ男有しに味方中村治部少輔藤原重賴とて京家の人の世にしつみて屋形に扶持せられ侍りしになん、敵の男は栗毛なる駒に乘りて二ツ引染のほり龍の紋付けたるさし物なりけり遠目なから鎧風いかめしく見えける、しはし戰ふ鎗もあはせしに目の前に彼男つきとめられて頓て中村手つから首を取て我陣に來りてかう〳〵なんと語りけるに、いまた壯年にたらぬ男の色白うして誰にかにるべき心地して鬢のあたりたゝならすたきしめつゝあはれもいやまし仇なからにくからぬ面影也、中村重賴此心はへのやさしさにうたひとつ物して手向にとすゝめ侍けれは共首に向ひ

かゝる時さこそ命のをしからめかねてなき身と思ひしらすは　重　賴

返し　なき身とはたれもしれとも諸ともに今はにおよふ事をしそおもふ

右太田道灌詠草慕景集に見えたり、かゝるうたを道灌の辭世なりといふあやまりなり

○正德三年癸巳五月十八日相州小田原俄に高浪漲り來りて濱をひたしけるに、大なる鐵炮を打上けし北條家の古物とかや(跡なとありしとかたりし)

○同しき年六月十八日尾府下堀川へ鰹魚おひたゝしく來りしを人あつまりて取上けし、前々にも鰹魚の此處迄來りし事聞侍らす

漁者云日てり久敷時鮫内海に入諸魚を追て濱近く來る此處のかつをもかゝる故にや、されと共沖中鮫も見え侍らす、或頃日ほしかを多く船に積來る共臭に附しかともいへり

〇同七月末府城南門の左右(東は武平西は御園御門)の堀の所々より煙のことく立のほりたるもの有、圍一丈斗長さ四五丈もや有なん、柱など立たるやうに薄曇りて夕附日にうつろひ色異様に見えし、人々立より能見れは蚊幾百億ともなくあつまりて此かたちをなせし蚊柱といふべきにや、いかさま希有の事とかたりしか廿六日邦君隠れさせたまへりとなん、廿九日に聞ゆ扨はかゝる事の先兆にやといふ人多かりし

〇厠を雪隠といふは、雪竇山の明覺禪師雪隠寺の司厠有しより呼けるとぞ

〇朝鮮平安城より一里計外に麗奴といふ所有、河邊岩石多し二丈ばかりの大石面に高麗王は日本犬也と彫刻せり、其文大さ一尺計よく切入たりと戸川肥後彼地にて親しく見しと云々

〇墓上に植し松を五枝松とて五株うえ侍る故實とかや、我國ふるきすがたなるべし、古塚に松のむらむらあるは間々あり

〇正德四年甲午三月十七日より十九日迄朝暮日色血のごとくに光耀なかりし、月もまた赤銅鏡のごとくにて光なき夜のけしき蝕に似たり、人あやしみ街に語る昔も有やと問ふ人あり、予曰遠き記録にもありや覺えす、慶長十九年甲子春朝日如銅と神君の御年譜にしるさせたまひしか(此冬難波役地震等あり)近く寛文二年壬子三月數日の間月色紅のごとく光なかりし(此年五月大地震二月洪水等災あり)古へかゝる時なんとけやけく御祈侍りしか今はさる事も侍らざるにやと思ひしに、同月廿三日より一七日の間熱田の御社にて御禱可仕よし女房の奉書にて內藏權頭(河瀨)に仰事侍りしかは丹誠を致し、卯月三日御撫物並大麻を朝廷へ捧け參らせける、上弦のころより月光をまして空の氣色も靜になん成侍る

〇木曾にて所にいひつたへ侍る衣笠大臣のうたとて人のかたりし

生すかふ木々の梢を蜘手にてちらぬ花ふむ木曾のかけはし

〇玉川和歌によめるは山城攝津近江武藏陸奧紀伊同し名の處をも亦よみ來れる言葉あり、名所にして古歌なきは

緒絶(小田江と書誤り小田井と呼)あしや　玉の井(是尾張にあり)今よますとかや、又䟽島は隠岐國なるは紀の輔時のうた拾遺集に見ゆ、伊勢國なるは鴨長明か歌あれ共狂歌に近けれは勅撰に入らす、たとひ古人の歌有とも撰集に入さるは遠慮あるべきよし或堂上家の人いへり

○角田川近き處に淺茅原あり、名も雅なれと古歌にはなし、對馬國安佐治山は知家の歌新勅撰に見ゆあさち原まとふ黒髪とよめるは名處にはあらず、また武藏に名所あまた見ゆ

忍川(下谷)　白糸瀧(櫻田)　櫻川(芝)　別の淵(三股)　俤の橋(牛込)　鏡池(淺茅原)

なんと名もくちおしからねど古歌にはよみし例なし、井には堀兼井の外野中の井(谷中)龜の井(小石川)柳の井(とらの門)なんと侍れども歌枕ならず、小石川の古歌によめる吾妻川なんと今の名所也、荒藺崎はその處分明ならず、或人云神奈川の浦をいふと云々霞關は今安藝侯館の邊也、みよしのゝさとは川越に有、隅田川は下總の名處に入て行基法師のうたに

まつち山夕越くれていほ崎のすみた川原にひとりかもねん

とよめるは武藏國なり、但待乳山淺草なる金龍山なりといひつたへぬれば此山武州の分か(紀伊國待乳山あれ共新千載に定賓卿の哥は武藏待乳山をよめり)武藏野はすべての名なれどもわきて城西中野にして武藏野と呼地侍るとかや、堀かねの井も其邊近き里の名に傳はる、但し堀兼の井は牛込に有よしいにしへより巾つたへし(我外山の御館内に其名有)

○熊谷入道蓮生高野山智識院に住める時讀る歌

いにしへのよろひにまさる紙衣風の射る矢も通らざりけ理

紙衣とは紙子にあらず白紙をつきて衣とす、今二月堂の行者等着せる處の紙衣これ也

○伊勢へ參りし人云、松坂と櫛田との間左の方に小町塚あり(路數町隔たり松樹上に生す)土俗云小町は

男と交らずして死す、後に此塚繭三莖を生す人取て田にうへしより繁茂す、今席を織て太神宮に貢すとかや(又其邊に長田か塚とて古塚あり)小町塚といふもの國々にあり、我尾西彩屋村にもあり
○尾張國石枕の里昔東國に通ふ路なりしに、驛舍の老婆に旅人やとりにつけば臥所の下に石の枕をかくし置て寢入し頃其枕にあてゝ打殺し物を取屍をば埋みなんとする事年有しか、彼老婆惡死してその靈たたりければ里人祝祀りて祠を立しを後稻荷と呼で一村の產神と崇むといひつたへし
○定家卿幼童の時乳母に抱かれて有しを、めのと云く俊成卿は歌よみと世にいふ、君も歌よみたまへあれに馬に乘行人あり是は如何といひ侍りを
　管笠を着たるおとこの馬にのり川のむかひを通るなりけり
是色とらす有のまゝなるすかたにしていとけなき心から何となくいひ給ひし和哥の本意にや、後迄我管笠をの哥ほと實は終に讀侍らすと宣ひしとかや
○熊野浦にからすみといふ物あり、土にあらす石に非ずすゝりにてすれは墨のことし、色はつやゝかならす畵眉石の類か
　からすみ浦人波につれてよるをひろひてうると云々
○木曾路和田峠にある星くそといふは黑水晶の類歟
○尾張國大國靈神社五月六日の祭を梅華無盡藏に正月の追儺とひとつ事のやうに記せしは傳聞の謬にや
今彼祠官に聞處先廳(マンドコロカタシロ)戶の饗
五前(ハテン)ロ(梅木)陵(同同)先粿　一献　二献　三献　鯔(ナヨシ)
北五前ロ(中臘)同同同(同同)三献(鰑)
戶土器を初神主に賜ふ神主のみて酬す、次權同次に中臘是は不酬次に奉幣(一本)次に戶馬上むかはき弓矢を帶先馬場淸(淨衣二人樓門にて下馬)神前の西半町計威德院門前に於て東に向ひ鳴弦三度

次に祭終て上馬すみて神人のる、次に里人の走馬は國戸を左に祭る社外に聞さる歟



○畜生に水魚林鳥野獸の三種有て其類無量なり、樓炭經に魚に六千四百種、鳥に四千五百種、獸に二千四百種有とかや、予貝を集しに凡三百四十餘種ありし猶國によりしらぬ貝いくらもありぬへし其魚の類そ多かるへし

○土佐房昌俊義經を襲し堀河夜討は文治元年十月十七日夜子刻と百練抄に見ゆ

○玉葉集に

おはたゝの板田の橋のとたえしをふみ直してもわたる吾かな

親鸞の歌也(集に善信法師と有)これは二條院讃岐(源三位頼政女)知るよしの事に付鎌倉へ訟へ本意の如くなりて上りける時讀て送られけるとそ

○昔我瑞公御康存の時瀧川某か家へ立入らせ給ひしに主家に傳へし宸筆の色紙を懸置しを、御茶道家山本何某先立參り見てあるしへ此懸物取收めよ、宸筆ある上段へは君あからせましまさすとて外の懸物懸させけり、實に天子を恐れ敬ひたまふ御事此如そあるへき

○いなのめ(曉なり萬葉)しのゝめ(同上古今)稻のみへ(みへの切めなり)篠のみへといふ事にして明渡る

そらおほろは曉より又後の事夜の明るをいふ、あやなし（やみはあやなしと云山吹はあやなく咲そと云）無益の字也かいなしといふ、同し風すさむ（風あらきをいふ）風ふきすさむは（風ふきやむを云）おほあらきの杜の下草生ぬれは駒もすさめすかる人もなし、此うたのことはにてしるへしすさめは愛せさる也、すさめすやとる秋のよの月は不捨心にして餘所にせさるをいふ

ちりのまかひ（花のちりまきれ也）ありなめ（あらすらめとなり）時鳥なか鳴（かを濁てよむ汝がなく也）我とはなしに（しの字淸てよむされと無の字には非す俗にいふなぜといふこと也）秋にはあへす（不敢にはあらす不堪也）うはへなき（なさけなきをいふ）むつかりたまふ（腹立給ふ也）やさし（はつかしといふことは也）はやしく（くやしき也）なつさひ（別るゝ也）むつかる（勘當也）かたそ（谷のけはしき路をいふ）たご（苗をうふる女をいふ）ほき（狩人の通ふ細道也）こやた（古き堂藏玉に出）いなしき（田舍をいふ稻敷也）まつらかさ（冥途をいふ大方）しまひね（霞）こつみ（洪水になかれよる木のきれ）はつ木（ものをおす木をいふくいなり）いさなみ（霧）さはひこす（霜）しつり（木より落る雪をいふ）

○西溪叢語曰東京高處有望火樓上有人探望下屯軍百人及桶節鈎鋸斧梯索之毎遇生發撲救云々我東都火の見やくらを設く異邦望火樓也

○蠻國の醫書圖の內に見ゆ、貝の箱にて章魚なり、我國西方にてたこふねといふこれ也



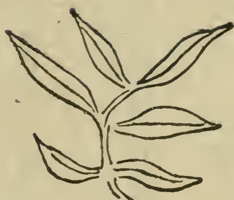
○最明寺入道のうたに

いくたびか思ひさためてかはるらんたのむましきは我こゝろなり

太田持資入道道灌此歌を感して

いきて世に今日そと思ふおもひ出もなくてやはてんよしこれも夢

○楓は郭璞云白楊に似て葉圓にして岐あり脂り香はしといへり、又寫書には樹大にして葉三角なりといふ、我國古書にはかつらと和訓す中世以來かいての紅葉に此字を用ゆるは似たるを以てなり、予東都にて楓を見し𥁕のことし紅葉愛へし葉かしはのことく岐とがらすされとも大方一物と覺え侍る



○諸社の神官の稱呼久し(東鑑に諸社の神官神人云々)日本後紀大同二年の條下に曰、或有任神長事幸適例共有官符任神長者宜改爲神主云々此ころほひ神長と呼しを勅して神主と稱せさせたまふと見えたり、伊勢の一ノ禰宜を長官と呼も昔の神長の遺習なるにや

但し長官次官はカミスケをいへは一の禰宜をかみの意にて長官と稱する歟

○帝宮より始太神宮の代々の造替且衰世の運に依て古代のすかたならぬ事多しとそ、然るに和州招提寺は孝謙帝の御願天平寶字(三年己亥)創建今正德四年甲午に至りて九百五十六年幸にして一度の炎上もなく作りもかへす其儘にて類なき古代の梵刹也(今寺領三百石)

○牛頭天王の梵語（密宗の次第物に見ゆ）世に多く知る者なし

　瞿摩掲唎婆耶提婆囉惹（クマキリバヤテバラジヤ）

瞿摩は牛の梵語掲唎婆耶は頭の梵語提婆は天囉惹は王なり

○凡諸天明王等はもと天竺國の所祭釋迦佛出世已前より唐土天地山川の祭往昔よりありて帝王の主とりたまふか如し

○武問我國溫泉湧出の地必らす神をまつりて鎭とす異邦にもかゝるにやと、曰三奏記云驪山の溫湯は舊說以三牲祭乃得之云々、我國溫泉の事宿奈彥那神に初まる、大分速見湯といふ事神記に見えたり

○菅三品奏狀ニ曰初拜内史之時奉仕五畿七道神位記事名號階級之誤獨自所ニ考正ニ六千余坐其三千六百余者文時手書也云々（本朝文粹）

　神社の謬傳故實の違昔猶ありし後世區々として是を考へ正さんとす難哉

○富家の入道殿に俊賴朝臣さふらひける、日堺の傀儡ともまゐりて謳つかふまつりけるにかみ歌になりて

「よの中はうき身にそへる影なれや思ひすつれとはなれさりけり」と此歌を謳ふたりけれは俊賴いたり〳〵にけりとてゐたりけるなんいみしかりし、永緣僧正此事を傳へ聞てうらやみて琵琶法師共にかたらひさま〳〵物抔とらせて我詠たるいつも初音の心地こそすれといふ歌をこゝかしこにてうたわせけれは時の人有かたきすき人となんいひける、敦賴入道も是をうらやみたくや忠ひけん物はとらせすして盲目ともにせめてうたはせ世人に笑はれけるとそ（長明無名抄）

　俊賴の歌を謳ふしは人より稱し、永緣は自衒ひ、敦賴はいやし同し事もしなし有、今の世稱譽ある人の心根をしらは賢否邪正自可顯

○或人云朝鮮よりの舟路對馬壹岐を歷て九州所々にかよふ、昔神代新羅より直に日向に船着せしやうに

見えたり、今とたかひぬるにやと、予曰人に聞しは其州の海中に栟櫚島といふあり、毎年韓地よりひよとり千萬となくわたる(びりよの實を食ふ)其後鷹陰りとて打つゝき薄雲覆ふ事あり、國人鷹來るへしといふに必鷹多く韓地より飛渡るといへり、是を以て見るに韓より日向のかた風氣も通し侍るにや、神代の昔のすかたも思合られ侍らすや

○日向國宇土の岩屋はうかやふきあはせすの尊降誕の處とかや、濱邊より無下に近き山きはにていはや入口の凡そ二十間計深き事十四五間上へは岩一枚にて天井のことし、窟中三祠をまつり御あかし立ていと〱神さひたり、其岩屋の奥に龍宮穴とて數尺計の穴あり、立よれは風甚しく吹出して物すこしと見し人かたれり、日隅薩の三州はもと一國にして共に日向の國と呼し神代巻古事多く殘り聞え侍る

○最勝佛頂陀羅尼淨除業障經(尊勝陀羅尼經と同本地婆訶三藏の譯)十善業道經(實叉難陀譯)
右二本維摩院の僧正(智鋒)此頃新に板に刻せし

○昔皇都大學寮に先聖(孔子)先師(顔子)九哲を影を崇て二仲の釋典めでたく行はれしやうに延喜式に見えし、六十余州の國學にても各春秋の禮をつゝしめり、衰世に及び學絶えて後國人其名もしらす、【割註】我尾州の如きは昔中島郡國衙カ萩岡今ノ松下村に學校ありし」野州足利の學舍の外孔聖を安置する所も聞えざりしが我敬公獨古禮を興したまひ、城門に聖堂を建て釋菜を爲せ給ひし、猶亦東都林氏の宅地に就て大成殿を建させたまひしより二仲の祭も年々あり、常憲院贈大相國の御治世(元祿四年辛未)神田の地を以て昌平坂と號し、新に大成殿を再建ましませしかば釋奠の姿もやゝ古へにかへりぬ、亦近き頃肥州長崎の吏其家に聖位をもふけてまつられしを寶永七年庚寅佐久間安藝守平信就官に告て新に聖堂を營して孔子以下の神位專ら明朝の製に效て木主を安置し春秋の祭其禮あり、其傍に學舍を建て毎に書を講ぜしむ(向井元成是を司とれり)もろこし人も時々參て拜禮するとかや是太平の化也

○今大淸康熙五十三年也、帝法令を壬辰下し三年の間十五省の年貢其半を減ずる、是在世の永きを祝

せられ侍るとかや、實にいにしへより一主五十年にあまれるは共例し少なく侍るにや

○賈誼上疏云天下大器也、今人之置レ器置ニ諸安所一則安置ニ諸危所一危天下之情與レ器亡ニ以異一賢君は仁義禮智（一字不明）を以てし暴主は法令刑罰を事とせり、其措置の安危德澤の絕亡禍福のかゝる所豈小緣ならんや

○五菓ニ主五穀一(東方朔か占書)欲レ知ニ五穀之收否一但看ニ五菓之盛衰一

李主ニ小豆一　杏主ニ大麥一　桃主ニ小麥一　栗主レ稻棗主レ禾

○人男女の二根を具するあり獸もかゝる物ありやといふ人侍る、予が釆地(愛知郡本地村)民の家に二根ある馬ありて時々物を馱して來る、見るにいとうるさく覺え侍る

○或家に謝仙◎の三字を書て柱に粘あり、これ何の勝ぞといふ人あり、これを雷書といふ宋の大中祥符中に雷王眞宮に震して災せりたま〳〵一柱燒すして此字あり、好事傳へて鎭火辟疫の符とせり(集古錄謝仙火の字跋の意)謝仙は雷部中の鬼の名主行火云々かゝる事大槩道家の術歟

○開元錢に新舊あり、書は唐の高祖の武德の鑄、新は武宗の會昌に鑄る、新開元の背文に京洛揚益等の字あるは共鑄し所に各一字以表す、亦早痕（ツメノアト）有ものは舊開元也甲痕は竇大后と文德皇后の兩說あり共に不知之、按するに開元錢は初武德年中より唐三百年相續て治鑄せしと見ゆ(北山醫話詳なり)我國寬永錢の如し、寬永の始より至今日而以同文字鑄之耳

○漢書食貨志一夫挾五口云々食人月一石半五人終歲爲粟九十石云々漢の時一日の食粟五升とす、我國今武家の月待一人食玄米五合也、或曰是豐臣秀吉公の定むる處女は共半を用ゆる古今の計量の大小不同也、以此類今を疑事なかれ

○異邦巫蠱左道の邪術いにしへより多し巫蠱(我國にいふ犬神)蛇蠱(とらひやう)髑髏神或は鳴童預拔神(我國にいふゲホウ頭)の類數ふるにいとまなし、續夷堅志に少童をぬすみかくし日々に食を減じ法酢を

灌き其死を待て枯骨を收其魂魄を拘す他の事を聞んと欲する時は耳邊に於て其事を報ずといへり、癸未續識にも又此事を筆し蠱家人を慘酷せしさまをいへり、輟耕集にも蠱家童男女を捉へ符命法水咒語を語らひ迷惑せしめ活なから鼻口唇舌尖耳朶眼を割央して其活氣を取腹胸を破り心肝を割て各小魂とし曝(サラシノ)乾搗羅(ホシツキフルイ)て末とし、收裹して五色の綵帛(イロキヌ)を用ひ生魂頭髪と同じく相結び紙を以て人形様を作り符水をして兇(ケン)遺し人家に往て怪をなし廣く他の財物を持し事を記せし、嗚呼是一箇の邪術財寶を貪り得るが爲かゝる慘毒の惡業をなし、其終りは國家の爲に極刑に眞るゝ類間々聞え侍る、我國白弧犬神等の邪術も其意殆同じ畏れ避て可也

○宋熙寧六年の冬建昌軍城ノ北五里の間甘露松上降りしとて人々瑞とす、濃厚酒の如く其味甜く香し、依て松枝を折て太守張氏に献じ尋て上聞に及びし、鳳凰山中を過る時牧童等見て此山上にも亦甘露ありとて玩弄す、賣藥の者あり人に語て曰太守の不察のみ何物そ甘露とせん、露落て數畝の間にのみ偏からんやといへり(漁隱に見ゆ)凡樹木の精液外にもれて此物となる、古しへより甘露を受しといへる木必枯然れは天瑞にあらず、人主みたりに是を以て賀するは愚といふべし、松に異花をひらく等も又木の疾といふへきのみ

○唐土人は梅の弟とこそいへ我國の水仙花は大方神無月より見侍る、潔色に類なく霜雪の中獨觀とするにたれり

○當麻の變相中央彌陀の印相は他受用報身說法斷齡の相也(西山一流の傳には三身相即の印と習也)

此印相は報身花嚴說法の秘印也(密家の傳習)

華嚴の大疏の意彌陀を以て華嚴の教主とし且諸佛の本師とせり(花嚴宗の秘意)

報身者眞智所成故名法身矣云々(花嚴大疏第七)

淨土所談の彌陀報身は普通三身門の外別に四十八願酬因の報身報土と習

大乘同性經に西方安樂ノ阿彌陀佛は是報身報土と云々

○願生淨土七祖（吉水の相承にあらす佛祖統化七出て四明石芝の家曉師の記なり）

始祖　唐山正覺圓悟大師
二祖　長安光明善導淨業大師
三祖　南岳般舟承遠大師
四祖　長安五會法照禪師
五祖　新定臺若少康大師
六祖　永明知覺延壽禪師
七祖　照慶圓淨法師

淨土立教志の相承如此智旭師の宗傳竊議に此七祖に雲棲和尙を加へて八祖とせり、然らば亦旭師を以て第九祖と可仰もの也

八祖　雲棲袾宏蓮池大士
九祖　雲峰萬益始日大師

○蓮池四ケ本寺

花頂（千七百三石二斗）　黑谷（百三十石）
百萬遍（三十石）　淨花（五十石）

及び增上講寺は（一萬千石）他に異なる進藍
鎌倉光明寺は（十貫文百石）坂東一派の古刹
筑紫善導寺は（五百石）九州一派の本寺也此外五ケの無本寺京都にあり
讚州百相法然寺（三百石）　江州木部錦織寺（二十石）　洛西嵯峨淸凉寺（九十七石）

泉州堺旭蓮社(四十石)　　尾州名古屋建中寺(五百石)
此等は鎭西派の寺院也
○料簡　法花文句補任料理也量也簡與諫同即量載選擇之義といへり今俗了簡と書は非也
○堀川院崩御(嘉承二年七月十九日)世に疑ひ有初僧仁寛輔仁親王を立まゐらせんと謀り己が青童を女房に作りなし、密に主上を弑し奉らんとせしか事あらはれて仁寛も童も伊豆國へ流罪せらる【割註】我中島郡萬德寺の藏覺禪師に此事あり盛衰記にも見えたり」仁寛はおそろしき者にて至尊をうかがひ奉りしに、時の廷臣罪を正し死刑に處すべきを流せしはいひかひなく侍る、但し輔仁親王へ憚らせましませし御事も有しにや、其後餘黨終に弑し奉りしやうに世に云けるとかや、仁寛東國にて不法甚しく武州立川陰陽師と議して一流の行法書籍等を作れり是所謂立川邪流なり
○文屋康秀が吹からにのうた秋の草木と定家卿の改られし百人一首を書時は秋の草木と書短尺なんと書には野邊の草木と書へしとぞ
○太平淸記云淸池在儋州城東其中四季荷花不絕臘月尤盛
○ナキナタは長刀の轉語といへり實は薙鈌也
　日本紀(廿七)鈌をナタと訓す
○志水氏は菅原の姓にして右大將賴朝に近仕し男山八幡宮例幣使を勤めし、其裔中世に至り八幡山下淸水に住す阿佛といふ庶子多くありし、嫡子左衛門尉國光は家を繼で淸水と稱す二男僧圓誓は正法寺の開祖也(源定康寺領の田を寄と云々)國光の子を高田孫左衛門宗久と稱す、其居岩淸水に隣りし故淸の字を避志水と書し宗久八代の孫志水加賀權守宗淸は相應院尼公の父也
○三州碧海郡平田庄上野の城主上野右衛門尉物部照氏は新田左兵衛佐義興に屬して戰功あり、其裔弓削を以稱號とす、平岩主計頭親吉等は皆此後胤なりと云々

○三州淨土宗（西山）壇林三所山中法藏寺岩津妙心寺中島崇福寺尾州（西山）壇林三所飛保曼荼羅寺部田祐福寺熱田正覺寺紀州同流壇林揖取惣持寺京師二所禪林寺光明寺を合せて西山義九所也

○淨土宗關東壇林十八所

光明寺（鎌倉）	壽經寺（小石川傳通院）	增上寺（芝）	勝願寺（鴻巣）	常福寺（爪連）
弘經寺（飯沼）	大巖寺（生實）	蓮磬寺（川越）	弘經寺（結城）	東漸寺（小園）
淨國寺（岩槻）	大善寺（瀧山）	大念寺（江戸）	大光院（新田）	幡隨院（神田）
善導寺（諸林）	靈岩寺	靈山寺（湯島）		

○名越善導流義壇林二所圓通寺（大澤）專林寺（山崎）盧山流義大阿彌陀經寺（泉州堺號旭蓮社）開祖大乘澄圓菩薩（後村上院勅謚）源義氏の裔孫泉州刺吏義貞の男、初は鎌倉光明寺常譽上人の淨土宗を傳ふ（自此先禪僧）後に元朝に入て盧山東林寺の優曇普度大師に見え惠遠の法脈を繼き盧山義淨土宗をひらく

○官位問答に曰昔は六位のものも姓について朝臣と書しかと後鳥羽院より後は禁制なり、其比までは五位にも堅く制せらるゝと云々

○今川義元我東尾を略せられし時、織田信長熱田の宮に詣し、夫より春敦門を出蛇塚を經て井戸田に行山崎より野並にかゝり古鳴海を過りて太子根に陣し給ひし、是より桶迫間に衝入て勝利を得たまひしと云々（此路すぢ田島家の傳ふる物かたり也）

○珠數の梵語鉢塞莫といふまた南蠻契利志當は念珠を崑塔子といふよし

○今の世貴人より下つかた駕籠とて乘侍るは根本籃輿より起れり、あおた（或あんたともいふ）露ひなき物也、後はむしろにてかりに日おほひなんとせしよりさま〳〵の制出來りぬ、初は卑凡の者道路の勞れに乘りてありきしを今は大人といへとも是をめす、但し今の制のことさはつりこしより變して籃輿と取交へしと見ゆ、されは乘物と駕籠と今格別のやうになれり

○安東氏譜を按するに神武天皇御宇長髄彦か兄安日東國にのかれ陸奥濱安東浦に住せし、齋明帝の時蝦夷叛けり、安倍比羅夫に勅して是を征せしむ、比羅夫陸奥に至るこゝに安日か裔安東と云しもの官軍に屬し軍功を立、依て阿部陸奥臣の姓戸を賜ひ賊を護せしむ、其後裔致東よく國亂を鎭す將軍の號あり、仁明帝の時柴田郡大領外從六位下勳七等阿部陸奥臣豐主等漸盛大也、一條院の時彼後胤國東松前に至て賊を征す、其子頻良其子を安東太郎賴良といふ後源賴義の名をさけて賴時と稱せし自安東將軍と名謁と云々一作ニ安部將軍一

○○忠賴 安東 ― 頻良 ― 賴時 安大夫六部司 稱安東將軍

- 爲元 赤村介
- 僧良昭

賴時の子
- 日井（ヒノイ） 盲人
- 良宗 安東太郎
- 貞任 厨川二郎
- 宗任 鳥海三郎
- 正任 黑澤四郎
- 家任 磐井五郎
- 重任 比浦太郎
- 則任 比與鳥七郎
- 女子 アルカ一ノ前伊具十郎妻

┬女　子　瓦理權大夫妻
┴女　子　萬刀一ノ妻

○東照太神君御花押のれ字を書せましく〳〵ける、或曰もと　（闕字）の字にして廼と同し、凡事を繼の辭氣出の難に象る、春秋傳頂氏家說なんとにもさま〳〵の字注有、尤目出度字なりとかたる、予思ふ是其本據をしらすして附會の說を作れるもの也、夫のの字御判はもと御家傳來の乃の字大黑とて一筆書の大黑天神の吉畫あり、神君夫を模して御花押となし給へり、其御押尾公御相傳にして今御府にましします、かゝる御事も御家御譜代の者ならては如何しり奉るへき

○佛者本尊を立て拜する事釋迦の如きは先師の形像をあかめて其德を謝する意也、其他佛菩薩等の像の如きはもと無形の德を表して其象を取て造りし事故に諸佛菩薩を拜する事先道場觀とて其依法正法を觀し、或は其三摩耶形且種子を觀する事定れり、顯密傳法の僧の外は此等をしらす、今禪淨土日蓮宗なんとの僧に佛像の印なんと問見よ、何事たるを辨えさゐ法師多かるへし

○或問荒神供密家の正法になきより谷響集に記せり、然るに眞言宗の僧正法の荒神供ありといへり如何答ふされは谷響にいへる所は世俗竈神として祭る荒神の事をいへり、是は倭俗作り出せし事にて唐道家習合の邪法なる由をいへり、瑜義經等にいへる毘那耶伽（譯大聖歡喜天）の本身障礙神を一に荒神と稱す是に忿怒と如來との二像あり、一切法の障礙となる神故修法の時先降伏する事密家の大事也、是竈神にあらす其本地金剛薩埵と習ふ故也、是をまつるを荒神供といふ、是は密家傳來の正法なりと云々、但荒神と云號唐になし我國あらふる神といふ事を荒神と呼

○摩利支天の像今世に見る像は大威德明王を一面にし鋒を團扇にし輪寶を鉾に持かへさせ牛を豕にかへたる也、是を俗傳の像と云々全く密家相傳の像にあらす、あるひは輪寶を射る姿もあり亦鉾にて突所を作れるもあり、勢のよき樣にして事をもしらぬ武人を欺しものなり、小野廣澤兩流傳來の像は形

像天女にして明王夜叉部にあらす三摩耶形は團扇也
○不空羂索觀音三摩耶形は羂索なり、其像は八葉蓮花中の滿月變して一薩菩となる、三面にして肉色寶冠に阿彌陀佛をいたゝけり、右第一の手寶鉼第二の手念珠なり左第一の手開敷蓮花第二の手羂索を執れり身に鹿皮を服して蓮臺に座し諸天侍多し
南都興福寺の南圓堂に安する所の像は六目八臂、是は弘法大師唐に於て別に傳受の像なり、また六臂あり右の上錫杖下は劒左の上蓮花下は滿願印本手は合掌也、亦二臂あり儀軌によつて同しからす密家の書にくはしく見えたり
○馬頭觀世音八臂の異あり、我尾州龍泉寺の像は二臂也
○千手觀音もまた異像多し、淸水寺の像は四十手の外兩手に一佛を捧く
○地藏右手錫杖を執しむるも小野廣澤兩流の軌形にあらす右は施無畏の印也
或寶幡を持せしむる三摩耶形なれは也
○大黑天神頭に帽を蒙り右の手槌印左手囊を執る（袋にあらす）荷葉に乘せしむ（槌に作りたはらにのせ日本の頭巾を蒙る布衣やうの服を着せしむ非也）
○辨才天は右手劍（日本の藏のかきにはあらす）左手印章を執れり（寶珠に作るは非なり）

鹽尻　巻之五十四

○程子云周茂叔令尋顏子仲尼樂處何事云々
夫孔顏の樂しみ固より世俗の物に着するものゝ如きにあらす、但し學者聖賢のたのしみは道を樂むにありとおもへり、然れば是聖者と道と二物たり豈孔顏の樂をいひ盡すべけんや、夫聖賢の心地洒々私意淨盡天意昭融して自然に一毫の繫累なし、何ぞ我人の遊樂を以て是を見るべきや、嗚呼世人這裏都へて黑窣々猫兒のことし、飢ては只食を求め困ては必睡りを思ふ、一度富貴を得れば便聲色の娛を極め四體の奉を窮む、一旦貧賤にあへは憂戚耶む事なし、されば樂は其樂しむべき所にあらす憂もまた其うれうべき處ならず、能聖賢の地位を見得して彼不改の樂所を語るべきかも

○花鏡六に龜に彌老ときは愈少なり、八百年に至り反て大錢の如し、千年にしす毛を生すと云々
秘傳花鏡は淸の康熙中の作草木の事を第一に記せしといへとも天文以下大方の雜書の體也
今我國山川に小(サキ)龜錢の如きもの多し、これは卵より出でまたしからさる也、豈八百老龜の稀なるものならんや

○鶴千年にして蓋松(カサマツ)に安んじ龜千年にして荷(ハス)業に遊ぶ故、唐土人祝事に龜蓮を畫かきなどするもの每々なり、我國の人蓮華を佛具とし凡そいはひのゝしる時は忌とするこそをかしけれ、鶴龜の形を作る燭臺を佛前に置て人目馴侍る、何とて祝事に鶴龜を用ひ侍るや、彼を忌は是も忌をん愚妄の私亦呵々
愚人死の名をたも忌おそる、然るに祝とてひしめく時は必魚鳥の死かはねをならへてたのしむ、是口腹の慾にひかれて忌々しさも忘れ侍る故也、彌愚にして彌妄なりといふへきのみ嗚呼

○狐鼠の進退といふは前を疑ひ後をうたかふをいふ、首鼠兩端とはねすみの性は疑ひ多し、行は一度す

ゝみ一度しりそく、穴を出れは必畏るゝ所多し、故に兩端を持するものを然いふ是小人のすかたのみ、君子の戰々兢々として戒愼恐懼するものと混すべからず

○小藝ある者これを衒ひて利祿を貪る只其名を人のしらさらん事をおそる、故に自衒ひ自媒して賣ん事を求むるさまいと賤し、嗚呼喚嬌娘々々

唐土雜貨を賣商人手中に小鼓をならして人を集む其鼓を喚嬌娘といふ(雜貨纂要)

○錢を料足或は用脚と呼ふ、和俗これをあしといふ、晉書に魯褒錢神論を著し無レ翼而飛無レ足而走といひしより起れり、白玉蟾集雲遊の歌に初到二家山一辭二骨肉一腰下有二錢三百足一といへり一文を一足といふへきかも

○或人云往生講なんといへる講の字議如何、念佛講なんと呼は構の字や書へき構は合也結也集也なんと字書にもありと、予曰不然いにしへより朝廷の最勝講山門の三十講等木へんに書し例しなく、寛弘御記雲圖抄なんと皆言べんに記せし、講はならはしと訓して凡其事にならふ集合の義にあらす

○世に異をこのみ奇を衒ふ者まゝ多し、近き比京師に藤井某(國平と呼父は蘭齋とて篤實の儒士なりし)年わかき者なりしか文學器ありて人にも稱されし、されと萬好事の曲者にて我國往古の人名をかしとて豐芦原芥丸(アクタ)と自稱せし、其友何某も同しさまなる名付んとて青海原泥丸とそ云ける、芥丸死けるを泥丸吊ひて其石碑に書付し

嗚呼男鰯の鮓の重石にもならて果ぬる事をしそ思ふ

○過し癸巳冬前座主一品准后宮(日光)御附弟の爲に圓滿院(三井寺)の貫首を請まゐらせ給ふ、十二月十一日阿部正喬朝臣(豐後守)を上使として御心に任せらるへき由仰せ有し、昔より山門寺門むつましからて戰ひにさへ及ひし世有けるに今日山門寺門わくかたなく園城寺の長吏延暦寺の座主の御附弟とならせ給ふ事例しなき御事にや、慈覺智證同しく玉泉の正流をくみ四明の法燈をかゝけまします、いかて法裔

へたてまゐらすへきを山門三井各別の事になれるも高祖大師の冥慮にはたかひ侍りなん、今度よりそ山寺むつましくともに一乘の宗風も靜ならん

○大和入道見佛（藤原親盛）世をのかれて後水邊述懐と云心をよみける歌

かたり行かけにむかしをおもひ出てなみにむすふ山の井の水

或書に建久三年法皇崩御の時出家すといへり、吉水の大師に歸して二心なき念佛なりけり

○三井の道顯僧都古人の身を隱しけるさまをしたひ、わたしもりこそ罪なくて世をわたる道なれとて湖のかたに小舟ひとつおかれし事發心集に見えたり、けにうきよの中に心をもとゝめす往來の人をおくり迎えておのつから月日を過なんは罪なきわさに侍らん、某なる友渡し守描きて一詞なんと需しかは

長江載月雪艇　窄（本ノマヽ）一棹畵霞水紋　迎輕風送歸雲

○我尾府下正月初三の後市井立る、心竹（シンタケ）は三毬杖（サギチヤウ）乃遺意なる事前に記し侍る、信州松本の人云彼城下正月立る處もこれにひとし、但町々辻の中央にこれをもふく長サ十餘間計りの大柱（一度調し置て毎年出し用ゆ）を心とし松竹等をかさる、これを御ミ柱（ハシラ）と呼亦幸神（サイノカミ）と稱す（諏訪の社三月中の酉の祭日御柱とて立るあり國風これに准ぜるにや）市井の小童集り柱の下をわらいてかこひ、且童輩の中一人を別當と名付水あひせて柱不これを饗するさまありといへり、按するに三毬杖と辻祭の幸神と混せし風俗にや、亦語らく初秋七夕町々繩を以て家と家との軒にかけ路を横切てこれをはり、夫に木にて人形をいとおろそかに作り紙衣きせいくつとなく彼繩につりおく事城下皆おなしと、是亦如何なる故にや國々節序の風俗いと珍らしき事多し。

○初春望夜異邦にはいにしへより家々門戸に燈をはり士女出て遊ふ事尤にき〳〵しとかや、我肥州長崎の港もまた此風俗ありと聞ゆ、京あつまなんとはかゝる事なし、まして他の國々此夜寂々たり、凡そ今宵は一歳十二度圓月の始めなれは人はもてあそふへきを餘寒折しもはけしき時なれは見る人もなく侍る

梅薫る色もえならぬ霞にさし添たる光影心あらん人誰か見過し▷るへき、宋の王夫人（東坡か妻なり）汝陰堂にして春夜の月を玩し詩にも春月色勝如秋月色と作れり（侯鯖錄）されは我國の人も春夜の月を詠せし歌多かれと必上元にしもあらすや、朝廷の踏歌そ此頃もめてたく行はれ侍る

○兼好か見くるしき物書る中に家内に子孫の多きと筆せしを心得ぬ人も侍るにや、是我身のやむ事なからんにもまして數ならさらんにも子といふものなくて有なんといひし章亦妻といふものこそおのこの持ましきものなれといひし所なんとてらし合て見は其心を會得すへし、されは世人のねかひ壽命福祿は更なり、家内子孫の繁榮をこそたれも〳〵思ひとし侍るをつら〳〵思へは人の苦しみひかこと唯此子孫多きよりそ身の辱をも省みすいとまなく役せられ侍るにや、男子多けれはおそれ多くまた彼等世の花やかなるを見聞てうらやみかこち顔なるにも親と成て自貧且賤しきをかなしみ如何なるわさをしても彼か身を立なんはかり事をは親の心にかけさるものなし、されは士は祿位をもとめ農は田園を増して工商は利の多からんあらましに思ひを盡す、女子は年も漸おとなしくなりもてゆけは宜しき緣を求て嫁せしめんと心のいとまなく、やかてむこ聞出して親族とはかりにもむつかしからぬかは、緣さたまりて其調度なんとこちたく製し侍るに困し嫁して後よしあしにつけて苦みの門ひろく愁の數をかさぬる事少ナからす、かくて常に子孫の數を己かなけきとし、生前惶々としてしつかなる心なけれは道による志もなく行を正す心もなし、いたつらに子孫の爲に懼レ苦み痴愛に罪をつくり、ひたすら世にへつらひ人にこひて只幸をもとめ惆悵して禍をさけ侍るさま出塵の眼よりこれを見は見くるしからさらんや

○殯葬は送終の大事、孝子順孫心を盡し誠を致へきを我國海俗無道にして塋域を選はす治葬甚疎也、但唐土風水の說に泥み年久しく柩を停め逝者をして土に歸する本意を失するもの多しと見ゆ、丘氏の大學衍義補是を辨する事詳也、されと俗尙改かたきにや、今淸に至りても猶停柩の事やます、康凞辛亥（我寛文十一年）の仲冬停柩官墳の人家火災して棺十餘具を燒、灰骨辨しかたく其子孫痛苦伸る事なかりし

を齊家寶要(附論)には恨めり、其他天竺寺及ひ雷院金沙灘等洪水の時棺屋數百所漂去せし事なんと記して水火はかるへからす、速に葬埋して保全すへき事をいへり

○或問順德院の建暦二年(壬申正月廿五日)圓光東漸大師洛東智恩教院にして遷化有しかは、やかて廟堂を營し忌月を迎へ在出參堂して師恩を報せし、代々の天子も亦叡信淺からす綸命を下し其忌月を修せしめ給ふ、殊に後柏原院鳳詔を製し此會の法則を定めたまひてより專ら智恩院御忌と稱す

勅に宜レ修(ク)ニ法然上人之御忌ニ云々御忌の稱呼は詔命なり、故に餘山のをは智恩講といふなり

其正月十九日より廿五日に至るは何れの時より修せしそ、答て曰大師入滅の後五年に當りて建保四年丙子正月十九日より廿五日に至り一七日勢觀上人行はれし

東山西福寺に安置する所大師念持の本尊(立像三尺)乃背後の漆書に曰ク建保三乙亥年秋當寺に住す、同四年(丙子)正月十九日廿五日に至り於當院別時念佛執行す、沙門勢觀源智かくのことしト此寺はいにしへ法勝寺の境内にして則其一院なり、勢觀上人これに住し大師年來の本尊を遺屬ありて此寺に安置とかや今現ニあり

○長良(ナカラ)兼良(カネラ)或人カネヨシと呼けるを夫もよしと後成恩寺殿の宣はせしとかや、三條實枝はサネエと讀へきなりとそ

○普光院の將軍(義敎)初め青蓮院の上童にてまし〳〵ける時南禪寺の景南戀慕してあひ參らせられしとかや

○郁離子は明儒劉基が著述なり

郁々乎文哉といふ郁の字離は明にむかふ義文明の意也

○近江國甲賀の金勝寺に寛平中の太政官府あり、菅家の奉にて自書給ひし、其位署の下に菅原道眞とありとそ、菅家の御諱をは大方書侍らぬ事故實なり

○豐臣秀次五山の僧をして百十番の謠の注をなさしめられし、建仁寺の雄長老總裁として慈照院に衆僧を聚故實を尋て記さしめし、遊子伯陽か月を愛せし等の事唐土の書になきにや、小野頼風公卿補位になしとぞ、船を公にすゝむと書し類何にも見えすとなん、其頃足利より上りし僧に元結といふ者（大佛の邊に住す）曰詩北風栢舟を栢にすゝむと讀なり、舟は羞也云辨毛破意といふ書にありとて言上す諸僧其本を見んといふに秘して出さす、秀次急に出すへき由仰せ有しかは唐本に舟は羞也と三字細字に書入しを奉る、是日本人の筆なりとて人に笑ひしかは元結面目なくして逐電せしとぞ、予或僧にキミニスヽトといふ事を問しに出所なんと書て見せし、但是も元結か類にや知りかたし

○周易そらにいふ時はシヤクと讀也（梅村載筆）改定之時易の語をひくにはアルフミ云と呼故實なり、其他の書は其題目を唱ふるなり

○林氏卜部家にいふ神籬の傳を平野より妄作の僞物也といひしを書し、其終に曰我國昔より神を勸請する時一ッの箱に赤土を入て是を内陣に納る時幣を再拜して此物は木にもあらず金にもあらず神御座と唱ふる事秘事也といふ、今按ずるに神社璽の箱とて封ずる法を予も傳へ聞侍りしが往古かゝる事有べしとも覺えず、且伊勢熱田等の殿内に昔より曾てなき物なれば尤いぶかし、諸社の御正印を藏めて神輿にのせ奉る類中古以來あるにや、夫を神籬の御正印といふ（ひもろきは後世神社といふがことし）たとへば太神宮の印熱田の社の印と四字を鑄し朝家より納て給ふ物也、此箱を印しの御箱と呼御正體の事には侍らざるにや、林氏の書ける赤土を箱に盛るの事古風の尤故實あり

○瓢より駒を出す繪あり、これは卯月江録に張果老踏破故廬といふと、亦張果紙を以て驢馬とせし事太平廣記なんとにあるを取合せて好事の者描し成へし

○孔老佛吸酢の圖何人が畫初けん、壽精庭贊せしかば近頃の圖にあらず東海瓊華に記せり

○鶯座新書に雪中芭蕉繁茂せし事あり非常の事歟

○佛者の右膝著地は胡法かといふに樂記に武坐致ㇾ右とあれは三代とも亦此禮ありと虎關の濟北集ニに見えたり
○大日といふ僧入宋して佛照德光禪師に參して歸朝せり、是惡七兵衛景淸が伯父なり、景淸平家滅て後大日が菴に來る、大日侍者を呼で景淸つかれたる色あり酒を買來れと、侍者即ち走て門を出ッ景淸我を源家に訴へて押んとするかといぶかり太刀を拔て大日を切殺せしといふ（此事出書何にありや猶尋ぬへし）
○大燈國師出家の後五條河原に乞食行をして久しく人にもしられずしておはしけり、され共門徒等いみて是をかたらさりしに一休是は我祖の面目なりとて風飡露宿無人犯第五橋邊二十年と彼像上に書れしとなん
○人を捕へて勾引して賣しもの猿くつはとて物いはんとすれば舌切るゝ物を含せしとぞ
近世も出羽國南鄕等には盜賊ありて人を欺き猿くつはを含せしとかや
○鵠（白鳥なり）一名天鵞蠻國織出す、天鵞賊もとは鵠の毛羽にて製せし今は大概絲なり
○樺來唇
樺は木の皮なり木をむくりて其皮にてもとの如く包んとするに皮ちゞみて能はざるにたとふ、口の揃はぬ義あるひはかた事いふ又はことゝもるにもいふ
○梲脫丘（そこぬけたることを洗ふものをいふ梲橽とおなし）梲脫校郎（用にたたぬ物をいふ校郎はからふと也）驢年犬日（畜類のいたつらに年寄たるをいふ）
嗚呼小人庸才を擧用ゆるは梲脫丘が用なき者を多く官に入置は梲脫校郎といふべき蛇を室にやしなひ驢をして閭を守らしむる類和漢多し、驢年犬日の愚漢又少しとせず
○水中鹽味色裏膠靑（傅大士心王銘）水に鹽を入るれば見えざれどもなめて味を知る、彩具に膠を和して

見えざるにたとふ(梅村載筆)

○細川賴之(足利家執事)康曆元年の夏一首の詩を作り阿波國に隱居す其詩に云々

人生五十愧無功　花木春過夏已中　滿室蒼蠅掃不盡　去尋禪榻臥淸風

右南方紀傳に記せり夫賴之義詮卿の遺命を奉じて幼君義滿を輔佐す、凡天下を以て己れが任とし中外をして奢を禁じ約を用ひ佞を退け正を進め才を撰んで每に幼君の左右に侍せしめ從容に是を匡導し老を敬ひ諫を納るゝの媒とせし、亦或時は軍を督して攻伐ししば〳〵城を拔て敵を退く(慶安三年河州合戰楠正儀等の勇士といへとも出て戰ふ事能はさりし)されども幕下年やゝ長し驕暴の機日々に增し佞奸近習し政事始めに似ずしば〳〵諫て猶納られざしにや、四七の文字に懷を述て速に薙髮せし、嗚呼文武の才ありて世に重んぜられしも如此、後世の庸才豈補養の道をしらんや嗚呼

○幽岩律師始めは才高き儒者なりしが(味岡氏寬永のころの人也)故有て出家す、世をのかれし頃陸奥に下るとて旅屋の床に故鄕を夢見て斯捨果ぬる身の何事にこゝろひかれはべるべき、餘習はよくききがたきものとおひてよめる

すつる身はこゝろもとめぬ古鄕を見なれしゆめの猶かよふらん

奥の大澤なる所にて薙髮し昔の夢もさむる心地せしかば口吟有し

術業誤身三十年　忽披法眼脫塵緣　平生甚愛文書癖　換得山林一味禪

世をいとふすがたにはつるこゝろそとおもひたちぬる墨そめの衣手

くはしくは彼筆なる松島の記にあり、後洛東南禪寺の内に遊び、また泉涌寺に一院を營して靜けく住せし、尤當時匹如身の巨擘（スクレモノ）也

○浪華子か萬國掌菓圖(天竺及淸ノ日本朝鮮等の圖也)寶永庚寅春印行せし、凡一百餘部の書を考へ證して是を圖せり、國の圖の正數ものといふべき歟

○いらたかの數珠は密家の故實もありやと、或眞言師に問しに、是は修験者の具にしてさせる故もなし最角と書ていらたかと讀むとこたへし

○ひゑの山の如法經は前唐院大師始めたまひし後代々に絶ず書寫有しに、よの中みたりかはしかりし頃より斷絶して取たつる人もなかりし、善光寺の大勸請の聖(戒善院權大僧都慶運)百金をよせて過し癸巳の年よりやゝふるきに復り侍りしと山僧かたりし

○或人云寺院に旛かくるは供養物なり、然るに多くは佛號または諸尊の種子を書て懸るあり、思ふに能供の物所供の尊稱等を書べきいはれなくやと、予曰是を密家に聞し、凡そ灌頂の時道場四攝の旗に三十七尊の種子を書き、施餓鬼の場に五佛の號ある旛を立、且刹竿に普集餓鬼の咒書百旛を掛て幽鬼をして聚會せしむる等傳習の故實あり一槩にいふべからず、されば佛菩薩に供養する所の旛には其尊の名號あるひは種子を書て掛なん事誤りといふべからず、是を餘尊に互用せば又罪なるべし、よのつね道場の内外および庭旛等には決して名號種子有べからずといへり

今世明ゝ僧多く渡來りて新製の旛珍らしく見ゆる故諸寺效て是を懸く甚如法ならざるものとぞ

○不動明王に四臂の像ありこれは鎭宅修法の時のみ崇むとかや、亦二臂にして持物の異なるあり傳へて其事を聞べし

○日蓮黨が等に安んずる愛染明王を見れは本手を合掌に造る、儀軌の說に曾てなき事とぞ、彼等が本尊はもと叡山如法堂の安置を似せて己が家にのみあるとのゝしる

如法堂は慈覺大師初て建たまひし、後に惠心僧都釋迦多寶四菩薩(普賢彌勒觀音文班)を造りて安置し給ひけるよし、叡岳要門山門記等に見えたり

其釋迦多寶の印相相傳の像に背けり、彼徒あるひは合掌に作り亦は半蓮花とす、四菩薩もまた山門の故實に違ふすべて彼邪徒が佞作一二ならず

○地下はたとひ二位三位に叙すれとも下襲表袴指貫有紋を着せさる是本儀也、但し近世攝家淸華等より召おろし拜領の義にて有紋を用ゆ(地下二三位は社家にあり)其咎なしといへとも其意是を着して堂上と等しからん事を思ひ忠とせは驕僣といふへきのみ、夫禁色を聽さる四位五位の殿上人或は緯白或は平絹の紫の付色の差貫を着せらる、武家は中少將侍從といへとも輙く紫の指貫を用ひす大槩淺葱の緯白なり、いはんや諸太夫はすへて平絹あさきのさしぬきなるをや、今諸社の神人六位といへとも椽の袍紫の差貫等を著するあり、但し其社の神衣を申下して着する例あり(熱田の祝師家のことし)古例なくして私に用ゆるは忌憚事なきの甚しといふへし

近世吉田の卜部家私にゆるして椽を服さしむ、嗚呼僣上非禮なる哉

○或人屛風の繪に處々の名所を色紙形紙に書とて我住國なれは鳴海かたをも書へきか名所繪に書し例やあるかと尋られし、予曰後鳥羽院最勝四天王院を立たまひし時院内の障子に國々の名所を書て廷官に命し和歌を詠したてまつらしむ、其中鳴海ありて歌書したためし侍ると申送りし、假初の事も心ある人は私に事をはしめなさゝるにや、新古今の六冬の部に最勝四天王院の障子になる美の浦書たる處

風ふけは餘所になるみのかたおもひおもはぬ波になくちとりかな　藤原秀能

宇良人の日もゆふくれになる美かたかへる衣手よりちとりなくなり　權大納言通光

○眞福寺の上人(宥天今東都の圓福寺に轉移せり)大栖の第三世仁瑜法親王を(後村上院皇子)東南院の宮と稱す、東南院在所何れの地そやと、予曰高野山の東南院の智泉法師の開基(天長二年五月十四日寂)なり若や是かと後に南都東大寺の東南院はいにしへ此院の寺務必門跡たり、仁瑜親王も南都東南院の御門跡なりしと花嚴宗の僧語りしかは重て申送り侍りし、其事明らに知らすはたやすく答へましき事也

○五十年前我國印本の書は紙ひろく厚くして裱紙濃に薄かりし、三十年以來は紙漸々薄く裱紙甚たあらくし厚く製せり、是書紙かさ多く見すへき爲なり、近年は紙彌うすくあしく侍る故かさね紙とて（山城

の伏見にてすく紙なり）書の下ヶの切合せの所はかり厚く見ゆる様にするこそひすかしけれ（各紙の丁付も書の半にして或は廿三の六三十五なんとしるして終丁にして紙數多く見するなんといやし裱紙のうすきは昔にかへるか如くなれといさや紙を多く用ゆましき爲なれは疎薄の製なり

絹帛の類もまた花やかに包みて其織初二尺ほとの所はかりは地あつくし、其奥は次第にあら／＼しく織なす、漆器等もおもてのみよく見えて內かたからす、されは今世の人の心も是をもつて知るへし、萬輕薄にして外をのみかさり人をあさむきおのれ利を得ん事を欲して他を省侍らさる事士庶人みな等し、季世の風俗いとあさましき事多かる、心ある人こゝに志を發さらんや

○近世諸家の貴人京都より妾を召さるゝに多くは日蓮宗なり、其故は日蓮宗の僧等共壇那と心をあはせ下賤の數ならぬものにもかほよくむまれ出し處女あれは金銀をあたへてそたてしめ艶藝をならはす、年やゝたけゆく時日蓮宗の法義を教へ侍る、是はもし大家の妾となり幸ひせられは必主家を勸めて我宗をそねの邦にひろくせんたくみ也、邪徒の奸曲こゝに至れりと京なる人かたりし（大家妾をかふ時しきかとて多くつかはすロ入のものこれを彼奸僧等にあたふ故に費せしも一時に取かへし侍るとそ）進んでは佛制に背き（大かた彼女と通して亂行限りなしとそ）退ては貴人を欺て邪法に入しむ其罪誅をも容かたし嗚呼國賊々々

○僧松譽（攝州大善寺）日蓮邪徒か所編せし斷邪正論の破文を書せり（正德三年癸巳三月）其中一二を抄す邪徒安土宗論は俗書に出て正しからすとて辨を設しに、松譽因果居士かそのかみ自筆せし安土問答の記を以て證せり（前人未發歟此書は越後國礒邊郡高田勝願寺の藏に有元祿七年洛東松原下ル妙順寺にして開勸せしと）邪徒云彌陀は五十三佛の終世自在王佛の弟子也、彌陀は是より前の事は知らし、五十三佛の始めに錠光佛あり、何そ過去の諸佛彌陀に依りて正覺すといふへきや等松譽の破に智印三昧經（仝一巻）云念フニ燃燈佛（舊云錠光佛）之前過八十億、却有レ佛名ニ月惠一（乃至）有ニ轉輪王一號曰ニ惠起王一（乃至）

惠起王ハ阿彌陀佛是也(云々)彌陀發心は燃燈前に在り、云常演一却實久遠彌陀也等辨せり(日蓮黨か佛書にくらく且事理の說を知らさる事是等にても見るへし) 邪徒文珠願王の文共出所を知らすして邪評をなす、松譽文珠發願經(全一巻晋佛陀羅所數四紙アリ)入藏の函を出す

願我命修時滅ニ除諸障礙ー面見ニ阿彌陀佛ー往ニ生安樂刹ー生ニ彼佛國ー已成ニ滿諸大願ー阿彌陀如來現前授ニ我記ー云

信景云彼日徒は只誑惑にして學をしらす、古今皆日蓮か穢液をすゝりて醉るか如し、其高慢姦曲のいやしきさま齒牙を勞するに足さるのみ、邪徒の顯正論に靑盲の出所をしらすして合類節用集および倭爾雅なんとあさましき俗流の書を引けり、松譽腹をかゝへて大笑せし、實にも彼宗の坊主等か文盲なる今にはしめぬ事なから是ほとまて無學なるこそ不便の次第也

○峰火はとぶひと訓せり、大和國によめる歌多し、但し昔須磨と淡路とに通ふ舟には飛火を立侍りし、夫を見て互ひに船かよひしをしるしの煙と呼て和歌にもよめり和州のみといふへからす

○侍從信庸朝臣(京部所司代)去年癸巳關東下向の時詠せられし和歌院御感ありしとて京なる人より送られし五首

逢坂

しるしらぬ人もつたへて古き名を今そとゝむるあふさかの關

鏡山

くもらしなむかしを今のかゝみ山うつり行世のすかたとそ見ん

小夜中山

あつまちになれて幾とせいのちともしらすこえゆく小夜の中山

富士

月花の三つのなかめのうちなからたくひもあらぬ雪はふしのね

田子浦にて海士の汐汲を見て

世をわたる業はかくこそいとまなみしほ汲あまも鹽くまぬみも

○横渠先生曰仕者入ニ治朝一則徳日進、入ニ亂朝一則徳日退云々

徳ある者すら治亂に化せらるいはんや無德の身進むに心ありて義をしらさるをや、嗚呼世人主君に信ぜられん事を求むるに急ならさるはなし、苟も進信に心一つならは汲々として其守を失ふにあらすは必悻々として義を破らんのみ程子深く戒られし

○程伊川曰欲レ貴之心與ニ行レ道之心一交戰ニ于中一豈安履ニ其素一乎

道を行ふに心あるものといへども貴からん事を欲れば必義に勝事能はず、いはんや世人貧賤に安んぜずして其進むに貪躁せんをや、若幸に進む事を得は驕溢至らざる所なからん、故に賢者は其素を安んじ履む其處も必樂み其進むも其爲(ナス)ことあり、易曰素履往無(トメ)レ咎とは此謂なり

○寒士之妻弱國之臣各安ニ其正一而已、苟擇レ勢而從則惡之大者不レ容ニ於世一矣

是嚴に人の志をいましめり安正の二字の外さらに他事なし、正ならざれば必邪故に勢ひにしたかふを大惡とせり、嗚呼世人奸權に媚阿て利祿を求るものを大惡とおもへる人を見す、却てこれを好としあるひはうらやみて其する處にならふ者多し是亦惡徒といふべきのみ

○尺蚓穿レ堤能漂ニ一邑一、寸煙泄レ穴致レ灰ニ千室一(劉子)

實に事は微に起りて其未防べからざるに至れるものすべて世に多し、就中色の惑のみそ老若智愚ともにふみまよふ思ひの響くらく財を捨名をくだし身を喪する和漢古今幾萬人そや、此春甲午柳營の女房季園の優人と亂行の事あらはれ、其淫婦男よりはじめ彼親族迄多く刑せられ侍りしさま細々とあつまより書おくれるを見侍る事あさましき限りなりける、女房なんとの流罪またゝめしまれに侍るにや、

是初微を愼まずして恣に心を放ちかゝる禍となり侍る
○熱田の菩薩號を大福田と稱す(大福田大菩薩の號は供僧家の稱呼なり)是厚田(順和名抄に斯書せり)の稱と同じき歟、大論に大福は從良田生ずといへる意なるべし、凡福田の言佛經に多し
○維摩經と無垢稱經と同本異譯なり
○世界遷流を世といひ方位と界といふ
○裟婆は胡語是を堪忍と飜せり、釋迦方誌にいはく此土の人强識念力能忍ニ苦樂一堪ニ任道器一故名ニ堪忍一云々、實積悲華等の釋尤廣し今異之
○僧を衲衣といふ、按するに佛祖統紀註(南岳傳)衲衣をよしとせり衲の字は俗其義を失ふといへり
○歌書に大原の三寂といへるは如何ぞや、曰枇杷贈國長良(冬嗣公一男)五代從四位下爲忠は歌人なり、其次男皇太后宮大進爲業法名寂念世繼の作者也、其弟壹岐守賴業法名寂然往生傳に入れり、其弟長門守爲隆法名寂超此兄弟三人ともに有智の歌人なりし、當時是を稱して大原の三寂と呼し也
○中世の俗語婦人を女性と呼し、近來小童を小性といふも此類ひにか、亦大家の息女を御料人と稱す東山の公方義政の御料人の局の如し
○常德院將軍家(家尙)の女三時知恩院の住となれり(入江殿と稱す)萬德院將軍家(義晴)の女も亦此後住なりし、その師は實鏡寺の理源尼なり今日の如きは入江殿實鏡寺殿皆皇女の尼公住持しまふ
○人身十神は
丹元神(心神)　幽由神(耳神)　照靈神(目神)　大和神(口神)　玉壟神(鼻神)
含明神(肝神)　皓華神(肺神)　常在神(脾神)　魂停神(膽神)　育嬰神(腎神)
見ニ余氏事物異名ノ上一
外に耳目口鼻あり內に肝肺脾膽腎あり是を統るは心也、故に心を工宰とも靈府とも稱す、心は性情を合

したる名動靜感應皆一心の主宰也、心正しき時は百體倶に正し心不正にして何をかなすべき人にして人ならずや侍らん
○大毘盧遮那成佛變加持經(大日經也)
金剛頂一切如來眞實攝大乘現證大教主經
蘇悉地羯羅經　金剛峰樓閣一切瑜伽祇經
大毘盧遮那佛說要略念誦經
右眞言宗の五部秘經といふ
○玄義　文句　止觀(法華の三部天臺の說也)是三大部なり
金光明經玄義　同經文句　別行玄義　同文句(觀音經)　觀無量壽經疏(妙宗抄ト云)
これ天臺宗の五小部といふ章安の記なり
○佛法象教(刻レ木爲レ佛以ニ形像ニ教レ人也)
余氏が事物異名に見えたり是佛像をいふ、我國佛をホトケと訓するは浮屠形の音便又佛陀教の音轉といへり、但按するにホトケは佛教の二字の音便にかフツトホトと音通すケは字の略音佛教とは佛法像教の中略歟
○沙門桑門乘門是其轉語　比丘苾蒭もまた然り、僧を蒙古には出魯忽兒と呼とそ、僧に和訓なしぼじと歌書等に書るに法師の略音なり、尼をアマと呼ぶを和訓とおもへるは非なり、阿摩は老女の梵語也比丘尼の事にあらず
○修多羅仁王經の二諦品に飜して法本と見えたり、是佛の言教諸法の本なるが故といへり、書物を本といへる是等の意なるべし、元ョ漢唐の人のいひ初し事なるへけれとも何の書に經書を以て本といふ事見あたり侍らす、佛書に此事あるを見て抄して博に備へ侍るのみ、儒家の書に此事あらは後人幸に書添へ

たまへ

○枳椇をケンホノナシと讀り、按するにケンホノナシとは常にいふ梨實歟、玄圃梨江南橋と對したるのみ

○馬の一歳なるを馵(音住)といひ二歳なるを駒と云三歳なるを騑と云四歳なるを駣といふ。

○阿濕婆は馬の梵語なり、唐土にて馬を產する所尤多し、其中古へ雲中(後の大同府なり)に出るものを良馬とせし、大抵西北方に產するものを勝れたりとし東南方に產するものを劣弱とす、我國には東北方に產するものを良とす、按に唐土西北の地は寒に東南は暖なり、我國東北の國寒多ししかれは馬は寒國に生するがよきと見えたり

○牡驢北馬に交はりて生る子を騾といふ、牡馬の驢に交て生するを駃騠(音澤題)といふ、牡驢牛に交りて生するを駝駋(音宅駋)といひ、牡牛驢に交はりて生するを騙驟(音謫家)と云、牡牛と馬とまじはりて生するを駈驢といふこれらの類ひ我國にて聞す

○正德四年午四月四日所レ殺異獸

長サ七尺八寸餘かたち熊に似て面人の如し足と爪鷲のごとく頭毛赤く身毛黄を帶たり



豆州豐川村は牧野家(大學成央)の采邑にして吏(渡邊傳三守綱)を置て事を主維せしむ、今年(正德四)夏其妻夜々物の爲におそはれしか、或夜終に妖死し面皮をさへ剝破られし、五三日過て物有て家に入を覺ふ、吏即ち刀を拔て切けるに手ごたへはしながら飛去て形を見ず、されど血ながれて遠く行し跡あり、家人等血を傳ひて尋ね行しに四里計り去て栗山村といふ里の奥山に一窟ありて廣さ四五間に見ゆ、其内に聲ありて牛の

ことく吠ゆ此よし吏に告しかば是を啓し、牧野家より家人數多遣はし鐵砲を以て彼窟を打しかは果して
あたりはしり出けるを打かこみ鎗にて突留しとぞ云

牧野家の家人　鈴木平八　石原修理
小澤傳藏　山本珍彌
早川八郎右衛門　津村八郎兵衛
佐野善右衛門　渡邊傳三
足輕五十人

かゝる事は毎もまゝかたり傳えて眞僞慥ならぬ事前にも多く有し、此度とても其形を圖し傳ふる中にまた一様ならぬ形もあれば誠しからぬにやといふ人侍る、されば深山幽谷の間には見も馴ぬ異類多きにこそ、さいつ頃歟越後國桑取山にて打留し獸を狒々なりといひし、亦信州松本の人かたりけるは廿四五年前水野家の家人某か家へ毎夜ものありて來りおひやかしけるに、或夜よく見ば老人の如く長高く夏夜なりしかは蚊帳に手をかけて内を見る、亭主蚊帳と共にいたき留んとせしにする／＼とぬけてあがり窓より飛出るを刀拔て切付しかとも跡なくうせて、すさまじき毛多く殘りしをまのあたり見侍りしいへり、此度の異物も此類にこそ、眞僞如何ながら人の見せし圖をこゝに寫して後のなくさみに備へ侍る。

塩尻　巻之五十五

○後漢魏栢不ニ肯仕一鄕人勉ㇾ之曰干ㇾ祿求ㇾ延以行ㇾ志也、方今後宮千數其可ㇾ損乎、厩馬萬匹其可ㇾ減乎、左右權豪其可ㇾ去乎、愧然歎曰使ニ桓生行而死還一於ニ諸子一何有哉（朱子語類百三十五）
嗚呼道を以て仕へがたき事漢の時猶斯のごとし、況や季世をや、陳仲弓か太守の謗を分ち官者の葬を送りて是か爲に詭遇する事を得たるか如くならては豈一朝も官に居るへけんや、君子の仕へさる事宜なる哉

○内學（災異讖緯ニ風角鳥ニ占ノ類）外學（六經義理ノ學）
是漢儒の稱呼なり、釋内典外典の據なるにや

○漢儒注書只注ニ難ㇾ曉處一、不ニ全注一盡本文ニ其辭甚簡（語類）
古人の注解甚簡なり、後人の注解甚雜時風如斯歟、夫後世いにしへをいふ事彌遠くして其代の文字を會得する事甚難し、此のごとく注解家々に繁く書も亦多くなり、讀者多岐に迷ひて古人の意をしらさる事多し、況や閑義論を以て自家の博を衒ふ類をや己をあやまり人をあやまらしむ

○或人云因緣の字義共によると讀其分意如何そや、予曰因ハ由なり緣ハ循なりひとしくよると讀とも意豈一ならんや、たとへは一草木の種子の如き是根枝花葉の由來にして其生すへき理を具ふといへとも、水土に因循せされは其芽生する事能はす、然れは事物の成る皆因ありて緣し以て成に至るのみ

○囫は笏の本字（笏は俗字なり）声は音慶（木声の字なり今聲の略字とするは俗なり）妬（音石女無子者曰妬俗誤て妬忌の妒に妬を用ゆ）かゝる類ひ多し

○一休の詩に四十九年落草坊（落草は不ㇾ在ニ正落ニ宗門方語）洞山の語に折合皈ニ炭裏ニ坐（折合は畢竟義な

り）
○禪語に富地の考鵄といへるは開口成禍なり、嗚呼世に交るもの稍もすれは舌頭の禍多し、古廟獅子（禪語）の如く空しく口を開たるのみならは人の耳にさかふ恨はあらし、但し言責ある士大夫可言して言さるは祿位を貪れるなり、豈忠義の臣ならんや不好看云々
○榎室連の姓は上宮太子山城國巡行の時水主の古麻呂か家の門に大榎樹有し、太子曰此樹は室の如し大雨も漏すと依て榎室連といふ姓を賜ひし由姓氏錄（十三）に記せり、されは我國いにしへより榎を人家に植る事其枝を伐は彌繁茂するか故枝の木と呼て人用ゆるに利あれはなり
○遠江國木坂けがより上りの方に古大楠樹あり（民家のうしろ）其細き所凡圍十七尋なりとぞ、亦伊勢月讀の森（内宮の月よみなり）古大松樹ありて一國知らさるものなかりしか、去る年辰の秋暴風に轉倒せし長サ二十餘間有しとかや、凡そ古地には限りなき大木もありなん
○甲午春の彼岸會中日うすくもりて入日かすかに見え侍りけるを望て、彼三障の雲立おほひたる心地し侍りしほとに

ゆふつく日霞こめたるやまの端はこゝろにさはる雲かとそおもふ

○凡そ曆家春秋の彼岸會を記する事久し、昔は春分の日を中日にあたるやうにせし事安倍家の曆本にみえし、近世は春秋二分より三日目を其初とし六日目を中日と定め九日めを終りとす、いにしへは彼岸に入る日若沒日にあたれは一日を延て次の日を入とせし故實なりし（古き曆を見るに皆如此なり）貞享曆に沒日を用ひす故にいつとても二分の一日を隔て彼岸の初とせり
亦彼岸の中日は日輪正面に沒す故に淨業日想觀の時といへり、曆家の説に曰日の正中するもの春は春分の前三日秋は秋分の後三日正しく日赤道を行なりといへり、されと大方二分は時正の節にして其日に拘はらす日の西に入るを正方とす

○天竺の暦は一歳を三季とせり熱時(自正月至四月)茂時(自五月至八月)寒時(自九月至十二月)されは正五九月は印土三季の初月なり、阿蘭陀等の暦は廿四時とし一時を六十刻と定め酉の時を一日の初とす、閏月を置事なくして寒暑たかはさる法あり(其大槩教量暦談を見てしるへし)されは萬國の暦法各自其法あり、或建寅の月を歳首とするあり春分を以て年始とするもあり、阿蘭陀國は唐土の冬至より十日目に當る日を元日とす或は國によりて月の虧(カケ)初る日を一月の首と定むるもあり、蠻夷の國暦を見てしるへし

○春の頃母のおもひにありてやかてかしらおろし侍りし人の又のとし彌生の頃修行に出侍るへきよし聞えけるほとにあはれもひとかたならすおほえて

別れてし春をかたみのひとゝせをたちへたてゆく華のしらくも

○庭の綠櫻咲初ていまた盛ならさるに烈しき嵐にさそはれ良いろなく侍りしこそ、世のさためなきさまも今一しほ思はれ侍りて

常ならぬ世をしれとてや櫻はなうつろふほともまたて散ぬる

○蓮社傳

晋正覺圓悟大師(雁門ノ惠遠)住二廬山虎溪東林寺一招二賢士一修二西方淨業一其他多二白蓮華一且彌陀佛國以二蓮花一分二九品一接二新往一故大師稱二其院一曰二蓮社一(或云會二此社一者不下爲二名利一泥上所レ汚喩下如二蓮華一清淨上故名レ之) 亦大師門人法要巧刻レ木爲二十葉蓮華一植二此池中一用二機關一凡折二一葉一是一時與二割漏一無二差俾一禮念不レ失二正時一故名二蓮社一社結綜聚會處假レ之爲レ名

唐詩云大道本來無レ所レ詮、白雪那得有二心期一遠公獨刻二蓮花漏一併向二山中一禮二六時一

○日本淨宗蓮社號傳

釋白蓮社諱圓心京兆人、未レ詳二其姓族一德宇宏智鋒爽邈然不レ嗜二世味一唯好二顯密妙旨一既洞晩投二鎭西聖光師一修二淨業一久矣、四條院天福元癸巳歳三月從二國使橋倚書一入レ宋 (理宗紹定六年) 登二廬山一謁二睿禪師一

傳二衣鉢一而歸朝自號二白蓮社一淨土宗社號權二輿于此一且師乃廬山義祖也（光師門人亦有二敬蓮社等一蓋自二此時一社號間在しか）

○勅額扶桑廬山大阿彌陀經寺開山等一祖賜紫特號旭蓮社大乘澄圓大菩薩智演國師大和尚泉州大鳥郡產也姓源左典厩義氏之裔泉州刺吏義貞母百濟氏、嗷レ無レ嗣禱二泉州家原文殊大士一一夕聞三兒啼二庭籬一便開レ戸擧以爲レ子一五歲親二文墨一暗誦二曼殊神咒一閭里嘆異焉、師梵相奇偉性悟而器闊九歲入二東大寺一師二圓雅公一而薙染授具長惠解天然才氣秀逸研二究倶舍一唯識二閑奧一洞二徹三論花嚴妙旨一既而至二槇尾山一精二練兩部秘敎一且善二悉曇字義一然傳二台宗於承遍觀豪二師一每友二東福虎關公一親敲二禪要一且久學二淨敎一浴二九品西山ノ流一亦遙游二東關一謁二鎌倉光明常譽大和尚一循二其奬訓一稟二鎭西正系一自レ爾名望新而盛弘二通淨宗一勸以二稱名一行一花園帝文保元年丁巳泛二溟滓一徑（タタチニ）入レ元（仁宗延祐四年）登二廬峯一見三東林憂曇普度大師二學二輪下一而面ヨリ授二無邊海藏口決一傳二佛國惠遠之正脉一剩蒙二敎外證許一在レ元凡五年巡リ歷名藍勝區一得二謁師印可一於此齊二携三藏（佛圖澄）將來佛舍利遠公傳持六時禮蓮華爐及衣盋文籍若干一歸朝實後醍醐院元亨改元辛酉也（其後明極同船二而皈也）帝召數聞去內外謂二佛家鸞鳳僧中龍虎一帝崇二其道德一正中甲子元年特詔創二梵宮一勅號二旭蓮社一（以二精舍一呼二蓮社一我國始二于此一）普赦二天下一令レ修二般舟三昧一益轉綜英發、後村上院興國四年壬午（北主康永元年）天變地夭疫疾比屋愁苦天倫惱二宸襟一便余演公禳災師應レ命昇二九禁一奉レ授二一乘圓戒一使二王公以下士庶一七日唱二一百萬遍念佛一應レ時妖氣忽退消四民呼二萬歲一帝感激之餘特賜二大乘澄圓菩薩崇號一被二紫袍一且叡宣宸翰寺額號二扶桑廬山大阿彌陀寺一機其勅書曰法師遠涉二滄波一覆二異聞於絕域一遐游二唐縣一研妙機於碩師宜レ施二食封百戶一云々、恩榮之盛亦如レ斯、師名翼四布振二彌天威風一不レ漲二吉水法流一挑二廬山傳燈一淨宗中興誰出二師之右一乎、我國禪淨兼學道場以二旭蓮社一爲レ先（屬二洛東花頂山一）後龜山院文中元年（北主應安七年）秋七月廿七日師召二大衆一而上堂遺誡普說不レ異二平日一端座合爪而辭レ衆向二自影一唱二佛名一悠然而坐化報壽九十有餘歲、嘗述二十勝論鷲覺論獅子伏象論佛風論等一若干帙藏寳匧今皆行レ世

○大樹家蓮社號

東照宮（安國殿）　德蓮社　台德院　光蓮社

文胎院　順蓮社　有章院　照蓮社

貴介蓮社號

瑞龍院（尾張侯光友卿）　天蓮社　龍雲院（高松侯）　雄蓮社

○我先君（綱誠卿）御自の法諱を定めまし〳〵けるに院號の上に御官位を置せたまひし（御法名は建中寺の智伯上人さつけたてまつらる）

從三位前黃門泰心院（院の字の下殿の字を除かせ給ふ）

是は官位は朝家の綸命院號は僧家の號し奉る所なれはかく書せたまひとなん、但し中世以來貴族院號の下必官位を書事牌子の通式にや

○某寺殿及某院殿と書は元一塔頭を立し人其寺院に位牌を安置する故本願の號を先として法名を其下に書せり、たとへは尊氏將軍の位牌のごとき云々

等持院殿贈一品大相國仁山妙義大禪定門（或は仁山義公と書せり）

等持院は山城國葛野郡衣笠山の麓に建られし、鎌倉にては基氏尊氏の爲に香火の場を立て長壽寺と額せらる、故に此寺にては尊氏の位牌に長壽寺殿と書せり、其殿の字は法興院殿法成寺殿等古世に呼し稱にして薨後にも猶斯く呼ひし一時の俗風なり、京都將軍家前鎌倉將軍家の時北條氏等寺院を立て卒後牌子に某寺殿なんと書せしよし世の風俗となり、凡そ貴介の法名には必官位の上に院號を蒙らしむ、近世に及んでは平侍といへども僧家へつらひて大概院號を書す、日蓮宗の如きは商人農民といへども金を出せば院號を題す甚敷に至ては河原者にさへ院號を授け侍る事京江戸まゝ聞え侍る、彼は乞食の部類なり何そ士家とひとしくすへき、日蓮黨が私こゝに至れり嗚呼

古例院號の上に官位を書する法號ありやといふ人有、予曰相州鎌倉泉ヶ谷なる慈恩院の牌子の中に

贈正二位大休寺殿古山源公

是足利直義(錦小路殿と稱す從三位左馬頭)の法名也、先公獨院號の上に官位を置せたまひしにあらず

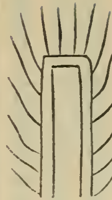
○法名に戒名あり道號あり、されど中世までは貴人といへども只二字の法名の外別に道號書く事なかりし、御堂關白道長公の法名を行覺と號し多田滿仲の戒名を滿慶と號せし類也、其後士家剃髪して房號法名を付事間々見ゆ、熊谷入道を法力房蓮生と稱せし類也(これ法力蓮生法師と呼し)

○鎌倉將軍家の時宋の禪僧多く來朝してより道號を稱する者世に聞えしかとも猶二字の法名のみなるも有し、二位尼(平政子)法名を如實妙觀大禪定尼と號せし類なり、亦北條泰時の位牌鎌倉常樂寺に有夫には

過去觀阿禪門(過去は法名にあらず後世に書く歸元歸本等のことし)

とあり亦經時の牌子鎌倉光明寺にあり、是には寺號を書すといへとも道號なし禪宗の寺ならさる故そや其號に

蓮華寺殿安樂大禪定門　かく題せり(淨土宗昔は只二字の法名あり今の本願寺門徒の法名のことし)又いにしへの位牌は大方雲日首也



斯の如し禪宗盛んに興つてより大人官家の法名には居士號を書せり、今諸宗是に效て居士を稱して榮とす、按るに中阿含經に刹利梵士居士工師を四姓とし、長阿含經には刹利婆羅門居士首陀を以て四姓といへり、居士とは譬諭經に所謂毘舍と同し是商賣市人の稱呼なり、亦長阿含經を按するに營生居業多積二財寶一名爲二居士一といへり、普門品科註にも居士を多財居業者也とあり、但亦云居レ道居レ山居レ財之士等(云々)此中居道士といへるを以て官人に宛侍るにや、居士は仕官の稱呼にあらす」唐土にて道家の科品にある稱なり、されは庶人にして道を修行する者を居士と呼は可なり、今公卿大夫等を以て居士と稱するは是を貶せるに似た

り何の榮かあらん

○我國往古廷臣功ありて死すれは誄辭を賜ひて號とせし謚は藤原不比等以來なり、東三條攝政（兼家公）入道して如實と法諱ありしより大方釋氏法名を授けまゐらせし

　南朝の時しはらく謚號の典ありし

○我國古しへ姓につきたる尸（朝臣宿禰連の類なり）あり、これを以て姓の高卑をなせり、されは官人罪あれは尸を卑くし給ふ事有續日本紀（四十）等を見てしるへし

　忍海原足禰酋麻呂（ヲシウナハラノスクネヲサマロ）を貶して連の姓を賜はりし類なり

○宣命に天皇我詔旨（良万止）とあるをスメラカ。ミコト。ラマシと讀事有識者の傳なり、勅旨の二字をミコトラと訓せり（草木和言集等）詔旨（良万止）はミコトノリ。アラマシ。といふ轉語にミコトラマシとよむなり、凡そ有識家の名目其讀方を傳授せすして私に唱ふる時は必訛謬多くして知者の笑ひをとる事毎々なり

○儒典を菅江淸中等の家古しへより來れる訓點あり、佛書は山門寺南都等各自其讀方ありて相混せす近世は雅意に任せて私讀す、其理に違ふ事なしといふとも識者の爲に恥さらんや

　歌書猶讀かたあり妄意に讀へからす

○瑞雲山の釋迦堂（嵯峨の瑞像をうつす）御身拭久しく絕けるを此春（甲子）雪峰和尙再ひ興し行はれ侍るまゐりて白布なんとまゐらせ拜禮せしか堂の柱に書侍る

　　春風吹花拂　　拭赤檀聖儀　　曉林殘月觀　　瞻紫金靈光

三十年あまりの昔の春も猶しのはれ侍りて散殘る櫻の枝に結ひ付侍りし

　跡とめてふたゝひおくる嵯峨の山はなにわすれぬ世々のふるみち

淸凉寺の身拭は安嘉門院（後高倉院姫君名は邦子）の御母北白川院（持明院中納言家基卿の女名は陳子二

月十九日逝す）惡死したまひけるをかなしみ釋迦世尊の靈像に禱たまひけるに佛告によりはしめて行はれし法會なりとそ

○熊野へまふて侍る人のかたへ手巾を贈り侍りしかその包み紙に書添へ侍る

　　岩田川淸きなかれをむすふ手ににころしるしはあらしとそ思ふ

○葉栗の曼茶羅寺は（村久野の前へ飛保村にあり有司の簿には門間庄と侍るにや）本州府北の古跡西山壇林の名藍也、宿昔の遠き道にしもあらぬと思ひ立つ志なほさりにして過侍りしを何かしの西堂此春はとにかくまふて來れなんと誘はれ侍りしほとに、やよひの末廿九日彼寶刹にまゐりぬ、また夜を殘して出侍りし川霧打わたりて長橋半たへ村煙たちのほりて曉鐘遠く傳ふ生田川の名は難波の名所とひとしく初音きくほとゝきすも情ありけに横雲白き東嶺のすかたはたをかし

　　これもまたいつちいくたのほとゝきすかたらひすてしあけほのゝ聲

生田の社はこゝより北にある井上庄芝原といふ里にましますとなん、文治丙午の春御位記を重ねて從三位と聞えさせたまふにや、程なく岩倉の里近く古城の墟尋ね侍りし（東西三十餘間南北八十間餘）隔てこし昔織田の嫡家左馬助敏信の男伊勢守信安こゝに築て居城とし本州上田郡を進止していかめしく聞えしに、其息大和守信武總見院の贈相國と不和の事出來り永祿二年にやあへなく亡され侍りし、物かはり星移りて只牧童の苅のこす春の草のみ年々生繁るのみとなりぬ、されは百花妍を爭ふも春久しからす一丘恨をのこして曉露行人の袖をうるほす人の世の定めなきさまも何くれと數へられ侍りて

　　蕭々荒郊喚鳥歸　　人民城郭古今非　　常時誰栽栖條下　　一片曉風柳絮飛

　　たつねみるあともさひしき八重葎秋ならぬ袖に露そみたるゝ

芝原村を左へ行き高雄庄に入りぬ、乘良といふ里の名舊りて桑林綠深し蠶養の業民多かる所にや、苑風の恩にこそ貴も賤きもはたへをかくし嵐をふせき侍るものを愚に思ひ忘るこそ天津罪人の類ひならめ、

右の方は寄木へ往路ありそこには稲置の天神まします(俗には天道と稱す)大中津日子命は稲木之別尾張國別祖と和銅の神記には侍る、國民毎に參りて應を求め侍る御神なり、予母の喪いまた一闋を終らざれは尤も參り侍らざりし、打過行ほとに茶園多く見ゆこゝも酪杉の産ある(飛保茶とて)石花のいみしき名はあらずとも租葬の領を成へきに足れり、さて飛保に至り志侍りし精舍に入る、倉環いと高く木立物ふりて望眼清し、山密にして麟鳳栖門開けて凡聖通す、山門の外に神廟の製し賜ひし禁榜あり先正東軒にかくと案内し侍りかはよくこそとてもてなさる、頓て打つれて大殿にまゐりぬ十餘間の梵宮彩節嚴に坊舍凡そ十三院東西につらなり侍る、瞻仰して階を登れは長廊晝靜にして香藹煙殘り金界塵なくして磬音隱々たり、八人來迎の聖儀三尊あさやかに拜まれさせたまふ

　彌陀尊は佛工安阿彌所造爽侍は寰空上人の時新に作りまゐらせらるゝと云々

いや〳〵しく肖捻して九拜し奉るに恐喜交流る

　紺殿風回靜玉爐烟絶薫一爾彌陀佛他祭事云々

三祖(善導和尚東漸大師善惠國師)の眞影を拜し當山第一祖天眞葉運上人の像に謁す、師は花山院内大臣藤師繼公の令子西山の正脉を傳へ名望一世に高かりし當寺を基して圓福寺と牓せらる、後醍醐天皇特に紫袍を賜ひて恩榮そのかみに輝き侍りしとかや、光明院の康永二年六月十七日に示寂せり、第七世雲光上人の時寛正(後花園院年號)三年六月廿二日靈異ありて觀經の變相を感得せり、是より日輪山曼荼羅寺と改號ありし(或云圓福は院號と成と)後奈良院天文十年三月廿五日勅願の綸命を下し官寺に列し給ひし凡て善導の風高く壇林の花薫して負笈の學徒文を接す、扨曼荼羅堂に升り侍りしかは院主(炬範公)出世の僧侶をして御帳をかゝげしむ、近く拜しまゐらするに丹青花清くして愁懷をひらき輪圓月朗にして白頭をてらす、又類ひなき聖圖に向ひ奉つるも因縁かたしけなく、八萬四千の相海とこしなへに普攝の恩光を流し、六十萬億の金山時に能觀の靈臺に座し給ふ大慈大悲の尊容中〳〵ことのはにかけても盡しか

たし心の行計りを拜奉りし是より方丈に至り院主を禮し良音聞絶せし事を謝す、稀に來る者淺からすなと聞えて寶庫の靈像名書以下を出さしめ是を慈寶に拭床上に置てみせしめらる、西方三聖の大像は（畫容七尺余）顔輝の筆にして當山第一の什寶也

按に當國部田祐福講寺の三聖を小三尊と稱す、類は曼荼羅寺の三大三尊に對せる名なるへし

其他思敎牧溪の畫圖野山大師惠公僧都の眞筆兆殿司の涅槃像等世に稀有の靈〻なにくれと數ふるに遑あらす、亦高祖東漸大師鏡の御影とていとたふとき肖像まします（自畫自賛也）亦圓合の中に造りこめまゐらせし文珠大士は鎭守の（八幡）瑞籬より出現ありし靈像とかや、猶からのやまとの名におふる筆の跡見るに盡せす、且代々の綸旨武將の證章金田の榮を添法燈の光を增旣にして院主の趺座を拜謝し侍るとて

かひらえをいかにむすひし法の水ふかくや世々にちきり置けん

上人のかへしに

法の水なかれの末もふかきえにむすふちきりは世々に絶せし

かくて正東軒に立歸りて息ひはへりし、やゝ日西に傾きなんとす門を出て吟笻南に向ふ、あるしも立そひておくり物せられし緣にしあらはまたもと思ふこゝろさへ此世をなかくおもふ氿とやなりなん、いつまてかは六道の貪里にさまよひて三業の罪を貪り侍るへき、娑婆にまたなからふるとも夫をうれしとや思ふへき、けふ半日の霞に漱き一夢の春を領し侍るこそ塵の外なる心地はすれ、歸路光風に詠し古池野を經て赤童子村に至りて長幡寺の大悲堂に參りぬ、こゝは當國三十三所の一區にて華峰ノ大師作り殘したまひし正觀世音を安置しまゐらす、護摩壇上性惡忿怒の御形世にいちしるく赤童子の村呼は此靈像に依るとなん、彼是おかみまゐらするにも皆大悲救世の善巧いと〳〵たのもし、永き日も今は峰近く落て雲の色花やかに見ゆ、小折石佛園なといふ所を通るほと苗代青みわたりて民の家數〳〵ならへり、扨も俸祿の資を保て耕稼の苦ある世をしらす百民の上に肆にして勞役の勸ある事を忘れなはいかてか世に應

し務を經侍らんや、情老て思ひの邪ならん事を惶れ心醉て智暗からん事を省みは誰か世に罪を招かんやなを已心流水に隨て去殘軀白雲と共に閑ならは是非の塵なかく絕なん、よしやあし垣の短き世にみにくきすかた侍得侍るたに恥かしきに何事をか期してのとけく思ひしつまし

睡蝶夢邊別春　遠山長水愁行人　落花眼底風光晚　新見孤螢點綠蘋

名こりなく春もなかれて暮かゝるあしまのほたる浪による見ゆ

○龍淵上人(號主以智)京より來りて卯月の初め法席をひらき日々唱導ありしかは參りて聽聞せし、祭の日葵桂を包みて書添て送り侍りし

あはれしれ法にあふひのもろかつらなかき世かけてむすふちきりを

五月十一日壽量品の說法おはりて回向侍りしほとに詩歌各一首を詠して志を述侍る

鷲峯雲盡耀金輪　遠本新識五百塵　無滅無生亦無跡　淸風特地自天眞

浮雲にこゝろ隔てしまよひより入るとはみえし鷲のねの月

十五日は彌陀感應の日なれはとて人々修善の志し侍りしより放生を勸め侍りしに、あし多く持參りし中に或同法料足の包み紙に明日の放生こそ殊に悅ひおもへるとて

うれしとよ法のなかれの友千鳥なきてそよはふなかきねふりを

返し遣はす

せにかはる命もうれしとふとりのあすかくとなむ君にしらせし

せにかはるとは伊勢か歌によせてよめるを思ひ出しはへりし

嗚呼花を御(フク)む飛雀を彈射し水に描く遊魚を網罟せん類誰か情ありてせんや、されと一黿を放て投江の危を免かれ群蟻を渡して魁選の榮を得しも皆物命を活せし報ならすや、厨に腥を絕て食はさる迄こそかたからめ誰か五忍心なくてやはあるへき、齊宣觫觳(ツノガリ)の手をかなしめるを孟子其心こそ民を保ち天下に王た

るに足へしといへり、過し頃泥江縣(ヒロイガタ)のあ屋の軒に雀の雛とも並居て鳴を鴉忽に飛かゝりて食はんとせしかは雀あはてゝ散々にかけりにげしいかにしけん一小雀やゝするはびて(本ノママ)立もやらさりしを、烏やかてくはへ羽たゝきあがる其悲鳴聞に忍ひす、道行男女車ひく男迄立とまりてあれよ〳〵といたましかりし、かゝるに亦鳶高くまひけるかありて是を見うはひくらはんとけはしく落かゝり烏に打あたりし乎は、さすかは已れに勢ひ勝れる猛鳥なれはおそれて雀をは地に落してにけさりぬ、さても二鳥の暴なるふるまひの中にさゝやかなる雀子厄せられて萬死必定なるも命至らざればにや助かりにき、あらけなき車客等も其罪なくて死せんとせしをあはれみ取あけ手にのせ水のませとかくしければ程なく生かへりしを、竹林の中に放し飛しけるをまのあたり見侍りし、けに慈愛惻怛の心は誰も〳〵同じからざるべきやは天地は物を生するを以て心とす、夫天地を包著して作爲する處なし、只是物を生するのみ古にわたり今にわたりて生々不窮人兩間に生れ此生物の心を得て心とす、故に箇々他に背たりと朱晦菴のいへるさる事ぞかし、凡そ禽獸と我と形異なれども同じ天地の生物ならずや、猶良因佛性のわくかたなき道理をしらは拔苦與樂の心なからさるへけんや、世儒放生を見て小惠なりと嘲る事なかれ、是即怵惕惻隱の誠より發して根心物を殃ひする惑罪をいましむるに足れり

○はやく友なひし人美濃國(高須)に移り住て久しく逢ざりしが、思ひがけず路にあひ見侍りて夫があらぬかと思ふ迄に見わすれ、互ひにふり行かたちにおとろき侍りし其後便につけて文遣るとて申送りぬ

かゞみ山つれなき老の影は見つ人をも身をもしらぬ翁と

○或禪院に遊びて池頭月浮み松聲しつけくして心の塵もはらふ計りに覺えし、主の僧風月又君か心をわつらはし侍るにやといひし程に

風入古松靜　月生池中圓　由來是風月　兩箇自然々

○古人云よろつなきに事かけぬやうを思ひつけふるまひいけたるよしと(一言芳談)けにさる心そあら

まし

あれはある物にぞこゝろくるしきになきをなしとていかゞうれへん

○俗云弱めの靈怪(リヤウケ)とは按ずるに維摩經に譬如ニ人畏時ニ非ニ人得ニ其便ニといへる是なり、凡人事物に恐畏する時情已に怯弱なり、故山鬼其便りを得て是を惱すをいふ

○甲午の春常州生浦(土屋家所領)の民邪宗を(立日蓮黨なり)眞心派とかやいふ事あらはれて多く召捕れ獄に繫れし、亦駿河某の村(小林又左衛門御代官所)にしてこが宗旨相宗とて密に邪義を弘む(是亦日蓮黨なり)吏(朝比奈半九郎)是を捕へ東都に送り其邪義を尋ねさせたまふとかや、(土井山城守主是を判斷と云々)是等日蓮義を表とし契利斯當(キリシタン)が邪を弘めんとすと聞ゆ、凡そ日蓮黨か邪義詒惑古今一二にあらず我日本の外道天下の國賊とは日徒なりけり

○天靈師智識を唱へて極樂教寺の鴻鐘を鑄侍りし、甲午五月朔日より勸同二十三日鑄鐘六月三日供養正覺寺の上人堅空に銘を請へりしに即筆をとりて

有機而應、　依感而通、　于幽于顯、　同證圓通、

とぞ記されける、序ありみな月四日比丘歸京亦來る事もあらしなど聞え何となくあはれと覺えしまゝ

林頭狐月拂烟波　一片皈心別恨多　流水有期誰能定　寄峯添涙白雲歌

かりのよを同じ旅寢のゆめぞともおもひわかたぬ衣手のわかれは

師も名殘をしきなどきこえて和せらる

離筵掩涙有餘法　折抑撓風愁緒多　一錫隨緣水雲路　山前江山入飛歌

かりのよにこゝろとめしとはらひてしたもとよいかにけふはつゆけ幾

一會一別水上の萍のごとく行とまる、恨わ一旦の夢たとひ重雲たへたつとも同じ蓮社のちぎりある身は中々金池の會こそ賴ましけれなんと聞えしに、今一しほあはれなりしかは人々打なきぬ岐阜の方に行よ

し聞て
　これもまたけふたちわかれいなば山みねゆく雲よまつとしもなし
○京師銀座近年おのれが利をのみ貪りて其品彌あしく、身の富日々にゆたかにして驕張大なる事公侯にも過たり、故に今年甲午五月十九日彼家々に(深谷庄左衛門關市左衛門中村四郎左衛門)封印付られ同十七日遠島に放され財寶こと〳〵くにせらる、凡數百萬金有しかや、東都にしても中村某(内藏介)追放の御沙汰ありて跡なく亡びにき、されは人々富且貴からん事を欲せざるはなしといへども、ひたすら他の禍を省すして自のみ其慾を滿とせし者和漢古今一人も終を能せし事なし、人の恨み世のそしり終に我身を亡ほし家屬緣座して愁にかゝる者萬々歟(深井が妻十九日自殺す)嗚呼夢幻に世泡沫の身たとひ心のごとくなりともそもいくそはくの程ぞや、是をわすれて人慾の私を恣にせんものは生愚といふへきのみ
○午五月金銀改鑄の事天下に令せさせたまふ
　金銀ともに慶長の上品になしかへさる、今の金銀倍をもづてすべしとぞ(銀はまた其品多し新令に見えたり
○筑前福岡黒田家(侍従宣政)俄に氏族某へ家督の事聞え侍る燕安不法の故とかや、昔北齊の主湛侍中和士開を寵せし士開は佞奸の内臣、凡諂諛百端にして順從他に異なりしかは、寵愛日々に隆んに毎に左右に侍り、言辭容止諸の鄙藝を極め只燕安夜を以て晝に繼き、近習に復君臣の禮なく中外巧言令色を事としひとへに賞賜を貪侍りし、齊主意を極めて樂みをなし官爵財用等の國事は外臣に分委し三四月に一たび朝を視し其身は專に聲色を翫し好佞に親しみしかは國政日々にみたれ、必亡戒へからざるに至りしとかや、夫上天子諸侯より庶人に至るまで其身を脩めずして燕安を事とし驕侈を究め、貪慾をほしいまゝにせし人何れか亂に至り身を亡し家を亡び國を敗り祖先の祀りを絶さずして有べき
○淑室藤嬬人小祥忌之辰恭枯一瓣香

雪峰

枯片爐頭一線風　遍薫十却覺輪中　逍遙自在垂天葯　松響夢歸只碧空

奉和

爐上引愁古林風　殘鐘夢暗紫烟中　騾隙迅駒追日月　一片淸輝往事空

同法來會して一百萬遍の聖號を唱へ花臺を嚴飾し威光を增輝しまゐらす、回向終りて香を薦めまゐらすとて

靑冥桂月照空狀　白雨洗蓮薫佛場　百萬稱風滿沙界　天冠地履自淸凉

忌日は初秋なれども中元の前に迫り在出心靜ならぬ折からに侍るほどに、水無月の中の二日先妣の誕日をむかへて追志のわざをなん修しまゐらす、當日大雄山に就て徒衆を請し施食及び最朝禮讃誦經念佛などいとなみ侍る、嗚呼去年迄は花誕を祝して千代もと祈り侍りしをけふは增進菩提と回轉しまゐらすまもいとゞゆくりなく村雨の空さだめなき世も今しほにぬれまさる袂をおさへ侍りて

はたて原ちりにし秋をおもふにもつゆにさきだつ袖のむらさめ

或友のかたより此歌をあはれかりて

荻の葉のをとづれ初る秋ならでいかにこほるゝ袖のしらつゆ

と申送りけるもあはれなりける

○友なる人ひさしく東にあり端午の口號なりしとて文の次第に書おくりし(六月)の書翰

三年爲客自堪憐　强對蒿華涙潸然　官舍蕭々愁臥程　不聞鄕信却聞鵑

と聞えしこそあはれなれ返翰遣はすとて

客情入筆幾回憐　武野懐遐眼悄然　孤枕蔓飛千里月　曉窓空聞一聲鵑

○近世茶蘭とて香めてたき花をもて遊ぶ、是を茉莉なりといふ人あれどいさや唐士の書を考ふれは花容

たかへり、花經及び遵生八箋等にいへる眞珠蘭一名魚子蘭といふもの是なり
○仙人條（西陽雜俎十九を按ずるにいはれんけの類今いふたかの爪なり西國にて野火消といふ火にやけさる草なりとかや）
荷包牡丹一名魚兒牡丹（けまん草なり）
長春花（花鏡を按するに我俗にいふいはらの長春にてなし是金盞草の事なり世にきんせん花といふ）
秋牡丹（遵生八箋を按するにしうめいきくなりかうらいきくきふねきくなとさま〳〵の和稱多ゝ實は氣にあらすして花きくの如し）
仙人掌（花鏡をみるにさちらさつほうの事なり）
總木《タラ》　蚊子樹《ヒヨンノキ》（蚊のやとりとよふ）
柃《ヒサヽキ》　欅《ケヤキ》（槻と一類にして又別の木なり）　楢《ナラ》　檀《マユミ》（タマツバキなりまゆみとは別か）
榿《ハリノキ》（ハンノキなり）　山茶科《トヤウホウ》（ハタワマリ）　虎耳草《ユキノシタ》（キジンソウ）
淡竹草《ツキクサ》（あみ花ほうし花なといふつき草のうつろひやすきなんと歌にもよめり）
前に書留しにや忘れし故其一二を筆す
○甲午文月九日のあしたより野分いみしう吹て物騷し、くれたる程風しつまりしか雲猶北に行て心よからす侍りし、三河遠江は以の外の雨風にて洪水おひたゝしく數日旅人の通ひも絶侍る、民家の愁さこそと覺侍るに漁人は此風を待得て悅ひあへり「南風に依て沖遠くありし魚の磯近くより網するに利あるが故なり、されは愁喜兩なから虛妄なるものを何をか執して深く歎きあなかちによろこひ侍るへきやは、袖ふく秋の初風しばしすゝしく覺え侍りしまゝ物に書付侍りし

鐘遠烟村老樹幽　雨暗雲嶺夕陽收　素風林下微凉夢　喚起一聲蘆荻秋

○靈まつる頃雲時々立おほひ雨打そゝきて月暗かりしかは、市門寂々として遊人歌笛の音も聞え侍らす

十六日の夜初て空澄て月さはやかに秋の灯も今宵一夜の名殘なりけりと見るそあはれなる（府下風俗は十三四五六夜張燈す）

　市井殘燈習俗同　夜凉拂席世緣空　乾城槐夢轉爲昨　隻影月寒白首翁

盂蘭勝會排牓を書とかゝく

　彩雲壽玉樹淸沼布金華　蓮池露爽眼界潔金風度　蘭階霧霽靈臺靜素月澄

○文月中頃むすめにおくれし人を弔ひ侍りて

　荻の葉につゆちり初る風の音もことしよわきて袖ぬらすらん

返し

　袖ぬらす露は夜ことに荻の葉の色かはるまて風そ身にしむ

○或問盆經に七月十五日百味五果を設て佛に供すと五果とは何をかいふと、云律の中に核果（棗桃柿の類）膚果（なしりんご瓜なすびの類）殼果（かやくるみの類）檜果（松柏の實凡其外あら〳〵しき果なり）角果（大小豆さゝげなとにや）

　是を五果といへり

○近世鄙商家毎に立用の利を事とし米穀年々高く人の憂多し、今歳甲午夏我府下金一兩を以て新麥五斗三四升をかふに至る、其他諸物の直是に准してやすからす、剩へ錢をも立用して交易私多し、此頃金一歩を以て錢わつか八百餘文をかふ、士庶種に苦しむ七月の初府下（諸町等）の市人錢貨立用の私により召捕れて獄に繫かれ侍る、されば商人等は是を罪ありとも思はぬさま人慾の甚しき浮世の風俗尤いたむへし、但し士もまた藏穀の直貴をのみよろこひて庶民のなけきを忘れ侍るは不仁の至りといふへきのみ

○琉球國よりすき出す眞眼紙は唐土の竹紙のことくにして亦我國有馬紙に似たり、堅原にして色しろくつやゝかなる紙なり、（薩州願王院僧正の許より得侍る）其國南方の氣を得て萬つ柔耎に花美風雅を先

とす、國製の器も亦夫故やさしきもの多し
去年十二月十九日の風の吹放されし船（尾府下商家の船なり船頭は攝州大坂のものなりとぞ）行末しれさりしかは、其日を忌日として吊ひなとせしに今年七月さつま潟より使あり、琉球に吹つけられ恙なく薩摩府迄渡り侍りしよし聞ゆ、船のあやうき事度々聞侍るは是に限らす
○八月八日の暴颷（前夜大雨海中汐ひかりて鳴動し八日の朝より雲北に飛ひ申刻より風あらく子刻甚し）凡そ石を飛し木を拔く、其鳴とよむ音雷のことく駛雨電々として窓壁すへて破れ倒る、屋舍さなから轉覆しておのつから壓死するもの間々多かる、市井府落是が爲にまよひさけふ聲〱いふはかりなし、田園の損毛亦幾はくそや、熱田のかたは高汐漲り來りて陸をひたし堤を破る、船みたれて沒溺し家流れて財を沈む、川々亦洪水激して畔畷廢潰ゆ、巽二萍號情なしや人民の愁聲今朝も街頭の恨話となりて聞もいたまし、扨も聞まとふ渟飈に動せられて己か心をくたくもありなき蝸廬の爲にそなやまされ侍る、つら〱おもふたとひ房子傾き籬壁やふるゝとも火災の跡なきかごとくならましものを、且我身ひとりの風かはとおもひすて侍るだもおろかにむねの中驚苦し侍る、這箇の小事にあふすら中々道理を沒して思ひさためぬ淺ましさよといひ侍りしに、或桑門聞てされはよ大方浮世を思ひすてぬさま此等にても知られ侍る、かゝる風雨にたも心をみたし侍るそかし、そも大漸の期至りなはさこそ志もたかひ侍らめと我なからつれなくあさましくこそ覺え侍るといへるも耻かしからぬかは、我も人も大節に臨みて動きなき志を持ち災害に遇てたはまさる操を失せさるもの幾はくもまれなるにや、采地ある身は只秋貢の少なからん事を思ひとして民の困しみをわすれ、農家は亦からくせたけられなん事をあらかしめ慮りなから領家の屋破れしを聞ては却て心よきさまに彼や今そ思ひしるらんなとのゝしるもあさまし、凡そは上下情なく道なく沒有工夫一向貪吝のみなるそすへき方なけれ、商賣は彌濫叩して諸物の直を增し、あるは糶をとゝめ錢をかくし法度國禁を犯して刑をかへりみ侍らぬわさひとへに餓狗の熱油鐺を舐るか如し、終に

獄につなかれ家を亡すに至りて止も愚ならすや、嗚呼竊々たる一睡のうち夢に夢を占へて幣尒の利を追ひ、空しく水上の月を撈して東塗西抹いたつらに兒啼女哭をなす、搖尾憐を乞の恥たる事をわすれ猶あやにくなる心もよこしまにうこき出侍るこそうたてあさましけれ、一夜にかはる野分風草の庵荒まさりて外面の白稲きのふの色ならぬをみるにも依報の拙きさま思ひ出られ、厭穢の心更に新より愁苦病骨を纏ひて葬を林下にいそかん日何事をか捨難しとしてしはらくもとゝまり得侍らんや、よしや散はてん露の身はとてもかくても有なん、華第茅舍同し嵐にはてなきものを滿身の風露滬々として一片の秋光慘々たり、更深漏靜に月落河傾て萬籟俱に寂寥たるもきのふにたかふ、浮世のすがた雲情風性のさためなく道ならぬこそをかしけれ、人間の榮枯もまた一樣ならぬかは、ふしのこる萩の葉もいつしか露おもく四壁やふれて蟲の聲いと近く、秋のあはれも今一しほに覺え秋をへてなるゝまくらのきり〳〵すしるやいそちの涙そふとはと（大藏卿隆博）古こと打すんし侍りてきしかた遠くおもふ事とも多かりしかは

みしほとゞ夢となりゆくよの中になみたのみこそ猶うつゝなる

淺茅原うつろふ色にふきかへしきのふにはにぬ風のおとつれ

鹽尻　卷之五十六

○程伊川曰古の時公卿大夫よりして位各其德に叶ひ身を終るまで是に居て其分を得たり、農工商賈は其事をつとめておのれがうくる所限りあり、故に上下皆さだまれる志ありて天下の心なりき、後世に及ひて庶士より公卿に至るまで日々に尊榮に志し農工商賈また念々富侈に志す故億兆の心志こも〳〵利にはせて四分紛然たり、是を如何して今夫をして一ならしむへきや、亂れさることを欲すとも難しとす、季世のすがた禮法不脩政刑からくみたれ、慾を恣にして度を破るに至て居をそこなひ父を捨て生を輕くし倫を破る、學者といへとも其居家孝悌にして廉恥禮遜あるはいとまれなり、凡そ後世の學效ふ所輝（本ノママ）に講する處密なりといへとも、躬行にしるしなく實用に益なくみゆ、いたつらに其議論のみ甚高くして已れが氣象却て切迫し其分辨は最審にして自蹙せるもの少しとせず、けだし高くして迫れる時は必らず實用と離れ審にして蹙せる時は必らず躬行に遠る事是自然の勢ひなり、況や空言語に亢り回議論にほこりて人を見くだし、あるひは詩章の末に休々として是を學なりとおもへる類何ぞ國家の用をなすへき嗚呼

○元首の明らかなる股肱の即庶事の康らかなる先三代の始にあり、猶其上つかた唐虞の治を盛んなりとす、夫禹稷の水土をたいらけ百穀を播すは民を治るの事、契陶の五穀を敷き五刑を明らかにせしは民をしゆる方也、治敎治りて萬民正し能後世の及ふ處にあらず、春秋より戰國にうつり漢唐以下英主なきにあらすとも、大方官貴人にあらは澆訛佚々して政令みだりがはしく、奸佞時に出て君の明をおほひ已れが慾を恣になすなり、而し賢者ありといへとも如何ともする事あたはず

○漢書を見しに哀帝の時、董賢佞倖日々に盛んにして帝出れば必參乘し入れば常に左右す、傳に旬日の間賞賜鉅萬をかさねて家門の榮輝天下目を駭し幸貴一時朝庭に震ふ、彼が性質すかたの美なるのみにあら

ず、其柔和よく人をなつけ其便辟よく君に媚ひ一日もあへて君門を出す、常に宮中に留りて主君と起居を共にす毎に洗浴のいとまを賜ふといへともおのれが家に歸休するこゝろなくして晝夜禁省を宅とす、帝寵愛のあまり彼が爲に有司に命して大第を起し土木の功を極めて美を盡しけり、凡そは彼が親族より僮僕にいたるまで帝是を幸して惠み尤あつかりしかば内外これにへつらひて近つき人の志甚いやし、董賢年廿二にして終に高安侯に封ぜられし、されば身三公たりといへども猶常に宮中に給事す、故に百官皆彼に因りて萬事を奏せしかば政日々に舒緩し法度馳して庶事節なし、威權只董氏と其同黨に有てへつらい逢迎の輩のみ志を得たり、亦讒邪其間にへだゝりてあるひは互ひに離貳怨隙少からず、然るに帝崩じて董氏免せられ頓て自殺して亡ひしかば、官人彼が家第をひらき其財寶を斥賣して跡なかりしとかや、嗚呼奸佞の小人一旦寵幸せられ内外をかたぶくるもの和漢古今亦多し、彼北齊の和士開かことき齊王に姦諂し、毎に左右に侍して言辭容止諸の鄙藝を究め君臣の類をみだし專ら聲色を玩はしめて紀綱廢亡せらる、歷代の吏策を絕す嗚呼愚なるかな、佞倖の其終りをよくせし昔今いまだこれを聞かす、然るに其身幾百年も榮え子孫亦多からん、畏を千歲に流るゝ事を誰れか是を智ありとせん、誰か是をうらやむべき嗚呼

○野州日光山八景詩集(正德改元の秋所賦也刋行)

小倉春曉　鉢石炊烟　含渚濛雨　寂光瀑布　大谷秋月　鳴虫紅風　山菅夕照

黑髮晴雪

第一春曉の詩

准三宮一品大王(日光貫首公辨親王)御作(他畧之)

小倉山色似皇州　不險不夷浴水流　花氣氤氳天未曙　紅霞一片入双眸

朝鮮製述官李礥(號東郭)奉和

名山磅礴鎭雄州　榮翠玲瓏曙色流　海底陽烏猶未翥　滿空星影溢喧眸
凡そ八景に各一詩あり、大王近侍の僧俗及ひ韓使(趙泰德等四人)所賦なり、序は矢田部長門守好古書せし大王の號を其堂也と云々
○日光名勝記は正德四年の春具原篤信筆して刊行す此中に足利學校の記あり太平時靜にして諸州の名跡を記せし書多く出、しらぬ火のつくしのかた鳥がなく吾妻の末も一握の中に見る心地す、南海北陸大かたしるせし書かすかすにて其中に山城名勝志は左馬少允源武好編輯にして其引用書古記凡六百八十六部其博其つとめ所謂一世好古の士なり(別に圖あり)庸流の一村だも其後を知らざる多し甚恥べきにあらずや
○大光禪院の糸櫻見にまかりしに良ちりて梢色なく風ねたり侍りければ
糸さくら年の緒ながき春になとこゝろみちかく花はちりけむ
○家の櫻池散かゝる頃巳が影をうつして
ちる花に影さそはれし水の面うつらふ老の春もはつかし
水紋添暖落花彩　老首影寒鬟雪皤　何有殘英知舊意　池邊懷友獨吟哦
○彌生十日人の月忌初(從五位下飛彈守)に池菩提道場にまゐりし、光陰夢のごとくいつしか昔と物語に寺前の櫻ちるを見て世のはかなさも今一入におもはれ
曙にちりしやかた見花の雪
○晋成帝咸和八年制天郊則五帝之佐日月五星二十八宿文昌北斗三臺司命軒轅᠎巫太一天一太微鈎陳雨師雷電司空風伯老人凡六十二神從禮
秦氏漢人神仙の術を崇ひ、祭祀禱祠多かりし事歴代の史に見へたり
○天仙鬼神及ひ變化等の宣揚を信じて徒に一世の富貴壽樂を祈禱する人あり、嗚呼拙かな朝露夕電の命

風焦水凍の身しはし浮雪虚花の榮ありとも終に楚姜の籠檻を脱せす、たとひ疾除祓の術に依るとも誰か衰殘老病を免るべきや、頭の霜しは〱白して旣に八獄の域に隣せ、老の波しきりに重て漸々二河の嶮にせまれり、須くは浮世の希望を捨て不退の常樂を求むべし、一たび陽九百六の災禍を離れて快く二轉の福樂を受べき事是他にあらず、只ひとへに口業散稱六字の大悲力にある歟、淨土正保三部四軸大乘金典凡そ七百六十六偈二萬四千五百五字(十勝論)

○或問僧上寺深譽慈昌上人または存應と號す或人いふ勅語なりと如何、曰其勅賜號は善光觀智國師の稱を賜ふ、按するに彼勅書曰

勅法辨取捨用責臨機時有循環心存應物明珠不避濁水大聖寧守二隅慈昌和淨社英雄敎門碩匠智辨瀾起如收萬水之朝才德斗明似受衆星之拱引攝十惡之妄性濟度三界之迷靈親對龍顏轜座奏安心之秘要益重我宇之布褶舉達者之美譽肆加褒章新染震翰特賜普光觀知國師之號

慶長十五年七月十九日

是後陽成天皇の勅賜なり、此中心存應物の文字を取て自號とせられしにや、師は　東照大神君の教師當時蓮社の高師なり、元和六年十一月二日辭世の偈を書して曰佛話提撕心頭塵未後一向但稱佛と筆をなけ端座合爪して佛名を唱し化す、世壽八十法臘六十有六と云ふ

○異邦道教盛んにして莊觀多く道士あまたあり其道を事とす、其說もとより多端淸淨一說棟養一說服食一說符錄經典科敎又一說なりとかや、馬端臨か經籍攷に見えたり

道家第一祖は道元大師なり、是漢の張道陵也永壽元年九月九日昇天

○叢錄を按するに道家に南京北宗の分あり

○○東華少陽君——鍾離權——呂山呂(南宋人)

劉海蟾操 — 張紫陽伯端 — 石翠玄泰
　薛紫賢道元 — 陳泥丸楠 — 白海瓊玉蟾
　　彭鶴林耜

北宗祖
王重陽吉 — 馬端陽鈺 — 譚長眞處端(下略)
　　姜孫不二

王重陽之教曰㆓金眞㆒

○道書の名多く佛經に等し　但し其部ありて實には其書ある事なしといふ

洞眞部六百二十卷　洞元部一千一十三卷
洞神部一百七十二卷　太眞部一千四百七卷
太平部一百九十二卷　太清部五百七十六卷
正一部三百七十卷
凡四（チカ）百三百九十五卷(新錄)

されば是を合せて寶文趣錄と呼しとそ、宋の符祥年中張君房の所集の道書凡そ四千五百七十五卷其後增して五千三百八十七卷に至れりと云々

張君房其精要を撮て雪存七籤一百二十卷となせしとかや、胡應麟か王壺遐覽第一に見えたり

○道家は老子を以て教主とす、然るに老子德道五千言を以て敎を設けず、後の羽人方士等其名を借以て自重して實はその說を知る事あたはず、此に於て佛經の脚跟に就て其緒餘を竊み諸儀を作りて誣世をあ

さむくのみ、異邦共盛んなる事我國神社のことく道觀を建て祈禱を專らにすと見えたり、老子を道書に萬法天師或は玄中法なといへり

○太上老君(老子) 太上仙宮(東方朔也見二王母傳一) 太上侍經仙郞(王思眞也見二仙鑑一) 閻浮提王(冠準) 五方夫帝君(簡肅正見二魏夫人傳一) 太極章偏郞(莊周也見二酉陽雜俎一) 蓬萊長生主(白樂天也見二仙鑑一) 海山院主(白樂天也見二廣記一) 太玄博士(莊周也見二巵言一)

此類筆叢壬集に見えたり

○我國今の世のことき學校の政なければ國學の師もなし、寺院は高く構へながら如法の比丘も世に聞えす、かゝれば道の正しき事ありとも覺へず、幸にして道家我國に入來らす若古しへ傳る事あれば是又世の費をなさん書なり

○受諸飮食當如服藥於是於惡勿生增減趣得支身以除饑渴遺敎繞

是釋迦文後の比丘に受用對治の觀を敎へます遺言なり、空僧家獨如此ならんや四衆常に食あり徒に口腹の慾を恣にせんや、自愼て收てゆるかせにすへからす

○歳荒民窮し捃拾して自資隍頭に面を仰跡を溝壑に沈むる類幾百人そ、しかるに京師難波花柳の春去年に減せす梨園の遊ひ舊時に增れるよし都人かたれり、實にも我府下の如き郡民藜藿給せずして潔腹にして戶を出望門投止するのみならず餓孚の見る目も悲しき多し、然るに戲子の場傀儡の筵見る者紛員し、或は燕饗遊嬉活々たる顏あり、或は喜慶稱賀翩々たる體あり、凡重貺珍賜駱驛として稠疊せり、艷服を襲て冶容を事とし膏粱に飽て哄堂喧し、いつか退渴に色やはある士庶の意只本業を務めすして却て勢利に奔競す、故に四窮を見て自あつからざる思ひに住し、却然として他の愁を省くものなきにや、それ滿堂燕笑するに一人卿隅して悲泣すれば一堂皆是が爲に不樂は古今の人情ならずや、今年荐に飢て東西に窘迫の愁こゝにも聞かしこにも見る、顚連して告る事なき赤然たる單身街に滿たるをも土芥のごとく見てあ

はれむ心なきこそあまりにつれなけれ、されば萬乘の尊侯伯の貴深宮重屋の内に安座し、皇僚郡司任用にしたかひ適意ならざる事なし、毎に巧言の歡慰を入るありてかりにも人間の變故をいふ事を諱みず、特乖き運蹇みて民人流落すれども君主の家何か餔西方て食ふものあるや、方丈の華錯口をして甘からしめ細輕の袨服身をして暖からしむるを見るのみ、誰か菜色の愁顏鵠形の患身を見ん嗚呼哀かな、蠶獨此日困阨の極にいたり街に伏して死を待事誰か仁心なからん、いやしくも人我の私に隔りければ斡旋艱の思ひなきこそうたてけれ、凡そ人々白骨更に肉を生ずる鴻造の渥惠そかこかしめ（本ノママ）など脫急の意なくてやはあるべきに、月（朋カ）の餽送には優渥をつくし他の賑濟には必らず慳愧（本ノママ）なること我も人も同じさまなる季世のすがたこそ悲しけれ、ましてかゝる時無益の燕樂に財を費し佚遊相高て人の愁をしらざらんものは必倒懸の憂苦を得て蹐蹬遠からず侍らん、能恐愼みてゆるかせにする事なかれ

自評して曰饑年の時一村一落の如きは見る處聞く處甚狹近にしてまさるゝかたなければ共に愁を愁て自快活のこゝろなし、都會のごときは貧家富家相まじりて高枕の者多し、且は遊涉凭眺の地行姦賣俏の家多ければ風をなし俗にならひて諸戲に心走り荒歉の運をもわすれ侍るにや

○或問堂上樋口家は根本高倉家なりと、あるひは水無瀨家なりと如何、曰兩說皆據あり天文の頃水無瀨中納言親氏(實は西三條右府公條公の息なり)子なかりし故に高倉中納言永相の子をやしなひて嗣とす、左中將親興是なり親氏は福島正則の聟なりし養子の後實子出生す(從二位中納言氏成是なり　町尻櫻井七條等の祖なり)　故を以て水無瀨家の家司等家の實子を立て親興を廢せんとし或は毒殺せんとはかる、親興聞て彼家司を手殺し　東照宮をたのみまゐらせられ伏見に入る、東照宮是を客居せしめたまひ中條山城守の女を以て親興の妻とせらる、二子を生す　東照宮執奏ありて斷絕の稱號を繼せしめたまふ是堀川宰相(從二位)康親樋口正三位信孝也　(康の字は家康公御諱の字を賜はる)

寛　尻

○○親興──康親　堀川──信親　代々
　├信孝　樋口公方家──女子
　└女子　女房──信康
康煕──基康　正五位下
　└康滿　中條伊豆守

○朝鮮國事（雞林唱和集の中筆談を抄す）
散官無實職而受祿者を云
我國揚名の類遙授の官歟
影官（紛告身而無付職之規云々）
諺文世宗王與申叔舟鄭麟趾等別淸濁高低之奇叙爲一家言云々
雪綿（蠶細者と云々）　松魚（鮭魚也我國所謂さけのうを也）　南靈草（たばこ）
糙米（鑿之不甚精也云々我俗にいふ中白米也）　田米（粟米也云々もみなり）
大坂城以上水路三千一百八十里　江戸城以上陸路一千三十八里
これ鏡湖の所持扇に書せり
賜柑試士　朝鮮より毎年柑を進む、王是を諸儒輩に頒て箴銘頌賦等を作らせて其魁一人を及第せしむる也云々
靑丘　朝鮮の異名なり是禹貢に靑州といへるより起る
廻庭樂　我國人問に此樂は素盞烏尊所作也云々　東郭が答に是新羅の樂といへり
東郭云素盞烏尊之說皆在二新羅之世一世久遠而無レ徵不レ可レ考矣云々

亦東諺傳を引て百済の王仁日本に入りし事をいふ
朝鮮三百六十州皆有二太守一云々
牧夫　府夫　郡守　縣令
次第如此と申三年而解レ之或六年而解レ之云々
是皆小身の守牧と見ゆ、其州と名付るも我國大郡の類也
全漆　生漆にして墨を製するに是を和して黒色に漆といへり
孔廟神號以二文宣王一稱云釋奠遵二中國制一云々　其主三年に一度聖廟に謁して親其禮を見るといへり
其他猶多けれとも略之彼國に櫻紅葉なしと聞ゆ、草木鳥獸は土地風氣によりて同しからさるもの常の事歟、聘使等來る時我國文學あらん輩間々詩章唱和筆談の回答處々ありし、然るに我國人彼に對して大かた屈伏の諛言多し、故に彼か驕亢をたすけて誇語をはかしむる事亦口惜しからずや、彼國ひたすら文字の學にのみならひて武勇の氣なく柔弱にして淫風甚し何のおそるゝ事かあらん、但し我國文學の學者は近年多くは市井の人または醫家の小輩等なれは彼に向ひて先氣象卑遜に過く故に我神州を辱しむるもの少しとせず唱和筆談尤愼むへき事也

○主馬盛久由井濱にて首うたれなんとせし時太刀折れしは文治二年丙午六月廿八日也（長門本平家ものかたり）

　主馬八郎左衛門尉盛久は主馬入道盛國末子と云

○盂蘭盆會の供物に荷葉を用ゆる事久し、今は昔の物語にいふ、七月十五日貧しかりける女一つ着たる綾の衣の表を解て瓫の盆に入れ蓮の葉を上に覆ひ愛宕寺に持まゐりて伏し拝みなく／＼去にけり、人あやしみ是を見れは蓮の葉に

　　奉る蓮のうは葉の露はかりこれをあはれとみよの佛も

略書すかくあれば世俗中世よりすることゝ見ゆ
○洛東禪林寺に永觀律師の筆なる六字の名號あり、近年貫首これをすきうつし板に彫て人にほとこさる、其字體如何にも凡ならず佛の字にならへて阿の字あり、按するに是律師の花押歟、眞言傳に永觀は深觀大僧部に師とし仕えて眞言を受とあれは阿の字を用ひられしもむべ也
或人云禪林寺の院號を無量壽院といふよし古き書にも見えたりやと、予云宣秀の御教書案に禪林寺無量壽院とあり
○香瓜の末になりて靑を尾州の俗かりもりといふ、先に夫木集のうたを見出て書せしか亦馬內侍家集に
霧深く鳴しかを見よ瓜生野のけにかりもりのこゝろなりけり
とあれば昔の人もかりもりといひしと聞えたり
○四字經は明の漢沖蕭良有著す、四言つゝに故事を入れ旁訓をなして幼學の便りにせし書也正德乙未和板重刻せり
○渡唐天神の像の事藤原長親の兩聖記にあり、明德の頃山城國伏見なる藏光院の幽林衰冠盛服の神容を夢見しに亦應永元年忠菴と云僧天神無準に受衣したまへる御姿とて幽林におくりし時朝臣倭歌を詠せし事委敷載たり
神よなを法を守りて傳えけりみつの衣のうらみのこすな
たへす我たのみをかくるしるしにやこゝに北野のかけうつすらん
然れば應永の頃より世に流布せしと思ひはへる東見記にも渡唐天神の事あり
○善光院將軍(義敎)眞阿上人に參らせられしうた
ロにとなへ卒都婆に書て彌陀はみつ書すとなへぬ彌陀をゝしへよ
御返し

何とふく風とはさらにしらねともあはれもよふす秋のゆふくれ

眞阿彌陀佛は後龜山院の皇子京師十念寺の開祖なり永享十二年七月二日示寂の由寺記に見えたり、南朝系圖にも見ゆ

○山城の名處かきし書を智鉾僧正に見せ參らせしにほとへて返されしは包紙に

隔てなき人のめくみに山しろやちよのふるみち尋てそ見し

返しまゐらす

跡とめてふみ見し春のさかの山花にわすれぬ千代の古道

○后は天子妃夫人は諸侯室孺人は大夫室婦人は士室妻は庶人配士といへとも我亡母の謚號に孺人も書事僭にあらす、文會筆談に其辨ありされば家譜に女子を系圖するに某妻と錄するは謙稱といふへし、妻とは庶人の妻をいふ凡は某室と書て可なり

○士鴨(マカエル)　士黽(青かへるの足長をいふ)　山蛤(我井手の蛙いて也云々)

○或人云饂飩はもと溫團にして小麥粉のもちを煮たるものなり、本名湯餠といふ溫麪と同じ今細く切て長を煮るは和俗の製にして素麪なりと、予云然らさるか唐土にも長をうんとんとあり、李唐の古詩に湯餠孟銀線亂と作りしを見て知るへし

○鐵烈に中りし人既に死に近きを牛の腹を裂て手負るものを其牛の腹中へ入れ熱血の中に浸せは甦るなりと元史に記せり異邦の人試て驗ある事にこそ

○六弓(王弓孤弓夾弓庚弓唐弓大弓)　八矢(枉矢絜矢殺矢鍭矢贈矢芳矢恒矢庳矢)

彫弓彫矢は赤くぬりし弓矢なり玈弓盧弓は黑ぬりの弓也皆禮に出づ

○玉葉集十六雜弓といふ一字題を從三位爲子よめる

あらちおのかりゆく野邊の草高みひくやまゆみの末はかり見ゆ

一字題を詠するにはかくてそあるへき、射る人をは見すして弓のみ見ゆるさまあり〱とよく吟して知るへし

○或人の菴にして花見侍る時遺懐

故園鶯亂啅　遊子獨偸閒　垂柳掃芳徑　疎松隔遠山　我愁新白髮　花侈舊紅顏
西日兮東水　春日去不還

○過にし年の秋暴風にかたふき侍りし家の櫻早くちりて色なき頃とふらひ侍りしに、あるしいはく本意ありけにて今朝の風こそいと〱うらめしく覺え侍るとて

木からしの秋風脫字　にかはらめやつれなく花をさそふ春かぜ

ときこえしほとに、さなからみ給ひそおのれはまたかくこそおもひ侍るとて

さく花の色はあたなるちりの世にこゝろそむなとはらふ春かせ

扨もうはのそらなる風にさそはれやすきあたし心は花のみにては侍る、そもあはれと見る紫の一もと故にこそ思ひそむる心の色、今一しほに袂の雫落ちまさりてたつぬうらみのはしとなれる猶多かるにや

うき袖に落ちそめしよりよしの川たきつこゝろも花になりゆく

なとたはむれて歸りし

○掛久毛賢天照二所皇太神熱田五鏡太御神與利始奉利天石淸水春日野乃皇神及倉稻魂少彥名乃諸神殊別天道分船井乃御神等仁懼美毛白須四方仁往還流驛次乃中仁大小目觸行觸流雜穢有止毛諸大神乃元之於仁惠坐須冥慮於以天毎仁大直仁日見直志聞直志天青雲乃靄遠山白浪乃寄流海原毛安良介久平良介内且仁夕仁羇旅乃災禍無志天所念行間仁去來乃路於常盤仁護幸給倍止申須事乃由於平良介介安良介久聞召止恐美懼美毛白須

是は磯邊眞人某旅路袨の祝詞を尾張の仲賴宿禰へ書てたばせと需し、予に筆せよとのそまれし儘かく筆して遣はし侍る、伊勢熱田以下の神名は斯の如く書たきよし需と云々

○或人云釋氏我國諸社の本地御正體を圖して崇む、其中に熱田の御本地あるひは大日あるひは藥師或は愛染等一決ならず(熱田百錄等を考ふへし)如何、予曰熱田の本地いにしへより分明ならざるにや、百練抄(安元元年六月蓮花王院惣社本地圖繪の條下に)曰日前宮熱田御本地無所見仍唯被用鏡云々

これをもつて見るに官家はいにしへより傳ふる處なきにや

○乙未の春世の中不敷して民間の苦しみ大方ならぬ中に熱田の社方なる神人等綿力甚しく凍餒に至らんとする者多し、こゝに中﨟の神家五人(大原彌五左衛門林大膳栗田城大夫同左高介磯部杢太夫)かなしみにしのひす維持の志をつくし尾張氏に議す、祝師(內藏權頭仲賴)等公府に請て調護のめくみを施さんとす、有司便神領の金を以て幇扶をなさしめらる

三月七日より六十日間凡百三十六口、(三十)全家神人男に錢二十足女に十五足每日恩賜云々

彼貧家の內夫ト東國に往て妻子弊屋に究せしあり、其婦泣て曰膽濟の鴻恩誠にかたしけなき事いはんかた侍らす、されと操瓢のわさに近かき事を夫ト歸りて醜とせはたとひなからへ侍るとも詮なき事にこそ侍れ、元より時至り餓死すへきにこそ侍れとて施を受けさりしかは、仲賴いよ〳〵感に堪すしてさはいひそ是神物にして仁政の餘映なり、いかで丐者のたくひならん、夫ト歸り來らばいかにもよく容すべしとて資助せん家數に入てことにいたはり侍ると宿禰來りて語たり、身の斯くまで義を思ひて餒をかへりみざる其志尤あはれむべし、凡そ君に仕へて萬缺る事なき人も每に貪れる思ひなきは稀なり、いはんや空乏の極に居る者をや、たれか耻をおもふべき、されば士として是を聞は慙面汗なからんや、世の豕心狼貪のいましめにもと筆し侍るのみ猶感ありて一絕を賦す

四壁床頭雨　行雲轉手空　獨耳足枯槁　棘路睡春風

嗚呼義婦

○五鳳集に夷に題せし詩あり序略之

　爲護法神稱蛭兒　居民今日祭其祠　不憑船上三郎力　我爲佳人釣得詩

　これは洛東蓮仁寺の前なる社をいへり、仲夏二十日祭之云々今のごときは九月二十日祭る

○山城國粟田口蹴擧水といふ處あり、昔關原與市源義經にうたれし所といふ、古書に有や云異本義經記に安元三年初秋の事といへり

○異邦の神祭には三犧（羊豕なり）五鼎（牛羊豕魚鹿）の儲あり是平生の饌食丹穴の雛（禽饌也出二七命一）をもつてする故のみ、我國の神膳は獸肉を甚穢とす是等常獸鬱を食はざるをもつて也、夫葷腥の臭き誰か惡さるべき、いはんや牛羊の血膩雞豚の肝腸豈清潔のものならんや、嗚呼豕を屠り鶩を燒き凡そ生なから鱗甲をはなちて油血盤に流るゝさま仁人是を食て快かるへきや、神饌たとひ止む事を得ずして魚肉用ゆとも脯腊の類を供せは可なり、眼下に生物を劉開せんは尤いたましきわざなり、鴆肉の穢はしきを以てせんよりは不知菜蔬清からんには釋氏花水の潔き供物を見るに彼陳腐臊臭の不詳も豈同じからんや、嗚呼民の力をわすれ方丈の梁肉に厭て猶足らずとせん、人は功苦食淡の志をしらんや、其飲食にけがれたる心をもつて何ぞ清淨の神靈を饗すべき、若夫邪鬼殃厲の類は腌臢の臭氣に仍て是を貪なん、正神は必らずこれを惡で饗る理なからん吾子愼や

　是或人神供に肉を用ゆる事を問に答えし案也

○忌火は古今其令あり愼で其法を守るべし、但し季世の愚俗のごときは甚だ拘はり亦は私情に任て法をたがふ事多し、今夫自己の身心を清淨にして神の精明に交るか故に凡そ一切の穢氣に觸るゝ事を忌て也、然るに世人神を崇め社に詣て侍る意趣大かた利心ならざるはなし、されば此心すでに道ならぬ幸に妄（本ノママ）動を豈靈囊清淨ならんや、內の神先舍らす何の外神をか來格せしむべき、其外に齋するは內を戒むべ

き爲のみ、今の俗伊勢參宮の輩わづかに淸火の一事をなすといへども酒を飮肉を食ふ歌唱雜談至らざる所なし、酒肉は大神宮六色の禁忌の中なるを辨へず却て祝ひとのゝしり醉飽するを先とするこそ淺ましけれ、嗚呼神に受ること豈小緣ならんや、外を愼んで一塵の穢をうけず內を戒て一事の本ノママを生せす、祈る處人慾の私にあらずは神明必感應したまはん、悉地何ぞ空しからんや、然るに不測の神體を以て人間愚俗の如く思へる庸流のならはしいとゞ無下の事ともにや、神は誠のみ是につかふるは敬なり、誠敬感交の理甚微也、何ぞ利祿を貪り一身の榮をいのるべき類ひならんや

これは或人忌火の事問侍りし時答へし趣なり

○明月記(建仁二年四月八日の條下)云參ニ上水無瀨殿一此邊辻祭二社被渡御前其中一方頗副ニ田樂等一供奉土民等每年營ニ此事一云々

是今云山城國山崎天王山の社也、社傳には養老元年四月八日素盞烏尊始影向と、按するに延喜式に山城と攝津境祭疫神云は此社なる歟

今本社二座にして左を東天王八王右を天神八王子と稱せり、祇園等の祭る處と亦同しからす、辻祭と云當時此處々に多かりしさま舊記に見ゆ、是を辻祭を御靈と呼びし疫神を鎭する義にて幸神と一般我尾府下の市井辻に島津天王の神符を安置し、燃燈して祀るも古しへ辻祭の遺樣かと覺え侍る

○日本記略(天延三年條下)六月十五日公家始自ニ今年一被レ奉ニ走馬並勅樂東遊御幣等感神院一是則去年(天延二年)秋依ニ疱瘡御惱一有ニ此御願一今被レ賽也云々

古しへより牛頭天王に疱瘡平復を祈ると見ゆ

堯孝家集に祇園法樂

猶まもれ神の其代をそのまゝにのこす八雲の道もたゞしく

祇園の社を素盞烏尊とかく故和歌にもかく讀侍るのみ

鹽尻　卷之五十七

○隱元禪師東來の後萬福禪寺を創建して大いに黄檗の風を振へり、されは殿堂の奇製の莊嚴よりはしめ木魚引磬の音を珍らかに明音の誦經いとゝ面白し、衣體異にして其觀一ならさるか故に緇素一時風をなし效て本宗の法式を變革せしもの都鄙多かりし、寛文年間妙心寺派の寺院好事の禪子新奇を衒ひて旁觀を駭す事ありしかは、花園の老衲等議して誓書を製し凡四派の禪侶本山の規範を免して他門の法則を執行する事を戒禁せし(答客問に詳なり)堂持台座主職に禁止の令旨ありし、されは各宗其本寺の舊規ありて與流是を守る、これ開祖の所定也、末流豈是に違ふべきや、今洞宗の禪院蓮社の末徒やゝもすれは檗山の風をうつし本宗の規を忘るゝものあり、嗚呼人々元禪師の德を仰き其節を傳ふへき思ひはなくして徒に衣鉢器樣の美に眩き好事の徒なと異相を現して却て世のあさけりをまねく尤亦誤らすや、夫士庶の世にあるも亦大槩其樣其俗の各一體不移のすかたあり、然るに近世都鄙の人冶容を事とし專ら戲場の風を好み婦女は娼房のすかたを學ふ、碌々たる市井の少年はいふに足らす、武門に業る身の時勢にならひて其容と心をあらためんは無下の事にや、加藤清正そのかみ家人に令せられし制の中に云、奉公の道油斷すへからす朝に起て劍術をならひ食し畢て鐵砲を發ち馬に乘等の事を怠らされもし、慰には鷹野鹿狩相撲、かやうの儀にて遊ふへし、衣類は木綿紬の間たるへし、食は黑飯を食し萬美麗を嗜ます、亂舞一圓に是を停止す、凡そ太刀を執れは人を切らんと思ふ、然るに人は萬事に一心のおき處より生るものなる間武事の外、遊藝を習ふへからす、學問して忠孝の道を知り、兵書を讀て武業を心かけよ、詩歌にのみ心をよする事なかれ、人風流にならは必よわき事になかれていかにも婦女の如くならん、武林に生ては太刀を執て死すへき事本意なり、常々武士道の吟味せされは潔き死はしにくきもの也、よく〳〵心

尻

を武に極むへき肝要なりと(一書)に書せり、今日武人の風俗如此哉否や、我身を省みて思に背く事なかれ。

○源氏物かたりは戀慕の情といひ浮世の態といひ言葉の新たに奇らしき詞花の巧に妙なるは、そのかみふるきむかしも此文のすかたなし、のちせの山の後につく筆なくして古今獨歩の至寶とて世々これを翫ひ家々これを藏む、其奥旨其秘譯傳へ受る人ならてはたやすく讀へきにもあらす、されは一書の大意は注家のしるし置數も多く各卷のあらましは歌客の筆し侍る類少しとせす、凡そ人貴種に生れ容貌うるはしく才ありて富榮え尊を極て命を終へきは世の欲する處にして光君其是を得たりし、或は花をこひぬる朝つれなき山風心をなやまし、時鳥をまつゆふへあくる雲井うらみの端となり、袖の時雨月を宿して玉しきの露のうてなとあはれにみかきか原の雪深き思ひをかさね、あるは都のさかひに別れをおしみ磯の浮寢に夢をしのふ常ならぬ世におとろきあたなる身をさとりたまふ事亦此君一世のことくさになん筆し侍りて、けふも五十年の夢旅ねの枕に空しき理を敎へものせんとかや、但し其驕縱婬奔至らさる所なきすかたは當時(一條花山の御宇)の風俗にして人々されを好み侍る故に作り物かたりにもかゝる事のみを賞してこそ書侍るらん、清少納言か草紙、赤染衛門か物かたりなと其世のすかたもしるく見え侍る、さいつ頃にや友の源氏物かたりの事いひ侍りし際、其たはれ道なく聞ゆるふし〳〵こそ淺ましく侍るなとかたりて

五十餘事知曷事　艶詞空足解人顔　桐壺絶孝烝瑩日　冊火忘慈犯王髪
貞女弄釆能變志　大夫看去遂無還　不如覆瓶糊窓壁　唯便典墳滿世間

○爛醉しらす三月のくれ等閑にせしと亦是一年の春けに故園芳菲つきて霞のこれる柴の戸さひし、今はとてこゆらんかたもしらなみの跡なき春の末の松山、なんと古言すんして遠くなかむれは青山故のことくにして情故にあらす、幽草に愁をそへて詩作りて愁を遣る(乙未)三月盡

三春可恨與花盡　殘葉一時烟樹深　唯有暮鐘追落晷　無和陶氏惜分陰
をしみこし春もなかれてゆく水にうつろふ花のかけさへそなき
○或人(間宮氏)霞月といふ題にてよめる
おもひやる空はむかしの詠にて月やあらぬとかすむ春の夜
予もまたおなし心を
なれて見る袖の月かけはてもまたこゝやむかしとかすむ朧夜
つゝし
ちる花もをしとはいはし岩つゝしまた咲初る春のくれなゐ
やまふき
いはてのみおもふ心ややまふきの花ゆゑおつる袖のたま川
○或人問、伊勢の離宮といふ處亦山城、山崎の離宮といふ處同し心か、予曰不然歟伊勢の離宮院はあるひは太神宮司と稱し又は御厨と號す、儀式帳に所謂神房といふ是也、齋主及奉幣使の宿館にして且つ神調田祖等を納る處按主(十人)司掌(一人)鎰取(三人)厨女(一人)等の官人を置し今は亡ひぬ山崎の離宮といふは、もと垂仁帝の離宮也、朝野群載に行教和尙宇佐の靈告を蒙り歸京の時到二山崎離宮邊一云々、されは此離宮の地を初て八幡を勸請せし故世に離宮八幡と稱せしとなん。
離宮の名は太神遷御以前より有と云々
○日蓮黨か寺に鬼子母の像を安置す、共形立て手に柘榴を持せり、是俗傳の誤像儀軌の像と違へり。
鬼子母は天女の貌にして薫色(亦は白紅色)着衣珞冠臺上に座す、右足を垂れ下して地に至らしむ、婉子を抱右手中に吉祥菓を持と云々
○佛書の多き淸朝康熙五年に至り、古藏外經典并諸方語錄雜集凡そ共九千函續藏經書に見ゆ、示檗山松

堂藏經目錄には右之外別に八函あり但し近世の入藏は金を以てまひなふ故に夫ならぬ書も多く藏經となるにや

○佛生會に大雄山に參りて

洒出九龍天外水　無憂樹下百花前　慈雲眼霽滿沙界　步々風香捧足蓮

同日先考諱(三十三年)薦香

青山兮綠水　舊樣舊看非　杜宇新聲曉　柳花幾歲飛

○椿をゑの木と讀枝多き木なるか故にいふ、類聚三代格には、槐材(エノキと訓せり)按するに槐はエンシユとよむ槐の音クハイ呉音ヱなるかヱとはヱンの音便なるへし。

○或人云盛衰記に蔡吉尼の字あり、ダギと訓せり、蔡の字ダの音ありやと予曰是茶の字の書誤りならん。

○年神とは正月家にまつる年德神の事か、曰夫木集に好忠の歌

みあれ川加茂のみとしろ引かへて今はたとしの神をいのらん

これその年の穀靈をいふ年かみまつりもと民家の事にや

○客有問此春東都生島氏尙齒會せし希有の高年(百歲以上三人)聞をおどろかすばかりに覺ゆ、和漢共會の始如何予曰著聞集に尙齒會は唐の會昌五年(武宗即位五年乙丑)三月廿三日白居易始て是を行ひし由、本朝文粹に尙齒之會源起唐室會昌白氏、水石之居いへる是也、我國にては淸和の御宇貞觀十九年三月十八日大納言年名卿小野の山庄にて諸老を會せられしを始として此會有し事古記に多く見ゆ(江吏部集無題詩長秋等)惟宗孝言の詩に花零履踏三春雪松老耳停尙齒風と作れる、安和二年に在衡大納言粟田別業にして雙會ありし事をいへり、さても人間の有さま短所促齡每に多して古稀耆耋の人世に少し況や期頤の脩壽をやされは生々たる鶴髮亦幾年をか期せん、昏々たる考悖いつまてかはなからふべき、嗚呼彭殤ともに一堆の土に歸し、貴賤同しく鬼錄の名をのみ殘す、たとひ松柏の長壽を重ぬとも終には桑楡の暮景久

しからし、抑一世抦として閔凶に遭も天年をつくし享福に終るも青眼永く開て後たれか白骨の新に曝ことを免るへき、愚に身命を惜て夢にゆめを執し徒らに壽福を羨て迷ひにまよひをかさね犬馬に先だちて溝壑に塡なんはめやすかりぬべし、とてもかくても任はてぬ世に見にくきすかたを持得て矍鑠にほこるこそ無下に拙く覺ゆれ、垂末頽倭亦憐むべし、衰朽一風を期華顚つれなくこそ侍らん、慈圓大僧正の歌

　　よの中にうつゝのやみに見る夢のおどろくほどはねてかさめてか

歌子知るやしらすや嗚呼

○或問宇治の茶は何れの時より始りしと、曰尺素往來に宇治は當代近來御賞翫栂尾は此間雖衰微三體名下不空と明惠上人の比より栂尾の茶を上品とせし、當代とは足利家也、鹿苑院義滿公山名氏淸に仰て始て宇治の里に茶園を設しめたまふとかや、後七所の分あり

　森　　岩井　　宇文字　　川下　　奥山

　朝日　　琵琶

此中宇文字とは報恩院（號森坊）に昔求聞持堂有し荒廢し茶園となりし土俗グモンジを謬り呼て宇文字といひしと云々

○問平等院の阿彌陀堂其製他に異なり兩樓後廊おのづから鳥の翅尾に似たり、棟に入よし（本ノママ）銅の鳳凰雌雄を鑄て据ゑ風に隨て舞ふ故に鳳凰堂と呼、何の堂亦如此哉、曰是往古帝宮の製にしてこれを摸して佛院を造られしか、昔豐樂院の製左右に栖霞樓霽景樓のかし（本ノママ）をいておはすべし

○或問祭及び猿樂など見る處をさんじきといふ棧敷（サンシキ）（棧の字は棚なり閣レ木爲レ棧云々此舍棧道に似たり故にかくいふと）

假庋（サジキ）（舊事記にサヌキと訓せり日本紀同し庋は字書庋と同し閣ニ藏倉物ニ也）……今此等の文字を以て然るや曰物かくる所をさんしきと呼事久し、但し假庋の字は古しへ用ひさりしにや棧敷の字百練抄（寛弘四

年四月加茂祭の條下）等に見ゆ、狹敷（さしき）此字古書に見えたりさしきと呼も難なき歟

　野府記云寛仁二年四月六日己巳宰相同車向二一條棧敷宅一乍レ車見レ之云々。

○或問いにしへは帝都の寺院山號なく且つ鐘を掛すと然りや曰然り亦瓦葺の製もせさりしと見ゆ、百練抄に京極の御堂の事いへる條下に、依レ憚二洛中一不レ葺レ瓦不レ立二鐘樓一（云々）堀川院御時迄かくありしか。

○或人歌の事など尋ねよるへきとて

　しきしまの道のしるへを三輪の山松の木陰をたのむはかりそ

と侍りし、いとしらぬ道いかてかは聞え侍るへきなんと書てかやしに、

　三輪の山檜はらの路をかき分て君にそとはんやまとことのは

○伊賀國へうつりゆく人をおくり侍るとて

　わかれゆく雲のいく重は隔つともちきりしほとのこゝろわするな

○播磨國一宮伊和大明神は素盞烏尊第一の皇子大巳貴尊と（云々）正一位

　式曰宗粟郡伊和座大名持御魂神社（名神内）

二宮荒田大明神天平寶字年五月天降（云々）少彥名命延曆年中正一位（云々）

　式曰多可郡荒田神社

酒見大明神養老六年住吉の大明神（幷）五所の王子當入座（云々）建武三年正一位

　式曰酒見社なし盖式外而載國帳者歟

　但加茂郡坂合神社

白國大明神或說に開化天皇第一姫宮（云々）

　餝磨郡白國神社（式内也）

生子高御倉陰陽二神と(云々)今石寶殿是也
　式所謂餝磨郡高岳神社歟
垂水大明神同州上の宮御子と(云々)海の明神衣賤明神四座と(云々)
　式曰海神社三座(名神大日以新甞也)
日向大明神養老年中垂石舟賀古の浦座(云々)
　式曰賀古郡日岡に座天何佐々比古神社
　神名帳に百七十餘座と(云々)
　此國　式内は當國五十座(大七座小四十三座)

右は播州峰相記を抄す亦廣峰山の牛頭天王の事を記曰老僧語元正天皇の靈龜二年吉備大臣入唐聖武天皇天平五年歸朝當山の麓に一宿し給ふ、爰に夢にもあらず現にもあらず人出來り我はいにしへ母の家追出され蘇民の爲に助かりしなみ人なりし、以來居所未定唐朝に契りたりしをたのみ追來るなりと、云々則當山に崇奉る牛頭天王是也と(云々)凡此記文字拙くして見るに足らず、廣峰天王の說も僧法師の傳說と見えたり、されども此書貞和四年の作なれは近年作り出せし附會の事とも見えず、人麻呂の事を載せて曰明石神海に出て海に入る月を詠し秋の千種にこゝろを留の說あり、若人麿を崇めたる歟

○伊勢の宮司は大中臣家八幡の宮司は大神宇佐の二氏といふ(是は宇佐の宮の大宮司也石清水の供僧は代々紀氏なり)熱田の宮司はいにしへは尾張氏季範朝臣は南家の藤氏なり、鹿島香取は中臣氏宮司となり、春日の社は大中臣の朝臣神主とし給ふ、皆勅許の職也、宮司神主の任限は六年なる事延喜式に見ゆ、禰宜はうりも亦一補の後不レ須ニ輙替一とあれば朝廷の補任なり、今のことき太神宮の大司正權の禰宜春日の正權の神主等の外は諸社大槩は其稱を破り侍るのみ。

○毎年七月七日の熱田の神寶蟲拂ひ也、蜘切丸(表に吉光裏に丸あり)龜王源氏一代の名劍也、あさ丸は

惡七兵衛景清が太刀也、熱田の國信上々宗近行平吉家など數十口の名作有、墨跡は道風佐理及菅家の眞跡なる太政官符は去年　邦君より裱軸あらたにせさせ給ふ、共他古鏡など唐のもの也、牛王高角等の珍寶或は珠玉などは數もしれず、龍鳳の文字ある錢書畫の類猶多し、また日本武尊の神影に唐幞頭に帶劍の圖あり、いかなる人の筆ならん覺束なし、傳教空海の寫せる佛經あり、中に日蓮が筆とて法華經白紙に金字の七軸初法華の夢想を書き道宣律師の序を載す、書寫の人施主の姓名など我國の人に侍らす惠鎭といふ僧の所書と見えたり、日蓮が筆にあらざる證據也。

熱田宮御遷宮御神寶注文

法華經一部(唐本文字金泥料紙白墨漆箱)

御鏡一面

御劍一腰(目貫蒲萄股寄芝スリ金)

御扇一本(兩面畫まつたけ)

御神馬一匹(鴾毛印雀幷越三目結)

以上

應永廿六年三月廿二日

清藤書判

是田島祝師家の藏にあり、日蓮が筆といふ法華經の事唐筆なる事分明也、亦卷本の日本紀あり、古物にして文字抔正しく今世判行の書にあらず、古書の中に菅神の御影といふあり尋常ならず見えさせ給ふ、裏書に天文廿三年藤原織田勘十郎信勝の字あり(勘十郎は信長の舍弟諸書に信行と書り此人初の名に藤原といふ字いふかし信行後武藏守と稱す)猶神刀劍數百に及び古代の樂器など多かれと大方は書し侍らず。

○祇園三所の本地密家口傳
牛頭天王本地藥師佛變身は天刑星婆利釆天女本地文珠菩薩八王子本地八大觀音（今則爲二十一面一雜耶云觀音加三不空羂索與二白衣觀音一而爲二八尊一）

奉施入
牛頭天王御正體
勸進沙門勝尊
幷緣阿彌陀佛
正安二年壬寅四月十一日

按するに正安は後伏見院の年號共三年辛巳三月廿四日後二條院即位明年壬寅十一月廿二日改乾元。
○鬼宮之大帝北帝也（道書出事玄要言集）是釋氏の所謂妙光菩薩也。
○尾州丹羽郡大縣宮（二宮也）神主家を重松と稱す、元來利仁流の藤原なるが故有て橘朝臣と稱すと云々妙見寺藏古證文の中に重松が事あり、夫には尾張氏と見え侍る（重松は左京亮弟板津）中務丞は同郡樂田村の城主織田彈正左衛門に仕へし共末也、今は備前國池田家に奉仕す。
○春日四所法相宗本地傳に云釋（釋迦也）藥（藥師）地（地藏）觀（觀音）文（文珠）第一（釋）第二（藥）第三（地）第四（觀）若宮は文珠と習ひ侍ると云々第三の地藏は三摩耶形幡なり、幡は高く懸りて萬方の表にあり、兒屋根命の像にして是を本地の內證とすと云々本地の立樣かゝる表示多し。
○森崎權現肥前國長崎にありて山伏の奉仕する社也、初め長崎に神社の勝地なりしを異國の人入津の所なれは神の祠立へきよし議せしに彼山伏信州のものにて諏訪の神號にてや有けん、古き神物持しに依て頓て諏訪の神をうつし奉り每年九月九日を祭日とす、亦船の往來をいのる爲住吉の神をも諏訪の社地に建し、市民遊藝を施すに丸山町の遊女番によりて歌ひ舞とかや、さしも異邦のものゝ見る事なるにかゝ

る婬風を第一の見物とする事國風かくやといふへし、いと口惜。

○中華竹王祠といふはむかし女あり、水に紗をあらふ時大竹流れ来り是にふれて孕む事あり、則子を生しかは竹を以て氏としける、死して後先祠を建といへり、本州山城の風土記鴨建角命の女川流れの丹塗の矢にふれて孕むといふ、右書に似たり、唐竹三郎の廟(功州)(本ノママ)は水濱に大竹三郎を得これを破りしかは三兒其中にあり、よつて以て姓とすといへり、我國竹取物かたりの説に近し。

○三州伊賀村は八幡宮社領七百石毎歳八月十五日祭禮勸進的あり、神主代々柴田伊賀守といふ同國明大寺村といふ所の六所明神は初め松平郷にあり、親氏主奥州に在館の時鹽竈六所明神にいのり給ひ御家門再興ありし後松平の郷の御館に六所の明神を祀りたまへり、太神君の御時松平より此地に遷座す社を建給へり天下御草創御願成就の神とて殊更尊崇也、社領百六十二石七斗あり、祭禮毎歳九月十四日的あり、神主大竹大膳と號す、下馬の札は靑蓮院の門主の御筆也。

此所に給女房の塚といふあり尋ぬへし

○同國一ノ宮砥鹿の神主は文武帝の時草砥鹿の公宣勅を奉して創業すと云々祠官は代々草砥鹿氏なり、祭禮五月四日十六夜日記にわたしといふ所は今の小坂井村なり、歌によめる嘉賀須の渡しは大門村八劍の社の邊也と云々

○同國下和田村に尾犬頭の祠あり、四十五石の祠領は本多大久保中根の三氏附せしと云々

上和田村に酋犬頭神の祠あり、傳へいふ和田氏某晝寢せしに近き池の大蛇是を呑んとはひよりけるを手飼の犬彼蛇をふせき吠けるに、和田氏目をさまし己をあやまつとおもひて犬を切殺しける後に、其事をしりて尾頭を捨し處に祠を建て祀りしといふ、播州の犬寺の緣起と一般なり、かゝる處所々にいふ我尾府下古渡犬見堂も亦同し傳へあり

○和州多武峯の神像破裂古しへより七度先神廟の古松樹破裂し、脂流れ膚へひらく時に年老の僧神前を

開き御帳をへたてゝなで奉るに像やぶれて臭氣あり朝に奏して勅使を請ふといへり
○熱田八劍宮は和銅の勅建也、然るに祭神を詳にせす、是素盞烏尊の和魂をまつる出雲國大原郡に座す八口神と御同體にして社號口授の秘有とかや、同處青衾の社は葉栗郡に座す宇夫須那神社と同體と云々武藏國男衾郡小被神社同體歟。
○海西郡津島牛頭天王の社内に彌五郎といふ祠あり、今の神家の說に此祠は彌種繼命とて藤浪里往古地主の神なりと云、按するに堀田氏系譜に曰津島の住人堀內彌五郎紀正泰共姓祖武内大臣を祭る大橋太郎平貞經の靈を相殿とせし共祠を建し年號月日迄共に記せり、貞經は謙倉將軍家の時より津島の地頭なりしかは地主のよせも侍る故地主の神といひけるなり、彌種繼の名古書に見え侍らす彌五郎をいやいつこなと和訓するも紀正泰の字ある事を知らすして妄に附會せしものにや、今所々天王祠に彌五郎の祠を末社とする事甚義なし。
○三種の神寶の事八咫鏡は天照太神の正體草薙の神劍は素盞烏尊の和靈の表神璽の曲玉は天忍穗耳尊御出生の習ひあり、靈前にして彌榮えます御鏡を繼體したまふ萬代皇孫尊の和魂の表か是を以て傳國の璽とあかめ給ふ。

天照太神眞澄神鏡座　　忍穗耳尊八尺瓊座

素盞烏尊草薙八劒座

神鏡は宗廟の主と仰き奉り、寶劍は熱田の神體に立せたまふ、素盞烏尊日本武尊と御同德の習ひある事にて二尊の和魂の表とし奉るにや。
○春日若宮を五所の皇子と稱す、然れとも秘して祭る神をかたらす、或傳云　皇孫尊　大主尊　手力雄命　押雲命　道合神　右五種の大神を祭ると云々但霜月の御祭禮は榊一座に神鏡を懸奉るといへり、祭禮ことに嚴重の御事狐狸兎雉等性も此祭に懸るなり。

○大和國添上郡卒川ニ座太神御子神社三座
活玉依姫命　　神武天皇母神
蹈鞴姫命　　神武天皇太后　　是中央神也
大已貴命和魂　　蹈鞴姫祖神也
事代主神　　蹈鞴姫の父神也
○卒川阿波神社（今社絕たり卒川御子の南一丁市井に其舊墟ありと云ふ）
○狹岡神社（今稱韓岡社）
韓神
曾富理神（園神といふソフリとはソノマモリといふ轉語也）
白日神
此三神大歲の神の子也、以上立市家見ニ秘記ニ
○森明神（攝津東成郡杜村）
用明天皇を祀ると云々
○濃州不破郡伊富岐神社江州坂田郡伊夫岐の神社ともに式內なり、是同神なるへし、亦濃州各務郡村國眞墨田神と尾張國一ノ宮眞墨田神社同し神をまつれるにや。
○尾州寄木村稻置の天神（世俗天道と號す）大中津日子命は稻木の別尾張國別祖と和銅の神記には見え侍る。
○夫宮社に火を忌む事其令あり愼んて其法を守るへき事なり、私情にまかせて法をたかふ事恐るへし先自已の身ひとつを淸くして一切の穢氣に觸る事なかれ、世人は多く祈る事利心ならざるはなし其心道ならされは不淨也、內の神舍らすは外神何そ來格せん、外に齋するは內を淸らかにせん爲なり、世俗伊勢

參宮する時清火の一事はするといへとも酒を飲み肉を食ふ、酒肉は太神宮六色の禁忌の中なるを辨へす却て祝ひのゝしる悲しむへし、凡そ外を愼みて穢をうけす內を戒めて人慾の私あらすは神明必感應あるへし、何そ利をむさほりて一途の榮をいのるへきや、六色禁忌は

不吊喪　不聽言　不聞樂　不行婬　不食魚鳥丼葷　不飮酒

○市姬明神

京師七條に社あり延曆十四年七月七日奉祀と金光寺緣起に見ゆ。是宗像の明神にして昔本西の市に祭り給ひしと云々九月七日を祭日とせり、往昔皇子皇女御誕生ありて五十日の餠とて買て奉りしも此神の社へ幣を參らせられし(米一大俵)故實山槐記三長記なんとに見ゆ、爲賴卿の集に

市姬の神のいかきのいかなれはあきないものにちよをつむらん

○攝州住吉郡庭井村依綱大依綱神社は式內四座名神大社也、大已貴命の孫天八現津彥命を祀る吾孫氏の祖也、仁德天皇紀に依綱屯倉阿弭古と云々是神功皇后紀に所謂依綱彥と同し今吾孫子村あり(或は阿孫子と書播州群談)

○熱田の菩薩號を大ふくでんと號す(大ほさつの號は供僧家の稱呼也)是厚田(順和名に如此)の稱と等しき大論に大福從二良田一生といへる意なるへし、凡福田の事佛經に委しきなり。

○諸社に璽筬といふは其社の政印の事にして朝廷より勅鑄の物也(私に作れるものあれは刑あり律に見えたり)天平十一年十二月廿三日太神宮の政印一面被始置(方三寸)貞觀五年九月十三日准太神宮例豐受宮の政印一面置れし事太神宮諸雜事記に見えたり、後世是を御政印と呼ひ其社の御正體と心得亦一變して卜部家の傳授なりとて器土等を盛りて是を社中に藏め法政印と稱し御體とす、夫政印は宮社事を脩する時おして以て證とす(官符の政印國衙の政印のことし)豈秘し藏て再ひ出さるものならんや況や土石を

盛器ならんや、中世共社の祭に神幸あれは政印をも神輿に入てわたらせ給ひし故是を御正體と思へり、尾州熱田の宮神幸は根生放生會に神輿を神宮寺にうつし奉りて供僧最勝會式有しとかや神輿に奉りし御體の御箱(口傳)を御正印と稱せしより事違へる事になりしにや

○諸神記に云、京師中の御門西の洞院なる滋野井の社三所の事是鞠神也、一計案林二春陽花三樹尊形は猿額に金色の文字有て、貌の上に神名をあらはす申の日を用ゆと云々年始の鞠に申の日を用ゆと云々

按するにまりの神は、淫祠か往昔好事の人祭り始めて後、式內外の社とひとしくなりしものか、今所々に多く聞ゆ

○感神院慈恵大師の傳に舊天長二年甲戌以二感神院一附レ師盖此神也、素盞烏尊在二播州一則號二廣峯一在二尾州一則稱二牛頭天王一云々

尾州津島牛頭天王他書の所見なきか、但し東鑑にのみ津島の社といへり。

○神籬の事林氏卜部家にいふは、平野家より妄作の僞物なりといひしを書し神籬の傳の事也、其終りに云、我國むかしより神を勸請する時一つの箱に赤土入る是を內陣に納る時幣を再拜して此ものは木にも非ず、金にもあらず、神御座と唱ふる事秘事なりと云々是神社に璽の箱とて封する往古かゝる事有べしとも覺えず、伊勢熱田等の殿內に昔より曾てなき事也、諸社御政印を納め神輿にのせたてまつる類ひ中古以來有とかや、夫を神籬の御印といふひもろき後世神社といふが如し、たとへば太神宮印熱田神社印と四字を鑄し朝家より納めたまふもの也、此箱を印の御箱と呼、御正體の事には侍らざるにや林氏の箱に赤土を盛事古風歟

○神領の事伊勢神領(四萬五千百五十石餘)春日社領(二萬千十九石五斗)石淸水(六千七百五十七石)加茂上社(二千七百石餘)加茂下ノ社(五百四十一石)住吉(二千百十六石)吉野(千一石)

凡畿內の神社共神產多し

常州鹿島の領(二千石)下總香取神領(千石)駿河富士領(千六百十九石餘)信州戸隱上ノ諏訪(各千石)下ノ諏訪(五百石)雲州大社(五百石)豐州宇佐(千石餘)猶諸國神領數は盡しかたし
○尾西津島社　水無月御蘆の神事ありて一社の秘とせり、和州三輪の社にも是に似たる事侍る歟夫木集に兼昌の歌を載す

束ねつゝ立ならへたる蘆やさは三輪のやしろのしるしなるらん

芦を束ねたるは幣物なり、津島は疫神を祠れる社故六月祓して、行疫の神靈を和し、束芦の幣をあかものとして、是を水に流して流行の疫氣をはらふわさにこそ
○辻社　つま社なんと讀るは叢祠の類なるか、信實の歌

道の邊の木の下かけの辻やしろたかなをさりのぬさたむくらん

公明の歌に

草深き野中の森のつま社こや花すゝきほにいつる神

○京師大德寺內天瑞寺は豐臣秀吉公の母公(號大政所)香火の地にして天瑞寺は即其號也、亦花屋壽永尼公は織田信長公母堂也、其塔大德寺中惣見院にあり皆尾張國の人也。
○或問硯紙を納むる器を文匣といふふみはこと訓すべきか、答云然らす、遊生八牋の十六に文具匣ありことに倭式を稱美す、文匣は具の字を略するのみ、文房器具の匣といふ事なり。

鹽尻　卷之五十八

○武州東叡山新建瑠璃殿記

武州豐島郡東叡山寛永寺寛永元年台德大相國捨レ地慈眼大師擬二延暦寺二而所二開創一也、大師甞欲下興二正殿一以擬中台山中堂上、預占二地基一以囑二後葉一爾來未レ遂二營造一、緇素數恨予來住持有レ年二于茲一欲レ成二大師之遺志一、久懷二興建之志一因緣未レ熟其願未レ成、今大將軍信依日深營福日廣造レ府之次因請二其事一、大將軍速聽二予請一、元祿十年丁丑五月二十三日下レ命既而命二從四位下行侍從兼出羽守源保明朝臣一、總二其事一從四位上行左近衛權中將兼薩摩守源綱貴朝臣運二致材用一以助二其費一、從五位下但馬守藤原喬朝從五位下行丹後守源昌尹及會計工作之司各執二其事一、七月十九日綿蕞定レ基八月三日夷レ地十六日斧斤始レ事、　明年戊寅正月　初五偶有二白鶴　一隻一自二東北一飛來至二坂本六間町車坂町一、飲啄自如曾不レ猜レ人經二池端谷中一至二三崎一至飛去、後其地或屬二本山子院地一、或附二中堂料用一人以爲二興隆之兆一、二月六日立レ柱六月十九日奉二江州石津寺藥師佛像刻一、予向以三叡山中堂安二傳教大師所レ刻像一因命二大僧都等運一、遍詣下江州諸寺安二置大師所レ刻像一者上求レ之將三以奉二安新堂一等運言矢橋石津寺所レ奉最爲二殊勝一、仍復遣二等運一到二石津寺一請レ之住持教音言此寺系二本多隱岐守管內一應二檀應一命運等亦傳二予旨於隱岐守一隱岐守乃發二吏人一護送致二之於東叡山一、教音言寺記相傳昔　傳教大師刻二藥師佛像一軀一、一置二之根本中堂一欲レ安二置其一一未レ定二處所一乃取二三石塊一將下就二其所レ隕安中置之上、試投二三石一三石隕二于矢橋浦一因就二其處一作レ堂奉レ安故號二石津寺一、云是月二十三日　大將軍　奏請　勅二書瑠璃殿三大字一及賜二　勅會供養儀一、七月十一日　勅許八月二日京師陣儀定供養日宣下以二九月三日甲戌已時勸行一八月十一日上梁二十三日予修二安鎭法一二十五日吉祥閣成供養

昔慈覺大師入唐禮二五臺一忽有二一獅子來現一形甚猛獰已而不レ見又有二喬雲聖燈之瑞一　慈覺時收二靈石及

獅子脚迹土一而歸旣歸二本邦一、貞觀二年創二文珠樓于比叡山一、埋下靈石于五方基趾脚迹土于文珠所レ座獅子四脚下上故今以二正殿旣成一直レ前創二文珠樓一曰二吉祥閣一、京師廬山寺相傳藏二故紙裏一封一云五臺山獅子脚

下土仍請レ之以置二于獅子座下一

二十八日奉二安樂師尊像一、傳二延暦寺中堂所レ點燈火一、以點二新殿燈一、二十九日闔山大衆始密修自レ是每日勤修以祈二國運一、三十日演二供養儀一、九月三日甲戌供養實元祿十一年戊寅之歲也、是日天色晴明融如二春時一、文武百司各執二其事一、戊レ列警衛威儀肅如二平明一、發二小音聲一辰刻打二集會鐘一、次外記率二史生使部等一、立二治部玄蕃標一、衆僧參二集會所一、次予爲二證誠兼導師入レ幄次呪願師二品良應親王亦入レ幄、次辰未刻將軍家入二聽聞所一已初刻左大臣兼熙公權大納言篤親卿權中納言基勝卿各着座樂人發二亂聲一振桙三節郡有司就レ次治部玄蕃率二衆僧一列二立幄前一、伶人奏二慶雲樂一衆僧各就レ次、伶人奏樂迎二導師呪願師一、幄前奏二烏向樂一次左導師右呪願師乘輿參入省寮前行導師、時香朝臣兼量朝臣執レ綱、藤原相尙執レ蓋呪願師保光朝臣惟永執レ綱卜部兼充執レ蓋相從、

凡親王爲二導師一、時或五位官人執二蓋予　奏請不レ允此一憾也。

兩師下レ輿上レ堂就二禮座一禮レ佛各登二高座一次威儀師取二御願文一授二導師一呪願文授二呪願師一次圖書官人打二金皷一次樂人奏二菩薩一次供華次鳥蝶供レ舞次打二金皷一樂人奏二白柱一次唄師左右二人起レ座經二舞臺一着二佛前座一發レ音此時定者昇二舞臺一禮レ佛取二火舍一立定者隨レ音除行次堂童子賦二花筥一次散華師昇二舞臺一發レ音、次樂人奏二春庭樂一左右樂行事率二舞人伶人一左右引頭率二衲衆讃衆梵音衆錫杖衆一南北相分大行導畢樂止次樂人奏二三臺鹽急一讃二奏還城樂一梵音衆唱二梵音一奏二賀殿急一錫杖衆供二錫杖一畢導師表白讀二御願文一呪願師讀二呪願文一呪願畢共下二高座一奏二武德樂一兩師亦就二禮座一禮レ佛畢復二本座一賜二導師以下被物一有レ差次打二金皷一次左右供レ舞左萬樂太平樂陵王右地久長保樂納蘇利次兩師退省寮相引、儀如レ初奏二長慶子一衆僧退次公卿退次將軍家自二聽聞所一入二本院一裝束上レ堂禮レ佛元後侯伯扈從警衛最爲二嚴重一次郡吏退、供養之儀證誠

師在レ前大僧正秀算爲二引頭一唄師散華師讃頭梵音頭錫杖頭堂達定者各一人衲衆三十四口讃衆梵音衆錫杖衆各十四口咒願師在レ古大僧正儀道爲二引頭一唄席以下員如レ左其儀注別在是日於二本院一饗二將軍家一將軍家捨二土田三百斛邑一以充二中堂香花之資一及布二施導師白銀一萬兩時服二十領咒願師白銀一萬兩衆僧五千兩一道俗士民皆來瞻禮或寄二詩章一贈二金帛一以賀二希世之盛事一。

供養之日不レ奏二陵王荒序一無二獅子舞一不レ降二度者使御誦經使一皆爲二闕典一非下京師路阻難二屢往復一故上乎九月五日始祈禱六日　勅書額自二京師一至廿一日將軍家遣二畠山民部太輔源基玄朝臣一詣レ闕獻二金帛一拜謝賜　勅額九月晦日大赦昔者延曆十三年傳教大師之創二中堂一天元三年　慈惠大師之重建皆以二九月三日一故今年供養亦　宣下用二是日一凡是役也起二工於丁丑七月十九日一而斷二手於戊寅八月十一日一用レ工若干費レ金若干本堂梁長十八間桁廿三間

今俗六尺三寸爲レ間都料匠村松石見藤原定能柏木土佐源政等小林若狹源利尙

嗚呼　開祖之遺志至二於今日一始克成二其事一殿堂門廡莊嚴無レ比凡百威儀悉遵故實文武貴賤瞻禮不レ暇有下不レ勝二歡喜一者上矣仍書二其始末一以爲二之記一云時

元祿十二年己卯夏六月

當山第五世前天臺座主一品公辨親王選

右久遠壽院准三宮前大僧正公海傳一局一品公辨法親王所選也師は花山院左大臣定凞公の息左少將忠長朝臣の男なりしを九條太閤幸家公の猶子として天海尊者慈眼大師の附弟となし給へり、是東都寛永寺第二世なり、師台宗を統領する事凡十二年法務を解脱院一品尊敬法親王(後に守澄と改たまふ)に讓れり、嘗て慈眼大師の遺志を以て公府に請て毘沙門堂の絕たるを興立せり(師を以て毘沙門堂門跡と稱す)

毘沙門堂は昔京師京極の出雲地にありし天台の一門室にして林泉房流也、明禪法印を毘沙門堂殿と稱す、(參議成瀨の息) 後愚昧記を按するに應安二年二月十九日向毘沙門堂一見花とあれは後光嚴院の時

堂猶有しと見ゆ。

寛文五年己巳嚴有贈大相國地を山城國山科郷にたまひ五百石の田を捨て香積の費に充しめ給ふ、明年丙午の秋落成して十月三日多門天の像遷座也、此像は傳敎大師の彫刻（一寸八分）にして桓武天皇常に冠中に安置したまへり、後に皇子葛原親王に授けましましてより、平氏代々崇め護贈左大臣平親範（親王十三）の時護法寺（毘沙門堂は此等の院に立）を北岩倉にうつす、（平治の亂故也）應保二年供養然るに長寛中丈六の像を作りて彼古像を其中に藏む、大像いまた造り終らさるに山徒此等を燒く仍て多門の像を大原の來迎院に移し一堂を建ツ、建久六年出雲地に遷しけるか戰國の時堂亡ひて像のみ殘る、近世僧正公嚴の坊官小路法印壽運か家に傳へ安置す、法印卒して彼後室是を慈眼大師に參らす、大師大猷贈大相國に授けまし〳〵ける嚴有公是を公海に還附し給へり、前に慈眼大師此像を感得の際後陽成院毘沙門堂の號を以て大師にたまひ其興復を勅命せりといふ。

後西院上皇公海に久遠壽院の號をたまひ元祿五年六月十一日准三宮の宣旨あり、常憲贈相國公食邑三百戸を賜ふ（時に年八十六）八年十月六日疾革なるを以て彌陀の聖像に向ひ、合掌稱名して往生を願し、泊然として化せり（壽八十九臘十三）毘沙門堂の双林院に葬せり。（在世專ら念佛を自行とせり）

師康存の日創寺建堂の營居多奥州南部の法輪院泉州岸和田の幸榮寺等の數院は元日蓮黨の寺なりしか、宗を改て台門となり、師の德風を仰きて、ともに毘沙門堂の末流となれりと云。

嗚呼師は臺家の法務當時智德兼備の高僧にして一宗是を師範とし三塔是を歸仰す、然るに其平生及ひ終焉彌陀尊に心をかたふけ念佛して安養に往けり、一品大王（公辨）其七々日の諷誦文（元祿八年十二月五日）師の得脫を祈り兼て群生をして西方往詣の芳緣を結はしむへき事を願し給へり、今碌々たる日蓮か末徒等天台の敎相を學ひ乍ら往生極樂の願を廢し念佛無間業の惡口を吐く、嗚呼彼等自隨獄の業を造り永却の苦果を招く事尤あはれふに堪たり。

○尾州龍泉寺定雄和尚傳

師諱定雄字鎭立尾州人、早歲出家精修超レ倫始登二台山法乘教院一倍琢所業後住二尾州賢林寺一專弘二密乘一性常潔白持戒淸淨、移二住龍泉寺一修二補伽藍一大興二宗風一同國野田密藏院者慈妙上人之草創而爲二葉上一流之灌室一尾陽台宗緇侶皆受二其餘派一然世遠歲遷儀則漸廢壇軌不レ全聞說播陽書寫山密灌亦續二葉上之嫡派一不レ絕二于今一衆議欲レ使三師到二寫山一而傳二大法一師領二其旨一往二於寫山一書二寫聖敎一受二學灌頂之法一悉盡二蘊奥一而以歸焉、自レ是密藏之灌頂再得二其全一國內台徒授二其賜一多矣、嘗遇二洛東妙立和尚一受二菩薩戒一傳二其律衣一元祿元年辭二謝院事一退二隱寺後山阿一自誓二佛前一一生持戒、日業二禮懺誦經修法念佛一晨夕無レ怠常以二長時念佛痛一其坐脚一踞二一牀子一面レ西稱念、元祿十五年春正月臥レ疾、鍼藥無レ驗二月危篤、而持誦不レ弛、齋戒無レ闕醫求二隨食養一脾、師敢不レ從、二月九日及レ晡欲レ踞二其常所レ須牀子一弟子等以二其病重一沮レ之、師尚覓而不レ正、於レ是弟子等抱起令レ踞二牀子一其相如二平常誦念時一師念佛數聲終如レ睡遷、神壽七十有二法臘若干、夏衆使二下レ牀安坐一及二翌夜一坦坐不レ倚面相怡熈如レ生、是往生善趣之相近世未レ聞二如レ是立化命終之人一衆服其平常密敎護持之力、持戒念佛堅固之德實平生作業臨終顯現之謂也、師稟性質直居レ儉不レ侈、慈心攝レ人淸潔之勤又聲明悉曇等人所レ許也、其深信堅固精進不レ怠、密集密行之德末世不レ多見二其人一吁嗟澆季龍衆實爲二傳法之上人一者乎、

權僧正智鋒肅拜書

○東照宮御不諱の後こゝに乙未百回の御遠忌に垂とす二荒山の御法樂 勅會の御もふけはさら也（御代參は井伊の直惟朝臣と聞ゆ）我尾城なる 神祠にも御八講等の御資福あるへしとて過し年より神殿以下無殘御再修いと〳〵嚴重に出來此睦月十二日に遷座なし參らせらる

別當は維摩院權僧正智鋒大和尙神主は從四位下左京大夫源幸和十三日のあした飛驒守定經御代參の奉幣ありし

さても　神君徳川の流れ清く夷を平くる軍きみのつかさをかねて梓弓柳の糸なみしけき御はかりことをとはりの内にめくらしあたを千里の外に退くる道をすへおはしませしかは、龍田山の白波聲絶て夜半の關の戸さす事をわすれかすか野の飛火跡なくして雪間の若菜摘むにさまたけなしなにはのみたれあしをしつめさせたまひし、次の年太政大臣に至らせまし〳〵頓て卯月の中頃打よする駿河の海廣き御惠を殘して天か原富士の根の霞にのほらせ給ひし、ふたあら山にあら人神とならせましませし後は彌増の徳輝天か下にくもりなく十つゝ十の春秋をかさねて神風なか〳〵しつか也、こまもろこしもなひきよろこばすといふ事なし、まゐて我國の蒼生みたまのつゆをかうふらさる類やはある況や當時仕へ奉りし末々公室に祿を食輩誰か神恩に浴せさる、されば祖先の佳名をけかさす身を致して報國の忠を盡し奉るべきそふりにし御めくみにも答へまゐらすべき道にや、百歳の　靈祭とてそきならぬ身の中々なるわさをもなさは僭ふすかたとやなりなん、さりとて數世の先より仕へ奉り二心なきものにおもほし給ひし昔日の神惠を子孫たる身のあやにくにしらす顏ならんも心に安からずなんと思ひわび侍りしか、城南大雄山（故三位中將忠吉卿御香花の場なり）に安置し奉りし　神廟の御牌子やゝ霜をかさねて、御莊嚴も徒らに塵のみ積りて見えさせたまふ、かゝれは院主に告て恭しく撥遣し奉り再興し參らせぬ、彌生十七日は

神君極官に至らせましましける一百年の日なれはとて彼道場に就て上人神靈を招請し奉る

一百萬遍の聖號四十八卷の彌陀經等をもつて供養し奉る、供具予調進す御牌子の御法諱は昔の儘に院主の筆にて書し新に彫せたてまつる

安國院殿一品大相國德蓮社崇譽道和大居士　神儀おほけなき御事なから微忱をつたなき言詞にあらはして恐れみ〳〵も法樂に備へ奉る

花螢恩日薫　　柳帶惠風修　　遺德維千歳　　神光輝八州

ことのはにいはゝかしこし石清水きよきなかれの末のよろつよ

嗚呼神廟淸信に吉水の流れを結はせたまひ、ねもころに御心を西遶にかたふけて蓮宗の金湯と成らせましましけるにこそ、花頂の春の新たに三緣の月も朗にして八表盛んに往生の業を修し侍るはひとへに故君の御化導なりける、蓮花受生の御後還穢の應迹をたれて普渡群迷の神德を現し　柳營の御榮も今一に入天か下平らけく四の海しつけき昭代にあひ奉りてまして易往の路に進み侍る事そかたしけなき、極樂莊嚴國世尊無量壽の寶號をとなへて一世ならぬ君恩に因緣をむすび奉る御ちきりかへすかへすかしこみ恐れみうれしき、猶も神力演大光普照無際土の金紋の心を折からの櫻花によせ侍りて

櫻さく岸よりにほふあさ日影かすみへたてぬ四方のはるかせ

正德第五季春十七日　白　華　翁　百　拜

○正德五年乙未正月東都尙齒會

義輝將軍御代天文八年己酉に生る

一百六十七歲　志　賀　瑞　翁

義昭將軍御代天正五年丁己に生る

一百三十六歲　小　森　勘　齋

東照宮御代慶長十三年戊申に生る

一百八歲（松平肥後守殿家人）古　澤　宗　見

台德院殿後代元和五年己未に生る

九十七歲　石守權左衛門

大猷院殿御代寬永二年乙丑に生る

九十一歲　下　條　長　兵　衛

同

九十一歳　谷口一雲

同御代寛永十二年乙亥に生る

八十一歳　岡本半之丞

同御代同十三年丙子に生る

八十歳　生島幽軒

幽軒老人今年八十の祝莚の賀仍て尙齒會をなし自餐主として互ひに賀しけるとなん、東より記して見せ侍るにかゝる事はいつとても筆にとゝめて記し侍りぬれと其眞僞を正すに及はす、後見ん人そらことを信してなんとあさける事なかれ

○笠置の解脫上人より法然上人へ御書

昨日も徒にくらし臥て多くの夢を見る、今宵も空敷明なんとす、起て何事をか營ん、無常の虎の聲耳に近つけとも悟らす、雪山の鳥啼て巢をいてゝ速に忘る命は水上の泡風に隨ふて消るかことし、魂は籠中の鳥ひらくを待て去に同しく消るものは再ひ見えす、去ものは重て來らす須臾に消滅し刹那に離散す、重病身にある時は助けて是を生んとす、頓死世に多し、聞て驚く事なし、兼て知らさるは死期也、何そ必しも其日にあたらさらんとは自悟さるは病僧也、我身爭か其事を辨る事を得ん罪は悟らさるに積り時は覺えさるに移る恨なる哉、釋迦如來恩金の敎を忘れ悲ひ哉、閻魔法王の呵責の言葉をきく名利身を助くれともいまた北芒を駭を養はす、恩愛心を惱ませとも誰か黃泉の旅に伴ん、是か爲に馳走す得る所幾はくの利そや是依て進驅す所爲多くは罪也、目を閉て往事を思へは歸魂皆空し、指を折て古人を數ふれは親疎多く隱れぬ昔其事を望む日は哀樂の思ひ肝に銘し古しへ其人に向ふ時貴賤の姿眼にあり時移り事去て今何そ渺茫たる我行人殘て誰か又常に住せん、三界無安猶如火宅王宮も是三

界の家常に生老病死の惱患あり、天仙猶四苦の身なり、況や下賤貧道の報に於てをや、況や老病有爲の姿に於てをや、愛して夫をたのしむへきや惜て夫をたもつへきや

法然上人より御返書

昨日も徒にくらさす口に名號をとなへ今宵も空敷あかさす心に極樂を願ふ、無常の虎の聲耳に近付につきては臨終のゆふへの只今ならん事を喜ふ、雪山の鳥の囀るを思ふにも來迎の期の疾來らん事をまつ命は水上の泡に似たり、久しく持へきにあらす、魂は籠中の鳥のことし、開けは淨土に行なん、消るものは再ひ見えされは誰かまた凡身を受ん、去る物は重ねて來らされは爭か歸りて穢土に生すへき須臾に此事を捨て刹那に思ふへし、彼國に生せん事を重病身にあれとも往生の出立とおもへは慰みぬ、頓死世に多けれとも閻度に能化を念すれは寔の善知識となりぬ、兼てしらさる死後なれは必しも懈怠を好む事なし、自悟らさる病僧なれは心に信て名號を稱し奉る頼母敷哉や、釋迦大師の念比なる勤めに隨ふて稱名退轉せさる事を歡哉、閻魔法王のはけしき責をかれて淨土に往生せん事よ名利に身を助けられても唱ふへきは念佛也、恩愛に心をなくさみても常に彌陀を念せは却て往生の助業となりぬへし、思へは皆夢也、指を折て人を數ふれは誰も多くかくれぬ、抑自力の行を修せし昔は出離の難き事をなけき他力の願を頼む、今は往生の易き事を悦ふ人々草庵念佛して蓮臺を待さらんや(已上)

兩師贈答の文何の書に出る事をしらす、實に笠置吉水の文字なる故其實を不考といへとも其言葉近世の筆にあらす、其意も亦愚迷發心及ひ語燈錄等のことし、是非は智者の取捨にあらんのみ

○東照宮一百回御遠忌　勅會御法樂(正德五年四月)

大導師

輪王寺一品准三宮公辨法親王

新宮二品公寛法親王

妙法院宮　青蓮院宮
院家等略之
右參向公卿殿上人幷地下官人略記
二條右大臣　久我大納言
廣橋中納言
臨時奉幣使
石野宰相　甘露寺宰相
德大寺右大將　庭田前大納言
轉法輪中納言　梅小路前中納言
水無瀨宰相
上御贈經使　法皇御贈經使
橋本中將　風早中將
女院御贈經使
櫻井中將
樂奉行
梅園中將　千種中將
殿上
豐岡中將　壬生中將　倉橋民部少輔
柳原左少辨　高岳少將　堤侍從
豐岡右兵衛佐(執蓋)慈光寺極﨟(同上)小森丹藏人(執蓋綱)五辻彈正少弼(執綱)岡崎左衛門佐

御咒文御願文　　　諷誦文
五條少納言　　　柳原左少辨
地下百廿人　六十一人は名言有之　一人は大經師　一人は經師
四十五人は樂人　　十二人は菩薩
大樹御代參（御幣物等別記）
井伊備中守
御法會官人
井上河内守　　鳥居伊賀守
勤　番
榊原式部太輔（長坂口）　牧野因幡守（仁王門）
松平大隅守（新道口）　植村右衛門佐（山中ノ火ノ番）
（十七日）御祭禮奉行　井伊兵部太輔　酒井信濃守
高　家
織田能登守　中條對馬守　（橫瀨駿河守代）織田讃岐守
寺社奉行
松平對馬守　石川近江守　（大御目付）橫田備中守
其外大久保大隅守（御勘定奉行）曲淵信濃守（御作事奉行）及ひ中奥衆寄合衆御目付等諸役人數多
御法會は一萬部御讀經御八講等御作善別に記す
五月朔日於柳營堂上方御饗應、同三日歸京の上意同七日御門跡方御饗應、同十一日御三家等御饗應と
云々

○我府下　御宮御法會略記

四月十五日　入堂（未の刻）

十六日（御代參音樂駿河守狩衣）　八講（辰刻より四座）　舞樂（午ノ刻本地供夜）

八講（未刻より四座）　論題（三惑同斷法花教主一生妙覺）

十七日（御代參卯ノ刻駿河守衣冠帶劍）　音樂　懺法（子ノ刻）　行赦（卯ノ刻十二人）

神行（御旅所尊供讃音樂念佛誦經）　還御（音樂）　（初夜）光明供　行道（彌陀經）　本地供

十八日（御代參御法會ノ後也駿守狩衣）　音樂　胎曼荼羅供（辰ノ刻）

○我公より日光公へ成瀨隼人正を以て御太刀御馬代獻上

瑞祥院尼公より（山田治太夫）攝州公より（吉田八郞左衛門）雲州公より（水野善次左衛門）

房州公より（市邊伊兵衛）

凡諸大名客使者を以て　御神前へ御太刀馬代を献し奉らる、御祭禮畢て廿一日諸家二種一荷を　大樹へ

献せられ侍るへきよし聞え侍る

○或人問神名式に左京二條に座神二座（幷ニ月次相嘗シテ新甞）

太詔戸命神　久慈眞智ノ命神

此二神は占への神と如何、曰然りこれ神龜を祀りて卜筮の時是をまつれり

但し太詔戸神の本所は和州添上郡及ひ對州下縣郡にあり天兒屋命なるよし神名帳の頭注に記るせり

○鉢扣ノ讃（一休和尚）

豈不着笠夜不茵　東西南北自由身　一瓢扣畢有何益　花發十方淨土春

○淸淨光寺（相州藤澤）の派を時宗と呼、或善導觀經疏の道俗時衆等とある偈に依て時衆と呼と云、按る

に京師金光寺の緣起に六時衆といへり、時宗とは六の字を略する詞也

○辨才天の梵語　蘇羅婆縛底
蘇羅は妙なり婆は辨也嚩底は才也又是を凡音樂とも譯す、凡そ此天の三昧耶形は琵琶なり、今世才の字を財の字となし福神といふは非歟吉祥天そ福を授けたまふ天なり、辨天は智を司りまします、然るに其本地をいへはともに觀世音の大慈悲にして智福は其作用也
○客あり弘法の投筆といふ事俗間に語り傳ふ、古書にありやと曰、本朝神仙傳に應天門の額大師殊更應の字の上の點を脫せり、額をあけし後大師遙に筆を投て之を書すといふ
○昔大學寮に安置せし孔子顏回の聖像末々何れの處に遷せしや、曰園大暦ニ曰延慶二年八月廿一日今日先聖先師巳下御影自レ廳入ニ御仙洞一、官廳破壞の後件像奉レ宿ニ置仙洞念誦堂ニ云々
　按するに大學寮荒廢の後は官の廳に置參らせ、其後院中に安せしと見ゆ、今其所在を知らす
○乙未四月十一日賀州邊大雪降りて冬の如くなりしとそ、北國定めて麥惡かりなんと街談す
○或問此度　東照宮にして法花八講あり、八講の其始且法則の略如何、曰八講の始は石淵の操師より權輿し山家大師宇佐の神籬にして八講せり天暦帝宮講の後世々絕すとかや、其法則は登座（塗香等）次に唄散華禮拜の後表白神分勸請終りて卷釋あり
　讀師擧ニ首題一講師釋レ經（各高座）
大意　　題目　　入文
　序品
初座大槃斯のことし其委曲記すに遑あらす、問ふ其首題の釋此度の講如何ントヽ曰
　發秘密奧藏稱之爲妙
　示權實正軌故號以法
　指久遠本果喩之以蓮

會不二圓道譬之以華
經者聖說之通稱
序者通序別序なり
品者類同之言
弟者居次之義
一者數之始也

如此聞えし入文等餘は推て可知のみ

問表白の意如何　智鋒僧正自是を筆せり、凡教主證明兩尊分身無上覺及西方能化彌陀種覺十二願王醫王薄伽を始〆妙經幷八萬十二權實聖教より菩薩聲聞等發起影響當機結緣惣ては盡虛空法界の一切三寶に敬白して　神祖聖忌の爲に講を開て法樂に擬する旨趣を演妙經の德を讃し　神靈の法威を莊嚴し壇主の壽福を祝し終りに人々四德をなし安養の玄猷に趣き六凡四等ひとしく法雨に潤はん事を乞願せり、其詞珠を吐て聽者感歎せし問〻十八日胎曼供の表白如何、曰體同し但し歸仰は蓮花胎藏悲生曼荼の五智より三部界會の諸尊十蓮花藏一切の三寶等に敬白せり願意は阿字不生の蓮五相三密の心淵に薫して偉德永く八荒に被り神風彈大千に扇ひて法界の有情倶に種智を圓にせん事を演り委しくは滿散の法則を見て知るへし

天台の宗風ひろく顯密の法則を以て趣きを安養に決す、今日蓮か末徒の如きは大に台教に背けり

○東都增上寺に於て御法樂なかりしや、曰緣山の御法會一千部の讀經等嚴重にして安國殿靈祭ありし、其他蓮社の寺院(京師より諸州)いつれも隨分の法樂をなして神恩を報し靈德を仰き奉りし

我府下律中寺以下別時念佛等八日以後十六日迄隨分に各修行ありし

○今度正德五年四月十七日日光山御祭禮神行〻列

鉾(百人二行鳥甲帶劍)　　獅子二頭(二十人二行太鼓鉦)　　田樂法師(十人二行)

盤（五人馬上中行）　神馬三疋（一疋ハ神厩ノ神馬二疋ハ江戸ヨリ來ル）
弓（百人二行）　鐵砲（百人二行猩々緋袋ニ入）　緋威鎧武者（百人二行）
鎗（百人二行）　猿引（三十人猿六疋）　猿面（三十人）
枕持（三人一行）　御太刀（三人狩衣馬上）　黄衣神人（二十人）
棒持（百人猩々緋ハチリ）乙女（十人）　神樂座（十人）
童子（三十人二行）　目代僧（大衣一人）　皷鉦（二行）
鉾（十基ハク入）　鷹居（二十行二行）　唐團（二十人二行）
平山伏（十人二行）　山伏（十人二行）　御幣（三人）
伶人（五十人音樂）　皷鉦　素袍（五十人）　神輿（三基）
御名代（井伊備守）　旄持（上下三百人）　御使（鳥居伊賀守　青山備前守）
祭奉行（井上河内守）

大略書と云

○蓮社一家の書　宮講（ミカトヨミ）　御柏原院勅して撰擇集を講せさせ給ひしそ初なるにや
二水記云永正十四年九月廿二日於小御所有撰擇集講釋三福寺の長老講釋云至廿八日七ケ日御講畢於議定所有御對面眉目の至り歟云
同し御宇傳譽上人をして大原談義を講せさせ給ふ（此書宮講のはしめ也）
○今玆（正德五年乙未）初夏五日　太上法皇華頂の義山師を召れ勅して語燈錄を宮講せしめ給ふ、されは黑谷語燈錄は吉水大師の遺文にして悟眞寺開祖勅謚廣濟大和尙諸方に求め其正しきものをあつめて祖訓を末代に施せり、近世（寶永二年）華頂貫首白譽上人其善本豆州蘂王寺に在るを請ひ（金澤の藏本と云）義山師をして對校訂正せしめ給ひしを門主尊統法親王令旨ありて繡梓ありし（漢字十一冊和字七冊）嗚呼宗

燈高く九重に輝き遺語廣く四海に傳ふ、蓮門の榮此時に有か
○或人問釋氏斷食の說西域傳に見えたる事及び蘇婆呼經瞿醯經陀羅尼集經等の說谷響集(九)に書し且斷鹽の說は穰麌利童女經に出たるよし侍る、共に身をして無垢淸淨ならしむる也、其他近世木食する僧まゝあり其說如何、曰弘法大師承和二年三月十五日の遺告二十五條の中斷穀醬の事あり、近世の如き諸儀軌新義ニにあらず
　亦僞に斷食のさませし事文德實錄齊衡元年の記にあり
○或人曰往生傳(代々多し)及び諸傳記の中期に先てその壽終の時日を知て便死する人和漢古今多し、其中死日をさすといへとも其期に至て死せざるもあまた有て人の嘲となる類尤あさまし、或は利の爲に言を發して人を集め或は陰謀の事を覆ふべき爲に僞をいふ輩も亦少しとせす、此等如何して知るべし、曰釋家平生の修行により感應因緣ありて其死日をあらかしめ知るあり、諸の僧傳等の如し、末世誑惑の僧僞て世を欺き利を射る惡僧はいふに足らず、實に似て虛なるもの亦人の疑をなす事往々見聞にあり予が聞しも一二ならず、先年當國春日井郡六師村の民同村長榮寺(日蓮宗)に入り死日をさす人集りしか死せざりし、去年京師(大佛前)烟筒の工人今年和州長谷の僧某當府下某の寺弟子等もまた同し狂へるが如くにして亦僞妄也、其事甚淺々しく人信せし、按するに是堆陽鬼の爲に魂を惑はされて佛法の妨障をなす類なるへし、治禪病秘要經(二卷)に說あり、是魔障の甚恐るべきものなり、人の信をさまたげよく疑念を生せしむるさま種々あり、佛法者よく〳〵辦へて魔子に近付く事なかれ、愼めや其眞僞を知るに三法ありて傳へて知るべし

○路傍地藏辨

世將二地藏石像一而置二街衢之側一者、往々有レ之無レ知二其始一也、蓋是以レ言二六道能化一而無智者所レ爲也、風雨犯レ之鳥獸汚レ之、埋二馬蹄之埃一沒二蒿茱之露一矣、實是輕蔑不敬其過莫レ甚二于此一焉、非二唯愚俗爲テ之緇徒亦黨レ之、不三自知二其非一又不レ能レ解二他惑一也、痛乎哉、以外世及二澆季一佛法衰耗如レ斯等事其類頗多、庶幾後世之君子誠二勗迷徒一、改二正過非一乃是無窮之恩庇也、或云和光同塵結レ緣利レ物即大士之懷耳、今在二路傍一結二緣往來一者、亦是利化之一端也、何强責レ之曰其然不敬之至豈其然乎思之思之

○對他佛稱彌陀辨

或曰世有二無智者一向二他佛像一而唱二彌陀名號一誠可レ笑、猶如二呼レ王則言テ張也、可レ不レ乖乎、曰夫諸佛平等大悲乃無二彼此之異一、只是視二物修テ善以爲レ喜也、今其彌陀名號乃是多善根而無上功德也、聞二聚生稱テ之、而諸佛豈不二歡喜一乎、呼レ王言レ張即相乖者凡夫之事也、諸佛大士何其然乎、亦云對レ神稱二佛號一者如何、斯事似二大乖一矣、然神者聰明正直惟善惟念、今夫讀經偁佛皆是善事耳、何强嫌レ之乎、且佛神倶是大聖聖心一揆無レ有二彼此一、其清淨一味也如二水之與テ氷矣、其異者唯是凡夫妄情也而已、然如二予今言一則世所レ不レ許庶幾俟二明眼君子一

○音樂佛事舊例

陋巷投レ老間レ戶居レ閑、偶有二排レ闥而到者一、乃予之舊誠也、寒溫既畢問曰、吾子曾著二音樂佛事之說一、有レ文有レ義誠是可レ賞、然不レ知古有下作二此事一者上否、曰有レ之昔弘智法師以忍邦行事音聲厥初開レ務、通レ識非レ斯莫レ曉、故凡有二福會一必以二簫鼓一爲レ先致レ令其從如レ雲、眞俗不レ爽二於緣悟一矣、想夫縱使雖レ無二先蹤一、

在苟有二其利一者、何必遮レ之況乃有二前車之轍一乎、不レ可レ不レ爲矣、若其爲二利化一則雖レ曰二愚夫愚婦之所ヿ、爲敢所レ不レ辭也、又何嫌乎夫大士之願慈即是逆順無方殺活應レ宜、猶以二欲鈎一而牽レ人也、今其以二皷吹一而作二稱佛事一、乃生二他信一悅二人情一、可レ謂二法會之莊飾一愚化之一端也、十誦律曰雖レ非二佛制一、諸方爲二淸淨一者不レ得レ不レ行也、亦此例矣、子何議レ之客謝而退

右弘智傳出二唐高僧傳二十一一

○聖像信不ノ辨

有客問曰世有二地藏觀音藥師等諸像一、而安二置堂宇一往々最多、其中或有二靈驗之著一或有二無レ驗者一、於二其無レ驗者一往詣無レ跡、終日閴爾於二靈驗一者緇白駢闐往來絡繹、嗟夫諸佛大士平等一揆何有二如レ斯之果一乎、曰其有レ水則月現矣、無レ水則不レ現矣、隱現在レ水而不レ在レ月焉、苟有レ信乃有レ應也、無レ信乃無レ應也、應驗在レ信何其責レ聖哉、且隨二信水之淺深一而致レ令三應驗有二厚薄一也、今其愚人聞二往來絡繹一、則驚愕而生レ信、最深故感二其應一也頗夥矣、見二往詣無ヿ跡乃生レ信、亦淺故其應亦希也、若其厚發レ信深歸レ之則何像無二感應一乎、苟能致レ敬乃鮑神猶有二靈威一、況是於二佛菩薩之聖像一乎、於二其無ヿ驗敢勿レ生二淺蔑之想一、此乃輕レ聖之大過也、可レ不レ懼乎、素夫法身利見徧應無方莫二感不ヿ應、莫二處不ヿ現豈有二彼此之異一乎、其之信不即妄情而已、雖二理如ヿ斯今其世人依二偏仰之信一、乃能得二靈驗一也、宜乎於二其佛像一如レ遇二生身一、至心偏仰焉、實是誘蒙之一端亦何可レ議哉、惣於二何佛像一厚生レ信深致レ敬、即是當來成果之緣因也、其功德豈淺々乎、逆猶爲二佛種一何況信順者乎、嗟呼吾彌陀之利レ物也不レ擇二賢愚貴賤一、亦不レ隔二善惡佛正一、只能有二信心念佛者一、則以二大悲之心光一而照攝不捨觀音勢至亦常爲二其勝友一、加之二十五聖隨逐影護六方諸佛證誠護念是以不レ令三惡鬼惡神得二其便一、復無三橫病橫死有二厄難一、而能得二遐年轉壽一也、此乃超世之弘化無上之大利不レ可二得測一者也、豈翅易往之徑路而已乎、抑亦爲二現生護念之金湯一也、不レ可レ不レ信矣、子其勗旃

〇善導大師口出二化佛一辨

或問世有二善導大師像一、多圖下口中出二化佛一之狀上、我聞大師念佛之時從レ口而出二光明一、未レ知レ有二出佛之事一否、曰如二子之言一考二善導諸傳一、不レ見レ有二斯事一、但宋僧傳中少康法師高聲唱二阿彌陀佛一、佛從レ口而出、連誦十聲十佛若二連珠狀一、系曰唱レ佛佛形從レ口而出善導同レ此、作佛事依レ此則知善導大師亦嘗有二出佛之事一也、決不レ可レ疑矣、蓋是諸傳之闕文也耳、猶如三宋傳中闕二永明十萬稱佛上品上生之事一也、此例頗多矣、今按慈雲西方傳レ略云和尙(善導)念佛從レ口出(云々)亦曇省律師善導像贊有二佛從レ口出之語一

〇木食

或來問世有下絕二監穀一而喰二菜蔬蕎麥等一以爲二修行一者上、謂二之木食上人一、愚夫愚婦奔走信仰爲二眞佛一想、不レ知有レ說否、予曰舊來往々有二斯之人一、當レ有二經典之所一レ據也、我智淺識少未レ見二其說一、故不二敢猥議一也、夫佛法之食者不レ擇二穀蔬一、只不レ過二中食一而已此乃三一也、佛參之通式萬代不削之規則也、若下其隱二深山幽谷一而修レ道者上、遠隔二鄉閭一故無二穀可一レ食、唯拾二木實草果一以助二身命一也、以レ食二菓果一而非レ爲レ道也、雲棲老人辨二立禪一云、立禪出レ自二般舟三昧一、蓋精進之極恐坐則易レ昏、非レ以レ立爲レ道也、今亦相似矣、抑世及二澆季一、佛法衰弊人情奸僞昏惑彌深、至二行道佛事一只見二奇異之事一、乃駢闐雜沓豈翅木食乎哉、因レ玆價浮屠百計詐謀現レ異飾レ奇驚二眩俗目一、誑二惑愚人一、將二邪命之業一爲二活計之術一、迷二眼前之利一、忘二身後之苦一、嗟乎偶得二人身一殊遇二佛法一、此時不レ修レ道何日得二解脫一也、凡人之處レ世也縱保二千載之壽一致二萬金之富一、只是一夢之觀樂也、耳生死事無常迅速屠所之羊涸水之魚何不レ思レ之也、痛哉悲矣

按弘法大師遺告有二木食之說一是非邪

〇六十六部

世有下巡二遊扶桑六十六州一而每レ州納二經於神社佛閣一以爲二修行一者上、謂二之六十六部一、又曰二回國行者一也、跋二

涉山川㆓不㆑辭㆓險岨㆒綿㆓歷年月㆒不㆑憚㆓苦勞㆒東往西還絡繹不㆑止、近歲最甚不㆑知㆓其之權輿㆒不㆑聞㆓其之所㆑出、支那天竺曾無㆓其事㆒三國經典惣無㆑所㆑見、只世傳昔者源賴朝平時政宿世爲㆓納經僧㆒依㆓此善業㆒而生㆓貴顯之身㆒蓋因㆑之爲㆑之者也、吁夫設爲㆓轉輪王㆒唯是有爲之妄報未㆑免㆓輪回㆒非㆓可㆑冀者㆒況粟散王乎、亦況人臣乎、若策㆓勵身心㆒修㆓西方業㆒則不㆑運㆓一步㆒不㆑勞㆓千里㆒畢㆓此生死㆒直到㆓淨刹㆒得無比樂㆒證㆓無生忍㆒何幸如㆑之乎、唯是無智道俗之所㆑爲而不㆑聞㆓正道㆒之過也、過乎惑矣、實可㆓憐傷㆒或曰爾乃廢㆑之乎、謂既納㆓經於佛閣㆒豈小緣乎、但不㆑爲㆓世福㆒而爲㆓佛道㆒乃可也

○紫式部

世傳昔者紫式部造㆓源氏物語㆒其文詞雅麗冠㆓絕古今㆒後代雖㆑有㆓作者㆒莫㆓以加㆒焉、且謂㆓式部乃觀世音之化身㆒者大非也、蓋是經云以㆓婦女身㆒而說㆑法或將㆓馬郎婦之事㆒附會而言也耳、今試問㆑之不㆑知式部說㆓何法㆒否、又不㆑知有㆘如㆓馬郎婦㆒導㆑人之事㆖否、曾無㆓僧史所㆑載、亦不㆑見㆓雜傳所㆑出、若如㆓光明皇后及舍利尼等㆒吾乃恕㆑之、不㆑然悠々好色之一女人也、奚得㆑言㆓大士之應化㆒乎、嗟吁痛哉、猥褒㆓過式部㆒而不㆑恐㆑輕㆓瀆大聖㆒其罪豈淺少哉有智請詳焉

源氏七論之辨尤可也

○三十三所巡禮

世尋㆓觀音之靈場㆒而詣㆓三十三處㆒謂㆓之巡禮㆒凡其周廻之際累㆓數月㆒歷㆓十有余國㆒而到㆓濃州之谷汲㆒而止矣、相傳寬和法皇啓㆓其端㆒蓋此擬㆓普門示現之數㆒而爲㆑之者也、然曾無㆓經典所㆑出、亦印土支那未㆑聞㆑有㆓斯事㆒只是扶桑沿襲爲㆑風、無智緇白習以勇㆑爲近世殊多、其中或爲㆓現世福壽除災快樂㆒者、或爲㆘將來生㆓王臣貴顯之家㆒而福祐自在㆖者、或徒效㆓他之顰㆒而名山靈嶼爲㆓遊覽㆒者、皆是不㆑具㆓正信㆒不㆑知㆓正道之所㆑致也、實可㆑憐矣、若夫篤信㆓大悲㆒盡㆑心致㆑誠、不㆑遠㆓千里㆒而爲㆓菩提㆒者、乃是皆得㆓解脫㆒之良緣、亦其不㆑能㆑無㆓感應㆒也、可㆑謂㆓愚化之一端㆒矣、然比㆓西方業㆒百千萬分不㆑及㆓其一㆒若㆓念佛㆒者阿彌

陀佛則聞レ之、禮則視レ之憶念則憶二念之一、亦觀世音大勢至爲二其勝友一、行住坐臥乃如レ在二三尊前一、且夫眞心徹到現在親見後生二極樂刹一、證二得無生忍一、何必歷レ山涉レ水、風飡露宿久勞二行旅一共之巡禮也、徒仰二影像一焉此之念佛也、親遇二眞身一焉、優劣曾壞不レ可二同レ日而論一也

雲棲老人曾有下遊二名山一之辨上亦同二斯說一

○閑窓夜話

予投二老荒材一蟄二居古寺一、恒閉二柴扉一謝二絕賓客一、止レ交絕レ遊煎レ茶助二相如之渴一、炊レ蔬忘二夷齋之飢一、睡來則曲レ肱而爲レ枕、覺了即支レ頤而吟哦曳レ筇遊二原野一、追レ興步二後園一無二世事之汚一レ心、有二閑寂之稱一レ情、只終日倚レ爐而獨坐二寒窓之下一、偶有二客乘レ月來者一乃排レ闥入レ室、排レ燈淸話、客曰凡人之在レ世也無レ不下惡二貧賤一求中富貴上也、故曰富之與レ貴者是人之所レ欲也、雖二我釋氏一不レ能レ免レ之、綺羅之服錦繡之衣嗜二旨酒一好二甘饌一、出則駕肩輿僕從充二前後一、入則倚二玉几一美童侍二左右一、高明充レ座嘉賓接レ武、室列二方丈之饌一門止二駟馬之車一、誠是人世之全盛也、若夫說レ法度レ人聚レ徒肆レ業、講二經論一解二群典一、音詞吐レ玉、迅辨如レ流握二滿慈之塵一擊二妙德之槌一、乃是法門之光榮也、我看二子所一レ爲終日掩レ扉、蕭然無事既無二富潤一レ屋、未レ有二德化一レ人、如レ學二獨善之行一、似レ效二巢許之轍一、曾無下利二見天下一之功上、只是悠々遊民而已、古云佛法大事靖退小節也、子何不レ思レ之乎、曰嗟起レ予者子也、居吾爲レ子言レ之、凡沙門致レ富者得レ遇二世之幸一而依二所レ施之多一、苟不レ遇則君子亦窮矣、老懷縱恣與レ世相背其之所レ爲也、不レ能レ悅レ人而却爲レ人被レ踈焉、只有二箕踞白眼之誚一、曾無二風草必偃之譽一何以得レ致二富貴一、然猶幸蔬食菜羹繿縷壞衲以足レ免二于凍綏一也、亦何求レ之有世儒猶有レ云、死生有レ命富貴在レ天況釋氏乎、且夫弘レ法利レ人者大士之兼懷而學佛之徒爲二專可一レ務之急一也、亦非レ不レ欲レ之而我學麁才拙智淺德輕豈有二濟世之功一、才辨不レ及二王衍之談一、淨業不レ得二惠遠之道一、自疾既不レ能レ救何況多疾乎、不レ如待二九品及第之時一而從二事于斯一也、未レ晩耳性素愛閑厭二世事之喧閙一、靜藏二此竹林之中一好嗜二和歌一、且作レ詩作レ文也、拙詞俚語雖レ不レ足レ取、花鳥之晨雪月之夕吟二詠

性情ニ以爲ニ閑窓之友ニ也、此吾之癖也請勿レ責レ之、元凱有ニ左傳之癖一白氏有ニ章句之癖ニ支遁王濟之愛レ馬、劉伶元亮之嗜レ酒、子猷之竹茂叔之蓮亦乃癖也、此皆古今之所レ賞而千載之美談也、嗟乎我老且病矣、只是生涯餘ニ一死ニ已矣、從ニ吾之所レ好而修ニ斯生ニ焉、客笑不レ答小子在レ側記ニ之燈下ニ

沙門炬範記

右曼荼羅講寺の炬羅師筆して予に示され侍る、けふもおもほへぬ誤りを知るに足れり、凡そ地藏尊を街頭に置事西光法師が京師七口の辻に祟め置しなんとや始ならん歟、戰國に至り先亡の墓所に石牌を立といへ共無慙の兵卒多くは是を廢し或は鎭石ともなし亦は城壻なんとに切用ひしをなげき佛像を彫て墓所に立しとかや夫故所々に石像多し、京都町々の石地藏の如き元古寺の墟に家作りせしもの後園に石像を積置もさすがなれば戸外にならへ侍りしが後自ら立並び侍る方も多しと京なる人かたりし、實にも不敬の事ともなり、予一とせ江州大津の驛に宿り侍りしが酢賣家に石佛をすしの鎭石にせしあさましと見しが舍毎にかゝる類ひ多し、是三井寺の墓所跡とふ人もなきしるしの石なるよし後に人のかたりしいと心つきなきわさにこそ、業平の朝臣をも同じさまに稱し侍るにこそ(陰陽の神なとといふ)六十六部の回國三十三所の順ふめれ、亦紫式部をほさちのあらはれしましたるなんといふも源氏物語をたとひ過て斯そいへる妄言にや、禮世に多く夫ならぬものもめぐりありきて活命し侍る甚敷は盜賊の類間々侍るとなん、此故に其止宿を禁ぜらるゝ所なんと聞ゆ(和州高取等のことし)

○過し年(甲午)の春我尾西國衙庄(平田村)へ六十六部の者三人(僧一人俗二人)來り年頃回國の修行者を憐むものゝ家を尋ね泊りし、其中俗形二人は用ありとてあたり近き民舍に行し、其跡にて彼僧いとも心得ぬさま多く見えし程に亭主心付隣家に告て用心せし、夜に入て法師ひそかに間道より出て行をみればされぱこそとて是をうかゞふに何やらん取出して不淨を溜置處へ投入てのかれ行を詞かけて追捕へ頓て彼の同行の者をも連來り村民多くあつまりて其所爲を嚴しく責問ふにまぎれなき誑惑の奸徒ともなり、

さてこそ彼投入れしものは人の首(僧なりとぞ)なりし、是は彼法師ひそかに出でにけたりし跡へ同行とも來り尋ん時あるし見えざるよしをいはゞこゝかしこ求め探り其投入れし處をしらず貌にたつねて首を取出しあるしか殺せりと寃におとし入れさせてわひ事させて殊更に金銀を得べきたはかり事なりし、村民怒りのゝしり此まゝにてやは置へきとてひしめきしがさすが府下に申さんもこと〳〵しなんと老たるものともなだめければ彼奸徒等が笈打破り三人とも追出して止と其折から聞侍りし、(其捨し首は野墓などにて堀出しもてありきしにや) 嗚呼悪賊人を欺き利を得る輩世に多し(ごまの灰の類)今僧法師奇異の事をかたり人をまとはす事狐のごとし、無智の尼入道かれにたほらかされて財を捨はへる者都鄙萬々歟

○親鸞の末徒其寺院を廣大にして金彩を事とし是を宗門の榮と思へり、今京師東西の本願寺はさらにもいはし、難波の兩坊近花世營おひたゝし土木の費尤甚しといふ、其いにしへは本寺といへども微々なりしすがた舊記に見えし、遺德記(蓮如上人の代)に云文明十二年十月檜皮葺の御影堂造事ス五間四面 同十三年四月阿彌陀堂上棟三間四面と云々略書す、是を以てしるべし(是山城國山科の本坊なり)

○絶後逢戀といふ題にて

ながらへてかゝるあふせもしらたまのをたへのはじと何うらみけん

同じ心をある人

えにしあれやそれを限りと思ひしもまためぐりあふ袖の月かげ

○東へ下りし人の道より文おこせしに時鳥聞し由書て

ほとゝぎすはつかにきゝし一聲にふたゝびたどるさよの中やま

返し遣はすとて此里はいまだ初音聞はへらず

佗てきく鳥のやこゝろもあるものをやまほとゝぎすいつにつれなき

○石清水の供僧に逢て御本地に事など聞侍りし恭しけなきに

くもりなくみつのころもにかけこめてなをすゑのよも有明の月

○或日花山院御順禮熊野書寫山等御幸の事古記且ッ歌書（後拾遺以下の集）等に見えたり、古しへ三十三所を廻りし事も千載集釋に前大僧正覺忠の歌あり

三十三所の觀音おかみ奉らんとて所々廻り侍ける時美濃の谷汲にて油の出るを見て

世をてらす佛のしるしありければまたともし火もきえぬなりけり

穴太の觀音にて詠る歌右の次に見えし、されども今のごとく一番は紀州那智の如意輪堂より三十三番濃州谷汲の花嚴寺と定めたるはいつの時よりせしにか、拾芥抄下三十三所の觀音は異也（六角堂中山河島清水寺法性寺神光寺等を記し神咒寺元興寺及び谷蓋寺近江の袋掛なんども見ゆ同所異名異説ありと記せしそのかみは今のごとく定まりたるにはあらすと覺え侍る）南紀山陽より東の國々を順り侍るを西國順禮といふいぶかし（坂東の人言初しにや）亦何番と番の字いと俗也（番とはつがふとよみて凡そ二ツつゝある事をいふ）共謠ふ處の歌を花山閑の法皇御製也といふこそ物も知らぬ田舍人の傳なれ、法皇所々にての御歌さらにかゝる野鄙の歌ならす、新拾遺集に云修行せさせ給ひける時粉川の觀音にて御札に書き給ひける

むかしより風にしられぬともし火のひかりにはるゝ後の世のやみ　花山院

今京師市井の愚夫愚婦等人死して三日一七日なんとに念佛講結ひし輩集まり先順禮歌をうたひて後稱名するさま、尤もにけなくあさましとて心ある人はまゆをひそめ侍る、利の爲に唱導する談者もまた高坐のうへにてうたひなんとする彌あさまし

○往生西方淨土瑞應師傳一册四十八人の往生を記す（吳沙門道詵撰）我國村上天皇の御宇天德二年戊午延曆寺の日延上人もろこしより傳持せり（日延は渡唐の僧なり）惠遠曇鸞以下の西邁を集む

○人は小天地なれは我家の奴婢なりといふ共踐蹴する事天理にそむけり栂尾の明惠は狗子を跨蹻（マタギコユル）して

其罪を悔い立かへりて拜せられしとなん、凡そ密敎の中には一切の有情はさら也、器物といへとも騎驁する事を禁ぜしむ、是諸尊の三摩耶形契印等の故也、我國神社の御形亦鏡玉劍戟弓箭等の類ひ多し、篤行の士毎に心を用ひて可也

○常赦　大赦　非常赦（見赦書）

大辟以下を赦除するは常赦也、八虐以上を免赦するは大非常事也、凡そ赦書の大旨は人主之所命命に有議云々

○世說に王戎年七歲衆小兒と道傍の李樹の下に遊ふ、小兒輩李を競ひ取る、王戎か曰此樹道の傍に有なから實斯のことく多し、必苦李(ニガキスモモ)ならんと、是を食ふに果して然りと、物を見て早く知る神童といふへし

○命終乃際佛像を向へ念佛せしむる事經文にありやといふ人侍り、曰觀經命欲レ終時（乃至）敎合掌叉手稱二南無阿彌陀佛一云々亦華嚴經（賢首品）云臨終勸二念佛一及示二尊像一令二瞻敬一云々

○數珠の多少經說如何、曰瑜伽念珠經云念珠分別有二四種一上品最及中下一千八十以爲レ上百八珠爲二最勝一五十四珠以爲レ中二十七珠爲レ下云々、其他四十二顆及二十一顆の念珠は陀羅尼集經に出ツ、十四顆は數珠功德經の說に見えたり、近世三十六珠の念珠を用ゆ、是出所を不考按するに一百八顆を三分にして製せしものなるへし（今俗にいふ百萬遍の數珠は是上品の念珠なり）

○或曰箜篌は今俗にいふこきう也と、然りや、曰孔衍が琴操曰箜篌引者乃霍里子高妻麗玉所レ作也（云々）、是唐土昔よりあり、其器西域より出二十五弦也、是を或は坎侯ともいふ、こきうは琉球國の作樂ニ三弦子(サミセン)の變なり

○柿樹七絕（酉陽雜俎ニ出ヅ）

壽　夏陰　無鳥巢　無蟲　霜葉可玩　嘉實　落葉肥大

○ふけんざうと呼櫻花實は普賢堂といふへきか、宣胤卿文龜二年の記に詣二千本念佛幷普賢堂一櫻花盛

也、云々(普賢堂むかし千本の閻魔堂に有しそこにありしさくら故かくいふ)但般若煕百首(横川)の詩叙に此櫻の事をいひて或曰普賢衆は和訓鼻與レ花音同花之白且大者如ニ菩薩所レ乘白象之鼻ニ也、云々然らはふけんさうといふも古しへよりの名也(白くして花の長きゆゑにかくいふにや)

○小野小町か終りさたかならさる歟、但し冷泉家記云小野小町六十九歳於ニ井手寺ニ死(云々)光廣卿の百人一首抄同之(爲定の說と云々)井手寺は山城國相樂郡井提里光明寺と號す、大臣橘諸兄公建立の寺也

○觀隨師東より上り來りて唱導せられける程に、人多くまゐりて結緣に一別の東西三十年浮萍相あふ亦因緣ならすや、五月中の八日は大谷の宮の御忌なりしかは、一筆の和字を卷て三衣筥に入れし前座主壽經光院二品大王　踴左行啓のむかし恩顏を拜し洛東大會の日德輝を顯はし給ひしも短夜の夢と成て老の眠猶覺やらす、鳳笙風容絕て花頂曉の雨暗く龍臺日孤り殘りて竹園夕の煙息みぬ、嗚呼五回の五月雨いく袂をかくたし侍りけん今日正當御月諱をむかへまゐらせいや〳〵しく聖號一百萬口を唱へ以て彼行願圓滿還來渡世の奉爲に備へまゐらせ侍る事しかり(未五月)

同し折から花橘をりて

　幾ほとゝおもひしかとも年を經て老のたもとになれしたち花

○家生　鍋釜の類をいふ

○雙の字を年數に用ひし事秘笈にめり

○文字の置ところ異なれとも其意同しき事有

　旁若無人(史記荊軻傳晋書列傳)

若旁無人(左太仲詠史詩)これは旁を傍に作る字同し、傍若無人とは俗には事の狼籍たるをいへと本意は肩をならぶる者なきをいふなり

○與願金剛地藏菩薩秘記

此書は蓮華三昧經を以て記せり、前天台座主三品法親王良助（龜山院第三皇子宗尊親王の猶子成就院と號す青蓮院門跡也）九十計にて筆したまふ由

○蓮華三昧經（大廣智不空三藏の譯）

眞言宗相承惠果和尙弘法大師に授けられしを歸朝の後室生（和州）の堅惠と東寺の眞雅とに傳授有て醍醐及仁和寺代々秘傳す云々

○天台宗の相承は西園寺前相國其孫竹園院の禪師の爲に三十五百兩の金を異朝におくりて天台の聖經等を求められし、淸凉山大聖竹林寺の證湛和尙五臺山修營の爲に五百金を受て蓮華三昧經を渡せり、然るを良助法親王母家の故によりて此經を得て秘藏せられしよし見記せり

○或人心ならぬ事ありてなけきなから妻を出せし世の中のならひ、うき事しげきさまこそとあはれに覺えて申遣し侍る

樂昌分二破鏡一　蘇惠織二回文一　萍水別離恨　方知逐二斷雲一

返しに中〳〵のことははなくて

あはれしれさのゝ舟はし中絶て文かよふべき便りだになし

○再遊南野

想昔來遊南海濱　亦尋二風景一感情頻　蒼浪入レ鬓十年事　主客共疑舊日人

遊南野値雨

昔見晴山似二畫眉一　再來强讀雨奇詩　任他西嶺神人袖　好捲二陸瀾（本ノマヽ）一入二酒巵一

此二詩はさいつ比か岩付老漢と海邊に遊びし時に老人自吟し自筆せられし草案也、梅雨のつれ〳〵に結び置し反古の中に見出し侍りしこそ、只其時の心地なんし侍りて、すゝろに來しかたも忍はしけに千年のかたみになん侍る、物をわすれて過し年月もあはれに覺え侍りし、さすが老人の筆の跡なれはこゝに

とゞめて消殘命もあらは後見ん便にもと思ふ事にこそ侍れ、猶彼韻を今更唱へて

　但昔問レ津鳴海濱　豈圖今日斷腸頻　舊詩添レ涙蒼浪水　四七吟殘泉下人

亦次の韻

　一片音嵐拂二白眉一　洒來野雨還催レ詩　筐中手澤不レ窮レ恨　風月何忘照二醉巵一

今年卯月は彼翁の大祥忌にて其香火の揚に至り牌子を拜せし、嗚呼我亦素髪愁を埋て短青氈古人を思ふ事長し

　そのかみよあたにかきをく藻汐草誰かおもひきや袖ぬれんとは

○今歲春より夏に至り疱瘡大に流行し貴き賤しき男女のかぎり多く亡ひ失ぬるを、なにくれと數ふるも盡せす、凡そ府下及び熱田なんと近邊の民にいたりて千を以て指を折侍るとなん、京師難波東都も亦同しさまに聞え侍る、東へ文やるとて申贈りし

　風さそふけふりよ露よかそふれはちゝにくたくる衣手のしらたま

○巳か父の姉中和門院の女孀藤氏の三十三回忌之辰小塔婆書銘

浴二八德水一　坐二蒙寶蓮一　一笑遊戲　三十三年嗚呼伯母雲井のみやつかへを辭して伊豫國にうつろひ侍りしか、さそふ水ありて東海(尾府)に來り老の後剃髮し(住光院命譽昌岳壽等尼)二心なき念佛の行者なりし、天和巳の夏(閏四月廿五日)別れを告終りしつけく念佛し手に香爐を執り誓到彌陀安養界と唱へ次の句に及はすして息絕しもきのふのことくなりしかあたに三十行年月あとの白浪かへらぬ昔となりにき遠忌をむかへ養林寺にして追資の讀經し侍る墓所に花折水洒き侍るとて

　年ふりし苔のしたみちあとゝへはむかしに似たる袖のさみたれ

○可空大承上人は予か學友なりし、河内國西方寺を住持して年久しくあひもし侍らす、往來の雁につけて春秋を問聞え侍りしか、今年(乙未)一封の文を便にまかせておくりしに正月十三日寂せられしよしに

て其文つゝみなから送り侍りしそ、ゆくりなき心地し侍りぬ、百ケ日の頃なりしかは香すゝめ侍る

昔別二東闕月一　今開二西刹華一　音書空反レ几　孤雁屬二烟霞一

○泰廟十有七回の御忌辰(乙未六月五日)御佛事(一千部御讀經)の折柄有感一絕を吟す

誰知待レ老一長吁　流水恨新歲月徂　迷蝶夢殘仍遽々　視風何專獨愁レ吾

薨去の前の年證譽上人をして御寺の地にあらかしめ青松ノ宅を鑑せしめ御牌子以下の事命ありし翌、の年睦月の元日年老たる女房なんとまゐりて歸りし春を賀し參らせしに、いさや今年は不諱の事聞なんかし何をか祝すへきなんと御戲れありしを忌々しと紛らはし出てなんとせしとかや、東にくたらせまし／＼て後五月の末御醫藥の事さわかしく聞えさせ給ひしか、柳營の侍醫をも召しましますへきかと何かしの少將家啓せさせ給ひしに、人命限りあり豈みたりかはしく醫を求むへけんや、上より仰せあらは忝を謝しまゐらせて可也、我よりいかてかくとは可申とて御心靜けく見えさせおはしましけりと、かくして大樹もおとろき思しめし醫官に命して御問疾有し、水無月五日午の時過て御臨終も正しく雲かくれさせ給ひしとかや、かくと聞傳奉りしほとに夢幻ともおほえ奉らさりしに、幾かへりあたなる月日を重ねて今日十七回の御法會待つけ奉るもいと／＼ゆくりなく、そのかみ仰を蒙りて國志編摩に事に員まへられ秘閣の版圖を開て螢に雪に光りもとめし事三たひ暦をへ侍りし、伏して往事を思へは南柯夢空しく愁客競ひとり知れり、つれなく殘り得し身さへうたてあさましからぬかは御讀經の畢に法場にまゐり侍りしか村雨のさとそゝきて袖にかゝり侍りしかは

思ひいつる昔にぬるゝおのか袖を何さそふらん今朝の村雨

稽首三部甚深妙典二萬四千五百五字三乘敎外に於て持名の一門を開き天下の萬機を攝してともに蓮花海會に入らしめたまふ、嗚呼　故君菩提を增進まし／＼猶一生補處の夕へ法王子の位をふるひ三身究竟の曉摩尼輪の極位にのほりましまし／＼なん、凡そは穢國の還來ましまして無累解脫の御力を勵まし、ありし

世の御惠のまゝに有海沈沒の臣等をすくひともに一佛土の花臺に仕へしめ給へと恐れ〳〵て咒願し奉りぬ(彌陀經一百部聖號一百萬遍)猶無量大寶王微妙淨華臺の讃文を唱へ奉るとて

かす〳〵に寶の池の花かつらなかき世かけて君につかへん

○泥江縣天王崎御靈會の前夜(乙未六月望)詞に詣てゝ燈を見川の邊に遊ひて月に吟す、昔日有感一絶を賦せし事不圖思ひ出せし其詩(元祿乙亥)

漪漣滴月碧蘆晩　袖外風輕塵累祛　獨笑人間羸夏畦　汗珠自鬻網盧轡

幾昔にか成けむ、伴ひ見し人も今は泉下の客となりて老の影ひとり逝水にうつろふもつれなしや、古き韻を用ひて今更自和す

老天月上江風晩　搖舟露冷世盧虚　二十年前殘夢客　白頭水影是誰歟

○或問吾子前に堆惕鬼乃事をいへり、一書に塠惕鬼と書せるを見る、同しき答止觀に魔の發相を明らかにす、其中三種あり一者塠惕鬼二者時鬼三者魔羅鬼其發相各不同なるをいへり(塠あるひは堆共書せり)亦按すに

惕(他歴ノ切ウレヘヲソル)　(惕尸羊ノ切ヤマヒ)

此字互ひに用ひて字義異也、但しウレヘヤマヒ其意は近し

○眞言法門不レ知二教相一者三代相傳則成二常見外道一これ勝倶胝院實運僧都の言也、泊如僧正曰たとひ教旨を學ふとも其深意を得されは有相に執し表德に惑ふ亦常見に同しと(云々)密教の本意先深く諸法の不生を了達して大空無相の法に於て表德を論すへしとなむ、是豈末世淺才の者能せんや、今無學の眞言師及ひ修驗者等を見るに誰か不生無相の理に了達せるや、大方常見の外道なるか祈禱を賣て渡世し侍るのみ、猶立川の邪流俗風の外法を以て人をまとはすもの一二ならずと見ゆ

○近き比偕林去來か狂歌に

なとてかくいそがしいとて二階から落ての後はひまになりけり

と詠し實に浮世のすかたかくのことし、いそかすはぬれましものを旅人のあとよりはるゝ野路の村雨といふ古歌の心にも通ひ侍らんにや

○五斗の米の爲に折腰せん事を欲せす印を解てさりしは陶潜か操也、盛滿を以て責を受す角巾して里に歸りしは羊祜か智なる歟、休休亭は才を量り分を揣し耄を知りて隱れし亦賢ならすや、老て貪り分を忘れて才を衒ひて歸休する事を不知は尤愚なりける、白髮しつかならで名利場邊に走る者誰か道知れりとせん、或人世のかれていと〳〵しつけく見え侍りしをとふらひて

故園風物好　孤鶴豈群口(脫字アリ)　杖頭高掛レ月　浩歌一片雲

○白きこそ染へきものを黑髮のなとさかさまに色かはるらん　といふ古歌こそあはれなり、百年の素業槐安の夢と成半世の窮吟飰顆の恨をのこす老の坂越行をわすれ頭の霜白きにおとろく世情古今また等しきや

○或人の方にて懷舊の歌よみ侍りし

うれしさはさもこそあらめいかてかくうきむかしをもわすれさるらん

○今歲(乙未)三月勢州暴雨廿一日五月飛驒の迅雷(廿四日廿五日頃民家燒死人多し)六月駿州大風(四日)木曾路洪水(十九日須原驛舍三十餘戶漂流男女多く沒死す)東都の地震(十九日)なんとよからぬ事のみ聞つけ侍る、七日朔日府下雷烈しく鳴はためき數ヶ所へ落し(人も死し侍る愛知郡中津村民家雷火炎す)同四日同しさまなる霹靂市井および寺院の地に落し事亦あまたそ聞えし

○米穀日々に高く初秋の比新麥金壹兩を以て纔に三斗餘を買ふ民の困しみいと〳〵多し、京師は納涼の會も洪水といふ(六月六日の大水河原の小屋こと〳〵く流る)世の窮故人の出る事も例のごとくならす、ましてたゝすの納涼雨ふりかちにしていたつらに待過せしとなん、我尾西津島の市も人なく剩へ十九日

の洪水ゆゑ物騒かしきまゝに止し、路頭の乞児見る目もかなしきさま日を追て増侍る、凡は今年府下の貴賤老少病死の數見聞の類ひさへ百を以て數ふまして耳のよそなるあはれさこそ多かるらん、よしや浮世の常ならぬすかたを見て厭離の心もすゝましく侍るなんと中々にいふ人あり、實にも世の花やかに榮え時めく境に打ましはれる人いつか世をいとふ思ひやはある、憂きこそ猶うれしかるへき、心とゝめぬほとも世を忌るゝにてや侍らんとて

何ゆえにおもひすつべき世の中のうきに身をしる時そうれしき

○文月初七河皷の情會をいふ事久し梶の葉に和歌書て衣かすわさなんと婦女の戲れにこそ、凡そは上弦の星宿を以てもて遊ひ侍るは憚なきにあらすやなんと格法の儒士はいふにや、田舍黄昏靜に扇を掩て朱門巧夕歡聲を沸ことをしらす、只人間一葉井上に落て怪雲夕への山をかくし夕立空猶さひし、秋の初風いつしか涼しくいとゝきしかたのけふを思ふも盡さす、折から友のかたより星夕の詩一章をおくり侍るも情ありける即和し侍る

微涼報レ秋雨　皈雲漏レ月新　荷風清ニ老氣一　蘭室息ニ吟身一
蕣枝可レ開レ徑　松琴識レ有レ隣　星橋惟一夕　玉露滿ニ天垠一

梶葉を折て便りに附し侍るとて書つけし

あはれしれ梶の葉にかくことの葉もわすれてすきし秋やいくあき

○禪宗本寺住職の綸旨には某和尚とあり、淨土宗の僧を和尚と呼ふは禪家に准して稱するかといふ人あり、按に淨土にもいにしへは和尚號を宣下有て尤是を榮とせし康富記(文安元年八月十八日)に淨土宗現存之日被聽和尚號事(予)中了悟眞寺坊主可被存知歟云々且淨家の僧に諡號を賜ひしも多くは和尚號也(悟眞寺開山了惠上人ニ廣濟和尚の勅謚あるか如し)故今和尚と呼を好せり

○七月十日觀音を安置する寺院へ千日參と稱して男女多く參詣す（今は四萬九千日にあたるなんと云に

や）殊に洛東清水寺九日の夜より路もさりあへす群聚せり、凡そ經論の說にも見えす百年前の書にさへなき事歟、何者のいひ出してかく諸國同しく此日觀音へ參詣するにやといふ人あり、予曰京師の俗七月九日より十月迄聖靈の迎鐘をつくとて六道（三條の北にあり）に參る事いにしへよりあり六道繪傳云昔諸人從七月七日十三日迄諸今七月十日群參と云々親長記に長享三年七月十二日參六道云々六道より清水寺へ無下に程遠らねは諸人今も九日より十日迄迎鐘つき槇葉手々に買得て便ち清水寺にまゐる、凡そ近國の民といへとも亦參詣す、疑らくは昔六道參りより清水寺へ詣し其遺俗なるへし、何月々の參詣日幾日に當るなんといふ亦近世の事か、六道古への愛宕寺の本尊藥師を安置す、こゝそ彼寺院なりし愛宕寺にて盂蘭盆會ありし事今昔物語にも見えたり

○霜月陝辰は萱親三回の忌日なりしかは宿忌より澄心淸魂の齋も每より嚴にして三寶の粢盛淸條の供力を盡し侍りし往事夢となりて流年秋新なり、靈祭る頃は夫ならぬ袂も露けく何となきあはれ覺えぬ、まして隙駒いつしか除卽の期も近く名殘なき三とせの程いとゝゆくりなし

清夜重宵月　　涼風幾歲秋

寒林露白　　夢回涼庭靜　　烟寺風淸　　眼霽秋月高

といふ一聯を書して祠堂にかゝけ侍りし、亦たま祭るとて經木に書て水酒く

市井歌唱新に軒の燈いつしか盂蘭勝會のけしきいと〳〵來しかたの秋も忍はれ思ひいつる戸ことにしけく侍るにや、或人の方より十五日の夜荻の葉に付て

をきの葉にまたさそはれて忍ふかなひとりはおちぬ秋のしらつゆ

と書しもあはれにて

荻の葉におとつれしより心なきそてにもおつる露のしらたま

あはれとも大かたにこそなんと書て送り侍りし

○此四月　神廟百年の靈祭の御時
法皇御所御納經にそへて日光山へまゐらせられし御歌
　ときしあれはひらくにゝたる法の花幾もゝとせもかくこそは見ゆ

鹽尻　卷之六十

○或曰浮屠氏飲酒の戒甚しからすやと、曰釋氏唯是を禁戒せんや、書（微子）に沈酗二于酒一の戒より秦誓酒誥警皆沈湎を禍をいへる事至深至切なり、小宛は幽王を刺り柳は武王自警そも亦荒縦の害を見るに足れり、荘周か以レ禮飲レ酒者始二于治一常卒二于亂一暴至則多二奇樂一と、林氏か口義に初筵秩々たるも亂て載チ號ひ載呶ふ其過當に至ては其樂異常のわさ多く或は爭競を成しなんといへり、劉氏周幽の飲食をいへるに小人男女隔なく醉さる事を得る者なく衆醉て淫亂邪惡百醜興る、王以娯とし不醉者は反てはつかしめて是を罰し必醉しめて衆皆醉といへり、豈方來の戒なからんや、夫自醉亦人をして醉しめ共に沈酒せば何そ其心正しからん、心の不正は身の不修ところならすや、身修らすしていかて家國齊治すへき聖賢の深戒夫ゆるかせならむや

○逍遙院の御歌

かろき身はくるまひとつのぬしなれと千引の石に名はのこりつゝ

是は鴨長明か外山の庵の舊跡に千人ノ石（チヒキノイシと讀む）といふ大石（高さ一丈斗俗に方丈石といふ）あるを讀せ給ふ、されは長明か石床には後鳥羽院も一度御幸有しと心敬僧都の私語に見えたり、方丈記の有さまはさなから乞食の住居に不劣も心すゝしく世を輕くし侍るは中々なる金殿にもまさりぬへしみかとのならせ給ひしも幽栖の姿をあはれと思してなり、世のおほえ有て時めく人の家居する夢後忘はてゝは知る人も侍らぬこそ古今多かめれ、まして數ならぬ身の然も齡かたふきたるをさへ忘れてや家居こちたく作りひろけ庭のさま木石をあつめ人の力を勞して猶末のあらましなとすなるこそ無下に拙くあさましく見ゆれ、あはれいつまての雪佛そやとぞ思はるゝ、五十衣を調せす六十家を造らされとかや古

人もいひし、幻の身を長閑に思はましかは厭離の心もなく朝に名利を貪りゆふへに子孫を愛してさかゆく末の命をこそ、なかくもかなと願ひ侍らんはいひかひなく侍るにや

○古之人目短二于自見一故以レ鏡見レ面智短二于自知一故以レ道正レ己

唐皇の三鑑は人君の至寶にして貞觀の治三代に近かりし、秦氏の方鑑はいたつらに男女の奸淫をてらして趙高か姦雄邪曲を照す事能はさりしかば二世を保たすして亡ひにき、我八咫の神鏡こそ神皇傳國の寶璽にして我國の道もこれに侍るにや、神勅をそへられしもたゝならぬ御事ともなり、天口事書等の古記を見て知るへし

○乙未重五閑窓遺懷

單衣拂綠闖蓬扃　社宇一聲醉恨醒　古徑榴花滴雨潔　短檐菖葉帶風馨

眼晴且笑山雲靜　身老轉娛邦國寧　烟寺暮鐘打頭夢　破窓殘卷照光螢

○遠州乾の境內に夜川十五七百村といふ里あり、其名義知る人少し、巡見の御使問に及ひし時里人老者和田治大夫曰是は天野安藝守虎景か時より宮內右衛門に至て乾邊多く主維せしか、永樂七百文を領せし御使番十五人此夜川村を知行せし故里俗十五七百と呼しを後村名となり侍る事中世の名田の如しと啓せしかは巡察使感して簿に記されしとなん、村里の俗呼には得もしれぬ號間々に多し、村老の傳へを聞へき事にこそ

乾の天野の家老木下隼人正和田河內守有し其子孫今秋葉に殘れり、治太夫は河內守か孫也

秋葉山の觀音は行基大士の作にして古き靈佛なり、三尺坊は三百年來山に祭る信州戶隱の飯繩を勸請と云々されとも古緣起等の正しきはなしと彼山の修驗者いへり(乙未五月八日快泉院談也)

○愚堂和尙謚寶鑑國師(寬文元年化す)

濃州等に開基の地多し(正傳寺等の如し)就中山城國花山寺(宇治郡)はいと古き梵刹なりしを荒廢して

年久しかりしを、國師再創してめてたき禪院と成侍りぬ（獅子山と號せらる）

○或問吾子先に密行の脩穀醬を斷事弘法大師の遺告にある由いへり、大師何に依てかくいへりや、曰蘇悉地經蘇婆呼經及ひ諸の供養法の儀軌等に多く其旨あり（八千牧儀軌等を見るへし）豈一經のみの說ならんや

○三位中將忠吉卿淸須御在城の時朝日村に老者有古き事多く御問に答へ自もまた尾州の舊事を啓せし人是を筆記して家に藏む（朝日物がたり）當時の如し

○吉水大師歸洛（建曆元年十一月廿日）の後參內の事（九卷）傳に見えなから其月日知れ侍らすといふ人あり、按するに正源明義抄に建曆元年十一月六日權中納言光親卿を奉行として御參內あるへきよし仰せ出されけれは、次の七日に御參內あり云々（後鳥羽院御受戒も此時あるか）

建曆二年正月大師看病の勅使權中納言光親左大辨國賓と云々

大師入滅の後土御門院勅して唐綾十匹白布卅端近衛の歲入等を以て贈らせ給ふ時御製

　後の世のしるへなれとてかくはかりおもふこゝろをはこふはかりそ

これらの說後京極攝政良經公の殿記等（六卷）に出たる歟

○聖善大祥忌之辰（用二其花誕之月一）就二大雄山一誦經（三部妙典二十五日）

　香偈

　斂袖泠淫三祀淚　錦涼棚下麥瓜羞　壽筵往日絃歌宴　變作二朝來一片愁一

　祝文

　維正德五稔歲次乙未夏六月癸未乙未朔越　十有二日丙子（孤子某）敢昭告二于

　顯妣淳恭院孺人藤氏一嗚呼向秋舊葉件二一朝嵐一隙レ隙迅駒殘二三歲夢一哀哉日月不レ居奄及二大祥一夙夜小心畏忌昊天罔二極敢謹用二潔淸粢盛一以薦此常事伏尙饗嗚呼

　如來淨華衆正覺華化生愛樂佛法味禪三昧爲食

と唱へまゐらするも過行月日へたてゝ、白髮暫存靑山長臥雲も煙も消にし跡のかたみならぬかは、泪に朽し藤ころも今朝たちかふる露はたおき所なし、電空師以下僧俗打ましはり影前にして一百萬返の念佛し侍るとて

　みとせゆくむかしをしのふ友ちとりねになきそふる今日もかなしき

彌陀經及ひ日沒の禮讃いとしつけく多樹蟬鳴て暮かゝるほと夏の空なから、すゝきかるかや露白々と見えて、秋にもおさ〱まさりたるあはれ人々皆打しほれ侍りし折から、兼て京師へたのみ遣はし侍る

○選擇十六章變相

此圖像は近江國人敬師花頂の義公と議して描れし去年午年壽刻して弘く遐邇に布き洽く見聞に施して大師選擇の正意を顯はせり、圖は前報恩の磵和尙の筆とかやいとこまやかにして二八の童指を一軸に寫し靈名を長夜にかゝけて知恩報恩の至心を勸めらる

各念佛して慶讃し侍りぬ、一瓣の香を捻し侍るとて

　深き江のこゝろをしれと水馴棹さしてをしゆる法のふねおさ

諸友所和予香偈

侗齋

城南精舍寒泉水　挹去灑來奠庶羞　一葵兜樓三歲涙　音容在レ眼使二人愁一

担軒

宜レ無レ嘗下問二前津一者上　爵　灑將二庶品羞一　强脫二齊衰一大祥日　修身敢可レ耐二長愁一

潜齋

祭儀欲レ報二深恩重一　準擬平生餕二膳羞一　知是優然聞往事　乃應難道倚門愁

漱石

設奠禮堂風露曉　孝情切々奉芳羞　修身豈謝斷機致　强脫衰冠猶益愁

○熱田誓願尼寺は淺井備前守長政の息女創建の由、梁牌に見ゆ是國泰院殿下秀、吉公の內政にして薨後大虞院英岩大夫人と稱せし秀頼公の母儀也
台廟の夫人崇源院贈從一位の姉君也
或云秀吉公の政所は高臺院湖月尼公共牌云
　從一位高臺院殿快陽心公大姉
英岩夫人は妾也（亦秀吉公の妾松丸殿逝去後に壽芳院月晃盛久大姉と號す）

○後西院上皇の女御は好仁親王の姫君なりし、御法諱は
　妙吉祥院聖輔義英大夫人

○六月十五日尾西津島の御靈會國の莊觀なる故他州の人も多く來り見る、いつも十三日の夜は府下の旅屋に數千人宿りて中々かまひすし、然のみならす熱田のかたより船にてゆくも數しらす、然るに今年は東海道順禮者もなく十三日府下わつかに數人のみ宿り侍りし、是年饑民かしけ殊に旅店の費用前々に倍し侍る故なりと人いへり、然るを熱田なる老翁云、これは北春伊勢の師職等關東に狀を送りて去年より凶年故伊勢熊野路物騷かしく盜賊こゝかしこに多く道もたやすく行かふ能はす、同しくは今年の順禮參宮は延引有へきかのよし家々より同しさまに申送りし儘、律義なる坂東の民おそれ侍りて參りあへすとなむ、伊勢の神人かいひ送りし意は米穀諸品高直なるに大勢入來りて飲食し路費をさへ借りなんとして歸り年の暮にいつものまゝ關東の直に米を贈り侍らは、中々得分はなくして家々の難義なるへしとて、かゝる年は遠國の參宮人なきやうにする事前々より師職等はかり事とぞ

○今歲乙未四月十七日

神祖百回御忌祭の後門主准后宮しきりに職務を御辭退ありしほとに、五月廿日久世大和守重之を上使として思しめしまゝにとの御事にて、兼て湯島に新御所を營し置せまし〳〵けるへ移り入せ給ひ大明院宮と稱しまゐらす、新門主へは侍從正岑朝臣(井上)を以て輪王寺御住職の事被仰出けるとなん、京師にしてち花頂の貫首大僧正御坊(應譽)ふたゝひ退山の事を關東へ申たまひしかは五月廿七日所司代忠之朝臣(水野)台命を傳へて寺務辭表の旨に任せ給ふよしを宣らる、即日大師の御影前にして御いとま申させまし〳〵頓て黑染の衣にかへて六條坊門なる來迎堂に隱退まし〳〵けるとかや、實に蓮社の白眉淨宗の高僧也

　來迎堂は新善光寺と稱す捨世地にして關東御朱章の寺產あり

○紀公　日光山御參五月十一日上使森川出羽守則刻御登城ありし、御馬一匹進せらる、十三日東部御發駕同十七日御參宮廿日御歸府と云々

○尾公日光山御參六月十六日上使大久保長門守即刻御登城御拜受紀公に同し、同十三日御發駕同しく十七日御參宮廿日御歸府

○攝陽群談(十七卷)は難波人(岡田某)所撰也、攝津風土記絕後の一補といふへきのみ其中遺忌に備ふべき事を抄し亦言を加へ侍る事左のことし(本文を略し或は其意を取て書ける所多し)

大坂

　日本書紀仁德天皇御製に烏瑳介(ヲザカ)と侍るを釋記に烏瑳介は小坂(ヲザカ)といへり、今東成郡天王寺村なる相坂是なり相と大と和語近し、故に後世大坂に作る事は明應の頃よりにや、其前には見えすとなむ

依綱(ヨサミ)(住吉郡庭井村)大依綱神社(式內四座名神大社也大己貴命の孫天八現津彥命を祈る吾孫氏の氏社なり)

仁德天皇紀に依網屯倉阿弭古云々是神功皇后紀に所謂依網吾彥(アビコ)と同し今吾孫子(アビコ)村あり(或阿孫子と

書せり）名越（或はなこしとも讀めり）
住よしのなこへの岡の玉造り數ならぬ身は秋そかなしき
好忠家集に見ゆ、此歌を夫木集にのせて白露のなこしの岡と書せり、なこへなこしは音便也、相州の名越所名同し、但しなこやと讀む、筑紫尾張にも亦なこやあり、然れども其名意同しからさるにや
阿彌陀か池（御池通）
昔善光寺の如來を捨まゐらせし池といひ傳ふ、故に元祿十二年こゝに一寺を建て蓮池山知善院和光寺と號し、信州善光寺第七番の像を申下して安置せり、按するに守屋の連金像を捨し難波堀江は大和國飛鳥の里にあり（豐浦寺の東飛鳥川の西）名所同しき故攝州の難波堀江をも捨像の事傳へいふにや、和州の難波堀江を讀しうた玉林抄に見えたり
高津（今かうづと呼べり）
風土記に天雅彥天降の時天探女磐舟に乘りてこゝに至り泊りしといへり、萬葉集角麿の歌に
ひさかたのあまのさくめか磐舟の泊したかつはあせにけるかも
三津
難波津高津敷津の三つを以て三津浦と稱すとそ
板田橋（川邊郡上坂部村一說に同郡七松村にありとも又は尼ケ崎城下東町滿川の板橋をいふともいへり）
此名所大名寄には攝州とも書し夫木には尾張の名所といへり、按するに攝州上坂部村に小墾田宮と號する社あり、尾張田ともおばたゞとも唱ふ、尾張國春日井郡尾張村（今小針とす）に尾張田の神社あり、昔板田の橋有しといふ、西國事同しいつれか是なるにや
長柄（西成郡に在長柄の森）
釋日本紀の訓には奈加江と讀り

白石ノ玉出水

天王寺龜井の水の本名也、但龜井水も萬葉の歌にはへるにや

北畠顯家卿(中納言)戰死古墳の地

東成郡野村にあり(俗に大名塚と頭ぶ)南方の忠臣名家にして武勇の功臣なりし

土塔塚(土塔宮)

天王寺南門の外にあり、牛頭天王を祭ると云々土塔の名義未詳

○　陸帶塚(住吉郡堂村にあり)

傳へ云尾張國瀬戸の藤四郎加藤四郎(入道春慶)永平寺開祖道元和尚に從ひ唐土に渡り彼國の土をとり來りて茶入をやく是をひたちおひと名付、藤四郎死に臨んで其土ををしみ便ち此所に埋し故かく呼ふと云々

滓上江(東生郡カスガエと讀めり)

尾張國春日井と訓近し

難波羅城

日本紀(廿九)に難波築二羅城一云々昔日攝津職を置て西方の鎭としたまひし跡にや

森明神(東成郡杜村)

用明天皇を祀ると云々此社の神寶に古き旗有、其銘に天下有貴物人心也理非法驗天と書せり、是後醍醐天皇の宸翰にして楠正成に賜はりし旗なりといへり

多田宮(河邊郡多田庄多田院村)

祭神五座滿仲公賴光公賴信公賴義公義家公也、其中に滿仲公は二十四歳の御影とて緋おとしの御鎧御太刀鮫鞘金の鍔左に弓右に矢を持しめ給ふ、連錢蘆毛の馬に御すと云々(源家の鎧是を以て考ふへし)

近年正一位に進めさせ給ふ
天王寺四箇院（凡そ大寺にはむかし此四院の號有し）
敬田院（衆生歸依の場所斷惡修善の所是妨舍の號也）
施藥院（藥草をうへ法に從ひて藥を製し施せし舍也）
療病院（無緣の病者を寄宿せしめて養育せし所也）
悲田院（貧究無賴の民を集て住せしめ衣食を給せし所也）
按するに攝州河內兩國官稻の中三千束を以て此費用に給ひしとかや、今天王寺村鵼田道頓堀天滿の四ヶ所乞食寄住の地あるは古しへの餘風とかや、其地を看顧するものを長吏と稱す、凡そ後世乞食の部類なりといへる土人はそのかみ京師南都及ひ難波等の悲田に入て養はれし孤獨か自業を起して他所に移住せし者ともの末々をいふとなん
一心寺（天王寺村茶磨の下にあり）
昔五智光院の新別所也、天台座主慈圓大僧正天王寺法務の時東漸大師新別所を營して日想觀法を修したまひし、後白川法皇も臨幸ありし法跡なり

南無阿彌陀といふより外は津の國のなにはの事もあしかりぬへし

と大師詠したまひし（六字の聖號も此歌と書添ましく〳〵けり今に難波の名號とて一心寺什寶也）數百の星霜を歷て慶長年中に然蓮社本譽存擧上人（三州の産天野家中）興の祖となり一心寺と號せらる坂松山高岳院と稱す、東照神君當寺に入御（慶長五年）有て造寺資緣の望を問せたまひしに只境內不殺の禁あらん事をのみ啓して世故の求め一事もなかりし、神君其志を御感ありて殺生禁斷の制札を賜ひ且坂松山の寺額御筆を染させたまひしと云々扨　神君の御幼息仙君御早世ましく〳〵けるを、本譽上人燒香の導師として高岳院華窓林陽大童子と號しまゐらせられし（于時慶長五年二月七日御早世なり）

尾府下高岳院は元甲斐國にありて持名山敎安寺と號す、童子香火の場となしたまひし後御院號を稱せしむ、

須磨寺（福祥寺と號す）

平敦盛の母衣きぬ及ひ所持せられし笛等什物に藏む、敦盛自詠の和歌とてあり

庭雪　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　音壽丸

よしやたゝとはれてもまたなくさまむおのれあとなき庭のしらゆき

寄松祝言

みとりなる松に千とせの色見せてひさしかれとや軒のまつかせ

其眞影新舊の二幅あり、新は因州の荒尾氏寄附也

有馬湯ノ山善福寺

豐臣殿下（秀吉公）の叔父大淸和尙建立光德山と號す曹洞派の寺也

獨鈷山鏑射寺（有馬郡山田村）

此寺は聖德太子開基也、寺社に太子蝦夷と鬪ひ給ひし鏑矢こゝに當りける故寺號とすと云々かぶら寺と讀む、或は蕪萊（カブラ）寺とも書せり、按するに尾州海部郡日置庄甘村井村（カンムライト讀）に正一位甘樂（カムラヱ）名神といふ社あり、是尾張部ノ氏社にして神八井耳（カンヤヰミミノ）命をまつれり、攝州のカムラヰも恐らくは是に同しきにや、寺傳は野俗の附會に起りて聖德太子の事を記せるにや、太子蝦夷と鬪ひ給ひし事紀に見えさる歟

阿彌陀堂（有馬村蘭若院と號す）

此庭中に履石といふ石あり（くつ石と呼ふ石諸州亦所々にあり）

三本松（有馬郡屛風村）

一株は古樹にして其圍三尋餘地高サ十餘丈二株は圍二尋はかり高サ八丈木つき同しく三株一所に生す、山神ありて村民祭る、其木の落葉を拾ふ事を憚ると云々

遠州見付府に三本松の村名あり、日本惣風土記にも見えたり、今天神の祠ありて村民まつる

○嚴島道しばの記は藝州いつくしまの全志なり、近世貝原益軒名寄(二巻)京めくり大和めくり有馬名所記木曾路の記日光山名勝記及ひ諸州めくり等の書を述して刊行す、是皆太平日久しき故文雅の士諸國の州縣志其絶たるをついて世に弘くせりされは見すしらぬ國里の故を居なから知る事亦よろこひさらんや

○泉州堺顯本寺(日蓮宗)の僧某後に還俗し高三氏と稱し、自隆達と號す、りうたつといふ歌唱は是かうたひ初しとなん

○泉州堺櫻町の醫師願慶といふものゝ子喜多長能といひし、當時の勘太夫といふのに猿樂をならひ其妙を得たり、是を喜多七太夫と呼し

因に云百番の謡其廿五番は今春某か弟子車屋道説選ひ出しけると云々(道説は堺の車町の者なり)

○諸官貪悫にして受賄鬻獄する事和漢今古絶さるにや、代々嚴制を下して剝民の贓私を禁せられ侍る、近くは　文昭公御代始官府の中殊に鑚刺を正しましましける、猶國家今日買曲成直の聞えも侍るにこそ今玆乙未七月の制に云

公事訴訟有之者とも奉行役人中幷其家來の末々といふとも内緣を求め音物を相贈候之儀制禁有之候、違犯の輩に至てはたとひ理運の公事共謂ある訴訟といふも一切に許容有へからす、若又裁許の年月を過相聞候といふとも急度其沙汰ニ及はれ罪科に行はるへきもの也

正德五年乙未七月

嗚呼苞苴寅緣の不潔遂に引手直求の俗に至るあり、人それ貪汚のわさを不耻へけんや

○或問我公領木曾山の材木洪水に漂流する時他領の民これを奪ひ取ておのれ利とする事聞えしゆゑ此春

柳營の有司廻文有しと其時如何、曰其文如左
尾張殿領分木曾山より伐り出し候諸材木、洪水の節川筋前々の通猥なる儀無之様に、寛永五ヶ年御老中被仰渡木曾川筋は、山元より勢州長島領桑名領堺川領通り有之、其節御勘定奉行觸書差遣し候得とも長島桑名四日市海邊へ流出候節は猥成義も有之様に相聞候條、自今以後は右海邊共材木流寄候はゝ山元之役人へ申届之分一受取材木可相返候、右之旨此度も御老中被仰渡候付如此候、此上猥成義も有之候は穿鑿之上曲事たるへし、此狀觸留りより可相返者也

萩　源左衛門
杉　彌太郎
大　大隅守
伊　伊勢守
水　伯耆守
水　因幡守

勢州桑長島四日市

右四月九日辻六郎左衛門より村々庄屋年寄惣百姓へ遣す添狀あり、右川筋海邊御料私領の村々
松平下總守領分(桑名)　濃州御郡代支配十九村　辻六郎左衛門御代官下五十五村
増山對島守領分五ヶ村
未の六月の洪水に我公府の有司右の諸村へ通し流木返辨ありしとそ
○洛東文珠院に德善院玄以法師(前田家)の影像ありし、今一乘寺村の圓光寺に移し置
按するに文珠院は舊高野山木食興山師の寺にして、玄以そのかみ上人の壇越として其營作美を盡せし然るに元祿五年高野山行人方の僧不法に依てことく〳〵く配流せられし、文珠院も行人方の寺なりしか

は東都の護持院の末寺となし新義派となしたまへり、こゝに洛西乙訓寺（今里村法皇寺也）は弘法大師の舊跡なりといへとも一旦故有て南禪寺の伯英和尙彼寺を領せられしより禪院となれり、護持院の大僧正毎々こゝを密院に復せまく思はれし折から文珠院は南禪寺と地境近し故に請て乙訓寺と其地を替へ再興の功を成せられし、是より亦文珠院は禪徒の居住となりし（今は亦京都邊へ地をかへて昔の跡田土となる）此時玄以法印の影を以て圓光寺に送り移せし、彼等の現住は前田藝州の息なる故先祖の影なれはとて南禪寺より沙汰せられし圓光寺の寺主是を入て崇む、但我後他氏此寺に住せは亦必らず此像を廢せん、然るへくは玄以のゆかりあらん寺院に安置せまくほしき事を歎き侍るとなむ、

嗚呼法印は豐臣家の三奉行の隨一にして當時威勢を天下に振へり、然るに今は其裔微々にして其遺像をさへ誰あかめ祀る者なくもてあつかへるやうにあなたへこなたへ移し侍るさま聞にも人間の盛衰定なく侍る、凡そ今日世に時めく者の祖先なる寺院は是を面目とし香火の供も嚴重に是は某殿の眞像是は何氏の牌子ならんといとほこらしく人にもかたり侍る、嗚呼護寺院情あらは此像を他宗へは渡すへからす、南禪寺こゝろあらはいかて文珠院に其儘にして安置せて有へき、兩寺の僧等只今日の名利をのみ謀り一時の驕を極るか故也、他の追遠をかへり見さる有さま無下につれなしや、近年濃州高須にて羽林家（義行公）德永氏の遠忌をねもころにとふらはせ給ひしなんとは御志わきて有かたき事ならすや、僧法師は毎に法界萬靈の回向とてすなるさらはなと其寺院に昔大檀越たる人の靈をは捨てとふらはさるや、おのれに利なけれは位牌遺像もなをさりにして塵汚にくち侍る類ひ都鄙皆同し、されは世の覺え花やかなりし人々のうへすら見ぬ世となれはかくあさましく恐れ行侍るものを、まして世に數ならぬ身の死後の事こちなく思ひ置侍らんは尤も愚也

○我府下永安禪寺は淺井備前守長政卿の菩提道場なるも今は誰忍ふ人なきそあはれなる
永安寺殿貞菴道松大居士（忌日六日）

天公豈吝中秋月　雲斷寒宮碧玉柯　靜拂素風蘆荻露　襟懷似レ舊更吟哦

むら雲もたえ〴〵はるゝやまのはの月はいとはぬあきのゆふかせ

五更にねふりさめて破窓白く半疑の月霜いとゝすゝし

しらつゆのむすはぬ夢におきもあへすまくらすゝしき月のあけほの

○中秋遊二白華園一因賀三

主翁撰二綱官一　木宗職再拜

傲嘯煙霞事二罷休一　一朝通レ籍肅清修　名高月影婆娑夜　譽起桂荒馥郁秋

豪氣今宵侵二北斗一　風流異日賦二東海一　交歡何用投二車轄一　到曉醉謳爛不レ收

和賀頌

老去塵纓安二四休一　自慙官事更無レ修　芳筵卷レ霧雖レ吟レ月　古鏡照レ霜不レ勝レ秋

一夜舊知縱二笑語一　片雲世外任二浮游一　天馬開遍桂花露　只聞金風拂レ曉收

寄月祝

いやたかくひかりさしそふ千世の秋見るかひそある松の月かけ

年へぬる松戸ほそも霧はれてひかりさしそふ秋の月かけ

老の浪立そふ月のかけはつかしさも人にとはれ侍るほとうれしくて

いとふへき我世いそちの秋の月見るかひありと人にとはれし

○親朋往來之禮只可下視二情義疎密一以爲中隆殺上若乃計二家道貧富一作二靑白俗眼一量二子姓興衰一爲二炎凉世態一者則市井交易之道而風俗薄惡最明顯者也有道君子必不二其然一(齋家寶要ノ上)

禮は往來を尙ふ事人情に本づくといへとも君子施出事有は亦その我に在るものをつくすのみ必しもすぎて人に責望せなれ今鄕俗一桃一李も相稱(カナ)はん事をもとむる者あり何すれそ鄙しき世賈券を取て禮を

行ふものあらんや

○秋丁の日勝氏賦㆓玉澤如㆑秋露㆒一絶

月影昭然泗水流　傳心統學道何體　餘波東注素玉澤　露霑扶桑滿地秋

其和

洙泗淵々不㆑斷流　人和天賛自惟體　白頭青眼文園月　桂宇松琴更有㆑秋

○近世諸社の神人大火祭とてこと〳〵敷すなるはまへに吉田の卜部作り出せる神道護摩の名を替たる也元眞言家の行事をとりて作り出るものを天の岩戸の故事なんといふこそ尤附會の說なめれ京師火燒の故をも知らさりけるにやあさまし、亦山崎敬義の傳へとてさま〳〵巫風をなす事東都に此頃は多く聞ゆ(庚申待及ひ五の字の符等のことし)或人敬義を評して其かみ釋をのかれて儒に入りさらに儒をのかれて巫に入れなといへるけにもなり洛の御靈の宮のうちに生なから靈祠を立なんとせしもけやけき事にや

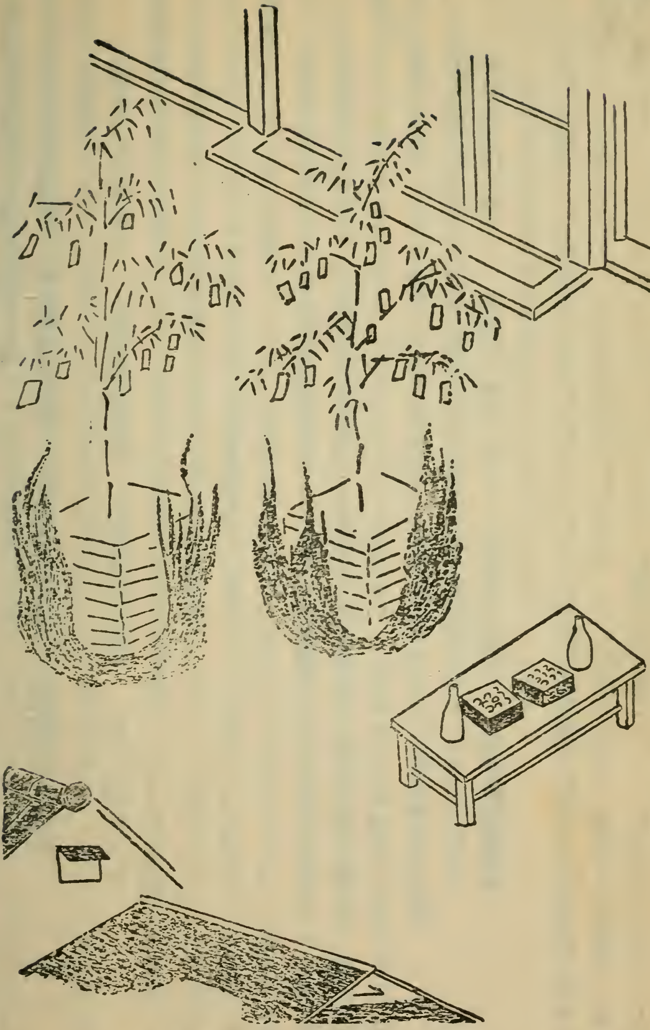
○土佐某か描ける古き十二月の繪そうし(上下)を見るに十一月の條に大内より民の家々まで庭火を燒き神をいさむる事故なきにあらず、書てあまの岩戸の故事をいへり其御火たきの繪左に記すことくなり、今は京の町にもかゝるわさ大やうなきにや此繪七八十年以前の物と見えたり(繪一六〇頁)

○木氏某の慈堂一甲子初度の賀し侍りける日壽扇に添て申遣はしける

靜開海屋酌㆓青州㆒　鶴算爲㆑初第一籌　佳氣淨灤琪樹曉　壽香馥郁菊花秋

かそへなん秋より秋の色見せてちとせもにほへやとのしらきく

○土茯苓を山歸來といふ事諸家の本草に見えさるにや、草禹餘粮冷飯團等の異名の外今清船に載來る土茯苓の帒には尾檻の字あり、是も亦本草綱目になき名歟、凡そ藥種の名時代と州郡との鄉談有(或云山歸來は和人名つくる所とはまた可否をしらす)況や、鳥獸魚介の類こゝかしこ有無亦其名異なるもの多し、一をとめて物しり顏ならんはいとおこの事也。



○乙未九月廿九日　大樹婚儀を定めさせたまふ
法皇御所の姫君八十ノ宮と云々（御年二ツ）
三家御方及ひ諸大名（熨斗目麻上下）登營　命を受て則賀せらる
○我公前相國（近衛家凞公）の御女を小君に定め給ふ
七月二日竹腰壹岐守阿部能登守登　營井上河内守　台命を傳へらる
台命ありて此度御入内あるへき常君（御年十二）の御妹安己君と聞えし御母は町尻の宰相（兼量）の御女
（御つまの御方と云々）

鹽尻　巻之六十一

○後土御門院明應九年に崩御、朝廷衰微の日なりしかは殯葬の御備なかりし故靈柩いたつらに內裡の黒戸に置奉りてすてに四十余日漸にして泉涌寺に葬奉る、後柏原院踐祚ましく〳〵て廿二年の後大永元年に御即位の禮行はる、是亦貢税なき故に延引せり、西三條の實隆是をうれひて本願寺の僧信樂院顯如にかたりて費料を乞て形のことく執行はれしとそ、是によりて顯如を大僧正に任し門跡に准し給ひける、後奈良院踐祚の後十一年天文五年に御即位の禮あり、大內義隆費料を奉りし故太宰大貮に補せられし、正親町院踐祚の後四年永祿三年御即位の禮ありしも毛利元就費料を奉りしかは大膳大夫に任せらる。

嗚呼四君衰禮の世にあひたまひかゝる非常の事ともありし、

○覺禪抄（百卷中島郡丹羽庄長野村山萬德寺にあり今闕六卷諸經佛像悉有此書）萬德寺は稱德帝勅願所元祿十五年六月九日此書畢^(本ノマヽ)

○名古屋鐇を製する鍛冶に南方といふものあり、傳へ云義敎將軍富士御覽の時熱田圓福寺に御止宿有しに鐇鍛冶けぬき奉りしかは、なんほうよき鐇なりと仰有しより定號とせしとなん。

○漢書曰勢交者近勢盡而已　　とのもりのとものみやつこよそにしてはらはぬ庭に花そちりしく

財交者密財盡而踈　　あはれけにうきときつるゝ友もかな人のなさけは世にありしほと

色交者親色衰而絕　　ちきりきなかたみに袖をしほりつゝすゑのまつやま浪こさしとは

○南海に海人といふものあり、形僧の如くにしてちいさし渡海の船に飛入りて寂に座せり、若蹊敷見ゆれは必大風ありといふ觀抄篇邵子か說に見えたり、我國四國のみに此ものあり俗に海小僧といふ。

駿州富士足高山間にも山男といふもの有、林羅山の筆記にも見えたり、所のもの此物にあふ事をくは

しくかたる

○譜牒の重んすへき事何士晋か宗規に詳なり、異邦清明に其祖をまつる時本家支流皆會し各帶する處の系圖を出して其族長に見せしむ、若收藏疎にして物に穢し文字を磨壞する事あれは懲誡して攻しむ、亦不肖輩已れか家系を他に賣り、或は自盟て庶を以て嫡とし支流を紊亂する者あれは官に告て刑に處すといへり、けにも家譜は其氏姓本源を記し父祖の實事を編し後世の證とする物なれは家々重貴すへき事也故に我國古しへ勅して家の譜牒を召て是を治部省に出さしめ中務省に呈し圖書寮に藏しむ、家々も亦是を記して藏め子孫に傳へし、氏上支庶を都て各別家を保しめ其尊卑を紊れさらしむ、戰國に及んて本支の分を失ひしより妄作のもの多く、あらぬ人の裔なといふ間々あり

○越白根起白山同加賀國なり但後京極歌に

　こゝにしもひかりを分てやとすなるこしのしらやま雪のふるさと

と讀給ひしは一處にあらさる歟、越の山越の高根越の前中後の三州にわたれり、但上宮太子の雲上記に越後國こし山と書せり古志郡にて侍るにや、越路浦（越後國こし郡）越海越湖（越中によめり）こしのうみとは亦前後共に讀し歌多し

○世俗の文書封に五大力菩薩と書て遠方に遣はす事如何なる故なりやと曰、按するに釋家五大力をもつて道祖神に習合する事あり、南都般若寺よりいへる五大力幷符章に習ひ起りて書狀の封に書と云々

○歸家日記（三冊）は京極高豊（讃州丸龜城主備中守）の母堂に仕へし女房（井上氏女名みち）元祿二年夏東都より國に歸りし其日記なり、此婦人幼より惠敏にして書をよむ詩を作り和歌を詠す（後三田氏某の妻となる）其書の內あしから山を見て

　よそにしてすきゆく關のあとなれや名のみにこゆるあしからのやま

天龍川の詩　天龍河上天龍去　龍去河水留永流　二水中分成大小　小斯揭厲大斯舟

詩に深則厲淺則掲といふ文字なと取しにや女のわさにいとこちたきまて聞ゆ、儒門に入て佛をきらへるにや古寺なんとに詣しさま見えす

○前將軍家(有章公)日頃御いたはり次第に御心よからさる程に御祈ともさま〱御沙汰ありしに、或御醫師日蓮黨なりしか兎角して曹洞ヶ谷の鬼子母神こそ靈驗いちしるしく侍れとて內々彼寺僧に仰せて御祈有し、僧云鬼子母神の法に千婦の乳汁をとり是を以ていのり奉る秘ありとて、市井に令して千人の乳汁を取り、卯月御祈を初めて月をかさね結願し符章を獻せしに、やかて御早世在しかは邪僧も面目を失ひ醫も彼に黨せし事あらはれし、夫鬼子母は如意輪觀音の等流身にて密家其法を傳へ台家是を祀るといへ共、千婦乳汁の事經軌の說になきよし顯密の老師等眉をひそめし。

○諸州節序の祝各自古しへよりの風俗有ていと異也、南都は富家貧戶元三家の入口なる庭に圍爐裏をかまへ、福わらあつく其上に疊しき家の主夫婦そこに出て拜年の客を受く、門には必むしろをたれて賀客あんないすれは請し入、家の妻自らもちやくまねして雜煮に入て饗す、客庭竈の祝ひにあひたりとて謝す、伊勢宇治邊は年禮の客來れは先おしきにさんきちやるとて二寸はかりのわりたる木二三枚藁にて結たるを置、田作りかうしなとおき交へて是を年始の饗とし、つきにいもかしら三ツ椀にもりて(寶珠といふ)すへわたし小紙一状を以て引出ものとす、家の貧富により紙の大小多少あり、我尾州の俗元より雜煮の上小蛤のあつもの飯饌に大根の汁田作りの鱠を用ひ侍るは津島よりの風俗と見えたり、今柳營及ひ三家の御方三ヶ日御高盛麥飯ねふか汁いなたの鱠兎のあつものなと用ひさせ給ふは三州松平の御佳例とそ、凡そ三州譜代の御家人家多くは元朝麥飯いなた鱠にらみ鰯(鹽いわし三ツ其儘にて置)なんとすはるを佳例とするも花美の風ある事なく中古民家質朴の云爲也

亦播州須磨兵庫邊壬巳の日軒に桃と柳とをさしましへ侍る事端午のあやめふくが如し、南都市井五月五日大竹をひしと立ならへ侍る我熱田の門松のことし

○唐土九月十三夜の月を翫ふ事可大復か詩に見えしと或書に記せり、然るに彼集を見るに其詩は八月十三日夜の詩にて九月にはあらす、彼集に八月十三日より十九日まで七首五言律詩あり

○細川三齋瘧氣をくるしみて詠る歌とて人のかたりし

いかにして我すむさとをあらすらん消ての後はおなしかれ野に

○我國昔人の名倭訓傳を知らすして妄に稱るはいと俗也

合間（ヨシチカ）　薰文（カヘブン）　愛發（チカナリ）　發生（チカフ）　乙叡（タカトシ）　訓儒（トキヘカ）　巨勢磨（コセマル）　瀧磨（タキマル）　主復（ヌシフ）　在公（アキテン）　眞能守（マタノリ）　仁道（ヨシト）　眞作（マタナリ）　弟藤（ツキフチ）

五百城（イホキ）　三成（タマヒテ）　玄上（ハルウラ）　千乘（チシテ）

此類ひ多し今暫藤氏上代の人名のみ其二三を記す菅家の祖宇庭をウチカタと讀かことし

偖名漢音呉音に讀來る事多し其家々に聞えし惠果（ケイクワ）惡心（ヱシン）等の如し

○舜水の朱子談綺（舜水は明の遺老我に航し水戸公に遊任する人也安積氏平日所聞を記し朱氏談綺とす）

堆斥候處　日本の火の見櫓の如し、五重に一堆爾とに作ると云

五節　唐の時二月望五月五日七月七日九月九日及冬至を五節とす、後二月望を上元に改め七夕を中秋に改む、亦上元を上巳に改む明朝の五節を淸明端午中秋重陽冬至也

寀事（日本評定の類）　牙城（本丸）　外羅（二ノ丸）　闘廓（三ノ丸百月城）　甕城（ムマタシ）　瞭哨（遠きを望む高臺）　垣（土居）　墻（塀）　箭眼（ヤサマ）　銃眼（鐵砲サマ）　鴟吻（鬼瓦の類シヤチホコの事とするは誤なり）　紗㡡（蚊蝿さくるもの蚊帳の類フセコのごとし）　當鋪（シチヤ）　連襟（アヒムマ）　親家（アヒヤクをいふ）　拙荆（己が妻をいふ）　二婚（再嫁の婦）　望門（未嫁其夫の死たるをいふ）　健步（飛脚をいふ亦急足）　映手（トリテの類）　劊手（スヘモノ斬の類）　喝營（トリウリ）　貨郎（コマモノウリ）　紅抹額（琉球人の頭捲赤きもの）　兜肛（ハラカケ）　禿毛龍（丸哈叭の如く短き物賤人の服）　合杜（農夫肢頭より背迄垂て回りはかり竹にて編む）　裹脚（絹又木綿にして調す子をまくもの）　紐釦（ホタ

ン）　兩（絹布二反なり）　純（同四反なり）　哆囉呢（ラシマ）　毛氈（モウセン）　花勝（金紙にて花形を作り面を覆ふやうにして頭に押マジナイとす）　扶布（ザウキン）　殼面（書物の表子）　按板（マナイタ）耳窓（ミヽカキ）　碗靑（染付茶ワン）　倒篭氣（ヒイドロ）

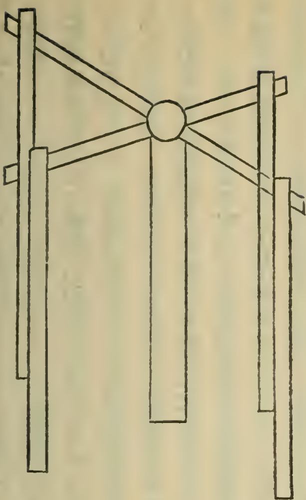
○乙未霜月或方にて蝦夷へわたりて久しくありし者にあひて彼地の產なる砂金を得侍る、色眞黃にしていと細やかなり、海中より濱へ打よする砂石に交りたるを夷人ひろひメウシと稱す津輕人にかへ侍るとそ、岩金をはイウヒと呼ふ寛文九年下蝦夷西シヤクシヤイン上蝦夷のハイカセと同しく津輕の令に背きて亂を起せし松前の主に仰せて伐しむ、今は上下の蝦夷ともに津輕家の民なり男をヱス女をメノコシと呼ふ、女にも髭ありていとむくつけなるに面にも手にもこまやかに入墨して唐草の類をなすとそ、彼等津輕家の家老をシーノ〳〵ニシツハといふ、用人をシイノニシツハといふ、平侍をニシツハ富人をシイシヤムといふ、彼等か家窓二つ明て一方をかもいとの一方をふうくはむと稱して、凡食物を祭るかもいは土地の神靈ふうくはんは義經の靈なりといふ、島の人死すれば菅こもを以てつゝみ弓刀等を共に箱に納めて土中に納む、其後親族あつまりあやほうしといひてなくかくありて、弔客各はたかになり小刀にて舞かことくし、喪主の額少しつゝ疵つけ侍る、其妻潮をそゝひて止むとかや、誠に蝦夷の風俗也、其方言多く侍りし内に食をあまゝ汁はつか水はせゝつか椀はざきといふ、夷人髭多き事尺餘酒呑時酒箸とて七八寸の木を平めにして表は銀裏は鮫つけ、夫にてひけを分て酒を飲下品の夷は木の切れにてかきわけて飲む、酒のめといふ事をゐもしき飯くふ事をゐもれといふとかや、常は弓を持山に入て獸にふすてあるをとり夏月ねりて用ゆといへり、魚は鮭多し漁してからさけとし松前へ出す、にしん數の子も彼地の產なり凡上蝦夷の末迄三百餘里ありとそ、北は東韃子に向て無下に近し（五七里）此ゆゐに韃子濱物卷もの多く蝦夷人買得て津輕松前人と食にかへ侍る、其織物とんすのことくにして甚光澤あり

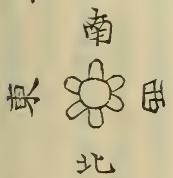
○濡麥（和俗アカハタムキ）近世朝鮮より其種を傳へ來るものいとよし、西國の民朝鮮麥といふ麥切にし

て味美也

○或曰伊勢二所太神宮造替の心の御柱とて神秘の事ありと如何、云凡神宮の御事家に非して容易にいふ事憚多し、但心御柱記を按するに大田命始て造進のよし見ゆ、豊受天降本記に云四徳(天)五行(地)の象にして徑四寸長五尺五綵の線を以て纒ひ八重榊にて飾ると云々、一名忌柱亦は天の御柱あるひは御量柱等の名あり、二所の神宮建之諸社には無と云々、御柱土中に入事二尺地上三尺也、但し積石あるを以て二尺五寸現在と云々、五穀の粥を播き大土公の祭儀ある由御柱記に見えたり、此外古傳は内宮禰宜家に尋ぬへし、凡地符鎭謝鬼符等の事は御柱の記に見ゆ、大方陰陽家の作法なるか密家寶塔の地鎭金柱を立金壺を埋み三五線の縷を柱にまとひ五穀の粥酒等は印土より傳來の古法なり、神宮に中頃より陰陽師ありまた密家の行事を用ひたる事甚多く聞ゆ

(心の御柱の圖本式の分は憚ありて略して書す)





○或人の家にて連歌しける時
いつまてすまん花の下かけ
といふ句に
かり初の世やむらさめの一やとり

○世の中はかなく人々多くなくなり侍ける頃
數ふれはともに昔となりにけり
おくれさきたつ露も　ふりも

○卜部兼俱は奸謀の人なりし予か岡上記に筆す、されと文明十一年十一月齋場を吉田山に再興して神祇官の荒廢を新にせし、死後靈祠を建て神立明神と號す（明神號は私稱なり）

○賀樂カグラと訓す、文德實錄齊衡三年六月條下に見えたり（神樂と同し）

○日本靈異記に（孝謙帝の御宇僧景戒所撰）尾張國愛智郡片輪郷に女の大力ありし事、及同國中島郡大領尾張宿禰久玖利か妻の强力道國法師（尾張の產）競力等の事を記せり

○肥州長崎港近年令ありて異邦の商客市井に居する事能はす、且代物替等の事なんともろこし人利あらさる故我國の奸商等ひそかに異客に通してよからぬわさ多かりし、去年甲午秋其奸商等こと／＼く刑せられし、崎湊の市井さん／＼困窮の愁を告て關東に申せしかは、此春乙未仙石阿波守及ひ石川三右衛門を崎湊に遣はされて諸事令を改めたまふ、是より異客市井の舍にやとり侍りて萬古しへに近しといふ（代物替止む）

銀高凡九千貫目（唐船へ六千貫目　阿蘭陀へ三千貫目）

唐崎三十艘に定めらる

崎陽の商家は異船入津の地其利多さゆゑ每々驕肆のふるまひありし、今度これを第一にいましめられ侍るとなん

○

○元祿十年丑東都にして新に銅錢を鑄さしめらる（徑八分弱重八分）同十三年辰京師にして亦新鑄す、徑重サ東都に等しかりしか次第にかねあしく其目も輕して去年午に至ては其徑七分其重サ六分に過さりしかは、新令ありて東都にして新錢を鑄さしめたまふ

其徑八分强其重サ壹文目（寛文錢に劣らず但し銅の位少しおとれり）

又佐渡國にしても新鑄す

其徑八分其重サ九分（東都の錢にひとし位はおとれり）

裏に佐の字鑄る

○或問武城東叡山瑠璃殿の前に竹を植しはいか成故にや、予云台家に聞し昔花峰大師(慈覺)入唐して五台山の竹を根こしに持來り、根本中堂の前に植給ひし其台竹の根を分て東都にうつしうゑ法流の絶さるしるしになんなしたまひけるとそ、是もまた大明院一品の宮の御形見と有かたく覺え侍る、予過しとし彼山に參りて

　呉たけのよゝにつたへし法の水なかれは絶し後の五百歳

と讀侍りし

○和俗杜鵑を以て郭公とす誤る事久し、郭公は鳲鳩の別名にして便其鳴聲也、ホツコンは郭公カツキヨハ鴶鵴也布穀(列子)獲穀(爾雅)鸆鷜(唐韻)

此皆其聲を聞て人の名付る所字音相近くしてともに音便のみ

杜鵑の異名　杜宇(禽經)　子嶲　子規　姊歸　鶗鴂　鷤鴂　催歸　思歸　此等共に音便なり

　鴐鳥　周燕　陽雀　和書に時鳥と書は難なきか

○或人毎に頭痛にくるしみ日々に三里に灸する事久し、然るに頭痛ますゝゝつよくしてわつらはしきあり、凡三里の灸甚しき時は必逆上して熱血さかんになり却て頭痛する事世に多し、是を治する清上瀉火湯こそしるしあるを覺しとて試にあたへしかば、漸々快くなりし愚なる人の補養とて却て病を增益する類ひ多し、世人夫ならぬ事をもひたすら信して中々迷ひにまよへるもかゝるべし

　近世は溫補の薬を人々好みて多服す心ある人より辨へて可也、頃日人參多くのみて死せし者間々見侍る

○濃州本巣郡にや穗積村といふ所に稻荷と稱する社あり、一村の產神にして民是をまつる、其祭る日此村の內頭を定めて其家より强飯多く調し女子のかしらにいたゝかしめ神前に至りこれを供して後終日諸

人あつまり食ふ、其日彼祠の戸をひらく木像あり、童形にして右手鎌を取左手稻穗を持て馬に乘れる姿なりと見し人かたり侍る、如何樣村號穗積の名におへる事にや、稻荷のかたちといはんも亦似氣なら
す覺え侍る、此社式内に見えす
○濃州不破郡伊富岐の神社江州坂田郡伊夫岐神社ともに式内なり、是同神なるへし亦濃州各務郡村國ノ眞墨田の神社と我尾州一宮眞墨田神社と同し神を祭れるにやと度會延經神主いへり
○或問本願寺門跡に准せられし時二品親王に等しく宣下あり、勅書に曰極官の事爲二品親王と云如何、曰是後奈良帝の勅書也其本文を按するに
極官之事爲二品親王被執申候間宣下珍重に思召給ひ候一室の光華數代佳摸勿論ニ候尙從門迹可有演達者也
正月廿六日　御花押
本願寺僧正御坊
如此つら〳〵御文體を考るに二品親王の執奏に依て極官(僧正歟)に任せられしを仰られしにや、門跡とあるこれ青蓮院殿の御事にして二品親王とは便これか爲の字ある故に、不圖見れは本願寺を二品親王と爲給へるやうに聞ゆ、點の附やうにて違へる事有へしよく考て見るへきもの歟
○問茶人利休に居士號を勅授ありしと如何、實に然り正親町院の仰を蒙り茶器を製して獻上せしかは叡感ありて居士號を賜ひし
利休氏は千與四郎といふ、剃髮して宗易と稱し抛筌齋と號し亦は不審庵といへり、織田信長公采地三千石を賜りし天正十九年辛卯二月廿八日卒せり
○濃州厚見郡平田庄ノ龜甲山立政寺の開祖光居智通上人は(尾州人葛西氏)西山善惠國師四世法裔永覺師の門人なり、(武州岩戸山に學ふ)濃州に精舍を營して大に法流を漲す(古は市橋庄寺を立政寺と號す)曾

て後小松院其德を崇め紫衣を被け菩薩號を授給ふ(興正菩薩)興業山下に岩窟あり(今俗に達智堀)一人の俗達智といふ者住す、師の弟子となる是尾州部田祐福寺の開基也、亦山縣郡谷合邑に臼井次郎兼牧といふ者あり(上總介平忠常之十世臼井上野介兼將二男なり)通菩薩を請して草庵を結ふ、臼井靈夢の感ありて地中石像善導大師を得是今陰住山善導寺に安置する所の像なり(善導寺は臼井氏建る所と云々)

杖櫻　立政寺にあり、通師有緣の地を求めこゝろみに杖をさし立られしか後枝葉出て繁茂せしと云

不鳴池　師鳴蛙をいとへり、蛙老婆に化し誓て蛙聲を止めしといふ

稻葉明神の御うた

此寺のみのりの末はよもたえじいなはのやまのあらんかきりは

○城南榮國寺は往日國の犯罪桀戶梟首の地なりしを寛文の初僧任空(西光院前住)公府に請て一寺を基し丈六の彌陀尊を安置せり、故亞相公(瑞龍院)御感有て淸凉の號を賜ふ(淸凉庵と號す公又金若干をたまふ)任空力をつくして佛殿以下漸次に營造なりにき(觀音堂は小川氏造立釋迦堂は富商伊藤某建立なり)然るに貞享二年にや故ありて任空出寺有し後洛東禪林の貫首貞準上人を以て開山第一祖と仰き其門人善空師晉院して住持せり、爰に號を改て瑞雲山榮國寺と稱す、頃日現住雪峰和尙(第四世)思へらく凡淸凉の號は　故君の命賜にして刑所變して蓮宇となれるもの、彼地獄猛火化爲淸凉風(觀經)の金文に合へり、且寺院の釋迦堂は淸凉寺の瑞像を摸せる靈山第三傳の尊容也、かた〲舊號夫よせあるかと、今歲乙未仲夏是を公府に告して瑞雲の號を改め淸凉山と號せらる、予亦古へよりもふて馴侍る精舍なれは昔にかへる其號もなつかしく新に其額を彫て揭侍るへき爲舊牓をおろし侍るに貞享丙寅七月十五日(裏書)の字あり、嗚呼あたに三十の春秋をかさねて一夢槐下におとろく遷變今古となりて、只語燕舊梁に宿し舞蝶故園に飛ふを見し世のむかし思ひいつるかた何くれと數へられ侍りしも亦あはれなり、古林に懷友といふ心を

別長鷲蔵序　　門柳幾回青　　往事猶堪述　　清涼月滿庭

　これもまたかならす老のならひかな泪かすそふむかしかたりは

水無月廿四日新額を懸はへる清涼山の字は間宮信親の筆也

○或翁世をのかれて庵ひきむすひ柴假庵と書るちさき額かけし其心を問侍りしに兼好家集にや

　のかれても柴の假庵のかりのよに今いくおとかのとけかるべき

と有しかと答ひしそあはれなりし、亦或僧小齋を作りてうつりし夜ねさめによめる

　柴の戸にまくらもとめしかひもたゝゆめてふものそさはりなりける

自求枕と名につき侍りし、彼翁も今は名のみ殘して跡なきゆめとなんなりにき、此頃柴假のふる跡とふらふ事侍りしか額もあとなく、今はけしかる老法師のわひて住庵となり侍りしか猶其ふすまに故翁の筆にて

　こほるらし嵐にのこる松の露

と兼載かひえの山にて口すさみし句を書殘せるかあり〳〵と見え侍るこそさらにかたみと來しかたなつかしく覺え侍りしかは

　あはれなりあらしの後の露までもかたみとのこる松のしたいほ

夕ぐれのけしき又なくあはれなるを

　古柳帶風半月微　　新荷洗露一螢飛　　白頭無興年々恨　　物換事往人亦非

情懷此日君休問又老當時二十年といふ古詩を誦して歸りし

○元祿壬午春江府の人の歌とて人のかたりし

　八十あまりむつたの淀のふる柳またこのはるも朽やのこらん

○元祿十年二月十五日西行五百年遠忌なりしに鴫立澤にすめる桑門佛事なんと取行へる時

五百年のむかしの花に契りけん鴫立澤のけふのたむけは
　東都の玄泰といへる人の歌となん
○豊臣秀吉病革の時諸侯を會して薨後秀頼に背へからさるよしを盟はしむ、其誓書は聖護院に令して修驗者をして大峰に納められしと云々
○左中將忠吉卿の御室寛永四年九月廿八日卒し給ふ、清泉院殿覺窓榮正大姉と號す
○筑後國高良山の内に吉見か嶽といふ山あり、天和三年高良山十景の内に
　今出川前内大臣公規
あかすみむよし見かたけの花さかりわきてことなるはなの色香を
　季吟
にしきともいはゝかきりの有なましよし見む人は花とのみ見よ
○慶長十五年六月十三日伊奈備前守忠次卒、忠次元は佐藤某か下僕熊藏と稱せしわらはより心さかくしく身を立家を興して叙爵に豫りて下の田園の事を司りける、今備前檢地といふは此備前守か量土なり
○寛永二年春大樹御轉任世子御昇晋の時女房の奉書

綿五百は
しん上おはし　まゐらせ
まし候　られ候
その上御奏者　かけくにの
おは　將軍家　御太刀
より
し　右大臣　白かね

また　轉任の　萬兩
御祝儀　御よろこひを
として
御太刀白かね　奏せられ候とて
千兩
三しゆ二か　前橋の少將
しん上の　をたの

御事　侍従を
おもしろく覺えさせ
おはしまし候
こと更に
御書たな金入卅巻
御肴たるしな〱
進上候
このよしを　ゐいかん
よく〱　あさからす
心へ申して　御わたらせ
御心へ候て　おはし
つたへられ　まし候
かしく
勾當內侍
柳原前大納言とのへ
高野前中納言とのへ
信國の御太刀
御馬代白かね
しん上候　五千兩

臨
尻

年頭の　御きぬ百疋　御代官に
御禮の
大納言殿より　のほせられ
申させ　任官
おはし　叙位の
まし候とて
御さた
御太刀白かね千兩　おはしなし候
おはしまし　御禮として
御養君の　松山の侍從
よろこひをも　戸田の
申入られ候て　侍從を
幾久とめてたく
思しめし
ことに御すゝり
御りやうしはゝ　三種二か
品〱おもしろく
よく〱
御心へ候て　覺しめし候
つたへられ候やうに　よしを

心へ申候へく候
らし
柳原前大納言とのへ
高野前中納言とのへ
おもしろく
おはし　覚えさせ
まし候
なほ〳〵　二しゆ一か
千世　一位殿より　進上の
萬代　此たひの　御事
までも　御よろこひ
めてたき　ども
御事のみ　申入られ候とて
いくたひ　白かね千兩
もと　さあや
いは井入　卅卷
まゐらせられ候
心得候て　此よしを
申候へく候　よく〳〵
御心得候て

つたへられ
候へく候
らし
柳原前大納言とのへ
高野前中納言とのへ
二しゆ一か
しん上候　白かね
よに　千兩
おもし
ろく　さあや
おほへ　御臺所より　卅卷
させ　この度
おはし　しな〳〵の
まし候　めてたさとも
よしを　申入られ
よく〳〵　候とて
御心得
候て
つたへ
られ

こゝろへ　　候やうに
候て
中候へく候
かしく
柳はら前大納言とのへ
たか野前中納言とのへ
二しゆ一か
しん上候
御事　　白かね
よに〳〵　姫君の　千両
おもし　御方より　さあや
ろく　このたひの　卅巻

おほし　めてたさ
めし候　中入られ
この　候とて
よしを
よく〳〵
こゝろえ　御心得候て
候て　つたへられ
中候へく候　候やうに
かしく
柳はら前大納言とのへ
たか野前中納言とのへ

○田野の間燐火あり、戰場人血の跡ことに多し、或は出あるひは沒し來り逼りて人の精氣を奪ふ、是を辟するに法あり馬鐙を以て相うちて聲をなせは即ち滅す、張華か金葉一ト振テ遊光斂レ光といひし（本草綱目）是也とかや

○瘧疾のふるひ日一時計前に大蒜根をすり湯に和し足をひたす（湯はあつき程よろし）間々落て跡の害なし、知り置くへきかも

○もゝち鳥は春の歌によみ、いなおほせ鳥は秋の田になくよし、呼子鳥は深山にありと知りて可也、三鳥は古今傳授の人ならすはたしかに詞のはにかけてもいひ出すへからさるにや、其外にも彼か是かと古しへよりいひ傳へたる鳥の名多し、大方疑はしきものは歌に讀ましきよしある堂上方の敎へ給ひし

常詞鳥(トコトハトリ)(ほとゝきすをいふ)　眞鳥(マトリ)(雉をいふ但雉の中に鳫鳥といふあり鵜をもしかいへるは非なるにや)
白鳥(シラトリ)(鷺をいふ)　はなち鳥(大かたのうたには憚るべし)　花鳥(ハナトリ)(燕をいふ)　片絲鳥(カタイトトリ)(雁を云)　尾花鳥(鶉をいふ一ニ小花に作る)

かゝる類ひ多し、草木なんとも亦憶ならぬ名多かる

○尾州御封印の高の外後増の地數千石あり、左に記す岡崎三郎君の御室は信長公の御女(いはきとのと稱す)葉粟郡黒田村にて三千石を領しましませし、三郎君御事の後は京師に住たまひしか生駒因幡守(法名露月)彼御領をさたしまゐらせし、御後室逝したまひし後は我公の御主継となりしとかや本多主殿(作左衞門の男)敬公奉仕の時父の采地江州山本村千五百石を自知行して御家人となれり、主殿死して嗣なかりしとかくの御沙汰有しかとも跡に立へき人なくして絶し、其知行我御藏人となれり主殿屋敷は今渡邊飛驒守の西隣野崎氏の家也とそ、寺尾土佐守は成瀨一岳の次男なりし養父前土佐守(諡全順)の采地八千石をたまはりて知行せし、後に一岳隱居の時家督隼人正の知行の内愛知郡沓掛村の新田の地を二千石一岳の願ひにより關東へ被仰上我公の御領二千石增土佐守に賜ふ(都合一萬石)土佐守病によりて犬山籠居の時彼二千石は元來成瀨家の有なりしかは隼人正に返し下し給ふ、故に成瀨家の采地封の外に二千石ありといふ

去年(正德元年)玉置家亡ひて江州の内三千石の地御倉に入これも亦尾州御領の外也

○八丈ケ島(豆州に屬す)むかし源爲朝此島にわたり異類を退治し我形をとゝめ永く島の鎭とせんとて楠を以て自等身の像を彫刻し殘せし、是を此島の守護神とし祠を立て祀りを奉す、凡そ事を祈るに其應むなしからす、故に近島よりも亦是を崇敬し侍る事五百餘年とかや、されはいつの時よりか將軍家每歲五月彼像に銕の鎧を授けましますこと恒例となれり、其古き鎧は神主より島のものともに配分して鍬鎌なんとに作らしめ農をたすく、此島むかしより痘疹の疾ひある事なし、故に其織出す處の布帛を以て小兒の

守りとし、あるひは八丈草とて異草を傳へて家々に植侍る、今玆（正德二壬辰）の仲夏銕鎧の御沙汰ありしを島民聞あやまりて神像を東都へ持參れとの仰せありといひふれ、彼神主父子及ひ島民七十餘人像を奉して武城に至りし有司にかくと啓せし、やかて御聽に達しけるに仰をあやまり承はり希有の事仕り候とて御心よからさりし、されとも遠境の愚民はる〳〵持來るものなれは先　上覽有へきとて彼像を營中に入られし、八尺にあまれる古像面相甚たすさましく人々面もあはせかたく身の毛いよたち皆恐怖せさるはなかりし、いかなる思しめしやありけん此像をとゝめさせまし〳〵て吹上の御苑にあらたに祠を作り安置まし〳〵ける、扨神主並に島の者ともには祿たまはりて返させ給ひけるに船中にて神主父子俄に熱氣甚しく頓て疱瘡發していまた島にも着せすして死せり、殘る七十餘民も亦同し病ひにかゝりなから島に歸りしか幾程なくしてこと〳〵く死亡す、夫より島の內比屋煩ひ出旬を越さるに凡四百餘人同しもかさにて失せぬ、殘りし所民數千人次第に煩なやみて大方死せさるはなかりし程に男女煩へるものをかゝへて他島にのかれ行ほとにこそあれ、八丈一島すてに人なき島とならんとするにしきりに注進し侍るに　大樹かくれさせ給ふと東よりいひ送り侍る、實に一奇事といふへし

鹽尻　卷之六十二

〇享保元年丙申八月十三日　新君（吉宗公）大廣間へ渡御（御東帶上段御着坐）兼而高倉中納言家御衣紋にまゐりたまひ、土御門兵部少輔御身固に使せられ（三家の御方及び諸大名皆束帶にて登城）やかて告使（山科出雲守）御昇進を啓し、官務宣旨の覽箱御車寄にさゝけ松平對馬守取次て御前に出、笠間侍從（井上正岑）奉之、外記方の覽箱も同し御ありさまとそ（先正二位權大納言より征夷使等前々のことく御昇進と云々）次に勅使　院使御劍龍蹄の　勅をのへて殿上の間に退出（御規式多し御本丸御移徙の祝儀も進せらるゝと云）次に勅使以下自の獻賀および宮々等の御使なりと侍りし（四品以下御祝有て入御御座間にて御一獻の義有）同十五日　新將軍家大廣間へ出御一條家二條家并德大寺庭田東園高倉土御門等堂上之諸家登營大饗猿樂あり

式三番（風流福神）

開口（それいや高く生のほるかけも千尋の濱松のよろつ代よはふ秋風に四方の海邊も靜にてめでたかりける時とかや）

弓八幡（あさふ）　籠（いくゐ）　羽衣（要柿御中入）

橋辨慶　祝言（吳服）

今日三家并御一門等御登城

同十八日　新將軍家白書院へ出御（緋御直垂上段御着坐）堂上方御對顏直に下段へ御下座

內院へ勅命の忝を奉謝たまひ、御返答有て面々歸路ましますへきよし仰こと侍りし御祿如左

白銀五百枚綿百把　德大寺殿へ　同斷　庭田殿へ

白銀三百枚時服十　花田殿へ　同　二百枚同十　園殿へ
同斷　高倉殿へ　同　百枚　同十　土御門殿へ
地下の官人へは柳の間にて賜錄
白銀三十枚時服三　壬生官務へ　同斷　押小路外記へ
同二十枚時服二　山科出雲守へ　同十枚同二　結城左衛門尉へ
同斷　青木縫殿亟へ
同日二條一條家へは忍侍從(阿部正喬)を御使として御歸京の旨仰達せらる
白銀五百枚綿五百把つゝまゐらせられしとかや、廿四日勅使等江戸發駕廿六日一等家廿七日二條家
御歸洛
同日朝廷へ御謝使高松少將(賴豐朝臣)上京の御暇(黃金百枚時服十御馬壹疋)
副使畠山侍從(黃金二十枚時服五)
右兩使九月五日江戸發進
さても新將軍家は淸溪院故亞相家(光貞卿)の三郎君にして、初は右少將主稅頭に任せさせ給ひし高林院黃門家(綱敎卿)御嗣なかりしかは、眞覺院贈相公(賴職卿)御襲封ありしにあへなう御早世ありしかは此君受繼せたまふて三位中將參議中納言に御昇進まし〳〵ける、凡そ幕廟　台廟　猷廟の御嗣　嚴廟御子ましまさせさりし故仲氏館林家御猶子にたゝせたまひし、御傍出は是よりはじまりて亦甲府君　猷廟の令孫にて五家を受繼せ給ひし、此度は　神祖四世の御分流より不思議に御佳運を開かせまし〳〵ける御事然るへき天の命にして泰平の治を知しめし給ふにや、おほけなき御事ながらいと〳〵目出度御ためしなりけり
八月廿六日以後三日の間三家の御方御一門及諸大名登營御賀拜禮

風折直垂年始のことし御太刀目録是を獻し給ふ
九月朔日京都奈良其他諸寺諸山の僧侶拜禮
智恩院貫首傳通院方丈爪連常福寺等別に入院の御禮有しとかや
同三日　公方家東叡山御參堂　四日は三縁山の靈祠へまゐらせまし〳〵ける(緋御直垂)
二日には三家の御方等へ御祝儀の上使侍りし
尾張殿へ(時服三十二種一荷)　上使　阿部豐後守
紀伊殿へ(同斷)　同　久世大和守
水戸殿へ(時服二十二種一荷)　同　土屋相摸守
鶴千代殿へ(時服十一種一荷)　同　同人
加賀宰相へ(時服二十二種一荷)　同　大久保佐渡守
同少將へ(時服十一種一荷)　同　同人
同十一日　三家御方御一門及ひ御譜代の面々登城有
饗應猿樂　翁　老松　田村　東北　是界　祝言(養老)
狂言
末廣かり　茶壺
同十五日　幕下の諸司并番方等登城饗應を賜ひ猿樂有
翁　賀茂　經政　野宮　羅生門　亂
狂言
ゑひす昆沙門　入間川
同十八日　營中猿樂(前日殘所の諸家登城)

翁　白髭　忠度　江口　道成寺　祝言（金札）　（三本柱しみつ）

同廿五日　日光宮（公寛法親王）　登營（御任槐の御祝儀なり）

此日幕下城外を御廻り瞰臨（カンリン）し給ふ

同廿六日增上寺貫首（松譽大僧正）　登城（標林等登城御任槐御祝儀なり）

同廿七日營中猿樂寺社登城賜饗

翁　放生川　通盛　關寺小町　烏帽子折　祝言（岩舟）

狂言　八幡のまへ　唐すまふ

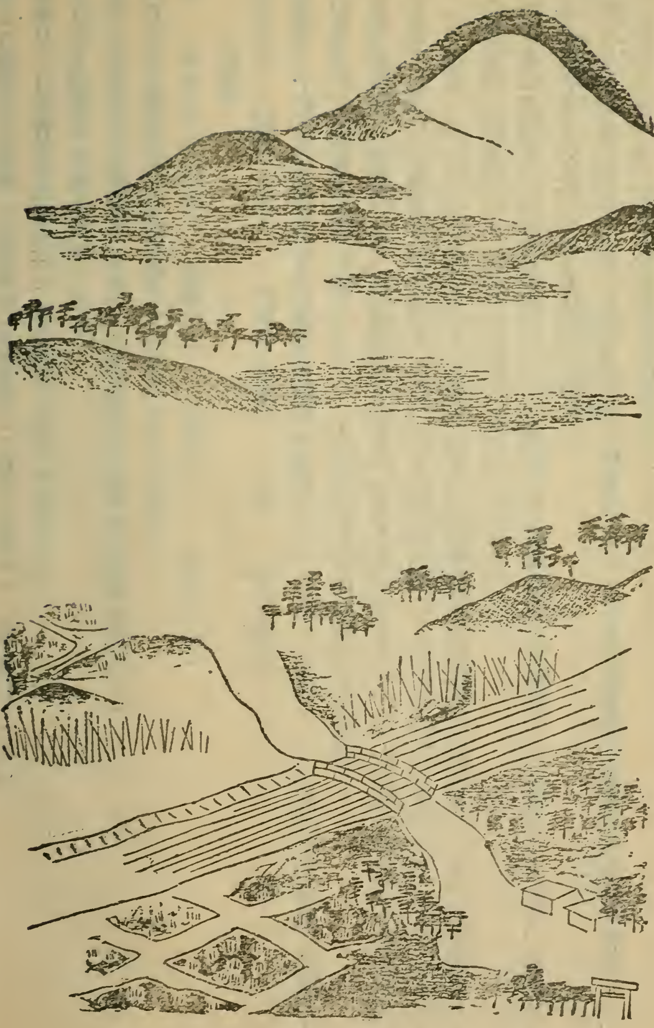
○武藏國二十郡の内延喜神名式に載する處の神社十五郡の地四十四座にして足立郡氷川神社（當國一ノ宮）名神大社月次新嘗の祭りに預らせまし〳〵、亦兒玉郡金佐奈神社名神大社なり

豊島郡には式内の社侍らす、故に江城下古き神地ましまさゝるにや、但し國帳に侍るとそ所々氷川の社を立て祀るは一宮惣社なる由見え侍る、然るに城西赤坂なる氷川の祠大巳貴神なるよしいへるはたかへる證なりといふ人あり、余是を聞府下の氷川は六所神と崇む其内に惣社まします、是國靈にして大巳貴命なり赤坂の氷川は惣社の原廟なるにや

又按するに入間第一出雲伊波比の神社は素盞烏尊、第二中比川神社は大巳貴命なりとかや、然れは氷川を大巳貴命といふ事かた〳〵故侍る事歟

男衾（ヲブスマノ）郡小波（ヲフスマノ）神社は尾張國熱田の所攝（シヨセツ）靑衾（アブスマノ）社御同體なるよし、これ宇夫須奈（ウブスナ）の轉語にて夜居（ウブスナ）の倭訓なり、天火明（アマノホノアカリノ）命をまつる是尾張氏物部氏の祖神也

○或人武州處々の神社を和歌に讀しなり法樂し奉るとて勸進のよし聞侍りしほとによみて其數にのる埼玉郡玉敷神社（霞）



篠の葉にさやくあられや何そともとはしらるゝたましきの宮

荏原郡磐井神社（祝）

うごきなき御代のしるしと更にいまいかていは井の神のみつかき

半日の閑遊も世のちりをはらふ心地そし侍る、折から富士雪はれてしろ／＼とみえけるこそ今少し生のふるやうにおもはれて侍りて

むさしのや尾花か末を踏わけてゆきにまよひぬ富士の遠山

殘菊香寒紅葉堆　荒村有趣盍停回　秀然士嶺粧銀界　可惜障雲暮色催

○丙申九月廿三日東都深川の弓場にして古瀨熊次郎（十二才）半堂射越直發（イマシトヲリヤ）一萬一千五百九十三矢（總矢一萬三千六百矢）熊次郎父は古瀨甚兵衞（公義大番役）師は森淸兵衞と云先年紀州御家に高瀨金彌十五歳にしてためしなき直發の聞え侍りしに、是は猶年もおさなし矢數十五矢射越侍る、性質熟練の程おどろくはかりに覺え侍りし、弧光電影勢ひ高く貫鵠穿揚眼明らけく侍らすはいかて小童の力こゝに至るへき、絕世のわざといふへきにや

○長月末の五日太宰帥宮（有栖川正仁親王）薨せさせましますよし聞えさせたまひし、御齡廿五にならせ給ひぬ（幸仁親王の御子也美秋門院の御弟）壽經光院宮（知恩院前坐主）は御はらからにて既にさきたゝせましませし、御童體の昔日東に行啓ならせまし／＼ける時見奉りし御すかたのあてやかなる、けに人間の種ならぬ御ありさま競ひひらく櫻も猜けをされて春色只此君に有とみまゐらせし、年月隔て行まゝに御才もかしこくきこえさせ給ひし、ゆくりなき時雨にさためなき世のならひとつけさせ給ひし、おほけなき御事なからしづか袂もぬれまさりぬまて　竹姬君（常廟の御養女）此宮に入輿ならせたまふへき御さため有て御納幣侍りしなから關東打つゝき不祥に御事ともありし故にて御婚禮もなく、今更望門（ユカデゴケニナル）の御身とならせたまふこそ世の御あはれのかきりなりける、されは章廟薨せさせ たまひ て八十 宮仙洞に留りま

し、栖宮（セイキウ）過させまし〳〵て姫君柳營に獨り住とならせ給ふ、西にうらみ東になけくは人間の常なから、雲の上闕の左さみたれの雨しくれの雫同し御なみにしつませ給ふにこそ、無常變態の理も今ひとしほに心にそみ數ならぬ身の末のあらましなとこちたく數へ侍る、つたなさもけに〳〵歎思ひすて侍るへきたよりともなりにき

あたし野の風こす末の玉あられたまらてもろき世はしられぬる

○初冬遊江樓有感

雲岫夕曛短　海門鴻雁寒　分風楓錦袂　愁殺再難看

亦俳諧のされことしけるに、さとつとしくれすくる遼山の姿出沒しれぬか世の中にこそとて

あの峯かとうならふやら行時雨

筑波山のみとりこのもかのもの色しけき紅葉をいてゝはるかに見えける

ちきりありてみるもよそなるつくはねのみねのしらくもたちなへたてそ

題歌あまた讀ける中に逢別戀

うつゝともわかて別るゝ手枕にあたなる夢をいつむすひけん

同し心を

あふ事のこれやかきりとゆふ霜につれてけぬへきいのちとも哉

後朝の心を

まとろまぬまたねぬ床の夢ならておもかけのこる月のさむしろ

同し心を

月かけの別れし袖のなみたよりけさはつれなき峰の横雲

○十月十夜念佛會の道場にして或上人の說法せられけるか、十八本願の下唯深五逆誹謗正法の文を釋し

かりにも口業のつみと思はれよといましめられ侍りし折から木葉の散しき侍るを見て

　みたれちるうきことのはそはらはなんさらてもまよふ峰の細みち

○同し頃顯誉大僧正の書たまへる西方三聖の寶號に日野西國豊卿の女三百八十の小名號を四詠に書添まゐらせられし一幅を得侍りし結縁のほともうれしくて

　入月のひかりさやけきやまのはに四方のこすゑの錦をそ見る

　書なかす法の水くきつたへきてうれしき名をけふ給ひぬる

○時雨の頃紅葉のかさに散かゝり侍りしまゝ俳詞

　からかさの音にくからで落葉かな　信阿

　早梅の枝をねたむ丸鞘　伽竹

同し比或人の連歌に

　よそにはきかぬてしくれふる音　昌範

といふ句に　袖ぬれし夜半の名殘のしたはれて

戀の題にて名處　けふもまたみるもはかりのあふ事にかひなくぬれしそてのうら波

殘月によせて　かへるさのよそのうらみを思ふにも身のたくひなる有明の月

○風颯々雨肅々染盡せし紅葉もいたつらに砌下のちりとなりゆく浮世のあきの名こりたにきのふの夢空しく、さても瑞廟(光友卿)御不諱の後あたなる霜をかさねて今年丙申神無月十有七回の御忌にあたらせ給ふ、德興山の御佛事(千部御讀經自十月十日至十六日)蟲してきゝまゐらせ侍るにも來しかたのへたてにし歳月の數思はれなからへてかく耻かしき頭の雲今はた鏡のそこにつもりゆくも我なからあはれならぬかは、御家人誰か御名殘をしのひ物せさらんなれとも、わすれ行月日にさしも思ひ出かほなるも多からぬまめやかならぬこゝろの程こそつれなしや、代々の御恩いかて報し奉るへき今わつか一百部の稱讃

經讀誦したてまつりて御菩提を祈り奉るとて、十六夜の月下思ひつゝけ侍りし

蹁躚零鳴去無回　落葉夢寒坐助哀　孤月霧暗爲誰白　繞垣秋斷只塵苔

見しゆめの跡なき空の一あらし月をのこしてわか夜ふけ行

○見都鳥(此鳥すみた川に和歌あり今牛込の邊沼池に多くみえし)

河上無究恨　問言我認人　悽鳴去都鳥　汝蓋レ慰ニ吟身一

○水仙花

猗々琪樹竟無色　艶々桃花猶不香　獨見仙葩凌浪絜　更笑雪裡發新芳

荒籬菊衰陳林楓散て霜曉色なき頃、此花のわかやかに咲初たるいはんかたなくめでたく、東都は殊にいちはやく神無月の初よりふさやかなる水仙花多し、十月六日我屋形にて　大樹御任槐の御悦の幕下の年老を饗しまし〳〵て、猿樂(高砂吳服東北)なと侍りし床上西聯の筒花挿にも水仙椿なとたてさせ給ひし、梅をこそ兄といへ猶すかた淸く魁て色も香もたくひなく侍る、されば淸浪仙の名もげに〳〵しく覺えし

○冬の月

冬かれの籬あらはに霜さへて菊より後の月そうつろふ

○十一月十三日　女御(前攝政家熈公御女稱常君)入内定め聞えさせましまます、柳營より御使松江侍從宣澄朝臣(松平出羽守)副使は中條對馬守とかや、十月十六日上洛の仰こと侍りて錄賜はる

宣澄朝臣へ　黃金百枚時服十御馬一疋　對馬守へ　黃金廿枚　時服五

凡そ三家の御方加賀宰相薩摩中將陸奧中將以下四品以上之諸家

主上へ御太刀御馬を獻じ女御へ白銀二奉る事先規の如し

○十月廿一日　將軍家御誕日之御祝儀

實は廿日なれとも　大猷院殿御忌日故廿一日を用ひらるゝと云々

○看早梅

梅似有情拂玉塵　江南十月一枝新　羅浮殘恨雜蘧夢　孤枕鐘寒更惱人

はつかに咲初てらうたき紅梅すかた見るこそ浮世の事もわすれて夢をしき、趙氏かうらみも思はれ侍りて

袖わけしゆくへを梅の匂ふ夜になみたたつねて殘る月影

○從子勝氏書を投して一詩を送る嬉し彼詞に

九月盡の御憐吟して感じて賈島も却て指す、并州是故鄕と詠せしげに一年の花紅葉に馴たまひぬろ御名殘さこそと押計られ參らせて

笛韻關山遠　晩風江樹寒　感多遊子意　眺望惜秋殘

返事遣はすとて

花時鳥月雪看盡武陵四序の色音も今は餘波の日少し、古鄕人の一詠いと〳〵憐むべし、便によせて一詞の和まゐらす事しかり

東海家千里　對孤燈影寒　別雲亦傾月　愁眼曉霜殘

○題好戲子畫圖

花西王姿生得十二萬的嬌冶踏丹楓了金蓮歌春曲、今秋波淸使七上八下的看的人都三槐漾々六魄蕩々了

○藥師如來の八菩薩發道西方に心を走て南藏院の瑠璃尊に奉る

ふるさとのまよふこゝろも西へゆくしるへうれしき山の端の月

○只過にすくる物帆かけ舟春夏秋冬とかや、淸少納言か書ける實にも花子規月雪の詠にくれて隙ゆく駒の足もはやく限りなる東都の住居程なく別れを告る期いたりぬ、何かしくれかしいひ馴し人々おのかし

ゝ名残をしみあへる中に或人　寛譽

ちきりこしすゑのまつ山まつかひもなみたこえゆく袖のわかれは

かへし

ちぎりをく末のまつやままつとたにきゝてそしほる衣手のわかれは

わかれゆくみちのちまたに袖ぬれて猶ふみまよふ雪のむさし野

○送行

勝子發明東方白　丹楓吹葉點別筵　諸生依之造門端　六翮（リクケキ）翩々飛天邊
手攀芙蓉千秋雪　回瞻蒼海復似杯　分離伏誰解客情　天涯更無因進信
呼童命酒上高樓　樓上慷慨悲歎起　生牛最厭晩唐洞　夙志欲迎建安軌
君不聞明家氣運（イカヽ）盛　王李二生勃々出　當時咳唾皆珠玉　大雅不振得才難
長歎欲以舒中懷　忽聞坐客唱渭城　君還期見南涇子　道餘磊魂在東京
都門相別處交酌　唱渭城握手昆清　期春草解顏對　曉晴芙蓉題句
過溟海推琴行　今里送別日人　言衣錦榮

起身嚷閣（タヒダツイソカシ）として各韻を和するにいとまなし、同韻の小一律を筆して二子に謝す

立馬難留不韻庚　失陪握別涙縱横　遙山雲亂百思雜　遠水霧寒萬恨生
分袖折梅期再會　歸鞭拂雪問行程　浮萍破盡海門曉　殘命何時望武城

亦ある方より　志川

なほさりと君やおもはんとゝめなくたもとにあまる今朝の涙を

かへし

おもひおく事たになくは旅ころもたちわかれゆく袖もぬれめや

錦を衣綰を腰にして歸るよろこひはさる事なから、さすかは華紅葉になれし外山の庵名殘盡せす、立いつるとて籬に結ひつけし

寒菊にいとまこひして出門(カトテ)かな

路より人つてして友にのこす

武野留連花又月　可憐殘曉踐霜行　說山說水轉誰告　都鳥爲吾傳一鳴

恨隨江水愁入郡風候鼓旗亭かへりみるに遠さかり青眼白雙交りてきのふ夢に隔し冬の日やゆくほともなき夕くれに猶さと遠きむさしのゝ原と、和家卿の古ことも思はれ侍りし、小田原に宿り侍りし夜磯とかく浪の音聞えければ

まとろまぬ枕のうへに聞そくてなみたあらそふ磯のしら波

箱根路をゝり侍るとて山家雪を

跡をしと岩ねの庵おのつからとはれぬ雪に色そ寒けき

箱根山に七所の温泉あり所謂湯本蘆の湯姨捨底倉木賀宮の下塔の澤なりといふ、東都の人に寄て人のかたへ申遣はす

あはれしれしほくまぬ身も行かへるうら見に濡し旅のたもとを

蔦の細道は今の道より左り(上りの時)にあり東坂口より古徑わかれ見ゆ、西は鼻取地藏(田かへし侍る時馬の口をとるを此處の俗はなとりといふ此地藏現形の故事あり)の南の麓よりゆく(古道あり谷あひかすかにしてとをりうつつもなく覺え侍りし蘿の葉なととりて)

名にのこる跡はいゝつの八重むくらしけりしまゝのうつのやまこえ

日暮月いてゝ佐夜の中山をすく

吹すさむあらしの後の淋しさを月に友なふさよの中やま

池田にして熊野か古跡とふ、擲取山行興寺の内に母子の石塔並ひ立る、墓前梅樹あり是ゆやか愛せし木なり、中頃枯しがひこはへ生して今また盛茂し侍るよし寺僧かたれり、（寺は時宗にして開基は覺阿上人藤澤の末院といふ）氣賀は伊東佐郡氣賀庄にして今の驛吉村なりとかや、三ケ日邊は昔の濱名にて橋の舊跡は釣村にあり（三ケ日の西十餘町なり）和歌にはなき細江栩なし小船抔あり、入江面白き所なり

　絕てしも猶聞わたるあつま路のはまなのはしの昔たつねて

又濱崎の瀧なと侍る

神明の社まします、伊勢皇太神宮造替遷座の時此所より絹を織て奉るなりといふ、此社は官座の神なり濱名郡五座（大一座小一座）の內何にてか侍らん、問とも定かならす猪鼻湖神社なとにてやましますか右の山に大福寺（藥師）麻加耶寺（觀音）とて密院あり、世にいふ濱名納豆を此寺より調進せり、（寺產の外納豆領四石五斗つゝありと云々）金剛寺といふ山寺もならへりひら澤の右高山のいたゝきに相生松とて一株の古樹見ゆ、元は一本にて中より女松男松兩樹に生ひ長せりといふ、左りは坊か峰大盤石すかた奇也、松坂の山路ひたりに鏡岩とて大岩あり、昔光りすさましくして人の影うつりしとなん、故に土俗光石とも呼ふ、坂の西に茶磨山石卷山等岩ことに高き峰あり、どらこ川過て豐川辨才堂あり（二重塔）右は本宮山高し（本宮は三州一宮なり道程國府より三里）御油近くなりて左の方森の內に國府宮まします

　古年本坂の道を記し侍りしか聞殘し見過し侍りし所あり、今度尋ねとひて此所に記し遺忘に備ふ田繁匏翁去歲馬首東か（本ノマヽ）ゝる所賜一章倘記得す、今宵再會和其韻謝芳志

　　斷雲飛雪隔東海　　千里歸來更問安　　笑俾梅花寒月下　　淸香素體故情觀

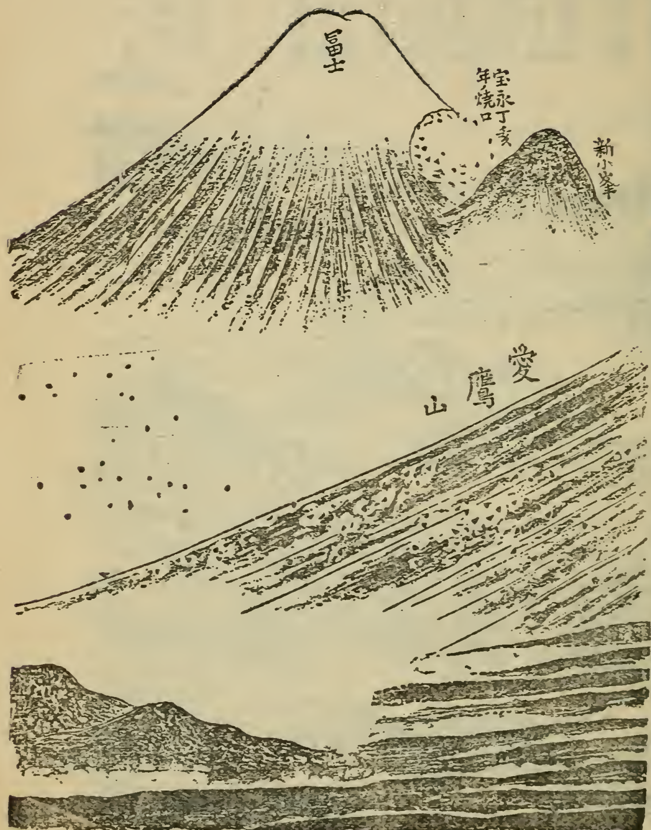
廬山の煙雨浙江の湖歸來て別儀なきもあはれならぬかは

　思はすよをしからぬ身のいのちさへありへて人にあはんものとは

〇古郷に歸り考妣の墓を省はへりし、康存の日なりせはいかはかりうれしきことはも聞侍るへき、只松風のみいとさひしく聞えけれは

聲さむきあらしの外はことの葉も絶てさひしきこけのした路

富士燒し後のすかたいかにそやと問ふ人侍りし故柏原にて見し有さまをうつし侍る

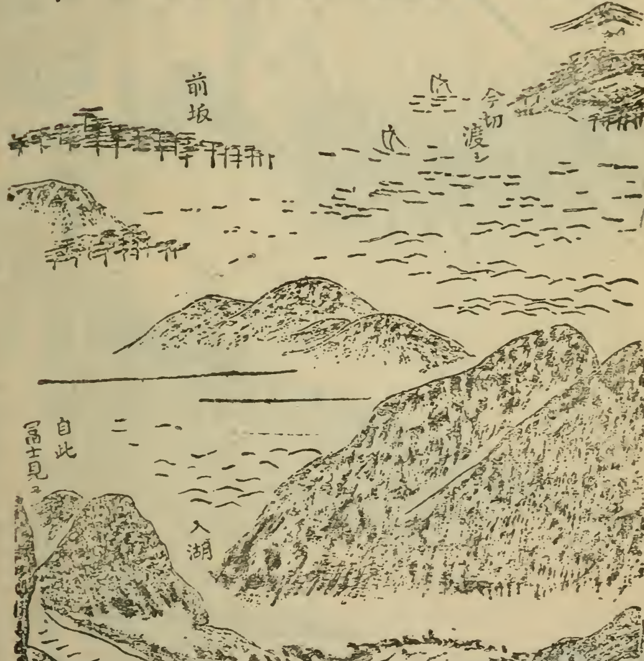


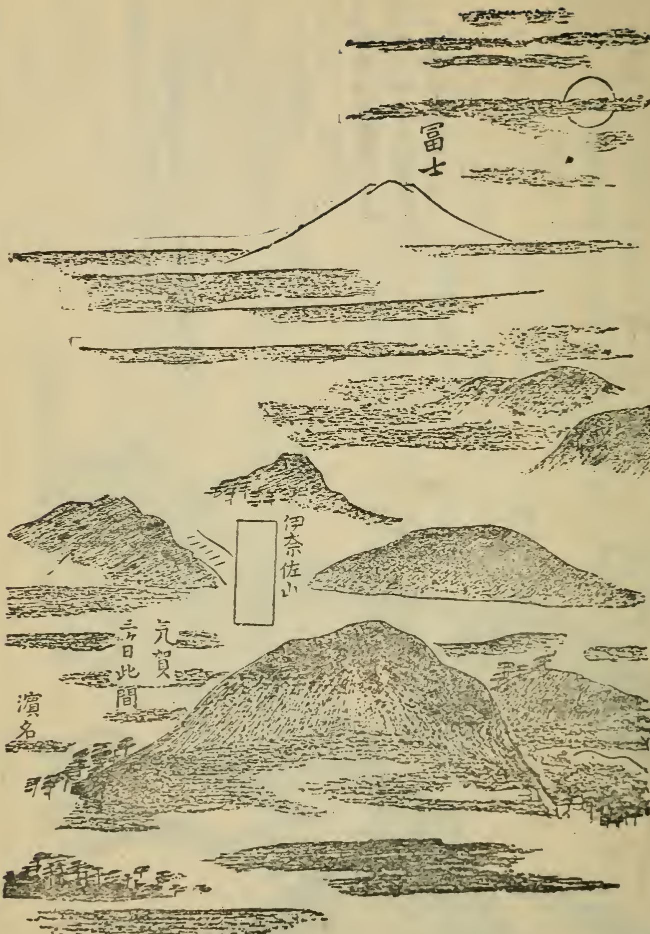
本坂路而白く見え侍りし故槍かきて後の詠にす

南

冷淡たる島路數里家なく東に富士をかへり見南ニ遠海を望む行々嶺するとに谷幽なり樵徑霜殘りて白雲巖に列る風來り雪來りて只書信來らず獨り相思ふ曲を歌て涙咽東海に滿つ

有藍光翠色又不見情人
浣涙三千仭斷魂古岸濱




冨士
伊奈佐山
気賀
三ヶ日此間
濱名

本坂に行き雲端に休ひつゝらをりを
下れは煙嵐袂を濡す岩々綠蘚ありて
峰々陰寒し

立わかれいつち
うかるゝ心とも
しらで越ゆく
峰の浮雲

本坂の圖物の繪樣にも後
書とらまほしさに彼山にて
うつし來りしを此に書とゝめ侍る



○東にて見し人文送りて燈前の舊約空しく夢にのこり心上の新愁只袂を濡す
わすれしの行末しらぬちぎりにはかたみもつらき有明の月
なと聞えし程けに淺茅か霜にたちわかれて身は參商にたくへ、再會も期しらぬあはれ我言盡すへからす
只懷を白紙によす涙封とひらきてよなんと書り
江山別近人何遠　千里相思唾草菴　夢盡鐘寒孤枕恨　燈前月下與誰談
○丙申十一月三十日專譽上人の五十回忌に光明寺の和上一倡(通典)
苔舊蘇屠都半百　沙羅夢回涙霑碑　法燈今日照齋會　聞說三山絕頂師
予か法の師一如和尙は專譽上人の高弟なりし、芳緣の程もあはれに覺え侍りし儘其韻を和す
蕭條松栢帶霜雪　歲月轉匀苔層碑　猶香寒梅殘仙骨　玉麈拂去水雲師
○暮冬書懷
年光何過易　華髮雪風嗜　犬日從池笑　殘冬暫煮茶
○季冬廿四日立春なれは世上年の暮とて梅柳にも思ひよらさるにや、予亡子か七回の遠忌にあへるも光陰のほとあはれに覺え侍りて
梅御蠟雪風光促　柳瘦寒塘景色微　老去春來惧存沒　市朝新處古人非
○年の暮に禪林の下人(炬範)文の便りに
山さとはみやこの外と思ひしにうきは本ノマヽれと年そくれゆく
返しまゐらす
塵の身につもる浮世のあくた川なかれてはやき老のとし浪
○阮隴國の圖を見しに彼王都いと唐めきて宮城のよそほひ俗ならす、奉神殿觀會門迎恩亭なといふ號も雅なり、瑞泉池花瓶嶼等も亦聞にくからす、我國　皇城の外は矦國都會といへとも其稱呼野鄙にして詩

賦の詞に出しかたき所こそ多かれ、唐人我國の近俗を見ていやしむもさる事なめり

○享保二年正月　院御會始

垂柳臨水

法皇御製

春かせにさゝ浪よする柳陰いとのとかなる池の面かな

左大臣綱平（二條）

幾春もすめる御池に打なひきかけたちならふ青柳の絲

伏見宮

此洞の御池のやなきいつのまになみをもそむる色を見すらん

前關白左大臣（鷹司兼熈）

春の色をうつす御池に千世かけてなひけそなたの青柳のいと

內大臣（二條吉忠）

氷とけのとけき春の池水に千代くりかへせ青柳の絲

禁裏御會始

竹裡聽鶯聲

御製

色かへぬ竹のうてなに鶯のなくや八千世の春を待得て

左大臣

春を得て色そふ園の竹の內に馴てそ來なくうくひすのこゑ

伏見宮

春ことにきくともあかしくれ竹の千とせをしめて來なく鶯

前關白

春をまつ君かうてなのくれたけに來なくうくひす千世よはふ

內大臣

幾千世も君かみそのゝくれ竹にはるをしらせて來鳴うくひす

右滋野井家より書て給はりし亦彼御歌二首

院の御會に

從二位權中納言公澄（滋野井）

いとはやも柳ひと木に春見えて技まつうこく池のあさかせ

うつしうえし臺の竹の園よゝにいくはるなるゝ宮のうくひす　　同

○山城國宇治の黄檗山萬福禪寺新建の　台命ありし時(明暦元年)長崎の濱へ天竺の鐵李木漂ひきたりしを崇福禪寺の壇越等官に請て取上宇治に送りて今の佛殿を作りし、實に一奇事にして大光普照國師來化の誌ありけり

○洛北前報恩證譽湛澄上人武德二年壬辰二月晦日にめてたく座化し給へり、念佛奇特集訂正の自序は其最後絶筆のかたみなり、終焉の遺偈に涅槃生死兩般浪同人彌陀性海中の句あり、ためしまれなる往生のさま傳へ聞侍るにも、悲喜こも〳〵流れて年頃しめしたまひし法證今はみぬめの浦の藻汐草かきのこしたまひし筆のあとに友千鳥の音のみなかれて各留半座の結緣を思ひつゝけ侍る

わけてまつひとつ蓮の露の身をやとさんほとに花のなかはは

是は奇特集こ書入置しが其程人に送り侍るゆゑ爰に記しとめ侍る

○群碎錄に耐刑(タイケイ)とて頰傍毛を鑷去るを悲しみ恥とする事あり、我國の俗は髻の長きを以て無禮とす和漢の不同如此歟

○耒耟經は唐の陸龜蒙か爲ところ其他經と號する書

茶經(三卷)　唐陸羽　酒經　宋ノ蘇軾　禽經　晉ノ張華

相鶴經　榮ノ浮丘公　相牛經　齊ノ甯戚

讀みるにかゝる類猶多し、私家の小說を以て經と借(トガ)ひ侍るもいかゝそや、茘枝譜橘譜硯譜香譜梅譜菌譜の類は尤なくや侍る

鹽尻　卷之六十三

○正德六年丙申六月廿二日未刻條事定
同月同日申刻改元定
御南殿（次第如先規）
上卿　近衛右大臣　廣幡大納言　一條大納言
　　　滋野井中納言　油小路中納言　今出川中納言
　　　風早宰相　甘露寺宰相　園宰相
傳奏　油小路前大納言
奉行　庭田頭中將
諸家勘文
天業　周易曰聖人以通天下之志以定天下之業
元文　周易曰黃裳元吉文在中
大曆　晉書曰應大曆睿聖世相承
享保　後周書曰享茲大命保有萬國
明寶　藝文類聚曰復子明辟還承寶國
　　右（桑原）式部權大輔菅原長義
保和　周易曰乾道變化各正性命保合大和乃利貞
元長　周易曰元善之長也
天明　孝經曰則天之明因地之利以訓天下
萬寶　文選云蕩乎大乎萬寶以之化
和德　周易曰和順於道德而理於義理盡性以至於命
　　右（高辻）文章博士菅原總長
大享　周易曰大享無咎而天下隨時
文長　史記曰文武並用長久之術也
天龜　爾雅註疏曰天龜俯地龜仰東龜前南龜郤西龜左北龜右各從其耦
　　右（東坊城）大學頭菅原資長

明和　尙書曰百性昭明協和萬邦
嘉延　藝文類聚曰……　……嘉祚日延
　右（五條）侍從菅原在廣
紹明　尙書曰………紹天明即命

天保　毛詩曰天保定爾……………
　尙書曰欽崇天道永保天命
延享　藝文類聚曰聖主壽延享祚之吉
　右（淸岡）侍從菅原致長

○八月十三日關東御任槐（次第別記）
十一月朔日攝政輔實公御辭表復辟　同日　關白　宣下（詔書）
同月十三日女御入內（次第別記）　關東御使　松江侍從（宣澄）
同月十九日關東三家及諸大名登賀ニ
女御入內ニ
同廿三日關東兩使賞行ハ
松江侍從宣澄は右近衞權少將中條對馬守は從四位上ト云々十二月廿一日兩使歸府登營　勅答之旨言上
十二月朔日　近衞相國御使登營
女御乃御領御沙汰故御謝禮として進藤修理亮を以て御太刀馬代沙綾五卷被進
同月十三日關白殿下若君（伴君）御元服正四位下右近衞權少將と云々
同十八日紀伊中將家參議に任し給ふ
水戶世子鶴千代元服宗堯と稱し正四位下右近衞權少將と云々
大樹來國光の御刀を被進少將家御禮貞安の御太刀黃金二十枚綿百把を獻上
○霜月十八日京師雷雨風甚しく吹しか廿六日以後雪たえず降て每に晦朔の際大雪路をふさぎしとぞ、尾北處々にも二三尺積りし濃江の間は丈におよひし處も侍りて行人寒死し民屋倒れ侍りしとなん、かゝる事は國に杖つく翁も見聞せすといへり、越路はいつとても雪深く侍る故其備をなしはへる、尾濃は年々

數寸に過て雪積る事なき故はからさる禍にあひ侍るにこそ、亦十一月廿七日には京路北風強く並木を折民舍を破り、勢志州の浦々は大船多く損しけるとそ、東海道も廿日頃雷雨すさましくして夕立そらの如し、河水漲り出て旅人驛にとゝまり侍りしといふ、冬川のかゝる事近々に聞もはへらす、嗚呼さためなき世のすかた何か一定なるへき、凡そは忍土極樂の界誰かやすらかに生を遂け侍るへき、思ひかけなき計らさる愁こゝに恨みかしこに悲しむ、是を見彼を聞て厭離の思ひなき身こそ又あさましけれ述懐の歌よみはへりて

かくてよにをしまれぬ身を捨やらておもふ思ひのすゑのあらまし

○濃陽武藝郡神淵山龍門禪寺は元僧寧一山妙慈弘濟國師退隱の古刹也（國師は鎌倉の建長寺洛東南禪寺に歷任せり文保元年十月廿五日寂す）今玆享保改元初冬念五國師四百年の遠忌にして龍門見住大顚和尙衆を會して祖忌を修せり、予東都にありて是を聞たま〳〵國師所筆の靜處の二大字を得たり、是を以て龍門に贈らんと欲し歸國す、臘月望顚師柴扉をとふらひ露命消やらすして逢事を相賀す、豫所得の墨跡を出して神淵常什の物に充ん事を談す、師謝而曰今日我山四至の證章公命を以て有司傳へ授し又不圖開祖の眞跡を得たり、されは國師の錄に十二月半上堂の事あり、此日たま〳〵是に逢ふ亦一奇事なる歟、靈鑑の照す處歡歎に堪たり急き裱背を莊て影前に揭へしと（寺に祖の筆跡なし故に年來これを需て得さりしといふ）予も亦前亡の冥福を薦んため且は無時のかたみとも思ひし不思議の因緣更に嬉しく覺えしかは一偈を包紙に筆す

泥々龍門雲外浪　金鱗一躍脫神淵　古洞靜處雪光白　寒月寒風四百年

○歲暮の歌

暮てゆく年のなこりをよそにして春まちかほのわれもつれなし

○吉水の和尙の年のあけてうきよの夢のさむへくはくるともけふはいとはさらましと讀給へる事そ思はれ侍りし、いつしか年も歸りぬ（享保二年酉）かさねこし老の浪たちゆく春をむかへて

柳眼相親幾度春　輔開梅曆笑寅津　太年入手河圖數　老樹天機又一新

予年五十五仍て三ノ句云爾

○春日の社に讀て奉りしうた

あらたまの年の緒なかき玉かつらかけてあまてるひかりをも見む

吾妻よりかへりての又の春　諸ともに年もわか身もたちかへり春めづらしきやとのあけ仄

山家春來といふ事を　ふりのこる雪をしほり　柴の戸もわすれぬはるやたつね來ぬらん

初春の心を　色のこす雪もみとりにむら消て下もえそむる野邊の若草

○新歳聞鶯聲有感

蕭條柳逕一聲鶯　巧舌爲誰話故情　乎㗋難消頭上雪　知乎吾亦下平鳴

同し頃東なる人の音書に鶯きゝし事なんと見え侍りしかは返事に申遣はす

去歳瀟東鶯柳眼　今春蓬左惹花情　山長水遠悵望裡　無限好音千里鶯

○一談一笑俗相看杜工部か賦せし人日の時も來ぬ、縷金前絆の風雅なしといへども踈柳幾梅自花勝とするに足れり

靈屈殘雪彩園庭　春野喜看生蔡青　渉七日新晴亦好　東風期待百花馨

若菜の題にて

わかなつむ野澤の水のうす氷猶袖さむき春のさとひと

○西漢の時集の名なし（經子史ノミ）東漢にいたりて銘頌疏記の類文章の流派漸く廣かりしかは集て是を概せし、此故に集の名初て著はれしとそ（詩藪ノ遺逸）我國和歌の集は萬葉よりはしまりて古今集以下代々の勅撰絶侍らす

○振二衣千仞岡一濯二足萬里流一（大沖）　志士惜二日短一愁人知二夜長一（休奕）

富貴他人合貧賤親戚離（顔遠）　蟬噪林逾靜鳥鳴山更幽（王籍）

是等晉人の精言にしてそのかみ世に獨歩せり、猶ひとり淵明か采菊を秀調とすへしや
○過し年台宗の僧妙法破顯答(四冊)を述して日蓮黨か邪義を辨し密家の比丘神社考神社啓蒙の辨疑を筆して儒士か佛法を觝排せるを破せり、凡そ儒釋の學異にして彼此毎に是を諍ふすらむつかしきに、日徒と諸宗と古しへより心よからすして、やゝもすれは角口筆陳に及ふ、今世其書多し、然るに日徒か筆常に短し僞妄半に過て其邪曲を回護せんとする故に書成て彌其非あらはるゝ類少からす、諸宗の學者其破文あたらさるにはあらされ共大概人我の思ひより彼を非とし此を是とするの言痛からんよりしかし默して自止んには、香莄あらそはされとも臭弃の爲に其馨を失ひ侍らんや、日徒か邪誕なるを知らは愈正法の興隆を思ひとすへし、花頂の義山獅溪の忍澄報恩の湛澄等は蓮社の白眉にして其著述の書宗風をあらたにせしかとも、いまた他と論して勝劣をあらそふ文學なく侍るこそいとおさ〱しきにや
○睦月九日は性圓冠士六回の忌辰なりけり、別の後の年月むなしくかさなれる春もかなしく、老の浪かけてもけふ其跡といふへしと思はさりし、夢幻泡影のあたなるすかたもわすれぬものから、残る袂のみしほりあへす、八日のゆふへ侍舟和尚なんと打より念佛しけるに懷舊の月を

かきくもる泪もかなしめくりあふ春やむかしの袖の月かけ

○過し冬東より上り侍りし時路に聞しことゞさたとう紙に書付しを一二爰に記す
まりこ川の西やかて路の右(上りの峠)に連歌師宋長住せし處とて柴屋寺といふ寺侍る(道の程一二三丁)岡部の宿西の閤を出て朝比奈の洞とて義秀童形の時住せし跡ありとそ、亦ともゑ川とて水流巴をなす處あり彼家の紋是を描といへり(按するに義秀が母は巴女也依之名を得るにや)
岡部六彌太忠澄の舊宅ありといふ俗說は誤れり、木曾路深谷と本庄との間岡部村あり、歌枕にも岡部の原といふ名所にて古歌多し、六彌太此所に住せり武州兒玉郡也
此川の下にともゑの虛空藏山とて茂りたる山ありいと靈驗の地となん、其山の西を燒津といふ、舟津に

して民家多しといふ、按するに神名式に駿河國益津郡燒津神社あり、萬葉集の歌燒津と阿部と合詠せり是日本武尊野火の難にあひたまへる處也

古事記に是を相模國の事とす、古語拾遺又同し但し日本紀の説をもつて正とすへし

舊事國造本記に盧原國造は吉備武彦命の兒意加部彦命といへり、然れはをかへの稱いと久し、又盧原もむかしは國名なりし、姓氏錄に阿部盧原の國といへり、盧原公氏は吉備の命の裔と侍れは意加部彦其姓祖なるへし

武家の庵原は工藤の分流にして庵原川の上山のかたに其祖の古塚あり南の山に八幡の祠あり、やはた村道の左上り竹林あり、東照宮御旗竿をとらせましく／＼ける所と云

おんしま　俗におにしまと訛り云

遠州新坂(日坂とも書)に八幡の祠あり、土俗の説に云昔此明神うるはしきむすめを持給へりしに海神これをめてゝ妻にせんとす、明神ゆるし給はさりしかは海神怒りて大鯨二尾を遣はしとらんとす、明神是をにくみ碁盤を以て打殺したまひしに、鯨化して山となる(今の男鯨山女鯨山是なりといふ)海神猶いかりてむくりこくりをかたらひ軍を起す、明神姫を山洞に隱し置給ひしかは海神火の雨をふらし黑煙天を覆ひて闇夜の如し、(今のくらみ山是なりと云道程二里ばかり)明神大に戰ひて賊退散せり、姫神は今くらみ山の明神是なり、海神其憤り止すして明神の御方なる人海邊へ來れはあたせん事を計る、是より所民潮を燒に所なし、明神則海潮をちゝめよせ七里こなたの川へ潮をみたしめ給ふ、今驛西なる鹽屋權現とて崇むるは是なりと云々(八幡祭禮毎年八月十五日なり)

是丙申霜月十七日新坂に宿して所の翁に聞侍りし、すへて風土の俗説かゝる事多し、妄誕の事といへとも舊より語り傳へし古事と覺え侍る、古書亦此體なる事多し、遠江の國造の始は成務帝の朝印岐美命なる由舊記に見ゆ此命は物部連と祖を同しくせり

○予か下部の男俄に腹中石のことくかたく膨はれて水流痛忍ふへからさる體にて打臥侍りし、東都旅立前日なりけれはともに召連るにも及はす、一旦の質奴なりけれはいとま出して彼か知れる宿に止置て上り侍りし(十一月なりし)是極月たま〳〵奇疾便覧を見る(其書五卷浪花人春抱子所集なり引用の書凡百餘部病類凡二百十餘品)其中夏子益か奇疾方を引て此疾を出せり、蒼木を濃煎して是に浴し亦蒼木麝香二味を末とし水にて飲へきよしいへり、是を知さりし故用藥の事を失し侍りしも不仁に近し、凡醫は仁術なり知らさる時は心ならすも人の苦しみを救はすして見なから打すつる類ひ多しつつしめ乎

○元朝に家々物ことを祝しのゝしる衰末のすかたを見てはわから成給ひしなんといふこそをかしけれ、唐土とても同し迷ひの心にて歲酒先拈辭不得被三君推二作少年一といひしもうれしきさまにや、電空上人戯に一偈を

重年作少何虛語　謠曲俗風轉攢眉　稱佛一聲活功德　無衰無變樂邦姿

と筆して笑へり予其韻を賡て

三元堪笑人間祝　長命一盃低老眉　柳下氷融春水綠　東風吹作玉雲姿

○誹林眉山元旦己れか宿の柱に自はりかみして

曾我の掛私方の御慶かな

禮かへしせぬ隱家の意にこそ、紙衣箕居の身はかくそあれかし、また彼くせもの白鷗閑似我といふ山谷か句の心を

たれに似て我はいねつむかもめ哉

○或方に一心院開祖上人の筆とて法語ありうつし留む

法然上人の云〻四修三心を沙汰する事一向專修になるまての事也、一向專修になり終りぬれは四修三心の沙汰なし、一向專修になさんはかり事なり念佛計りになり終りぬれは唯相續して往生を待のみ也

身をかへりみ心をかへりみて好キにつひて往生を悦ふも別の心にて有なりあしきにつき今度の往生を大事と思ふも別の心をおこすにて有なり、只よしあしをかへり見すして申さは極樂に生るゝと心得て、今より後臨終迄ひとへに南無阿彌陀佛と唱ふへきもの也．たとひ信心かひなくなり稱名もよはくなるとも只決定往生の思ひを持へし、若往來大事なりと底にて恐るゝ心あらは亦別の心を起すにてあるなり、かくいへはとてあしきも往生なり、信行かひなきほとのよはきも往生なりと思ふも亦別の心を起すにてあるなり、只唱ふる念佛にて往生の定不定をは定むへし、身持にても定むへからす、心持にても定むへからず、聽聞にても定むへからす、相傳にてもさたむへからす、念佛にて定る往生人の心持也身持也聽聞也相傳也知識なり淨土宗也能同行也、此外には何にても存せす候穴賢し、是私の本尊也異香也紫雲なり、世間佛法の深奥只南無阿彌陀佛稱念

○享保二年正月四日亥の剋南都興福寺講堂より出火し諸堂炎燒す

講　堂(内規廿一間九間)　金　堂(同十八間十一間)　西金堂(同七間十四間)
南圓堂(同八間八方)　南大門(同十一間四間)　中　門(同十一間四間)
廻　廊(同六間百廿一間)　西　室(同六間三十一間)　北　室(同六十一間六間)
中　室(同六間三十一間)　鐘　樓(同四間六間)　鼓　樓(同三間四間)
西金堂閼伽處　西金殿南圓堂の本尊は出しまゐらせしと云々

殘る諸堂には　東金堂　北圓堂　食堂　勸禪堂　大御堂　五重塔　三重塔　細殿　竈(ヘツイ)殿　勸學院　三ツ藏

藤家の氏寺はからざるに回祿の事大方ならさる變異なりしかは、朝家御すゝしみありて太神宮以下御祈の御沙汰あり、同十日御使ありて熱田宮にして天下太平の御祈禱、內藏權頭尾張宿禰仲賴命を奉す

興福寺　元明帝和銅三年建二南都一

炎燒は陽成院の元慶二年始歟、後朱雀院の寛德元年後冷泉院の康平三年堀川院の康和三年高倉院の治

承四年後宇多院の建治三年後奈良院の亨祿四年巳上七ケ度今度回祿と共に八度歟。大概伽藍の災は四天王寺東大寺延暦寺等も又數度火あり、されとも再起昔に耻さる處多し、但京師の法勝寺元應寺は圓戒嫡流の大伽藍なりしに荒廢の後跡絶侍るも惜むへき事ならすや、其他京師より諸州名藍古跡の廢退猶多し、皆是曆數滿因緣盡侍る時にや

○賡(ツグ)ニ清淨專上人初春之韻ー

鶯聲呼夢已淸通　吟袖不寒林下風　墨洞氷消磨殘月　玉塵霞彩畫漫空
山開春色雲眉綠　池浸旭光水面紅　迷蝶遽々知奈事　羈華絆聊惱漸躬

○東より文のつゐてになき者共が七回のあはれとひとこし侍りて

いにしへをしのふの浦のうらなくもほしあへぬ袖にかゝる白なみ
春の花秋のもみちも名のみにてちりにしあとはあたのよの中

かへし

思ひやれしのふのうらのうらみてもかへらぬ浪にぬるゝたもとを
くりかへし思ひみだるゝ青柳のいとゝわすれぬ春やむかしと

○丁酉正月七日東都驚くほとの震動(巳ノ半)亦俄然として黑雲天を覆ひ迅雷閃々雷霰音あら〳〵しかりし、(未ノ時)其夜城東火災せし(八町堀邊松平釆女正稻葉若狹守仙石兵庫等および諸士の家井に市井十餘町)さても一日片時の間あらゆる變異有しも一奇事にやなんと東より申送りし、東都每歲大火ありて商家殊に度々の災にあひ、心しつかならねと世わたる便りよけれはにや騷かしく住うかるへきをもしのひわすれて扱打過るにこそといふ人侍り、されはいつれか火宅ならさる、うきをいとはてかく世にかゝづらひむくつけく名利を求て老となる、我も亦はつかしからぬかは西行法師の

枝折せてなほ山ふかく分入らんうき事きかぬ處ありやと

讀しこそうらやましき心はへ也

同十日方々の火消役を諸家に命せらる

東方（松平遠江守堀一學）　南方（加藤和泉守細川伊豆守）　西方（内藤丹波守田村下總守）

北方（諏訪安藝守松平吉五郎）

同十三日巳の時はかり中橋桶町より出火未の刻火しつまりし

西は堀端一町東は中通本材木町南は京橋北は中橋廣小路等燒し、即時亦式部小路より燒出て戌の初迄十餘町灰となれりとかや

○華頂大師の御忌に西蓮精舍引聲の念佛會有しかは一章の香偈を贈り侍りし

新御階前春展卷　古梅園裏曉焚香　月殘華頂紫雲深　遍照恩光上道場

亦親縁の心を

身をさらぬひかりは嬉し有明の月をしるへの西の山の端

○或人無官太夫敦盛の妻御影堂にて扇を折初しとさる事ありやと云、按察使資賢卿の息女（敦盛之室）其夫死後に祐寛阿闍梨の（御影堂寓居）弟子となり剃髪して生一房如佛尼公と稱せし、新善光寺の（御影堂なり）傍に一院を建蓮華院と號して住めり、一旦後嵯峨帝の皇子勝法院の王阿上人病の事ありしか、故ありて尼公祐扇を製し祐寛をして加持せさて上人の病身を拂はせしめられし、熱毒頓にさめて平癒ありし、是より彼寺僧扇を折といへり

御影堂はもと檀林皇后の創建なりし、王和上人以來時宗の寺となれりとかや

○過し年東都牛込某の町にありし女醫頓に病にかかり七顚八倒其さま隣家をして驚かさしむ、悶亂悲聲嬰孩の痛叫するに似たり、自云頭腦くたけ心腹裂と又云赤子許多枕上にありと手して打はらひうち拂ひしけるか、三日といふ曉狂ひ死に死せしとかや（予東都其近き所に住しかば即日聞し）是を聞に彼女常に

下胎の藥を賣て年比過しとそ、嗚呼懐胎(ヲロシグスリ)の悪業を以て活命し幾兒をか胎內に毒殺せし現報豈まぬかれ侍るべきや、猶永刧の苦果を如何かせん、異邦もまた同し悪俗多きにや、名醫錄に京師の白牡丹(女の名也)下胎の藥を賣て業とし富を得たり、一旦病に臥し腦疼頭腫潰爛いふへからす、大に叫て云數百の嬰兒來て我腦袋を噛(カム)其苦痛しのふへからず、是我毎に毒をもつて胞胎を破りし其報なり、家人等願はくは我爲に所著の方書を焚て世に傳えす其罪を謝せよとて終に死せるさまを委しく記せり、凡男女の慾情止めかたくそれならぬ枕をかさね有身に及んで詮かたなく下胞の毒を求めて殺罪をなす、姙婦もまた毒にあたりて喪命するもの間々多し(毒藥をうる事天下の禁令なり)彼殺業を助くる事都鄙毎々歟、蓋し一念の不仁猶其むくひ響影の音形に隨ふが如し、況んや此大悪罪をや誰か是を免がるべき、今世病を治せん爲生物を慘毒し藥を調する人多し、夫孫眞人は醫を以て世に大功を殘せしが、其千金翼の中に亡蟲水蛭の類ひを用ひしたも君子其物命を損害する事をいためり、後世口腹の慾に心を恣にしあるひは補腎房中の邪術にまよひて生靈を殘害するもの少なからす、何そ物命を斷の罪におそれさる、況や淫惑に起りて胎を下しまのあたり己れか子を殺すものをや、深く驚き恐れ愼むへき事をや

○神農本經もと生物を殺して藥とする事なし、大概草木の用病を醫するに足れり、此故に其書草を以て名づく、後世の黠(キツ)醫等多く禽獸昆蟲を害して方を術ふ、夫より亦一變して死人枕(靈天蓋)紫河車紅鉛人膽等所有不淨穢物を以て治療の用となす、近世蠻藥の內木乃伊(ミイラ)も亦人肉なりとかや、嗚呼人を以て人を食ふ其不仁の甚しきこゝに至り忌憚る事なきや、たとひ是等の物を以て一旦命を長くすとも又限りある命數を如何ん、まして大方妄説の方書多し何すれそまとへるや

　世に靈天蓋を求むる者寺院の墓所に入て密棺をやふり死體な損壞する事ありとかや、可痛可懼嗚呼

○正月十一日奈良かさねて火災、高畠なる神人および商家數百軒やけし、春日の森に火うつりて神宮も危ふかりしか、片桐貞起馳來て大杉千餘株伐拂はれしかは神籬事故なかりしとなん

此春興福寺炎燒故藤氏の官家門をさして朝參なし、白馬以下の節會も停めさせましますとかや、同し廿二日京南山崎の在家三百戸計り燒亡寶寺炎上と云々

○同廿二日未の刻はかりに東都小石川（馬場前）より火起り（井出宇右衛門火元なり）折節北風はけしく、丸山菊坂火弘く移り水戸候御館に吹かけ忽に燒し、水道場の城地をこして東南へ燒ゆく、神田梶橋等の城門燒落營中に無下に煙近かりしかは有司つとひて防護し奉らる、護持院は　常廟造りみかゝせましせまし嚴重の御祈禱所なりしに諸堂跡なく回祿と云々

本郷白山小石川御門の內は小川町飯田町鎌倉かし東町石川大傳馬町以下、凡淺草御門以南芝御門の以北に至る迄皆燒、東は靈巖島鐵砲州佃島に及ふ

御厩も燒し（御馬を我公の御館へ預けさせまします）大名小路龍之口邊片時の灰塵となり侍る、福井少將津山の少將及ひ御年老には土浦の侍從宇津宮の侍從笠間の侍從等の第、酒井雅樂頭酒井修理大夫をはしめ熊本の侍從佐賀の侍從古河の侍從小倉の侍從姬路の侍從大久保戸田稻葉等の諸家大名小名總て三百六十餘所市井凡三百町なりとかや、翌廿三日の朝またきに燒止りし、燒死の男女數百人眼煙を吞て愁歎ちまたに滿ッ、然のみならす肆廛物の直涌か如く日に高く、災なき家々も亦くるしみに堪す侍るなんと東より申送りし、七月十三日の災をこそ目さましく聞傳しに亦かく大火ありて上下の愁世の聾耳をいたましむるはかりなり

廿三日　薹赤城邊亦二十町餘火事廿六日深川火事と云々

苦界に身を置てなじかは安かるへきなれとも、鄙境田舍は火事もまれなれは自心ゆるく、忍出のうれへをもわすれ侍るそかし、繁華の都會は每にさはかしきに猶火災しけく、しつ心なく侍るいそき浮世もいとはしくのかれし袖とても見聞につけてなほさりならぬかなしみをそへ侍るなんと聞えし空也上人の

世をすてゝ身はなきものと思へともゆきのふるよは寒きなりけり

とよみまし〳〵けるを思ひ出さる、煙となりし家主へ文やるとて

おもひやるうきをき〻すの隱れ家もなきてやまとふ春の燒野に

○立譽上人の歲暮の詠

行ふねのいそくとすれと彼岸にいたりもやらてこゆるとしなみ

上人元旦に自らあかの水汲初るとて

長からぬ井筒の綱のめくり來てまたくみ初る今朝の若水

○二月五日先兄梅馨院五十回の追貲に一行院にして行香するとて思ひつ〻け侍る

遠さかる月日もあたにこゆるきのいそちの春はゆめかうつ〻か

○庭の梅盛なりし頃友のかたへ申遣す

あはれしれとはれぬ宿に春まちてひとりつれなき梅のした風

○丁酉二月七日應夢山に登り　敬廟を拜し奉る、此度拜禮を聽し人々方丈に會し監司の指揮をまちて御廟に參る、石階春霜白く曙の霞峯にかさなり、尾上の木々綠淸しそのかみ但馬の君の命を奉して登山せし來しかたの春もしのはれ、今日は一職の頭にまひし身の悅ひに私の參禮を請ふてまふて奉るも、公恩のほとかたしけなく不肖の身なから人に數まへられ侍る事、只祖先代々つかふまつりし跡をおもほしすてさせたまはさる寛き御惠なれは、いかにも身を致して忠義の節まめやかになんと今一しほに思ひしり侍る、是偏に先君不息の神德にもよほされ奉る御利益なりと身の毛いよたちて覺えしよへ（本ノマヽ）なり、稱讃經(一百部)及ひ六字聖號(十萬遍)彌陀根本大咒(五百遍)唱へ奉りて先公自受法樂にそなへまゐらせ、且は徇義の諸靈に回向し侍る、拜堂のおまへなる梅の白々と見え侍りしかは俚語をつ〻りて文室麟山和尙にまゐらせし

夢山夢絕蝶魂凝　更聽朝鐘記往時　古殿風寒梅獨笑　春容幾歲雪霜枝

かくて紀殿を拜するに、第一覺源禪師（大學禪師の附弟）造立の亦舊り殘れる古製むかし覺えし悲願大薩埵いとたうとくてまします（小像の千體もあり）開山塔の前なる紅梅いとよくさきて艶色淸香殊更に見えし、竺上座住職の昔尋こし春も思ひ出されて

　山かけやたつねし花のなこりまてかたみ顏なる庭のむめかえ

靈龜岩のみはしわたゝる程水春翠流れ山々の新晴眉端に上る、抑水野山には尾張部の神社在ます、此故に當國大明神と稱したてまつる、尾張氏の祖小豊命のあらみたまにこそ、其裔尾治金連も金神社に鎭座なり（おかね山祠あり）先公の此山に靈槻を藏めさせたまふも國造の古廟ましますよせをおもほしよらせ給ひしにや、且里遠くして地淸く如何なる兵事にもさはかしからぬ所なれは猶千歲の後も玄臺しつけくましますへぎ勝地なりと恐れみ〳〵思ひ奉る、歸路嶺を越えて水野の里を過き荒井にいたる、志水法師去年夢となりし事思はれて

　すみすてゝ身は雲水のあともなし花やかたみのさとのはるかせ

印場に澁川神社あり延喜の神名式にも侍る、物部印葉連公を祀る、是も尾張氏國造の神なりける、やかて大森なる興舊山にまふてし、大森敬寺瑞廟の御生母歡喜院大夫人香華の場にして常不退轉の念佛置せ給ふとあり難き至孝の御わさにや、御牌子拜み奉りし折から日中の稱名ありていと〳〵たうとく、五趣を統捨して不殘十惡を攝取し不捨利益安樂大事因緣の一行三昧末法萬年に傳えて退轉なく、一切衆生彼佛國ならしめ玉ふ公恩また類ひなくかたしけなし、けふしもかゝる芳緣をむすひまゐらする身のちきり返す〳〵うれしさに六字稱名のこゝろを

　南無といふおもひを聲にあらはしてあみたほとけを賴むはかりそ

方丈にいとひて立出す、小畑森山にかゝりて矢田川にいたる、長母禪寺へもまふてまほしかりしか、いと日たけ覺えしまゝ打過ぬ、川にはかりなる土橋かけて足もぬらさすわたりし、山田は一庄の號なから

亦一村の名ありて尾張源氏の稱號に呼のこす、山田安食(アツキ)菱野なんと今も其裔あり、扨も今日一日の道すから思ひよる事くさを筆していさゝかおもひをのへ侍る、時長閑に身安きもおのつから昇平の餘澤なりけり

〇丁酉佛涅槃忌彼岸會中日にあたれり、かゝる時節もいと稀なるか近き例を考ふるに

　慶長五年庚子（自是二十年之後）

　元和五年己未（自是二十九年之後）

　明暦三年丁酉

共に二月十五日彼岸會の第四日也、此後六十一年にして今歳亦然り、百十餘年の間只四度也

〇城南阿彌陀寺に木像の入滅相を新造して點相供養あり、日あたゝかに時閑なりしかは多く參詣も侍りし、大雄山の緣容いつもなから人立ならみて拜む、大光禪院の遺敎會いと殊勝にきこえし、訓讀しつけく其流通分に世皆無常に會は心有離と又世實に危脆無堅牢者と無常の觀門を遺し給り、さても如來妙色身は眞法性に等して無量の功德莊嚴顯現しましますすら此は是應捨之身罪惡之物なりと、まめやかに敎示を垂たまふ、誰か十惡の凡軀臭穢の苦體に執し侍るへきと、悲喜こも〳〵なかれて一偈を吟して香を行す

　前村後野風煙暗　一夢半春梅既飛　人世無常誰能久　古峯新翠白雲歸

〇十五日雲雨ゆゑ夕日を見さりし、十六日空晴入日殊に花やかなりし日想觀の心を

　風拂虚臺絶點塵　雲消眼界輝紅輪　朗然鏡面定心裏　花薰十萬億刹春

　吹おくる花より花の色見せて西に入日の岡の春かせ

○人家の釜自鳴て聲止さる事あり、術家の說に男は女拜をなし、女は男拜をすれは即やむといへり、又和俗釜なる時に女の襠を覆へは止といふ、又男の肩衣を覆ふといへり
○襠は隱處に當る小衣渾複を以て褌とす、縫合するを袴といひ短を犢鼻褌といふ、犢鼻を男根とするは非也、膝下犢鼻の穴あり袴短かくして漸犢鼻穴に至る故也
○足利義滿公　帝家の御准子となられし故公方家と稱せし、公方とは天子の御事を申時の事也
○勢州に右近衞少將兼治部少輔源敎賢といひし人なり、按するに是堀口治部少輔なり、夫堀口の稱は新田源氏と聞敎賢は村上源氏と云々如何、答曰新田義顯次子あり、嫡子は越前國堀口に住次男は同國本庄に住す、義顯の四世堀口義賢初て勢州に移り大河內親鄕に仕へし、其孫堀口左衞門佐義藤の女具種（初は具房北畠の庶流田丸御所）に嫁して星合侍從敎房及ひ藤方敎賢を生す、敎賢後に母家の稱號を稱して堀口を唱せし故に勢州の堀口は淸和村上兩流の源氏あり、其書の目を正すべき事也
　賴房（權中納言勢州星合城主）具忠（右中將勢州田丸城主）具種（參議從四位下元龜三年十一月九日逝）
　（星合敎房堀口敎賢）其子孫今仕幕下
○或畫工一繪をかき自姓名を書し四十幾歲書之と筆せしを識者見て、凡文字及ひ畫圖に自名を記しょはいゝ筆する事は六十以後の人可書之、いまた五十にたらぬ人其年齡をかくは古法にあらすとて笑ひし
　少年の文字繪なとには七才より十二三迄其年をかゝはむかしよりある事にや
○允恭天皇御宇造ニ立國境ノ標一
國境は私意を以て分つにあらす、山川に依り土地の風氣を以てわけたまふ事也、後世我意に境を立て先

王の法すさめり、豊臣秀吉織田家の威を以て尾張國の内西北の地を美濃に攝屬せしめらるゝ多し

○琉球國より毎年秋米十二萬三千七百石餘を薩州鹿兒島に貢す

○往昔諸姓の大氏に太刀を賜い小氏に小刀を賜はりし是を氏印と稱す、後世家に傳へし刀劍は此類ひなるへし、世久しく本故をわすれし家々多し

○尾府下阿彌陀寺古しへ海東郡蟹江庄新屋村に有し其地今阿彌陀寺と呼ぶ、又里俗今谷か淵と呼ぶ川（新屋村にて阿彌陀寺舊墟の所）はもと鐘が淵なり、兵亂の時賊鐘を盗みしか甚重かりしかば此川に捨てしといふ、今漸く川埋れ侍る斯波義統横死の後弘治元年五月信長阿彌陀寺にして義統の法事を修せし其法名

　源受院殿四品前禮部長山義公大禮定門

と牌子に題せり、永祿年中一堵頭を營して源受院と號せり、慶長十六年寺を名古屋に移し立つ古書の中に其書あり、左に筆して遺忘に備ふ

源受院殿（天文廿三年十月十二日）右は淸須屋形刑部大輔樣御戒名なり、治部樣御家老織田彦五郎に攻られ御生害なり、信長樣治部樣の御幼息方を御後見にて明年四月彦五郎を御退治被成、五月十二日淸須阿彌陀寺にて御法事有之、此時御幼息岩左衞門殿幷御舍弟方御伯父津川彌太郎との今川殿御後室御燒香其跡に上總介樣大和守樣燒香石橋左馬殿三河吉良の使者などは晩に御參と承り申候

岩左衞門殿御成人右兵衞佐殿と申御弟御兩人津川右衞門佐殿玄蕃殿と申候

永祿年中一寺を建て源受院と申候、阿彌陀寺の上人開山なり、ゆふてんと申候よし右兵衞佐殿尾州御立退河内に御浪人なり、御落髮三松軒殿是なり、元龜の頃畠山殿より御そせうにて信長樣より少しの御宛行有之由右衞門佐殿法體の名けん入玄蕃殿は内府樣へ御奉行にて候ひき

〇下間源宗綱（備後守 源三位頼政裔）──宗仲（左衛門尉）──宗重（左衛門尉）──頼綱（右京亮）

下間左衛門尉宗重建保七年の秋氏族の亂により捕へられ、京師にて切られなんとせしに親鸞上人命を請て弟子とし蓮位と名つく、其子下間來善以來本願寺の家人として代々下間を稱す、彼裔に重久といふものあり江州瀬田に住す、故有て美濃國武藝郡彦坂村(山田庄)に移り山田久意と稱す、後三河國渥美村に居をうつせし彦坂九兵衛と稱す、今川義元に屬して同國田原の役に戰死す法名宗悟と號す

彦坂九兵衛──重久彦坂八兵衛成光──┬彦坂九兵衛光正(子孫幕下奉仕)
　　　　　　　　　　　　　　　　　└彦坂主膳政勝(子孫尾州奉仕)

〇或曰駒引錢といふは昔我國錢を鑄る家十文の駒引一枚をへたてつなきし故百文を十疋とよぶと、按するに是無據の浪說にや異邦の泉貨もとより駒を鑄たる多し

唐將千里(此裏面に馬を鑄る)追風白騠秦騎(同上)此類猶多し、亦表に駒形を鑄る物逐日(裏ハ紋)腰泉の如し、又福如東海の裏には鱗を鑄、百千長壽の裏には鹿を紋とす、或は千里之能(表)日行千里(表)出入通泰(表)なんとは人の馬に乘たる繪あり、かゝる事をしらずして妄說をなすなり

〇慶長十八年十二月三日公欲レ歸二駿府一出二江戶一六日至二中原一有レ人(名馬場八左衛門)訴二大久保忠隣一(相摸守)公召二本多正信一(佐渡守)問レ之、正信以二口給一斥二彼之罪一二十六日遣二忠隣於京師及西海一擯斥二契利斯當之徒一

同十九年正月二十日定二大久保氏之罪一二十一日遣二安藤重信一(對馬守)得二相州小田原城一二月二日謫二忠隣於江州一

按するに始　神君儲嗣を定めたまはんとて舊臣を召て是を問たまふ、井伊兵部少輔直政は下野守殿(忠吉卿)こそ御心も剛にましませば亂をはらひ國を治めたまふ器ありと啓す、本多佐渡守正信は秀康君

を取立參らせ、己れ其權を執なん事を計りて三河守殿は嫡子にてましませばいふに及ばず御家を繼せましますへき、且武勇勝れさせまします御事はしろしめさるゝ所なり諸臣の異議する所にあらずと申ける、はるか後に大久保忠隣啓せしは中納言（秀忠公）既に見任の御事は勿論御寬仁にして人君の器此君に勝れる御連枝やあるべき、凡そ太平の世にはあなかちに强剛の云爲用なきかと申されければ、公御心よげに後日にこそと宜ひましまして入らせたまひける、かくて亦諸臣をあつめたまひ曰先日忠隣か議實に我心と同じ中納言こそ儲嗣に定むるなれと仰下されける、內外の諸臣畏りて出にける、かくありければ三河守殿も御不快の氣色時々見えさせたまひけり、佐渡守おのれがはからひ後の事本意なく實に中納言の君御器もうるはしく御威勢も日々めてたく見えさせましましければ、佐渡守思へらく此君政をしろしめしなば我そはしめて罪にあふべき、公の在世に先大久保を亡ぼしてんと馬場某をして讒訴せしめ　公の間をまち大久保一家所々に要害をかまへ驕亢不遜にして內心謀を巧にすと譖(シン)しけるとぞ、扨も安藤氏小田原に行て大久保が家老天野金太夫某を召て城下諸臣今明日中に他所に退出すへきよしを令す、天野曰忠隣不幸にして貶里の命を下したまへり公に對して誰か異議あるへき、されど僕此城を監す忠隣他所に有て此事を僕に告さらんに於ては、いかて私に城を明ては降るへき、且今城下にある小臣婢妾其奴子多からされとも俄に出退かん事其恐れ少なからず足下察せよと、安藤（對馬守）曰我命のまゝに令す、然るに汝が言理あり日を延て城を渡すへし、我是を計らんとて退く、天野曰僕齢かたふきいとも見くるしながら一刀を以て皺腹を切て足下の馬前を黷さんとこそ思ひにし一言以て數日をゆるさる幸是に過ずと、謝して主人の消息を待て城下も躁かしからず立退けるとなん、人の臣たる者はかくこそ有へきに、やゝもすれば私慾にまよひて主の愁を忘るゝもの少ナからず、天野は古きものにてかくめてたく行ひけるにこそ。

○平手政秀死諫を思ひ立て先一刀を下して信長に告、公急に來り手を取て自前非を悔其命を救はん術を

宜ふ、政秀公の非を改むる意あるを見て悦ひ返しまゐらせ、後亦一刀を冒して死せしと、政秀 緣起に見えたり。

○後藤祐乘は濃州の武人なり、嘗て普光院將軍家（足利義敎）に仕ふ、一旦故有て獄舍に入る、閑寂の間桃實を得て其面に小刀を以て山王廿一社及び猿六十六を彫刻す、其細密奇勢見る者是を妙とす、將軍ひとたひ覽て其工を好し罪を赦し、金銀銅を以て目貫髮搔小刀柄を作らしむ、其繪は法眼元信か描る處也、彼桃核の山王は今常州にありて祠を作り日吉の神と崇むといふ

祐乘か墓京師千本蓮臺寺石籠坊にあり

○源家引兩の幕或記曰、源賴朝卿石橋山合戰の後下總國國府に至りて兵を招く、此時大將の陣營幕なし千葉介常胤おのれが白幕に黑紙を彩して二つ引とす、是吉例たるに依て殊に引兩幕を用ひらるゝといへり

○俊寬僧都平淸盛死して後肥後國阿蘇山の麓に住せしとかや、林佐渡守信勝も織田家の爲に逐れ、南部但馬と氏名を改め畿內に隱れ居りしが、信長御事の後心まゝにて出し戰國革命の際はかゝる人多し

○豐臣秀吉遺命に新八幡と可祝よし、然れ共 勅許なきによつて舊臣等祠號を請ふ、故に豐國大明神と號せられて其社を東山に建つ（見伊達軍記）

○國志撰修の時議して予が書て公覽に備へし目錄草案

輿地志　沿革　延長風土記　彊城　（府郡　鄕村　庄保　舊號）　山川　山野河海島峽巷渚津梁井溪湖沼堤塘

建地志　城地（那古府）　公署（倉庫）　驛舖（公館）　街市

祀典志　宮祠（官社私社）　學校（記其舊蹟）

人物志　名公（歷代國司）　良將淸操孝友文人方伎僧侶

食貨志　戸口(古今)　土田税糧物産(百穀布帛蔬草竹木藥草玉石器皿羽毛鱗介)
雜事志　寺院(定額私院)　宅墓　古城　戰場　古蹟　時事叢談(奇事)

○愛知郡大喜村はむかし熱田の祠官尾張氏の別支住せし所なり、今大日堂の近境若宮と稱する社あり、(俗に八幡と號す)是熱田の遙拜所とかや、俗體の御形大軀を納め奉り、又八劍社あり僧家此所を熱田の奥院なりと語り侍る、故なきにあらず

○いにしへ詩歌に砧多く詠せし、大かた賤家のわさにしてかなたこなた聞渡せしさまなり、今はきぬた打おとのしけからぬにやといふ人あり、實にもさる事なめり、古へは賤民は麻布のみ着侍りし、秋に至り布をねんころにうちて綿を入服せし故すへて砧の音しけかりぬへし、今は木綿の實をつたへ衣に織て賤山かつも著侍るより衣うつわさ絶侍る

○古しへ大學寮東西の曹に菅亟相江相公の神像を祀りし、菅家は世普く知れり江相公其名如何ん、曰是二人なり

江相公　從三位大江朝臣音人是平城帝之皇子阿保親王一男大江始祖元慶元年十一月三日亡六十七歳

後江相公　少納言大江玉淵(ブチ)男參議正四位下朝綱是也天德元年十二月廿八日逝七十一歳

○花山院寵幸の女御かくれたまひし、戀慕の御なけきより終に寬和二年六月御出家ありし、亦大江定基三河守なりしか愛妾におくれ頓て僧となりし(寬和二年六月)上下同し風多かりしにや

花山院は後また淫亂の聞えおはせし、定基は惠心僧都の弟子となり寂昭と號せし唐へ渡りて其名高く異邦の書に日本圓通大師と稱せし、初はよからぬ事よりおこりて浮世を捨侍る人も多けれど、其みさほ正しく末通りしも少ナからす

○凹凸窠(アフトツ)丈山老人はいみしき文雅の才士なりし、其初名石川重之(始十太夫と稱す後嘉右衛門と呼り幕下に仕へ御納戸役其俸六十五人扶持)

年三十に餘りて眼に書をしらず、天性はらあしき人にて同僚もてあつかひ家人もあらあらしきに苦しめり、浪人して駿州淸見寺に隱れ居し間學文して世に比ひなきに至る、慶長十九年冬大坂の役起りし時井伊家に屬して戰功あり、藤堂高虎に客食して重く待せらる(領三千石)然るに高虎の內室の父蒲生源右衛門(始闘小律)藤堂家にありしか、故有て立退く事侍りし重之も共に行けり、其後藝州淺野家に遊仕せられし(客祿三千石)されとも本姓の暴氣甚しく性急にして其家人を惱ませられし、一旦彼僕等重之を欺き捕へ縛り捨て去りける故に男をたてす薙髮して京北にのかれられしとそ

○日蓮黨諸宗を誹謗する事甚しき中に、淨土門を第一に忌み念佛無間業の語を吐て人を欺く、慶長十三年冬我　神君命して正譽乘譽の兩師を以て邪黨日經來源等と其義を論せしめたまふ、邪黨即閉口せしかば頓て刑せられし、猶亦念佛墮獄の事諸經論になきよし、池上の日紹以下當時の能化六人連署の書を獻し身延及京師廿一ヶ寺と同しく是を書し大久保板倉兩家へ敬し恥を天下に殘しぬ、近世亦是を知らさる者の如して彼徒念佛無間の惡言を吐き人をまとはす、去寶永四年東都小西日感といふ奸僧大に念佛者をそしり、剰へ佛本行集經にありとて曰我滅度後於夫法中爲續身命繫銅鐵頭誦狂念佛至行者充滿國中最甚盛也是佛法破滅時也等此文を證據として淨土宗を誹謗せり、增上檀林の宗侶聞て先は其文の拙き唐人の筆とも見えず、文字の置處も辨へざる無眼子か造言と聞えなから繫二頭於銅鐵一と書は可也、銅鐵頭とは何ぞ堅き首にやと絕倒々々、若は似たる言も有やと藏經をひらき佛本行集經(一部六十卷)を見るに曾て似寄たる語もなし、若異題にかと佛本行經(一部七卷)をくりかへし見るに猶かゝる拙き文なかりしかば、扨こそ邪慢の饕僧か造り出せる誑惑の似せ物よとて三月十五日書翰（勸化疑問一通あて名本道寺蓮花寺とあり）を以て眞僞を正すに一言の返答にも及ばず、夜に紛れて東都を出奔せし實に面目なき事ならずや

凡そ日蓮宗書籍に古德の名を假り造り出しておのれが宗義に合やうにせし物多し、能眼を付辨し見よ

○舍利はもと佛骨をいふ、然るに多くは玉石なり彼石昔は我國にある事を知らさりしにや、殊に唐より

傳へて秘藏しけるに、今奥州の海濱に此玉石多し津輕の濱より出るは五壤の中にかたまり生す、色黃にして琥珀に似たり、南都の礒より出るは色白くして砂にましりよる、但すき通れる玉には間々薄赤く黃色を帶るものあり、是には小粒なるに分あまた取付侍る、亦和州友田山よりいつる玉石つやゝかにしてひかりやゝ多し今是を上品の舍利とす、唐土にも海も遠く山氣かゝる石を産する處なければ天竺人持來りしを佛骨と思ひ尊ひ我朝にも渡せしにこそ、諸事古代より傳へ藏むる舍利を見るに皆是と一般の物なり又藥珠も多し信州善光寺の灰舍利は色黑くして鐵の燒飛しことくいと小粒なり、其外紀州熊野及ひ所所の山よりいつる舍利大かた同しものなり

○府下廣小路の神明の祠は天照大神天兒屋根命二座相殿にまつる、此社もとは春日井郡朝日庄朝日の村に在し、淸須昔は城の時町續きにして朝日の神明と呼し（淸須本町今六町餘）昔は太神宮御園の內とかや、慶長十六年今の地にうつし侍る、其跡は田を作らす一株の大杉在し一旦此杉光りを放つて土俗いひしに、ある人其木の根こそ心もとなけれとてひた堀にほりける程に、いつしか杉は枯し處民恐れて神木をからし如何なる祟りかあるへきと議にして一小祠を建つ（今の辨才天是なり）中島宮（今は御園神明と稱せり）祠官齊藤氏是を主維せり、朝日の町にありし商家今の名古屋に移りし所を朝日町と云

○大鏡に云花山院は風流者にこそおはしましけれ、御家を作らせたまへりしさまなんとよ寢殿對わた殿なんとはつくりあひひわたふきあはする事も此院の仕出させたまへる也、昔はやう／＼にてあはひに樋かけてそ侍りし

往古の宮室は唐土の堂室のことく別々に作りしと見ゆ、あはひに樋かけてとは屋根別々なればといをかけて雨を通せしと見ゆ、我國大寺の金堂講堂のことくなり、花山院彼ひのやねをふきあはせてといを用ひさりしと見ゆ、されは今の世上の家作は花山帝の製を用ひしと見ゆ

○本州山田庄長母寺無住國師自金剛佛子道曉と稱せられし、東寺一流密派を傳へて其法長野村萬德寺慈

眠上人傳受せり、無住は大圓國師の徽號賜はりし木賀崎經過四十餘年とかや
　人は不和寺は無緣に薪なし木かさきにこそこりはてにけり
○伊勢參宮して歸りたる人を祝し酒さかなを贈るをさかむかひといふ、或云此事は京人參宮すれば昔鈴鹿の坂迄迎人出し酒すゝめ賀しけるとかや、夫にならひて左あらぬ國にても參宮人を祝ふ事を酒むかひといふ、古流の俳諧者は他國にさかむかひの事をいへは非とせしとかたる、亦或云鈴鹿の坂のみに限らずや宇治山田の神へも參宮終りて朝熊の嶽に參りし人を道に饗するを酒むかひと稱す、是も俗にならひてやと、予云古き傳も有てかく云、但し附會せるも知侍らず舊事神皇本紀縱賞の二字をサカホカヒと訓、是は常の饗にあらす、新室なんと造りて人々打よりて物食ひ酒のみ侍る事なり、亦凡祝して食物を設るをいふ、さればさむかむかひとはさかほかいの一字轉語なる由先年度會延昌かたられし、然ればいつれの國にてもいふて辭なかるへきや猶人にたつぬべし
　古記官愛宕參詣の時坂むかひの事見えたり
○大樹の御三男(源三君)三月十五日生れさせましましけるか五月六日あへなく御早世ありし(我尾府下三日物しつかなるべきよし令あり)
東叡山の寺中に葬しまゐらせしとなん(號涼池院靈序智到大童子)
○熱田神寶刀劒の中其名ある物(蛛切あさ丸等のたくひなり)
註して奉るへきよし關東の命ありて此春二十四口其銘を記して上りし(是は泰廟の御時ゐらひて磨せられし古刀なり)
去年戊眞柄か太刀等太刀三口磨し、此年亦多くの中にて撰ひ然るへき古刀百五十三口を磨て鞘を新に調し侍ると祝師家かたれり
○朝鮮の三使享保四年己亥四月十一日彼都府を進出せしよし、五月の初宗家より關東へ啓せられ侍る

（同廿九日東栄に至ると聞えし）文廟の御時はことにきはしくもてなさせましましけるが、今度は萬つ天和來聘の例を用ひさせ給ふとかや聞えし、されと旅館は東都本願寺淺草の坊なり（是正德元年十月の例歟）彼寺去年五月燒失せし故假屋を作らせたまひて饗侍るへきよし有司の沙汰侍るとなん（京都の旅館前々は本國寺なりしか今度は本能寺なりと云々）

○濃州岐阜大日山美江寺の十一面（長六尺三寸也）府下千葉寺にして開帳（五月二十一日より六月二十六日迄）彼像（天照太神の冥助によりて感得と云々）元伊賀國名張郡伊賀寺の本尊なりし、養老元年丁巳元正帝美濃國長江の瀧（養老の瀧）に行幸、故有て彼十一面大士の像をむかへ右大臣長屋王（天武帝の孫）に命し寺を建させましまず、供養の導師は唐の善無畏三藏とかや（寺は今美江寺の驛にありし）後世にいたりて齋藤山城守（道三）此寺を今の地にうつしけるとかや、養老の瀧より涌出の石不動とていとたふとき明王の像もはへる（其他古像舊畫多し）まゐりて拜みまゐらするに大士の尊容奇世の大像にして凡作ならす見えさせましまず、因縁の程もかたしけなくて

　ちきりありて結ぶもうれし瀧の糸猶なかき世の末もみたれし

○伊勢へ參りし人云松坂とくしことの間左の小町塚とてあり（路より數丁へたゝりて見中松樹上へに生ふ）土俗云小町は男と交らずして死す、此塚に藺三莖生ず人とりて田に植しより繁茂せり、今に蓆を織て太神宮に貢すといふ、かゝる事予參宮度々せしかとも不聞、故に筆して里程抄に追加せんと思ふ（亦其邊長田が塚とて古き塚侍るとなん）

　小町塚といふもの國々にあり、我尾西新居村にもあり

○さいつ頃か信州高遠の城主なかりし時松本の水野家　臺命を奉し其家臣以下を遣はして城を監せしめられし、卯月の末城の四境の田圃日暮て俄に火を上る事夥し、城中の人々驚き立さわぎいそぎ足輕を出し見せしむるに、土民麥をかり圃にして穀を取り其莖をは所々につけて火をかけ燒捨るにてそありけり

是は山家薪に乏しからねば変はうを用ゆる事なく、一時に焼て捨侍るにそ郡上邉も亦かくの如しといへり、されば知らぬ城を監せん人は先其地の風俗をよく聞置へし、然らされば不圖物におとろき士卒の心みたれ侍る事のみ多しと物馴し老人のいへる、けにもと覺え侍る主君の鷹狩なんとの時も其地を先よく知るへき事也

○軍家足輕物見七ヶ條

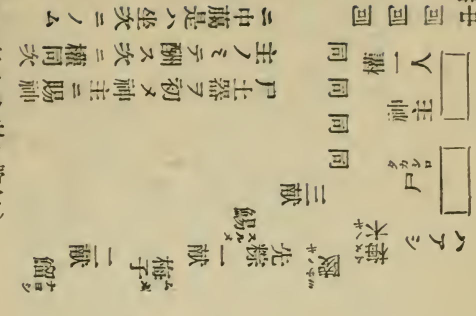
田切　池深井　川流　古屋鋪　敵ノ物見振　木竹茂ッ場　味方後備遠近之心付

其他山岡(大小)原野狹路廣路村落の案内土地の要害を豫によく知らされば不覺の誤り有て味方利なきこと必然なるへし、殊更他境へ働入る時山路海邊數歩の間に異道あるを知らずんば、一時に心惑ひて見くるしきこと多かりなん、軍家說を學びさるは武林の人にあらず、此故我先公(敬公)軍書合鑑を記したまひしに御家人其名たも知らさる人侍るにや、心付なきの甚しきといふへき歟

○黑衣縉紳よりも猛に婦女男子よりも重く、娼妓良家よりも多く乞丐商賈と雜立し、市陌の風塵輪蹄の紛糅たる奸盜の叢錯なる駔儈の出沒せる盡く人間不美の俗不良の輩にして更に君子小人の名をたも聞ず古しへ所謂不如是不足爲の大都とつふやきしも、帝王名利の地鷄鳴て安き人なき有さまをいへるにや、京師東都難波は更にもいはし、所々の都會亦時俗の尙風大かた不好的の事多かるにや、凡そ孤獨のたつきなき身はひたすら身の便に人にも諂らひ求め侍るはさる事にて憎むへきとなし、人にも數まへられ祿をも食ふほとの人のあさましく、名利を貪りて望み深きさましたるいと〳〵見くるしき、我もまた班白の頭さし出て人に立交り侍るをば心ある人こそ似けなく思ひ見るらんと獨り恥かし

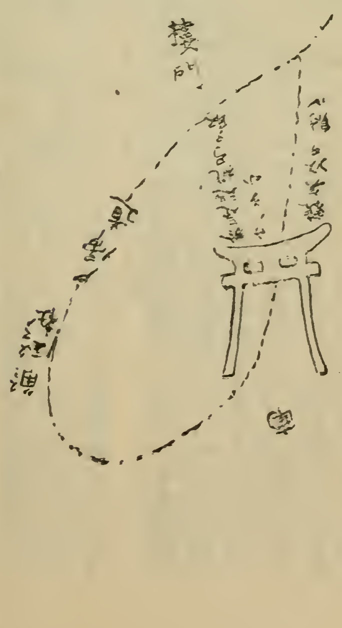
無由心地遺窮通　草往未休朝露躬　夢盡柳窓殘月白　方知舊史古人空

○尾張大國靈神社五月五日の祭を梅花無盡藏に正月の追儺とひとつ事のやうに記せしは傳聞の誤にや、今彼社の祠官に聞處を左に記す、先　廳　戸の饗先馬場淸(淨衣一人樓門にて下馬)次に奉弊(一本)次に



尸(馬上ムカバキ弓矢ヲ帯ズ)

神前の西牛町はかり威德院門前に於て東向鳴弦三度次に祭り終りて上馬(アゲウマ)とて神人のる、次に里々べの走馬(ハシリムマ)我國尸(カタシロ)を立て祭る社外に聞えさるか〇山城國名所記す文中頃より多かれと俗間にいふ、趣きのみにて全備なかりしに、正六位上源武好か編る名勝志は舊記實錄を拾ひて遺る方なくいと正しく聞ゆ



○東都は百數年前迄は武藏野とてはてしなき野也しが、さのみ古き名の處もなかりしにや、されと歌枕に見えしも一二ならず、今云所の古に書る物も中に間々見え侍る名處なきにしもあらねと、よくたつねて書とゝめし書なきにや、堯惠法印の此國紀行の中に(文明十八年十二月)粗武藏野の事あり

その夜は武藏國みたといふ所に明して野を分け侍るに、名にきゝし狹山あり朝の霜をふみて行に纔なる山のすそにかたち計りなる池あり

　氷ゐし汀のかれ野ふみわけてゆくはさやまか池のあさ風

　私按するに三田は芝の邊此あたりに山なし增上寺の山なんとの事にや覺束なし

隅田川のほとりとりこえといへる村に善鏡といへる翁あり、彼家に雨やとりして閑林にあかめ置ける、善光寺に在宿して同十九年(文明)元旦に

　治れる浪をかけてやつくはねの大和しまねに春やたつらん

此善光寺今侍るにや、しのはす池の西に善光寺とて尼寺の侍りし近き頃(享保元年)麻布(百姓町)に寺をうつし立し是にて侍る歟

同月の末武藏野の東の境忍の岡に優遊し侍りぬ、鎭座の社五條天神と申侍る

忍の岡今の東叡山なりといふ、されば五條の天神在ますか知らす(後に聞寬永寺黑門の東にあり本は岡山今の山王の地にありし近年こゝにうつすといふ)

油井島といふ處あり、古松はるかにめくりてしめのうちに武藏野の遠望をかけたるに、寒村夜梅盛に薫す是は北野の御神と聞えしかば

　わすれすはこちふかむすへ（谷ノマ、イカヤ）都まて遠きしめのゝ袖の梅の香

今の湯島を夫までゆ井しまと呼びしにや土俗の訛言歟、太田道灌文明の初菅神を崇申さたし地なり

きさらきの頃鳥越の翁艤して隅田川に浮ひぬ、東岸は下總西岸は武藏野につゝけり、利根入間の二河落

あへる所にふるき渡りあり、東の渚に幽村あり西の渚に弧村あり、水面悠々として兩岸にひとしく晩霞林江に流る歸帆野草を走るかと覺ゆ、筑波蒼穹の東にあり富士碧落の西にありしと云々

波のうへのむかしをとへはすみた川かすみやしろき鳥のなみたに

陽田川のけしき今もさこそ侍る

武藏野のうち中野といふ處に平重俊といへるか催しより眇々たる朝露を分て瞻望す云々

露はらふ道は袖よりむら消の草葉にかへるむさしのゝはら

是は文明十八年堯惠鎌倉に遊ひ再ひ武藏國に歸りて北國に趣ける頃なり、中野は東都の西にあり今とてもひなびたる處とかや

ほりかねの井ちかき所にて

そことなく野はあけにけり紫もほりかねの井の草葉ならねは

是其あらましを筆し侍る、亦古き物に見出してん時抄し侍りなん

○世の習俗人をうつす事古今賢者もまぬかれす、況や庸流をや、されは一衣一帽一器一物一字一語種々の所作所爲俄然として一人より唱へは一卿一州より天下群起て是に隨ひ、靡然として風をなし約せすして合す是を時倘といふ、其中官府の時倘あり市井の時倘あり燕遊冶容貴賤貧富ともにする時倘あり、凡一時流行し沿革して又別時倘に移りゆけは先日の事は人わすれたるか如し、學者心を刻志を勵まし眞實に道に隨ふ事を知らさる者は進退據なく耳目外境觸れ志不定荏苒として流俗に移さるゝにや、古より獨立獨行にして習俗に移されさる者はまれなり

○古語云聰明、人多ㇾ好ㇾ奇好ㇾ奇者ㇾ多ㇾ受ㇾ惑と、けに珍奇を好み怪術を喜ふは和漢古今同し俗情なるか官となる者是を愼しまされは其奇玩を以て群小人進む事を取り政を害する事多しと、舊史を見て知るへきかも

○一器一書一畫其遠く上久にありて名家よりいつるもの人平生歆慕して致事不能もたま／＼是を得る事あれは大によろこひ過望忻然として人に誇る是世玩の妖物歟、嗚呼我に無價の至寶のを求めて珍藏とする事を思はす嗚呼

○遊行前僧正唯唱上人陸奥籬島にあそひ

名にしおふおのれまかきか島ならは船にあきふく風をへたてよ

と詠せられしとてある人見せられし、さいつころ彼上人我尾州横笛山に掛錫の折から余もみえし、念佛のひまに國々の事とも物語りせられし一筆のかたみをこひ侍りしかは、まかきか島にていひすてしとて

四方ににほふ菊はむかしの籬かな

とかきてたまひし事今のやうに覺えなから上人も西邁したまひ、昔語りとなり行侍るも憐ならぬかは

としつきをいかにへたてゝ　みちのくの

まかきか島の　　殘ることとの葉　　信阿

鹽尻　卷之六十五

○我國神社の御正體と稱する一說に其社の本地御形を鑄たるをいふ、但し是は中世以來の事歟、往古は其神器を以て祠中に安置し其神のよる所として崇しのみ、釋氏より佛菩薩の三摩耶形を以て安置せし社も有と見ゆ

五輪塔形(大日)　鉢(釋迦八相成道三形)　羯磨(金剛界釋迦)　寶螺(胎藏界釋迦)　蓮花(彌陀)
寶幡(地藏)　未敷蓮花(觀音)

此外劒玉弓矢等種々形あり、是を不辨して佛像の外は皆往古より崇むる神體なりと執するもあり、大治四年十二月度會雅明大倭姬世紀奥書に大小神祇神代の神寶を以て正體と崇め奉り、或は變化乃靈物を神形とし專ら其精明の德を致すといふ、後は我國土久の風俗の如し但し是も亦恐らくは三摩耶形の說に近く侍るにや、我太神宮八咫の鏡を崇奉るは皇太神 此寶鏡を皇孫へ 守りに 授け給ひし、是を見給ふ事吾を見ますか如くし給へと勅言有し故、末代迄永く皇太神の御かたみとて皇居に崇め給ひしか、崇神帝の御時より別に神宮を立給へり、草薙劒も日本武尊東征還御の時尾張の國宮酢姬の家に殘し後のかたみと爲し參らせられしかは、薨の後社を建て武尊の御禮として奉祀せり、是等義をとり德を壽して神體とせしにあらす、上古質直の人情を見つへし、或秘記に天兒屋根命は弓座太玉命は劒に座すといへり(是內宮御相殿の事也外宮に遷まし〳〵て兒屋命は笏太玉命は玉を以て御體とす)是弓は左の謂玉は右の謂にして上代質素の風より義を取て巧みにいふにあらす、我國いにしへ神をまつるに賢木を立て和魂の表とせし、是も根本は幣物にして鏡木綿玉なとを榊にかけし、夫榊は一時の物器物は永く藏めて祠中に置し故おのつから其社の御體となりて鏡玉抔を奉しける祠も多しと見ゆ、今佛像を安置するも御正體の鏡と

同し意也　今世神學者流大に是を非とせり、實にも我國古昔より鎭座の神社そのかみ是を大日そ釋迦そなんといふへきや、夫伊勢は天照太神八幡は應神天皇熱田は日本武尊にて座すとはかり崇奉るとする心より外全く理說にわたらすは豈習合の沙汰に及侍らん、されと今日まします人體にあらて其神靈を祭るなれは其神理不識の沙汰を尋る時儒釋の說を立て是はいはすは又何を以てか其理體を明らめ侍らんや、盖し儒よりいへは陰陽不測の德を鬼神とし其體をあかめて是をまつる、釋よりいへは法身本有眞空の理體より萬の種子別れ出る妙用あるを以て我國のみならす天竺往古より祭れる所の諸天神鬼も根本地を尋れは出纒眞如の無漏の理體をのかるる物なき故に權類化現の說を立つ、唐土日本共國異に山川人物各一體不移の定體ありといへとも同し一世界の國にしてともに日月を戴けり、此故に佛敎を學ふ人は竺土の說を以て我國の神祇を見る時其法身の理法より顯はれ來りし等流身なりと立るを外よりとかく非といふへきにあらす、法藏修德の彌陀悉陀成道の釋迦のすかたを以て直に日本の神なりとかたるか故に、儒士の爲に謗をのかれさるか、彌陀釋迦等の本地法身の理體萬德圓滿の尊號を以て神社の根本地とせん事佛法者の本意也、凡眞如一理の時豈區々の名像を立へき、嗚呼法身無相の體何の相かある一相現前の際相に着して執と成相もと無相成事を覺知せは夢に迷ふ疑はあらし

うたてしな夢よりゆめにまよひ來てまたきゝそめぬあかつきの鐘

○神祇道の齋戒に肉を食さるは其死穢の血氣を忌とし憚り、且は貪求の食慾を禁する故也、釋敎に順ふものは諸佛の盡壽取て衆生を殺害し給ふ事なきか如く、我もまたせめて一日一夜なり共殺業をとらしと誓ふ、是れを近住戒と名つけて、殊に愼て自勵むを精進といふ也、嗚呼まめやかに酒肉を禁し婬泆のわさを斷し歌舞の場を避遠心出語の過を愼みてこそ神にも交可レ侍を、身を恣にし心を放て至らさる處なく僅淸火の一事のみにかゝはりて是を淸めと思へる人こそ認り多かりき、今伊勢參宮の輩飽まて酒肉を用ひ喜怒みたりかはしき心なから神宮に入り其穢其黑心恐れ多き事也、神宮六宮の禁法にも酒を不飮肉を

不食とこそ侍るなれと俗習是非なき風なれはとかくそれまかしに致し侍る事甚心よからすと荒木田重治予にいひし、されば今の人乃參宮大方非禮のねかひのみにして正直の神明にむかひ奉らはおのつからおもはゆからすや、甚しきは參宮をかこつけて淫房に黷れ戯場に亂れ侍るたくひ亦少なからす（予參道里程抄にこれを筆す）

○山城國葛野郡松尾神社は（正一位名神大社なり）二十二社次第に大山咋神市杵島姫神二座を祀るといへり、社傳には二座の神別に秘決ありと云々、又彼社記曰當社は以レ爲ニ上古國造神一爲ニ帝基鎭守社一云々

山城國造は阿多根の命なりし由舊事記に見えたり、亦同記に山背國造あり曾能振命といへり、按するに阿多根命は神武帝の時の國造曾能振命は成務帝の時乃造長なる歟、宮内省所所祭の三座の中チ園の神社は曾能振命也

地神本紀に大山咋神（オホヤマクヒノ）を松尾なるよし記せり、また按するに明應八年十月の古文書に松尾を以て山城の一宮と云々、夫當國一宮は加茂皇太神なるをいかにして松尾を以て一ノ宮といへるや、蓋し加茂松尾貴船ともに一宮の三所なる歟（加茂は社稷松尾は山靈貴船は樹神なり）

予か先人は松の尾ちかき西郊の產なりしゆゑ彼社を專崇して萬石寺の院主と毎に文かよはしける、愚もまた最甚し、たてまつりて是を敬す、今古記に見る處を抄して爰に筆す、およそ諸社の記傳神名古書と社記と俗傳と事のたかへるは常の事にて人うたかひをなし侍る、愚諸社神名考異を造らんと欲し、其稿半にして老ぬ我とひとしき志の士あらは是を筆して世のまとひを解は可也

○枯神（ムスブノカミ）　長清の集に

とけやらぬ人のこゝろはつらからてむすふの神をうらみつる哉　伊行

衣手のひたちの神のちかひにて人のつまをも結ふなりけり　公朝

草芥和言集ひた地帶の條下にいはく、ひたちの國には男女のなからゐをうらなはんとては苧といふもの

を帶にして一ッにはけさうする男の名を書き一ッには我名をかきて彼神（鹿島社）の御前にてのつとを申て帶を折返して、名をは隱して末を禰宜に結はする也、夫をわろかるへきなからゐははなれに結はれ、よかるへきはかけ帶のやうにまろにむすひつなかる丶を、さもと思ふやうの男なれは頓てかけ帶のやうに打かけつと云々

是我國往古婚をなし侍るに神に占て其縁をさたむる風俗なり、されと公朝のうた人の妻をもむすふといふは不貞不義の事も野俗のならはしにありしにや

濃州垂井の驛にや結明神あり、俗傳に小栗か故事なんといふは甚卑也、夫むすふの神とは產靈の字を用ひて、凡生物の始氣を崇む男女婚合も萬世の始なれはむすふの神に占といふは其いはれなきにしもあらす

○少時傾二日益一老至苦二年侵一紅顔既罷レ艶白髪寧久吟階庭唯仰レ杖、朝府不レ勝レ簪甘肥與二妖麗一徒有二壯時心一（廣弘明集之四十老苦之詩也）

嗚呼鏡底知らぬ翁にしたしむも我から疎ましけれとおひなれて臨末の旦夕にせまるを忘れ侍る、歡愛今何在、悲啼亦空、同爲一夜夢、共過十年中と白居易か作りしもさる事そかし、（文集廿六）扨もきのふは見はてしゆめけふは今見る夢あすは行衞しらぬ夢をまちていつ開覺の期あるへしとも思ひしらぬわさこそ拙けれ、南槐の蟻にたほらかされて歡樂の思ひをなすにや、凡夫暫樂忘二大苦一受二大苦一既忘レ樂と淨心誡觀にいへる教を知ることのまれなる（本ノマヽ）こそ是身は苦のもとたり（心地觀經）三界は火宅（法花）なれともうつくしく思ひなしてめてしつと住れし考のすさましきもいのち長きによつてよろこひともする心なり、千秋萬歲と祝ひのゝしり侍るらん最あさまし

○或人の許にてはかなき事ともかたりあひ侍りし時

なけかすよわたるなみ間をはやせ川さしもうきよにとゝまらぬ身は

○知覺　知二是知二此事一覺二覺二此理一（程子）

○褐(カチ)は椎(シイ)色の染物(カチといひカチンといふは音の轉ずる也)今かちんといふも紺(カツ)のくろめなるを呼ふにや、むかし僧衣多くは褐なりしか草根集に

心をはそめすそいかかしかまなるかちのころもは身にかゝるとも

なんとよめり播州しかまの名物なりし故和歌にも多くよめり、近世唐土の書を考へ褐(カツ)は陸佃か說に黃黑色なりといふにより、俗にいふ茶色の事とするは我國の故にかなはさるにや、今の學者文學になつみて我國それのものに其字を用ひ、此字に其和訓を呼ふは非なりとてこと〳〵に正し侍るはけにも文字に富たる益にもと思ひなから、古より用ひて事かゝす侍る類はすてゝ有ねかし、改て益なき事は大やうあらためぬが能よし兼好法師もいへり

○餉の字をかれいひと讀故乾飯の事と思へるは非なるにや、朝餉といふも常飯の事也、古今に二見の浦(但馬)にとまりてゆふさりのかれいひたうへてなとかける食膳(シセン)の事なり

かゆは湯多き故いふかしき湯の意、かれいひは水かれたる飯(クヒモノ)にして俗にいふたきほしの飯といふも同し

○丁酉の春豐前國小倉の沖へ異船十五艘(長さ三十間計船はり二十間計の大船一艘に百餘人ほどのりしと見ゆと云々)浮來り、ふなゐして物待顏なりしかは小倉の城主侍從忠雄朝臣(小笠原右近將監)よりいそき關東に告られしかは、とかく言して船とも返さすへきよしにて領主より書翰遣はしなんとせられしに、うけひけるさまなく直に難波へ入津すへしなんといふ(商船の體とぞ)さらは威して退散せしめよとて皷をならし物の具見せて勢ひ強くものしけれは、初めは恐るゝけしきなりしか後は却て弓矢してこなたを射、亦は大銃を放て甚怒れるさま也、とかくの體追々關東に申されしかは四月廿五日奉書を下し給はりて忠雄朝臣の參府一先延引ありて異船の歸帆をはかるへきよし仰出されしとかや、近國の大名へも事を議すへき由命有しと聞えける、頃日東都より來る人に聞し處也、彼人四月廿五日小笠原家の家人某

に聞しよし右之趣語れり、いまた其船いつれの國より來りしといふ事も又は何故船をとゝめある事も詳にせずといへとも珍らしけれは筆に記しける

○丁酉五月十一日大樹御鷹狩(角田川原と云)

嚴廟の御代に御狩ありしまゝにて　常廟は殺生のわさ深かく御いましめなりし故、延寶以來は關東及ひ諸國も鷹の御さたもなかりし(文廟章廟御鷹野なし)今度初て御鷹野ありて自らあわさせまし／＼ける、鶬(バン)二羽を我公へまゐらせ給ふ(御禮使稻野伊右衛門)且我公へも舊時のことく御鷹場を進せられ侍る(御禮使佐枝十郎兵衛)

○秘傳問答は未定の所ありと見えたり、陽復記正しく侍るにや

○宋寧宗即位丘瓊山書レ襲レ位、續綱目書レ即レ位、此時變之大者也、學者宜レ議ニ其可否一也

○今川左馬助氏豊といひし人尾州名古屋の城に住せし、織田備後守は同國庄幡にありけるか連歌の友にて常にいひかはしける、互ひに扇子箱やうの物に附句を入れて使して贈りあひけるに、左馬介いはく道のほとも遥か也人して每々物申すも便なき事なれは我城の中に居給ふへき處をつくりまゐらせん、おはして心靜かに連歌したまへと有しかは、織田もさる事こそうれしかるへけれとてやかて來り、久しく留まりけり、人の城中にすまひなから本丸にむかひて私に矢狭間をひらきけるを家臣怪しみけれとも左馬介は事とも思はす等閑に過し程に、織田氏士卒をかたらひ不意に內外より襲ひけれは左馬介詮方なく命計りを請たすかりて上方へ登りけるとそ、其後名古屋も織田氏か有となりて代々しるよしなりける、應仁文明の亂より近き頃迄かゝる事のみありて人心豺狼の如くなん有ける

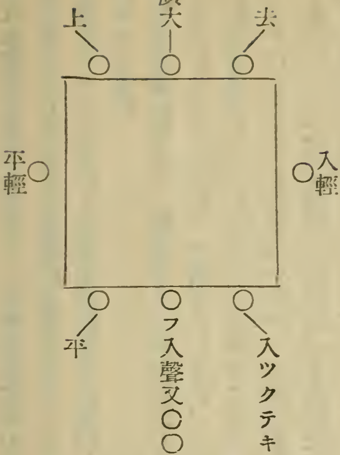
○莊子曰子方云吾不レ知ニ天地大全一云々、大全之言蓋出ニ於此一

○朱子文集六十八跪坐拜說曰、其爲ニ頓首一則又以レ頭頓ニ于手上一也、其爲ニ稽首一則又卻ニ其手一而以レ頭着レ地云々

按周禮九拜頓首註拜頭叩レ地以レ首俛レ下曰レ頓者誤也

○植て見よ花のそたゝぬ里もなし心からこそ身はいやしけれ
人性皆善克已せは誰か小人なるへき、只志の固からぬを難す

○耶麻騰は山外也、ヤマト、讀故ニ山迹ノ意ニ見テ種々附會ノ説アリ、マアト讀コトハマノ字ヲ引テ誦スレハマアトキコユ、マノ字ヲ引クコトハマノ字ヲ上聲ニ誦スル習ヒナリ、舊事記ニ大山上津見（オホヤマツミ）トアリ是モヤマツミト誦スヘキ音訓ナリ、上古ノ文切其文字下小字ニテ平上去入ノ字ヲ記シテ讀マシム後ニ小圏ヲ書テ四聲ヲ分ツ



如此ヲ新濁ノ聲ニ書ス

○○如此ヲ本濁ノ聲ニ用フ

如此ヲ星點ノ傳授トイフ、今南都北京根來亦各傳習アリ、是本音ノ博士ノ職ナリシカ官家ヲトロヘ浮屠ノ家ニ傳ヘテアリ

○尾張風土記今有ニ其殘編一、山川村里之名異ニ今所レ稱者多矣

○源氏物語にたきの盤といふは彈碁の盤也、後漢書梁冀か傳冀能挽ニ滿彈碁一云々、藝經云彈碁兩人對レ局白黑碁各六枚先引レ碁相當更先彈也、其局以レ石爲レ之云々、亦事文類聚前集にも見え侍る唐土久敷戯なりけるにや

○程子の定性書定は功夫にあらす廓然大公の功效なり、大學に所謂止を知て后定るも亦功效なり、正心誠意存養の後自定る然るを先定とするは非也、異端か學枯木死灰の如くならん事を要するは我より定と欲する入定也、定は自然よりす豈定るに意あらんや

○前漢丁寛從ニ田何一受レ易、學成東歸何謂ニ門人一曰、易已東矣、後漢鄭玄事ニ馬融一學及レ得辭歸、融喟然謂ニ門人一曰、吾道東矣、宋楊龜山徃ニ潁昌一學ニ明道先生一及レ歸送レ之出レ門、謂ニ坐客一曰吾道南矣、私曰三師同言然田何豈知ニ易道之精微一馬融固雜學不ニ知レ道者一獨明道絶世之學而龜山從ニ學之一遂四傳而得ニ子生子一道南之言豈虛乎

○詩周頌雝朱傳明本所謂諱不下以ニ其名一號上之耳、不ニ遂廢ニ其文一云々、清本作レ不下以ニ其名一號ニ之故一而遂廢中其文上文意安也予從ニ清本一耳

○神功皇后譽田天皇を御誕生の時槐木を逆に地に挿て其東に向ひたる枝にとりすからせまし〳〵てやすらかに御産ありけるよし舊記に見え侍る、釋慈鎭か愚管抄にも此事あり、按するに子母錄に槐樹の東に引る枝をとりて孕婦をして手に把しむれは即生れ易しとあれは異邦よりの傳へなるへし

○明朝帝王謚號

太祖開天行道肇紀立極大聖至神仁文義武俊德成功高皇帝

成祖啓天弘道高明肇運聖武神功純仁至孝文皇帝

睿宗知天守道洪德淵仁寬穆純聖恭儉敬文獻皇帝

出ニ于昭代典則廿七一按唐代帝王謚號始以ニ數字一范氏議レ之見ニ唐鑑一其亦有レ補ニ名敎一然明世宗更ニ先皇

謚號ニ至ニ二十餘字ハ嗟未ㇾ知ニ范氏之議一者乎、抑佞臣諂ㇾ之然乎

○皇朝類苑三十六云馮瀛王詩雖ニ淺近一而多ニ義理ハ曰窮達皆由ㇾ命何勞發ニ嘆聲ハ但知行ニ好事一莫ㇾ要ㇾ問ニ前程ハ冬去氷須ㇾ泮春來草自生淸君翫ニ此理ハ天道甚分明

○應神天皇の玉冠代々に傳へて後三條院の御頂にめてたくあはせましく〱けるよし東齋隨筆にあり、此玉冠も韓より奉りしにや、今の玉冠は唐の代の製なりけり

○尾張國愛智郡火上姉子神社は宮簀姫の命なり、亦日本武尊の妃兩道入姫の命をまつると或書にて見侍る、社家の傳習の說に異なるにや

○歌のことはに、ゆくりなくといふは心ならすの意也、亦詩に孤雲といひ一陣の風といふは孤雲は一屯の雲一陣はひとしきり也

○安治可麻の可家のみなとにいる鹽のこてたすくもかいりてねまくも

萬葉集十四未得勘知國の歌なり、按するに尾張國知多郡加家村あり安治可麻は知我麻の事にや

○或問敬齋箴守ㇾ口如ㇾ瓶、防ㇾ意如ㇾ城、斯語古人之言乎、曰富鄭公年八十大ニ書座屛於此語ハ予於ニ仕學規範ニ見ㇾ之

○佛家彼岸の說谷響集にいへるも猶其出る處を慥にせす別に佛經の說ありや、予曰彼岸西方淨土經に時正脩善の事を說是其據か、曰彼經は浮屠氏僞經といふは如何、予曰佛經いつれか僞書ならさらん我邦彼經によりて彼岸會を立初しかたとへは十王經は佛家殊に僞經と稱す、然れとも十王堂を立て施物を貪るのみ

○萬葉集雜字抄

淸ノ江(スミエ)（墨の江はかな書也）　泥漬而(ヒツチテ)（袖ひちてといふはひつちの音便也）

味酒三輪（平城の酒造る事は古しへよりあり三輪より始る敗松の葉たてゝ酒うり侍るも三輪のよせあ

ろ事にこそ)
櫻田部鶴鳴わたる年魚市潟汐干にけらし鶴鳴わたる
常不止　名兒山(筑前國宗形郡)　明津神(明神なり)　白祖神　高(嶽なりたけは高きことは也)
冬薯蕷葛　住吉之名兒之濱(是筑前の住吉歟)　吾兒　奈呉乃海(同上)
年魚市方鹽干にけらし知多浦に朝撈舟も興に依る所見
雲飛山(かな書なり)　楓木　殆(ほとんどは轉語也)　茅花　幣　白鳥ノ鷺坂山(しらとりはさぎといはん枕ことは也)　山響(やまひこはひびきの轉也)　荒競(あらくきそふの轉也爭なり)　白風　草花
吉魚　田墾　開木代(山城なり)　玉響　入風　白細布
呉藍　くれあゐの轉也紅花なり)　鶏冠草花(類聚古集云鴨頭草亦作鶏冠草云云此義によれば可ニ月草一歟云々)　白水郎　鰒　旭時(アケトキ也)　鶏　臨時　多集　眞珠　避　言痛(こといたき也)　桃花
褐　客儀　唐棣花色(やまぶき色なり)　及見　湍門　徒　心　霹靂　神酒　五十師ノ原(伊勢)　麻笥
(今桶の和訓とするはたかへるにや)
百岐年三野之國之高北之八十一隣之宮云々
小沼田之年魚道之水乎間無曾人智挹云々
　尾張の國なり
振放見者　茵花(或馬醉木花)　大分青馬　欲(ホッスは轉也)　童女　幘鼻
奥鳥鴨云船之還來者也良乃埼守早告許曾
　神代卷おきつ鳥かもつく船は船つく島なる事此歌にて分明也
三更　海邊　於母保之賣志　思なり
○薬隆禮所撰遼志曰契丹之始中國簡冊有レ所レ不載云々、相傳有ニ男子一乘ニ白馬一浮ニ土河一而下、復有ニ一婦

人ニ乘ニ小車ー駕ニ灰色之牛ー浮ニ潢河ー而下、遇ニ於木葉山ー顧ニ合流之水ー與爲ニ夫婦ー此其始祖也、是生ニ八子ー各居分號ニ八部落ニ云々

似下吾伊弉二神乘レ海而下爲ニ本邦始祖ー及生ニ八洲ー事跡上歟

又記ニ其地後世俗ー曰、七月上旬射レ鹿夜半令ニ獵人吹レ笛倣ニ鹿鳴ー既集而射レ之云々

似ニ吾秋分之時吹レ笛呼レ鹿射レ之者ー

○宇文懋昭金志曰、金ノ國本ト朱呈眞蕃語舌音訛爲ニ女眞ー或曰ニ慮眞ー避ニ契丹興宗名ー又曰ニ女直ー肅愼氏遺種渤海之別族也、或曰ニ三韓辰之役拏氏ニ云々

按宋浩皓所撰松漠記聞曰、女眞卽古肅眞國也、東漢之挹婁元魏謂ニ之勿吉ー隋唐謂ニ靺鞨ー云々、我邦古靺鞨人來見記、今樂府有ニ靺鞨曲ー卽彼國樂也

○唐玄宗先天中多く書を集め日本國の紙に書し事唐李濬か松窓雜錄にあり、凡そ我國の紙異邦に稱せし事彼國の書にあり

○卓異記曰中宗皇帝弘道元年二月六日皇太子卽位、嗣聖元年二月八日降ニ盧陵王ー聖曆元年九月十五日重卽ニ帝位ー謹按中宗皇帝卽位後復爲ニ皇太子ー亦重紹ニ寶位ー昇降兩度自レ古無レ此、此昭宗皇帝龍紀元年三月十三日自ニ壽王ー卽位至ニ光化三年ー十一月三日遷爲ニ太上皇ー至ニ天復元年ー正月一日返レ政却卽ニ帝位ー自レ古未レ有云々

按亂世之極至ニ于此ー我朝未レ有ニ此類ー也

○秡の詞に級長戸の風といふを西北の風なりといふ古人の言にありや曰源順の歌に

山の端を科戸の風は吹はらへかたふく月やしはしとまると

○和歌の三神は何れの事に出たる、曰神代傳授記及ひ諸神記に依れは、和歌三神は住吉表筒男中筒男底筒男なり、人丸赤人衣通姬は何そや、曰これを和歌の三聖といふ

○今俗に醫師の名あるを藥師といふ、是藥師佛應病與藥の事を浮屠氏いふ故に藥師を彼佛に比していふなるへし、但し別にもとつく所あるや、曰子か言のことくなるへし、少彥名神は我醫藥の祖神なり、然るに神名式に鹿島大荒磯前藥師菩薩神社といへるも佛號を合せてといふ、亦按するにいにしへ我朝醫家に藥師といふ姓あり、續日本紀孝謙記曰內藥司佐從出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良といふ人あり、其祖德來は高麗國の人我邦に投化して朝に仕ふ、德來五世の孫惠日唐に入て醫術を學ひ得たり、朝に歸りて藥師の姓をたまふ、後に姓を難波連といふ、思ふに藥師は尸(カハネ)なり、凡朝家の政を執る人の姓には朝臣の尸あり王家の親家は少兄(亦宿禰と云)國司は國造郷邑の司は連稻置等の尸あり、眞人道師は學者の尸忌寸(イミキハ)祠官の尸直(アタヒ)は商人を司る人の尸なり、藥師も亦醫藥を司とる人の尸なり、されは古しへ典藥の人藥師の號ありしを後世音に呼なへての名醫をやくしといひしか後は藥師佛の事と心得て混しけるにや、鍛師も亦鍛工の尸也舊事本紀倭鍛師等か祖天津眞浦(古事記作ニ麻羅一)といへり、今は種姓異なる鍛工をもなへて鍛師といへる類なるへし

鍛冶(タンヤ)を鍛冶(カヂ)の音にせしは異邦よりの誤なり、是もかぢと讀とも我朝のかちといふ元姓の鍛師なり、かなじと訓する略なり

○續日本記仁明紀有ニ陸奥國玉造溫泉石神之名一、以ニ此石神一勿レ混下認三狐神而稱二石神一者上

○歌書に式神といふ名あるは式伏といふは何事そや、曰是人形の識神なり巫蠱の妖術也、古記の式に厭付るといふ是なり、もと身の代の人形より起れるといへり

○博物典彙一曰冬至後陽生用レ事、而日反行ニ陰之北方一、夏至後陰生用レ事、而日反行ニ陽之南方一者蓋陽用レ事則日氣盛也、故能進而入ニ於陰方一陰用レ事則日氣衰故退而反ニ於本方一

月云々明不ニ全瑩一而似レ瑕者又何也、世俗桂樹蛙兎之說其惑久矣、或者以爲日月在レ天如ニ兩鏡相照一而地居ニ其中一四旁皆空水也、故月中微黑之處乃鏡中天地之形、略其形似而非ニ眞有ニ是物一也云々

信景按斯說近ㇾ理然意上絃前後月與ㇾ日兩在ㇾ天、則不ㇾ可ㇾ謂三日月之間有ㇾ地爲二此黑形一以ㇾ鏡搨倒則屋裡之物影有二鏡中ハ、夫月水之精水能浮二萬象ハ、月在ㇾ天地形入二月中一爲二微黑形一乎、識者察ㇾ之

○本朝三種神器惣謂二之神璽ハ、別謂ㇾ之則以二八阪瓊曲玉一爲二璽ハ、謹按璽本符節名唐制天子有二傳國璽及八璽、皆玉爲ㇾ之博物典彙曰、神璽以鎭二中國一藏而不ㇾ用是也、我曲玉神璽授受傳國之璽也・亦別有二天子印章一位記等用ㇾ之、其文曰二天皇寶璽ハ、漢舊儀曰璽皆白玉螭虎劍文曰皇帝行璽皇帝之璽皇帝信璽等云々、五代周始造二二ハ寶一曰二皇帝承天受命寶ハ、曰二皇帝神璽ハ、自ㇾ宋以來多號ㇾ寶、璽者惣謂二天子符節一也、明嘉靖十八年二月曰ㇾ造二御寶璽十一顆ハ、則璽寶共一物也

○同稱異神

倉稻魂（三神）　玉依姬命（三神）　賀茂（山城大和）　媛許曾（攝津豐前）　南宮（攝津美濃）　熊野（紀伊出雲）　丹生（紀伊大和）　中山（美濃山城）　石山（大和備前）

○同名異人

倭姬六人　孝靈帝女二人　孝元帝女一人　崇神　帝女一人　垂仁天皇女一人　開化帝御宇一人

人麻呂四人　柿本　玉手　羽栗　加茂　小町二人　小野　玉造　淸麻呂二人　卜部　和氣　崇道天道

二人（尊號なり）　舍人親王　早良親王　行平三人　在原　橘　一人者鍛工也

犬養二人　一人は大友亂に死す一人は坂上大國の子也

豐成二人　橫佩　石川　千方二人　一は天智御宇　一人は朱雀御宇

乙丸二人　藤原　大伴　仲丸三人　大伴　惠美　阿部

藤夫人之稱二人　房前女　武智麿女　東人二人　大野　良峰

麻呂二人　藤原　紀　元方二人　菅根之子一人　棟梁之子一人

是等類亦多矣亦於二姓氏一則如二藤原ハ、一ハ神別鎌足之流、一ハ皇別表米之流也、尾張連小豐命裔尾張部彥八

井耳之後也、同姓而又有二嫡庶之分一、若二夫源氏一代々皇子賜レ姓則多爲二源ノ朝臣一

〇辛丑異邦厦門乃鄭氏（國姓爺の孫名は奏舍）明皇の裔武帝の孫を奉して兵を擧厦門臺灣等を拔て明の興復をなす、明の殘民等多く是に隨ひ附て數士の兵勢ひ猛く、北京より兵三十萬を以て是を討に明兵事ともせす是を討やふり其將師皆戰死せり、南京を攻北京に入らんとす街談さま〳〵なり

丑の五月入津の唐船の談とそ

八番船まて來る其年六番船の說と云々其詳なる事を聞すといへとも先しるし侍る、其後奏舍生捕れ入牢す、後年淸帝奏舍をゆるし臺灣を與へられ住せしむる談別に出

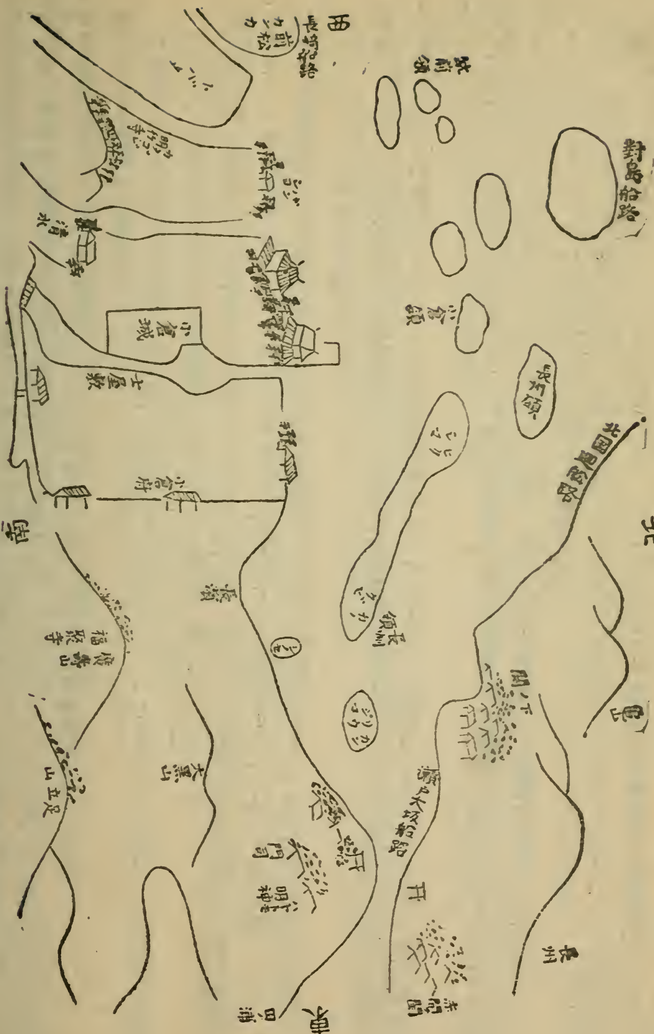
〇長門豊前の小圖或人の許にありしかはこゝに寫し記しぬ、はやともの文字の鬮以西實に海門絕景にしてもろこしへわたる舟路もこれよりすとかや、小倉官府こと更都會にしてにきはしき地也とかや

小倉の城は黑田如水の後細川忠興（越中守慶長五年）忠利二代居城なりし、寬文九年小笠原忠貞移られしより今に代々かはらす侍る

〇壬寅五月十五日蝦夷希有の大地震大山二ツ崩れし異獸多く出はしりし中に二面八足の物飛事風のことくなりし、夷人是を捉んとしけれとも得る事能はすして行方なく成侍るなと聞えしよし、奥の仙臺なる人の文に見えし

〇八丈島に流人日蓮黨本光張本として一船を盜取乘り曉に豆州の地に至る、浦賀の番人沖に異なる船のたゝよひて入もやらす見ゆるを以て吏所より船多く出して彼者共を捉へ東都に送る、凡七人有しといふ（八人有て黨せしか一人は約を變して留る）六月の事とそ

〇異邦今茲明の洪武帝の裔朱武晉（チウウヽチ）の孫朱一貴（チユイツキク）福建璋洲泰縣の臺灣南路に居せしと云々、兵を擧自順成王（シユンシンワン）と號す（淸康熙六十年我享保六年辛丑也）四月十九日の夜福建の內臺灣南路統領營の參將官苗景龍（キムロヲン）を討取夜軍城軍多く討されて殘卒降人となる、夫より臺灣の官府へ打入同し晦に至て大に戰ひ惣兵官歐陽氏（早


對島船路
小倉城
北國船路
北
東
西
長州

く妻子を他境へ退け軍兵をあつむと云々）安平鎭の副將許氏(キイス)とゝもに戰死す、臺灣道爺官(タウエニ)梁氏(リヤンス)は船に乘して厦門の地へ走る、彼地水師提督施氏(シイス)いまた三將の戰死をしらす、故に梁氏を拒て入れす梁氏即自殺後臺灣の殘兵所民遁れて厦門に至る、是によりて施氏驚て福州浙江の惣督覺羅滿保(キヤロマヤンポ)に急を告く、五月朔日朱一貴臺灣の地三縣の敵を悉く打取、正月十五日覺羅滿保厦門へ渡り水師提督施氏を將とし兵船數多相添臺灣近境澎湖に至らしむ、浙江福建廣東三省の官兵數萬騎を以て六月十三日臺灣に至て十六日大に戰ふ、朱一貴利なくして地を去三四里引退く、六月十七日十九日の合戰及ひ廿三日の戰に朱一貴利なくして退く、廿五日淸兵抱拓官倪氏厦門に至る云々、朱一貴の將惣軍吳二周といふ者今年百五歲と稱し兵卒を左右し力戰人を驚かすといふ、其後朱一貴大に勝て臺灣を隨へ軍士四人を撰ひ國主に封し安平鎭南路北路の兩營を守らしむ、諸州急を北京に告といふいまた天兵の來るを聞すとかや（七月十二日南京船頭沈玉田談なり）

右七月九日入津寧波を出し船頭鐘覲天同十九日入津寧波出しの船頭尹心宣同廿四日入津厦門出しの船頭康子斐等我長崎の吏所に告る街談なり、即風說定役及ひ通詞の者をして譯し記錄し關東に達せらる其記を見て略して此に筆す、猶其後の事聞まほし五月我國に夜々白氣を見る此時にあたれり

○遠州鹽見坂はいと面白き境地なり、狂瀾風なきに漲りて潮音怒雷をなし海色白雪をくだく御覽記等に和歌あり

富士　義敎將軍

今ははやねかひみちぬる汐見さかこゝろひかれし富士を詠めて

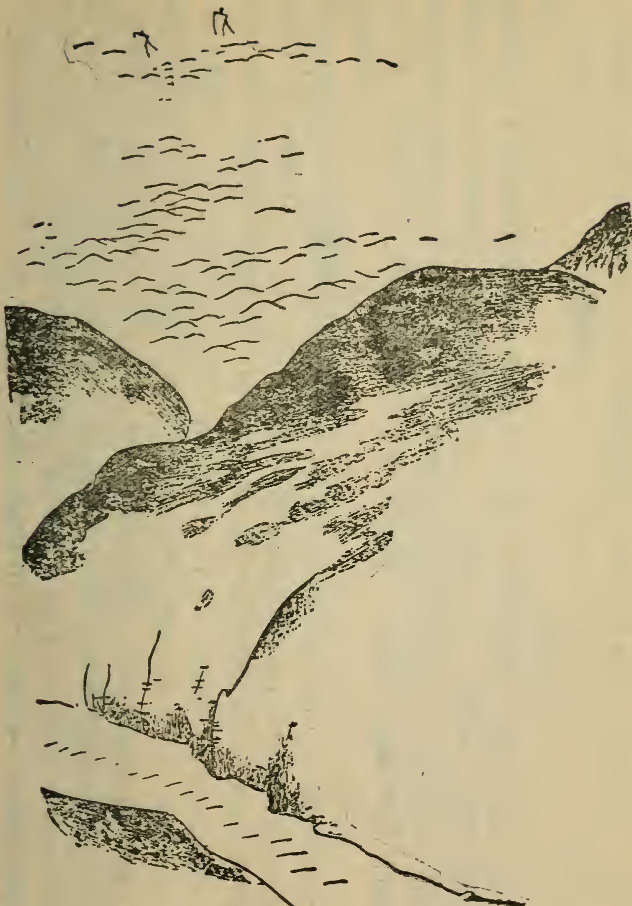
御發句

秋寒みふしのねも見つ汐見坂

又飛鳥井宗世明應八年五月東行の時

汐見さかとゝろひかれし富士もみつ今はみやこをさしてこそさせ

享保六年二月の末歸鄉の時彼坂路にて寫し置し假なる圖反古の中に侍りし、只其時見し心地す亦こゆへ



き折をまつへき身にもあらす覺え侍りし程にうつし後のかたみとなんし侍る

○書籍に「如此するを釣頭と云、捜神後記に見



○尾張は小墾なり、尾張風土記佩室の臣を討終れり、其國を號して於波利の國といふも附會に似たり、國名風土記の說取に足らす、小墾田の天皇を小治と書は字書に墾は治なりとある故也、亦大和國に高尾張邑あり是もまた小墾なり、吾尾張國今小針村あり、當國中央の地にして尾張といふ地もと此所也、小針は假名書なり今俗におはり村といふは訛れるや

○風聞　國語賈逵註曰風者采也采ニ聽商旅之言ニ也

○法師櫛蓋といふ俗語は秘笈所謂和尙嗜ニ梳篦ニ同シ

○古佛像にとりの作とて希有の珍とするあり、按に日本紀(廿二)に鞍作ノ鳥爲ニ造レ佛工ト云々、推古天皇御宇の人なれはいとまれなる作佛なるへし

城東赴中寺本尊三身の印の阿彌陀は前大納言家御寄附なり、是鳥の作と云々絕世の古像といふへし

○穢詞謂皇孫瑞御殿者稱ニ神武天皇ニ也

萬葉集二十卷家持所作喩族歌に見ゆ

鹽尻　巻之六十六

○禮曰大夫燕食有レ膾無レ脯、有レ脯無レ膾、士不レ貳羮胾ニ云々
大夫の祿重きも尋常（ツネノクヒモノ）には兩（ナマスホシ）備へ食はず、況や庶人をや、古しへの人其質朴なる事是を見て知るべし、後世我人朝夕羮胾の貳あるのみならず滋味を嗜て　數椀の饌を用ゆる事實に忌憚る事なきの甚敷なり殊に今暴富の人家食を美にして器皿を盡し、衣を新にして飯形を巧にするを事とす、嗚呼恐るゝ事なからんや、凡そ身は一縷を被三飡を食毎に織婦の勞農家の苦を思念せざるべけんや、是を忘れて自肆なるものは終に他の毀唾を受けさるはなし、其大なるは身を亡すに至る是を愚といはざるべけんや

○鳳凰生而有ニ仁義之意一、虎狼生而有ニ貪戾之心一、兩者不レ等以ニ其母一、嗚呼戒レ之哉大戴禮
是男女婚禮を正しくして其始を愼むべき事をいへり、今世色に迷ひて奸婦を納れ婬亂の中より子を生ず何ぞ其子好るべき、己れより正しからて子を責るは痴人といふべし

○或人云今の俗貴となく賤となく節分の夜炒豆を撒て祝事とす、所により除夜にするも有之追儺より起れり、中世の詩なんにも見えしといへりしに、京人ありて云洛外御泥池の艮隅に豆塚といふあり、傳へ云寛平の御時京師疫癘流行せしに神託の事ありて此地に貴船の神を祀れり、除夜に土人神輿を舁て此池を廻り其後炒豆を升に盛りて四方にまきし餘り及ひ升を土中に埋みし其處を豆塚と呼ひしと是疫を追祝事なりとぞ、されば炒豆を打侍るは寛平に起り京師より始り諸州にひろまりしにやといへり、此事、宇多記略なんとにも見えされば、不審ながら風土に傳ふる事に間々又故實なきにしも侍らざるにや

○和漢俗語も古今不同とたとへば昔誑惑者と呼し（沙石集等を）百年以來は鳩の飼といひ、頃日は是を謹摩の灰といふか如しかゝるいたづのもの異邦にも多きにや彼國語を聞けば種々あり其略は

𠹭子（我國にいふごまのはいのたぐひ）
響馬（やまだち也）
悶香（我國にいふこせう頭巾の類也）

小嘍囉（小盗人也）
草冠（おいはぎ也）
一夥反人（ひとむれの悪黨也）

此類にて知るべきかも、嗚呼太平の代は山盗海賊の徑を剪て人を殺し財をうばふ悪黨なしといへども間々放手の破落戸賭坊にあつまり、酒色をすさみ肆なる不好輩等ごまのはいとなりて人を詐して物を取、或は旅人を殺して財をうはふ類道路過客の害往々聞侍る、丁酉今年九月勢州椋本の商客東都に下る路桑名邊より𠹭子付添、名古府を通り內津近所にて彼いたつらもの旅客の包を盗て跡なくなりぬ（金數十兩有し）旅人是を追ひ大草山の麓なる民家近き所にて其盗人を切殺して荷物を取返し侍る（所民共に府下に來る有司共故間郷へ告けり親族來り謝して旅客事故なく歸り侍りし）亦同し頃豫州西條の商客を𠹭子等路より付て勢州鈴鹿山にして彼の商客を切殺し其荷物をうはへり（二人の內一人は少し疵かうふりて死せず）故に領家よりさま〳〵尋ねられ侍るよし聞えし、勢州邊はかゝる賊絶す出沒して旅人を刧し侍る、驛の者も是をは禁する事を不得若是を正せは必あたし侍るとて知らす顏して過けるとなん、領家の有司何そ是を嚴に戒めさるや、綠林白浪の恐れは戰國の事也治世に何そ道路に反人あるへき、嗚呼かゝる悪黨あるは其州の宰のをこたれるにや

○江州葛川の嶽は叡山の別院（ひゑの山の奥の院と云）相應和尚の開基にして觀音不動毘沙門の三聖像を彫して安置せり、此に瀧あり和尚行法の時飛泉の上より火炎落かゝりし是靈木なり、卽ち是を以て像を作られし不動の感得いちしるし、故に明王院と號すとかや靈驗今もまた響のことしと云々

山門山住の行者六月會に入峰する靈所也（叡山より北の方十里ばかりの道程なり）前行一百日無言にして叡山の諸堂靈所を每日まはりて拜す（其道七里半と云ふ）入峯して七日斷食し行を滿す、此地に淨鬼淨滿とて民あり、和州大峯の前鬼後鬼が如し入峯の修驗を導くとそ、此年丁酉善光寺大勸進職（開善院の

慶雲僧都）金を施して彼黨を重修せり（開善院前に百金を入れて山門の如法經を再行す）平信長山門を滅亡せられし時取隱せし大小の本尊多くは此地に有て山中に朽のこれりといふ、其時中堂の藥師如來も燒失ましましける、傳教大師あらかしめ末世の異變を鑑給ひしにや江州の内七所に同しさまなる像を作り置せたまひしかは其内を以て今の本尊とす（東都の瑠璃殿の本尊もやはせより移されし也）西堂の釋迦のみ奇異のしるしありて八瀬の辻堂にうつりましましけるを、山門再興（秀吉公）の時御歸座と云々（長二尺餘立像と云）江州にて四明の末寺多し今も伽藍所々に殘り侍るといへり、大方荒廢に及ひし寺間々ありと台宗の僧かたれり、亦西塔の灌頂久しく絕しを此冬再興とて門下へ廻文有しとなり

○古跡はなつかしき物にこそ侍る、凡そ興廢皆因緣あり、尾張の國分寺（中島郡矢合の荻園）なんと跡なくなりし、城南元興寺は道塲法師誕生の地にして南都の元興寺をうつし建られしかは、そのかみは類ひなき伽藍なりし、久しく荒廢して寺號のみ所に呼傳へ、古瓦亂れて此邊にくたけ殘りし丈六の如來面（藥師なりしといふ）觀音の御首朽しまゝにて草堂にあり、けうがる世すて人なんと住して幾年か過侍りしと、丁酉の冬香譽上人（建中寺前住）其絕たるを再興して元興寺の號を新にせん事を公府に啓し造寺の志侍るいとめてたしや

　享保三年戊戌三月十一日所請のことく再住せらるへきよし公命を成たまふ月十三日香譽上人狀を以て予に告たまひける

○仲冬初二愛知郡末森村に遊ひ里北城山に登る（城墟東西百間余南北七八十間二重堀）こゝは天文年中織田備後守信秀築て同郡古渡の城より移り住せられし、初め中島郡門間庄勝幡に起り享祿中名古屋の城を奪ひ（天文十五年信長生る）亦古渡に居し此山にて卒せらる、當時威をふるひて今川家と戰ひ（三州小豆坂）大に駿兵を破り慶濃州に向て齋藤氏をうかゝひ、終に山城入道（道三）か女を以て信長に嫁せしむ、故に兩國無事なりし、天文十八年三月四十二歳にして下世せらる、家督信長（上總介）統て武威益盛んなり

し(名古屋城に居す)此山の城は舎弟武藏守信行(初め勘十郎)をして居らしむ、信長中島の清須城に(斯波家代々の城地なり)移りて後(弘治二年)林(佐渡守其弟美濃守)柴田(後修理亮と稱す名は勝家)等の家臣信行を奉して主とし信長を殺さんと謀る、故に戰鬪に及ぶ美濃守殺され柴田も敗走す、信行薙髮して罪を謝せられしかとも次の年(弘治三年)正月信行終に清須城にして害せられしかは末森は城主なくて廢蕪せしとかや(今年丁酉に至りて凡そ一百六十一年)城地墟を殘して昔かたりとなりぬ(古き井二三ヶ所今猶存せり)嗚呼氣焰星斗を摩しも空しく荒草の霜をかさねて見ぬ世のあわれとうつり行有さま、すへて青山白髮の恨を益に足れり感ありて一絕を吟す

功名爲咋槐安夢　瑟々山風不拂悲　提劍據鞍轉何在　只看老樹落紅飛

元は里にならひ建しを、近き頃渡邊家某山地を寄て寺を丘上に移す、寺東の山に藥師堂あり桃巖道見(信秀)松岳道悅(信行)の牌子舊り殘れるも哀れ也、雪岑秀顯は柴田勝家の法名とかや、此寺は快翁俊和尙開祖なり嵐雪みたれて改變多く木葉ふり埋て幽徑さびし

冬ふりしかれの〻薄霜にふしてさそふあらしの聲たにもなし

亂山のすかたさむけき中に木曾のみさか高く雪を見せてしろ〳〵とさし出たるは富士の根に似たり、越の白山はるかに見えて限すさまし、南海夕日にうつろひて船の帆影夫かあらぬかと詠の末も限しられす山を下れは池水波をた〻みあしかもの群居るもえならす

あしかものあしのはとなく行水はこほりもあへぬ池のさ〻なみ

なんとつふやきて歸侍りし

○先學話(東都跡部良顯元祿十三年の記也)とて儒學者の書る物あり、樣さまの事を俗語に述し其一二

藝の有ものは不仕合なり、再求は孔子を師にとりてもおのれか藝に自滿の氣あり、まして今時の輩をや或は私はひよんな事に數年骨を折りましたなと〻いふは夫かすくに自滿なり云々

おれは學問はせんから何をしても大事なひといふは非なる事なり、出家か袈裟をはつせは魚鳥を食ひても能といふやふ成ものなり、殺生のいたましき事はさらになきにや、されば出處進退も學久せねば構なひといふ者あり大にあやまれりける云々

佛者か此世を假の宿といひて土藏を建置はをかしと云々

かゝる類多し、けに小藝をうりて利を貪り名を求むる者ノ甚心はつかしからぬかは、又自家儒者にはあらずとて恣なるは無道の至りといふへし、さても世に佛の道による人多かれと實に世をはかなみ穢土を厭離する者幾はくもまれなるにや、土藏作りの後世願ひこそ多かんめれ

○和漢問答は重恒翁か筆なり、神道とて近頃より世にもてあそび學ひ侍ることくさを述たり、其中に唐土の事をいふとて

國號は其國の治りし始より自然と神聖の德を以て其號備侍るへき筈なれは、其時々の帝の心々に國號を附しけるは私なる事なり、是國からの惡き故帝王一姓の正脈にて治らさるしるし也云々

また堯舜の讓位湯武の放伐心よからさるさまにいひなし、且唐土人は心おくれて官人たる者の獄に繋れ笞うたれても亦もとの位に昇りおめ／＼と事をも取侍る、陳文子か如き傍輩に君をうたせなから仇を忘れて他國に去ぬるをも淸しとゆるされ、遽伯玉も傍輩の其君を亡さんと謀るを聞なから知らね顏して其場を去しを君子なる哉と褒られ、曾子は武城の大夫の元にありし時寇盜の入來るを見捨て去れるも聖賢ゆるし置れしを、皆非興のさまにして其國からに付ての事なりといへり、まことにけなげなる氣象も見えさるにや、されとかゝる論は我國の古へ學ひにとめる人謂立さる事にや、近年の神道者唐土をは何事もあしさまにいひけし、我國をのみほめほこり侍る論多く聞ゆ、尤かゝる心は我國に忠ある樣に聞ゆれとも我先王の御心にもあらず代々の名臣の言にも似ず、只一門戶を立て自新義を張大にせんとする我執よりさま／＼の言語をたくみ出し侍るにや、かゝる論大かた出口延佳の陽復記の比より世に樣々の書も侍

るかと覺えし、但し惟足の門人なんと殊にけやけく神道とて世になり侍るにこそ、是は卜部家の餘誕にして山崎敬義翁一流の神道を作り出せしを今亦言をそへて一家を立る者とも都鄙に多し、千早振神の道再ひ明らかになるが如くにして是より更にあらぬ事と成行侍るにやあさまし

〇或人云旡の字は無の略字なるやうに思ひしに、周易にかきりて必す旡の字を無ひて無の字なきは如何なる事にやといへり、云々無は古しへの橆の字にして蕃橆（ヘンフ・シクル）と連續す、豊有無の無はもと旡の字なりしを音同しき故秦の代より橆を以て旡の字に作せし、秦の李斯が隷書に林を變して四點と改めはしめて無の字を作れり、されは諸の聖經は秦火に焚し後復是を書するもの、改字の無を用ひし惟易のみ焚列にあらされは昔のまゝに旡の字を書傳へ侍る事字書に見えし

〇或人云淨土宗に八枚起請と云ありと聞何そや、云々圓光大師の一枚起請に聖光上人相傳の一紙を添られし後記主禪師(鎌倉光明寺の開山)文永六年八月貳拾九日の誓詞良曉師の正和二年二月十五日の誓、定慧師の康永二年八月廿三日の誓、良順師の應永十年五月廿六日の誓、順譽師の永享五年十一月三日の誓、常譽師の康正二年の誓詞を稱して八師相傳の法文といふ

　是佐介(光明寺一流)正流の相承として元祖の教戒に違はさるしるし也東常緣入道此・傳を受て後よめる

　　誰もしるなもあみたふの六つの字もつたへてこそは猶とうとけれ

〇我國官家神事の時冠の巾子の角にかけ給ふ白糸のあるひは青糸の組緒を(左右十筋亦は十二筋)日蔭蔓といふ、是神代卷に所謂蘿(比舸礙)古語拾遺に蘿葛を比可氣とよめり、古代の風俗にして神事の冠に付給ふひかけかつらは一名下苔または山海松ともいふ、蔓草にして淸き山陰に生して愛すべき草なり、圖せしか如し凡そ蘿の字をつたともむくらとも訓せらるにや、此つたは四時葉青し駿河國つたの細道にありて久しく歌にもよめり、我熱田の祝師尾張氏の門に正月二日かけ侍るは此つた也、されと松風蘿月と

日陰蔓の圖



いふ蘿は秋紅葉のつたの如く見えし、按するに蘿は字書に莪なり共いへり、亦女蘿は兎絲の事といへとも釋文には木にあるを女蘿とし草にあるを兎絲とすなんと侍るにや、亦蒔蘿香も一草といふ說あり蔴蘿薜蘿なんといふも皆蔓連する草なれはつるある惣名にや、されと大根を蘿蔔といへはつるにしも限らぬ様に覺侍る、知れる人わけ正しく好事にかたれ

山より取來りて植置に久しく青し、されとも里には土あはさるにや終に枯侍る

○此冬(丁酉十月)東都民地に諸家の扣家ある其惣かこひを取拂ふへきよし令せらる(倍臣及び商家寺々の扣地等も同じさま也)御鷹狩の障り且は無益の家造り侍る故とそ、されは太平の人々本宅の外下屋敷なんと賜はりて土木の費昔に倍せるに、亦私に農民の地を買家作りて或は妾を置或は水石を巧にして遊所の隱れ家とする方多かる、斯あれは世の費をいましめましますにや、天下是を以て其心を愼み侍らは非に落る咎は侍らし

○和光謙上人冬日卽興之韻

呼我一聲鶴　覺來寒夢晴　回頭遙嶺雪　眼霽白雪平

和竹龍王之韻

疎竹有聲孤枕靜　破窓鐘斷夢回長　朔風深州(本ノマヽ)發梅去　結凍更知時序頻

○或問勅會御供養等の時貫首參堂の行列さま〴〵の名目ありと如何、云々されは其略(東都璃璃殿供養の

時の行列）を云に
所守（俗なり）　鎰取（俗なり）　専當（僧なり）　檢非違使（官人なり）　前駈　坊官（俗
と僧とあり）　三綱（大法師律師等従儀師威儀師）　綱掌（僧なり）　十弟子（如意座具居箱草座）　貫首（執綱殿上人同
同）　執蓋（殿上人傘沓草鞋）　上童子（中童子大童子大童子長同同同）　御後官人（僧力者同）　扈従
（官僧）　大衆ノ群行（或は官人の後殿も侍ることあり）

右台家密家大概此のことし、淨家は大同小異あり知恩院吉水大師五百年御忌　勅會の次第を以て見るへし（前に記せし故略之）

○神無月の比美濃國に行て歸りし人語らく、武藝郡大矢田の天王にまゐりし、山深く岩ほえならず松茂て神さひたる社なり、樓門に下馬の牌あり（門の柱に打付たり）供僧二院あり、大門凡十八丁にして六町は松高くならひ六町は櫻木立いとふりたり、亦六町は楓樹茂て紅葉たとうへき方なく目もあやなり（木の太さ二圍はかりなる多く楓葉大小ありて色もさまざまあり）夕日にうつろひて人の面赤く見ゆ、大矢田の紅葉とて國にしらさる者なし、此木は後醍醐院勅して植させ給ひしと所にはいひ傳へも侍るとぞ、あれは京近き山か東都のかたに有まじかは旅人ひきもたへす侍らんにひなといふ名に口をしくも人目まれにしてさひしき秋のかたみなりけりといへり、實にも都近き所に中々景色の勝地また多かる、かゝる地歌枕にももれ侍るにこそ、又其御社は式內外の宮社にもや侍るらん緣起なんと聞まほし（社拜殿等も大に祭場所別地にあり御靈會の時車一軸わたり侍るとぞ名古府より北のかた十餘里の所なり）

○惠心僧都勅によりて參內し稱讚淨土經を侍講申されけれは、叡感のあまり本尊香爐及ひ御衣を賜はりしかは古郷なる母公の方へ御衣を贈られし返事に、是を榮とし悅とする心中々にうらみられし其文の中に

山へのほせたてまつりて後はあけても暮てもゆかしさは心をくたきけれとも、たうとき道人となした

てまつるうれしやとこそ思ひしに、大内の交りをし官位にすゝみ青紅索香の衣の色をかへ君に向ひ奉り御經講讀し御布施の物を取たまひ、か程の名聞利養のひしりと成そこねたまふ口惜さよ淺ましさよ只々命を限りに樹下石上のすま居草衣木食に身をやつしはて木をこり落葉をひろひ、ひとへに後世たすからんとしたまへとこそこしらへたてしに、再ひさかえ出王宮のましはりをなし官位階のしなさま〲の袈裟ころもに出立を飾り、名聞の爲に說法し利養の爲御布施更に出離の御はたらきにあらず、只輪回の御身と成たまふぞや、あひかたき優曇華の佛敎にあひぬれはと思ひ入れて後世助かり給ふへきにて候に、かなしく一旦の名利にほたされたまふこと愚かなる、中の愚かなる事殊に口をしき次第淺ましくこそ候へ、是を面目と思ひ給ふは賤しき迷ひなるへし、夢の世に同しまよひにほたされたる人々に名をしられて何かはせん、なかき世にさとりをきはめて佛の御前にて名をあけさせたまへかし佛法を知らさる賢人さへしゆやう山に登りこもりて王命をはいなひ申せしとかや、況や剃髮染衣の御身にて捨身の行に趣きたまひし山籠りのひしりの何條さのみ勅定にかゝつらひ、男女雜居の所へは出させたまふへきそ、またたまはり候御衣はいかにしたる御はからひそや、旣に如法如說の聖さへ布施にうたれては地獄にこがさるゝとこそ申に、稱讃淨土經しようとくの御布施の御衣此あまかとりて何とすへきや、後世たすくる迄こそなくともかへりて三途に引落したまふへき事あさましとも申すへきやうなくと手にもふれしと思へは此儘法師に返し候云々取意略文

嗚呼賢なる哉此老婆かくてそ僧都も浮世をいとふ事いやましに欣淨の念厚くして、往生要集を述し自他を利益したまへり、季世の僧法師權門勢家に自ら近つき諂らひて、名を求め利を貪る者此老尼の筆の跡を見はいかて面に汗せすして有なんや、是に慙愧の心なからんや禽獸にも劣り侍らん、僧都もとより名利の人にあらず、只至孝の志より遂れる物をさへつれなき迄に追しいましめられしは後人のおよふへくもなきしわざなりける

今世日蓮黨わきて貴家を祈禱にあさむき、邪法を勸めて他の壇越を引入れ、富人に衍ひ近つき是を世にほこりのゝしる者共いやしきさまいはん方なしや、諸宗の僧といへとも金を出して色衣を着し、只財寶をつかむ謀を逞しくす、儒門是を憎み侍るは理りにも過たり、國賊の名のかるゝ方なくやありなん淺まし

○昔雀玄暐か母（盧氏）其子を戒めて曰、兒子の官に從ふ者あるに人來りて其兒今貧乏にして存する事不能といはゝ、是好消息なり、若資貨充足し衣馬輕肥なりと聞は是惡消息なりといへり、後世仕官の者日々に富貴に志し非義の財を得て衣服泉貨を以て其父母に贈れば、父母たる者但喜悅する事をのみ知て終に此物いつれより得たると不問、大概非理の物を以て父母にまゐらするも多し、是自盜賊の業にして親を養ふより淺ましきかたも侍るにや、幸にして大咎なく共心ある人內の愧さるへけんや、程子曰「順」理則裕從」欲惟危と世に立人夫是を念はさるや、嗚呼儒佛其趣殊なれとも慈母の義方を以て其子を敎る心はひとし、我先妣毎に翟母か戒を稱して人の子あやまちあるを聞ては其母の姑息痴愛をいたましかり侍り予をして非に落入さらしめんとのみ戒られし、往事夢空敷燈下古を懷ふに淚落そふる中にも思ひいつる事のみそ多き、汝君の祿を食て奉國の忠を忘れは先人を地下に恥しめなん、汝か祿常にしもあらす、古へより子々孫々永く領すべきよし筆章に顯はし賜ひし、人々の釆地も時うつり物かはりて他の有となりしを見すや、汝居やすからん事を思ふや是君の地なり、何そ安逸をはかりて空しく遊宴の場とせんやなんとねもころに諫られし、けに國を保ちて我あり顏なりし大家も跡なく成ゆけは、亦某の領となりて我物とおもへるもたかふ世のならひは他のしるよしとなり侍る類ひ、天下も亦同し周秦漢に改り三國より末々一統して又わかれ侍るさま我國平家の驕泰源氏の威武北條數代の榮えも足利將軍にうつり、織田、羽柴のつき起れるすへて誰か子孫長く傳へて、富且貴きもの有しや、猶一世夢幻の如く跡の白波消て亦結ふうたかたに異ならさるを忘れかちにして、あしたには名を追て十字街頭に走り暮には利を數へて半

夜鐘聲に驚くさま拙なからすや

○前侍講禪蓮社良照圓観義山

享保二年丁酉十一月十三日七十三歳にて遷化、實に蓮門の白眉のみならす天下其學を知らさる者なし

○暢日十二日看早梅花

閑山隱々曙雲開　古苑慘々落葉堆　獨覺暗香有餘味　歳寒雪裡一枝梅

○身まかりし者親の植置し梅とて里よりねこしうつして年毎華さく頃かた身と愛せしか、此冬はいといとはやう咲て紅のにほひゑならぬを見るにもあはれまさりて花にも涙をそゝき侍りし(十一月十五日)

かひなしやむかしにゝたる色も香もたか爲となき梅のたちえは

○去年の冬蘗山の海脈靈源禪師(清人)府下の護國林に來られし、千呆和尚の名殘なりしかは行て相見し、白梅花を折てまゐらせしかは手に取微笑して知乎祖師西來意と示されしかは、初無心事古春魁とて拜せしも一とせの夢となり、禪師も今年の五月(十八月)順寂せり季秋悦峯和尚の附法旭如師(清の南京の僧)萬福禪寺普院の事關東の命侍りし、かはる浮世の姿何くれと數へられ侍りて

ことゝひしあとはなきさの濱千鳥うらみてそなくたかふうき世に

○明遍僧都の念佛者の十樂(往生要集)覺えさらん無下の事なりとつふやかれし、けに古しへの西方を慕ふ人是を誦習せさるはなかりしにや、今の世は數へ知る者も希なりしに、近頃玄律法師(江州の人)十樂和讃を述し獅溪の上人(忍徴)跋作り梓にちりはめて摺子となし展轉歌詠せしむ、是より想を安養に送る人亦多かる、或人すゝめて十樂の歌四季に讀し中見佛聞法樂の詞をとりて冬の歌

いとゝ猶いとへ此世は秋の葉の跡なき峯の雪のあけほの

○詞章の末を學びて大小の學を外にするは俗儒なりけり、夫居敬は小學の事窮理は大學の工夫存養は大小を貫けり、天則を尋ねて仁を求むる者是を捨て亦何をかすへき、徒に雜書を讀は聖賢の學にあらす、

異を好み奇をならひ名利の學にして何の目あてもなく、放逸無慙にして已れか心に合されは妄言を吐く輩可痛可憎

○丁酉霜月十三日の夜亥時勢州山田一志の中程より火出て宮地西河原中瀬古吹上等の市井師職の館あまた燒し、神宮へも火無下に近かりしかとも下馬所にして火留れり、岩淵のかた禰宜の館數多燒亡に及ひしとそ(凡三千三百餘戸)去永寶二年乙酉の夏太神宮の神靈をいひふらしける事なのめならす、京師よりはしめ諸國の男女狂へるかことく、毎日數萬人參宮せしかは神人大に利を得し、共冬山田大火せし近年太々神樂とて商家農民數十金を師職家へ入れて非禮の禱祠をし侍る事都鄙盛也、今年春より秋に至りて外宮の太々神樂六百餘度幣金凡そ二萬金に餘れりとかや、師職等元より敬神如在の禮を忘れ專ら利網を張りて慾海を漁り、財貨を欺きとりて驕泰の備是を淫坊に捨て酒色に亂るゝ類ひ比屋大概ひとしとそ、かく非道の輩豈天炎を蒙らてあるへきや

○貞室內主紀氏卒哭忌之辰(十一月廿七日)慶讃九品曼荼一鋪開題三部妙典一部就墓所建五輪塔將莊金臺以作銘筆此日

無盡具葉　傳開曇華　滿天雪白　潔發金葩

塚をかへり見ておもひつゝけ侍りし長歌

秋きりの　立わかれにし　ゆふへより　面影ふかく　なるみかた　歸らぬ浪に　袖ぬれて　幾よ千鳥の　聲さむく　月落かゝる　山のはに　やみちてらせと　はかりなき　光あまねく　西の空　ふりさけみれば　愚かなる　泪の露に　いつしかけし　衣のうらの　玉とたに　しらて幾よか　迷ひけん　こゝのしなさく　花のえに　心をそめて　さらに今　尋きつれは　隔てなき　昔の花の　みやことは　聞てそみつる　白川の　關もむかしの　名のみして　心のをくの　さはりなく　うきよをよそに　思ひすてゝき

むらさきの雲のたち居におもふかなそれより西の花のうてなを　信阿

○或云肉食を忌とする事儒釋の說ありや、唯我國神事是を忌穢とするのみ歟、曰ク儒祭其齋の時肉を不食等の事禮に出豈儒になしとせんや、況や釋氏の如き肉食を食ふ事大戒あり、且其禁忌猶ふかきか、凡そ五辛酒肉の禁忌報應經に四十九日といひ、僧祇律には七日と云々、南海傳に五辛は七々日といへり、觀佛三昧經の說に大蒜は九十日肉食は七十日魚肉は三十日飮酒は七日女人と交るは三日五辛を食は九十日と云々善集經には食鳥者は五十日と見ゆ

是俗家別時修善の際或は臨終の誡也、出家は一向五辛酒肉平生の戒なり、然るに今の僧法師五辛を食茹し酒に酗して忌憚る事なき風俗可憎可憐、其肉味を嗜み女人と交るは謂にたらず

問我國の肉を忌は穢とす、釋氏の意も同しきや、日楞伽經を按するに凡そ鬼神は惡臭を聞て其所に尋來りて隙をうかゝひ短を求るか故に甚これを忌とす、されは名香の緣によりて聖衆諸天も來儀在す事をしらは惡臭によりて邪神鬼類交亂せん事疑へからす、楞嚴に所謂五辛の臭穢を食ふ者には天仙遠離し餓鬼共脣を舐ると、常に幽鬼と共に住せは福德日消て長く利益なかるべし

○孔穎達曰古人不㆑騎㆑馬、故經典不㆑見至㆓趙武靈王㆒騎射以敎㆓百姓㆒云々、古者馬以駕㆑車、不㆓單騎㆒至㆓六國㆒始單騎云々（群碎錄下同）

陽秋即春秋避㆓晉諱㆒故云々

孔子無㆑鬚孔叢子云々今像多鬚誤

絆變婦人有㆑汚也絆變月事也

影國附庸也

八尺曰㆑尋丈六尺曰㆑常云々

緡錢緡絲也以貫㆑錢、錢一百曰㆓一緡㆒（一緡は錢一貫也十百文の事に用ゆるは非なり）

三代兩漢用二馬車一、魏晉至二梁陳一用二牛車一云々
　我國牛車の製は魏以下のもろこし人のする處にならへり
皷三百三十三槌爲二一通一（皷鐘の一聲を一通と心得侍へるはあやまりにや）
龍鐘竹名年老者如竹枝葉搖曳不自禁持
　かゝる類ひ今多し共一二を抄して此に記す
○杜荀鶴詩曰百歳有レ涯頭上白萬般無レ染耳邊風
けに物毎の來るを耳邊一陣の風の如くせはなしかは心にしみふかく愁へみたれ侍らんや
○三冬季にせまり人間いそがしくくるしけなり、寒夜客あり云呉の祝允明か語怪に濟濱祠の神は靈驗いちしるしく貧者に錢を貸しましますとかや、されは其祠の前に大池あり、人金をからんと欲すれば先神前に禱りて珓決し神是を許せは契券を書て池中に投るに忽ち是を卷沈めやゝありて望し數ほと金を浮み出す、借者拜して是を持ち去る、扨て約せし期にやたりて子本を具え往て神に謝し是を池に投すれは頓て前に沈めし劵を浮み返すといへり、かゝる祉もあれかしとて笑ふ、けに我國かゝらましかは人々毎日市の如く烏集して神にへつらひ金かりなんに如何成神ももてあつかひたまひなん、又は欺き借りすまして其のつくのひを怠り侍るものも多く有なんとて共に呵々せし、嗚呼富を求むるとては辨天を祭り稻荷を祈るものこゝかしこに多かり、是中世以來の陀祇尼の邪法を傳へて狐をまつるはさにこそ侍れ、立川の餘流今も絕せす人を邪路に惑し侍るいと〳〵淺まし、唐土とても道士の邪術さま〳〵ありと見えたり
　語怪は我國の物語の體の如し、奇怪の事共多く筆せり徐禎卿か異林方鳳か物異考も亦是にひとし
○臘八出山の聖容を拜して香をたてまつる
　凍髭當年眼石座　一星拾出耀瑤臺　現前無軌飛龍化　廖廓大虛乎乍噴雷
○昔日子玉食を見て蹙然として曰、弗饑斯可ならんやと錦衣を見て顰然として曰、弗寒斯可ならんやと

花屋を見て愀然として曰、弗露斯可ならんやとけにも食盛に衣かゝやき屋の高き誰か是を欲せされと、身の程ならぬは中々なる禍なる事を知らすして猥に口腹の慾を嗜み、形貌の美を衒ひ屋舎の花を専らとす、たとひなし得るも亦夢幻の榮何そ泡沫の身をわするゝや、終に仇なる苔の露と消えすみかしはしのこるとも他の有とならんものを、何をか執し何をか惜むへき殊に白頭のほと白おもひはへりて歳暮の歌

末ちかくことしもこえぬ老の坂くるしきとてもいつまての身そ

鹽尻　卷之六十七

○小人以二小善一爲レ无レ益而弗レ爲也、以二小惡一爲レ无レ傷而弗レ去也、故惡積而不レ可レ掩、罪大而不レ可レ解（繫辭傳孔子語）

嗚呼善小なるを捨て惡の小なるを去らされは毎に心不善に趣ぬへし、小善といへとも擇て爲は志いつとても善に向はん、されは自毎に省我心志義に趣向する歟、忠孝に趣向する歟、名利に趣向する歟、財色に趣向する歟と事々の念頭其趣向する所を識らは必善に向ひて退す、不善を去てかへり見されは日々に名利の場に馳て財色を思ひとせは豈善道に趣に日あらんや、惡積り罪大にして掩ひ解さるに到て終に名を穢し身を亡ほし家を破らんのみ、是自招く禍なり誰をかうらむへき

○享保三戊戌より關東の命に依て諸州城地および山嶽等の東西南北を委しく記さしめ奉らしむ

○京師大佛殿（方廣寺）大像の涅槃相を畫て今年己亥二月供養と聞えし幅凡そ九間長十餘間と云々

○虞谷翁武城西清戸にして春寒の一詩を吟て或人に示さる予代りて其韻を和す

東福寺にある兆殿司所圖を寫せしとかや

開去梅窓花發展　還留殘雪覆清眞　關河千里都城夢　柳色絲寒二月春

○諸家中世次來家紋あり、其中に立花家は祇園守岩城は漏月を紋とせり、此名を不知人多し又大岡の紋は七本卒都婆なりとかや此類ひ多し、予先に所著の家紋記に詳なり

○輪王寺（日光）一品法親王公寛享保三戊戌六月十三日天台座主宣下（靑蓮院宮座主五月の末御辭表侍りし次なり）

御上京ありて有栖川宮にましましける、其日勅使院使等參向ありて敕命を宣たまひし、堂上諸家集會拜

賀大饗侍り、翌十四日座主御參內院參同月廿六日御登山廿七日三塔御拜堂ありし

○山城國久世郡（久世村）に貧夫あり（市兵衛と呼ふ元肥前國の產にして十年許り久世に住せり）單の綿衣一ツ二ツを夏冬となく服し繩やうの物あれは帶にして外に衣帶なかりし、毎に鍋釜の鑄かけといふ事を業とし賃を得れは餅酒なと買て食し、錢なけれは二日も三日も食せす、隣人食を與ふれとも受す、舍には釜一口酒德利一口鑄藥の箱一つより外器財もなく、よそめには狂氣乞食の正體なき風情なりし、享保二丙三月六日隣戶の友（木履をつくりて業とするもの）を呼て年來心をきなくものしたまひし事わすれ難し、我明日往生し侍る酒酌て浮世の名殘せんとて、一ツある釜を彼友をして代となし酒求得て二人心よく是を飮、翌七日の明かた共に念佛し德利寄鐘木に碎破し、年月の願は滿ッ南無阿彌陀あら有かたや德利往生とたはむれ、頻りに念佛し今は佛の迎へたまふそとて、顏色喜色ありて笑ふかことく、猶佛名を唱へて正念に息絕たり、同し所の萬福寺といふ道場に葬りて淨淸と法名せし、後人々立入て跡取認しに常ありし所の壁に反古張置しさま〱の事書し中に、自身を省れば乞丐に異ならす飯食有餘殘軀を養三界は是舊宅のことし、誰をか恐れ誰をか恥亦何をか悲愁せん嗚呼世は皆其夢哉

　罪とかは搔てつもりし鍋のすみはらひてあとは塵ものこらす

なんと見えし、如何なる人のことはにや只獨ありて日比酒を好みをしき男とて所にも愛せられしかは、世に殘たけにて人々よくとり納めし身は風顚漢のさるいたつら者と見えしか、朝夕さかしく念佛して目出たく往生を遂しと去年あつまにて京なる人の語り侍りしこそ、すゝろ淚落てたふとく覺えし、世には殊勝けなる後世者と見えて、其心虛假を懷き名の爲利の爲計なす事少ヵらす、終焉の際にあさましきすかた間々聞類ひこそ侍るに、其貧民の云爲至誠に本願を信し往生をねかひ、能く念佛西邁し侍るにこそ、むかし比叡山延昌僧正いまた下郞にて修行の時京都の山中に行暮小家に依て宿られしに、主は老法師なるが程過て物荷ひて歸りし、夜ふけかたに浴して別に作りし小庵に入、朝に至る迄高聲に念佛しけるを

僧正云おもひいやしみしにも似すかく行したもふはいかなる事そと、法師云己れいやしくあさましき身のうへ食ふへき物なけれは餌取の取殘したる馬牛の肉を取持來り夫をくらひて過はへる、然るに念佛より外つとむる業なく年比に成侍る、死ん時必告奉るへし、此處に寺建たまへ今日讓り奉ると契をなしぬ、其後遙過て三月の暮方に戸を叩く誰そと問はれしに先に北山にて契り申せし乞丐にて侍る、今此界を去り極樂に迎得て參り侍るや其由を告申爲なりとて去ぬと思ふ程に夢覺けり、つとめて弟子の僧を彼山へをしへやりて見せしむるに有夜めてたく念佛して失ぬるよし其妻なく／＼語りしとなん、其後僧正　村上天皇に啓して其所に一寺を建て彌陀樂と號せしよし今昔物語に筆し侍る（天德三年四月九日供養のよし扶略記桑に見えたり日本紀に延昌宣旨をかうふり勅願の寺となせし事見えたり）されは念佛を行せん人はたとへ一代の法をよく／＼學すとも、一文無智の愚鈍の身になし尼入道の無智の輩に同して智者の振舞をせすして只一向に念佛すへしと、吉水の大師遺誓に記したまひしを忘れ風俗過たる念佛者多かるにやあなかしこ、古今の跡を見聞なん人はつや／＼己れか身のほとをはかりて虛假の心なく實しく念佛して往生の本意を遂け侍るへき事なり

○聖德太子一千年の御忌に浪華なる人天王寺所々の名を人々に歌によませて法樂し侍るとて、予にもはる／＼と告はへりしかは結緣のほともうれしくて詠て送り侍りし

龜井水

かゝるえのありともいやさ白石の玉手のしみつ汲そうれしき

法華園

千とせ行春やむかしの跡とめてふるきにかへる法の花園

○三覆（正五九月也又三長云）　六奏（六齊日ヲ云）　八校（八節日ヲ云華嚴ニ出）　冬至　立春　春分　立夏（夏至）　立秋　秋分　立冬

是を淨土三昧經には八王日といへり

○　千器一金難無阻隔　一珠千元々不混和　建志運心等虛空裹　防非密念在毫釐間

圭峯大師(宗密)の警語なり

○牟尼世尊五濁に降し機に投し器に隨て大小權實の敎を立、故に共同一なる事を得す、是供に正直の道を示し證悟の門をひらきて遂に佛果に至らしむる方便のみ、豈是を非とし彼を是とせんや、されは共大道に通する者少しも小徑にはしり、以て偏に自勝他劣の見を生して世尖遺法懷亂せる凡は各自共承禀を以て戸牖とし、面々自義を開帳し經論をもつて干戈となし互ひに相攻擊す、情は亟失に隨て遷變し、法は人我を逐て高低となる、是非の紛拏誰かよく是を辨折せんや、蓋し宗源の本末を分別し頓漸の異同權實の淺深を明らかにし、以て法義の差殊を正すへき事實に容易ならんや、我人いまた魔道の左道をすら辨すして何そ佛世尊の門を望んや、自先省よ我饑凍を憂ふる心なきや人の輕賤するを恐るゝ思ひなきや若くは利若くは名若くは愛若くは惡の至順逆得失の境に於て虛空に向ふかことくなりや否をよく察し、三毒淸く消え五慾悉く盡て後自反照せは、牟尼隨機變の敎祖家據病指藥旨萬々として大悲無二の大道たる心の中の明かならん、徒に無明に覆はれ諍を起し論を巧にして彌煩惱を增長し、他を輕慢し邪曲に安んし虛誕を以て人をまとはす類何そ佛子といふへきや、儒學者流といへとも猶孔子立敎の本旨をわすれ、互ひに角口の末のみ局して偏執の思ひなきは稀なるにや、宋儒朋黨を立むつましからす明儒議論にせまりて我說を張大にする類、皆自みる處を是として他を謗妬せるさま、釋氏宗を立て共廢立に執するとひとしからすや

○色慾の戒儒に佛に是を重しとす、嗚呼妖姿目を蕩し狡謀心を針す、共禍鏌鋣よりも怪しく燎原の火より烈し、古へより女禍にかゝりて身を殞し家を亡し國を失ふ人和漢萬々なるに、牧誓牡鷄の戒谷風靜女のそしりより、普献漢成唐玄の類衽席の愛におほれ遂に天下の亂をまねく者多し、禍胎亂萌閨閫の中に伏す

るを不知、事貴となく賤となく只彼惑故ならすや、訶色經（羅什譯）云戀着して自患へ死に至る迄まぬかれす厄として至らさる事なし、一度是を離るゝ事を得ても若亦顧念せは是獄より出て還亦入ことしと云々凡そ是を遠離するに或は佛號を稱へ眞經を誦し解咒を持し、又は受體を思ひ念を攝し心を在き、または起源の無常を見又は唯識の所變を知て心の所到に隨ひ力を着て是を消へきをおもひ初る、なさけの色にまよひ能かへる事なし、嗚呼是心さはやかならす、百度を昏亂するも其初一念はわつかなる物を自思ひ譬ひ重ねて思ふまとひよりはやましけ山幾重の恨を數へひとりねをかこち、あるは命にかへて逢夜まれなるしのひ路をなけき、待宵に身をこかしてさはる關守をうらみ僞り多き世をなけくも盡せす、逢見て獨袖の涙ぬれまさり別路をかなしみ絕てふたゝひ思ひを殘すにや、されは五慾の妄情を結ひつきて執心きれかたく其順境心を放て繫念ことに深き故に迷魂を八苦の浪にたゝよはし、其逆境おもひを煙にして忿恨むねをふさく故に怨を一世の人に報いて歷刧流轉の基を固くする事亦淺ましからすや、寃家の惡因緣誰か是をいとはさるへき

戊戌五月東都（堀江町）にして男色の恨に堪すして小年を刄傷して男の自盡せしとあはれなり、其他男女街に死し親家のなけきと戚類ひ此にも聞かしこにも語る、近世都鄙此荒惑甚た多し嗚呼

○孔安國云攻刧曰レ寇殺レ人曰レ賊

○己亥五月十一日の晝大流星艮より坤に飛行せしを人々見て大い怪しめり、けに光り物は夜こそ見ゆれ晝其形を現せし事聞も傳へさる一奇事にや（流星は晝も有へけれとも晝は日のひかり強きゆゑ見えす）されは天の中部より下陰氣多かる故歟、今年我府下卯月より五月の末迄ほとゝきすなかす大方立夏の比より子規聞さる年はなきに、此夏にかきりて小暑に至る迄も一聲の初音おとつれさるいと本意なし、此邊中空陰氣甚しくして時鳥かけりなく事不能ことも侍るにや

東都は三月十一日に啼初しとかや、信濃及ひ伊勢より京師邊四月に入て初ぬ聞しとかや、今年秋にいた

るまて終に子規をきかす
○或人茶屛に書へき一詩望あへり、拙き事いかゝと辭し侍りしかとも猶あなかちにせめられ侍りし程に
松風金鼎起　夢破竹窓邊　物外凌霄翼　翩々乍欲仙
また
一鼎花馨別領春　碧流乘月問芳津　淸風吹去武陵雪　塵外豈無掃玉塵
と書ておくりぬ(岡田某淸書武萬某筆之)是亦無時の紀念歟
○法三宮(仁和寺院家記)　法三御子(拾專集)
是寛平法皇の皇子齊世親王御室に御入室有て眞寂と稱せし、法三とは三宮にして法師に成たまへる也
法親王の法の字と同し但後世は此號なきにや
○四履(三代實錄貞觀六年四月の記)　是四至と同し(四至ヲジキトヨムナリ)
東西南北幾町と宅をへ云時の詞なり、たとへは大社の地四至八町といふか如し
○大江匡房二條高倉なる所に文庫を造り書籍を多く納置れし、仁平の比迄有しか燒亡したる由續古事談
に記す、我國文庫ある事久しき歟
○尭憲深秘抄に等持院殿(尊氏)五條の俊成卿の屋敷に玉津島を勸請、經賢法印を彼別當職に補せられし
事有今の新玉津島の社なり、貞治六年三月廿三日新玉津島の歌合御子左爲遠
うつもるゝ宮居はこゝにあらはれてひかりもそひぬ玉つしまひめ
冷泉爲邦の歌も同し歌合にみゆ
今そ猶ひかりはまさる玉つしまこゝもむかしの宮居なれとも
此社は根本俊成卿建られしか荒廢せしを後再興有し故和歌皆其心をよめり、尊氏始て勸請せられしにあ
らす

○近比學者歌人風流の號つき侍りし是又一時勢の事歟
藻蟲菴（長嘯） 風車軒（玄旨） 夕顔菴（道春）
かゝる類多かりし今の學者此等を和風の俗流のとて嘲り侍るにや、寺には櫻元寺（西行櫻の寺嵯峨）柳鶯寺（嵯峨）等猶多かり

○戊戌卯月の末にや吾妻にてかつらのわかやかなるを見侍りし（京より根こして植けるとなん）一葉とりてさうしの間へ入置しか亦のとし古さとへ歸りて後祭の頃見出ししにありし儘に見えしこそ、其ほとの事も思ひ出られける葵より猶增りて來しかた戀しく侍りけれは

忘れしとちきらさりしにもとあらのかつらはかれぬかたみなりける

其葉を爰に粘て後のかたみとし侍る


加茂のかつら

○樵徑靑を踏て九十の春をおくり旗亭衣を典て千日の醉をすゝむ迷蝶空枝を遶り落花流水に隨ふ、半月の閑遊も浮生を慰するに堪たりと口吟す

一別武陵月 更無舊夢尋 花飛怜影瘦 樹老識春深
麥隴翠嵐盡 松濤落日沈 邐迤山路遠 空聽斧斤音

のかれ得ぬ身はそれなから世をすつる
こゝろをやまのしをりとそせん

○參州人良尙（天野）隱逸傳の古人を一首つゝ歌によみ侍るとて

谷川のゆく瀨の花のしらかみになかるゝ春をしはしとゝめん

牡丹花老人

春の野や牛の綱手もなかき日に角くむ草を分る花の身

予も其類によみて送り侍りし

　　空也上人

　世に似すよ峯のあらしをのかれ來て市のかりやにすみそめの袖

○高野山のあたらしといふ所に不萠茶とて自然生の茶あり、味尋常の如くにして少こはし、よく煮とゝのへていとよし、大師そのかみ種初て永く毎に有て末代まで絶せしと誓ひまし〳〵けるとそ、山上はいつくも生茶乏しきに此山の院々其賜を得侍るも一奇事なる歟

○仁王經に三界の外別に一衆生ありといはゝ是外道の說にして七佛の所說にあらすと（瓔珞經同之）されと亦大論には別に淸淨國土を得て三界を出といへり、此故に後學安養界を以て三界の內とし外とする異倫ありて、多くは迷悟に淨穢を分て自力の見解に止る人も侍る、夫諸佛の境界何そ內外を別つゝきやいたつらに唯心の淨土をのみ執して願力所成の蓮界をうたかひ、かたおちに己心の彌陀をのみ尊ひて十劫正覺の佛體をいやしむ輩は皆異學異見の人なり、淨宗の行者豈是等の說を以てとかくいふへけんや、凡は三不成の外に淨土を建立すると宣られし群疑論を見て知るへきかも

　一質不成（淨土穢土無上にして差列有事なしと執するは俗諦恒師の法をうらなへり）

　異質不成（淨土穢土隔別にしてなかく異所なりと執するは眞諦平等の理に背けり）

　無質不成（上に淨土なく下に穢土なしと執するは六凡四生の因果なし）

竹窓隨筆にも（蓮池大士）此心はへを委敷辯せられし

○淨土宗の惣安心はひとへに厭離穢土欣求淨土を先とす、されは此を厭はすして彼を欣といはゝ是虛僞のみ、此を不厭者何そ彼を欣ふ事あらんや、凡何なりとも娑婆に希望あらん程を厭離の心眞實なるへからすと獅溪の忍師敎へられし者を今に忘れすなんと記し侍る、彼師の序かける用意問答をある僧に送るとて

つたへをくおなし流れを結ふ手も濁らしとおもふ山川のみつ

○古詩に云處レ世若ニ大夢一經云劫來觀ニ世間一猶如ニ夢中事一若と云、如と云は已不得して喩て是を云ふ、究極しといへは皆眞夢なり、少壯老死生してまた死す、生して來るを知らす死して去を知らす、蒙々然冥々然として千生萬劫自知らす、地獄鬼畜人天に流轉して昇りて又沈み、沈みて更に昇る皇々然忙々然として千生萬劫自知らさる眞夢にあらすや、古詩に云枕上片時春夢中、行盡江南數千里と鳴呼我人利名に牽れて萬里に往返する者豈必しも枕上のみ然りとせんや、莊周蝴蝶を夢みし其蝶を夢みさりし時も亦夢なり、夢に夢をかさねて空しく世路にはしり、きのふは東武に在て公館に役し、けふは故郷にかへりて茅屋にねふる、往事皆夢なり憂喜苦樂今いつくにかある新續古今に心海上人

世の中を夢そとまては知りなからおとろき難き身こそつらけれ

○千早振神の道を聞かはしける人々（度會延佳延昌延經源弘年荒木田重治大中臣師尋平時繩等）今は名のみのこして登霞夢空し、彼書送りける文ともを物の次手にとり出し見るこそけに千とせの形見なりける古き歌にも

みるたひに老のなみたをそゝく哉むかしの人の筆のすさひに

とよみしを思ひ出らるゝ折から伊勢人より文して

わすれてもまたとへかしなわすれ貝みる目なきさのあまの住家を

とて色々の貝をつゝみて送りしほとに去年春二見浦に遊ひし事もわすれすなからへたて行春の海いとゝ佳境のすかたも戀しさにかへし

わすれ草わすれぬものを二見かたふたゝひぬるゝ袖のしきなみ
またもみむ流れて結ふ契あれなみもすそ川の春のあけほの

○三月九日雷鳴氷降る（重サ一二文目より三四文目に至る）京も同しさまに聞侍る、三州狹投の社境へ雷

落三團はかりなる松燒倒れしとかや、同し十八日西北風はけしく雪ふりて冬のことし、此日尾西津島邊雷はためき祠官の家へ落て大木を折しといふ、八事山興聖律寺の天瑞比丘（此山の開基）十五日に遷化して、けふなん葬しはへるとて府下の男女多くまゐりしに霰雨夥しく濡れてかへりしとかや、其明の日西北の山山をしなへて白く見えて風さえかへりいと寒かりし、四日の節に及ひて（十九日節）かゝる事もまれ成るや

○稻荷神社（山城）山城風土記神祇拾遺諸社根元記等其神一決せす、大槩倉稻魂と心得て難なかるへし、あるひは秘記に稻荷社者秦氏遠祖なりと云々、此說風土記に合して故侍る歟

秦中家忌寸等遠祖伊侶臣秦公稻梁を積蠶事に供す、祭の日黍粟蠶種及ひ陶器を參詣の人求め歸るを思ひ合すへき歟、蠶稻元より雅彥靈命より生する故に秦祖を以て稻靈に配し祀れるにや

弘法大師東寺の邊にして稻を荷へる翁にあへる說、智證大師稻羽里にして老人稻をかるをみる說似たり、稻荷社の禰宜祝は古より秦氏人也

○後土御門院後柏原院後奈良院三帝の御骨を深草の安樂行院の法花堂に收奉る（明應凶年記二水記後奈良院御拾骨記等に見えたり）古しへより尊貴の骨を納むる堂を法花堂と呼、是叡山の法花堂にしてなき人の菩提をとふらふよりいつかたにても收骨の堂を法華堂といふ、鎌倉に右大將家の法花堂有し類ひ也

○俗に道理に應せぬいたつらものを下當人と呼ふ、白氏文集（三）云謬舉者坐不當宰云々是もと官人の事也、（脫字有）を呼擧し損したるを云俗呼と意同しかる歟

○いにしへの鎧にまさる紙衣は風のいる矢も通らさりけり、是は熊谷入道蓮生（レンセイと讀むへし）歌なり高野山知識院に住ける時也、紙衣とは今いふ紙子に非す白紙をつきて衣とす、今二月堂の行者等所着の紙衣これなり

○正之會に當座寄鬪戀（三月廿八日）

おもへともかくといはてのせきの名はへたつる中の人めなりける

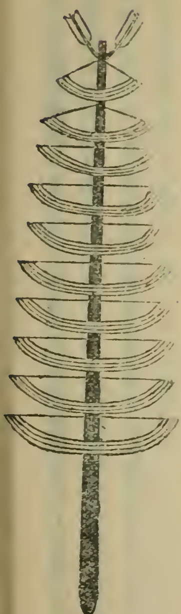
○初憂書懐

芳菲爲昨九春榮　又看圓荷點々清　人也幾時能常人　向啼鳥莫問前程

○己亥彌生の初城北瀨古村の女太神宮へまふてしに、さはる事有て路より歸りし、亦思ひ立て參りしに豐宮川の岸にて自耳の長くなるやうに覺えて心たと〳〵しうなりぬ、餘所目には角あるやうに見し人も侍りしか、とかく川を得わたらて伴ひし者はかり參宮して後連歸りしに、其儘宿をはしりいて丶五里はかり西なる川へ落入て死せし、其夕は風あらく氷降て雷鳴はためきしか其家のあたりへ落けるとかや、日比惡心のみにして人もあさり侍りける女なりとそ、亦同し月の末府下の市人(玉屋町東側の商人なり)參宮せしか四日市場にて心亂れ自害しそんぜしを同行つれて歸りし廿七日に(つれ歸る)凡參宮は六色の禁法ありておろそかならぬ事なるに、雜々の下輩は清火齋戒にも及はす家を出てみたりに參ものし侍る類ひ古今神の祟りにあへるもの見聞にあり(太神宮神異記)されば參宮の志ある人はよく心得て可也

○此春丹波國千丈が原と云山家にて蟒蛇出て人をなやませしを狩人鐵砲にて打留し、そこの地頭某へ見せ侍るとて東都へ首はかり持行、三月中に持歸りしを人々見しとて語る、大さ炭計(スミトリ)ふくへの小さき物にして兩に耳あり頭に赤き毛むら〳〵と生ひて見えしとかや、深山にはかゝるもの間々ありと毎に人のいふもいつはりならす侍るにや

○上州妙義山權現へ參詣のものに福とて賣侍へるものゝ圖



○叡山の妙義法師誓て魔道に入り、凡魔類をして惡念を得さらしめ菩提に導かんとなり、故に此山專ら天狗を崇む靈驗も著しとかや、今は參詣の人ことに多く侍る故商家賑ひさかんなる市のことし、遊女なといと多く遊地となり侍るよし參りたる人語りし

○問魔道如何曰其說廣し略して四種を分別すへし

一能殺(出世の善根を害能專命を奪す是に四魔あり大論に見えたり罵意經にも五を說けり)

二外道(人をして惡行をなさしむるを云是に又九十六種有花嚴大論等に見えたり其說廣博なり)

三惡鬼(身を障難して善道を退轉せしむるを云鬼類亦甚多し正法念經及瑜珈立世等の諸論委し)

四惡神(心を障㝵(ホノマヽ)して善行を暴棄せしむるを云甚種類多し孔雀經入楞伽經及び倶舍等の諸論委し)

大般若經魔事品等の諸經大論起信等諸論其外諸師の釋を考へ見るへし、凡佛法に障難せるのみにあらす世間一切の事障難あり兀遂に不善の事となるもの皆魔羅波旬の所爲と知るへし、其對治小緣の事ならす四種の對治のこときは興教大師の往生秘觀等に出たり、されば愛綸の繋縛こそ魔の恐敷ものなるを、中々近き戀慕していやましなる煩惱を增長し或は噴火に身を燒き名利の路に困苦するたくひ皆魔事也と知る人なくや侍る、俗間に魔といへば外より來るものとのみ知りて、おのれか愛相行識卽魔なる事を知らず、諦理に乘て自の妄情にしたがふを外道なりと覺せず、貧吝慳惡の念蠱惑顚倒の思ひ我から惡魔惡神と成ぬる事をわすれて人慾の私を張大にし、禍あれば外鬼を攘ひ外神をまつる事至愚といふべきにや、不祥皆おのれより招く事儒家の常談にして、今の四書六經を學ふ者誰か敬に居り理を究め言正しく行直にして、凡そ世の違順に於て情能安忍するやひたすら人(ホノマヽ)をとかめ天をうらみ身の不善をかへり見さる多し、昊天罔極の孝を思はす報國致命の忠を忘れながら瑩し己れに充り自ほこり侍らん類是もまた外道の甚敷ものといふべきかも

○三代の下講學漢唐を盛りとす、高祖の陸賈に於ける文帝の賈誼に於ける武帝の董仲舒に於ける共に道

を問治を爲ことを欲せさるはなし、然るに議者高祖に諸王死を得さるの恨をいひ、審食の宮闈を濱亂せし呂氏の漢家を禍せし等を議す、文帝理を窮むる心有て賈誼理に造るの學なかりし故に德終に古に媿る事有といひ、武帝の學における徒に聞て不尊徒に知て行はす遂に奢淫の失窮合の禍奸邪の譖巫蠱の獄父子隔絶せしといふ、後漢は光武の賢經術に孜々たる前代に此君なし、然るを正后を廢し太子を易諫臣を殺せし事を數へ、顯宗の高致なるも偏察にして好て耳目の隱發をもつて明とすとそしり、肅宗の尊經事師前人に媿さるをさへ無逸の戒忽にする所ありとそしる、夫より以下唐太宗學を好み情を經術に留名儒を集て講磨せられしをも名は聖を希ふに似て道に於て得る事なく、奸諛列に厠（マツハ）り閨門嗜慾多く鼎祚を移し宗支を翦るの禍を基すとそしる、然れば前代の賢王皆不好的の人歟、賢者は備はらん事を責といへども上件々の如くならば學問益なきに似たり、さらば何の代何の君かよく學を講して堯舜のごとく何の臣歟學を講じて周孔のごとき、夫宋儒議論甚せまりて寬綽ならず明儒いよ〱苛切なり、嗚呼三代の君猶末々は祖宗のごとくならず、况や漢唐をや况や宋以下をや時の降り衰ふるはさる事にて人世元より全備の善人なきは慾界五濁の自然にして、然るものをかくせはよからんかくあらばやなんと先代を評して殘り多げなるもいよ〱迂なるにあらずや、其議者論者の代の君臣何れが漢唐に增れるや、議論いよ〱委して君臣彌かたまし、其先代を評議せんよりは退て身しつかに心安からんこそあらまほしかるへきに、近世の儒士みたりに人を是非して自反愼獨にうときこそいとおこなる事なりける、然るに我もまた議者をいふから是も非なる歟、嗚呼一笑呵々

○五月十二日鳴海驛へまかりし（關東御使者ある故有司多く行向ふ愚も其員に數まへられし）かは鳴海神社へ參りぬ（驛中鳥居あり其より數町北の方岡に社あり成海神社と書は式によりてなり）松ふりて翠高く西はなるみかた晴て船のゆきゝ梢のひま〱に見ゆるにもえならず、昔日本武尊東征の日御船よせたまひし舊跡いと神さひて面白し

みふねとめし跡はむかしになるみかた道ある國そいまもたへせぬ

いのるなる心のうちのねきことを人こそわかね神やうくらん

とつふやきし友なる人（中村正筠）

あふけ猶朝みつ潮に船とめて神となるみの深き惠みを

頭護山如意寺を尋はへる（同し驛瑞詳寺の末院とはいへ共古跡にてあるひは青鬼山とゝ號す）圓融院の御宇郡司藤原元命とて暴惡の吏侍りし、密妻かり行路に川あり、あたり近き卒都婆を倒して橋かけてわたるに地藏尊容有しをあさけりて通りし、其後心地煩はしく死して冥界に入る、僧ありて憐み是をかへしたまひなんと覺えてよみかへりし、いと／＼かたしけなく定朝にたのみ丈六の地藏大士を彫さしめ伊副神社の側に安置せしめ（社今絶て其跡もさたかならす）後冷泉帝の時にや堂をたつ是を鳴海寺と稱しぬ、元命はしめ青鬼に犯されし事有し故青鬼山と號せしといふ、後一圓上人再興して薩埵の靈異いよ／＼いちしるし、無程國師の及ひ地藏靈驗記なとにも此靈像の事あり、尾張六地藏の隨一にてましますけにほさち大悲の本願は惡人も捨す小緣の便につけても濟度したまふ事誰かかたしけなみ奉して有へき、くるしき六の街にまたなかへし給ひそと念すし侍りて

賴むそよ御法の舟のわたり川うきをもしらぬおろかなる身を

此寺の時鐘は關東の命に依て鑄給ひし頃、予其銘を書しそのかみの事も思はれ樓に上りて見侍る

藻汐草かきをく海士のかたみともわれからみつる水莖のあと

研覃居

驛長の老父安規法師の方へ行し、近き比細川宣紀朝臣此亭に宿しましてあるしの法師に詩を賜ひし

郵亭駐駕夕陽邊　奇石靈水鶯喜遷　松竹緣騰蓬島茂　箇中更有小神仙

あるしいとかたしけなくて　寺島安規

ことのはの玉をみかけるうてなともなるみのうらの海士の笘屋も

と啓しければ興せられ侍りしとて見せ侍りし、幽齋玄旨の齋にて和歌もより／＼聞え侍る、唐韻をさへうるはしく吟し給ふにや、あるしもまた當座の夷曲尤風流なりけるけに泉水淸くすみ松風すゝしけなりけるを見侍るも面白かりしかは

住初し人のこゝろのすゝしさは夏の外なるまつの下水

扇川に望めは火高の里(今は大高といふ)もまちかく松風の里西に見えて田面の早苗きよし（牛毛村になるをの松といふあり是松風の里）星崎の橋今所たにさたかならす(そうつの橋なんといひしにや)鳴海に古城のあとあり(驛の北)いつの頃にや安原備中守といふ人築初しとそ、其後何某くれかし城主と成しなんと聞えしも今は人すまぬ野らとなり侍る、城墟の西に蓮長法師とて淨土宗の隱者の住る庵あり、立寄てこそとふ淸くしつけく住なしけるさま暫しある命のうちもかくこそあらまほし

遶風捲夕一螢冷　嶺上盡雲遠寺鐘　橋畔月來涵皓影　溪門靜睡玉芙蓉

十三夜の月みんとて一人二人こゝに遊ひしも十九年前の秋となりにき、(辛已九月)後の宵といふ一卷の文書て

月影も見えすなるみの浦さひて秋かせさむくちとり鳴なり

とよみ侍りし事なんと思ひ出られて

鳴海かたうらみし秋の露ならて老の浪そふ衣手の月かけ

○宋朝の儒家二つ所謂道學家と文章者となり互に相攻撃詆譏して舌戰止す、遂に國をして其害を被らしむ、明人亦麈飲士羊羹の時文者と遷裔人情に不近道學者と各自門戶を分て標榜し、遂に水火玄黄の角口を起し國の禍となりし、我國近日京師東都經學者あり文章者ありて相誹謗し甚しきは仇讎の如きあり、亦一種神學者流とて一箇の新義を衒ふありて世のまとひ少なからす、此等大槩名の爲に售ん事を求むる

輩にや(軍法及俗禮の末技といへともまた互ひに是非をあらそひ各一家を立とす)釋氏いにしへより顯密權實の家相互ひに論辯已時なし、嗚呼我と我所との執に沈て本然無我の大道を失ふ事儒佛の學者皆同しきにや、天下智を好むの害古今等し仕官の上にしても富を以て是とするものは祿を讓る事あたはす、顯をもつて是とするものは名をゆつる事不能、權を親するものは人に柄を與ふる事能はす、是を操れは慄り是を舍れは悲しむ、是天の戮民なりと莊周かいへるけにさる事そかし中々なる世まて人の目立るならんは胸のうちいと安からなむ

○我國の官位に唐名を配當の事元勅旨に出て其かみより呼來れり、されと唐土の官號時によりて名同しくして職異なる物多し、光祿大夫漢唐の時は官職なり、明朝にしては勳階なり、是三公の下九卿の上に位す、漢の丞相御史大夫唐の開府儀同三司に准らへて可なり

○我國冠服年途出身の者にあらされは敢て位袍を服せす、明朝の季虜變已來冠服上下の等なく工商として宰相の官服を着し吏卒も王公の衣を被に禁制する人もなし、倡優隷卒も公然として禮服を用ひて忌憚る事なしとそ、賤か貴服を着するを僭上といふ是國の賊なりと古人はいへり、況や韃子國號を建てより省府上下剃頭辮髮滿州の巾を載き自北虜の服を衣て自甘んし侍る、今我國の好事の輩唐土の物といへは是を好んていつしか吾王國の製をわすする思はさるの甚しき也

近頃我國剃髮の儒者深衣を作りて服せし、禮記及ひ朱子の家禮或は羅氏か說等を取て私に製すといへとも便ならさる物也、諸社の神人古服祭服とて製し着するも近世の事歟、古法かゝる服なくや侍る、大方吉川惟足私門を立しより一箇の異端世に聞え侍るにや

○徹書記（正徹和尚字は淸岩招月庵と號せし東福寺の書記なりし）近代の歌よみにして世に知られし歌多し、長祿二年五月九日寂す（七十九歲）遺稿を草根集と名付、一條禪閤（兼良公）その序を書たまひし、朝野藝苑高名集を見しに新續古今の撰者雅世大納言（飛鳥井）堯孝僧都なんと徹書記を妬忌して彼詠歌を集に入られさりしといへり、凡秀才は時の人妬忌せらるゝ事和漢多し

○心敬僧都（前十心院）は文明七年四月十六日寂す（七十九歲）

○三河國神名帳寶飫郡兎足神社は國造本記に穗の（今の寶飯郡昔は國と稱す）國造は生紀臣祖兎上足尼と云々、兎足とは文字を略していふ歟、然れはウソコと稱すへきを今はウタリの神社と呼侍る

ウカミのカはタと横音通し、ミとリとは亦通せり、谷をタリと讀に似たり、然れはウタリはウカミの音便なるにや

○或問五畿に次て東海道を第二とし、昔の儒伊賀より數へ初む是大和の京なりし時の次第とかや、山城を第一に數ふる事何時よりそ、予曰續日本紀に云承和三年十月承前之例畿内國次以大和國處之第一云々然れは平安城遷都の後（延暦十三年）四十三年仁明天皇の勅定なる事を知るへし

○三河國内神明帳

八幡三所大菩薩大明神

若宮兩所天滿天神

正一位砥鹿大菩薩大明神　　正一位池鯉鮒大明神

十九所　　坐碧海郡

同　猿投大明神　坐加茂郡
同　石巻大明神　坐八名郡
正二位羽利大明神　坐幡豆郡
同　赤孫大明神　坐寶飯郡
正三位磐倉大明神　坐設樂郡
同　津守大明神　坐寶飯郡
同　兎足大明神　同
同　白鳥大明神　同
同　謁磐大明神　坐額田郡
同　阿志大明神　坐渥美郡
同　御津大明神　坐寶飯郡
同　砥神大明神　同
同　内母大明神　坐幡豆郡
正三位伊良久大明神　坐渥美郡
從三位竊樹大明神　坐碧海郡
同　石山大明神　坐寶飯郡
同　寅之大明神　坐渥美郡
同　猿投三御子大明神　坐加茂郡
明神二十三所
正四位下伊麻留明神　坐碧海郡

同　糟目明神　同
同　大伴明神　坐八名郡
同　井祭明神　坐寶飯郡
同　野社明神　坐碧海郡
從四位上草部明神　坐寶飯郡
同　大頭明神　坐碧海郡
同　和久知明神　坐寶飯郡
同　白鳥三御子明神　同
從四位下日長明神　坐碧海郡
同　大藏明神　坐寶飯郡
同　稻束明神　坐幡豆郡
同　熊來明神　同
同　齋宮明神(一本如此)同
從四位下凍明神　坐寶飯郡
同　形原明神　同
同　須羽南宮明神　坐設樂郡
同　津投明神　坐幡豆郡
同　加御玉明神　坐設樂郡
同　土穴明神　同
同　篠束明神　坐寶飯郡

同　砥鹿三御子明神　同

天神百十五所

正五位下鷲取明神　坐碧海郡
同　小島天神　坐碧海郡
同　伊保天神　坐加茂郡
同　灰寶天神　同
同　野見天神　同
同　兵主天神　同
同　廣澤天神　同
同　稻前天神　坐額田郡
同　(脫字)天神　同
同　宮道天神　坐寶飯郡
同　大庭天神　坐加茂郡
正五位下長孫天神　坐八名郡
同　廣日天神　坐渥美郡
同　廣鏡天神　同
同　石前天神　同
同　和知天神　同
同　大坂天神　坐八名郡
同　柄山天神　同
同　梠本天神　同
同　小山天神　坐碧海郡
同　大井天神　同
同　石村天神　坐碧海郡
同　大村天神　坐八名郡
同　江原天神　坐碧海郡
同　佐脇天神　坐寶飯郡
同　櫻本天神　坐碧海郡
同　前庭天神　同
同　院庭天神　同
同　國玉天神　同
同　服織天神　坐寶飯郡
同　占部天神　坐碧海郡
正五位下磯泊天神　坐幡豆郡
同　國玉天神　坐設樂郡
同　久佐志天神　同
同　野邊天神　同
同　葛間天神　坐渥美郡
同　磯部天神　坐幡豆郡
同　鮮美天神　坐幡豆郡

同　走井天神　同
同　桂津天神　坐額田郡
同　小山田天神　坐寶飯郡
從五位上河向天神　坐八名郡
同　和田天神　同
同　野屋天神　同
同　酒人天神　坐碧海郡
同　火御子天神　坐渥美郡
同　比蘇天神　坐碧海郡
同　蒜生天神　坐八名郡
同　加知天神　坐寶飯郡
同　完秦天神　坐額田郡
同　市階天神　坐寶飯郡
同　島田天神　坐設樂郡
從五位上佐井天神　坐八名郡
同　竹谷天神　坐寶飯郡
同　槻井天神　同
同　舟多天神　坐八名郡
同　寶海天神　坐渥美郡
同　溫谷天神　坐寶飯郡

同　土師天神　同
同　小川天神　坐碧海郡
同　草佐天神　坐幡豆郡
同　日女天神　坐八名郡
同　伊智驗天神　同
同　酒井天神　坐碧海郡
同　小田天神　坐寶飯郡
同　小槻天神　坐八名郡
同　摩乎虜天神　坐寶飯郡
同　竹生天神　同
同　黑田天神　坐八名郡
同　庭野天神　坐寶飯郡
同　大津天神　坐八名郡
從五位上須波天神　坐設樂郡
同　石按若御子天神　同
同　劍若御子天神　同
同　大社天神　坐八名郡
同　神小山天神　同
同　大歲天神　坐渥美郡
同　神本天神　坐寶飯郡

同　池上天神　同
同　御宗天神　同
同　美禮天神　同
同　八劔天神　坐寶飯郡
同　國津天神　坐八名郡
同　厚木天神　坐寶飯郡
同　出雲天神　同
同　石上天神　同
同　牟留天神　坐渥美郡
同　楠本天神　同
同　西堂畓（サイタラ）天神　坐寶飯郡
同　東堂畓天神　同
同　神月天神　同
従五位上宮解天神　坐寶飯郡
同　伊久佐男神　坐渥美郡
同　伊久佐女神　同
同　多美河津神　坐寶飯郡
同　槻村天神　同

同　菱木野天神　同
従五位下絹束天神　坐八名郡
同　黒楊天神　坐寶飯郡
同　善德天神　同
同　櫻井天神　同
同　三祭天神　同
同　穴社天神　同
同　大歳天神　同
同　溝庭天神　同
小初位神七所
今槻若御子　坐寶飯郡
上羽神　同
御與木秦部若御子　同
床與神　坐八名郡
礒宮神　坐寶飯郡
高宮若御子　坐額田郡
牟久津神　同

三州加茂郡猿投大明神前寶樹院周海書之于時元祿五年壬子中春吉黨

○貞享元甲子の六月霾蒙（ハイモウ）して日月光なかりしか、四五月の頃肥州長崎港疫疾大に流行し、比屋病床に臥

し死に至るもの七千餘に及ひし（六月官に請て救金を賜はりし）九州中國の方も亦疫氣一時に行はれ彼是に死するもの甚多しと聞ゆ、六七月難波京師に及ひ染疫の家々苦しみ愁ふ、泉南尤甚しく堺の商家死亡數千人なりし、京にては組を定め人形を作り夜に入り數十人金鼓を鳴らし疫を送る喧ひすしく前代未聞のすかたなりし、關東も同しさまにて我府下中元の前後病に臥し醫師藥匙をさしをく時なかりし、されとも五三日にて頓て本服し死亡する者は聞え侍らす、勢江濃三の諸州東都も同し疫に染さるはなし、古しへにいふ三日疫病とはかゝる類ひにや

○昔皇郡大學寮に先聖（孔子）先師（顏子）九哲の像を崇め春秋の釋典目出度行はれしさまは延喜式等に見ゆ、六十餘州の國學にても各春秋の禮をつゝしめり、衰世に及ひ學絶え國人其名もしらす（我尾張の如きは昔中島郡國衙萩園松下などに學校あり）野州足利學校の外先聖を安置する所も聞さりし、我　敬公獨り禮古を興し給ひ、城内に聖堂を建て釋菜をせさせ給ひし、猶亦東都林氏の宅地に就て大成殿を建させたまひしより二仲の祭も年々ありし、常憲贈大相國の御治世（元祿四年辛未）神田の地を以て昌平坂と號し新に大成殿を再建あり、釋典のすかたもやや古しへにかへりぬ、近き頃肥前長崎の吏其家に聖位をもふけ祀られしを、寶永七年庚寅佐久間安藝守平信就官に告新に聖堂を營し、孔子以下の神位專ら明朝の制に倣ひ本主を安置し春秋の祭ありし、其傍に學舍を建て毎に書を講せしむ（白井元成司之）唐土人も時々參り拜禮す是太平の化なり

○天子御酌を賜はる是を天酌といふは後花園院の時よりの稱呼也、いにしへは其事なかりしとそ

○部屋今關東の官府字に隔舍とかゝせ給ふ

○遠州秋葉山は大登山秋葉寺本尊觀音（三尺坊は土地也）また同國光明山は大鏡山光明寺と號す本尊虛空藏なり、此兩寺曹洞派の古禪刹なり、秋葉寺は往昔天野家世々造進せし

吾前藝州太守淸室淨辨居士（天野景顯秋葉城主）

崇天院前戸部侍郎顯道義本居士（天野遠幹）

是等秋葉寺の大ヶ越なりし

○米栖（碎米也俗云めざい）裸麥（赤剝麥也俗云なかはだか）

○三史　史記漢書前後をいふ、是に文選を合せ訓讀通せしものを中世儒者の學と思へり

○三註　千字文蒙求胡曾詩の註解をいふ、是亦中頃吾國儒家の學にして後に禪徒專ら是等を習學せし、近世亦三體詩古文眞寶及ひ錦誘段杜律等を講授して是を儒學と思へり

○青蓮毗丹菓唇と對せり、竺土青蓮華あり其花青白分明にして大人眼目の象ある事維摩經註に見ゆ、丹菓梵語は頻婆唐土にて相思子といふ、翻譯名義にあり和俗云唐小豆なり

○江城外山ほとりに侘住しける丐者のことき檜物商人あり、豐前國企救郡葛原の者なり、かゝる身に四時の情を詠し自身たのしむも一奇人といふへし、かれ故郷の勝景を十所よみし中門司關

　かき絕て通はぬ中のともちとり夢さへうときもしのせき守

暖に衣飽まて食ひ人の上に立て花紅葉の情しらぬ人も多し、彼に對していかて面赤からて有へき

○近き頃俳林去來か狂歌に

　なとてかくいそかしいとて二階落ての後は隙になりけり

と讀し實も浮世のすかた大概かくのことし、いそかすばぬれましものをといふ古歌の心にも通ひ侍らんや

○白川院は男色を愛しまし〳〵て、少年の兒婦女の如へ冶容なさしめ給ひ、黛うつくしくかき鉄醬くろに染て紅粉うすくはへるさまいとらうたく見えしとそ（此後官家大人といへともはくろめつけし今も同し）長門守經敏か家人（周防國の人）の子幼より東大寺別當敏寛か兒童となりていとをしきものにせしを、白川院御幸の時天眼に及はれ召て童殿上し御寵愛有て元服し近習に仕へ參らせ、肥後守成重といひ

しは此童か生立なりし

○東都にて或人教へられし喘息の藥（水無瀬家秘法）六君子湯に加味麥門冬天門冬五味子熟地黄右四味の外に箱根草倍に加へ用ゆ

○忍はすの池は慶長の頃より水谷氏の別業なりし、東叡山御建立の時寄附し參らせらる、其後池の端在家やゝ立そめし山名勘十郎といへるすゑ物切世渡る者ありし、彼か母容うるはしかりけれと心猛き女にて人のなま首を見され食もすゝますとて我子にいひて毎に人の屍骸を側にかさね置しかは山名もてあつかひける、或時下部に乘物させ打乘城西を廻り今の山王の西なる池邊に乘物おろさせ、やうこそあれ汝等は歸り去れとて强て歸せし、僕等歸るまねして其邊にかくれうかゞひしに俄に空かきくもり夕立雷電はけしく池水浪立すさましけれは、僕等いそき行て見るに婦人は見えす尋ねわひて家に歸りかくと告しに、亦彼女馬に乘馳來るあはやと家の內の者とも走り出るに我家へは入らす、忍はすの池へ飛入しかは浪立さわきて水路をひたせし、彼乘し馬の主（淺草の馬子）跡より息も續あへす馳走り我赤坂溜池の邊を通りしに、あやしけなる女房水中より浮き出馬をひかへ、我を此馬にのせよとて飛乘しかはさるにても何方へ行たまふそと問へは、我里は此あたりなりし故此池の主とならんと思ひしに、先に鯉ありて主と成我を拒めり、さらは仕馴し邊りなる忍はすの池へくして馳出侍りしか得追つかて追參りし其女房は如何にと問ふ、人々物恐ろしく此池にとて騷きあへり、其後まゝ怪異の事もありしに勸學院の了翁僧都島を築き辨才天を安置し惡靈を鎭せられし、然るに一旦地震して鐘樓倒れ鐘池中に沈みし、房州の海士を將てきたりかつき求めしに泥深く底を盡し入る事を得す、是もまた彼靈の取しにやといへり、了翁一切經を彼島に安置せられし後は怪しき事も絕しとかや

○戰國以來諸國罪科の民を其領境を追ひ、他の累となる事間々多かりし、關東の仰事ありし

科人追放之事

右科人の品に依て扶持を召放つ歟、或家財闕所又は其品輕には過料等夫々に可被申付候儀は勿論に候件の惡事有之者領内に差置候を嫌ひ他所に追放候儀は有之間敷事に候、近年於　公儀は追放者先は無之様被仰付候間別國々所々共旨を存し猥に追放有之間敷候、然れ共喧嘩なとにて双方疵付候者歟、亦は侍なと品により追放申付却而可然趣も可有之候間其段格別の事に候

右之通可被相心得候以上

寅三月

去年よりや京師東都難波笞墨(ムチウチイレズミ)の刑を始て斬流のいたましきをなため、大かた贖銅(クビダイ)を出して免され侍る、我古律及ひ明律清律をも考しめ給ふとかや

○享保六年辛丑七月廿日夜丑時尾城西の一村(海東郡臼唐村)其地鳴動すること地震のことし、老少恐れ迷ふ亦俄然として大風起り木を抜石を飛し家顛倒するもの八戸其地の民家大方破れぬはなし、暴雨覆りかふ〳〵鳴とよむ是に厭れ疵をかうふる者數人、近村はたゝ雨あらく自音せし計り何のさはりもなく田園自若たり、ほら貝のぬけ出しにや龍の上りしにやといふ、去頃勢州桑名領五反田村も一村鳴動し辻風のことく民家顛倒せし、是五行の氣偏にして常に戻り地中の風土を衝て發出する時必物を破る、されと其時其所に居る人ゆくりなき死をするも哀れ也

○寅十一月八日南風强く南湖大磯邊は波濤漲りて船を損せし、其後尾城南榮國寺本尊汗流るゝ事去々年の冬のことし、又常念佛所(誓願寺)大像も汗あり、希有の事とて見るもの多かりし、されと寺々金箔をしたる柱も汗のこと雫落し所多し、冬日に南風はけしく雨濕時氣に戻りし故かゝる事侍るにこそ

○享保七此冬難波京師東都に令して春繪樂事(マクラエコウショク)凡時尙の俗書板行を禁したまへり

○近き頃阿蘭陀より大鳥を獻せし、(駄鳥)圖のことく人に見せしまゝ此に寫す

鳥の高さ四尺餘石を喰ひ火を餌にさはりたし



〇濃州安八郡春近村（戸田内藏介領地）富農井上與三郎と云ものの宅後園に年久しく住ける老狐、地主と代々親しく郷里の者と常に詞をかはす、其名を板益亥正別名を梅庵といふ（或納受翁なとかく自らいふ獸狐もと何の名かあらん時に取てよろしく呼で可なりと凡そ三百年住せりといふ）手能書（漢字和字）筆法あり禪を談し醫に功あり、一旦行衞なくうせしかは淺ましく打歎しに、同里の者上京して江州大津驛に逢しに、狐云我都かたに故有て移住へき事出來しかかくと告參らせんも年比の情なしとや思ひ給はん且なけきましまさんもよしなしと心ならす去侍りぬ、年老て死すへき時近し只再會なきを悲しとて落涙し、一筆書て日頃の厚情を謝し井上か子供にもよく孝したまへ學文怠り給ふなく申給へとて別れし、里人もあはれに覺え歸國して語るに、合家一邑皆泣になきけるとかや、狐いひし我異邦寧波近き處の僧な

りしか一念の邪見に依て畜身を受いと口惜、但し將來は善趣に生るへしと井上か子供に物よませ手ならはせなんとせし後に聞岐阜山孝寂といふ野干あり、是か事をも頼み置しとかや嗚呼是は野干にして僧なり(長齋一食なりし)今世の方袍は丹頂大形僧にして野狐なるもの多し

○河內國玉手安福寺珂億上人我故君(光友公)に淨土五重の相傳をなし參らせ、御院號をも授け奉り御布施いかめしく寺産をも寄給ひしかは、上人頓て常不退轉の念佛所となし、其他七ヶ所淨院に資料を附し彼菩提を祈られし、上人亦寂の後は珂慶上人彼寺を住持せらる山家の懷を述て

うこきなき心ならねと動きなき山そうき世のへたてなり皃

○武州熊谷の西新堀といふ里に古しへより舞女あり、上にもめされ傳馬賜はり東都に出他邦へ行、その行粧驕れるさま大家の婦人の如し、青漆の乘物對の挾箱織物のゆたん蒔繪(菊桐)の長刀を先に立鎗持せたる者を供とす(是夫なり)其名を代々桐大藏と稱し富祐なり、梨園の少年及ひ戲藝者數多扶持し所々戲場をひらき利を得侍るとかや

○佐渡國三郡羽茂(度津神社大目神社)　加茂(大幡神社阿部久志比古神社)

雜太(引田部神社　物部神社　御食神社　飯持神社　越敷神社)

彼國の官社凡そ九座並小社なり、今は俗稱を呼式內の神とも知らさる也

秋米通計十三萬五石餘(米穀上古)荻原近江守吏の時別に新田數萬石を墾く(餘は前に記す)

○少兒暴瀉し頓に死する者多し(府下の庸醫ハヤテといふにや)諸藥驗なく見えし、然るに醫家必讀日醫水散(治暴瀉如水一身盡冷汗出脉弱氣少不能言甚者嘔吐此爲急病)

半夏(一兩姜製)　良姜(二匁五分)　乾姜(炮)　肉桂(五匁)　甘艸(炙五匁)　附子(炮五匁)

右細末シテ毎服四匁水二鍾煎一鍾服云々

○歌ことは

田時（たつきたよりの意）山もせ野もせ（山も野もせまき程といふ意庭もせも同じ）うたかたけうなく（心なくなり甲斐國の詞なりと云々）をちこち（あちこち遠近也）せにや成ぬる（せはく成ぬる也瀬をせとよむも狹の意歟）けに（勝の字也露よりけにとは露よりまさるといふ心也）

言塵集に見えたり

○淨土宗十月六日より十五日迄別時念佛を唱ふ十夜といふ、是彌陀正覺の日なりと西冬三五彌陀正覺と華嚴經にありといふ、然るに花嚴に此文なし、或僧の云十夜の月は無量壽下曰於此修善十日十夜勝於他方諸佛國土爲善千歲の文より名付し、十月は十三佛を月に配すれは阿彌陀に當り、十五日は每月念佛圖十五日彌陀なり、此別時中世迄の書に見えす、洛東禪林寺の古記を見れは天正の頃より十夜の事を記せり、京師眞正極樂寺（眞如堂）每歲十月六日より十六日の曉迄法事をなす、此寺十夜念佛の權輿なり

○熱田社佛供田

愛智郡則武庄小塚村

秋米百九十三石二升　地七町一段五畝廿九步

同庄七女子村（今此村民家なし高畠村小塚村の民供農事）

秋米百十五石一斗七升四合　地十二町五畝四步

同郡一柳庄八屋村

秋米九十七石三斗五升六合　地九町一段三畝廿步

通計四百五石五斗五升　田廿八町三段四畝三步　外四至田園市井凡三百三十餘町

大宮司領　秋米七百十七石

愛智郡鳴海庄野並村地五十四町七段七畝一步

○那古府下城內外諸士宅地市井屋舍

本田秋米二千一百九十七石八斗也

此外近年所増の地は此限にあらず

○城内牛頭天王祠六月十六日御靈會車楽(ダンジリ)(二輛)

前車は名古屋村廣井村後車は車町升屋町此町は織田家の時より有之

名古屋村廣井村の車、昔は今御園町通三つ藏條の四街にてかさりし、其後同町の上にも飾りける始今の御園町三つ藏上る處東西は民家也、遷府の後諸士家作りしにも民猶其所にて地子錢を士家に納めし、敬公の御時旅人縊死の事ありしより今堀川筋へ村民うつりける、其後は車も御園町本重町の辻にて飾りし其後城地の端に常も車を指置けるか凶年餓莩車を穢せしより、常は町人の藏に納め六月のみ出て右車料愛知郡長根庄御器所村にて五十石の地を寄らる、萬治二年已亥印章を賜ふ天王領は名古屋村にて三百四十四石九斗五升五合豊臣家より以來邦君印章を賜ふ、東照宮祭田名古屋村十五町六段二歩秋米三百三十五石九斗七升一合但印章は二百石元高也

○愛智郡星崎戸部蛇毒氣神天王祠

御靈會依ニ忠吉君之命一慶長十一年始レ之、但車楽二輛自レ古在レ之只御葭の事のみ山崎村の葭池にて徑一尺五寸に四把刈なり

○蟹蜷(カウナ)に二種あり、其蟲は一也殻は大に異なり

凡榮螺化して紅蝦となる、蟹蜷も又蝦となる、俗に云車蝦はかうなの化する所也、かうなを唐にては寄居子と云、元殻なく他の空殻をかりて寄居すと、必しもかくはあらし、されとも殻同しからさるを見き古人の云然るや、予思ふ一物異殻の蟲ならん其鬚の有無にて見るへし



是は常に多きかうな但し鬚あり



是は殻たゝみのごとく蟲は同じく鬚はなし

○武藏坊辨慶か生地は紀州熊野なりとそ、但田邊と新宮と兩所に辨慶か生地と傳へし所有、新宮舟川の生地に産家柱の楠とて枝逆さまに生下る古大楠あり、昔柱を逆に立しか根生しかくの如しと土俗いひつたへ侍る

○田邊に鳥合權現といふ祠あり、源平合戰の時別當赤白の鷄を合せて占ひ見し所なりとそ、或は新熊野といふ

○本宮四月十五日御田植祭中其より御山と稱し七八尺四方の山形を架し上に小祠を作りわたせし、貞享年中に大坂の僧善心といふもの神輿を制し是に代へ侍りし、元祿十六年より叉本のごとく山形の小祠を舁渡しける、其形は京祇園會の山と一般なりとそ

○詩行葦朱傳曰古器物欵識云々

　欵は內へ切こみたる字、識は外へ鑄かけたる字、磁器のクハンニウも欵入なり、和俗ケボリといふも欵也

○孝德天皇詔して凡そ死せるものゝ髮を刺所々猥りに埋む事を禁せられしも末世には知る人なし

○熱田寬永の緣起書しては藤原村椙朝臣也、系譜雜類三に右大臣內麿の曾孫從五位上村椙とあり、是にや唐土の金銀斯のことし、我國の畫工唐の繪を書とて金銀は近代後藤家鑄る處の姿を描くいとをかし、



金圖



銀圖　見幼學須知　雜字大全

又唐人に今の織部盃を持たるもかたはらいたし唐の盞は



かくの如し我國のさかつき元土器也今漆器の絲底あるはさらの盞（フタ）なり

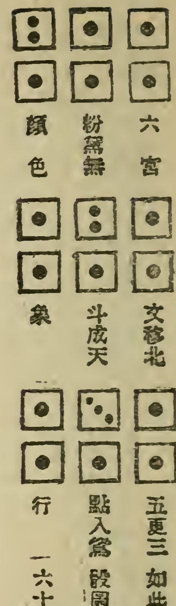


唐の盃



鍾音チヨン俗訛りてチヨクといふ

○金陵鄭元美か綉梓せし南北時尙綺筵必用骰譜酒令一巻飲酒の慰事にて禮容の正しきにあらす、たとへは古詩句類に一統山河壯帝居（句首一の字有詩）二陵風雨自南來（二文字）三峽樓臺淹日月等（百千萬の字に至る）又正月より十二月迄の字ある詩、或春夏秋冬天地風花日月何にても其類の字有詩を同時に云ことく見えたり、亦兩骰子を三度なけて其目によりて詞をいふたとへは



又殊窩譜は四骰圖也是明季の遊ひなりけり

○一字折開而兩字音同(酒令)

相(木目)鈴(金令)釿(金斤)任(人壬)湘(沐目)淋(沐木)

弋才　哇(吐土)篴(竹逐)

○文字のヘンツクリなとを私に書は他字を成事あり

懸擬(是は同じ)饕餮(是は同じからず)

○扁(字)書に外より閉るを開とあれは常のとほそに非す、音枇器破未破とあれは物のひゝわれといふ是歟

○皇女の大臣家に嫁するをは榮子內親王配二一條綱平一と書へし、親王家に嫁するをは內親王伏見殿入簾と書へしと堂上家より敎へられし

○玄上の琵琶依レ人名レ器

藤亘勢麿三男眞作之子右亘守之孫諸葛之子少納言玄上(ハルラとよむ)承平三年正月廿一日卒

○我國いにしへより陶器を制す、但茶器に至りては唐物の外は尾州瀬戸の製を第一とす、是は中古當國知多の人藤四郎(法名俊慶)道元和尚に伴ひ入宋し磁器の法を習ひ得來りし故也といふ、夫尾張國は往古よりして土器を燒て朝廷に貢せし事史に見えたり

〇奉試賦秋興以建除等十二字居句頭

治文雄

建西星初轉除金正王滿江鴻翼足平陸菊叢香定識幽閨女執梭織綿章破篋蟲納薄危牖月光凉成雨葉聲亂收

芳草色黃開書周賢候閉戶歡清郞

廻文詩

橘在列（大和守秘樹子）

寒露曉霑葉晚風凉動枝殘聲蟬嘒々列影雁離々蘭色紅添砌菊花黃滿籬團々月聳嶺皎々水澄池

走脚詩（異邦所謂編傍体也）

藤原敦隆

愚春悲慙意急忿怒怨悲忽恣志思感恩應念忠

右見春齋一人一首

〇明永樂中末常といふもの將軍に隨ひ倭の海上に備へ軍破れ俘にせられ日本に來る、天龍寺の惠大歲により親の事を歎しに大歲憫然として憐みて公に申て縱て歸らしむ、丘濬の瓊臺類稿四十七に是を載倭人情深へ孝心を感せしを稱せり

〇枕草紙にあし音たかうけはひなとおし〳〵といふ聲聞ゆ、春曙抄に陪膳の藏人なと行かふなるへし、おし〳〵は足音の高きをいましむ聲也、源氏やとり木の卷注に聽雪御說にうつほ物語におしといへる詞あり、人の足音高きを恐れよといへる心也云々

信景按に今世高貴の御ありきを前はらふとてしゐ〳〵といふは此おし〳〵なるへし、忍の字おしと讀忍ひかくれよ忍ひしづかなれよといふ意にや

〇帳臺の夜行事藏人いときひしくもてなしてかいつくろひ、二人わらはより外入るましとをさへておもにくきまていへは、殿上人なと猶も是獨はかりはなとのたまふうらやみ有いかてかなとかたくいふに、宮の御方の女房二十人はかりおしこりてこと〳〵しういひたる、藏人なにともせす戶を押あけてさゝめき

入れはあきれてける、こはすちなき世かなとてたてるもをかし、夫につきてそめしつきとも皆入るけしきいとねたけなり、上にもおはしましていとをかしと御覧しおはしますと云々

信景按に凡枕草紙は當世のさまをあらわに書て身の面目らしくいへと君の御恥は此等に知れ侍る、凡行事の藏人は闌入を禁すへき爲に昔より舞殿の東戸に立開闔するよし江家次第にも見えたり、然るに女寵盛んにして是を禁する事能はす、すちなき世哉といふを一條院をかしとおほしめす無下に口惜からすや、此書に禁中の局々みたりかはしき婬風官女は直とらぬ遊女の如し、男女別なき事禽獸にひとし、むへなる哉武臣權を握るきさし漸見えし事を

○けづりひ　削氷夏月食物損出せぬ爲氷を加へ置事なり、江家次第廿新任大臣大饗に云羞肴物（ミサカナモノ）暑月削氷（ケツリヒ）甘瓜（カラウリ）等云々、同五列見の首注に紛熟又加ニ削氷一云々

○ほをいろ　蒲黃色かと春曙抄にあり、或人云茶蘗なとほいろかくるといへる是歟、予思ふに是は火色なるへし但黃なる色なれはほをいろにや

○あはせ　うつほにもあり食のさいなり、さいは菜の字なれは魚鳥なんと草ならぬ物を菜といふも僧家の詞なるへし、昔は飯汁の外なる饌はあはせとこそいひし

○唐土釋氏祭れる伽藍神の號其府君某使者其判官等と稱す元道家の稱なり、秦山府君司命眞君五瘟使者雪廷判官の類也、亦密家に行ふ大元師の法も方術家の事にて元師は武官にして神仙に多く授く趙元師王元師の如し

○朱元師は胎を崑崙寄癸亥の年十月癸亥の日時に育せし、形藍青蠶眉巨賑左に金鎚を執右に皂袋をかくる等（捜神大全五）我國大黑神に似たり、亦亥の月亥日時といふは十月亥の子の祝ひ出て起る所にや

○東華紫府少陽帝君　東王父也

西靈母　西王母也又名ニ靈大妙龜山金母一

吾國みなつきはらひの詞に東王父西王母と見ゆ、唐道家の事を我神事に習合せられしと見ゆ
此二仙實は震兌少陽少陰の氣をいふ

○野田松三郎御代官所遠州豊田郡月村百姓作十所持の古鍬に枝出花さきしとそ



枝鐵色鍋つるの如く花こゝめさくら色は金銀のことし

鹽尻　巻之六十九

○聞善言則拜告有過則喜有聖賢之氣象（宗林甫省心錄下同）
坐密室如通衢馭寸心如六馬可以免過
　實善言を聞とも謾り過を告れは却て怒る、是小人にあらすして何そや、獨居も衆と立如く慾に馳る心をよく駐めなは終日何の過あらん、閑居して不善をなし心を放て肆にし何の善をかいふべき
器滿則溢人滿則喪
自信者人亦信之胡越猶兄弟自疑人亦疑之身外皆敵國
　人のおのれを信疑する皆我よりする處也
功名官爵貨財聲色皆謂之倶欲可以殺身
　其實有て功立名顯はれ、其德有て官に進み爵を加ふ、聖賢是を辭せすといへとも自にあつかる處なし
　庸流は非をかさり術を巧にして是を得る事を貪り、得れは足を知らす猶色慾の惑に於てをや、ひたすら貪りて身を喪を辨へす我人毎に戒むへきをわすれて慾を恣にす
好名則立異立則身危爲善者不言利逐利者不見善舜跖之徒自此分
　利名の害大方ならすして人是を好み是を逐ふ哀哉
涉世應物有以横逆加我者譬猶行草莽中荊棘之在家徐行綏解而巳、所謂荊棘者亦何心哉、如是則方寸不勞而怨可釋
　靈舟の我にあたれるもやすからす、徒に外を見て內を省さるは我人の私情なり愼や戒よや
誠無悔恕無怨和無仇忍無辱

外重者内輕故保富貴而喪名節内重者外輕故守道義而樂貧賤面譽者背必非爲善不如捨惡救過不如省非古之人修身以避名今之人飾己以要譽所以古人臨大節而不奪今人見小利而易守

我人富貴利勢に心有て道義名節と思ふそ可耻哉

婦人悍者必淫醜者必妬士大夫繆者忌諂者疑必然之理也

婬女妬婦は家の害をなし、繆者諂者は國の禍となる

費千金爲一瞬之樂孰若散而活凍餒幾千百人

嗚呼不節の財を用ひて不蘇の民を安んする事を知らすは暗主のする所代々の史を見て可知かも此類格言多し今其一二を抄して自戒とす

〇前中將藤原綱村朝臣（松平陸奥守上野介）今年（己亥）の秋卒せられし其辭世の偈とて人の見せ侍る

常示幻法門　愛重說偈言　人若問端的　虛空草鞋飜

若かりし時より教外の風味を好みて智識にも參せられしとかや、亦和歌の道も淺からすそのかみ常廟の御前にして歌よみ結へと仰有しに取あへす

我こゝろみかゝさらめやたまほこの常のみちある君かひかりにと啓せられし、終焉もめてたくまし〳〵たるとなん

〇堀田駿河守紀正朝々臣去年より難波の務有し交代して下られける、心わつらひすきて自らのしるよし近江國に有なから立よる事も御ゆるしなければは東都に趣かれける美濃路に至りいと病おもりて八月に及ひ細湫の驛にして空しくなられし臨末に筆とりて

立かへるやまちは程をへたてつゝいそかぬ死出の旅におもむく

夢のゆめ夢にゆめ見る世中をいまさら何かかなしかるへき

とてかやて下世有しとかや、驛なる寺にて葬し正朝院心空常安居士と法名し參らせけるとかや、さためなき世の有さまいかなるえにしありてかあたしの國土となられし、すへて見る類ひ聞所の無常眼にみち耳にたえす秋の露消やすく峰の雲跡なきさまにも猶驚きあへぬわか心うたてつれなき餘りて執深く侍る耻かしさ

おろかにもうつつとおもふあらましに見はてぬ夢の世のわすれぬる

○明太祖微時剰村を過、二日不食たまく入家の園一株の霜柹正熟せるを見取て食す、十枝にして飽く其後興基の始太祖此處に至り彼柹の樹を見て下馬し赤袍を以て是に加へ、封して凌霜長者或は凌霜矦といへるよし在田録に記せし、忽難の時食なく是を食してしはし命をたすく、其恩を忘れさりし我人平日君の祿を食て其恩を報する心なし嗚呼

○爲㆓唐儒宗㆒皆所謂小人儒也云々

嗚呼周衰へ秦立て叔孫通名有しも巧言面諛を以て二世の博士と成、漢起て孔潁達名有しも又王世充か臣と成れり、唐朝文章の學盛にして詩賦の名譽有し人多けれども眞儒なかりしにや、近世詞章家の學者唐の才人を以て聖の如く明家の詩人を以て宗とし、其他宋の先儒周程張朱のごとき眞儒をも庸人のごとく思ひて王安石蘇東坡が類を以て好とす、明の代北部李夢陽(號空同子)唐人の文章の學を好て經學を外にせし者なるに、今我國の一學家是をもつて祖のごとく學ぶ、李夢陽は末明の北人にして孝宗の時獄に下し武宗の代にもふたたひ錦衣の獄に下して終に職を落して問住して死せり、何の政教に補ありとも見えざる者なり豈これを學ばんや

○海潮論云地浮與大海隨、氣出入上下地、下則滄海之水、入於江謂之潮地、上則江河之水、歸於滄海謂之汐云々元耐得翁の就日錄に出たり

○王世貞觚不觚錄に袴褶は戎服也、短袖或無袖、衣中其下を斷て横摺有て下服竪摺之袖の長ものは腰を

撤して中間一線通を以て横之これは程子衣といふ、衣の線通なきものを道袍といふ、また直綴と云々我國入宋の僧傳へ服する處の禪衣是直綴なり、然れは今僧の用ゆる衣は唐土の俗人燕居の服にして我國官家用ひ給ふ處の道服是也(常の直綴にして月かたのなきものなり)

○杜陽雜編に新羅國獻せし佛像の事を委敷記せり、其方佛山高一丈に可なる沉檀を彫球玉を以て是を成す、佛形大なるは逾寸小きは七八分、眉目口耳螺髻毫相こと〴〵く備れり、亦金玉水精を鏤て幡蓋流蘇とす、百瑤以て樹を作れり樓閣臺殿飛か如し、行道の僧たゝ千數のみならす、下紫金鐘徑濶三寸上に龜口を以て是を銜其鐘の擊ことに行道の僧禮首地に至る等人工の及ふ所にあらざる由筆せり、帝不空三藏を拜せしめたまひしとなん、新羅國の製にはあらし疑ふらくは天竺傳來の靈像にや、亦同し書の中卷に貞元の年南海より奇女を貢す、年十四歲悟工巧比なし一尺の緒の上に法華經七卷を繡にす、其字粟粒を不逾して點畫方明品題章句遺闕ある事なし、亦飛仙蓋を作る絲一縷を以て分て三縷とし、染て五彩をなし堂中に於て結びて傘蓋を五重となせり、其中十州三島天人玉女臺殿麟鳳の象あり、外には執幢捧節の童子千數其蓋濶さ一丈と云々、宮中に在てたゝ胡摩飯二三合を食す、元和年憲宗其聰惠を嘉し賞賜多かりしかとも禁裏に住する事を願はす、請て南海に歸る仍て號を逍遙と賜ふ、實海外の神仙成しとかや

○延平の吳氏姉妹六人皆妬悍殘忍(ネタミタケクムゴキコヽロ)なりしかば時の人是を六虎と號せし、中にも五虎(弟五の女なり)尤甚しく三度人に適て皆不終して去られし、平生手つから婢を殺せし事十餘人に云々

かゝる女も有事にこそ大方ならぬ業報ならん、和漢女の性はひかみて妬悍なる故怒に乘しては殘忍のふるまひある事少しとせず

○漁家猻猢の以て網の四角に置は、多く魚を得るとかゝる事和漢猶多し

○江淛溪沼の間垂釣布網の者を見ては至心に揭諦の呪を黙して倒誦する事七返すれば終日獲事なし、湘潭の間李道人といふ者有し、常に此呪を持して物命を濟しと云々、我國淨口業の咒を以てするも同し凡

殺を見て慘敷心なきは禽獸に近し
○士人の甚貧なるあり夜每に香を燒て天を祈る事久して不懈、一夕忽聞空中語有て曰、常汝を閔みて我をして汝が所欲を問しむと、士答て曰某の所欲甚微なり敢て過望にあらず、但願くは此生に衣食纔足りて山水の間に逍遙し以て其身を終らは足なんと、空中大笑して云神仙の樂何そ得やすかるへき、答富貴を求めは可也
是語を設て人を風するか、嗚呼今の人我何の望なし、衣食尋常にたりて身閑に山川の景物を親は可なりと、是實に得易からんや、凡そ淸樂は功名爵祿の能及ふ處にあらず、然るに世人富貴を貪りて淸樂を知らす、身を危地に置く終日惶々たる者愚といはさるべけんや、已亥冬燈下見る處を抄して筆に任す
○享保四年(已亥)十二月十五日夜勢州桑名驛災し延て市井に及び三百二十餘戶城樓一ヶ所燒し(十九年前の大火の後や商家建續けて見えしに又かく煙と成しも時といふべきのみ)守も在府なりしか我公より御使なんと侍りし、春日社にからうして火をのかれしとかや
十九年前元祿十四年二月四日桑名大火町屋より出火城內のこらす燒失此時天守燒落る
○美濃國加納近き所に松あり、或人是をゆきゝの松と呼、初て和歌を集めしに堂上家も數人讀たまひし其一二を抄す

武者小路從二位權大納言實陰卿

あかす見したか通路の松ひとりゆきてゆきゝの名をとゝめけん

六條從二位權中納言有藤卿

誰も先餘所にはすきすたちそよるゆきゝの松のその名しられて

六條參議正三位公長卿

ひともとのその名や種と旅ひとのめてゝゆきゝの松のことの葉

參議正三位爲信卿

うつし繪に見るも葉かへぬ松なれや往來の名さへ散うせすして

正四位下頭辨光榮朝臣

名にたてるゆきゝ幾よそとし月をとへはことふるまつかせの聲

從五位下遠江守氏朝

みちのへに一木のまつの幾はるもゆきゝの色を見せてのとけき

○達摩流支は唐高宗永淳二年東夏に來る、武后改て菩提流支と稱す（流支唐譯是愛）經五十三部一百十一卷を譯せられし、玄宗開元十五年十一月五日卒す、歲一百五十六謚して開元一切編智三藏と號す、內庫の物を出して喪を營しむと云々

○今の脩家良才敏なる者は訓詁を攻め鉛槧（シアンチツクル）を業とする事儒生のことし、是より上なるものは古德の機緣を殘摭して聲響を追ひ影跡を捕へて巧に人を誑す、其言は佛祖の先に越ぬれとも其行凡庸の後に落て中々あさましき事多かる、妄りに般若を談して自殃咎を取事なかれと、蓮池大士の誡られしはさる事そかし、其不學なる法師原ひたすら名利にまよひ色にけがれ、酒にみたれて慙愧の心なきもの少からす

○奇功を衒ひて譽を要め兇暴を逞して威を示す類は戰國の人の狀なり、文詞を先として其興象風神格律音調のみに心をとめ、自智に誇りて道學を外にし名を貪り利を追ふは季世文人の流なり、一向に身を榮え家を肥し世を希ひ寵をとり、子孫の謀をのみ念とし道義によらす、忠孝を忘るゝは古今小人の陋俗なり

○執勤就勞而無怨は官士の職分也、是をいとひて安便を要めいやしやくも勞に服事を免れんとする者は君を欺て閑を偷む賊といふへきのみ、或は勞役を自功とし名利を貪るは傭償の賊民と伍を爭へる小人也

何そ官士といふへき

○美濃國高須近き處に松木村といふ里の民（武右衛門）の娘三歳にして額に肉角を生す（中指の太サ）夫より面に瘡出來、目も鼻も一ツに成て頓て死せし、其後女子二人生れしか共に三歳にして前のことく煩ひ肉角惡瘡異ならすして皆死せしと見し人語れり、如何なる業報にや

○或問筑紫の彥山は天狗魔所なると如何、予曰彥山三嶽權現は伊奘諾伊奘冊二尊及ひ天忍骨尊也、崇神帝即位二年（乙酉）神祠を立たまひし其靈驗實に響のことし、九州の人是を尊敬せさる者なし、頃日彼山の座主相有大僧正の需に依て安樂院の知雄比丘筆記さる所の彥山權現靈驗記一冊（寶永六年の作）享保（已亥）光謙師序作て印行せり、神靈是に見えたり、誰か是を魔類とせん、凡深山幽谷は陰氣盛んにして怪しき事每に多し、故に愚庸皆天狗に託して其祭る所の神をわすれし處間々あり

○城南清凉山榮國寺の上人蘭多く植てもたりしか夏になりし故去年五月竹籬しわたし置けり、其竹の內一本枯すして青みありし七月の比より逆さまに立し竹上より一節芽を出し、烈日にもおとろへす秋をへて冬になりていよ／＼枝多く出、雪霜を衝て今年猶數枝のひて葉の立上りて見え侍る、（庚子）正月廿四日上人見よとて見せられし、竹籬にせし餘の竹は枯果結ひし繩も大かた朽侍る中に、綠淸く一竹逆しまにして枝葉は上さまに生ひ立わかやかに見え侍る、根をも生して此夏も過なは彌奇異の事成へし、むかし名ある人の杖さし置けるか枝葉生して今も榮え侍るなんといふ處まゝ見聞にあり、疑はしく思ひ侍りしが、かゝる異ならぬ事侍るとは今おもひ知られ侍る

○凡そ物の名目文字に見たる計して其道に立入さる人の唱ふるを聞は、清濁音便ならひなき故有職の笑ひを執事多し、たとへは樂の名に

皇帝(タイ)破陣樂　團亂旋(トランデ)　萬秋(チウ)樂　央宮(ヤウクワ)樂　奉王破陣樂　春庭(ボウ)樂（是は右方の樂なり）

拔頭(バトウ)　新鳥蘇(トリソ)（トの字濁）　古鳥蘇(コトリソ)（トの字淸）　退宿德　長保樂　登天(デ)樂（書は左方の樂なり）

此類あまたあり其他公事及什器色々の名目習ひなく傳を受すして唱ふる事なかれ、大かた田舍人の歌物かたりするをきけは片腹いたき事間々あり、つゝしむへきかも

○梅花の賞久しく唐土の盛なる陸凱か贈を始とするにや、我國仁德聖主の御時百濟の王仁難波津の什を奉りしより代々の歌人ことのはにかけて幽色淸香を賞せさるはなし、菅公東風吹はの詠橘氏庭鶯の吟人皆知れり、元より我土地の產にともしからす僧の隆蘭溪遠く孤山の種をうつし、和靖の晴香海東に浮動するもの是を西湖梅といふや(或は林氏梅といふなり)其花單葉純白淸薫遠く襲ふ可謂閑遊の逸友なりと、予此比人の家に開匂ふを見る、あろし一言なんと需しかはそゝろなる野詩一絕を綴て差置侍りし

○准后(尙子)皇子降誕(享保四年巳亥十二月廿九日丁卯の中刻なれば即元日戊辰御誕生と云々)我國の太祖神日本磐余彥天皇(神武)庚午の年正月朔庚辰に華誕まし〳〵けるよし史に見えたり、其他上宮聖皇(聖德太子)敏達帝の即位二年(癸巳)正旦に生れさせまし〳〵ける、大方正月の御誕生目出度例しにや侍る、延喜の御門(仁和元年正月十八日)三條院(天延四年正月廿日)なんとも睦月に生れさせたまひしかども元日にて侍らさりしにや、此度皇子御誕生いとゞにまれなる御事なりしが、(庚子)神武天皇と同し廿日准后かくれさせまし〳〵けるこそ、おほけなき御事ながらうち驚かれて世のさだめなきさまも今一しほに愁喜こも〳〵うつり行ならひ、玉のうてな賤かふせや同しうらみを聞侍るこそさま〳〵なりける、新中和門院と號し參らせられし、同し二月十日新承秋門院薨せさせましまます(有栖川幸仁親王の姬君英宮と申せし東山院の中宮御年卅七)雲の上打そひて春の雨しけく大宮人の袂ほしあへぬさま京なる人より申送りしにそ、更にうつゝとも覺え奉らさりし

○我君此春　太神宮へ御參(享保五年庚子正月廿九日夜出御佐屋より御船晦日四日市二月一日津二日小はた二日三日兩宮御拜朝熊山御登山御束帶御輿にめす、諸大夫以下常の如し但小隨身なし(同日又小はた四日津五日四日市六日桑名より宮へ御渡海)事故なく御歸城いと〳〵目出たし、御路すから紀公及藤

堂家等御もてなし目をおとろかす計なりしとかや、同十七日番頭（肥田孫左衛門）を以て大樹へ御獻上物あり

内宮（一萬度御秡大麻一箱太々神樂御供御直會一箱神酒御勝魚昆布熨斗）

外宮（一萬度御秡大麻一箱太々神樂御供御直會一箱神酒熨斗）

おそれみ〳〵なから御供つかふまつれる方へ申送りし

絕せしな幾よろつよの春の色をみもすそ川の淸きなかれに

瑞廟は萬治二年三月九日御發駕に御參宮ありしとそ

敬公御參宮は寛永二年三月同六年九月

○遊行四十九世の他阿上人（諱は啓）國々修行ありて、過し冬（十二月四日）城西横笛山光明寺に止留せらる（東國北國四國九國紀伊伊勢等こと〳〵く廻り是より三遠駿相甲のかたへ修行ときこえし）九日萱津の里え行て上人に見えし、延寶六年戊午秋四十二世の古跡（四國上人を古跡と稱し藤澤淸淨光寺の現住を新跡と呼へり）尊任和尙に逢參らせしより、尊通師唯稱師光明道場に來給ひし度事に往て結緣し侍りしも歸りこぬ夢と成にき、予か遠祖對州刺吏藤遠貞（信州宮方）が子金吾校尉長弘芳樹院親氏公（德川家御法名德阿彌）に屬し奉り、遊行十四世尊觀法親王の門徒となりて性願と稱せし、昔の因緣も朽せす代々の貫首に相見し參せぬるも嬉しく、夷曲一首を上人に呈す二河白道の心を

賴むそよけふりに波を立そへていと丶あやうき道のしるへを

上人打吟して遣迎の二尊そたのもしくみそなはしましますなんといひて

六の字の深きちかひを賴みてやなほ入やすきみほとけの道

と書て返し在けるも無時のかたみ也ける、扨も流祖一遍上人（智心他阿）は吉水の大師の高弟、證空善惠國の門人、性達上人の弟子にして西山の法義を傳えられし、熊野權現の夢告によりて踊躍念佛の祖とな

られし、其嫡弟他阿（一遍上人舎弟相州藤澤清淨光寺の開山なり）伏見帝の正應二年（己丑）攝州栗河の極樂淨土寺にして始て六十萬人決生往生の小簡を諸人に施與ありしより、今日にいたりて貴となく賤となく彼小簡を受て芳緣結ふ、簡文南無阿彌陀佛（六十萬人決生往生）とあり是を神勅の御算と稱す、建治元年十二月師熊野參詣の時神勅と云々

六字名號一遍法　　十界依正一遍體　　萬行離念一遍證　　人中上士妙法華

是證誠大權現より感得の四句の文なり、此句の上の字を取て六十萬人と書り

光明寺今の院主覺阿は（遊行第二世其阿第三世覺阿四世を彌阿と稱す今彼派の僧此號を得て榮とす羽州最上光明寺東都淺草日輪寺等は代々其阿我國光明寺近古覺阿に進めり光明寺に付たる代々の號は梵阿と稱せり）前興德院覺阿碧道和尙の法券なれは昔今の物かたりし侍るにも盡さす、日中禮讃の金皷聞えしかは道場に出侍りし、頓て引聲の彌陀經はしまり禮讃ことに聲すみ聽衆淚を落す、自助音し化佛菩薩尋聲到一念傾心入寶蓮の句に到りて悲喜こも〳〵流る、引聲音亂の稱名はいとゝ身に入ていひしらぬ袖も露けし、下輩觀の心を後嵯峨院

おろかなるなみたの露のいかて猶消てはちすの玉となるらん

とよませ給ふける事を思ひ出て讀侍りし

秋ならぬ露をも袖にさそひ來て淚うれしき法の道しは

かへるさに阿波手の杜に遊ひて其かみこゝにて不逢戀を

いつかにせんあはての森のもり初てつゝみもあへぬ露のたもとを

と讀しも十かへりの春の霞たちへたてゝ松の色昔に似たるもあはれなり、輪光院の僧と來しかたの事抔語り聞侍りて

まほろしの世をなくさめしことのはもうつゝなからの夢そはかなき

なんとずんして歸りし

○諸國の社家吉田の命を奉といふは是なりやといふ、不然卜部家今是をかくいへり、然るに先年關東の命如左

社家位階之事從先規傳奏有之は勿論無傳奏社家も吉田不可及執奏雖然從遠國吉田へ賴來り候社人位階之義は從吉田方職事迄申入相調可然候無位無官の社人裝束は吉田可爲差圖者也

延寶二年寅五月十七日

右之一書同年九月廿五日所司代永井伊賀守より武家兩傳奏へ相渡り、同月廿八日兩傳奏吉田家荻原家へ命せられし、さあるに是を不知顏にて諸社の神人を一圓に領せんとせらるゝにや

神人裝束の事風折狩衣を着する事神事に似けなき歟、神事の時は淨衣を可用なり

○淨衣　神事之時不レ分二尊卑一着レ之

康永三年十一月廿二日着二淨衣一重出二中門廊一修禊(于時左大臣)

應永廿九年十一月十二日春日祭上卿勸修寺中納言自二京都一着淨衣立帽子

至德二年八月廿八日攝政并左大臣被レ參二春日社一殿上人四人(右中將季尹朝臣少納言長朝朝臣左少將賴冬右兵衞佐長慶)着二淨衣一、至德二年八月廿七日近衞前博陸春日詣也、諸大夫二人各着二淨衣一

康永三年十一月廿二日參二春日社一(取要)諸大夫(光遠朝臣光綱光熙光連仲康經賢)國定(五位一人也以上淨衣下絬)六位(源康成紀定乘源康信紀久知)衞府(長泰峯長以上淨衣上絬也)

○三月廿七日(未時)東都市井より失火して(中橋三丁目北へ燒し)數千町を燒もて行、東叡山の寺々十餘坊炎上し

大猷公の靈祠も災す宮(公寬法親王)の御所無下に火近かりし、されとも煙をのかれさせ給ひし瑠璃殿以下異なる事侍らさりし、大樹此日御鷹狩にして御いましめも嚴かなりけれとも時の災はのかれ得さる事

にや侍るらん
○享保五年庚子四月朔日巳時因州鳥取の官府火災（松平右衛門督居城）城樓諸門庫藏殘りなく燒し、諸士の家七百餘軒寺院二百餘所市井六百數十戸燒死の者も多く聞えし、元祿十四年辛巳二月六日勢州桑名の城災せし後諸國府城の燒しはなかりし、督此比歸國の命有て既に東都を發せらるへき日も近りしか、國の城煙と成し故家臣荒尾某因州の地に城有けれは夫へ入るへきにて歸上られ侍りし、池田家代々の重寶ち皆亡ひけると聞えし、嗚呼三界の火宅に身を置程貴も賤しきもうき事なくてやはあるへき、財寶も亦聚散常ならぬものを强て我物顏なるこそいと愚かなれ
○悅法律師初は相州箱根東福寺の別當なりしか、世をいとひて山中にかくれ、一食長齊にして靜に住れしか、大山の貫首にすへまゐらせんと彼山徒頻に請しけれは
　かしこきはあるをもすつる世の中になきをもとむる身と思ふらむ
と書すてゝ行衛なく失られし、近き比は京ちかき日野山に幽に住していまそかりしか、德孤ならすして人々歸仰し往來の袖多かりしかは、此所もかしかましとてまたうかれ出なんとせられしを、京なる人とかくこしらへて北山の幽玄なる地に方丈はかりの菴結びてうつし入れし、六物の外本尊もなく觀相の窓靜けく、念佛の聲のみにしていと〳〵たとく物せられ侍るとなん、我名利の家に在てむくつけくうき世に交り罪障をかさねて厭心なきを思ふに、見すしらぬ千里の外に向ひて面もあかく成はへる心地したるにこそ、立かへりては亦慚愧の心も有ける耻を知ちはなと白頭のみにくきをわすれて朝に立やと、我心からいさかふもよしなしや徵安門院の一條
　幾ほとゝおもひながらも數くこそ浮世をしらぬこゝろなりけれ
とよみしはつれなき我きゝしれにや
　老の坂いくたひこえていたつらにまたわけわふるむさしのゝ露

○樓炭經に畜生水林野の三種にして凡そ一萬三千三百種類ある事をいへり、今見る蠻書を以て思ふ佛說の虛ならさる事を

○羈寓冬至（十一月廿二日）

短晷不妨千里信　梅華三五含春寒　新香雖使鄉思動　竹葉强爲一笑歡

○山門探題前大僧正實觀無時の記念にもとて天台大師の影像を彩畫し、彼御臨末無量壽を讃したまひし偈を書て授けらる、庚子十一月廿四日大師講にそ眞を掛奉る慶讃供養し參らするとて

特地巍然睡　當年老作家　何言惰代化　眞是舌彌陀

九拜香を薦奉る偈

飄々朔風千壑雪　禪關梅白別開春　臺雲絕壁分天半　潤心當面月一輪

落月士峯の雪に殘り細雲紫色の濃なるも西方引接の曉思はれていとかたしけなし、易往而無人の心をおもひつゝけ侍る

いかにせん歸るはやすきふるさともわれより遠き雪のかよひ路

○佛成道

鐵骨幾年托石間　天香乍玉肌寒

人々歲暮の歌よみける時

ひきつけてくる靑柳のいとはやも年くれなゐにほふ梅か枝

筏士のいそく歲木を積そへて杣やまかはに水そくれゆく

○享保六年辛丑元旦

物育氣和春正融　江山蕩漾朝暉紅　知韶光不分高下　花信一傳萬戶通

化日由來擊壤歌　況魚初躍鳥聲和　春山期待開花路　行處望新得意多

此春将歸郷
立なれしおなし霞の闗の戸もまたあけそめて今朝は長閑き

○周防守貞幹老人居を知庵と號し鳥山林友と云事を人々に詠させられし時
前大僧正實觀
こゝろをもなとかみたさん山さとに糸竹ならぬ鳥のこゑ〳〵

同
微風吹綠柳垂陰　花落琴觪烟樹深　無限山光怡鳥性　清音恰々晚還林
百とりのしつ枝にちかく友なれてさすか世に似ぬはるゝ山すみ

○萩欲散といふ題にて
散そめし露さへうたて宮城野やうつろふほとの萩のひとむら

水鳥多
凍るまも足のいとなく打むれて水にあとある鴭のかよひ路

早梅
霜ふかくにほふまかきはうつろひしきくよりおくの梅のはつ花

水石契久
いくとしかむすふそうれし白石の玉出の清水たへぬなかれを

東風吹春氷
とけ初る氷のひまも深みとり松かけさそふ峯の春かせ

○天滿宮法樂の和歌
つくしかた波の八百重の御稜にもなれてそかすむ千代の松原

○享保六年正月十四日院御會式
子日催興　法皇御製
小松ひき遊ふはる野のこゝろをもうへて砌のねのひにそおもふ
同月廿四日　内公宴
江上春望　御製
うら波ははるかにかすむなにはえにかせさむからす梅もかほりて
○東都にて梅のはつかにひらき侍りしを見しは昨日のことく侍るに、いつしか古さとに歸り櫻いくほとなく散すき青葉ふく風も寒からす、藤山吹の色移りかはれるさま光陰のいちはやく變態の常ならぬに今更のやうにうちおとろかれぬるもはたおろかならぬかは、逝川回流なくしてあとの浪消を爭ひ白日二たひ平ならすあすを待へき命かは、三月盡のあはれを人々讀ける時
まてとやはゆふへの花のなごりなく霞わかるゝはるやまの端
○駿州巨鼇山清見興國禪寺
開山第一祖關聖禪師(聖一國師嗣法)准開祖勅賜寶珠護國禪師中興勅賜自覺聖師大鄉選和尚
是なん無雙の勝地なり(客殿に鷄の繪あり雪舟の筆といふ)海門眼淸く有渡の濱三保の崎詠盡さす寺前紅梅今盛にひらく(一株にして東西十七間あまりの大木なり)
龍山銜翠玉梅魂　一簇紅雲照海門　紫府淸香暖風裏　枝南枝北別乾坤
辛丑二月廿三日の口號其草後に見出せし故爰に記す
○卯月朔日の心を
つきもせぬうきことの葉に春くれて花はきのふのなごりたになし
我張府おとゝしも去年もほとゝきす鳴さりしことし如何と覺束なくて

ほとゝきす聲まつほともとしをへぬこしちのかりの三たひ行まて

○孟夏初八佛誕之日浴五香水捻一瓣香偈

七蓮隨步　　二龍洒湯

唊

淨法界身本無出沒　　勿波湧波騰動三湘

○家に所崇大職冠大明神の肖像は土佐光起か所圖也、頃日彼　初君書たまへる法華經數行を得て其像上に粘し奉り、新に表背をなして大功大德を謝し奉る、折から藤花を以て供養し參らするとて

藤さけはまたむらさきに染てけりくらはし山にかゝるしらくも

兩晉明王本地法身の淸月畢竟空に遊ひ、社稷括民の垂跡和光千とせの後もあきらけく照らしましますの御事のかたしけなさに

てる月のくもる時なくあきらけきみかけになれしさほの川水

○此春春日社法樂に春神祇を人々勸進せし時

かすか山かすむ光もみちあまりめくみをはるに猶やあふかん　　重矩

さかふへき春をむかへてみかさ山藤の末葉の色やそふらん　　意信

ときは木のためしかさねて三笠山はるのいろそふまつも榊も

忍のすさひ

此一巻忍のすさひといふは庚子の春東叡山なる尾公の御宿坊類燒せしかは君命を蒙りて彼土木の事に預られしに彼山假住の間に筆記せられしをかく名付られしになん

忍のすさひ

○此春、庚子三月廿七日)東都下谷災あり、餘炎東叡山に及ひ院々多く炎燒せし、其中に我公の御宿坊顯性院もはからす烏有となれり、同し六月十四日命をかうふりて土木の事にあつかり侍り、同し廿三日彼山へ移りて假なる所に住侍りし、いとやうかはりてをかし、夏なから風すゝしく侍るゆうへ

萩すゝき曾よや吹くる風の音に秋ならぬ庭も露そみたるゝ

○忍岡避暮

隱々阿閣引秋涼　苒々水芝輔錦香　短棹長歌悲遠客　孤身疑夢入陂塘

○中堂(東西軒より軒まで三十餘間と云々)の瑠璃尊を拜し法華堂常行堂なと拜み巡り、忍の池に臨めは數十町の水面なへて、荷葉綠をしき菡花紅白をましへて香風最淸く蓮花界に入るかと疑はる

蓮風送暑露華浮　獨步微吟慰遠遊　玉宇無塵東岳暮　水光山色双淸秋

程なく秋たちてあしたの風身にしむ心地そする

露むすふすゝの篠屋の朝戸出にをきふきこゆるあきの初かせ

市買なる御館へ文遣とて申つかはしける

たつねみよ風にしられぬ露までもしのひの岡の秋のゆふへを

水邊に月を見侍りて

一江秋色不負人　滿眼金波入望新　爽氣飄然蘆荻露　天心水面本無塵

○此山に故ありて來れる人（奥澤氏）おさなきものを先たてゝ打なけき侍る

秋かせのたつよりやかて消にけりわかなてしこの露の身そうき

となん聞え侍る程にあはれも大方ならす覺侍りて

一花のあきのなてしこ露きえてかた見にのこす萩のうはかせ

○慈惠慈眼兩大師の眞像此山の三十七院一月つゝ執事し奉る、文月は淩雲院に遷座在し院主探題前大僧正は予か家劫なるうへ、一山の學頭に物したまへりしかは、いとうれしき結緣になんはへる、三月は慈惠の御月忌にて御帳ひらき參らせ人々群集せり、夕へかた一品の宮も御參ありし、根本花峰の二大師はさら也此大師をは世によく知參らせて都鄙恭敬する者多かる、實に本地十方慈父の觀自在大薩埵にいまそかり侍るとかや、慈眼視衆生の誓いかて空しかるへき、故に增長菩提心を祈りあるは人間の故を願するに響のことく應あり、よしや仇なる夢の世はとてもかくても有なん、只永き闇路をてらし給へと祈奉りて、楞嚴の由我觀聽圓明故觀音名編十方異能以眼作耳根佛事故名觀世音自在云無礙と文を思ひて

澄月のひかりあまねきむさし野やきりにさはらぬ荻のうは風

○七夕まつるゆふへさひしき柴の戶にうそふきて隅田川も無下に間近きなんと人のいふを聞て

影うつす星合のそらもすみた川いかにことゝふ露のゆふくれ

一聲江笛晚　池舘投蓮花　水動魚迷徑　林空鳥有家
素琴和月冷　銀者含秋斜　脫洒風煙外　穿雲將上槎

○攝州長柄の橋の木にて故二品亞相家（光友卿）彫刻ましく〳〵ける地藏尊を年比もり奉りて此度東行にも身にそへ侍りし、予如何なる因緣にや多くの御家人の内にて此山にしはしも住侍る事おほろけならす覺

え侍りしまゝ、彼大士の像を院主に參らせ永く當院に安置したまひて、多くの人に結緣しましく侍ら
は、生前の喜ひ且は無時の紀念にもなし我後の世を放拔したまへとて
たつ浪のあさ瀨もしらぬわたり川われ迷はすな法の舟おさ
○靈まつる比はさらても袂露そへ、見し世のいひむつひける友も今は泉下の客となりしあと思ひふとふ
わさ多かる、まして武藏野の秋のかせに所から忍の岡に住かへ思はさる外のはきの下露を手向の水とな
し侍るもさためなく、晨鐘夕梵の聲に心もすみてよしやかくてもあらまほしなと思ふとうろ作り燈かゝ
けなとするいとくめつらし
月前述懷を
おもはすよ知らぬむかしの秋までもしのひの岡の月に見んとは
護國院の常不退轉念佛所にして亡人々の爲に稱名して香すゝめ侍るとて
脫無邊苦海　頓入天華光　落々大千界　金風甘露凉
さらてたに風むすふ袖の夕まくれなみたわけいつるむさしのゝ月
本照院ノ座主
○一品の宮の御墓所拜し奉るもかたしけなく、久遠壽院准后の塔にまゐりて彼康存の御時まみえ參らせ
て法の道承はりしむかしの秋もいとゝおもひ出られ侍る
幾とせをかさねし秋のかたみともしのふの岡の苔のしたつゆ
○十五日には主計君立入らせましくていとく忝き仰せ事なと侍りしもうれし、同し日常樂院の百萬
遍會いとすしやうなり（本ノマヽ）
かけうつす横川の水に秋なれて絕ぬひかりの月も澄にき
くりかへすおもひの玉の數ことになかき世てらせ秋の月かけ

○十六日文珠樓（文珠の像並四天王を安置せり）に登る、遠きなかめ目もさやかなり
　海門秋霽松聲靜　閣上風旋旭日迎　歷々堂々新眼界　凌霄俯視碧淨々
人のかたへ申遣はす
　秋の色の桐のひとはに落初てゆふへよ袖の露そこほるゝ
○女郎花を人の送りしほとに、人ならはいつゝのさはり有へきにと、ひゑの山の念佛會に和泉式部かつぶやきし事なとおもひ出して
　さすかまたしのひの岡の女郎花にほふともなき草の葉かくれ
○廿四日の天台の御忌日にて三昧堂にして懺法會侍りしけに六根の罪も消はへる心地して懺悔の心を
　草の葉におくしら露はあともなくむかひの岡の風のまに〳〵
○大佛殿のうちの悲願金剛の像まします、（立容）此近きあたりなる精舍六所に地藏尊の像を納め奉りて諸人に緣を結はしむ、願主今年九十歲とかや、自ら彌陀の名號を板面に書き地藏尊の利益なと記して
　人の爲かきをく老のくりことを後のかたみよ南無阿彌陀佛
隨喜のあまりかたはらに書付
　こゝのそち老の坂ゆくみちしるへ迷はしものよむつのちまたに
○千手堂は　猷廟の命にして藝侯の立たまへるになん、平盛久代苦の御誓のまゝに白刄斷て不思議の靈瑞まし〳〵ける尊像（くはしく緣起にあり）也、おとゝし此堂にして
　身にかへてたてしちかひの橋はしらくちすや今も人わたすらむ
とよみしも三とせの秋になりぬ（六月廿八日は盛久命助かりし日也）
　夏刈のはきのふる枝をそのまゝにはなすり衣きつゝなれにし
○東叡山の學頭凌雲院前大僧正實觀和尙は仙波の星野山（はじめは東叡山と號せし星降の地ある故當山

開基の後號を改めしとなん）無量壽寺喜多院兼帶なり、彼寺は慈覺大師基をひらき彌陀の像を彫刻して安置し給へる靈地也、幕下朱章の地七百石を領す（坊九院あり）關東談所の隨一とかや、河越も無下に近くみよしのゝ里程遠からすいとゝ靜けき所と聞ゆ、扨も凌雲の亭より南東はるかに望めは東都半ハ眼下に見えて上總下總安房等はる〳〵見ゆ、鳥越角田川まつち山ちかく月の夜いと〳〵興あり

　これもまた我たつ杣をうつし來て鷲の御山の月やとすらん

○同し比（七月廿四日）常行堂重葺の事をも命を奉して彼是沙汰し侍るも因緣ありや、此堂は我 前二品家敬公寛永四年丁卯九月に建させ給ふ（奉行安部勘兵衛良長）本尊は紅頗梨色の阿彌陀如來（金色寶冠）觀勢二菩薩たうとくまします、爰の妻戸に摩多羅神をまつる是念佛三昧の守護神とそ、嗚呼法花妙部に如來親しく往生を記し、華嚴頓教普賢體陳たまへり、執持名號の功德如來一代の會ことに稱讚したまひ、十方の種覺是を證誠したまふ五濁の惡輩未法の羸劣といへとも彌陀大願業力に依てたやすく無爲の報土に生する事誰歟望まてあるへき、凡そは此五三昧海に入て在纏の罪垢を滌き、塵累の清淨を得て安養の勝蓮花を開き、眼あたり如來の無量光を見現前に菩提の記を授了て、化身無數百倶胝智力廣大にして十方に徧し、普ねく一切衆生界を利度せん事亦樂しからずや、うや〳〵しく尊像を拜し寶號を唱へ奉りて香たてまつる

　巍然獨坐法堂秘　月面光圓滿玉樓　易往西方十萬億　一聲一念豈難修

此堂にして每月十四日曼茶羅供なん修せらる、これもまた華峯大師の遺風とかや

○避暑忍池

　蓮風送暑露華浮　緩步催吟半日遊　眼底翠簾避暑處　林頭風靜寺門秋

うつくしよしと蟬の啼らんと俊頼朝臣の詠る夫木のうたは今の人のつくしこひしといへる蟬なりとかや蜩の類にしていとちいさきか聲は鳥の如く高し東都はいつくも多し

霧はるゝむかひの岡の杉むらにゆふひさひしき日くらしの聲

○僧と念佛往生の事物かたりし待りし時、客云東鑑十四(建久五年五月二日)由比浦の漁夫無病にして死に往生の瑞想有て、諸人擧て結緣に端座合掌して聊動搖なしと記せり、是如何なる念佛者成けん、吉水大師西化の日漁人を勸めて往生せしめ給ひし類にや、されは大師のゐ傳を見るに法中にては慈圓良快顯眞明遍等の高僧知識より、蓮生敎阿等の不學の僧幾百人か共に西方に往生し、且上三代の至尊后妃竹園三公九卿を始め、武家野人愚夫愚婦及ひ强盜獵者淫房の婦女の類迄念佛往生の數を添し、是實に如來大悲の誓願機を撰ひたまはん、十方善惡の衆生至心に信樂して彼國に生せんと願し、單直に念佛して往詣せし人々あなかしこ、身のほとを知りて無學無分の機は他方の出離の外絕て路なき事を知るべしとある、上人の勸られしこそたうとく覺えし

○了然禪尼は東福門院の女房なりしが女院かくれさせたまひて後除髮して諸方の禮師に參じ目出たき明眼の尼なりけり、出家の初めかたちのうるはしきをいとひて自面顏を燎(ヤキ)し其頌に

昔遊宮裏燒蘭麝　今入禪林燎面皮　四序流行亦如此　不知誰是箇中移

いける身をすてゝやく身のうからまし終にたきゝとおもはさりせは

東都にくたりて結緣多かりし、晚に鎌倉にうつろひなんとしける時、日比書おきし一卷の和歌を人に送られし、其一冊計らす得侍りし昔日彼禪尼に見えし時

問云何是祖師禪尼拂一拂云不傳敢問不傳ノ傳尼云秋風浪馬啼拜云一江秋色畫難成とて歸りしも二十餘年夢となりにき、今此卷を見るにも其時の心地は無時の紀念なりける

けふ見んと誰か思ひきやむさしのゝひともとゆゑの露のかたみを

彼一卷何人か名付けん紫の一もとゝなん題せし

○初秋の題にて或人の亭にて讀はへる

秋の色は桐のひとはに落そめてゆふへに袖の露そ見たるる

初秋や月のゆふへを吹かせにすゝしくをつる桐のひと葉も

○或人寓舍をとふらひこゝのすみかうらやましなと云て

大日枝をこゝにうつして湖のすめるこゝろの花のはちす葉

返し濁にしまぬ露にこそあれとて

にこりゆく心にそ似ぬすめる夜の月をまちとる蓮葉のつゆ

北はつくはねの緣はるけく西に富士の雪眼すゝし、東南海はれて遠帆の消のこるあした金風袂をふくもえならす、萩の花露にかたふき尾花ほの〳〵と見ゆる氣色いはんかたなしや、その夕つかた讀侍る

影うつす月をやとせる初尾花まねきやとめし露のゆふ暮

月の歌あまた讀ける時

あさち原露のやとりに影馴ていくよたひねの月も澄らん

新知恩院の鐘いつも聞え侍る、亦朝夕金鼓まちかくひゝきて念佛の便となるもうれし、幡隨意上人基を開き龍神に緣を結はれし事なとおもひ出侍りて

講殿秋閑一葉風　寒泉脉々酒塵中　金鐘呼去武陵月　捧出龍珠光玲瓏

○湯島天滿宮の內にて八子王の藏王權現の像開帳のよし人の語侍る、是吉野子守勝手三所ノ御神(聖德太子御作)にてわたらせましします、見よしのゝ名も當國にも侍るにや人つてによみて奉る

ひたふるにたのむの雁のかりの世もすてぬちかひにあはれとは見よ

此あたりに妻戀の明神とて小祠侍る、いかなる神をまつれるにや柳の井といふ處も侍るとそ、葉柴の里淺茅原鏡の池なとは忍の岡より東也とかや、まつち山角田川歌によみける名所にて侍る

或人云こゝを忍ふの岡と云、西の麓なる池を忍はすの池といふ、思ふに此池も忍ふの池といふなるを俗

にかくいひならはせるにや（忍ぶと不忍と意たがへり）山城國（乙訓郡）なるはつかし（羽束師とかけり）の杜を今の里俗耻しらすの森と呼と同意の談歟

○東並のうへの夜々のかり寢もいつしか八月になりぬ、八日の夕べより月も毎夜にはれて次第に影あかくなり行もあはれに面白し

たのめこし月をまつちの山かせにおとつれそむるゆふくれの鐘

待乳山は此岡の東なり

八　日　忘れめや秋のはてなきむさしのゝゆふつゆ白くやとる月かけ

九　日　幾秋の俤うつすますかゝみむかひの岡の月のひかりに

十　日　露むすふ秋のゆふへやいほ崎のすみた川原に月やとるらん

角田川も東の方にちかし

十一日　まちいつる峰のうき雲晴初て月にとはるゝ露のやとりを

十二日　むさしのや草はみなからおく露にかたふく月をあはれとそ見る

○十三日の夜は殊に雲はれて空もすみわたれり、松高して風に一聲の秋清く、霧盡て軒に連夜の月をかけたり、桂花馨を遺り蘿葉月を擺ふさまいふはかなりし、衆徒と池の邊に遊ひて潯陽の江も思はれ侍りしなと聞えし程に

よつのをのしらへを松にふきそへて入江の月をはらふあきかせ

松むしのすたくゆふへ或僧のとふらひ來りし

しのひかぬ忍ふの岡の村すゝきほのかにもるゝまつむしの聲

○十四日の夜薄雲たちおほひなから更行月見えて春の夜のことし

草まくらかたふく袖の露ふけて霧にこもれるむさしのゝ月

○十五日雲立おほひて月も見えさりしそいと口をし、更行頃雲間に見えしひかりはたなつかし妙堯僧都へ申遣はせし詞

風揺白露世縁輕　淨隔塵中心更清　可惜武陵三五月　不看桂影一年明

鴨長明かこはなほさりの秋の空かはと詠せしも思ひ出されて

露はかり袖におけとや今宵しも月影そはぬ秋のむさし野

○十六日雨ふりて月見すなりにき、立待の宵住心院の坂より見る月かきりなくめてたし、片雲歸盡て空すみわたり、花やかにさし出し影またいはん方なし、東の方さはる山の端もなく、實むさしのゝ月のなかめうらむくは十分の圓ならぬこそすこしかけたる心地し侍る

まつよひになさはやこれも嬉しさをつゝみかねたる袖の月かけ

○居待のゆふへ雨あら〳〵しう草の庵もりて袂のしほれければ

くるしくももり來る雨かむさしのゝさしてつゆけき草のいほりに

明のあした野分はけしく、苫ふけるかり住もいとゝあやふく侍りしを、とかく取つくろひ侍るもろうかはし、世にすむ身はあらぬ事に至りてらうし侍る、ゆふつかた風やみ露白く虫の音またあはれなり

吹すさむあらしの後のしつけさもおもへはしはし柴のかり庵

○あるあした學寮に入て軍內某といふ儒士杜氏西山の詩を講するを聞にも感ありて一絕を綴りて一音坊といへる學生のかたへ遣せし

暮鐘殘角西山恨　空逐斷雲萬里秋　雁外無書孤月白　桂光却使客心愁

秋聲の詩を人々作りける時

旅雁聲寒無夢尋　風傳蘆笛感鄉心　鳴蛩砌下連宵語　孤舘擣秋落月砧

○凉夜淩雲院の大僧正(實観)庵をとふらひ來まして燈下台家の學をきくに盡せす、今に異邦といへとも

後世に至りては山外の說をのみもて遊ひて天台の舊をわすれ侍るにや、我國中古の記の俗に近く侍るをいやしみて其實をかへりみ侍らさるもうらみあり、但し花峰惠心の後眼ある人もまれ〳〵なれしにや、智禮智旭は其德其行ひ甚高し、今の人德行をすてゝ文辭に耽き異を好み奇を衒ひ菩提心なきこそいと〳〵かなしけれ、あるひは敎觀の旨を外にしひたすら一經の德にほこる故に、あらぬ邪解も發りて謗罪のいたましきもありなと聞え侍る、凡此師は一山の學頭にして知行あさからぬ知識也、いかなるえにしありてかゝる師に逢參らせ立入らぬ道をも問侍るこそいとうれしき結緣なりける、文字の名號を書て送られける返事に

汲てしる深きなかれや玉川の水上きよくすめる月かけ

○文珠樓の西坂の下に穴神とて祠あり、鳥居に忍ノ岡稻荷と榜す、此社は八幡太郞義家奧州下向の時建らると、後に賴朝卿御參有しといふ、古へは此所奧州への通路なりしとかやいと景よき地なり、神も亦靈驗いちしるくましますよしとなん(或云延喜神名式に穴澤天神の社と錄せる是ならんと然るや否や)堯惠の道の記に忍ふの岡に五條天神ましますといへり、其社今の山王の地にありし、聖堂を尾公(義直)建させ給ひしは天神の北の方なりし、元祿三(庚午)昌平阪へ聖堂を移し玉ひし時天神は黑川の前へ移し參らせしか、同十年(戊寅)九月災せし後今の茶屋町に移し立(五條天神天滿天神)二座を祀る別當は代々連歌を學ひて前には柳營の御會にも儘のほりしとなん

今淸水寺の地は聖堂ありし所也

○當山は元藤堂家別業なりし、其先(高虎)の香火の場を建て寒松院と號す、大猷公寬永寺御建立の時此山に東照宮を藤堂家より建られ、寒松院を以て別當とせらる(今猶然り)然れは寒松院は根本の佛院といふべきにや

湯島の南に妻戀明神とて小祠あり(稻荷といふ)此所なん齋藤別當實盛が住所永井の庄也(今長江と呼

べると）實盛塚は葉柴の宗山寺に有とそ
所の者妻戀の神を實盛生れし所といふ非歟、實盛は越前の產也（或云妻戀明神は日本武尊の靈なりと是弟橘姫を戀て吾妻と呼玉ひしより始るにや
○此春（享保五庚子）朝廷不諱の御事侍りし故御會始もなかりし、七月廿三日內の御會始と聞えし
綠有年久　御製
臺なるみとりの竹のわか世にもかはらぬ色を幾としか見む
公卿の御歌いつものことく侍りし其中に
　中院　通躬卿
ことのはのふりせぬ庭のをしとも見すや御そのに千ひろあるかけ
　武者小路　實陰卿
深みとり千とせふりぬるくれ竹のいまよろつよは君かよのかけ
同廿三日院にて詩歌合舞樂有しと聞えさせましします
○勸學院の了翁僧都（錦岱圓賣藥の始祖なり）は禪に參し、大光普照國師（隱元和尚）の門人となれり、忍岡の池中辨天の場に勸學院を作り經藏を建られし、後今の地に遷つて（宮の御所の西南の方）高泉禪師の碑の銘を書てこゝに置れし、彼僧都諸州の梵刹に一切經を奉納凡二十一藏と云々、實に結緣の淺からぬ事とも也（僧都の忌日は廿二日なり）今勸學院めてたき談所にして每日の講侍る、一山の學寮を開かれける共德仰くへし、院內の本尊は唐佛の釋迦如來也、今の學頭は探題前大僧正實觀學寮に番頭を置て學ぶ
東岳に雨を聽く
　山向日沈陰亦晴　無端旅雁叫雲輕　壺中酒盡對燈睡　一枕萩風成雨聲
八月廿七日初雁かね音つれけれは

むさしのや霧のまよひに聲たてゝ尾花めくらすかりの一つら

長月の初砧のおとをきくもあはれに覺えしまゝ

誰をかもしのぶの岡の村すゝきほのかによはの衣うつなり

妙堯上人詠竹詩を和す

直節虚心不受汚　七賢竹下豈迷途　秋風掃月玄丘竹　戞玉玲瓏悦耳娯

○重陽雨晴て秋色清し一音坊へ遣す

消索江村細菊斑　孤吟信歩獨偷閒　魚浮幽沼山猨影　雁斷長空雲度關
茅舍雨晴蒲序廣　茗烟風去竹爐閑　白蘆紅蓼幾秋聲　清黯使人忘老顏

かりの棲も秋更虫の聲絶々になりゆくこそ哀れなれ立山僧都口號

品物影衰秋色分　悲風孤雁和鐘聞　幽閑已極山林裏　獨難世變對白雲

と聞えしほとに

薄霧曳寒山不分　古林漠々踈鍾聞　菊前衰鬢與霜白　一片皈心日暮雲

○向岡(忍岡)にいにしへより小野照崎明神とて靈祠あり、台徳山嶺照院善養寺は其供僧なりし、寛永中祠を坂本(二丁目)へ遷し建て、善養寺は同し所の北(坂町四丁目)へ移さる、此寺に古き小石塔あり之を小町塚と呼(小野岡此の名により小町を附會する歟但しふるき據あるにや)此寺の西の岡に船繋き松とて老樹ありしか元祿十一年九月六日燒し、扨も小野社は篁の祠にして毎年九月十九日祭りあり、近き年或堂上家下向の時所をさして尋ねまうてたまひしにそ篁の事も人多く知れるとかや、神像は束帶の御影といふ、武藏の横山黨は小野姓也、是其廟祖なる歟、延喜の神名式に小野神社と侍るにや(昔は此邊(本ノマヽ)しか亦角田川大に流れしにや舟つなぎの稱はへる) 福壽院の境内に龜山と呼ふ小丘あり、芝にも同し名の所あり(所民おがめ女がめと云こゝはめかめとぞ)惣門の前なる常樂院は念佛の道場にして世に六あみた

と呼ふ、昔豊島左衛門尉某女の爲に武藏野に六所の堂を作り、阿彌陀佛を安置せし、せんしゆの邊にもと木といふ地の如來を第一とし、龜井戸の如來を終とす、二季の彼岸會盆十夜等府下の男女多く巡參す（木一本にて六體を作れりといふ）

○九月十三夜ことに空すみて月いと淸くさえ侍る、忍ふの岡のすま居も今は名殘近き程に文珠樓のほとりに人々と遊ひ月見侍りし

かきそへて秋も末野のあさち原また露わくる袖の月かけ

としふともいかゝわすれん東路やしのふの岡になれし月影

ある人

めつるよりなにはみちかき今宵かなあしのひとよの月のひかりに

と聞えしこそあはれも大かたならす、千夜を一夜になすともなかなか言のこりて鳥や鳴なんと思ふ、秋の半の月はつれなき雲ゆゑにうらみあかせし長月十三夜の夕ばえいとしづけく、岡に登りて月をまち侍りしも裾野の露なごりなく立消え、さわる山の端もなくはるはるとさし出たるさまいはん方なく、實むさしの秋のすかたを今としぞ思ふまゝになん見侍るもうれし

はてもなき尾花か露をわけいてゝひとり秋なる月のむさし野

○けふ（九月十五日）は神田の祭とて笛皷の音なんとあしたより聞え侍りし、夕方穉華高き鉾やうの物此邊りも通り侍る、此社は神功皇后にてましますとかや、平の將門反せし時藤秀卿下野國さる島にて梟せられしに其むくろはるかに武野の東の末迄軍を追ひ來りしを、神田の明神打倒し給ひし、かのむくろを祝ひて神と崇む、今の鳥越の明神なりとか土俗かたり傳へ侍るにやる今玆春朝廷不諱の御事にて毎年柳營へ參らせらるゝ勅使もやゝ此頃參向有し

十一日登城十三日饗猿樂十五日御返答と云々

堂上家けふ此祭見給ふとかや、莊觀といへとも流石田舍ひたるすかた雲の上人如何見給ふらん

小野照崎の明神祭の日(九月十五日)

八しほ路にこき出し船も立かへりしのふの岡にあとやたれけむ

○常行三昧堂の寶冠の彌陀尊は寛永御建立の始よりすゑまゐらせし、一旦宮の御坊災せし後新に法談所を造られ彼尊像を遷し安置せらる(大明院宮の御時)今の紅頗梨色の尊形は淺草寺傳來して崇めまゐらせし定朝の作同身の靈像にていまそかりける、このたひ御重葺遷座の夜拜み奉りて

あきらけく西に入日もくれなゐに染いろの山や秋の紅葉

○老眠早覺常殘夜(白氏)といふ心を人々詠ける時

うちとけぬとはなきものを老らくのねさめのころ窓のともし火

○歌のかなとめはならひなくしてはみたりに讀かたし、且命ともかなと留、亦は上の句にしのひて通ふ道もかな等いへるは、願の字を萬葉にかなと讀る是也(こひねかふ詞なり)

○清淨花院向阿上人は從四位上大膳太夫源信宗也、父は武田安藝守時綱、母は遠江守朝時の女、龜山院永久六年に生れ(童名德光丸)建治三年十一月元服(加冠北條時宗)伊豆甲斐駿河安藝等の守を經、兵庫頭大膳太夫に至れり、元應二年十二月出家(系圖には光阿と云々)元德二年十一月九日化すと云々、作者類記に新千載集の作者と云々、亦一說文永二年に生れ弘安十年出家貞和元年六月二日遷化ともいへり、洛西は六月二日を忌日とせるとそ

○顯性院(東叡山)に松島の景描る屛風あり(陸奥守より送られしとかや)けに八十島の詠めかくこそと目もあやなりけり、鹽釜の社いと神さひ見ゆ

白川のせきのあなたを寫し給にこえなて千賀の鹽かまも見つ

○八幡太郎東征の時たつさへ持れし琵琶今下野の金鎖寺にあり、我敬公之を模し作らしめ給ひて顯性院

に納めさせ給ひし
○月のゆふべ三昧堂に念佛しけるに、紀齊名の勸學會の侍序に念極樂之尊一夜山月正圓といへるも思ひ出られ侍る
霧はらふむかひの岡のあきかせに月落かゝるふしの遠やま
青嵐袖ひやゝかに皓月眠靜けし、嗚呼今佛像に對するも大賓に接して恭謹なるかごとくならす、たま〳〵經法を學するも財利を求むるの勸的にしかす、かゝる拙さは慙愧せすして我は顏なるも自らあさまし、されは鴨長明云(發心集)男女に愛着して命をすて勝他名聞の爲に肝膽を碎くさまなとは末代とても織盛ならすや、博奕打といふものをきけは夜もいねす晝も立去る事なくて片時も休ます、其間身のくるしき心をくたくさまたとへていはん方なし、されは貪慾勝他の心切なる身力にておのつから心をやしなふかたも有にや、目もつふれす腰もすくますよしなきすさひにはかく心を入るれとも善根といへは緩く懈怠なるやといへり、此頃庚子七月江城西曹子谷日蓮派の僧一婦人を少男に粧ひ房中の慾を恣にせしを、寺なる男彼か女なるをうかゝひ知りてとかくけさうしけれとも、うけひかすしてかへりて僧にかくと告しかは、大に怒りそれとなくかの男をつらく召使ひたるほとに、頓て人にもかくとあらはしけるとなん、聞え見えしかは、僧自不律の事をいひあかされては住持もしかたき故、ひそかに其男を殺して彼心亂れて自殺せしといひしろひけるに、其男の親類怪しとてとかくする程にみくるしくおそろしかりしかは、新紋金十五兩してかれらをすかしなためし、さすか賤しきものとて慾にふけりてしつまりぬ、其在所板橋にかへりて不知顏せしに庄家聞出して、さる徒らものを其儘におくのみ歟、金にかられて骨肉の寃死を隱せる事沙汰の限りなりとて、吏所に訟へたれは僧も女も皆からめ捕れて禁獄せらる、間なく大刑にそ行はるへき(同年十二月廿七日千住にして梟せらる)扨も色のまとひ利のまよひ一方ならぬさまきもを驚し侍る、亦同し頃色をひさく尼かあつまれる宿へ立寄る男あり、初めは一尼と物いひしかある日いは

く誠はそこに心あるにあらず、此家の娘にめてまよひ侍れと便りなき故此日頃とかくいひかはし侍る、ねかはくはそこの中たちにてかのむすめにあはせてたへとていかめしき贈り物なとしたりけれは、尼こゝろよくうけひきてこゝにしてはさる事も成かたし、いささせたまへ我しる所ありむぐらはふ宿ながらひしきものには袖をし給へなといひてとかくして彼娘にあはせなるさまにいひ出して男にあはせにけり、男限りなくよろこひて尼にもねもころにものしけれは、折にふれて娘をさそひいてけるを二親心付、あやしかりてこゝかしこ其あたり尋ねしかは、あからさまに事あらはれにけり、母おやいかりいきまきて尼を共寮の老尼か方へゐて行、此尼こそ人のむすめをみたりかはしくそゝのかして世になき男にあはせ侍る、いたつらものになんとのゝしりけるほとに、老尼もさる情なきものにて其尼を縛して、二階なる所につりおく初めはかなしき聲たてゝ泣とも立寄る人なし、二日めの夜今は命も絶えはへるさりとも情なき宿の婦のさかなかりし故そやとて、次第に聲も細く聞えけれは、ともの尼も所の男女も左までの罪にもあらし今は許し給へとて打よりてひたすら詫けれは、やうやく三日といふ朝繩ほときおろしたるにはや息絶ぬかゝる淺ましき事こそなけれとて、人々あはれかり且は老尼をおそろしきものにいひける、其日のあしたより淺草なる尼かゆく所の娘の母物の氣付そひ口はしり、さるにても情なきふるまひいかて命いけて置へきそとてはしりまはりつ、柱にみつからかうへ打あてなとせしか、其日(九月十一日)の暮頃にくるに死に死にけるとなん、老尼もたましひ拔たることくうつゝなくほれて今は死すへき有さまとかや(十月十日終に死す)聞しと語る人侍るこそいと〳〵あさましく覺えし一念無量刧繫念多生刦といへは彼も是も共に三塗の火坑に入りて炎の底にこかれなん事あはれに悲しからすや、嗚呼此等の人身を置所を撰はす、あたなる色におほれ亦は財にくらまされてかゝる類ひなき死をせし事額あつむる人あり夫も亦禍業の惡因緣にこそ侍れ、夫婬盜殺妄の四重を犯して泥梨に沈み、九百二十一億六千歳の苦しみを受なん(月連問罪雜經)況や尼たる身は八重の婆羅夷を如何かせん、我等十惡の凡愚といへとも幸に六

八起世の本願にあへり、いかて九品往生の望をたゝん、終時從佛坐金蓮の本意を遂なんに豈かたしとせんや、只うらむらくは願行のいさましからぬ心の程をのみなけき侍るなと、互ひに聞かはしけるも善惡皆善知識なりとうれし

○又或淨家の僧出世の爲に數千金を懷にして上京せしか、白浪綠林のおそれを愼しみ、西國某の家人歸り上る路にしていまた足下を知らすといへとも武士はさるたのもしき方こそ侍れ、我今僕と二人上る路次止宿しつ心なし願はくは君と倶に行て心を安んし、且は懷金を行李に入れて給はらは惠ならんといふ彼士聞ていたはしいさたまへ金は我筐にかくし侍るへしとていとねもころにものせし、一日二日となく行ける、やゝ近江なる勢多の橋夜をこめてわたりけるか彼士兼て慾心ありて其僧を橋より突をとし下人も同し波に沈入し、かくて國にかへりて日數過けるに其僧尋ねて至る、淺ましくせんかたなければいふへき言葉もなかりしに、僧云く我出世とていたつらに世塵に交はり金の爲に命を失はんとせし事こそいと〳〵愚也、足下も害心ありて水中に投せられしかとも水およくわさ知りし故に頓て岸に上りぬ、されとも今は出世すへきよすかもなく、やとひつれし下人さへはかなく水の泡にともなひしかはあちきなく今は世を思ひすてゝ京なる知る人尋ねてかう〳〵とかたり、わつかの資緣を得て是迄參りし也、よしや足下の名立て命失はんも元より罪業也、始我より賴みしあやまり他をうらむへきやうなし、皆宿因の業のいたす處なるとこそ悟り侍る、此よし告てそこにも心やすく世にあらせん爲にこそ參りたれ、さらはいとま申とてたち出るを袖を取すかり、さるにても恥敷心底なと男を立侍るへきとて刀拔てもととり押切一筆を殘して家をのかれて出し、僧もかれか惡心をひるかへしけるを隨喜して立わかれし、其新發意京なる蓮社にしてさまをかへ專修の行者となりて今は東都麻布のかたに忍ひ居六時の念佛長齋にして堅固にすぎやうし侍ると、或僧の語りしこそ(其僧もまた城西某の所に念佛して在とそ)不思議の因緣にてかれもこれも菩提の道に入りけるよと、悲喜こも〳〵流侍る、一念の惡よく人を殺し、一念の善よく人を

みちひくされは一念歸命の念佛なとか空しかるへきともに念佛して歸りし

○蓮花三昧經の三十七尊住心城の文を同經の義軌に衆寶清淨蓮花臺上蓮華眼佛結跏趺坐と云々（蓮眼佛は阿彌陀佛なり）仁和寺の濟暹僧都金界三十七尊を以て當麻曼荼羅中臺の三十七尊とし、名位印記を作り一卷の抄物を著されしを、大御室の上乘院代々相傳なりし、西山善惠上人の孫弟證佛に傳へて長樂寺の隆覺律師の門人阿日師に授られし、應永年三緣の西譽上人傳へ秘して持たまへり、寶永四年眞譽大僧正西阿上人に授られし（東都一心山稱往院の住持）依之當麻綱目秘決抄を述して七箇の口決を弘めらる、今現に在て講說盛也（一百萬人に結緣せられしと云々）

○台宗の歸命房とて四如身侍りし、北小路家にして一品禪尼（桂昌院）の御兄なりしかは、當廟には親しき御なからひにていまそかりし、坂原の西教寺に住せられしか寺務かしかましとて自隱遁し靜に念佛して有しを、關東より命ありて下向有へきよし再三仰せ事侍りしにも、桑門はいみしき御方へ出さるへき本意を啓してかたく辭し申されしに、猶ねもころなる御文なと侍りしかはいなひかたく東都にくたり、わりなき仰を蒙り參らせし故老の身の見くるしきさまして參りし由、御前にて申されしかはよくこそとて祿を賜はり如何なる寺をも御營あるへし武陵に留りてよ、亦都城のしつけからさるをいとひ物し侍らはかまひすしからぬ地を點して寄させ給ふへき旨いとあさからす仰せありしかともとかく名利の地に身を置侍らむ事本意に非す、まいて寺なと住持つかうまつるへき事はかけてもおもひより侍らす、只生前に尼公にあひ參らせし事ふしきの芳恩なり、今は御いとま申てまかり出候とて旅宿にかへりつとめて亦仰せ事のあらんをむつかしといひすて歸京せられし、君にも利名に心なきみさをを感せさせまし〳〵ける、其後は岩倉なる山の奥に閑地を得て纔方丈の菴引結ひ內には世に用ゆへき調度ひとつも置す、土釜ひとつするて飯にもあらす粥にもあらぬものを自とゝのへ、時となく金鼓うちならし稱名し軒に髑髏ひとつかけて常に無常を觀し、柴の戸をとさして問ひ來る人も厭捨てられし草菴の障子に書捨られし和歌

かくて世に住ともいはし岩くらやまつより外に友もなき身は

いつとなく念佛の功も積りて目出度往生を遂給ひしを、ふもとなる民とふらひて見侍りしに、西にむかひたるまゝにうつふして合掌もみたれす見えたまひしを、人々につけしらせていみしくも取納め侍りし其時葬に會せし僧の今東叡山に有しにまのあたり聞侍りしこそすゝろに涙もおちてたうとく覺えし、嗚呼今世の僧法師緣なきも强て便を求めこちたく名利をのみ貪り、寺院建立に事よせ權を計り威をふるふさまいと〳〵あさまし、歸命尊師は望まさるに幸ひあるべきを我といとひ獨居念佛して西邁せられし事亦類ひなく侍る昔明禪法印云法師の德ひらく事は大略後世の爲にはすてものなりといはれし（一言芳談）遁世は凋林に竹を曳か如く物にかゝへられぬとこそいへ、氣きたなく便宜の得失を思ひ志はただ資緣にのみあらむかたそわひしきや

○庚子九月十三日前僧上湛譽大僧正遷化（八十三歲）終焉の前病る心地もなほさりなりし、今の貫首（源譽大僧正）を請しまゐらせられとく非人をたて心やすく念佛せんと思ひし素意いたつらにして年月を送侍りしも恥かし、但し退院の後相應に出離の心さしも汚されす靜けく念佛し侍る事一幸と覺え侍る、今はとく本家に歸侍らんとて旦に十念を唱へ其夜めてたき往生を遂たまひぬ、十三夜の月ことに澄て籬の菊も紫雲によそほひ、咲のこる菊風に薰して立よる袖もかうはしかりしとなん、凡そ近世僧俗の中多く正念往生の人を見聞するにも、末世濁亂の際口稱念佛の一法ならては豈に直に道場に至りて無上覺を成すへきや、されは臨末に至りて生を貪り死を怕れ只此皮囊（カワフクロ）をおしみ、目に妻子を顧りみ別離に忍ひかたく家財に繫綴して放捨不下なるのみか、境界の不順に因ては恨を抱て死しあるひは病苦の逼迫にみたれて痛を飮て去る輩は此易往の通路を知らされはなり、可惜可哀嗚呼

○題さくりて詠侍りし歌

推夫

いたつらに妻木こる身もしはしとて心やすむるはきの一とふし

萩風

それとなき旅寝の秋もかなしきにゆめふきさそふをきのうは風

葛

しるらめやまつちの山の葛かつらくるよしもなき夜半のうらみを

尾花

風をひく尾花かはすゑは白妙の浪におとなきむさしのゝ原

擣衣

ころもうつ音をしるへに里のあまの月にもいくよもしほくむらん

○晋少將のうへ松君の御方(前中納言綱誠卿の御養女常廟の御養女)隱れさせましますす(九月廿日)いまはの際御筆とらせたまひて御辭世の和歌ありし

朝顏の花のひとゝき千代をへて松のみとりも夢の世の中

御佛念靜に申させましましくて秋霧にともなはせたまひしとそ、無量山に葬し光現院鏡譽圓淸大姉と號し參らせらる

○長月廿日忍の岡より御館に歸りて後彼山なる僧のもとへ申遣はしける

秋はつる岡の篠屋のしのひねにふしにくかりし夜半も戀しき

○神無月の始め當廟御遠忌の法事侍りし御使として東叡山へまかりしに、其秋住なれし事おもふほといつしか時雨ゆく岡のふしきもあれに覺えて

林丘分夕靄　孤雁逐風飛　勝日何爲昨　仙亭霜葉稀

音かはる木のはの時雨いつのまにのこりもはてぬ秋のおもかけ

おなし頃

神無月よそにはすきぬ村しくれわか袖からの冬や來ぬらむ

擣衣幽

ころもうつふもとのさとのしるへたにまたはるかなる小夜の中山

吹たへてまた吹いつるあきかせに音うちすそふ夜半のさころも

絶戀

見しほとのおもかけちかきまくつ原なと枯はてし中のかよひ路

紅葉

染のこすかたもあらしの山の端にしくれつくしてさそふ紅葉

寄鏡戀

立むかふかゝみも今はうかりけりわかひとりゐの影をかたみに

忍乃須佐比（終）

盬尻　卷之五十七

○朝野群載三十卷三善爲康永久四年丙丁編次
　永久は後鳥羽院年號也其中一二を抄す
笏長一尺二寸（上廣二寸七分下廣二寸四分厚三分頭體合有半月之形）
北極玄宮無上無極天皇太帝尊皇
　北辰より祭文に見えたり
○將軍家御答
竹千代誕生に付震筆勅書頂戴し奉り希有の御事かたしけなくそんし候武門の繁昌は朝家の安泰の御爲よろこひ思し召同し御心に御祝ひ被成候よし淺からぬ仰にて候いよ〳〵千歳萬歳迄と相替らす目出度御うけ給へると此おもむき天聽に及はせ給ひ候て
　十月一日　　　　　御名御判
十餘代の基を立天下久しく隨ひまゐらせし凡庸人時有て富貴に至れは必昔を忘れ驕暴放恣に成り身と子孫と共に亡ひ侍る事和漢等しく侍るなり
○或記曰永享七年十二月天野民部少輔遠幹己の領内秋葉山に於て（遠州）兎を狩獲、信州林氏某によりて德川殿へ献す、同八年正月三日德川殿謠初彼兎を羹としたまふ、松平家歲首兎の御羹此より起ると云々、また林氏此時蕗の臺を献せし是蕗の臺の權輿と云々
○淰（音閃）註群魚驚散貌孔氏の讀は直に閃とせり閃は門中に人有て或は見えさる意ひらめくと云にも魚の網なんとにおそれて迯ひらめの淰の字と水中忽有忽無のさまなり

○攝州大阪は中世迄石山と呼しにや、永祿十八年頃の古記東成郡生玉庄石山本願寺と書る物あり
○信長の時盲人にあらすして千貫の錢を出し檢校となりて利を射しは攝州兵庫の津常見といひし富商なり、亦同時種々の術をなし婦人をまよはし泉南にて八十餘人迄賣し者は京師馬場時門役の奸婦なり、村井長門守召捕誅せし亦安土宗論の時誅せられし不傳は九州の者一切經を誦しける僞てさま〳〵の詭をなしける
○武家年始に主君を拜する鳥目を捧け贄とするは天正十年正月元日江州安土の城にて信長儉約の令ありしより始と云々
○武家正月馬乘初といふは天正の頃まては爆竹と稱し名あり武士馬を馳て、其終りにかさり置しさきちやうに火をかけ見物と共に一同に瞳とはやし立て馬共を駈させける、是を年始の祝儀とせし、亦其頃にや馬を駈さする者は織物にて覆をせり、是を頬蓋といひける今ふるき繪に其すかた間々あり、頬蓋の名今は知る人なきにや
○敬公の御時にや御紋のすかた大樹と同しさまなれは少し異なるやうに附させ給ふへきかのよし、松平伊豆守何となく啓せられしに、公仰曰されは　神君命有て尾張家は葵の表葉二ツ裏葉一ツ、紀伊殿は表葉一ツ裏葉二ツ、水戸殿は三ツなから裏葉を附へきよし仰を蒙りし故に命のまゝにつけ侍る、なにかは同し儀なるべきとて、日頃服御の物に付させ給ひし御紋を見せさせ給ひしかは、伊豆守甚恐れ不知の罪を謝せるとかや承ると古人語り侍りし
○蘇武か鴈書の事は實にあらす、單于に奇をしめし驚しめて蘇武を歸らしむへき一時の謀にて明帝使者をして語らしめし詭言也、此を故事にして詩賦を作りなとせしを好事の者後に附會して、宋の郝徑は眞州に留られて鴈足に一紙の詩を繫き、長安の住宗か妻は燕に詩をたのみて其夫に情を傳へ、張九齡は鳩に書を結ひ友人に投せしなと、開元遺命夢蕉詩話等に記せし、夫遺事は我國の物語類ひにてあらぬ事を

作り、詩話は時の俗談にしてそゝるなる事をしるして世のあそひとせし書なれ、和漢に傳へて實事とするこそ愚かなれ、彼報恩經賢愚經なとに彼羅捺國の鴈書の事を永々と書しは蘇武か故事によりて作れるを、佛説にも鴈書の事たしかにありと書にも引なんとするこそ片腹いたけれ、凡佛書は元有故事を其儘記して佛説某經なんと名付侍る事毎々多し、是を信する愚夫愚婦の拙はさらにもいはし、代々に傳へて口實とするこそいとも無下の事なりけり、我國平判官か卒都婆流しの歌は後白河法皇漢昭の謀にならひ、淸盛か物めてする心根しろしめして彼を感動せしめ康頼等を返し給はんとの御謀なりしとそ、俗に云百合若か鷹に文結ひて古里と贈答せしといふは報恩經の説を取て物語に答せしといふを作り、赤井氏か先祖源の義經の供して蝦夷に隱れ鷹に文を懸て都へ便りせしより、かりかねを家の紋とする由彼傳に出るもおなし故事をとりて作れる事和漢に多きをや

○今の俗貧者を謂て髓より火出るなんといふは百緣經富那奇餓鬼の事をいふに、支節悉火出と窮餓の至を語るは、生なから貪究の人をいふにや

○三十年前世にめてもてはやし侍りし菊芍藥は花いと厚く重なりてにきはしきを珍とせし、近年の華は薬薄く大方單瓣にして輕を見物とす、世輕薄に成行すかた人の心によりてなり

○在安民と禹曰若時惟帝其難之と、蓋し天下の理に於て疑ふ處なく私に勝欲を窒き、天下の物に於て蔽はるゝ處なき人にあらすんは豈是を能せんや、後世只材能を以て人を取てこれか德行を稽へす、故に才有て德なき小人自售事を得て位に昇り、祿を襲國政を左右して事を破らさる者幾希也、凡虛美を掠め浮譽を邀め阿絢して容悅を事とし、揜覆して朋黨を固し其爲る處皆己か利ある事を專にする者、是小人姦邪也、然れは亦是を見る事難にあらす、只人君巧言令色に迷ひ宮闈の逸樂を肆にするに便有て、其己に忤恨する者なきか如きを悅ふか故に其奸慝を見すして却て是を寵し權を盜まれ國をうはゝれて後止に至る者古今亦多かるにや

今の世の智恵ありとおもへるもの其終を見れは大方奸邪の小人ならぬはなし、能見る眼あらは何そ惑ふへき

○藤原南家の祖武智麿をブチマル或はタケチマルなんと讀は非也、日本紀私記（公古望）者謂尊貴爲武智と云々ムチマルといふへし（大日靈貴の貴の字を以てしるべし）

○荒井筑後守（名は玫字君美白石と號す）蕎麥麵の詩

落磑玉屑白皚々　素餅團圓月様開　蘆倒孤洲吟雪下　蓬飄平野捲沙來
鸞刀探處澈絲亂　翼釜烹時疊浪堆　菜菔葷葱宜佐饌　肯將糜飯訪天台

よくかたとり作る、河漏をそは切の事といへと其製異なるにや、切は我國の饌元甲州天目山より始りしとかや

○西行法師の息慶法師は粟田宮（崇徳院御宮號）の權別當なるよし盛衰記にあり

○足利公方家東山殿と稱し室町殿と稱する事私にあらす、文明十五年六月勅命を降して號せられしよし京花集に見えたり（親長記因之）

○公方家の御所を殿中と呼ふは義滿公の時よりかく稱せしとかや、殿中年中行事といふか如し

○乞漿得酒とは豊年のすかたをいへり、思ひの外にゆたけきこゝろなり

○或問むかし菅家の怨靈比叡の山法性坊に現し玉ひしと其古跡ありやと云、叡山遺教院御所にして神怒りに觸れて天に登りましく〜ける跡とて、今に登天石なんといふ所あり

○暦に記す三伏（五月中後第三庚爲初伏第四庚爲中伏七月前後第一庚爲末伏）秦の德公より始まる由、史記（秦の本紀）の注に見ゆ、五雜俎に元と西戎の俗にして三代にはなかりしといへり

○蠡海集に云、地府十王盖十干之義其五稱閻羅最尊位配戊土居中故也云々

正法念經に只琰摩羅のみありて翻譯して雙王といふ、兄は男獄を主とり妹は女獄を主ると見ゆ、(釋門正統)十五の號は成都府大聖慈寺の藏川か僞經より始れり(地藏菩薩發心因緣十王經)琰摩羅は冥界地府の主の故に十干に配して戊土を以て稱せしと見えたり、地藏は大地の功德を以て稱するが故に閻王を地藏の敎令輪身とす、されば亦懸衣翁奪衣婆も閻王兄妹の別身に象りけるにや

○或云中元の月を詠し中秋の晴を悅ふ事唐の書に多し、我國の九月十三夜を以て月を賞す、或は異邦にても月の詩ありといひ又然らずとも云、菅家の詞有といへども是れ一時の興也、さればいつれの代より十三夜をもて遊ひ侍ると、予曰中右記(中御門右府記)を考ふるに保延元年九月十三夜今宵雲淨月明なり寛平法皇名月無双之由被仰出仍我朝以九月十三夜爲明月之夜云々、然れば宇多院以來十三夜の月を賞し侍るならん

○禮記聽卿任左注凡立者尊右坐者尊左云々、往古は右を尊とし右丞相第一左丞相第二と次第せし故に、左道左遷左計左官等いへり、後に改て左を尙べり(吳元年丁未十月改云々)座するは尊立は卑座者の右は立者の左也、たとへば南面は君位北面は臣位にして其尙ところは倶に東なるをしるべし

○拾芥抄曰長歌は五七五七五七七七、短歌は五七五七七七

○天工開物三卷(上中下)異邦の雜記なり、凡そ十八條珍らしき事も間々あり、其中に木綿の事見ゆ抄してこゝに記す其圖を略し侍るのみ

布衣　赶　彈　紡　其圖

凡綿は禦レ寒棉花古書名ニ枲麻一種遍ニ天下一云々、花有ニ白紫二色一(以下略前に出)

○三幣管子

以ニ珠玉一爲ニ上幣一以ニ黃金一爲ニ中幣一以ニ刀布一爲ニ下幣一

刀布は錢也、我國古昔玉を至寶とせし、中世以來は黃金白銀錢貨をのみ用ひて珠の寶たる事をしらす、

且幣といへば白紙を切て串に狭みし物とのみ思ひ侍るにや

○群書備考四(茶法)曰、茶ノ名始見ニ於王褒僮約ニ、盛ニ於陸羽茶經ニ、而其稅則自レ唐始也云々

今唐土煎茶のみにして我宇治の名産の如きはなしと、明ノ僧千呆(カイ)いへりし、けにも我國の茶を上品とすへし、唐茶年々渡るといへども雅なる事は雅也、我ひき茶には及はす

○四十二歳厄年の事、或三寶感應略錄に載する魏の道秦が故事をいふといへども是は道秦一人の事にして人皆四十二にして厄難有とも侍らねば證とするに不足歟、靈樞の年忌十六二十五、三十四、四十三、五十二、六十一を人の大忌とす、四十二及ひ三十三歳はなし、是は我俗にして四二(死の言)三三(さん〱の言)なるより甚忌しと見ゆ(東見記に見えたり)嗚呼人生れてより老に至る迄何れの年何れの月何れの日歟安かるべき、世は無常の街身は病の舍心は憂の器にして須臾も厄難なき時なし、是を免れんとして思を盡し神にへつらひ佛に請ひ禱祠幾の費をなし侍るも大方ならぬ痴人といふべきのみ、淨土我常轉倒を反して實相を悟りなん日寔の安穩といふへし、さなくは終身苦しみのみ重なり侍りなむ

○四百四病は維摩經智度論等に出、醫書にも孫思邈が千金方に見えたり

四氣合德四神安和一氣不調百病一生四神動作四百四病同時俱發云々(千金方)

○群書拾唾に本靖十二陳をのせて皆方角を以て名とす、其中に子方に向をは大黑と名付(是北方の水色なり)摩訶大伽羅黑天元より北方の神歟

○異邦の祭に獸肉を供し我國の社其獸肉を忌む、是元土地の自然なるか、東南之人食ニ水產ニ西北ノ人食ニ六畜(五雜俎)日本は東南の國にして水物多し、獸を食ふもの多くは惡疾を發す、溫暖の風氣を得て生する人獸肉を食ひて可ならんや、祭りは風土の俗に起る東西兩土の神祭怪しむ事なかれ、只誠敬如在の禮に於ては東西何そ異ならん

○陳無忌云、世人以レ痴爲ニ九百一、謂ニ其精神不ニレ足(愛日齋叢抄)

是は錢一貫文にして一百文不足といふ意也、我國呆東西をさして不足と呼ひ、ぬけといふも同し

○天竺呼₂米粒₁舍利佛₁爲₂舍利₁亦似₂米粒₁是故曰₂舍利₁(秘藏記)舍利者稻穀也、駄都者佛體也(慈恩上生經疏)

○東照神君弘治二年正月十五日御元服(于時十五歲)今川義元加冠、理髮は關口刑部少輔親永也、德川次郎三郎元信とし稱奉る(是迄は竹千代君と申せし元の字は義元自名の字を進せらる)

關口は義元の妹の夫なり、此女を以て公に嫁せしめらる後築山殿と呼し

同三年四月十日御名を改て元康と號せらる、此時松平藏人と稱し給ひしかは、公方家へ使を以て御馬献しまし〳〵ける(嵐鹿毛此馬は榊原兵部丞奉りし駿馬なり)將軍義輝自筆の御內書を以て御太力を參らせらる共書に云

遣路使者差越殊更御馬一疋(鹿毛)献之御滿足被思召御自愛不斜候爲其方嫁娶の祝儀御太刀一腰(來國光)被下之候猶細川右京大夫可申也

五月十六日　　　　　　　　義輝花押

松平藏人とのへ

となり右京大夫は晴元也、是等の事を知らさる者は神君は參州にてかすかにおはしまし、今川家の陪臣なんとのやうに思ふ愚俗も侍るにや、當家に仕へ奉る身はかゝる事をも知り置まゐらすへき事也

○落花生は藤蔓葉一遍豆に似たり、其花落地一果土中結其味甘美常に異なり、人珍貴とす東垣か食物本草ノ三に見ゆ、山藥と同類なるよしあれは元より毒なく補虛の物にて侍ると覺え侍る、是豆の類也

地錦抄に其植やうなんと委しく記せり、煎りても蒸てもよし、此頃唐土よりも多く來り亦我國にても種まきて實をとる

○茘(レイシ)枝龍眼共に閩中に生して二種一類の如くなれ共其能同しからす、茘枝は多く食へは虛熱を發す龍眼

には此事なし

○西瓜は東垣禮の削瓜の文によりて古より中國に有とす、然れとも中世契丹より傳へしといふもの實を得たる歟、食物本草に一種揚溪瓜といふ物あり、秋生し冬熟す形少し長一遍にして大なり、色燕紅味西に勝れり、冬より次年の夏迄もなりて壞せすと云々、此瓜は我國にはなきにや

○南瓜は元ト回紇の瓜也、同し物に亦かぼちやといふあり

○鴛鴦は雌雄暫時不捨、其一を失すれは思慕憔悴して死す、古人之を匹鳥といふ、此鳥性婬なれとも鶉鴿の貪れるには似す、貞にして外に交ざるも正し、鶍鳥は諸鳥に交る、魚には吳中の昌候魚諸鳥とひたすら交はる者なんとは邪也、人にして夜發の夕へに出て誰となき男に交はるも耻へき事なるを忌憚る氣なく侍る、東都の如きいまた申のさかりよりむれ立てありくさまいとあさまし、終身一夫にして他を知らさるは實に難き歟

○凡そ祿を食て君に事ふるものは忠義なくてやは有へき、されは忠に三ツあり道を以て君を覆ひて化し之するは大忠也、德を以て君を調へて是を輔るは次なり、是を以て非を諫て是を怨るは下忠也（周公は大忠管仲は次忠子胥は下忠也、韓詩外傳に出）

禮記に人臣は其身を殺して君に益あれは則爲之といへり、中務卿宗良親王の歌に

君か爲世のため何かをしからむすてゝかひあるいのちなりせは

嗚呼仇牧は閔王の亂に首を碎かれ、安金藏は心を割て信をあらはす、山岳の志鐵石の心一死鴻毛斷て不移は武士の忠にあらすや、夫報國の忠なくして大祿を食は盜にひとし、季世大かた忠といふ事を知らす侍るにや、仕官のものゝひとへに利を先として義を忘るゝ類のみそ侍る、故に抱關の事を思はす、運甓の勞あらす、飽迄くらひあたゝかにきてはかりなす事なくて止は君に仕ふる人にあらす、碌々たる凡庸といふへきかも

○通志ニ男女始生爲レ黄、四歳爲レ小十六爲レ中、二十爲レ丁六十老といへり、老をしらは頓て靜なるべきを名利を追て止さる人いと拙し

○齔は音襯毀齒也と字書にいへり、凡そ男子生れては八ケ月にして齒生し八歳にして齔女子は七ケ月にして齒生し七歳にして齔すと云齡をよはひといふも元と齒の字を歳に用ゆるによりて也（上なるを齒といひ下なるを牙といふ）

○船に乘る者禁詞多し、先船作る時木をわるを木をはしらかすといひ、舟漕返すももとすなんとさま〳〵有、唐土とても同し禁忌有にこそ、船中にしては箸を快子と呼は箸と住と唐音同しき故也、住とは船のすはりてひさるを云、仍て是を嫌ひ返語して快子といふとかや

○大學の題注大舊音泰とあり、倭音は共にタイなれは聞知るへきやうなしといふ人侍り、予曰大は濁音（ダイ唐音にてタア）泰は淸音（タイ唐音にてタア）と心得なは何かは紛れあらんや、濁音は大小の大也淸音は少の反對にして博太の義なり、劉昌宗も亦濁音とせし也

○玉笑零音に云人之初生、以二七日一爲二臘一人之初死以二七日一爲レ忌、一臘而一魄成故七々四十九日、而七魄具矣、一忌而一魄散故七々四十九日、而七魄泯矣、易曰精氣爲レ物遊魂爲レ變、故知二鬼神之情狀一、

○鴫立澤三千風が住すてし菴に醍醐大納言西行の像を書きたまひて其上に自書添給ふ（西行の歌）

いつくにも住れすはたゝすまてあらん柴のいほりのしはしなる世に

此外何くれと見聞し事も旅のつかれに紛れてわすれ侍りし

○富士のすそ野を過し時野翁云、いての里なる大泉寺は昔まき狩の舊跡にて禪師房の塚侍る、去し元祿十四年にや五百年の遠忌いかめしく修せしなんと語りしも昔覺え侍りし

○母衣ホロ（ホロ）といふは元と矢ふくろ（ヤホロ）の轉語なりと古家の傳あり、按するに日本紀に景行天皇の御歌摩倍羅摩（倍羅を釋記に云）鳥の腋下の毛をまほろはといふ掩ひ藏す義也と、然れはほろはもと矢

を掩藏をいふ歟

同書九神功皇后の御歌末利摒云々まりやは征矢也、釋記に云甲冑の間に入れかくす箭也、今世のこつまかき歟と云々(近代こつまかきの名を聞さる歟)

○五色線(宋の時の書也)曰人聞ニ長安樂一則出レ門西向而笑、聞肉ニ味美一則過ニ屠門一而大嚼、是を西笑とて心に望む事あるをいへり

○又彼書に騎火茶といへるは火前にあらす火後に非すといふ事也、淸明の時火を改むる故なりとぞ、最上の茶は淸明の時節つみとるを以て斯いへり

今歳辛丑餘寒殊にはけしかりしかは茶芽淸明の頃は摘取へくもなし立夏の頃やゝ芽さし侍りしかはとりて唐製にし侍りし

○或問我國古へ官に漏刻を置鼓を打て十二時を告不知候鐘を撞て時を知らする事何れの代より有や、予曰百練抄曰(大治二年二月の條)陰陽寮漏刻樓鐘燒亡云々、此鐘は桓武帝遷都の時作り渡されし所の由(三百卅七年を歴と) 然なれは我國上久より時の鐘ありと見えたり、但し其始をしらす桓武の御時歟

○居家必備の攝生要錄に彭祖曰人不レ能レ無レ思當ニ漸々除一レ之云々、但能不レ思ニ衣食一、不レ思ニ聲色一、不レ思ニ勝負一、不レ思ニ得失一、不レ思ニ榮辱一云々

嗚呼世人常に病なく延年ならん事を欲せさる者なくして其攝生の道をしらす、いたすらに衣服の奢をかさね飮食の美を嗜み、聲色に近付おほれ自勝他劣の思ひにしつみ、得を喜ひ失を愁ひ利名の街にはせ、榮を謀り辱を惡むに心やむ時なく、毎に思ひを勞して身に病なからん事を欲するは寒をいとひて衣を脫き暑を苦て裘を求るか如し、是を愚といはさるへけんや、凡そ喜樂は陽を墜し忿怒は陰を破り、悲哀は魂を傷ひ憂愁は臟を痛しめ、驚恐は心をして倚處なからしむ、憎愛性を損し疑惑は令を害し、談笑神風を失す或は起居節ならす行立座臥に久敷類ひ事に觸て度なく侍るうへに、風寒濕暑をおかし雨

になれ霧にやふられ夜不寢晝臥し、亦は旅行に苦しみあらゆる不養生を盡して疾病あれはなき事の例に來る如く醫を集め巫をたのみ、自悲しみ人を愁しむ是をかしこしとやはいふへき、僅に藥餌を以てすといへとも馬に乘て逃し盗人を牛に乘て追ふか如し、いかて行とゝくへきや、嗚呼是一旦の身を養ふすら猶おろそかなり、其心を養ふ事いかてか知るへき、されは夢幻のあたなる身はたとひ保養其法のまゝにすともたれか千歳の春を見るへき、長生の爲に奉養するも亦次に愚也、只長き世の闇をいてゝ三界の外に逍遙し侍らんこそあらまほしけれ、此故に我佛慈を垂れ教を施して迷徒を導き給ひぬ、之を學ひて三途の穢惡を離れ九品の淨善に入れかし嗚呼

○小野小町か事さたかならすと兼好法師いへり、宇治拾遺に壯衰記を引て若く盛んなりし時はいかめしくもてなされし有さま類ひなかりしに、十七にて母を喪ひ十九にて父におくれ、二十一にて兄にわかれ廿三にて弟を先たてしかは、單孤無賴の身となりて文屋康秀にさそはれ三河國にくたりし、わひぬれはのうたこの時よめるなんと書り

○淡路國は日本最初の本土にして津名郡淡路伊佐奈伎神社(名神大社)三原郡に大和國魂神社(名神大社)おはします、我國をやまとゝ申事は神武天皇以來の事なれとも、祖神本基の地に大和國魂の號あり、神書講習の人心付なにや

○寬永十七年庚辰にや畿内牛死する事多かりし、近衛殿御領宇治郡五ケ庄の郷民祈りなんとしけれとしるしなかりし程に、御所に參りて此由を歎き申けれは、仰に云土地の神は何といふと御尋ありし、柳明神正二位にましますと啓せしかは、御歌遊はして短册參らせられしを、神殿に捧申てより此禍やみ侍るとなん其御詠所に傳へ侍る

本源自性院關白(信尋公法名應山)

あはれみをたるゝ柳の神なれは死ぬるをうしと思はさらめや

和歌の妙なるはさる事にして、かゝる高貴の御手向は殊に神も受させましましけるにや、いと有難きためしなりける

○井伊家の功臣菴原某其出陣の際甚腹痛せしかとも推て出立しに、神祖御藥を賜ひて是を今日明日迄三度にも服せよと命有しかは、かたしけなく拜し奉りて當座に殘らす飲けり、これを御覽ましましく て誠に勇なる志かな暮をまち翌を期すへき思ひなく、專ら此一戰に死を究めしさま天晴にしろしめされしとて大に感せさせましましけるとかや、武門に立戰場に臨む身のいかてゆるやかに末のあらましをなすへきや、太平日久しけれは武人といへとも自心ゆるみてその志薄くなり侍るにや、念佛の行者は朝夕に死の近きを念し、あたなる世をはかなみ一枝の花一瓣の香を供するにも、是を限りと思ふ程ならては爭かしみ深き今生の望みを絶侍らんや、物毎に執して百年の末も命あらんやうに支度し、口に厭欣を吐て名利にいそかしく白頭の死を催すを思はす、僅に病に臥せは醫を集め禱をなしひたすら命をしけなるこそ無下にあさましく見る目も拙し、後世の浮沈をなけくと見れは又我身と子孫と永き榮をのみ思ひとして祝ひのゝしるは、いとあやにくなる佛法者とも成ける

○放生はいとめてたき善根なれ、されと五丞相か生日を賀せんため輩大卿多の雀鴿を放ち、一枚毎に祝して願はくは相公一百二十歳なれといひし名聞くるしき諛言己に利あらん爲なれは有所得に作善何の功徳かあらん、然るに尊貴に諂らひて多く生類を殘害して其悅をとる者には遙に勝る方や侍らん

輩（本ノママ）氏か蛩倦遊錄に出す

○伊尹亡而沃下葬以天子之禮周公封而成王賜以天子之條棄天下倘爲敝屣禮條豈爲虛文生前名器或惜繁纓死後功勳何難隧道錢唐田藝衡（玉笑零音）

○忘レ名之士能棄ニ萬乘之君一、好レ名之人能輕ニ千乘之國一（同上）

○女冠ニ男冠一妹喜亡レ國、男服ニ女服一何晏喪レ軀（同上）

男女冠服を交變するも妖といふへし、我國男色盛なる時少年女裝を爲もの間々多し、冶容淫を教て道豈正しからんや

○琴學大意抄

琴の起りの事

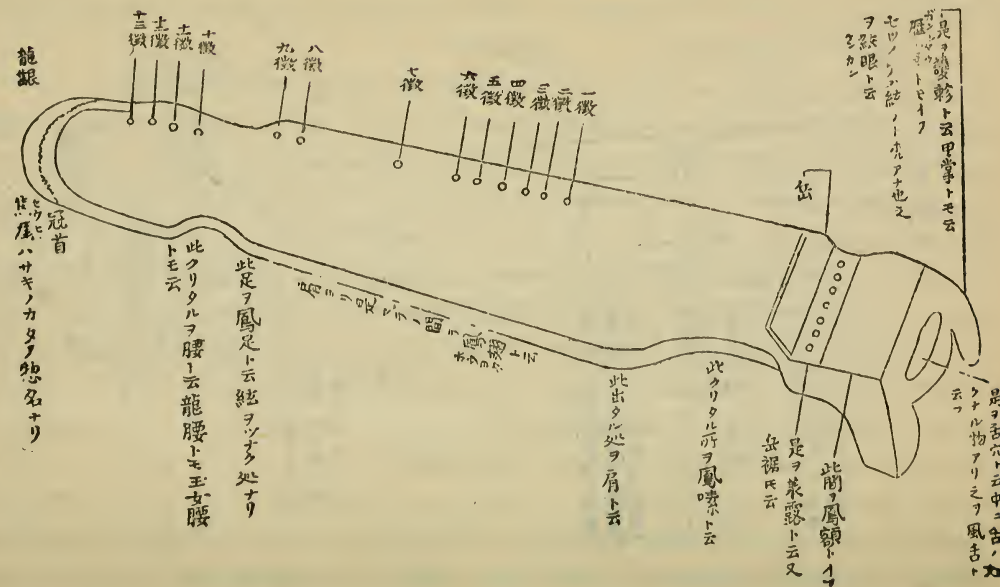
琴の起りは世本といふ書には神農の所造といへり、琴操といふ書には伏羲作レ琴所ニ以修ニ身、理惟反ニ其天眞一といへり、楊雄か琴清英といふ書には舜彈ニ五絃之琴一而天下化堯加ニ二絃一以合ニ君臣之恩一といへり、桓譚が新語といふ書にも五絃第一絃爲レ宮其次商角徵羽、文王武王各加ニ一絃一以爲ニ少宮少商一といへり何れも杜氏通典卷二百四十四に見ゆ

琴の名所の事

琴の名處左圖の如し、琴の長サ三尺九寸一分今尺に直して二尺八寸一分五厘也、岳より龍齦迄の間三尺六寸今尺にして二尺五寸九分二厘也、されとも是は大槩の恰好を書たる事にて古今の名琴長短さまさまと見えたり

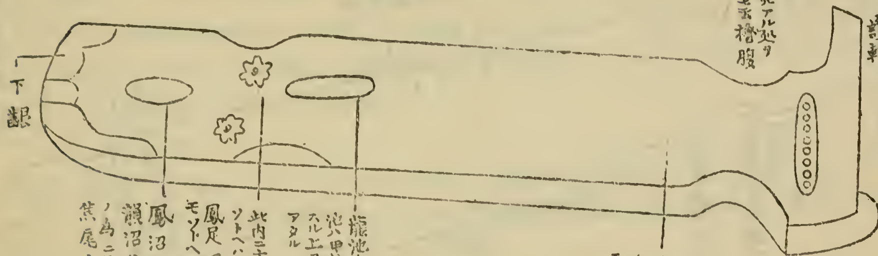
琴のすたれたる故の事

琴のすたれたるいはれ大概三ツあり、一には凡樂を覺ゆるには譜といふものを作りて其譜覺ゆれは手は皆譜にこもりてあるなり、笙は凡一工凡下十行美比千字笛は千五夕中六下ロの八字、篳篥も八字琵琶は二十字にあまる音はなきに、琴は一絃に十二律三重ツヽありて三十六なり、七絃を合て二百五十二七絃の散聲を加へて二百五十九、是に亦泛聲二百五十二合て五百十一の音なり、其上に右手左手にさま〲の事あり、是を一々に譜に作りてうたひ覺えんとせんには文字の數も足るましけれは琴の手をそらに覺ゆへきやうなし是第一の難義なり、二には古しへの人は心ゆき風雅なれは六八の和を面白き事に思ひしに、世衰ふるに隨ひて人の心追切殘露に成行によりて同調のしかと合たるをのみ賞翫して、琴の調を奏


是ヲ舌穴ト云中ニ舌ノ如クナル物アリ之ヲ風舌ト云フ
甲掌トモ云
ホルアナ也之ヲ絃眼ト云
此間ヲ鳳額ト云フ
是ヲ萩露ト云又岳裾ト云
岳
此クリタル所ヲ鳳嗉ト云
此出タル処ヲ肩ト云
一徽
二徽
三徽
四徽
五徽
六徽
七徽
八徽
九徽
十徽
十一徽
十二徽
十三徽
肩ヨリ尻マデノ間ヲ鳳翅ト云
此足ヲ鳳足ト云絃ヲツナグ処ナリ
此クリタルヲ腰ト云龍腰トモ玉女腰トモ云
冠首
焦尾ハサキノカタノ惣名ナリ
龍眼

圖

尻


琴背
琴ノ内穴アル処ヲ
琴腹トモ云櫓腹
モイフ
護軫
軫池
下部
此内ニマロキツクアリ
大柱トモ云ソトヘハミ
エヌモノナリ
龍池ト云鳳池又声池トモ云声ノ
池ハ甲板ノ内ヲ堀テヒビヤノ為ニ
スル工ヨリハミエズ鳳頷ノ裏ニ
アタル
此内ニ方ナルツクアリ地柱トイフ
ソトヘハミエヌナリ
鳳足 鳳足ノ並鳳眼ト云是
モソトヘハミエヌナリ
鳳沼又頷沼トモイフ
頷沼ハ甲板ノ内ニ堀テヒビキ
ノ為ニスルナリ上ヨリハミエズ
焦尾ノ上ニアタル

調に直して歌をも同調を用ゆる故琴絃を細くぬるくするによりて他絃に遇ても其音をうはゝる、まして管なとに遇ては影もなく成行、唐の高宗皇帝の時琴すたり行しによりて呂才といふ人に勅して再興せしめ給ひたるに、玄宗皇帝は琴を殊の外に嫌ひ給ひて、羯鼓をもつて琴の穢を靜んとのたまひし事も有なり、異國にも夫より後は大方隱者の翫ひ物のやうに明朝の書なとにはいひて宗廟の樂には儀式はかりに琴を用ひたると見えたり、是亦琴の廢るゝいはれなり、三には琴は歌とつるゝものにて然も譜を作るへきまうけなければ、歌の音につれて彈覺えたるを世の風卑しくなりて、さま〳〵の新らしき歌ひもの出來れは古しへの樂歌はすたり行、催馬樂風俗の類ひも今の世には大形絶たるやう也、されは琴はうたにつれて絶たる成へし、今琴を再興せんと思へらん人は幸殘幽蘭の譜に如何樣ともうたひものを付て琴の手をよく彈覺え、琴の律に通貫し扨箏觱篥にて幽蘭の曲を奏したる事異國の書に見えたれは、歌と樂との合せかたを工夫して箏觱篥其外の樂器にも幽蘭の曲をとりたてゝ見たらんに、おのつからひきかた合せかた具はりて何れの樂にも琴はひかれんものなり、茂卿東に生れて足跡關西に及はねは堂上樂家の秘傳をもしらす、僅に一ツ二ツ習ひ聞たる樂をわさに依て異國の書を味ふれは愚者の一得とも已れか心には思へとも異なる事も多かるへし、されとも世中に楊州の鶴とやらん云事の難くて樂に達せる人は、文學に疎く文學に深き者は樂を好めとも學流に違ひ有て、末の世の說に感し古に復する事なけれはにや、今太平百年に及ひて諸の道興きとも琴の事は沙汰する人なきか、悲しくて違ひたる事多くとも書置たらんには、志ある人の階梯ともなれかしと思ふ計に大略を錄て狛氏の許に贈るなりけり

亨保七年壬寅四月廿八日　　　　物部茂卿

○後漢光武の時日本垂仁天皇の時に當れり、此時日本より使者を遣はす事あり是兩朝往來の始也

○琵琶橋の一里許り外に琵琶塚といふ所あり、此所は師長の妾か橋に掛おきし琵琶をうつめし所とかや

○鍾馗乙　客曰間者書二片紙于鍾馗乙三字一多懸二民間門戶一不レ知是何字也、答元世生米渡舟子軀二疫鬼一之

符也、群談採餘第五僧梵部曰豫章之南數十里、生米渡乾道八年三月八日有レ僧、晨濟將レ登レ岸戒ニ津吏一曰、少項有下衣ニ黃衫一五人絡籠而至上、切勿レ使レ渡レ之則有ニ奇禍一、取レ筆書ニ三字一似レ符、了不レ可レ識、其文曰[illegible][illegible]乙以授レ吏、曰必不レ可レ拒當ニ以レ此授一レ之、語畢而去吏不ニ甚信一、然私怪レ之、至レ時果有ニ五人衣ニ黃衫一、如ニ府州縣急捉者一、各負ニ一箱籠一直前登レ舟、吏不レ許レ渡皆怒罵、欲ニ毆擊一良久不レ解、吏乃取ニ所レ書字一示レ之、五人一見狼狽反走轉盻處失ニ所在一、委ニ籠於岸側一發レ之、中有ニ小棺三百具一、吏焚レ棺而傳ニ其符一、豫章人家々圖ニ供之一此時江浙多レ疾、此邦晏然識者謂五人乃疫部鬼也、僧必異人(ならん)

○生俗韻曰生朱惟切音錐與レ禿義同

○客問曆に唯入梅のみ有て出梅の節を出さす、俗傳ふらく梅雨出入の間或曰十八日或曰十九日載藉に所見なしや

答梅雨以ニ三十日一爲ニ其限一、歲々試レ之出梅之日必有ニ雷雨一、最足レ爲レ讖焉、本草綱目第五曰梅雨或作ニ黴雨一、言ニ其沾レ衣及物皆生ニ黑黴一也、五月芒種後逢レ壬爲ニ入梅一、小暑後逢レ壬爲ニ出梅一、亦以ニ三月一爲ニ迎梅雨一五月爲ニ送梅雨一

○馬蚿(ムカデ)　　雨具(出家語)

家語王肅註孔子廿二世孫孔猛後序

○家語曰季孫聞レ之殺然愧曰地若可レ入吾豈忍レ見ニ宓子一哉

世の諺に地を割て入度といふ是歟

○家語三恕篇曰夫江始出ニ於岷山一、其源可ニ以濫一レ觴、及ニ其至ニ于江津一、不レ舫レ舟不レ避レ風、則不レ可ニ以涉一非ニ唯下流水多一邪

物の始を濫觴といふ是也、初は少にして後大成をいふ

○旬虛　鐘をかける臺なり

○へちま　漢名糸瓜和名いとうり

○釣針の咽に入るを治す　或童部あやまつて釣針咽に入て拔さりし、次第〳〵に腫ける處にある人來りて筆の軸を細かに割、口に入糸瓜をまき本をメて拔けれは其儘拔て命助かりぬ

○穗の咽に入るを治す　或者麥の穗の咽に立けるを眞綿を口に入漸に取しと也

○胡椒にむせふを治す　佐久間勘左衛門殿子息或時胡椒の粉鼻に入むせひて絕死せられしに、或人口より油を流し入けれは蘇生有しとなり

○碁石鼻に入たるを治す　ある人戲れに碁石二ツ鼻の穴に入しか何としても出さりしに紙よりをして一方の穴に入けれはくさめ〳〵して石出たりと也

○餠の食傷を療す　尾州名古屋眞甫餠の食傷よくせしは或人餠の油あけを食ひて食傷以の外なりしに醫療手を盡しけれとも驗なかりしに、眞甫といひて庸人有しか來り見て、頓て孔柑子を碎き絞り汁を口に入れしかは立所に快氣したりとかや

○拜禮するをぬかつくといふ詞ひたいをぬかといふ、額田部皇女なとにてしるへしひたいを席にも地にも附て禮をなす事也

○水におほれて息絕し者に、やまからの黑燒を口に吹込て水を吐出す事妙なり

○尾州知多郡にて嫁入の事富る者新らしく船をこしらへへさきに婿と嫁の紋をする爲此にのせて送るされは嫁を御新造ともいふへし

○勢州にて遷宮の時絹にて之を覆ふをきんかいとなんいふきんかいは絹垣なるへし

○章安琉云魔羅といふ註に秦言能奪命(中略)或云惡者多愛欲故云々陽根に此號を取しも一切の障り是より起る故か

○昔中納言成賴といふ人鷹を遣ふ術に堪能なり今俗語にせいらいといふも此人の事より申出せりとなん

○鷹は一羽二羽といはす一連二連といふ鷹の犬を一匹二疋とはいはす一牙二牙といふなり

○鷹の鳥といふ時は雉にかきる也

○我國いにしへ今の世に大部なる書は秘府略なり天長二年滋野貞主奉勅諸儒と所選千巻と云々今は絕たり

○高僧傳を讀に天竺は辰の月を以て歳首とするよし我國五月にあたれり

○權法敎といふ妙薬あり鏃のぬけかたきに用ゆ、蟷螂の乾干を細末にして鏃の拔難きに疵の口へ少しぬれは鏃の頭少し出るを釘ぬきにてぬく妙なり、不可疑是高坂彈正家の秘法と云々

○中川流の古實方にあみかさは北條氏政の巧み出されしと云ふ此說信しかたし、太平記十一巻相模太郎落行段に曰破たる草鞋に編笠着てとあり、然らは此時旣にあみかさの名あり新規の物ともいひかたし

○馬鞍の手形といふは平家物語待賢門の軍の章に惡源太鎌田か鞍に乗かねたるを見て敎へし詞なり

○弓二張飾る時なと亦人へ遣はす時の目錄なとに弓二張とは不書、弓一張張替一張と書也、二張の弓を引といふ義にて二張と書事を嫌ふなり

○扇のかなめは要の字をかく延喜式には蟹目と書てかなめと讀せたり、蟹の目にたとへり古書にのする事なれは蟹目の方用ひて然るへき歟

○冠着する時は袍を着す狩衣の時には冠を着する事はなしと思ひしに、先年御即位の時地下の官人狩衣に帯劍冠を着したり有事にや

○眞菜はまなとよみて魚なり故にまな板まな箸といふは魚板魚箸なり

○サガは惡の字の訓なり、不祥と書てサカナシと讀せたる所も侍り、シは助語にてサカナリの義勿體なし如在なしのし字と同し、源氏物語夕顏の巻に心さうなき家童子と見えたるもキに心なし貧相成少女といふ心なるべし

○神社の棟にあるちぎかつを木といふものむかしは人家屋の棟にも有しにや、京より三里はかり北愛宕郡小野郷雲か畑といふ村の家棟には今も所々にあり、所の人に問は風はけし故にわらふきの風にとられぬ爲におく木なりといふ、此名を此所にてかつら木といふよし也、昔は家々皆藁ふき故風おさへに置し物と見えたり、ひはたに成ては入らさる具なりちきとは風木と書なり、風はちとよませたり東風をこちといふにてしるへし本音にはあらされとも風木の字是なり可辨

○歲德の方を俗に惠方といふ吉方と書なり、伊勢守記寬正六年八月今出川殿夫人產の所に見えたり、吉をゑとよむ事住吉をすみの江と讀に同し

鹽尻　卷之七十二

○念佛堂の上人待舟美濃國北洞の山なる眞性蓮社に退院せらる、年頃なれむつひまゐらせし名殘盡せずして送行し侍る

わかれゆくみのゝを山のまつこともさためなきよはたのましものを

訪舟老師山隱之居

拂袂松風笑獨淸　　柴扉期待紫雲迎　　幾年忘了人間事　　眠對層山聞鳥聲

○瑞峰沙彌一周の忌（五月廿二日）香すゝむるとてひさしく親し事も思はれ侍りて

なみたとふ山ほとゝきす一とせにふりへたてゆく五月雨のそら

○六月五日は泰廟廿三回の御忌辰にして三日の晨より御讀經侍る、愚わつらふ事侍りて御寺へもえ參り侍らず、閑廬螢飛て見し世の夢をてらし空林月細くして光陰のうつり來るにおとろく、白雨の袖をうるほし侍るにも只に春の御際のやうにおほえ奉りて

むさしのや消にし露に幾とせかなみたかさぬるけふの御法は

おほけなくも彌陀經一百卷を誦しておそれみおそれみ覺位を莊嚴し奉る、嗚呼末の露本のしつくいつれか消なてあるへき、曉禽晚鐘無常を告るにもおとろかす刹那生滅の謂をわすれて、愚に常住の思ひをなし順逆のさかひに走り得喪のちまたに迷ひ、きのふもあたなる利名に追れけふも空しく心身をくるしむ、彼北叟は愁喜皆咲て柴の戶のしはし身を置露のやとりにも貯る物なくてそありし、如何計り心の中すゝしかりけん隱岐院御歌に

いつとなく北の翁がことくせはこのことはりやおもひいれなむ

〇此春(辛丑正月十八日)尾南知多郡(榎戸村)龍雲禪寺寄宿の僧泰雲火化せしとて人々奇異の事にし侍る(自坑ほり火を燒其師と問答し自偈を唱へて辭世す)美濃國領下村の產にして十四歲より剃髮し、文をも學ひ行をも練て近頃は木食なりしとそ、凡そ上古の名德捨身なきにしもあらねと季世の劣機いかて是を借ひなんや、かれ丈夫にして死を見ること歸るかことくなりしや、そもそも堆惕鬼(タイテキ)に惱され魔の爲に奇特を現せしか知りかたし、夫實に捨身の志あらは人しらぬ山谷もあるに、かゝる村落の中に事を生し臨末の問答もいとむつかしく辭世の偈も亦名聞氣なり、とにかくに造化に亙りなんは禪子の事ならすや侍る、これもまた然るへき業報の果す處ならんかし

〇或問我國火定三昧の例ありやと、曰扶桑略記治曆二年五月十五日の條に四條坊釋迦堂の住僧文豪於鳥部野(ノマチ)燒身といへり、亦元亨釋書にや吉備宮の祠官隱逸傳の東の聖の外燒身の人ありしや、管見故見あたり侍らす、近世東都にして誑惑の賣子(マイス)等燒身のまねして大に錢をとりしなんと人の物語には聞侍りし、享保改元の年東都南大久保なる黃檗派の僧火定とて自の庵を燒しを所民火を打消僧を引出せし放火のやうにさたありし程に、有司是を糺されしか狂氣のうつゝなき僧とて免され侍りし

予其頃外山に有て聞侍りし

〇淸僧道本和尙は南京の人享保三年我國に投化せられし時舟中の作に曰

吳湘江口上艨艟　萬里惟憑五雨風　山水無情分去往　鄉關何處望西東

乍飛彩鷁搖銀海　坐看洪濤撼碧空　倘喜此心如橋木　見聞總屬有無中

留別

跡寄產南三十年　多君意氣每相憐　長期共說無生語　却爲離群斷河緣

雪裏行裝添白髮　風前相憶對靑天　閫中佛法今如線　遙望吾儕作仔肩

博にして道義高しとかや去年(子三月七日)檗山の獨文禪師(淸僧)に我公舘にしてまみえまゐらせ、木菴

禪師以來代々相見して結緣せし事をいひしかは、いといとねむころに接せられしこれも亦不思議の好因緣なる歟、唐土の萬里へたてゝ見すしらぬ國人も因緣あれはしたしく物し侍りける、同鄉の家をならへても身を終るまてたかひにしらて過侍るも又多し、舍衛の三億は佛在世にあひなから夫ともしらてそ侍りしとかや、本和尙の詩閩中佛法如線といへるにそ異邦今末法のしるしも殊に甚しきにや、我國寺院の營僧侶の多き古しへにおとらさるか如しといへともいさや白法隱沒(ヒヤクハフオンモツ)の時にやうたてあさましき事聞も一二ならす、大かた渡世誑惑の爲に佛法を市して自慙愧のこゝろなくや侍る、かゝるにつけてそ末法の劣機願生淨土の敎口稱念佛のおこなひいと〳〵たのもしけれ、此時にあたりて三學分內に證を得ん事最おほつかなく侍る

○和俗家の稱號を名字と呼、是を近世名と字との事と心得あたらん事として、苗字なんとかくは却て誤れるにや、是は中頃武家の出身せしもの其鄉里本貫の名田の字を呼しより名字と云ふ(伊東天野北條等の如し)人の名と字にてはなし、たとへは其居所を以て呼も同しけれとこれは其人を尊んての事也(一條殿九條殿と云六波羅入道鎌倉右大臣等の如し)公家の稱號花山院德大寺なんと申を花山院氏德大寺氏なんといふ事さらになし、近世名字に氏を添へて武田氏長尾氏なんといふも古書にはなき事也、此頃はまた是を姓と書林家の學士を姓は林なんと記せり、いさや姓氏は昔より勅授の事に侍るものを、今日私に氏とも姓ともいはんはいとも忌憚事なきの甚たしきに非すや、俗學者云くさなけれは唐風の歌なとに似氣なく、倭號をかくも雅ならす故に姓と書といへり是ふつゝかなる事にや、其書の名を注せるを見れは何右衛門某兵衛なと近代和俗の雅ならぬを記せり、これは何と唐風といふへき、八居題詠に泉州の商人唐金屋喜右衛門(名は興隆別號は梅所)か事をも姓は唐金と書そあまりに興かる事とは覺えし、予先に姓氏考一卷を筆し侍る

○山城國相樂郡綺(カンハタ)(日本紀)を或は綺田(カンタ)村とかけり、中右記には加波多と假名書にせり、または紙幡(カバタ)(今

昔物語）とも記しける、此を蟹幡郷とかけるは蟹滿多寺の名によりて也、蟹滿寺の故事處女を虵とらんとせしに蟹來りて虵を殺せし物かたり著聞集今昔物語元亨釋書なんとにも載せられたり、按するに是素盞烏尊虵を斬て稻田姫をたすけたまひし故事をかたり傳へてし後世の事とするなるへし、綺田村の神延喜神名式に綺原坐建伊那太比賣神社を錄するにて知るへし

○同郡祝園柞元おなしくして轉語なり、日本紀には羽振園と記し神祇式には祝園神社といひ和歌には柞の森とよめり（今はゝその杜のうちに祝園社ましますす）祝園村を里俗はほその村なんと呼ひ侍る、かゝる一所の名二號の樣になりたるは國々にまゝあり

○今歳洛東眞正極樂敎寺（眞如堂）二萬日不退轉念佛の回向ありし（四月六日より十五日に至る）參詣群をなし侍りし、寄捨の散物甚多く銀五百貫目に及ひ米穀千石にあまりしとそ、毎日千人の飯を炊く誰となく食し大殿に大鉦二十口ならへて打ける程に稱名の聲山野を動し貴賤悲喜し侍りしとかや、坂本西敎寺の八萬日の回向こそ世にたくひなくいひしか、此度の群集には及ばさりしと京人來りてかたりし、隔てなき誓ひと誰もたのむらんしるもしらぬも南無阿彌陀佛と、蔡華園の頓阿よみたまひしをおもひ出られて餘所にしも隨喜し侍る

○多武峰妙樂定惠和尙（大職冠長子實は天万豐日天皇々子）養老四年八月三日遷化、墳處在二山城國木幡寺邊一云々、一條禪閤御撰の大職冠記に見えたり

○世に虵に足あるものまれにありといふ、百練抄保安三年五月十四日の條に故三品親王白川堂（善勝寺）前庭有レ足虵出來、爲レ犬被二喰殺一と云類ひにや

○熊野權現は孝昭天皇二十五年庚寅三月十五日御出現云々（大中臣日記）崇神天皇六十六年己丑出現の說は非なる歟

○丑四月四日大樹吹上の別御所にして御自民の訟を聞召（凡十五品）有司取捌宜しきよし御機嫌と云々

○菖蒲かふとは元は石打の戯れより起つて少童のもてあそひなり、近年美を先とし金銀の箔を付て甚費多かる、殊に東都には大方かふとの外大なる木偶人あまた立ならへ侍る、一形のあたひ數百匁に及ぶありとそ、是も亦時尙の觀なりし今年四月關東の有司令を市中になして制有て曰
一菖蒲甲立物計箔置可申事
一鉢しころ何れも墨塗に可仕、紋ゑかき候はゝたんごふんろくしやうにて少々彩色可申事
　但織物類にて包み申間敷事
一鎗長刀はく置申間敷く共外ぬり彩色甲同樣の事
　但人形可爲無用事
右獻上の菖蒲甲たりといふとも此定よりよろしく仕間敷候、是より麁相なるは唯今迄用ひ來り候通りたるへく候
　丑四月
げにも世の費へかゝる事猶多かりぬへし、太平の化にほこり人驕り萬つ觀を專らにす、御いましめなかるへけんや
○同し月の令に曰
　諸秤千木新古に限らす修復糸付等內々にて拵へ用ひ候儀堅く仕ましく候此段向々へ可被相觸候以上
　丑四月
權衡（ハカリ）は天下の輕重を正す器豈ゆるかせなすへけんや、近年みたりかはしき事も侍りしにこそ凡そ舛は亦國の製ありて私に作る事を古しへより禁せらる、尺（モノサシ）に至りては布帛其長短少しの事は害なき故にや製法嚴ならす、異朝代々の尺一樣ならす我國の古製等は律原發揮に見えたり
○東武忍岡坂本の養玉院は天台の古院にて元ほ三明院と稱せし、慈眼大師東叡山創建の日自の壇家を盡

く此寺に譲られし(今神田邊及び新吉原の者共正月御本功に参りて御齋玉はるは昔の例なりとそ)然るに一旦烏丸家の息院主の時新に邪義を立て非法の事を勸られし故、其弟子日野家の息某の僧都と共に遠流に配せられ、三明院の邪流を天下に禁しましませし(攝州大坂天鷲寺等も同じ邪流なりし)其後寺號を改て楊玉院と號す(始は車坂にありしが元祿十一年九月六日災せし后今の地に移せり享保五年三月廿七日再び燒せし)

本尊釋迦迦葉阿難の三軀は淸朝の佛工の作珠に巧手と見ゆ、壇越對馬中將家寄附とかや、夫中世より眞言に立川(タチカハ)の邪流(無住國師のいへる土眞言是なり)

天台に日蓮が異流淨土に一念義の別解禪にこも僧のあやしきも侍る、近世亦台門に三明の邪風禪家に正三邪禪ありて世のまとひとなりぬと森田法橋(玄寧)語りし

○眞言家に密嚴安養不二の義を立亦大日彌勒一體の説ありて別報兜率の往生を願ふ、比日河州九華山六陰師秘密安心往生要集二卷を筆してしきりに生天を勸められ侍る、是元より邪義にあらず

但し季世の下俗を勸侍らんは、安養往生にしかすや侍らんと、無相院大僧都(亮甚)談なりし

右二條去年忍岡に有し時聞し處也、彼兩人過し冬此春はかなくなられしかはかはかりの事もわすれかたく筆し置侍る

○享保六辛丑六月四日は傳敎大師九百回の聖忌とて山門の末寺國により登山せらる、尊珠院僧正のかたへいとま乞ひ申遣はすとて、御山に登り得ぬ身をうらみ侍るにつけても業障の程思ひやられ侍るなんと書て

すてぬ世のくらきにまよふ五月闇雲の八重山みちはあれとも

三日の夕同法なんと打より別時の念佛唱へ侍りしが、淨土院に勅會侍る事を聞侍りしまゝに

おもひやる小比叡の雲もみとりそふ杉立洞のたかき御法を

金絲蓮といふ荷花を見侍るにも彼見金蓮華如日輪の文をおもひ出て
　ひかりそふこかねのはちすかたふけば西に入日のすかたとも見き
四日のあした香を奉るとて
　大鵬搏風冥海吼　怒聲震起走龍蛇　涼雲洗出四明月　沛雨新開五嶽花
○故君(秦廟)かくれさせましませし後いくそたひの夏をむかへし、こゝに廿三回の夢とならせたまふにも打おとろかれ奉る、いそのかみ見し世を數へしのふまに、我もふるの中道むかしをへたてゝ消やらぬ命は草の葉の露なから風まつほとも思ひあへぬこそ愚なれ、此日頃心地わつらはしく侍る故、御法會の庭にも立入らぬ身をうらみ侍りて、そのかみ仰を奉て何くれと書あつめしもしほ草の跡も今はた心にのころ御かたみとおもはれ侍りし
　かきわけしむかしの跡を水莖の岡のさゝはら踏まよひぬる
螢飛かふもあはれにて
　かひなしやほたるゆふ居る柳かせあつめぬ窓をまたてらすとも
○人々歌よみける時題さくりて名處の秋
　秋と猶ふき初つらん松島のうらはつしほ風のみとりに
○六そちの秋
ふりはつる我身六十の神無月神はいつより時雨初けむ(續後撰知家)といふそ、我身のうへのやうにあちきなくおもほゆれ、淺茅生の葉うらかれて吹からあらしもちかきほと山里ならてさひしさまさる夕つかた、友の門來てさえゆく窓の月に何かの事物語せしか、いふりたる顏して吾子今年は一行の甲子滿り、さこそ初度の賀も有へきなと人もいひあへりしにさもなくて打過侍るはいと情なし、しかす吝嗇にして費をいとへるにはとて笑ふ、予云凡人滿の賀むかしは上さまの人をしてその後子より南極務翊によせてよ

ろこひ祝ひ、又は時の君共高齢を賀し下されける、同し朝につかふまつる人とも詩歌を詠して末の十とせ〳〵にみてる事を祝せしにや(代々の撰集源氏物語なとに見えし)昔誕日にもあらず春は花の賀秋は紅葉の賀冬は雪の賀なといひていと艶なる事共ありし、凡四十の賀に元良親王一枝の菊を賦し貞信公の佳什傳へて治民の要たり、五十の祝齢菅家のめでたきためしあり、清貫の開筵吏に見えし、法興院(兼家)の攝政六十の算を常寧殿に賀せられしは東三條殿の御父なる故也、七十を賀して水石亭の詩歌會大藏善行より盛事七秩の秋を得て梨壺才士壽を獻せしは、清愼公のかしこき德なめり清和の皇女七宮八旬の御賀に重明觴を同くし貫之詠を響(本ノママ)せしとぞ、花山の僧正五條の三位九十の賀を殿上に賜ひしも例し多からず、從一位貞子(冷泉相國の母義今出水川と號す後源草院御外祖母)九旬の壽百僚稱賀千歲美を傳ふる類は長き命のかひありて咲花を頭の霜にまかへ、千世のかさしの折にあふもめてたく、菖蒲草にくらへて長き世を祝ひ菊の盃にかはらぬ秋をめてゝ積るへき千年の末を雪にそふくなといたつらならぬことさまなりける然るにたゝうと田舍翁のふつゝかなるかゝるわさせる事近き頃迄も聞え侍らすや、唐土にはなへて三四十の初度の辰祝壽いかめしく、華麗陳へ金燈を張り宴會を設けて膏粱を盛り絲竹調高く回雪風薰す、壁上新に圖畫を繪し座下互ひに辭賦を競ふあるは金玉を贈りて趾麟の祥旦を賀し、あるは光閭僂傴して芹曝を献す、滿堂終日歌唱し合家蕃桁に誇るとかや、近世我國にも是をうつして我より壽章を集め請て壽客を會し、哺啜沈醉嬉笑雷同するを榮とす、思ふに夫生日は母難の日其子死をおそれ憂苦しのふに堪さりし日そかし、程子倍笑の說を思はさるへけんや、人の子たる勞に叛き養を奉して以て父母を安んするを孝とす、予今即罷萱親の堂に在る如く風木の悲すてに至り、痛極終にこれを通はんとして由なく其劬勞の鴻恩を拜報し己れか不孝の重罪を慙謝するに何を以てせんや、是を思ふに此日は殊にうれへ淚はかりに只來しかたを思ふ豈此心をかへて經を奉せす思ふ事なけに淺ましの歌詠を譽にして吉大郷か王丞相に詔らひし一百二十歲の言の如きをよろこふも淺まし、且活々の肉潑々々ゆ魚辜殺治與

して雜客を延き讌醉哄堂すへきや、且度下の身ならは謹で從ふも可也、今は子弟是を請て祝せんとすとも我よりは辭しなん、まして我兒輩いまた禮にならはず、門下負笈の人も侍らす、是其幸にして生日を過し侍りし、唐の文皇祝壽の宴會を設られさりしを常情に超過すと稱せし、我後白河院六十の御賀せさせたまはすして、たゝほうけつきたる如法經會を設ましく〱けるもさき通かたき御志ならすや、下愚か是等を學ふとしはかけてもおほけなく侍る、只此日祝事心にやすからさるか故に獨讀經放生して父母生育の恩にこたふへきわさなきをなけきしが人にはかくとも告さりし、家にあるものゝたんさくさし入て猶ちとせ君そさかえを三かさ山あふくも高き檜原松はらと聞えしも、おのか心にもあらすも覺えさる共情意も艶しく思ひてかへしとはなくて

　くち殘る老木にしはし秋をへてしくれのもれし檜はら松原

されはまた此月暴風洪濤のさるさわかしき事共侍りて、家の戶うかれ漂ひ男女の限り流れうせ侍れば、南郭うれへ北邊もやすからぬ折から、是を耳のよそにしていかに心つきなく身の祝ひ事こちたく物し侍らんや、年あき家さひしくはあれとも人の爲に破傷を侑むるはかりの力おとろくべきかは物をしき猩猿とな見たまひそ、むけに行年波さかさまにせぬ月日を數へうつして鏡の面影はつかしく終に薙髮の効なくして、肪（本ノマヽ）年犬日のおもてふせなるつらさ消ぬまの霜によする蒲柳の質何をめいほくにか、末の千年をなといふへき殿ならぬほゝかみくつはむしろ田の露のよはひも何かいのらん(二條天皇太后大貳の歌也)とよみし下愚かきゝしれにこそと思はれて

　むしろ田のいつぬき川のいつのまにかしらの雪のかけやなからん

桑樹景暮てしのふ世のむかしは遠く、塵かましき世に立ましはるさへもいとわひしきや、人の上にてものく〱しく花やかなるあたりはさしも入りしなとこそ思ひ侍る、但貴介の御事はさらなりさかえ行末の千年をかけてたのもしく期あらまし給へる人々の祝壽を、排斥していひやふりさみし侍るにはゆめゆめ

侍らす、これは愚なる我身ひとつにとりて老しれたるつれなさやゝくつし打すてゝ誕節をもよそにせしはかりなり、袋はつき〳〵世にしらるゝ人のいてゝ行慶に褒廚百歳の長からん事を祝し、甲子週て猶も鶴算を數へかさぬ、古稀の青牛函關の花に伴ひ垂化文王に見え、十年の末を待百年を賀しなとするも其德を聽し其功を稱せらるゝはけにいけるかひある命とも見るべきに、鼠枝の才なく用ひられすしてすけなふ身老さらほひ、大方世に殘る友もいたつらに死あまれる身の何をかほきのゝしるへき、ひたふるに思ひしはとくそむき捨へき世のうきを數へなから家をこりすまに南飛の鶴をうらやみ海邊の籌をそへてんあらましする我こそ淺ましけれ、あすしらぬ露の命常ならぬうき世のさか野邊のけふりにともなふ、程折ふしの花紅葉に伴ひ柴の戸のしはし靜けからぬこそめやすかりぬへしなといひしかば、客いと興なけにて世にしたかふ身はけやけく、俗になもとりたまひそとて出ぬ、よしや身のなくさめのありけにして人思ふらん、捨かねてあるにもあらぬ老らくの身をこそ歎け世をはうらみし、冬の夜の長きに炭櫃かきつくしてゝゝのくりことよしなくこそ

享保七年神無月の初

白華の殘翁しくれに先筆をそめし

〇寺をてらと訓するは照瑩の意にや、てらをてるといふ事言葉集に宮寺の古語をみやてりといふといへり、此類此書に多し

〇或人江文明神といふ神は何そと長岡爲丸に尋しに、云江は衣也、文は含の義にして食の事也、衣食の神にして保食の神とも倉稻魂ともいふといへり、是附會の拙きものにして、江州江文村はことに所の名なる事を不知にや、可笑可哀、又巫女の振る鈴は篠なりすゝとさゝと音同し、猿女神岩戸の前に篠の葉を持舞しより起る、凡神をすゝしめるといふも是也と、これ何の據そや、一笑呵々かゝる妄言を吐く愚俗を謾し造言の罪をおそれさるあさまし

○孝徳天皇詔して凡死せる者の髪を剃所々に猥に埋む事を禁せられしも末の世に知る人なし

○延喜式凡金銀薄泥不レ得レ爲二服用並雜器飾一、但五月五日諸衛府甲冑之飾不レ在二制限一

伏按昔日朝家禁二嬌飾一如レ此、季世無用費弊多豈可レ不レ禁、因云五月五日甲冑之飾者、是今日端午兒童所レ弄菖蒲胄之本歟

○新年兒輩弄二毬杖一、是異朝擊丸之戲也、韓詩所謂毬杖奮合且離是也、又古詩云毬杖交加錦繡衣毬杖之字猶多倭俗謂二之擊珠一、是亦韓詩云霹靂應レ手神球飛、異邦固稱レ珠

○中世我東關の國にて愚俗云、我はかりなき功徳をなしつ我里の寺に鐘なかりし故、某の鄕の寺に押入燒拂ひ類ひなき大鐘其他の佛具こと／＼く奪ひ取て我寺に寄附せしとて大言せしと語る、人聞て功徳にはあらす惡行なりとて笑ふ、予思へらく古今國守郡牧民をしほりて物を取、老少をして溝壑に轉せしめこれをあはれと思ふ心もなく、彼民にとりし物にて神祠をいとなみ佛閣を作り、固より驕吝甚敷僧法師に布施して是を功徳なりとほこる、是彼愚俗のしわさには劣れるにや、すへて道をしらず義を辨へされば大やうかゝる事のみ多し、僧法師は己に利あれは他をそこなふもかへりみす耻を忘れ義をしらす世人彼にまとはされて寶をすつる人和漢そも幾萬人そや痛むへく悲しむへし

○虐をしえたぐると和訓す、今の俗儒しえたぐると讀いとつたなし、しえの切せなり拗音に讀事も字によりてあれとも、虐をせたくると讀てよし、神代の(脫字か)にはと拗音に書し所多し、直音拗音轉語音便をしらずは書を讀に俗なる事有へきかも

○稱號を諸家に賜はるは秀吉以前はなかりしにや、唐にても周の代迄は帝王の姓を臣下に賜ふ事は例しなかりしに、漢の高祖婁敬に劉氏を賜はりしより唐の人主遂に法と爲したまひしとぞ

○西域記云在レ頭曰レ瓔、在レ身曰レ珞

○摩斯吒　此言二獼猴一

按倭俗以二猢猻一曰二摩斯一者即梵語歟

○濃州高須の南かちあひとかいふ所の八幡社の境内に異竹ありて、竹の大なるものにて圍四五寸もありて七所叢生し侍る、八月筍を生す本草綱目及竹譜にもえもしらぬ竹そ侍る、當寐の曼陀羅に付し竹軸一節一丈餘あり、是今東禪寺村にあり神物のことくいへと、南廣篔簹竹は一節丈に近しと時珍いひしかど不思議にあらず

○神社の鳥居むかしは門といひて鳥居といはさりし、伊勢神宮の一二等の鳥居も第一の門第二の門と古き書にいへり、但寶龜二年の太政官符に内外の鳥居なとあれば門とのみもいはさりしと見ゆ、とりゐ通りの轉訓と云、然れとも酉陽雜俎に東門雞棲木といふ事あり、是鳥居の意に等しきにや、質朴の昔神社の衡門に雞を宿せしめしより鷄棲の名あるにや、然らば鳥居と書は古意歟、形に付て天の義とし又鳥井と書は附會也、花表と書は誤れり、花表は門にあらす只神社古俗の門と心得れは可なり、種々の理說をまうけ奥深くいふは近世に出づ

○紅花(一名紅藍花)和名くれなゐといふ、くれとは吳の和語にしてくれの藍といふ事なり、本吳國より傳へし故なり吳竹吳服のことし、本草綱目にある吳藍は別物なり

○〓　與レ藥字同、見二豪州老君碑一元贇所レ書の題字〓水局の三字有て醫語計を書す、蒸藥に用ゆと元菴の談也

○〓《テウ》(音鳥軟羨)　〓《クハウ》(音曠平聲大聲也)　〓《クハウ》(音荒開明)　奓《シヤ》(音車上聲推明也)

、此等の字誤寫は二字となる

○詩を作るに第三字第五字或平或仄横に見通し同しきをは嫌ふなり、或人元贇に問ふ古人の詩多く見通しに平字を用ひ仄字を置し如何、元曰夫は排律の格也、凡詩は管絃に蒙らしめて歌ふもの也、排律は樂に用ひすして文字を面白く仕立る計りの體なりと答へしと云

○或僧書翰を書き元賓に見せしに、はし書に先さまの寺の事を書り、元日是記の體也書翰の法にあらず、又某の字印行する時の事也、おのれが書に某の字甚不可なりといへり
○東鑑に十字といふを今人饅頭の事なりとおもへるは非なり、饅頭は其代にはなかりし、是蒸餅の異名なり、晋書蒸餅上不折十字則不食といへり、蒸餅は麪を醴にて作れる物内に餡なし、今長崎市人製して異邦山西の客阿蘭陀人等に賣る是をハンと云ふ
○八朔風俗は我國の事にや一條禪閤の御記に見え侍る、今柳營家殊更なる御ことふき侍りて、諸家御劍御馬なと元正の如く獻らせ給ふ、京は行器におくり難波は薏苡の枝に彩雀つけてきらめきおくりかはしなとする、其外の國にはかゝる事も聞えざるにこそ
○羽柴(武城東北)祟仙寺に齊藤別當實盛か石塔あり、法名加條原院眞阿彌陀佛
　武藏の永井に實盛が住せしよし此寺彼居の墟歟
○土佐家の祖は繪所從五位下土佐守藤原經隆也、其後越前守行光其子越前守光重其子土佐守廣周（彈正忠）相續して繪所となれり、廣周が子刑部太輔光信より土佐を稱號とす(永享年中の人)其子土佐守光氏(刑部太輔右近將藍)男子なかりし、其女子狩野大炊介元信の男に嫁せし故繪所預りとなる、其子孫今繁昌して幕府に仕ふ、亦今の土佐家は其庶流泉州堺の人土位久欣といふ者の裔、朝家官を賜はりて繪の事預れり
○和畵の大なるもの昔東犬寺にありし事古記に見ゆ、今は亡にや、今日現在の大畵は洛東東福寺涅槃像明兆殿司の筆にして竪三丈九尺横二丈六尺絕世の畵圖なり、其他は同寺の法堂天井の龍も亦兆公筆の筆なりし、紙舊りて破れし後狩野光賴(本稱は木村狩野永德養子とす)板面に是を書く、龍頭二丈餘其身は十八丈餘(慶長中の人なり)
○村上天皇の御宇瀧口の下部雷に逢て半死半生なりし、醫師忠明灰をあつめて是に埋置しが、時を經て

人心地に返りし事今昔物語にあり

○人をおくりて歸る鳥邊野といふ句に梵燈菴

　身はいつのけふりの爲に殘るらん

と付られし、そのかみ口碑に傳へ名句とせり彼翁死後北野末社に祟祠り煙宮と云々

○神に參らする幣を初穗と呼ふは田稻みのりて收めぬれば先本居の神に献せしこれを初穗といへり、今金銀及泉貨を初穗と呼ぶはこれに準して然るにやといふ、按するに三代實錄に貞觀十二年新錢を鑄作し早穗二十文とあれば錢を初穗といふ事久しき義稱歟

○予が父在世なりし時三河國御油の驛南水戸山にて村民堀出せしとて、銅錢を名府に携て來りて公府に納なん事を請ふ、依て是を啓し奉り民は銀なんと賜はりしなり(瑞公の御時也)亡父曰昔三河國渥美郡にて阿育王の寶鐸を得て朝廷に献せしといふ事三代實錄に見ゆ、其高さ三尺三寸といへり今銅鐘形ち異様にして我國の製ならず、是阿育王の古物なるも知るへからす

　但かゝる事申上んはいとをこの事なりとて人にも語りし、其後如何行なかりしと思ひわすれ侍りし、年經て東に下り外山御別業に寓し侍りし、御邸の吏語りしは今此御園に其鐘をつらせてをらせたまふといふにそ、立かへり昔の事もねになかれさらぬたもとを濡し侍りし

○令ニ曰(淡海公奉勅而撰)凡先奸後娶爲二妻妾一雖レ會レ赦猶離レ之云々、夫女を嫁する法先祖父母伯父叔父姑兄弟外祖次に舅從母從兄弟等に告禮を正し、嫁娶すへきよし令に見ゆ、されば禮を以て交らさるを奸とす、たとへ私に姦通し後祖及ひ父母に申て已に婚娶するとも、其後奸通私事發露し者はたとひ非常の赦にあふとも猶亦離せしむと、右大臣夏野公の注解に見ゆ、古しへ我國婚姻の禮正敷事を見つべし

○宇野六郎(赤松光範家人)か子熊王丸は楠正儀に父を討せ其仇を報せんとて光範にいとま申ければ志を感して一刀をあたへし、頓て赤松城の軍營に至りとかくして正儀に仕へし、美敷童なりしかは正儀もら

うたくおもひねもころに情ありし、父の仇忘るゝにあらされどもあたなる情にほたされ月日を送りし、父か七回に思ひ切て宿意を遂なんとせしに、其日しも正儀童に元服させ和田和泉守を烏帽子親とし和田小次郎正覺と名乘せける、正覺泪にむせび身のつらさ人の情のわくかたなき思ひを語り、君は仇なから仕へし程も口惜く思はさる情にひかれて素意を失ひし、只今君の爲父の爲に自死すへきより外道なしといひ、刀抜て自殺せんとせしかは人々おとろき取留めしかとも、よしや浮世に住むへき身とも覺えすと其刀して髪切捨、嵯峨往生院に入て衣を黒染にそめ正覺法師とておこなひすましけると、古き書に見ゆ

儒者よりいはゞ正しからぬ振舞とてそしりなん、情知る人これをいやしむへきや

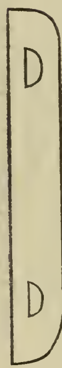
○尾南野間内海大御堂寺(大坊と稱す)中興長圓法師は東照宮母公の甥なりし、慶長年　神君此寺に遊たまひ、何事にても望あらば啓すへきよし仰ありしに、長圓戰國の風にならひし僧なりけれは心のまゝに鹿狩すへき地と鷹御免あれかしと申せしかは、神君思ひの外におほしめしながら鷹簡鹿簡及ひ小鳥の證章なんと命して有司より下し賜ひし、實に不律亂行の事にや、次の秀圓法師あさましとて彼簡等を深くかくし置きし、其次快圓法師住持の時成瀨正虎彼鷹簡鹿簡を乞て彼家に藏む、小鳥證文のみ猶寺に藏む

○荻生氏か譯文筌蹄曰、和國磤馭胡盧島をのこは丈夫の稱、ろは助語、やまとりのをろのかゝみ神ろき神ろみ等の如し、をのこの唐音倭奴國なり、夫を略して倭といふ後に同音の和の字に改む、大和といふは大宋大唐の大の字のことし日本の惣名なり山迹の國帝都の時大和と書たるは苦しからぬに似たり平安城にうつりて猶大和と書るは不學なりと云々、按するに磤馭胡盧島の名を丈夫の事とするは舊事記の說にあらす附會の說か、古事談大雀天皇の御製又日本の惣名にあらす、且延喜講記弘仁私記序の說に違へり、今唐音を以ていふは當らさるに似たり

我國古しへより傳ふる處の字音も前後漢及隋唐の音聲也、今明淸の國音は大方元以來韃音にて古しへの音にあらす、されは慈覺大師傳來の引聲彌陀經を唐音讀といふ全是漢音也

○和訓は百濟の王仁より始まり王辰つひに定る、讀書の字音代々を歴て呉漢雜誦せり、桓武天皇延暦十一年諸生をして漢音を習はしむ同十七年勅して讀書の音呉音を用ゆる事なからしむこれより大學寮及各國の學校皆漢音を用ゆ、承安以後覺阿入宋し明庵歸朝の比より、宋音交り道隆兀庵大[illegible]佛光寺の禪僧多く來朝し誦經讀書風を異にす、されと朝廷の文官猶昔の音を變せす、近世清人多く長崎に來り國音を傳へならはしむ、今の學者異を好み奇を衒らひ一家の門を立、我國古昔より學ぶ處の字音を和風の俗流のといやしみ、和訓助聲の則を捨て明淸の音をよしとす、講說を惡み詞章を事とする皆新奇の私なり

○丁酉六月尾北葉栗郡門間莊玉井村加茂之社境古き井筒を掘せし、天平三年辛未三月五日と字あり（享保二年にいたりて九百八十七年也聖武帝の年號也）井筒は丸くさひにてしめしと見ゆ、あひ釘等の製古代のものなり木はまきの木にて斯のことくなる板十六枚あり、



むかし玉の王の墟にして淸泉涌出す、古き木土中の水に付ぬれは久しく堪侍るにこそ

○攝州長柄の橋柱參州矢橋の木今も猶堀出し侍る、相州箱根の湖中大杉いくらも侍るとなん、信州松本より近き里（藤井村）にして古代溫泉の跡より湯ふね堀出して湯もわき侍りしと見し人語りし、又或有司云我公御[illegible]内美濃國安八郡森部村に神明の祠あり、昔皇太神を數年祟め奉りし舊跡とかや、彼地岩船宇治橋なんと呼古所あり、其橋の墟地中の橋柱まゝあり、是垂仁天皇の御宇なれは天平の前すてに七百十四年其昔の橋柱こそ朽もはてなん、後世に小熊道の橋なりしかは懸改るとも絕てまた幾百年にかなりなん、然るに今猶土中に古き柱あり水中に埋みし木は久敷ある事を知るへしといへり

○或問無官大夫敦盛の妻御影堂にて扇を折初しと云事なりやと云、按察使資賢郷の女（敦盛の妻）其夫死

後に祐寛阿闍梨(御影堂に御同居)の弟子となり、剃髪して生一房如佛尼公と稱せし、新善光寺(御影堂)のかたはらに一院を建て蓮華院と號して住せり、一旦後嵯峨院の皇子勝法院の王阿上人病の事ありしが、故ありて尼公栢扇を製し祐寛をして加持せさせて上人の病身を拂はしめられし、其毒頓にさめて平癒ありし、これより後寺僧扇を折といへり

御影堂はもと檀林后の創建なりし、王阿上人以來時宗の寺となれりとそ

○俗に云眞德丸は猿樂の謡によろ法師といふこれ也、謡の隅田川は梨園溫故といふ書に見えたり、吉田少將及野上の斑女か事あり

此書百五十年はかり以前の筆と見ゆ、附會の事まゝおほし

○寛正五年勸進能の圖京師の古家にあり舞臺式今と同しからす、樂屋舞臺の南にありて笛鼓の席同しからすとかや

○昭中將(致平新王の息なり)光少將(堀川大臣顯光の息)はたくひなき若殿上人にて、少將ある時一の人重病ありてそのかたさまの人々患ある事斜ならず、又一座の宣旨を得べきかたの人々床しけに物まちかほなりしを見て、仇なる憂世にまつもおしむもこゝろうき習なりけりとおもひ渡世をいとひて出家したまひぬ、中將はその頃齊信公任俊賢行成なといみしき方人達陣座にて事をさためましけるを見て、身の程をしらていたつらに位高からん事を思ふは、はや我身の耻をわすれたるにてこそあれ、此人々にはいかにもおよふへからず、なましひに朝につかへて何かせんとて雲水の徒となりたまひぬ(長保三年二月三日中將少將三井寺出家)共に三井寺慶祚阿闍梨の室に入れり、左中將成信(廿三)左少將重家(廿五)と聞えし公任卿此事を聞て行成大納言のもとへ讀て贈られける歌に

おもひしる人もありける世の中にいつをいつとて過すなるらむ

いとあはれなる事にや摺鴫曉筆抄にくはしく見えし

○年號改元の式戰國擾亂の時、古實の家名記多く云て古法陵夷し元和の比迄は異朝の年號をとりて用ひ勘文なんとの御沙汰もなかりしにや、寛永以來は先規を考へさせましますの御事にて舊に復りしも太平のすかた也(天和改元の時迄地下の學者も庭上にまゐりしか故有て今はさる事なし)

○今時六位の袍色縹なり緑にてこそ有へきを、何の時よりや紫色(三位以上)絕て橡染となりて、四位の濃緋も黑くこそ成侍る、綠染今はなし七位の袍色を六位服し侍る、其深淺の分もなくや侍る官位といひ衣袍といひ古しへを以てかたくなにいふへからす

○京の所司代といふ稱呼東山殿(義政)の時京極大膳大夫持清(佐々木本家)侍所の司に補せられ、京都の事を奉行せしか、其身江州に在し時多賀豐後守中原高忠をして京都に置て萬宰せしめしを所司代と呼し是始なるといふ(但し前にも諸司代の名貞和の比も有しにや)

○或人云我俗十一月天台大師講の紅喫を喫して云今日より一歲を添と是何の謂そ、予云是冬至の粥をあやまり傳へて大師忌の供齋に泥し剩へ賀稱す、按するに宋の陸放翁か冬至の一聯に家貧にして輕過節身の志しに怯レ增レ年、註に鄉俗謂喫ニ冬至飯ヿ即添ニ一歲ニ云々之を以て知るへし

○去年關東の命に依て淸ノ帝の六諭衍義官板成て天下に普くせさせ給ふ、されと無學の徒讀得さるも多かれは重て室直淸(新助)仰を蒙り、彼書の大意を和字に書て梓に彫て世の敎諭になさしめましますゝ實に學校の政なかりし世より只號令を以て天下を主維ましますにや、今淸諭に依て和語を綴り此民をして善に相倡隨せしめたまふ御事、おほけなき御事なから昭代の典則も寔盛事に見えて有難く覺え侍る

○和州吉野山のこなた今市の驛より東北六七里計り姨か峯の麓に合河(或は河野といふ)に長祿元年の冬

横死ましませし二宮の君の舊跡あり、（釋院）所民いひつたふ其時大西助五郎といひしもの赤松家に組し案內して討まゐらせし、山谷をひそかにしのひ寺の後口の山より入しと云々（天井敷板刀の跡今にのこれり此上中下三保を分つ宮の甲冑を分けて三所の民家に藏む）彼御首を神に祝ひ所民祀をなす事今に絕ずとなん

南方退治の事攝州大坂（天滿川崎）九昌院藏本の上月記に其始末詳に記せり、將軍家譜及續太平記甚略して且事違へり

亦義經遁れられしも此山とかや、事顯はれ東嶺を經て伊勢を過り、東國に下向の時露深して袂を濡しけるに、衰運せん方なきを歎き白綾の小袖の袖を切て捨られし、後山民此袖を拾ひ藏めし村の稱を今に白綾村と呼、其露けしかりし山今秋爽の夜も露更に置事なし是一事奇也、と所の者いふとそ（義經を神にいはひ祀る彼綾の袖今に現在して六月虫干し侍るとなん）

右京師の商（吉見彌六）壬寅の春故有て彼地に往、委敷聞しとてさま〳〵の話しせし六月八日

亦彼山の遠からぬ程に聖天の岩屋といふあり、はる〳〵と峻しき峰を攀て登れは三尺にたらぬ穴あり、岩を踏とらへて下る事丈はかり下は平にして甚くらし、先達有て松明燃し入る、內に亦底しらぬ穴ありて鳴事すさまし（水音なり）左の方に石門有、是より脇道四五丁も有こそ大方にしては通り入る事能はす亦右の方に上るへき岩有て幽に日の光を見る、からふしてのほるこれを菊の岩屋といふ、こゝは上の岩に穴有て甚明し四方切立て薄墨色の壁のことし、夫に菊花を彫て尤奇巧なり、亦太刀機の物をも刻付たり其他何も見えす、石瓶子一双岩にすへあり、いと神々しく身の毛いよ立て物をは見次といふ

是亦右の人かたりし

○奥の津輕今別れといふ磯あり、大浪の後舍利（汞色侍りし）及ひ紋石（水晶に似て鈍色なるに青色白色

の紋數まさ〳〵有て可愛）沙金等あり、そこに蟲巣とて淺縹色の自然球あり、此所民獸肉を岸に沈め置は是にすかりて集るを取上るといふ、圓にして少しひらめなり、琢磨をからすして自穴通れり（取上る時は田螺の如きふた有て內は肉なり）つやゝかなる事すれるか如し、是を東都に出し賣る（元は直珊瑚にひとかりしか今は下直也）印籠等の緒〆人の工のことし（今京師是れに似せたる珠多し）亦同し續きの石岸に朱砂あり（生しき時は紫色なり幾度となく水飛すれは極て色よき朱なりと云）常廟の御靈屋御造作の時津輕家より多くまゐらせられしを漆に和して塗らせらるゝに尤色上品なり、今現に見る處也今別の其地番人を置て猟りにかゝる玉石金朱等を取事を禁せらる、其他珍異の水物多しと近き年往し人語れり

○論語衛靈公の朱註史魚以尸諫スと、靈公の時遽伯玉賢にして用られす、彌子瑕佞にして任レ事史魚（名鰌衛の大夫）病て死る際其子に命して曰、吾朝に在て賢を進め佞を退る事能はさりし、死後禮を成へからす尸を北堂に置て足りなんと、公往て吊す尸を見て怪問せり、其子しか〳〵と啓せしに、公容を失して、曰是寡人か過也とて、頓て伯玉を召し彌子を退けられしとなん、故に孔子稱して直なる哉と宣ひし、嗚呼剛正不阿にして陰諱處なく極諫して屈抑せす、其直き事矢の如く禍患を以て慮とせす、遂に節を變して人に徇はす、治亂死生を以て一己の志を伸しも亦烈忠といふへきのみ、靈公男色を愛して賢人を忘れられしも尸諫を以て行を改られしにや、後の人に臣たる者我君能はすとて止なんは恨み有へき事にや、我摠見院平贈相國（信長）始は其行ひ不善の事多かりしか、平手政秀死諫の後は過ち少ナかりしとそ

○孔子三戒　少ハ色（好色）　壯ハ鬪《タタカウ》（爭鬪）　老ハ得《モノアシキ》

これは竪に戒しめ給ふ

三畏　天命（不畏）　大人《ナレアナドル》（狎侮）　聖言《モテアソブ》（侮玩）

これは横に畏れたまへり

○人濕に寢る時は疾死す、然るに魚は水に安んす、人木に處は惴慄す然るに猿は木に安んす、毛嬙麗姬（古の美人）人美として之を愛するに鳥鹿は之を見て飛駺せりと、漆園老人かいひし賓さる事そかし、名利を厭捨して山林に入る者は世路を見る事汚泥の如くし侍るに、身の榮を貧れる人は之を見る事禽獸の様に覺侍るにや、智愚賢不肖の毎に反せる亦珍らしからず

○享保六年辛丑六月四日傳教大師九百回の靈忌にして、比叡山法會行はれしとなん（台宗の僧國々より登山せし）我國圓戒の始祖なれは諸宗共に崇ひ侍る、予も報謝の爲觀無量壽經を讀懺法を修して香を行し侍るとて

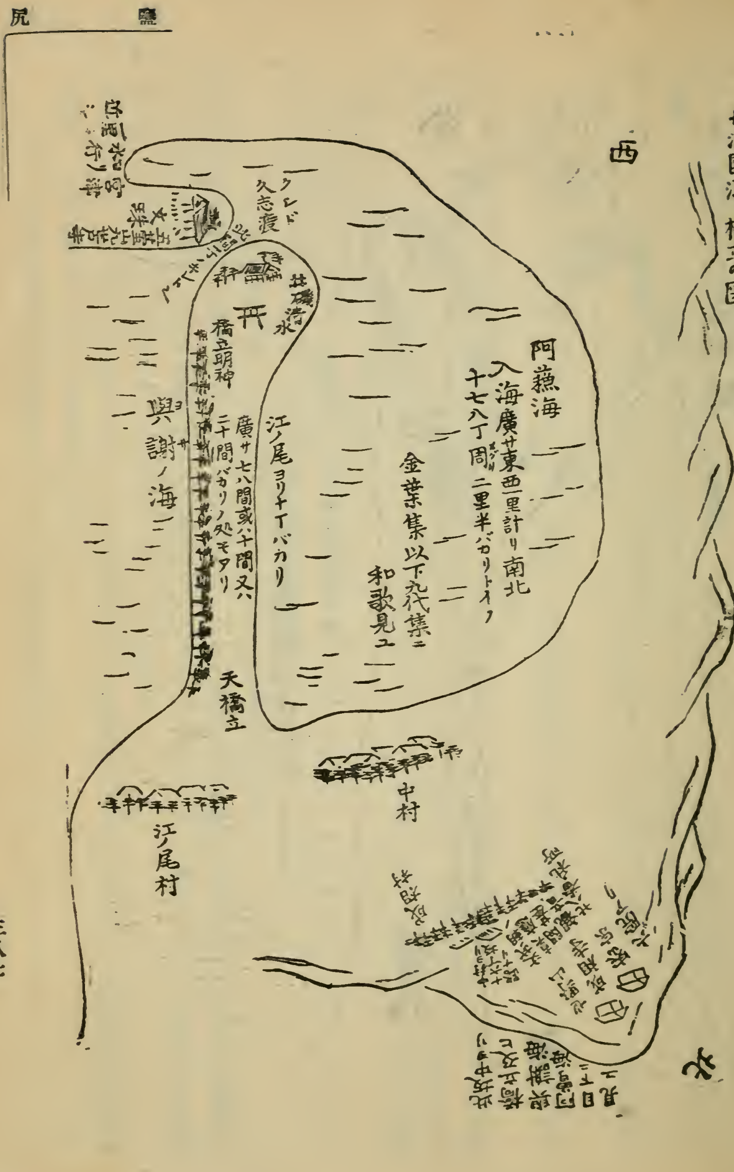
大鵬搏風冥海吼　　怒聲震起走龍蛇　　涼雲浩出四明月　　沛雨長開五嶽花

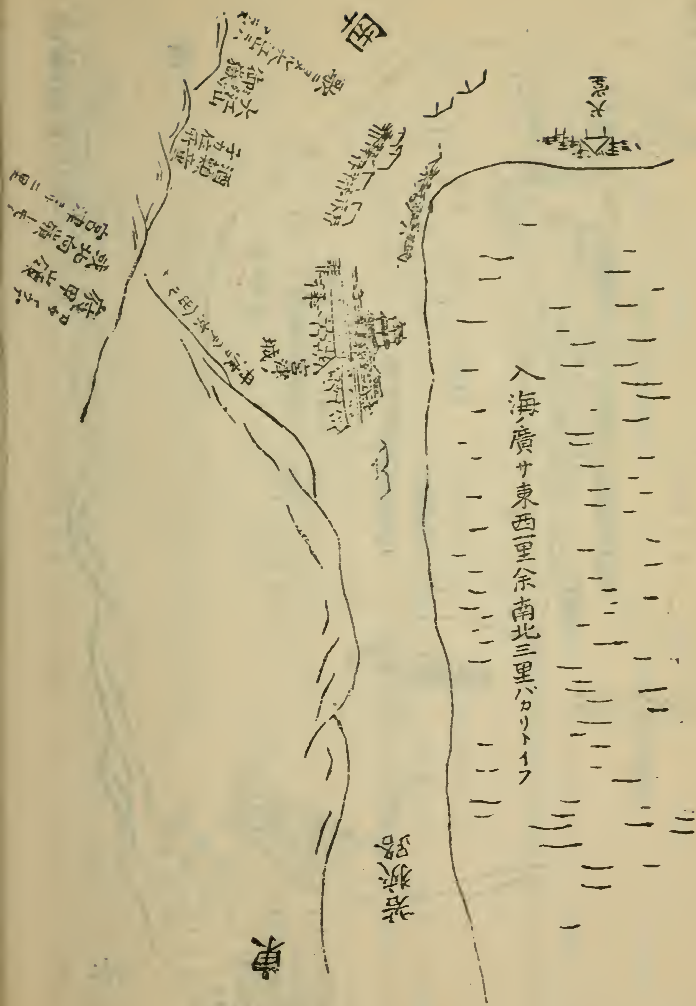
○或問我國いにしへ官漏刻を置鼓を打て十二時を告る、不知何れの代より侯鐘を撞て時を知らする事ありや、予曰百練抄曰（大治二年二月の條）陰陽寮漏刻燒亡云々、此鐘は桓武帝遷都の時作り渡されし所の由（三百三十七年を歷）いへは我國上久より時の鐘ありと見えたり、但其始をしらす（桓武帝の時よりか）

○或人描なしたる丹州天橋ノ立の圖左に略寫す、陸奥松島伊勢の二見と合せて三勝景と云、けにもかゝる絶景の勝地に遊侍らは目もあやならんを心に任せぬ身は見す知らて過し侍る、せめては繪にも書たらんを見てしはし佳境を心に思ふへきかも

かきをきしちとりの跡をたつねすはいかゝふみみんあまのはし立

丹波國海ノ橋立の図


西
阿蘇海
入海廣サ東西一里計リ南北十七八丁周二里半バカリトイフ
金葉集以下九代集ニ和歌見ユ
江ノ尾ヨリ十丁バカリ
廣サ七八間或八十間又ハ二十間バカリノ処モアリ
橋立明神
磯清水
與謝ノ海
天橋立
中村
江ノ尾村
久志渡
北



西
入海ノ廣サ東西一里余南北三里バカリトイフ
東

○信州松本領某の里に地藏堂ありし。八十年前此像失せて其名を傳へしまゝに、年ふりしに享保三年七月十五日地藏大士の像いつくともなく現然として檀上にましします、其頃領主水野出羽守の夢に三緣山の老師こそ此ほさつの化現にてましますと告を感せられし、七月十五日前大僧正の御坊(祐天)めてたく西遷し給ひしと、領主殊に奇異の思ひをなし大僧正の門人祐海上人へ夢の有様を書おくられ、其靈像は自招請して舘に安置せらるゝとかや。

同年九月朔日舘林善導寺の方丈へ水野より贈られし狀に其趣をくはしく書送られ侍る、其像は惠心の作と云々

彼大僧正の御坊は近世の高德其名天下に普くして在世の奇特といひ、寂後の瑞異といひ、人の見聞を驚す計りの事都鄙傳へさるはなし、其遺跡は武州目黒に地を賜はり基を開き、明顯山祐天寺善久院と號す庚子七月は大僧正第三回の忌辰にして十五日より廿五日迄門人以下集會して、一千部の三部妙曲を讀誦し報恩追遠の佛事いみしく修せられ侍りし

寺の本尊は顯譽大僧正の眞影遺身の舍利を安置せり

予も亦其經衆の緣をむすひて香儀献るとて讀て贈りし歌

むすひをく野邊のあさちか末葉にももらはてやとれ露の日のかけ

祐公康存の日十萬人の念佛會をはしめたまひしに、上は玉敷の臺下はあやしの笘屋なる人迄、其會衆に入て日課の稱名を唱へ侍る、勢州松坂なる清光寺を其本所と定められし、年にまして人の救も多く今年丑辛正月智恩講に至て凡四十一萬七千二百二十三人と聞えし

○予東都にして渡唐天神の畫像を得たり、東山岩栖村菴の自畫讃也(師諱は靈彦字は希世惠鑑明照禪師と謚す)故郷に歸り三月廿五日香を捻し奉るとて

唐ころもをらぬ袂もにほひけりあふくに高き梅の春かせ

○海内奇觀といふ書は唐土佳境勝地を記せる書也、夫山川の美景は造化のおしめる處にや、王侯といへとも恣に見給ふ事難し、されとまた自緣にふれてたやすく見侍るも少なからす、實にしらぬ國の名區奇觀山に海に川に里に心なく侍るは無下の事也、亦一旦見るのみにて深く思ひ入てよく觀る人いと〳〵まれなるにや、勝地の景物を見るは只其時しばし心を慰め目をよろこはすのみにあらす、幾年歷ても事にふれて其見し所々の有様を思ひ出れは、今もまた目前に見る心地してなつかし、之誠に薫してよしなく忘れもやしぬと妄執深くや侍る、されは過し事くさは夢のことく今見る處の花紅葉も常にもて遊ふへきかは、一念過て後は虛空に向へるがことく、また新なる境界に見なされて念々生滅する事留らぬ川の流れより猶速に侍る、東の旅に見し富士の雪田子の浪もいつしかかへらぬきのふとなり、古鄉の花ほとゝきす見聞て夏の日の安からぬに苦しみ、秋風吹初て荻の露身に入蟲の鳴聲もあはれにおほえ侍る、後の文月御いとましはしたまはりて勢州菰野山の溫湯にまかりし、嶺の雲谷の霧めつらしく彼造化のをしめる勝景をたやすく見侍るもうれしく空おそろし、其程の事旅亭のつれ〳〵に凉窓燈下筆にまかせて後の形見にもとこゝに記し侍る

後の七月七日此山の湯に行侍りし夜

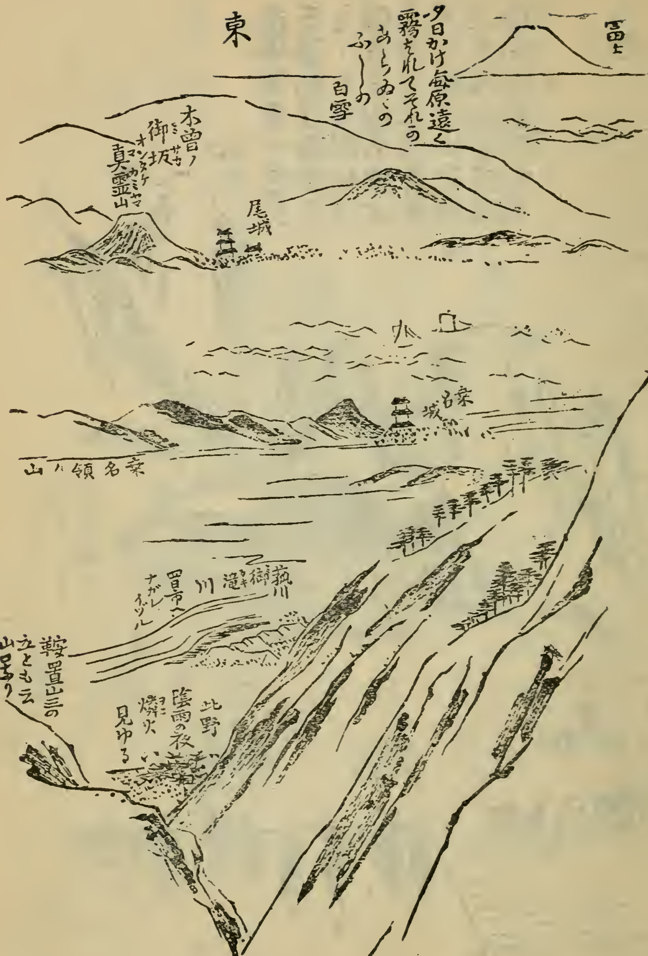
彦星のあまの岩舟こよひもやまたゆふかせを待ていつらん


湯本ノ図
南
此東ニ裏湯と云温泉あり
羅漢石
三本杉
雨晴雨奇白雲隈
病骨忽清暁眠醒
龍水温々非待鼎
遊人幸得上春臺
薬師堂
此所東晴やかニ眺望限りなし
温泉
制札
此湯を表湯といふ


叡山
菩薩岩
池ノ谷
白滝
洗除塵苔の清浄地なり
山月霽高照
寒溪開鏡函
水光長潋灧
驚浪迸烟虽


カマガタケ
冠嶽
地獄谷
勢州第一の高峰にて尾三遠の
三國にも見ゆ其姿奇なり湯本より
一里山を分て麓に至り登ル事数十町
絶頂に至りて遠く望めハ比叡山比良嶽
長等山石山なんともあるかに見ゆ
琵琶湖目下にされいふばかりなき
なかめなりけるされと路程
いとくるしやまかりけ
ゆふはく夜比月のけしき
おもしろさま
霧にむつる岩まの水に
秋なれて
ゆふなきころく
あらふ月の汁


湯守山南
此所まて
冨士見ゆる
藥師
磥砢風煙白
澗傾澗急流
夕陽千里霽
東海人吟眸


東
富士
夕日かけ海原遠く
白雪
木曽ノ御坂
真霊山
尾城
桑名城
桑名領ハ山
四日市ヘナガレイヅル川
鞍置山

孤峰佳景一何長
万籟割愁蘚夢涼
忘了白頭臨鏡恨
獨隨雲樹老誰妨
玉屏卷翠晴當户
瀉水潺湲任繞墻
滿月瑠璃瑩眼界
穩餘閑事睡空堂

西



元湯といふ所尋ね
見しに湯穴二所寒
水一所侍る温泉はいつくも
大己貴命の神恵なる事を
おもひ出し奉りて

汲てしる
神のめくみを
三輪川の
清きながれを
さしも
思ひてし




東
屏風岩
菰野路
古塚

青滝見るにまかりけるに苔なめらかに
ふむにあやふく百丈のみどりをよぢて
見るも打おどろく〱えらり目もあやになり

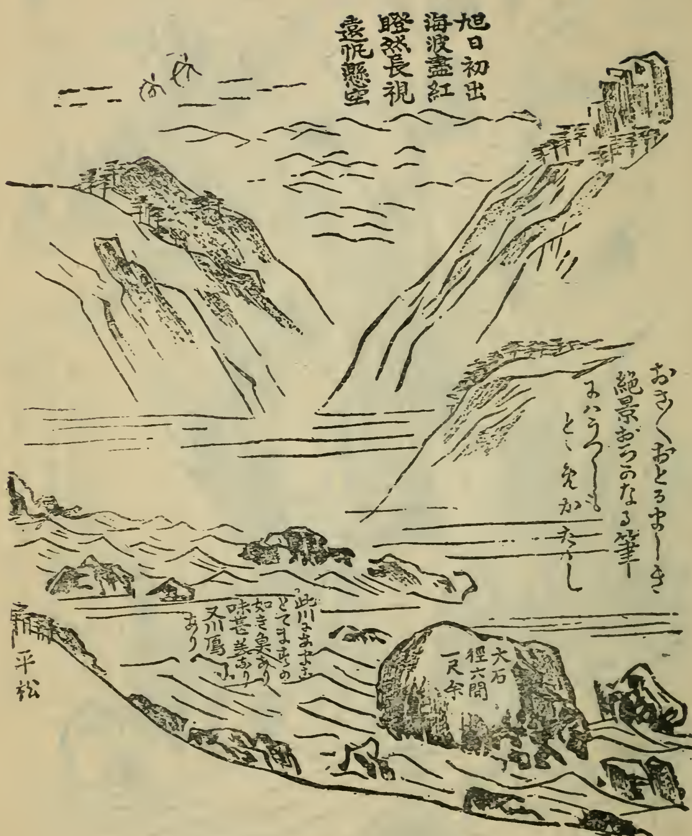
洗塵埃眼千尋白浪奇
玉龍高落峡山月砕流澌

さとりゆくこゝろの
そこもあらはれて
のこるちりなき
滝津しら浪

光




獅岩
此山ニハ鳥少なし
只雉山鶏多し
荒野
川上
岩のすかく
水の流れ木曽
路ね見し
ねさめの床かな
江州
日野路


旭日初出
海波盡紅
瞪然長視
遠帆懸空
大石
径六間
一尺余
平松



湯山入口ノ圖


登山の人々を
見おろし侍りて
谷川の岩間
もれ行秋霧よ
數見へ初て
わたる旅人
東
釋迦堂
常燈明
すへて此山には松すくなし
只きゝその類多し此奥山に
圓數丈の朴あまたそのまた
薬草も數種侍る万年松なき
の子なんと見ゆ

此溫泉は養老の頃沙門淨薫藥師善逝の靈告により、神井を尋ね得神祠を建て土地とし、病を全し性を保する水源を開けりとそ（川端の神明淨薫塚今に舊墟あり）其後傳敎大師北谷の靈地に精舍を營し冠峰山三岳寺と號し給ひし、覺信僧都をして住せしめましく〳〵ける、本尊瑠璃光如來は大師自彫刻の尊像なり（今藥師堂に安置する座像なり）星移霜かはりて溫泉空しく絕へ古寺廢亡す（慶長中炎燒す）然に貞享四年丁卯官に請て舊地を新にして溫泉ふたゝひ昔にかへせり、是より諸人來り浴し疾を去り病を消す今の如きは東より西より登山していと〳〵賑々しき湯本となれり、されは一脈の溫泉流て北に向ひ直に衆生塵垢の盡を待、千溪萬峰水淸く風凉しく炎暑の苦をわすれて秋の月心に澄む、驪山曉眼晴て華淸春意溫なり、浴し罷て泉に臨て整ふ冠獄の雲白く寒を懷ひ、甕を傾て望む觀州峯の巖靑し、產所岳峩々として常に雲を帶天公自范寬の圖を畫く、三の瀧玉を噴て一簾の秋水神龍を飛す、橫嶺側嵩容眼に供し淸風微雨詩情を助くるさま戶山九江の詠め羅浮七千の溪もかくやと覺ゆ、東に目を送れは海原天影を接して遠近の船帆霧間に浮み、富士の雪秋を忘れ御坂の翠夕遙なり、尾城樓臺海門に高く桑府の粉蝶水玉近し、步をうつせは詠新に首を廻らせは望み異也、萬岸の波光天上下三山の秋色月東西見る目もいとあやなりけり、かて古鄕の人々と吟を共にし他境の客と詠を等しくして、聯嵐含暈に笑ひ絲竹も所がら聲おかしくて、く柏子取下戶ならぬ袖とち盃を回らす凡そ、入湯人百を以て數へ侍るに來るあり歸るあり、しるもしらぬも終に別れゆくことはり今更思はれて胸中の觀音もいやまさり、浮世の無常も此時に知られ侍る、やゝ日數へて下山し侍るとて宿の障子に書付侍る

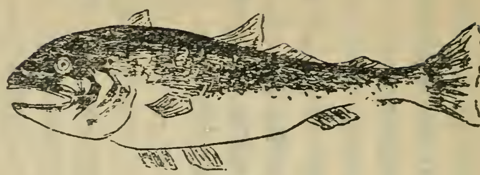
わすれしな露分衣たちかへる峰にも尾にも心とゝめて

三島十州きのふの夢となりて風水聲音耳にのこるかた見になん侍る

孤山澗水淸く魚のすむへくも見へさるに、あまことて潔き魚の數寸なるかいとはやく泳き飛侍るを、蝿頭して釣さまめつらしく興あり、每年六月十六日初て網して太神宮に供し、十七日より所の民取侍

るとそ、給となして尤佳味也、また産所か嶽のうへに湖水あり、夫に鰤魚多しすその〻川に鮎多し

あまたの圖



○唐大師蔡魚同公徐神翁か海陵より京師に來るに逢て曰、且喜す天下太平此時河北の盜賊まさに定まりなんと翁云大平の大上方に遺す、許多魔君を人間に下生して世界を壞る事をなすと、蔡云如何そ其人を識る事を得んと、翁笑て云大師も亦是也と(錢世昭か私說に見ゆ)

實に魔羅外にあらす、人勢盛んなる時必故障をなす、順逆につきて皆恐れさるへけんや、徐氏か如き直言末の世に有かたくこそ

○一行阿闍梨人にかたりて曰、吾古人の相法を得たり、凡そ人を相するには洪範の五福六極を以て主とす、其由所を觀其安んする處を察して大槩を得へし、其人忠孝に仁義にして所作所爲言行相應し、顚沛造次必善に歸する者は吉人也、亦不忠不孝不義にして言行不相應顚沛造次必惡に歸する者は凶人也、吉人は必五福の報を得、凶人は必六極の刑を獲、其身に於てせされは必らず其子孫に於てす、但風骨氣色の中に於て其前程の休咎を料る者豈よく悉く中るへけんやといへり(錢氏私說)

嗚呼人一動一靜必惡善の機緘はる〻者朝に夕に見る事の難にあらす、之を捨て相法のみを專にせは何そ必す中すへき、四民空しく身の便利を貪て道義によらす、甚しきは酒色に身をなし逸遊に心を盡す何の福報かあらん、極刑を免かれて身骨所を異にせさるは實に幸と可謂のみ

○世人每に饌食に於る己か德行如何とはからすして徒に食ひ侍るは鳥獸にひとし、されは心に叶へる厚味に向ひては必貪の心起り、心に叶はさる疏食に必瞋を含み侍る、嗚呼一椀の飯も實に天恩なり君祿也

民勞也、其來所を省みすして愚に貪瞋を起し侍るは天の罪人といふへし深く恐れ戒しむへし、猶少より老に至て幾千萬の生命を害して口腹の慾を快せん事よく辨へは慘しき事ならすや、殊更祝ふへき日なとには海陸の肉味をかさね饗を設く、故に漁獵はこれか爲に海浪を侵し、山林を衝て罘罠罘罝せさる方なく、人家は亦錢を以て網として日々に山生水物を殺し、其翁毛を削り其鬱血を分つ、脂腥盤盂に滿て快しとす、其慘毒劊子にひとしく其咤齧狠狗にいつれそ、されは宰殺の厨烹飪の竈を遠る（サクル）は仁術なりといへとも、是猶耳を掩ふて鈴を盜に異なすと古人の誡をしらす、忽然として思ひにもかけさるは我人尋常になれてかへり見さるのみ

○近年神とてさま〴〵の新說多き中に、七夕つめの故事は元日本にしての事なるを、唐土人昔傳聞し誤て上天の事とせしなといふは珍らしなから覺束なき說也、我國記にも風土記にも雜錄小說にも曾て無事とそ、歌によむも只唐土の文に依て詞をなすのみ、按するに雄略天皇二十三年七月七日伊勢外宮御鎭座の事を以て、天棚機媛命の名は牽合せしと覺え侍る、和州天川の奥に星の森ありて牛女の二星を祀り星の社と稱し、筑前國大島の天川の邊にも二星の社あり、孫姫の式といふ記より起りて祠を立けるにや、されと式內の神社にもあらす、其所水の流れ直く白砂廣くして天の銀河に似たる川をいつくにも天の川と呼、後たなはた姫の名により二星の社を建しあり、遂に我國の事といふ新說を起せる成へし

タナハタの和訓はすへて機女の稱呼也、手奈機姫といふ事にして一人の名にあらす、亦は細機棚機等を轉語せり、但しカナハタといふには心なきにあらす

鹽尻　卷之七十四

○詩云王于出征以匡王國、又云王于出征佐天子、又云共武之服以定王國、又云文武吉甫萬邦爲憲（六月章）けに將軍は國の爪牙（李廣傳）にして安邊境立功名在於良將（鼂錯傳）平段槍（哥舒翰）來嚼鐵（來瑱）天山を定（薛仁貴）崑崙を奪（狄青）二心なき壯心にして威武咸揚以て天下の亂を伐て太平を致す、公候の干城武にあらすしては何そ之を爲へき、但後世の如き（春秋の代戰國七雄我國保元平治以來のことし）慾を恣にして亂を起し、利を貪て人を殺すか如きは公侯の腹心にはあらす、之を奸賊といふへし、孟子王子墊か問の答に殺一無罪非仁也、非其有而取之非義也云々、實に殺盜の罪懼るへし、此時戰國七雄互に土地城域を爭ひ、不辜を殺戮して野に盈城に盈て人の土地を侵して竊み、人の寶貨を奪ひ取て已を增し家を富す、是實に不仁不義の甚敷にあらすや、然るに當時の諸君之を爲にならひて、いまたその道を知らさりし、我國も王命の甚敷征伐絕て後は自己の慾を恣にして、人の城を屠り人の國を盜て己獨り富貴を得、まことに不仁不義の甚しきもの也、今の軍法とて世に鳴輩大方仁義に遠く人倫に暗く、拙き家書を衒て戰國無道の凶事を以て昇平至治の良時に施さんとするも、夏爐冬扇の類にして猶人心に害多きにや、文盲なる田舍の武士聞得て是を聖賢の敎のことく思ふも亦拙し

今世軍法者流を分ち派を立て互ひに爭ひて自販事を謀る輩豈治道を知るへきや

○蹄涔（牛馬脚跡のたまり水也）も水也裨海（凡そ四海をすべ通じていふ）も水也、其大小淺深之を同しとせんや、奸詐（僞欺）も智なり昭曠（之を明らかにし非をいましめ正すを云）も智也、其邪正倒起豈ひとしからんや、君子も人小人も人にして其趣向天地を隔て黑白を分つ、誰か之を見る事の難かるへき、然るに我人某小人をさけて其君子を親しむや、自省よ日夕所爲これ善なりや是惡なりやと、こゝに怠事なくは

何れか人の非爲をなすへき、只財色利名の爲に覆却せらる悲哉。

○心路正くして迷はすは誰か指南車を要せん、心見明にして邪なくは豈照膽鏡を開かんや、大雄氏一代三百餘會の示教其已を不得か物也、天機千差なる故に教もまた萬別也、正見正路は人の本分何そ風なきに浪を起すへき、人よく是をおもへ

○鯤を爾雅に魚子なりといへは至小の物歟、莊子に限りなき大魚の名とせり、一字にして大小天淵を隔つ、されは鯨の二三尋なるを見ては之を小とし、蚤の胡麻子計なるを見て甚大なりと云、大小も亦實體なきにや、凡長短遠近も貴賤貧富も同し愁臺も亦虚也、頃日或人愛子を喪ひて父母の愁聞に忍ひす、然るに七日の間其妻一女子を生す、合家喜悦の色有て初の愁へ忘れたるか如し、嗚呼世皆然り曉鐘一夢短し、こゝに笑ひかしこに怒る、一治一亂も漕行船の如し、あとの白浪たちものこらす、昨日となり去年と數へ昔と聞る何事か常なるへき

○燕坐と坐禪の意同し、月燈三昧經に燕座に十種の德を說く、困座して能觀すれは無始生死の苦患の身心眼前に現す、塵點刧數を經て造りし罪業も心を靜めて觀達すれは只一念の中につゝまれり、けに一念彌陀佛即滅無量罪豈虚ならんや

○頭髮のふけは風屑(フケ)と書へし

敎死淸規に頭を搔事を得され、恐らくは隣輩の鉢中に落なんといへり(齋食の時の事をいふ中にあり)

○磁毛石は磁石の事也、翻譯名義集六に見ゆ、一念受生の繫屬磁毛石の鈎を吸出しといへり

○天臺宗宮門跡の始は妙法院二品親王尊性(後高倉院第一皇子也)承久三年十月三日叙位(釋家宮班記)

仁和寺(眞言宗)の貫首を御門跡と申は、仁和の御門皇居の跡といふ事といへり、御室とも稱す、妙法院も亦後白川法皇御所の地にして、昌雲大僧正に附屬ましましける故、皇居御門跡と號すとかや、妙法院の宮一品に至らせ給ふ事は久しく絕しを、二品堯廷法親王享保四年御病中に一品の宣下有しは大

漸の際せめての御名殘と聞えし、頓て薨しまし〳〵ける、此宮は今の法皇の皇子、御母は松木内大臣宗條公の御女東山院の令弟也、今は梶井宮(道仁法親王)一品と聞えさせ給ふ、去る丑の年根本大師の九百回の御忌淨土院の懺法御導師せさせ給ひし、法皇の御戒師故一品を勅授侍りしとなん、日光山輪王寺の外台家の一品此兩宮より近くは侍らすや

○白川院男色を愛しまし〳〵ける事(出前)又むかし在五中將少年の時眞雅僧正之を戀て、常盤の山ゆ岩つゝしによせて思ひを述られし、けに分桃斷袖の情淺からす、からにやまとに貴となく賤しきとなく仇なる色に心を盡し侍る事、古今かはる所なしと見ゆ、亂世武家の愛童主人難あれはいさきよく殉して二君に仕へさりしもあはれむへし、今は只利祿に慾めきて梨園の戯子におさ〳〵おとるましきや

○在京大番といひしむかし東國の武士弓馬の及第して(延喜式等に見ゆ)譜代なる家の者とも京師に上りて內舍人或は諸衛府に任して仕へまゐらせし、其後は無官の武士交代して內裏を警衛せし稱呼也、後世四十八ヶ所かゝりとて在京せしか大番職の一變せしもの也、鎌倉の大番衆と呼しは、嘉祿元年十二月賴經將軍幼なくまし〳〵ける故、北條家計らひ遠江國以東十五ヶ國の御家人に課して、御所の守禦を置しよりはしまれり(東鑑脫漏)

○信州淺間山はむかしより燒出て歌にも讀り、今年(壬寅十月十日頃より煙りたち十三日より大にやけ侍る)神無月廿六日の夜より東都灰砂降る(是彼山の灰なり先年富士山やけし時の如し但し砂少し白し)之より地鳴動する事夥しとなん、沼田城邊の人は人心地もなく侍るとかや

○十一月四日東海道小田原以東暴風民家轉倒し樹を拔石を飛はす、同し八日南風强く南湖大磯邊の浦々洪濤漲り同船十餘艘行衛なく吹流せし(尾南知多郡の船も北風にあひしか城下村の磯にありて恙なし)雨いみしく降すさましき事限りなかりし、浦人百餘人流れ死せしとそ、我府下四日には雨寂々として冬の空に似さりし、夜に入り大雨ふりて子の刻計に止しか、曉前西風つよく吹て晴に屬せし、八日南風秋の

ことくあら〳〵敷雨のあし時ならぬ氣色なりしか、辰の刻過より雷遠く鳴巳刻大風屋を破るはかりして未の時やゝ止み、晴れて西風甚快く覺えし、熱田の濱は潮高く漲來りしより市井亦先の洪濤にこりて器財とりしたゝめ、老人女子なと家をにけ出し小船二十餘艘つなけるまゝに、破れし冬風の南よりしてかゝる事白頭の翁もさき〳〵聞侍られなとのゝしりぬ、不定の界何か常ならむ、立白浪の消をあらそふ身をいかにしてうき事を數ふらん、大樹の御女九月六日に生れさせまし〳〵し、十五日には三家の御方よりも御賀申させ給ひし、霜月五日の夜御早世まし〳〵ける、高きいやしきのかれさる無常の道誰か百年の後を見侍らんや

○此月八日風雨の後尾城南榮國寺本尊汗流るゝ事おとゝしの冬のことし、亦常念佛所(誓願寺)の大像も汗あり、希有の事とて僧俗走り行見る者多かりし、されと寺々の金箔をしぬる柱なとも汗のことく雫落し處數所なりし、冬日に南風烈しく雨濕時氣に戻りし故かゝる事侍るにこそ、むかしより佛像汗の事古記等にも見ゆ、されと其同陰晴風雨の事をいはす、大方打續晴天時候たかひなき頃は斯のことき事侍らさるにや

○十一月五日皇子誕生(御母は中納言基香卿御妹新典侍局)

同し月伏見邦永親王御女基宮御方菊亭中納言公詮卿へ、御二女岩宮御方は出雲少將へ御緣組仰出されしよし

○此冬關東の令凡そ盜賊ぬすみ取し物は闕所に準し公府に入、向後ぬすまれし主其物の在所を知て奉行所に告は本主にたまふへきよし也、亦京師難波東都に令して春繪(マクラヱ)・樂事(コウショク)等(ホン)凡そ時尙の俗書板行を禁し給へり

近世大坂にて西鶴といひし誹林戲書多作りて板せし、後之に效てよしなき事を作り、世の費人心の害ともなれる故と云

○佛成道同法と共に香を捻して
探梅蓑笠白　　獨立凍雲隈
(脱字)洗殘雪　　寒江開曉來

○豊臣秀賴に殉せし少童四人
高橋半三郎　十五歳　　土肥庄五郎　十七歳　　高橋三十郎　十三歳　　眞田大助　同歳
秀賴最後の時加藤彌平太武田左吉に介錯せさせ給ふに、四人西に向ひ念佛し一度に聲かけていさきよく切腹せしとそ(古記拔抄從是以下十條同上)

○森蘭丸は信長の寵童或日公居給ふ處の蔀を卸(オロ)すへきよし宣ひしに、蘭丸竹杖を以て先蔀のうへをこゝろ見るに茶椀に水を入たる有しを、物ふまへて靜に取て蔀をおろせし、其心付なくは耻かましき目をこそ見るへきに、かく物せし事神妙也と宣ひしと云々、これは信長彼は每に物事靜にして思慮あるを例し給はんとて、かねて水椀を置れしとなり、蘭丸少年にして武勇の器も有故に十六才の時五萬石の地を賜ひし

○下總國小金の城主酒井家の息(金三郎)小田原沒落の後は　神君に仕へ奉りし、同國笛井の城主原式部の息(童名吉)十六才の時より　神君に仕へ奉りし、京南伏見の御屋形御造作の際　君ふと土木の場へ出させまし〳〵けるに、原御刀持て急なりし故、物をもはかて御供せし、酒井見て己か草履をぬきて吉にはかせし、君御覽まし〳〵て原か色にめてゝかゝるにやと思召けれは、汝いかて草履を取てかれに與へしそと仰せけるに、畏て彼はいにしへの主の筋目臣は彼家に在る者の世悴にて候と啓せしかは、君打うなつかせ給ひて千葉家に原あり、原に酒井元來有し(今幕下の高城家の裔也)恩を忘れさる神妙なりとて御感有しと云々

當時の少年はかく正しき振舞有しにや家を起して名を知られしもことはりにこそ

○慶長五年濃州關ヶ原の役は、上杉景勝（權中納言從三位）上洛延引を咎め御征伐有しより事起るよし近代書物に記せしは如何にや、其起りは石田三成（治部少輔）兼て太閤百年の後天下を已に歸せんと思ふにさはりとなるへきは德川家なり、亦我と敵せんものは上杉なり、兩家を我に隨はしめん事直江（山城守兼續）にあり、彼をしたしまんにはしかしと計略して直江と親しくなりし、伏見の城にて兩後のつれ〳〵なるとて直江を招きさま〳〵饗して後、已れか叛せんとする本意を告し直江も異志ある奸邪なれはすはよき事こそ出來れと思ひ（織田家を亡ぼし石田權を柄ない我もまた上杉を追て關東を主維すべしとおもふ志しとなん）密に云く越後は二百年已來上杉か領にして國民皆彼を主とし敬ふ、其國にしては本意を達せん事難し、所詮上杉を他州に移す術を謀るへし、且德川家勇智英雄にして八州を管せり、其助をして蒲生氏鄉か剛烈なるを緣家として奥州をかため給ふ、按するに先蒲生は亡ほして其幼子（鶴千代）少年なれはとかく罪咎をならして會津を追、其跡を以て上杉を移し入て足下と我と攻なんには何條亡ひさるへきといふ、石田此謀に同し、文祿四年の春（二月七日）氏鄉を毒殺し　其家老蒲生四郎兵衛と氏鄉の近臣（五八右衛門）以下の家人（須賀中島等）と隔をなさしめて、遂に咎を得せしめて後秀行（鶴千代）百廿萬石を減して十八萬石とし、野州宇都宮に移して上杉を思ひの儘に會津に遷居せしむ、其翌年秀吉薨せし（慶長六年七月廿四日景勝百萬石の領地を減し米澤の城三十萬石とし同廿五日勝三郎秀行に會津を賜はる）後京伏見靜ならす、こゝに直江上杉を署指原の新城を築しめ、浪人を集め異志を計るのよしを流言せしむ、此時上杉の家臣藤田能登守景勝か心に背きし事ありて、會津を退き京師に來り景勝逆意の事ありと讒せしより事起りて、神祖御出馬ありて實石田と直江と久しき謀計なりしと云々

○當時世の諺に三駿三勘兩兵と呼しは時に名ある武人をいへる俗語なりし

宇佐美駿河守定行（上杉家人）坂垣駿河守信形（武田家人）吉川駿河守元春（毛利家人）

小島勘兵衛（武田家人）渡邊勘兵衛（田中長政家人）杉江勘兵衛（石田家人）井伊兵部少輔直政（國家御家

人）浦兵部大亟（毛利家人）

亦其比俗に鈌口の男は必勇猛なりといひて口鈌といひし武士あり

本多百助正廣（國家御家人）川田監物信親（上杉家人）山縣三郎兵衛（武田家人）長尾隼人一勝（福島正則家人）

是皆大剛の者也、右の中長尾は元ト山路久之亟とし勢州神戸の城主神戸下總守友盛の旗下の士にて高岡の城主なりし（父は玄蕃といふ北畠家の勇士人皆しれり）後に長尾を稱して藝州に仕えし

○相州小田原の役後秀吉奥州へ動座の次手、鎌倉を過りて鶴ヶ岡へ詣し、上白幡の社（賴朝卿をまつる）神扉を開かせ影像を立なから見て、公も我も微より起りて天下を左右す、但し公は源家の嫡流東闕の士始より公を敬す、故に不日に心を遂られし、予は氏姓なき土民也、然るに今四海を堂に見る公に勝れりされはとて公と我は宇内の朋友なりと、像の背をほと〳〵とたゝきて去れり、時の人共潤氣を感ぜしと云々

秀吉自慢の氣象ありて神像に無禮なりし、我神祖駿州清見寺に入らせ給ひし時等持院の影像を見玉ひ是何人の遺像そと住僧是尊氏將軍の影なりと答ふ、神祖座を退き甚敬しまし〳〵て源家興業の將なりとて拜しまし〳〵けるとかや、秀吉の神像をなれあなとれるは恐れ多かる事にや

○塙團右衛門直之は遠州横須賀の家人にて須田次郎左衛門といひし、浪人して京に住し時雨（シクレ）左之介と名を改し、加藤左馬介嘉明に屬して度々戰功有しかは千石の賜を受く、一旦軍令に背く事ありて（嘉明指揮の場より士卒を張出せしを嘉明吃せしを口をしかりて出奔せり）豫州を退去す、其際主人の家の大床に一紙を張殘せし其詞に

遂不留江南野水　　高飛東海一閑鷗

と嘉明甚無興して其仕途を天下に塞けり、されとも金吾秀秋の家に出る者は禁する事不能しかは、直之

往て仕ふ(千石を領し鐵砲頭と成)慶長七年十月秀秋卒せり、故に浪人して尾州に來る、三位中將家(忠吉卿)の御家人に班せり(嘉明國家を憚て其仕を禁せす)十二年三月公薨せし後、また浪人し福島正則に祿仕す(千石)され共嘉明正則に云て其祿を止、故に藝州を去り薙髮して鉄牛と號し、京師妙心寺の大龍和尙の會下に在て洛下を分衛するに直綴の上に兩刀を帶す、時の人或は怪しみ或はあはれむ、ある朝和尙壇家に齋ありて門下の禪子皆往て鉄牛遲參せし、叱して何そ遲かりつると聲をはけましていはれしに牛靜に座具をのへて揖し

一鞭遲到勿肯怒　　君駕大意我鉄牛

和尙可せりと云々

直之か事今に人稱す、されとも數君に仕へて忠ある事を聞す、其終り浮屠に入て耻なかりしも恨むへしと儒者のいひけるさる事そかし、亦直之還俗して秀頼に屬し、慶長二十年大坂の役に戰死せしもいと口惜

○可兒才藏吉長武勇世にかたり傳ふ、されとも秀次に忠なくして後福島家に仕ふ、常に愛宕權現を信せしか我廿四日に死すへしといひし、老年の後六月廿四日沐浴し長刀を把り胡床に腰打かけ息絕ぬ、時の人之を奇とせし、遺言して廣島の矢賀といふ地の坂の傍に葬りし、石塔を立て銘に尾州葉栗郡の住人可兒才藏吉長と刻めり、往來の士心ある人は下馬せし事とかや

吉長家老に竹中久右衞門といふ者有し、いつにても我知行半分あたふへしと約せしか、尾州長久手の役後福島家に仕へ七百石を知行せし時、三百五十石を竹中に得させしとかや、約束を變せさりしは奇特なる歟

○細川家に松井佐渡守有吉賴母二人は武勇に名高かりし家老なり、松井死に臨て云武人は戰鬪一途にして多藝なるへからす、我主君の風に習ひ詠歌に心をよせ茶式をもてあそひ進退の節を能せんと、每に之

をのみおもひし故大方武業は脇に成りし、兵事の場數は有吉に二度多かれと、世には禮容は松井武行は有吉と呼れしはいと口惜、武士は外に取る處あらすとも武業に怠らすは無骨の振舞何か苦しかるへきあなかしこ、若輩等これを知れとて死けるとなん

是實に然り本より武は野人に近からすは、いかて酷しき寒暑にも堪へあやふき時に心を動さゝるへけんや、太平日久しきか故に武門の祿を食ひながら大方懦弱になりぬ、されとも風情公家にもあらす亦商民にも似す、只梨園の戯子を見る心地そし侍る

○木村常陸介越前より伏見に來る時、其家人（鐵砲頭）か鎗の鞘路頭の木にかゝりて鋒あらはなりし錆の色あり、常陸介怒りて凡武士たる者の鎗かく銹をる事やある、我持てるを見よとて鞘とりて辱しめんとするに、己か鎗は猶色よさりてさひけれは興さめし貌なから大家猶斯のことし、況や小身のものは油斷あるへからすとて、顔打ぬくひて馳ぬるを人嘲り笑ひしと云々

當時武を以て鳴輩すらかく己を省さる曲者有、まして今世の如き鎗の鞘塵はらふ事もなく侍るもの多き

右人のもとめ故覺えし事を書てあたふ、武勉は武家の事知るへきを、他の事のことくおもひなして心にかけさる人少なからす

○今年寅東都白山御別業の墟に施薬院を建させ給ひ、頼かたなき病人をあつめ、醫師小普請をして療治せしめ給ふに、和藥をのみ用ひて試み侍るへきよし聞え侍る、是亦一仁政なる歟

病者を送りつかひに有司あまた所の節頭を得されは入事あたはす、亦無賴の者死すれは其本所の者費用を以てす、故に中々人の累（ワヅラ）ひとなる事も侍るとかや

○同法の僧（願寸順智法師）臘月望月あかき夜念佛して座化せし、日來の本意もあはれに覺えし、結社の人々と念佛し侍りて

とゝまるもすき行身をも頼むかなひとつ蓮といひしこと葉に

一七日の法會に彼香火の場に至りて

今日とふやきのふを人のむかしそとおもふ我身はあはれいつまて

○年の暮に源氏物かたりのことはにて人々歌詠し時、（柏木）ふたついはんにはといふ事を

待をかる年とてふたついはんには霞にゆきにしつゝころなき

○十二月廿六日我神祖降誕四度の甲子滿、殊には今年の支干十一年壬寅十二月廿六日（但し天文壬寅には日も壬寅なり）と同しきを賀せさせまし／＼て、諸大名及布衣以上の御役人を召て營中に饗を給ふ（木具三十九菜）我公へ安藤對馬守を以上使として二種一荷をまゐらせらる、公便チ御登城御謝禮御賀申させ給ひしとかや（御狀有し）いと／＼目出度年の暮なりける

天文十一年壬寅（降誕）　慶長七年壬寅（此時は御在世）

寛文二年壬寅　享保七年壬寅

○此春坂東鬼奴川小貝川利根川等の塘を修築しせしめたまふ（武常上野の國々民を役して營上より一分通りの費用を賜はる

○播州大坂の藥店に令して倭藥の通用すへきと、其名を改むへきとの合を定めさせましょます

○民の戸富ると詠せし門の松に明初るみとりのそら幾春か目馴たれと、今更ゆゑ／＼しう世にしらぬ心地して珍らし、六十へて立かへる元旦筆を試とて

梅嚬臘雪啓芳辱　柳待東風垂釣綸　水面綠新花髮白　一行甲子亦逢春

ふりつもるむそち往來の一夜あけてことしのはるにあふさかの關

寄國祝（北辰の拜のこゝろを）

うごきなき國のためしと春はまつ北にみそしの星ものとけし

○穗積鈴老人九十の賀に三首の和歌を詠して祝し侍る

松　九十なほみとりそへとかへりの花まつはるの宿の松か枝

竹　こゝの重やはるかに千代の道遠くすゑものとけき宿のくれ竹

梅　三度あふ三十のはるのけふよりやよろつの代にほへ宿の梅か枝

○福壽草元旦にひらけし、或人祿を添へ福祿壽草とやいふへきとて興せしかは

祿(タマモノ)のひらき初なり福壽草

とて共にわらひし

○人々春の歌詠し

のとけしな正木のかつら長き日にくりかへす春を今朝はむかへて　幸和

あらたまのとしの光りに明初て春たつけふの春もとひける　正綱

空は今朝まつ日のもとに明初て他のくにまてはるやたつらし　景矩

立かへり春は來にけり年はやく花をはいそけ四方の山の端　千門

○或人柴の扉をたつねて

たつやけさ霞のころもうすくともきつゝなれ見む梅の立枝を

安峯良馳に策て渉り賓帳金縷を遺りて新に從ふわさもなく、蓬扉いつしか人目に逢柳畦ひとり春色を憐れむ、ふりのこる雪に我身をよせて兒を呼ひ菜(ワカナ)を挑て春羹を作る

濤七別無勞馬蹄　孤村幸在短笻携　雪消青薺新薦歲　喜見陽和到野蹊

○人の方より若菜の題送り侍りしほとに

雪間とふ春のわかなのとり〳〵にこれも千とせの數や摘なむ

草わかみ結ふこほりの解そめし野澤の水そはるや先しる

○去年もいたつらに名利の場に走り、今としもまた氷炭を合して心をくるしむ、護落の器擁腫の材を慙愧せずしたり、貌に白首の見くるしき世にさし出て物ほしきさまの見ゆる事面ふせなりける、猶泡沫の命旦夕にせまれるをさへ忘れて、ひたふる世をのとけくおもふ園の梅むかしに似て柳の雨袂をうるほす、睦月初九は亡子昌景が十三回の忌辰にして佛に香まゐらするにも、とはるへき身のほと思ひし年月遥に隔しも、只其際の様にうき事をひきかへして獨なみだを催す

あらぬ世となりてもしたふ別れにし身のゆふぐれの雲にかすみに

十年あまりあだに三とせの春にてもわかとふへしとおもひやはせし

○正月六日の夜稱名院の實譽西堂身まかりし侍りし、往て講結ひて社會場とし、月々の念佛もいとたのもしかりしに、ゆくりなく先たてるあはれさに

むすひ置し元をわすれそ春風にとけてへたてぬ雪のした水

○烏井某も會衆なりしか歳末にはかなくなりて、睦月十二日は二七日とて政秀禪刹に法事執行有けれは參りて香を薦む

奉宥戲蝶夢　呼覺曉鶯聲　柳色共煙暗　花光隨雪情

嗚呼山雪邀山月江風剪江雲

○金岡か繪道風か書傳へて寶とす、氏安か散樂行景か鞠今見る事なし、淸明かト康頼か醫其術家に傳ふされは能者の器物は形を傳へ術者の事業は書にのこりて千歳稱さらるゝもありや、東坡か唱曲豈其文字に如むや、石勒か字和靖か碁等其揣といへと其名をくたすへきかは、我人能もなく亦拙もなく碌々として禽獸と群を供とし、草木と同しく朽果なんは口惜からすや、但名を求むるは亦愚なりや、今難波に一井(イチイ)桐介(トウスケ)とて儒士あり、今年癸卯一百十六歳いと健にして住吉邊には朝の間にも往來す、されと强放にして世と戻り人ことにうとみ侍る故、其博學名もなく不好の事のみ數へられ侍るとなん、すへて長壽の者を

見るに殘忍の性質强暴の所爲ある人多し、是血氣衰へすして命根長く侍るにや、慈忍柔和にしし好人と呼るゝ人短命多し

○我國昔封戸の數を問人あり、云々稻凡そ十束を一戸といふ、是民の家一戸より貢する所にして便チ米五升有餘なり

○前歲一日擊レ鼓駈ニ疫癘鬼一（呂氏春秋）これを害除（カイチヨ）といふ、季冬命ニ有司一大儺すと（月令）云追儺是也、我國除夜或は節分の夜豆をちらして鬼を追も同し世の俗、福は内へと呼こそ慾深く聞ゆれ、諸社諸寺に有し修正の鬼走りも亦陰陽家の方にして疫を拂ふ術なり、我中島郡追儺（正月十三日路人を捕へ其夜追駈す）異邦疫を人にまかしつる術と同しくして、是も亦追儺なるを社家供僧も其本をわすれて何事なる事をしらす、近世の僞書（舊事大成經）に我國の故事の如く記せしは可笑の甚歟なり

○己か栖替移り來りしも今年二十年の春を滿ける（寶永元年甲申正月十七日なりし）其程ありし者とも今は鬼簿（クワコチヤウ）に名を殘して我孤（ヒトリ）白頭となりぬ、つれなく隔てこし霞幾年降つもる松の枯葉、深く雪間もおそき谷のかけ草あはれにしるへする鶯（正月八日に聞し）の花のたよりとふ、そのの梅いつしか咲匂ふもわすれぬむかし戀しくて逝者不ニ重回一存者難ニ久留一（白氏文集）といへる古詩をおもひ出し侍る

　またもこぬむかしをしのふ梅か枝に我身ひとつの春かせそふく

上元の夜月を見て

　なこりとて老の涙にのこるかなむかしわすれぬはるのよの月

○吉水大師知恩講（十九日より廿五日に至る）彼行狀を讀奉るに、建曆元年十一月廿日勝尾より歸路まし〳〵て淨土の紹隆ます〳〵あらたなる事を記せらる、亦とく淨土に生き還り來て結緣の人をこ〳〵くむかへんとちかひまし〳〵ける、大師の御言忝く覺え侍りて

　たちかへりふたゝひすみし吉水の月はにこれる世をてらすとて

頭　尻

御臨末の際其御遺跡をいつれの處にかせんなと門人の申し玉しに、念佛せん所は海人漁人か苫屋まで皆我遺跡なりと仰せけるにこそ、いつくも大師の法跡ならさるはなしと悲喜こも／＼流れて

苫屋守る賤か袂にふくかせもおなしめくみの春ならぬかは

○城南の光明蓮社今年御忌執事集會の場にて法言侍りしかは參りて念佛す（十四年前寶永六年此寺の執事なりし）香を捻して

花頂映紅春入梅　香分聖境紫雲臺　江川捧出殘更月　一朶金蓮誰所開

苔の庭玉のみきりもへたてなくにほひをわかつ梅のはるかせ

○大淸太宗皇帝（太祖の子順治十八年辛丑季明永曆十五年我寶永元年正月七日太祖崩す壬子元を改康熙と號す）康熙六十一年壬寅（我享保七年）十一月十三日崩す、聖算六十九第四皇子登極と（雍親王四十二歲長崎の吏所より癸卯正月關東に注進之十二月廿七日狀と云々）東西海波の障りもなくかゝる事三十日のうちに聞え侍るされは歷代在位の長き唐玄宗（四十五年）宋仁宗（四十年）南宋高祖明世宗（四十五年）神宗（四十七年）の如きをこそいへ、今の康熙帝在位六十一年を保まし／＼けるとそ唐以後ためしなき事にや然るに寶祚萬歲と祝すれともいつれか百年の壽算ありし、長きもまた春宵一睡の夢あたなる昔かたりとなりゆく人の身こそあわれなりける

大淸新帝諱胤禎壬寅十二月廿七日卽位以㆓明年癸卯㆒爲㆓雍正元年㆒（新帝登極詔）

聖祖──神宗（二主滿州）──世祖皇帝（入中國）──康熙帝──新帝

康熙帝遺詔（一編）　新帝登極詔（一編）

我享保八年癸卯版成岡島援之句讀也

○孟子盡心下民爲ㇾ貴の章に、祭祀以ㇾ時然而旱乾水溢則變ニ置社稷ニ云々、朱注に土穀の神民の爲に災を防き患をふせく事能はされは、其壇壝を毀て是を更置云々、說者大概神を怨み尤るかことく講す是ㇾ非也、丹陽吳筌孫曰變置とは壇壝を他所に更置、其神を改め立にはあらすと此解尤よし、すへて孟子の言民を本としていへり故にかゝる事間々あり、今の講者やゝもすれは神を輕蔑す忌憚りて可也

○柿本人麿一千年（千年忌なれども忌と稱せすとかや）享保八年二月陣儀上卿正三位權大納言源通躬（中院）

神號　柿本明神　　神位　正一位

同月十八日　宣命從四位下卜部兼雄（吉田）

宣命　神位記　太政官符　仙洞五十首御製

右は上卿（中院）館にして勅命を奉す

官命等授與　（石州）人麿寺僧（此度高角寺と改號あると聞ゆ）

女房奉書授與　（播州明石）月照寺僧

宣命使彼國に下向なく、兩僧を召て　命を傳へらると云々

京師の聞書斯のことし、猶くはしき事は後に記すへきなり

○三月十八日柿本明神の神影をかけ奉りおそれみおそれみ法樂し奉る和歌

神祇　　信阿

跡たれし神そ千とせにみつしほの八百會の浪や君か世の數

（此歌滋野井大納言公澄卿褒稱をたまふ四月八日）

くらゐ山ちとせの坂もすくに行道ある御代を神や守らむ　僧正智鋒

四方山の花のさかりをそれなから手向になさむ神のまに〳〵　景　矩

千とせゆく後も絕せぬ敷しまの道の御祖の神そこの神　吉　近

ゆふたすきむすふ千年をかけまくもかしこき御代に神まつるなり　良　尙

鶴

千とせふるたかきよはひやもろ鳥のたくひをいつる和歌の浦田鶴　左京大夫幸和

社頭松

ちとせふる松も色そふことの葉の道に名たかき神の廣前　沙門全提

あさひさす山のすかたもたゝならぬ鳥の啼音も花のにほひも　景　矩

名所月

霧の間の浪路しつけくあかしかた月のみふねもかすみわたりて　信　阿

あふけ猶高角山のはるの月めくる千年もくもりなきよに　景　則

名處松

春かせや高角山のまつかえもけふそちとせの色まさるらん　信　阿

寄道祝

しきしまの道のさかえは天か下神代のまゝに三十一文字

我府下のすき人所々にして會ありし

○柿本社の號　山城國紀伊郡飛鳥田神社（式内一名柿の本の社と云々）これは鴨ノ雷神別（イカツチワケ）也と、日本紀（弘仁七年七月條）に見えたれは人丸の靈にはあらす、土地の稱呼にて侍る

貞應二年四月八坂寺文書に柿本里に見えたり

○世人神を敬し佛を崇むる者ありて甚謹めり、然して其志念を問へば、或は子嗣を求むる事を禱り或は壽命を延ん事を祈り、及ひ病痾を消し災難を解し功名を取爵祿を增し、家宅を安んし資財を豊にして長久を祈り、且己れか惡仇とする所のものは早く死亡せん事をいのり、己か奸淫する所の事は快く自在ならん事を祈る、およそ斯の如き等の千妄萬願を以て日日に百神の祠に詣し、時々千佛の像に媚共告許するに盛供を許し華燈を許し財寶を許し播蓋を許す、其大なるは形像を安置し殿堂を作り供器を置田園を寄事を許すあり、夫正直不偏を神と稱し大悲平等を佛と名付、豈便利の爲に許願する賄に因て福祥を降與する理あらんや、たとひたま〳〵心を遂る事を得とも、是はこれ本命分の自致す所にして許願の力にはあらす、されは神佛を崇敬し供祭するは好心に屬すといへとも、有爲の妄願憎愛の邪心遂に善にうつるへからす、蓋し理に據て之を論せは人々言行を正しくして只廣く諸善を作るへきのみ、凡そ君に忠し親に孝し世に信ありて貧を憐み災をすくひ苦を恤み殺をいましめ生を放ち、すへて他の非を掩ひ共善を揚る等種々の陰隲種々の方便力の能する處に隨ひて、皆求て是を行していやしくも爲にする所なくは、自善功の所感理必詳を降し福を更る者あらん、猶亦心を遂さるも是を天命に歸し是を宿縁に委て不怨不尤彌行善を加へ、退悔なく世福を求めす專ら義に從て道に背さるへし、不然して庸俗の貪吝に任せ妄意に神佛に近より是を侮りこれをけかしなは、其應驗なきのみならす天誅冥罸還て其身に及ひなん、近く我見聞する處不意の禍咎有て身と家と滅亡せしもの一二ならす、人々深く恐れ愼まさるへけんや

世のまとへる飯綱(イツナ)靈符(レイフ)鳴絃の類ひ、及辨天の邪法等は更也、法花の持經者多くは邪義に洞沒して妄願甚し

嗚呼浮世の無常を省み穢土を惡みいとふ實心あらん者、誰か妄願を事とすへき、夫季世聖賢の正道に依て行邪なからん事を志とすとも、中下の機世に立人に接り妻子を顧るに及んて、旦夕見る所聞處言に發し行に顯はるゝ者共好惡平かならすして、いかて孔孟の本意にかなひなんや、只自ゆるす所のみ

ありて終に流俗に從ふにいたれは、義を正し節を守る意樂まてある事なくや侍る、若釋典に據て道を行せんと欲するも上機にあらすは聖道の自修苦行其力なき事をしる、しかし暫諸緣を捨て浮世を厭ひ身世の願望なからんには

○癸卯二月一日一條(正三位左大將)兼香公(三十二歲)內大臣辭表し給ひて、頓て櫛笥(クシゲ)隆賀(七十二歲)內府に至らせましく〳〵ける、老臣の御故とそ、同し四日に辭し申させ給ひけれは、同日廣幡豐忠卿を內大臣に任しましく〳〵ける、同十五日冷泉爲久勸修寺の高顯參議に昇進と云々

○當官公卿(卯二月十八日迄の補略)

關白(從一位)(二)綱平公氏長者　左大臣(近)(從一位)家久公　右大臣(正二位)吉忠公

內大臣(正二位)(ヒロハタ)豐忠公　准大臣(從一位)(松ノ木)宗顯公

權大納言(正二位)(中院)通躬卿　(西オンジ)致季卿　(ダイゴ)久凞卿　(久)惟道卿　(東ソノ)基長卿

(シゲノ井)(從二位)公澄卿　(ヒロハシ)兼廉卿　(万里)尙房卿　(右大將)幸敎卿　(從三位)房凞卿

權中納言(從二位)　(油)隆典卿　(花山)常雅卿　(今出カハ)公詮卿　(正三位)基香卿　(淸ガンジ)治房卿　(ニワタ)重孝卿　公福卿　(クシゲ)隆成卿　(カラスマル)光榮卿　(セイガンジ)雅季卿

參議(正三位)　(ムメタニ)通條卿　(アタゴ)通晴卿　(タカノ)保光卿　(山モト)公尹卿　(タカクラ)永房卿　(ヒノ)資時卿　(レイゼイ)爲久卿　(クハンジユジ)高顯卿

前官及非參議殿上人等略之

大樹吉宗公(御歲四十)

(伏)邦永親王(一品中務卿)貞建親王(兵部卿高)家仁親王(式部卿有)直仁親王(彈正尹有)明宮(竜彨)

○暮春の歌

まきのはの霧にさびしき鐘の音はなより後のはるの夕へは

述懷

せめてたゝおなし心に世の中をなけきあわせていふ人もかな

○年老て今は東にもくだらじと思ふ、春圓頓院の宮なる人のかたへ申贈りし

おもひいてよしのふの岡の櫻はな見し人數にそれもありきと

埋火となりはつるともわすれめや花にくちせぬこゝろはかりは

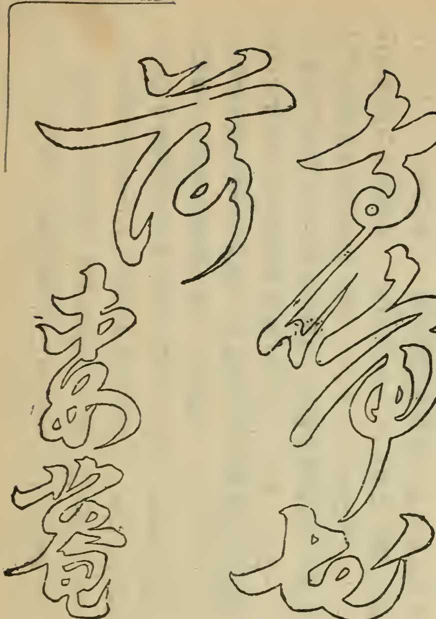
○正綱會の夕早苗を

うちなひくさなへの末は風見えてほのかにしろき露のゆふくれ

○順智法師百ケ日の宿忌同法とも百萬の念佛申ける時

日數さへあとのかた見の濱ちとり
なきてそひろふ袖のしら珠

尻隱



○此春京師いかのほりをあけ侍る事法に過たり、四月朔日令して是を禁せられし

先年京師大火の春かゝる事ありし、よからぬ時尙といふ人も侍るとなん

○上の文字は濃州安八郡春近村（戸田內藏介主の領地なり）富農井上爲三次郎といふ者の宅なる後園に年ひさしく住ける老狐の筆跡也、（自三百年住せると云々）地主も代々親しく、主人及ひ郷里のものと每に詞かはしける程に皆よくしれり、其名を板益玄正別號を梅

庵といふ（あるひは納受翁なんとかく自らい獣狐もと何の名かあらん時にとりてよろしく呼んで可なりと）手よくかき（漢字和字）筆法あり、禪を談し醫に功ありし一旦行衛なく失しかは、地主本意なくあさましくうちなけきしに、同里のもの京のほりして江州大津驛にてあひし狐いふ、我都かたにさる故侍りて移りて住へき事出來しか、かくとつけまゐらせんも年頃情なしとやおもひたまひなんもかたはらいたく、且なけきましまさんもよしなしとおもひ、こゝろならす去り侍りぬ、年老て今は死ぬへき時ちかし、只再會なきをかなしむとて落涙し、一筆かきて日頃の厚情を謝し井上か子供にもよく孝したまへ、かならす學文おこりたまふなと申させたまへとて、手を握て別れしか里人もあはれにおほえ歸國して此の事を語る、合家一邑皆泣になきけるとかや、此狐の事さま／＼物かたりも面白き事多し、書も盡すへからす、狐いひし我異邦寧波近き處の僧なりしか一念の邪見によつて畜身をうけて三百餘年我なから口惜、但し將來は必善趣に生を轉すへしあなかしこ、人々邪見に墮ッたまふな無常をかへり見一大事をわすれすして念佛したまへなんと示せし、井上か子供に毎に物よませ手ならはせなんとせし、後に聞く岐阜山に孝叔といふ野干あり、これか事をも里人に頼みおきしとかや、嗚呼是は野狐にして僧なり（長齋一食なりし）今世上の方袍圓頂は大方僧にして野狐なる者多し、およそ一念誤り邪なれは死生鐵棒を握り、一念信正しけれは聖衆金臺は寄す、儒家再生の說をいぶかり輪回の敎を疑ふは、かゝる事を見聞せさるか故にや、彼老狐にあひし人に聞き且眞跡を見て、すきうつしこゝに粘す、客あり笑て曰吾子これを信しこれを崇ふやさらは古狐にばかされしといふへし、予曰我これを疑はす又是を不崇とて戯に一偈を筆す

山明山暗雲靡靡　是一時非亦一時　無盡藏中花與柳　紅々綠々更何疑

とて呵々す、世人かしこく妖狐の爲にばかされすと、自慢するも、名にばかされ利にばかされ色にばかされ酒にばかされてかへる事なきもの萬々歟、外魔は一にして內魔は三つ身にしたかふを知さるにや、

○魔の字梁以前舊譯の經論には磨の字を書せり、武帝の時より鬼に從ふと口決に見えし

○癸卯三月二日　法皇七十御賀御遊ありて猿樂等侍りし、岸本壽見（新烏丸の住）とて今年百三十四歲の翁を召て餐を賜はりし

いと健にして酒食壯年の人のことしとそ、德大寺殿若君元服の日も參りて數十盃の酒給けるとなん

四月　下御靈鴨の社へ御幸あり（林丘寺御幸の日なり）

○享保八癸卯年二月朔日（辰ノ刻）

神階　宣下　（石見國柿本大明神）

奉授　正一位

上卿　中院大納言

奉行　葉室頭左大辨

辨　同人

中務　大輔（岡崎）國廣朝臣

少納言　西洞院範篤朝臣

大外記　清岡致長朝臣

宣命使　吉田侍從兼雄朝臣

次第

上卿着使座（奥）次職事來仰々詞、次上卿移座端座。次上卿令官人敷軾、次上卿以官人召大內記內記參軾次上卿仰々詞（如職事）次內記持參宣命草位記等（入筥）次上卿披見畢賜內記云々候小庭、次上卿參弓場代付職業　奏聞（內記以先內覽筥相從）　職事奏聞畢返賜仰可令清書由、次上卿復使座仰可清書由於內記、此間取出位、記置右方）、次內記持參清書（入筥）上卿披見畢內記退入、次上卿以官人召將監將監候小庭、次上卿仰請印事將監退入、次掃部寮立案於軒廊、次少納言主鈴將監等列立案下、次上卿以官人召外記仰云中務輔候哉外記申候之由上卿仰云召外記稱唯退入、次中務太輔參進軾上卿取出宣命（置右方）賜位記輔賜筥經小庭置位記於案上披之、次少納言捺印（中務輔於案下卷之）次中務輔返上位記筥於上卿、次上卿披見畢中務輔退入（此間少納言、以下退下ル）、次上卿以官人召內記賜宣命位記（入筥）內記候小庭上卿就弓場代以職事奏聞（內記以先內覽筥

相從)、職事奏聞畢返賜、次上卿復座内記置筥退入、次上卿以官人召外記問使參否外記申候之由上卿仰云召使來軾、次上卿賜宣命位記於使使賜之退出、次上卿官人召外記返賜筥、次上卿令官人撤軾、次上卿起座也

位記

柿本社

右可　正一位

中務千載垂光萬邦德究誠直於神道開蘊奥于歌林宣授極位式輝祠壇可依前件

享保八年二月一日

宣命

天皇我詔旨止柿本乃廣前尓申賜倍止申處時波千載乎歴（多禮止毛）道波百世尓宗（止之天）公私尓敬禮坐須靈德彌高久神位猶卑尓依（利天奈毛）殊尓有レ所ニ念ヒ行ッ天正一位乃御冠尓上奉利崇奉流因テ從四位下行侍從卜部朝臣兼雄乎差使天御位記乎令ニ捧ケ持タ天奉出須此狀乎聞食天天ヵ下平安尓詞林繁榮尓天皇我朝庭乎常盤堅盤尓護賜比祐賜倍止申シ賜（波久止）申須

享保八年二月一日

太政官符　石見國

應奉神位記事

納ニ韓櫃壹合一　宛夫二人

使從四位下行侍從卜部朝臣兼雄　從捌人

神部一人　從一人

右正二位權大納言源朝臣通躬宣奉　勅爲奉柿本大明神神位記差件等人宛使發遣者國宜承知依宣施行仍

須國牧宰潔齊擇定使所與使者共披讀宣命然後國司請取位記奉之不得違失符到奉行

正四位上行左中辨藤原朝臣賴胤判

從五位上行主殿頭兼左大夫小槻宿禰判

享保八年二月一日

石見國領主は從五位下行隱岐守源玆親朝臣（龜井）也、柿本社御奉納五十首和歌は別に一卷とす今其始終のみを記す

立春　太上皇

此みちのひかりもそひてのとけさを世にしきしまの春は來にけり

祝言　中院權大納言通躬

此ときにあへるを神もよろこひにまもらんするゑはちとせ萬世

題者　藤谷前宰相爲信　奉行　三條中納言公福

○洛東無量壽院の貫首炬範上人退院（卯三月廿五日）まし〱て醍醐の何かしの院（遊雲寺）にのかれ給ひしよし文のおとつれに聞えしかは

あつさ弓はるの山邊にのかれてそいる月かけもさこそ淋しき

そのかみ東山晋院の際賜紫の謝に　雲ならは嬉しからましむらさきの衣の色もかりそめの世にと讀給ひし事をおもひいてゝ

むらさきのころもの色も此はるは藤にゆつりてすみそめの袖

上人の返し

むらさきのころもゝ今は脫かへて竹のいほりにすみそめの袖

○卯月の初つかた幻院師の庵にまかりて世のはかなき事、くさ念佛のたのもしきさま何くれと聞かはし

けるに師夢知識といふ一卷の文とりいてゝ（知道和尚の述なり）これを見しやおよそ世尊如夢の衆生の爲に如夢の身を現し如夢の法を說たまふ、禪祖亦一喝雷のことく轟て迷魂を華胥氏の枕に囘へし、痛捧雷のことくひらめきて睡魔を無何有の床に追ふ、されと六穢の凡類猶槐下の夢を貪て覺る處なきか爲に、夢見彼佛の往益を施し給ふはせめての大慈大悲ならすやなと聞えしほとに、けに小くるまの行なやむ身にもてあつかひ、六ッの道にさすらふるも塵影のまよひ、流轉の夢のうちにうつゝなき色心二法の我執にねふたく、此身を夢なりと了せぬほとはたとひ修善のめてたきも、いたつらに人天の幻果を受造惡はもとより、三途のうき身の感す善と不善とこそ異ならめ、おなし生死海の漂囘るへきことといと〳〵うたてしき迷ひさまならすや、於戯漏心盡されは幾たひも生緣休[ヤム]時なし、生緣休されは必らす其質を托する所有かく殘るうら見極りなし、彌陀蓮花界は不退の土にして吾有の生緣を絕長く生死の夢覺頓に無始の苦因を拔て無生を證す、此易往の大道を得てたれか西邁をねかはさらんとて、禮して歸りしか夕くれの夢おもしろく見えしほとに

　かけてまつこゝろの色か藤の花へたてぬそらの雲のむかへを

○世の中何くれとうき事しけく侍るうち

　いとふへき世のありさまはさま〳〵にうきをうきとも見すや聞すや

○五月三日赤善院大童子東都天德敎寺にして御送葬なしまいらせし御事つたへ承はり、更にうつゝとも覺えす無常を

　夏草のつゆよりさきにかけ消てほたるむなしき野邊の明ほの

○或問太神宮旬（朔十一日廿一日）毎に司對面といふ事ありと聞く、如何なる神事そと云、これは上日[シヤウニチ]の多少により結階の等を定る事にして、今も番文を宮司に納むるをいふ也、亦問祇承[シゾウ]とは何そや、云く奉幣使の馳走人をいふ（昔は國司祇承せられし）亦問四所職掌人とは何そ、云神宮の神わさに琴生[コトヒキ]笛生[フエフキ]歌[ウタ]

長鳥居子(チヤウトナコ)是をいへり、亦問太神宮の神人は位階にのみ進み官はなし(禰宜權禰宜に補す)諸社の祠官の八省諸司あるひは國の司を任せらるか如きにあらさるは何そや、云〃もと社人の任官は違犯といふへし、類聚大補任(延久三年三月の條)等を見るへし、今は流例風俗となりしうへは是非なき事歟

○園神(ソノカミ)とは一座に限らさるにや、延喜の內膳式に十四座を錄せり、但し所々の園神をすべ云(式は二座三座一座等の所あり

○まよひ神といふ神な野犬神(ノイヌカミ)なとの事かといふ八あり、然らす人をまとはす妖異なり、宇治拾遺に三條院八幡行事の事書し所を見るへし

○春は曙と清少納言か書るさる物にてやよひ廿日計りの明行山際霞たと〳〵しく青紫にかゝやき落る有明の月に散殘る櫻ゝ亂あひていふ計なく面白く覺えしまゝ

山のははあさ紫にあけ初て月よりおつる花のしらゆき

播州明石之圖



これは或好事此春明石潟見にまかりて歸りしか、所の圖くはしく書て家つとにせしを略して爰に寫す

○猷廟の御時より〳〵御狩ありし儘にて嚴廟以來御四代絕て御狩の沙汰なかりしか、當大樹御代初よりしは〳〵御鷹野の出御（葛西中川品川駒ケ野等）今歲卯三月廿二日目黑原にて猪狩にならせ給ひて、騎馬のせこを御自左右しまし〳〵ける事はれ〳〵しき御事とかや、事終りて數千のせこときの聲山野をひゝかせしとかや、久しくなかりし御狩いと珍らかに侍りしと聞えし、是もまた太平の日怠れる士の爲に武を講せしめましますす御さたにや

○つくしかたの僧東國行脚して、此頃故鄕へ歸るよしにて立より歌なと聞し中八橋にて

やつはしのあとや絕なんはる〳〵といひしこと葉の花なかりせは　似雲法師

と聞えしほとに

やつはしやはる〳〵過しいにしへの花に色そふ今のことの葉　信阿

○東都赤阪の龍泉寺主佛元上人寫信錄開題一千條を筆して學者に便りす、今年癸卯先ッ一卷を板しこれを人に印施せらる、是無事露命はかり難き故かくして諸人の結緣をなし、同生極樂の回向をなさしむ、予にも一本を惠まれ侍る、實に談所の學徒よき寶なりける

○太神宮（此一條は前にも記せし案有し故忘てこゝに記す）年限修造良近寄せましますとて去し年の頃より關東の命あり、木曾山にして良材を採まいらす、神人杣人山に入て御木を採る、過し年寅十一月料木三千餘本川水の障りなく海に浮べし、今度は我公より參らせ給ふ、尾張伊勢の海上をへて內宮の料材は二見潟鹽合より御裳川に入る、外宮のは大淀の浦より豊宮川を登り入侍るにや、山口木本の神祭なとあるとて今年卯二月より川の邊の大小の木を宇治山田の地下人とも御木ひきとて宮中に渡し參らする事、前々もありしなから此春はわきて美麗をつくし、衣服あさやかに車をかさり、さまさまの作りものも巧に、あるひは猿樂または今樣の雜藝を張り、鼓笛音ひゝきよそほひきら〳〵しくめつらしき故、自他國

々見物人日ことに市をなし侍るとなん、一行の御木引共費用數十金となん聞えし、世の中此ころは貪迫をなけく人多かるに、またかたへはいと／＼にき／＼しく侍るにや、夫造營の時色節職掌人等神代の舊を尋ねて其式尤嚴重の御事也

　延喜式勅使部類記雜例集心御杜記山口祭記遷宮要領等の古記を可考

されとも今のことさきさるがうしき雜戲を施し、日を消し侍る事にむかしはなかりしにや、但しこれもまた太平の餘表にして神風のあまねき故とめてたき代のためしにも數へなん、今年はいつ／＼よりも諸國より參宮の人も多く侍る

○彌生十六日は　清寥院故少將家三回の御忌日也、誰しのひまいらする人も聞えさせたまはぬにやと、いと／＼悲し仕へまいらせし人の方へ申贈りし

　ねぬに見し三とせの夢のなこりさへなみたにのこるあけほのゝ月

○獨對燈といふ事を　　僧正智鋒

　さよふけてひかりも細く友と見し我かけさへもうときともし火

○此夏も五月に至りて時鳥なかす（五月五日節なり）重五のあした

　いかなれはあやめかりふく軒にさへまたねをそへぬ山ほとゝきす

○熱田浦に遊ひて

　鐘送暮雲去　　鷗眼江水平　　泛舟眸渺々　　千里一身輕

○衆生くるしみ重けれはよく厭心を生すといふ事かける文を見侍りて

　路とめんかたもなきさの濱ちとりうき世の浪にねのみなかれて

ある闍王の逆惡父を幽し母を罵るに至る、達提の怨苦涕哭悶絕して深く穢土の堪かたきをいとゝいふ、心發り不聞惡聲不見惡人の處に生せん事を願せり、夫骨肉至親猶怨家にして此楚毒をなす、況んや他人外

家をや世すへて逆雑多し、誰か已を愛し親しむへき、互ひに我執の炎高く勃逆の劍利し、百年を待得さる身つれなく、浮世のさかを見聞して猶こりすまに利名を貪る事我人皆同しき歟

○遠山翠近山の青是只草木の緣會にして實色にあらす、萬物よく見れは共に幻となる、是偏計依他所執の情有體無なる歟、喜ひ見れは草木みな喜色あり、愁眼を以て見れは山海共に愁容、是おのれより物を見て物より物を見るにあらさる故か、己れと物と亦幻なる事を覺らは、大千界中何の愁喜の色象あらんむや

○或人問石淸水のまつりに細男とて木偶人二軀あり是何そや、曰雜宮遷座記に見ゆこれ武内高良の神廟とかや、又問八幡山四月三日日使といふは如何成事そ、曰祭りの放免の類のやうに覺侍る、八幡宮寺年中讃記に見ゆ、神人のよそほひ大臣の容をなし隨身等を召倶す、主人は冠に紫藤の花を掛け、舞男は素樓の枝を挿す、嫋娜鄭妍のすかたにて神庭を回る等いへり

○武州熊谷の西新堀といふ里に古しへより舞女ありて上にもゆるされて傳馬等たまはりて東都に出、他邦にもゆく、其行莊おこれるていたらく大家の婦人の如し

　靑漆の乘物に乘り對の狹箱織物のゆたん(蒔繪桐菊)の長刀を先に立て、鎗持せたる者を供とす(是は其夫なり)

其名を代々桐大藏と稱し甚富祐也、梨園の少年及ひ戲藝者數多扶持し置て、所々戲場を開き利を得(京大阪江戶の開場主と同し)世にかゝる業をして生理の本等とおもへるものも侍るにや、此夏(卯四月)木曾路をのほりし友のしたしく見しとてかたるも、いと異樣なる事ともなり

○佐藤國三郡

　羽茂(度津神社大目神社)雄太(引田部ノ神社御食神社)(物部神社越敷神社飯持ノ神社)

　加茂(大幡神社阿部久志比古神社)

彼國の宮社凡そ九座並小社也

秋米通計十三萬百五石餘(米穀上品味ひ好し)萩原近江守吏の時別に新田を墾(數萬石の地)

國南北二十里計り、東西或は七八里計、廣狭有北に鷲崎東に湊町水津南に小木、此等は舶着なり、西に相川といふ處(小木より九里半)公舘民間等或は寺院有、我熱田驛ほと有とそ、遊女町もありていと艶なりといふ

越後國出雲崎より海上十八里(海潮青黒して淸からず濱に近き所は淨しといふ)所々鹽濱あり、北山權現社とて大山の頂にあり、古城墟三所(相川の北方萩澤田相川)今吏所の交代夏四月とかや、今年の吏着船の後中三日過て去年よりの吏公舘を出て歸帆とかや(國家御代初めに大久保石見守此國の吏として金の事を司とりし)小木より北五里はかりに俗諺の都志王丸の母此島にうられ粟圃の鳥を追し所とてあり、今草木生せすといふ、七浦の内に日蓮題目か浦といふ所あり、昔波上に首題の七字を書れし所といふ、日蓮佐渡の書は此所にて記されしにや彼徒者これをいふ)此國松柏多し鹿猿豺狐はなし、犬は鷹犬とするによしとそ、鳶烏形甚た小き也、海魚多し鯛鰍烏賊殊に多く、蛸は長サ五尺餘なるものあり、あらあわかめなとたれ取る人もなく浪に打あけたるまゝに見ゆといふ、金穴長サ一町幅半町ほとあり、柵をかまへて其内に番所あり町屋十餘軒ならへり、鍛冶石匠等居れり(またかんなくづを繩に制し魚油を濡し火を燃して金穴に入る用とす其工もありとぞ)享保三年の夏頃堀入山は五十町餘もありて甚勞せり、内闇き故に榮螺殻に燈を燃してあかりとす、油煙洞中に滿て衣類も人面も黒くなる、金堀必命長からすなんといふ(小木より二里程砂金山とて禿山ありこれ銅のみ出るといふ名に負はぬ事にや)金ある後を堀得てかますやうのものに入れせをひ出て、石の臼鋏の杵にてはたきふるひ、大なる石臼にて水ひきにして、扨木器にかけ樋の水をうけて流し、布をしきて彼石紛をすくひ入るれは石はなかれ金は留る(色黒し)此を洗ひため、又水を入れゆりて水を捨ておもしをかけかはかして後火製す、初は金くす出すに銅別れ三度

ふきて交金の色見え、四度に至て金と銀を分つ、凡そ初め五百目にして終りは黄金二三十目に過さるよし、右金をあらひし水町屋の前を流れ所々に六七尺計の水溜の器を堀入置て其流れを取落積る砂を取(ねこたのやう成ものに流しかけて村婦是等を取る)又業なき女老婆等谷に下り破石のうち金あるを拾ひ持歸りて賣る、尤もとほしき業なりとそ、金大工(かねほりをいふ)一晝夜にして出入す、其料一人白銀五文目より二十四文目迄上工下工の品あり、工人是をとりて酒色を恣にし敢て是を貯る心なし、故にいつも身貧にして且命短しといふ(所民甚婬亂にして婦女も他に奸し禮法ある事なし)かゝるしれものも世にあれはあるにや

右は尾西海東郡富永村の民志賀右衛門といふもの、享保三年戊の夏彼國の吏北條家(新右衛門)の供して渡り、歸帆(河野豊前守其時は甚左衛門と稱せり)の舟に乘して歸る、見聞せし所を語りしまゝ筆に記して遺忘に備へ侍る、心ある者ならは猶古き說も尋て見るへきを、かゝる俗事のみを聞しにや順德院此國にして崩御なりし(仁治三年九月十二日)さこそ御舊跡も侍るらん、九五の尊位いたつらに外島の塵とならせまします、是もまた業報の然るべき時にや、鎌倉の北條氏倍臣としてかくおもふ儘成振舞せし、其榮にしも又一時にして高時九代の家を亡ほし草の原なる舊墟と成侍る、凡人の世の有樣盛衰春宵一睡の夢なるものを何をか喜び何をか稔ふべき(嗚呼)

○去々年明帝の裔朱一貴兵を擧てしは〱騷かしかりしさまを書に筆して南京より琉球に送る、中山王是を薩州侯に參らせしを頓て關東に獻上有しとかや、京人其書により且街談を加へて五卷とし、今年癸卯夏印行せり臺灣軍談と題す

○七月朔日の朝風凉しく侍りけれは

をきなれし露こそあらめ朝戸出におもはぬ袖のあきの初かせ

七夕遇立秋

牛渚影澄細月臨　露風先滌得愁襟　香筵京至炎光謝　不覺流年白髪簪

題二河白道之圖

西方有路甚分明　勿畏衝烟践浪行　直到浪窮烟盡處　歡看脚底玉蓮生

○尾北たらかの里常念敎寺（台宗）四十八晝夜不退轉の念佛興行の事侍りければ、隨喜のあまり本願念佛略因一冊まいらするとて

往て生ろはちすの花の中に敷寶の座(オマシ)わけてまたなん

○今歳癸卯元旦上巳端午星夕重陽節に當る、元和三丁巳（百七年）延寶二甲寅（五十年）貞享二乙丑（三十九年）是皆五節あへり、其中延寶二年（正朔二二三三四四五五六六七七八八九九十十十一十一十二十二）十二月皆日の數節にあへり

○武田信玄諸州の城主の所爲を我士將にしるさしめてひそかに見る事度々なり、其中に遠州乾の城主天野宮田左衛門霜月十日あまりにまはり尺計りなる桃實を三ツ岐阜に獻せしが、祝してきこしめし、一ツは濱松へ贈らせたまふ、神君賜を拜して後其桃をば隱してすてしめたまふとあり、信玄大に感しけると甲陽軍鑑に記せり、神君此時三十計にならせたまふとぞ

○歳德の方俗にゑ方といふ、吉方とかく事伊勢守の記寛正六年八月今出川殿夫人產の所に見えたり、吉をゑとよむ事住吉をすみのゑと讀に同し

○萬葉集に、玉串の御賀玉の樹の鏡葉に神の昨備(ヒモロキ)へつるかな、此歌にて正月の門松に神取付て門神を祀る事を思ふべし、おか玉の木は松をも榊をもいふよし古事記に見えたり

○大家元服の時ゆすりつきといふものあり如何なる器にや、予曰泔坏と書てあまつきともゆすりつきともいふ、丸く深き鉢に米計りを入て臺に居て理髮のひん水の具なり、打亂の箱といふ物あり、源氏に多く見えたり、元櫛笥のかけごなり、今婦人の櫛なんと入る亂箱といふ物なり

○寛平の帝(宇多院)御出家ありし、眞言を益信僧正に受て灌頂せさたまひ、法流を寬空僧正に授けさせたまふ專ら桑門の御ありさまなりしか御行脚の事はなかりし、花山院御發心の後國々を御修行ありし、是始なるべし、今の三十三所觀音順禮も此法皇より權輿す

○或問近世民間六十六部とて回國す如何なる寺社をか順禮するにや、予曰是近き比の野俗なれば參詣の所もさたかならず、六十六ケ所の寺社に一部八卷法花經を奉納し奉る、其次は寶永四年東武旭譽か板行せし一幅に見へたり(此類印形多し)

下野瀧尾山(千手)
相州八幡(釋迦)
駿州富士(阿彌陀)
尾州一宮(大日)
伊賀園壽寺(不動)
紀州熊野本宮(彌陀)
和州長谷寺(十一面)
攝州天王寺(正觀音)
伊豫一宮(正觀音)
播州書寫山(如意輪)
備州同上(同上)
防州新寺(正觀音)
筑後高良玉垂(釋迦)
薩摩新田(彌陀)
豐後田原(彌陀)
雲州大社(釋迦)
因州一宮(同上)
若州一宮(釋迦)
能登石動山(虛空藏)
信州上諏訪(文珠)

上野一宮(彌陀)
豆州三島(釋迦)
遠州國分寺(釋迦)
濃州一宮(藥師)
勢州朝熊岳(福方)
泉州松尾寺(千手)
城州加茂社(正觀音)
阿波太龍寺(虛空藏)
讃州白峯(千手)
作州一宮(釋迦)
　淨土寺(正觀音)
長州一宮(同上)
肥州千栗(彌陀)
大隅八幡(同上)
豐前宇佐(同上)
伯州大仙寺(地藏)
但州養父(文珠)
越前平泉寺(釋迦)
越中立山(彌陀)
越後藏王權現(釋迦)

武藏六所明神
甲州七覺山(同上)
三州鳳來寺(藥師)
江州多賀(彌陀)
志州常安寺(正觀音)
勢州上太手(正觀音)
丹波穴太寺(十一面)
土佐五臺山(同上)
淡路千光寺
備州吉備津宮(彌陀)
藝州嚴島(辨才天)
筑州宰府天神
肥後阿蘇宮(十一面)
日向法花嶽(釋迦)
石見八幡(同上)
隱岐託日(釋迦)
丹波成相(千手)
加州白山(彌陀)
飛州國分寺(釋迦)
佐渡小比叡山(正觀音)

奥州鹽竈(釋迦)　常州鹿島社(同上)
上總一宮　安房清澄寺(虚空藏)
下總香取社(十一面)
出羽湯殿山

右の内にても亦靈なる所を順禮するもあり、山城にて八幡清水、大和にて東大寺興福寺法隆寺にて納經す尾州にて熱田國府宮寺定たるもあり、國々にて其志す寺社に納め侍るとそ、武藏以東の人殊に多し秩父坂東一百八十八所も西國三十三所四國遍路四十八ケ所に六十六部を一ッにして回る者多し、其中に賣子賢僧の物貰ふ爲にありくも侍る、古代の笈熱田田島家にあり念比に作りしもの也

○和俗懐妊の女腹帯する事は五ケ月を以てす、中世は五ケ月に限らざりしにや　足利直義の室着帶の事園大暦に貞和三年二月九日戊験着帶今月七月と云々

○春日井郡篠木庄野田村醫王山藥師寺開祖慈妙上人建仁寺葉上僧正四代の法嗣(今の密藏院天台と云々)曾て後伏見帝御醫の事ありし時加持し奉り、御本復の賞に震筆の密藏院の額并十一面觀音の木像獅子香爐及び屏風一双を賜はり、其他の勅書今に藏にあり

香爐古物は失せて夫ならぬ香爐を藏む、屏風は三位中將家御國務の時外の屏風とかへて次目にたまひし、御逝去の後何地へ行しやまた御城に納めありや知らず

○尾北纖鹿尾の緣起甚妄誕の言なり、鹿の字によりて附會もあり、按するに山城國高尾山も鷹の字により鷹に似たる山なるよしいふ、かゝる所々藥(本ノマヽ)の尾といふは甲岡の處をいふ、山の頭に對して山の尾といふ事なり、櫻花峰にも尾にも植こしなんと詠る歌にて知るべし

栂尾(尾州ツカの尾も是に同しきかトカの木をツカの木ともいへり)槇尾はつかやまき多き山ゆへ名つく高尾は秀出のさきをいふ(我丹羽郡にも高雄庄あり高しとも書く纖鹿尾に同し)長尾は出崎の長き所、松尾は松多き處、水の尾(川近き處)平尾當尾所尾蛇の尾牛尾等の名山城の國の内にさへ多かる、よく地形を見て古書を考へ附會の説をいふ事なかれ

○尾東瀬戸物山あり、せとは海磯近く山島の間をいふ、追渡の事愛祉郡の海遠き地にせとの名はいかにしてあるかといふ人あり、されは我陶器の製知多郡海邊より燒初て二軒につきて漸北の方にうつりしとかや、初知多の瀬戸より起りし名なるへし

○或問我朝佛工の始いづれぞと曰古書を見るに

定朝――覺助――康助――康朝――成朝　斯の如し

又佛師の系圖を按するに

英我王｛光孝天皇之皇子是忠親王之御子然是忠子英我者盖誤興雅王歟｝――康行｛日向守｝――僧康高｛清水寺別當日本佛師祖｝――康助｛京佛師祖號七條佛師｝
　　　――定朝｛法橋上人位奈良佛工祖｝

此より兩家の裔多し、定朝六世の孫運慶其子殊に巧手なり、玉眼の製も運慶法印を始とすと云々、されは共天智天皇の御宇稽主勳稽文惠父子の佛工和州春日の地に住せし、但是は異邦投化の人なり、我國佛工の始は盖康高法印歟、或曰然らは系圖いやしき者にあらず、然るを乞食の黨類とするは何ぞや、中世國朝大地の寺に敬田施藥療病悲田の四ケ院を立以て貧究及重病のものを此內にやしないし其勇壯になりしものに業を授け生を遂しむ、凡此四院の內敬田院のみ僧侶の舍にして、殘る三院は多く惡疾穢火の者あつまり或は一日乞食せし者もあれば、夫に準して彼三院より出たるもの丶末々をば乞食の部類と呼なり、猿樂獅子舞等先祖種類あるものなれと、一旦京師河原に在しより起り、或は南都般若坂より出余壽桝て亦盲者の說に昔し朝家盲人をあはれみたまひて、上加茂封境の中に田疇を置、日向の國に官稻ありて衆盲の食にたまひしと云々、是亦療病院の類なるべし、昔天王寺の四ケ院は攝河兩州の內の官稻三千束を費用に賜はりしよし古記に見へ侍る、然れとも生佛以來一覺一等か如きは亦別にや、殊に覺一は明石とも檢校とも稱し尊氏將軍の族なり、是より盲人を世に威ありといふ、いはんや城仁か旅宿聞雨の歌

夜の雨の窓をうつにもくゝられは心ももろき物にそありける

天聽に達し夜雨と勅號を下されし（後小松院勅賜なり）とかや、盲人の車書る物に光孝天皇の皇子に明を失ひたまひしありし雨夜の子と稱せしと云々、帝紀を考ふるに光孝天皇三十六子にして雨夜といふ皇子なし、おもふに雨夜の城仁か事を傳へる誤にや、光孝帝を小松のみかとゝ稱す、城仁に號下されしは後小松帝なり、故に事をあやまり記に作りかくいふにや、例せば蟬丸を延喜第四の御子とせる類ひにや（延喜第四の皇子は二品式部卿重明親王なり蟬丸は皇子にあらず）

〇山からといふ鳥は久しき名にこそ夫木集に見へ侍る、山陵鳥と書てからの四十からめと歌によめり

籠のうちも猶うらやまし山からめ身のほとかくす夕かほのやと

籠裏に瓢をつりてねくらとするも久しき事にや

深山邊の嵐にうつる小からめはしくれになひく木葉なりけり

ひからの群て飛ぶは散ゆく木葉に似たると見る心地す

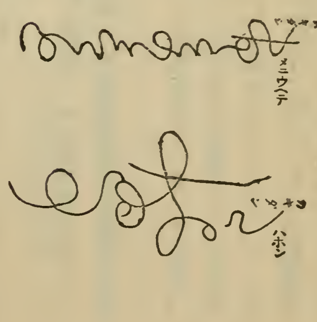
朝またき四十からめそ高くなる冬こもりするむかし住家を

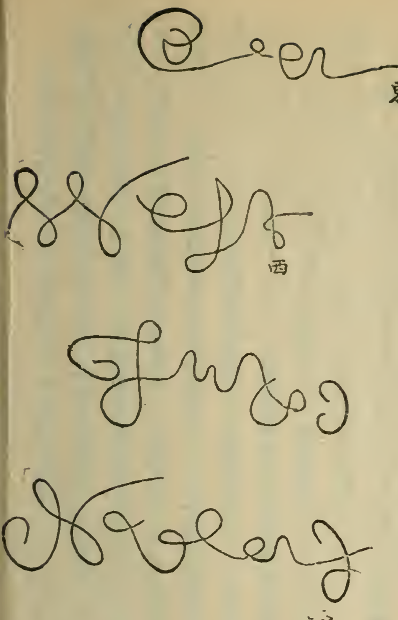
亦額鳥増子鳥火燒鳥ひゐとり子と和歌に詠り、但しこれは夫木一體の歌にて勅撰なんとの姿には侍らず

〇山崎宗鑑は元常德院の將軍（義尙）らうたくものしたまひし童なりしとかや、能書の譽れ有て今世に手跡多くのこれり、俗に宗鑑か書る物なら家は火災をまぬかるといへり

〇甲辰五月十三日奥州岩城領（內藤備後守領七萬石）巳の時より熇暑甚しく人家煌赫にたへす、水を汲て洗ひ浴するに忽湯となる、年老たるものいとけなき童病床に臥せる輩一時に正氣を失ひ侍りし、又は即時に死亡せし者數をしらず、亦川澤も蒸熱し煎たることく池魚林鳥こと〳〵く煩死せしとかや、かゝる事聞も及はすとそ、信州木曾の奥なる僧云、酷暑迫りて雷發すれば頓て暑氣散す、雨なくして山嶽濕熱の毒氣散されば俄にぬけいてゝ山中陰烟氣昏して野を衝き里を行事霧嵐の如く、其通り行處炘々として

人物を惱す事數十年の中偶あり岩城邊定て近き所なるへしといへり
○紅夷人東にまいり三月朔日營中にて彼國の謠曲をうたはせたまひし、其曲の名を聞せられしかばかびたん一曲の名を其國の字にて書奉りし、西又東南北の國字を書せたまひし寫
凡そ漢字は上下と書下し、天竺の梵字は下より上に返し、蠻夷の字は皆横に書なり、阿蘭陀字は陸斯文字と一般にしてや丶異也、是北狄の滿州字と蒙古字との如きにや
○諸社俗體の神形とて神殿に置奉る、是は神社に神衣調進の時崇むる事也、安置する男體女體共に有とて祭りしも此像より起れり、中世已來階







あるは必作りて殿内に置、凡神座の數程尤麗なる像也、按するに昔幸の神の類ひと覺えぬまたひなにゝ
○秀吉聚樂落慶の時いかゞ思ひたまひけん一首の歌を詠ぜらる
　露とをき露ときこえぬる我身かななにはの事は夢のよの中
自筆にて書、寵尼孝藏主に命し深く納め置へし用あらん時早速出してとのたまひ、年經て慶長三年八月十七日孝藏主をめして、いつぞやあつけ置し歌やある持來れと、藏主の尼頓て奉りければ年月日諱をも書たまひて、花押を半ば書て今は如何にも叶はじとて其儘おかせましましける、翌日薨たまひける是を太閤御辭世の歌とて木下家に傳へ藏め有とぞ
○丹羽の羽の字を貰ひ柴田の柴の字を貰ひて羽柴と稱し、明智光秀の秀の字をもらひて秀吉と名付くと云々
○或曰平康頼入道鬼界か島に配流の後千本の卒都婆を作り、和歌二首書て咒願して海に浮む、其一基藝州嚴島に漂寄せしを傳へて都に至る
　さつまかたおきのこしまに我ありと親には告げよ八重のしほかぜ
　おもひやれしはしと思ふ旅路にも猶ふるさとはこひしきものを
清盛もさすが哀れけに聞ける由平家物語に記せり、然るに一說には後白川法皇清盛が心をやはらけんとて、御謀に此歌を卒都婆にかゝせてとかくして清盛に見せたまひし、實に康頼が詠せしにあらずと如何予曰近世軍法者なんと傳ふるにかゝる說多し、さればさつま潟のうたは實事にして、おはれも深く聞ゆ、平家物かたりのみにあらず千載集羇旅部に
　こゝろの外なる事ありてしらぬ國に侍りける時によめる　　平康頼
かくはかりうき身の程もわすられてなほこひしきはみやこなりけり

さつまかた沖のこしまにわれありと親にはつげよ八重のしほかぜ

思ひやれのうたはなし、平家物語は謠物の爲に作れる故にかゝる事はまゝあり、俊成卿勅を受て撰られし集にかくことはに書、姓名まて載たまへるを謀計のうたなといふへき樣なし、淸盛在世の集なりともいかて勅撰に僞術のうたを入らるへき、況や此集文治三年秋序せられしをや、世俗何の考へもなくおのが情に任せし古しへの事を語るもの一二にあらず

漢主胡主を計りて蘇武を返さん爲に僞書を作れるを附會にや

○聚樂毛利家の亭に紅梅ありしが連歌の附法橋紹巴

梅の華神代もきかぬ色香かな

九條植通公(法名玖山)聞召て、業平が歌は龍田川に水の紅にしてかゝる事は神代にも聞すと情を入れたる所也、何そやいつも見る梅取出て神代も聞ぬといふへき意なし

中比伊勢にて冬比櫻花を見て　　夢菴

冬咲は神代もきかぬさくらかな

といひしも所の神風の國にてことにあらず

太神宮の御神木なればかく本歌をとるもよし、毛利は神家にもあらずこそとのたまひし、亦秀吉若君誕生の時法橋由巳悅の記の詞九條家にもて參し詠し、うぶやしない一七日にはかれとありし、公聞召源氏物語には左樣に書あれと中比より死者中陰の七日〳〵にひとしく聞ゆればとて、一七花二七花と書くものなりと仰られしとかや、又京に惣堀ほらせられし時王都には回りに堀はほらぬものと仰られし事ありしとぞ亦久遠山の額を龍吟和尙書れし中空山とあるを御覽じ、帝京の中には山號あるまじきをと宣ひけるとかや、今は京中の寺院大槩山號ありと聞侍る

○聚樂に和歌會の時若狹少將(長嘯子)雨中時鳥を

雨になく佐野のわたりのほとゝぎすたれ　（本ノマヽ、下の句解）　これらかせやなからん

幽齋曰此歌よろし、但し都の會にては他國の名處よまぬ事也、又佐野のわたりに時鳥を詠たるを不知と申されしとぞ、幽齋常にましますす間のあたりに召仕はるゝ少年とも思ふさまくるひのゝしれとも咎めたまはず、恩齋といへる用人時々戒るを聞て曰、武家に遣はる者は事出來れば今の間にも命失ふもの也、かはゆけにおさなきものをさな制せぞとて宥恕ありしにより、凡そ召仕はるものども深くかたしけなかりて、たとひ他國にて大名になるとも此御家をいでゝ、別の主君をや頼むべきとて忠意まめやかなりしとぞ、されば小勢にて不慮の籠城の時も大兵たやすく攻る事あたはず、將の一言誠あれば士卒身をすてて義に死する事、和漢古今等しくかはる事なく侍るのみ

○我尾州國府宮の追儺他所にはなき事のやうに人々おもへり、古へ鎭西の方所々行ひし、亦播磨國は德山刀田山法華山大山淸水寺皆今に至りて鬼はりしをなす

但し人を捕て鬼とする事は他州今はなし、其所の民に料を與へて是を務めしむ

○琉球人於駿州淸見寺故君墳塚文

維時寶永七年庚寅冬十二月廿三日、琉球國中山王使美里王子尙紀豐見城王子尙祐等遣使贊官喜手刈（於尙）前川（尙克從）於淸見寺、奉弔故具志以王子尙宏法號求壬院大洋尙公大居士之靈、嗚呼先生傳聞故君中山王尙寧之愛弟而尙懿公第三の王子也、爲其人也孝弟而好忠信就尙寧王扈從薩州之大守而駿州不幸遇病時也、慶長十五之年庚戌八月廿四日辭世驛卒時人築干玆、星野荏苒至今一百年吾國俗稱駿河皇子者是也、嗚呼痛哉天涯殞身不得回鄕子孫雖多隔絕遐方經曆百歲元來焚香但有淸見闕月訪寂寥三保松風間荒涼而已、吾輩歷此寺堪感激謹陳一死禮以表寸悃之微先生有靈鑑之尙享

按神君年譜曰、慶長十五年八月六日島津家人率琉球王、東駿府八月琉球王見公云々此時尙宏客歿

○西域記曰印土旃荼羅云々如此方魁膾與人別居

按我國居者與人別居者同之歟
○布袋居明州奉化縣自稱名契此時號長汀子諡寶應大師
○陳元贇　敬公の御前にて賦す
夕中秋雨
　中秋唯有名　　雷雨到二更　　電影落岩下　　猶疑明月生
○前中納言秀家は氏を以て官名に冠らしむ奇也、堀更儀云秀家當時備前岡山の城にあり備前中納言と云、配流の後備前國を筑前中納言秀秋に賜ふ、備前岡山に移りて是亦備前中納言と號す、慶長中二人備前中納言有て疑似なる故に、世人秀家を呼で宇喜多中納言と云、又秀秋を金吾中納言と云ふも俗稱にして是を別つためのみ
○高野山に佛法僧といふ鳥あり、按九華志是念佛集似是志云大如鳩、色黄褐翠碧間、而成文音韻淸滑、如誦佛聲、一名念佛鳥唐韋蟾詩曰靜聽林飛念佛鳥細看壁畫駄經鳥是也
○支院和俗是を末寺といふ事皷山志に見ゆ、皷山志は明僧永覺禪師の所纂也
○ウ音覓俗ニヒラカフリト云ヾ音兵俗ニズイト云厂音罕俗ガンダレト云ウ音綿俗ウカフリト云广音剡俗マカムリト云イ音赤俗ギヤウニンベント云欠音謙俗ツクツクリト云
○目禮（書叙指南ニ出）　　吹噓（杜律）　　僉議（居家必要）　　披露（楞嚴經）
　初心（楞嚴經）　　儀式（法花）　　安堵（史高祖記）　　印可（維經摩）
　家督（史世家）　　斟酌（國語）
○南朝紹運圖
　帝後宇多院第二皇子諱高治正應元年十二月降誕正安四年六月親王、嘉元二年十二月元服三品、德治三年九月立太子、文保元年二月踐祚、三月即位十月御禊十一月大嘗會、元弘元年八月出レ京入ニ御笠

置一、九月遷ニ宇治一十月還ニ幸六波羅一、二年三月遷ニ幸隱岐國一、有レ島三年閏二月幸ニ伯耆國舟上一、大塔宮及
新田足利赤松等起レ兵、賊伏レ誅六月還ニ幸京城一、延元々年八月足利高氏叛燒ニ京師一、十二月出在ニ大和國
吉野山一、楠正行等入朝、四年八月十五日讓位十六日崩ニ吉野岩屋一、葬ニ如意寺塔尾陵一、今實城寺皇居舊
墟也

九十五代
後醍醐天皇 歷代皇紀爲ニ九十六世一是以ニ九條廢帝一列ニ皇
統一御母談天門院藤原忠子參議忠繼女

一品中務卿元弘元年七月笠置十月歸京三月遷ニ土佐國畑一三年歸洛建武二年十一月卒レ兵征ニ東
闕一延元三年三月六日於ニ越前國金崎一橫死

尊良親王 母贈從三位爲子
權大納言爲世ノ子

良玄大僧正 二條良基養君
母今出川右大臣公顯女

號ニ河端宮一准后源雅房傳レ之太宰帥上野太守元德二年九月十七日薨

世良親王 母遊義門院一條參議實俊女

始妙法院門迹天台坐主一品法親王号ニ尊澄一、元弘元年八月與レ帝入ニ笠置一、九月歸京二年三月遷ニ讃
岐國詫間一、二年六月歸洛延元々年入ニ遠江國井伊城一、還俗遠江介道政等奉レ之任ニ中務卿一、補ニ征東
將軍一後歷ニ東關北越一、住ニ信濃國大河原一故号ニ信濃宮一、亦數到ニ吉野行宮一、天授三年於ニ長谷寺一落
飾終歸ニ井伊谷一、薨七十餘歲号ニ冷湛寺殿一、新葉集撰者也

宗良親王 母同ニ尊良一

號ニ遠江宮一始在ニ駿河一、國人狩野介貞長等奉レ之移ニ遠州秋葉城一、爲ニ今川氏一見レ擒入洛、天授三年九
月廿日於ニ北京一薨

興良親王無品
母藤原貞長女

二品上野太守正平十一年令旨稱二一品一始在二遠江國奥山一井伊介高顯及天野遠幹等奉レ之、後移二駿河國富士谷宇津峯一稱二宇津峯宮一更遁還甲斐上野晩住二信濃國諏訪一應永三十一年八月十五日於二信州並合一爲二並合備前守駒場大膳亮等一横死號二大龍寺一設二香火之場一在二尾張國海部郡津島村一

尹良親王

尹良薨後堀田正重大橋貞元等殘卒奉レ之、入二三河國一作手尋隱二尾張國海部郡一薨後號二瑞泉寺殿一

良王
母世良田政義女

源重信
住尾張國海部郡
母大橋貞元女

始梶井大塔門主天台坐主二品法親王號二尊雲一元弘元年八月入二紀伊國十津川一還俗擧レ兵立二大功一三年補二征夷將軍一而入洛、建武二年五月依二尊氏讒謀一幽二相州鎌倉一七月二十三日爲二直義一横死、牌子今在二淨光明寺一

護良親王
母民部卿三位局親子
大納言師親女

陸良親王
一作二常良一征夷將軍延元五年叛逆而殺
母從一位源親房女

女子母竹原宗規女

靜尊法親王

前坊元弘四年正月廿三日立太子延元二年五月横死

恒良親王
母新待賢門院廉子阿部公廉女
或云三位實廉女

元弘三年十月左馬頭直義奉レ之補二征夷將軍一任二上野太守一鎭二鎌倉一建武二年七月信濃國兵襲沒落小山秀朝等戰死、大江占奉レ宮入京延元二年四月横死

―成良親王（母同恒良）
御諱義良初任ニ兵部卿陸奥太守ニ、元弘三年鎭ニ奥州ニ、四年親王延元々年歸洛御元服三品、三年入ニ御吉野宮ニ、七月再東征四年三月還ニ御吉野宮ニ改ニ元興國ニ、脇屋刑部卿義助衞ニ護行宮ニ、八年改ニ元正平ニ四年正月楠正行等死レ節、七年足利義詮講レ和、廿四平三月十一日崩、寳算四十三（一云四十一）葬ニ河内國檜尾觀心寺ニ、北朝以レ帝奉レ稱ニ住吉御所ニ

九十六代
―後村上院　御母新待賢門院
按神皇正統記爲ニ第七皇子ニ宣レ圖ニ成良親王ノ上ニ歟
―尊眞法親王　醍醐宮一作果尊
母少納言内侍四條贈左大臣隆資女
―聖助法親王　聖護院宮早世
母少將内侍菅原在仲女
―法仁法親王　仁和寺宮正平七年十月廿五日寂
母從三位爲通女
―玄圓法親王　一乘院宮一ニ稱ニ寂惠ニ
母從二位守子山本左大臣實泰女
―滿良法親王　母中納言典侍親子
花山院實親女
―恒性法親王　大覺寺宮北國配流爲ニ名越氏ニ見レ害
母昭慶門院龜山院皇女
延元々年遁ニ尾張國ニ正平二年十二月入ニ元朝ニ登ニ徑山ニ嗣法歸朝後住ニ遠江國深奥山ニ、方廣寺開祖也元中七年閏三月廿二日寂

無文選禪師母同二恒性一

征西将軍式部卿菊池肥後守武光奉レ之通二明主一、故異邦呼二日本國王一明史書二良懷一在二肥前國八代

高田一、嘉慶二年三月十八日薨葬二麓山一

懷良親王母同二尊良一

雅良王任征西将軍

母菊地武光女

懷邦親王上野太守新葉集作者

母同二尊長一

知良親王上野太守一作二守永一

母昭訓門院

尊融禪師保安寺宮號二春蘭和尚一

長慶門院一品前齊宮女御祥子內親王自野宮退下

母中宮京極院佶子

宣政門院一品懽子內親王同母長慶門院

瓊子內親王新葉集作者

母中納言內侍

幸子內親王新葉集作者

皇女帝潛幸吉野之時配吉水執行某

吉水院高壽尼公是也

此餘皇女十二人云々然未レ詳二是否一

御諱熙成正平廿四年三月踐祚、明年改二元建德一三年改二元文中一四年改二元天授一七年改二元弘和一宗

良親王撰ニ新葉和歌集一奏覽、四年改ニ元元中一、九年九月大內左京大夫義弘奉ニ將軍義滿之命一、恭講レ和閏十月二日行ニ幸嵯峨一、以ニ北帝一(後小松院)爲ニ御養君一、乃授ニ三種神器一受ニ太上天皇尊號一、晚落飾法諱金剛心自ニ後醍醐幸レ南、至ニ明德三年一凡五十七年、南北朝始一統天下稱ニ太平一、應永三十一年四月十二日崩葬ニ紀州玉川里一

—九十七代
後龜山院　嵯峨御退隱後也

御母嘉喜門院藤原勝子、近衞左大臣經家女、或書曰後村上院崩御皇子寬成嗣立、文中二年八月二日傳ニ位皇弟凞成一、隱ニ紀伊國玉川里一、落飾號ニ法覺理一、崩後號ニ長慶院一、詔運錄等或稱ニ長慶寺一、然後龜山帝前長慶院一主也何不レ載レ之乎、曰記南紀者往々次長慶院爲ニ後龜山院之次一、度會延經首竊按凞成寬成和訓同兄弟焉、有ニ同諱一乎、且新葉集序曰、自ニ元弘一始至ニ弘和一、今代三嗣歲五十年云々、弘和元年辛酉十二月彼集奏覽、自ニ元弘改元年辛未一至ニ於此一實五十一年也、其間所謂三嗣者後醍醐帝後村上帝後龜山帝三主而已、且彼集十六前大僧正賴意及前大納言光有等所レ詠、和歌共謂ニ三代一者豈虛乎、凞成寬成一主而凞寬字互用レ之、後以爲ニ二人一歟、新葉李花等集無ニ長慶院之歌一、則非ニ別主一者明矣、亦按前齋宮祥子內親王號ニ長慶門院一、何襲ニ伯母之院號一乎、南帝系圖云後村上院第一皇子長慶院於ニ山門一自害是又誤矣、嘉吉三年於ニ山門一橫死者萬壽寺宮空因而後龜山院孫也、蓋小倉上皇於ニ玉川一崩號ニ長慶院一者歟、其後龜山院號者稱光院追謚也、後人見レ有ニ兩號一、遂訝爲ニ二帝一歟、可否俟ニ後君子一而已

—惟成親王　式部卿新葉集作者
母大藏卿局

—泰成親王　太宰帥新葉集作者

世泰親王 前坊太宰帥薨後葬ニ吉野如意輪寺一
母從二別教子

說成親王

圓胤大僧正 圓滿院宮後還俗文安四年於ニ紀伊國一
爲ニ畠山氏一被レ害

圓悟大僧正 圓滿院

師成親王 兵部卿新葉集作者

深勝法親王 二品一名尊觀新葉集作者

或曰遁世歸ニ于八世他阿上人一爲ニ時衆一遊行十二世上人是也、自レ是以來代々以ニ遊行上人一稱ニ南門跡一云々、應永七年十月廿四日寂二品號ニ土御門宮一或稱ニ東南院宮一或仁譽尾張國中島郡大須庄眞福寺中興

任瑜法親王 或曰任瑜非ニ後村上院皇子一鎌倉將軍
久明親王令子此說不審

良成王 號ニ鎭西宮一菊地氏奉レ之

泰國王 帥宮號ニ高福院宮一後出家號ニ賴瑜一
隱ニ居尾張國大須庄一

御諱幹仁後圓融院皇子、永德三年四月十二日受禪、然爲ニ後龜山院御養君一恭受ニ神器一繼ニ正統一實明德二年壬十月五日也、應永十八年八月禪位永享五年十月廿四日崩

九十八代
後小松院　　正統萬歲

正長元年伊勢國司北畠滿雅奉レ之爲ニ主君一然爲ニ北軍一被レ破講レ和歸ニ嵯峨一蟄居

小倉宮 母中宮

或云小倉殿（後龜山院）皇子興二極於南方一稱レ帝蓋此宮歟

行悟法親王 圓滿院

帥宮後出家號二義恩一政眞阿洛陽十念寺開祖

良仁王 永亨十二年七月二日寂

宮 闕名永亨中南方僭僞主也
稱二天基天皇一

尊雅 早世

尊慶 遁世時衆

女子 僭僞二尊子親王一

稱妙福院宮始居二伊勢岡大河內一後移二下野國一應永三十一年於二美濃國可兒郡一爲二武家一見レ擒

義仁

教尊大僧正 勸修寺

始禪僧爲二萬壽寺弧海弟子一號二金藏司一依二日野有親隱謀一還俗入二吉野北山一爲二南方主一嘉吉三年七月爲二大內氏一被レ害

空因 後小倉宮
一云東寺長者補任所謂高秀者盖此人也

號二一宮一初嘉吉三年九月空因殘卒等上洛急亂二入禁闕一奪二神璽一附二此宮一爲二南方主一稱二親王一闕

附　尻

名、康正二年十二月依二武家之命一上月滿吉中村貞友以上三十餘人發、而長祿元年十二月二日丹生屋帶刀左衛門等入二北山一害二此宮一取二神璽一而出、然伺候近士等丹生屋執二返神璽御箱一後小寺入道性說尋二出之一奉二武家一云々

宮横死之時十八歲

北山宮　一說自天親王

號二一宮一（闕名）長祿元年十二月二日間島彦太郎中村彈正上月左近將監等襲來害二此宮一時十六歲法名忠儀

河野宮　紀州熊野色川左兵衛尉家有高野宮忠儀王
癸未二月令旨色川小松維盛之裔

長祿二年八月晦日白二武家一被レ奉レ渡二神璽御箱於公家一以二明德三年神器御歸坐之例一奉レ納二帝宮一

北山河野兩主沒而後南方盡屬二武家一矣

○昔陳萬年か子成仕へて事を奏するに近臣の非を譏刺せし、父萬年病に臥て成を召て上に事ふべき事を床下に戒し成眠りていともよく聞入さりしかば、父怒りて我いふ事を踈に聞侍るらんといひし、成云聞まいらする事おろそかにあらず、のたまふ處を嗜み侍るに、大約成をして上に諂らひ世に容られんの術を教へたまふにこそと答へけるとなん、今世父兄たるもの異見もて事々しく子弟に戒しめ、智惠あり顏にいふ事をきけば大槩入にへつらひ祿を釣義を捨剩え名を追ふ事多し、父兄之を教へ子弟これを習ひ朝に立にや悲しむへく痛むべし嗚呼

○享保二年丁酉の春本多若狹守助芳（豐後守廣孝五代）越後國糸川（糸魚川カ）より信州飯山へ改封ありて一萬石御增封成下されしかは、先年家督の時故有て離散せし家人とも此度歸參せしめらる事浪人ともへ告られし一書の寫し

家督相續せしより以來是非一度君父の恩に順ひ譜代の諸士平生の困窮浪籠の飢寒の憂を出し度願ひ、朝暮止時なきによりて召仕ふ下々までも寒暑の痛をもかへり見ず相勤むといへとも、武運時至らさるにや年月を重ね此度の吉事待受すして死失せ候輩多き事誠に殘忍不便の至極に候、其子共孫等に及て渡世かなひかたく如何ほと零落いたし候共此節耻るにたらす、主恩を放るろうへは義を重んずる者ほと其身衰ふへき事に候、たとひ士官の法に乖きたる有樣に成行とも全くいとふへきにあらす、先祖死を共にして相勤し譜代の者の子はいふに及はず、横須賀時代抱の者たりといふとも扶助すべきの間走參るべきの旨向寄次第早々相達すへき也

實に時運の盛衰家人の聚散毎の事なから、助芳主の志し臣を恤み家を修る本意有ける歟、凡そ戰國の時は兵馬の用あれば其家々の臣少き事を憂とし、情を加へて召使ふ事何れも同し、太平日久しければ軍事用なく近習の辨佞の外は疎々しく成行、數代舊功の家臣といへとも祿漸々に減少し、多くは新參の行衞なき者とも、或は內寵の緣ある商民の類ひ武士となりて其坐上に居り大祿を食ふもまた風俗なり、然るに思加の祿を以て私なく、舊功の者の子孫をも召歸し殊に不便に思はれしさまいと〳〵有がたき志ならずや、若一旦事あらば其家人等豈深志をわすれ侍らんや、人の上たる身の鑑にこそと思ひしまゝこゝに筆す

盬尻　巻之七十七

○康安元年仁木右京大夫義長勢州長野籠城の時、土岐右馬頭氏水外山遠江守直頼今峰駿河守光政兄弟三人仁木に属せしが外山今峰心を變し武家方の寄手に降り、あまつさへ兄の氏光をも降参せよかしと使を入て申せしに、氏光使に向ひ中々返事はなくて彼文を引返して

つらなりし枝の木の葉を散々にさそふあらしの音さへそうき

と書て送りけりとなん、かゝる時にこそ忠と不忠の道は顯はれぬへきかも

○紅夷よりツウフルといふ器を幕下に獻す（豫御望有て辛丑持來ると云）其形喇叭（からかさの中にひらく如し）に似て長サ六尺計、其細き方に口有其口にていふ語、遠く五六丁に至て能聞へ侍る器也とそ

○頃日見ろ蟷螂の屏上にあるを一虵うかゝひよりて呑んとす、蟷螂駭て臂を振ひ虵の首を忽に狭こおごりしてしきりにかみしかは、蛇輾倒搖動すれどもすべき樣なし、遂に小螂の爲に長蛇嚙殺されて殭れしと語る人あり、嗚呼蟷螂臂元蛇勢に敵せんや、力相及はさる事十人を以て千虎を制するよりも難し、されと窮鼠の勇却て褭猫の牙を恐れさるもあり、兇敵又摧きかたきに非す、凡そ兵機莫測胸裏の萬兵誰か得てしらん、君子の身小にすへく大にすへし、丈夫の志能屈しよく伸ふ、將略を詳かにせんと欲せはよく武經を讀へし

蟷の虵を拉殺す事珍らしけれは此に記す(壬寅四月)

○過し辛丑東國松樹多く枯し、今年の春諸國竹に實あり大方ならす、枯行松竹は雪霜にも堪て久しく緑を見るすら時ありて共生を遂ず、ましてあたなる人の身あしたゆふへを待へきかは、其中に適長壽あるは變にや、元祿中城東御器所淨光禪寺に百六歳の尼ありし、今年聞く知多郡龜崎の海潮禪院に百三歳の老

女ありと、諸州を尋聞は猶多かるへし、されと頓て泉路に歸して跡なき夢となり侍るを、愚かに祝ひののしり侍るも亦笑ふべきかも

〇酒は就なり人性の善惡に就亦造なり、吉凶の造起する處なりといへり、(說文)されと善と吉とはなくして大方凶惡のみ多し、迷亂して酗せされは醉飽して病を發し死に至る類ひ萬々か、飲酒の戒儒者よりは甚しと誘れるもあれと、世の凶惡酩酊より起れるもの目に見耳に聞る古今少しとせず、今年壬寅春關東亂醉の御戒あり其令如左

酒狂致し刀脇差にて疵付申候事

一其主人へ預け置疵付候者平癒次第療治代出させ可申候療治代出しかたなき者刀脇差取上げ酒狂人は主人へ相渡可申候

但刀脇差其疵付し者へ取らせ可申事

一右療治代疵の多小によらす中小姓體の者銀貳枚徒士は金一兩足輕中間は銀一枚差出させ可申事

酒狂申候て人を打擲いたし候事

一右同斷但刀脇差取上に不及身上限諸道具取上打擲に逢候者へとらせ可申事

但右の酒狂者の義主人へ斷候節欠落と申立候とも主人方を罷出三日の內にて候はゞ欠落は相定申間敷候事

右の二ケ條町人共別て穿鑿申付候次第同斷

但主人無之者は宿所へ可歸出事

酒狂にて道具損致候者之事

一過料出させ損失のものにとらせ輕き身上の者限可申付候事

寅三月

○利を好の害を知て名を好むの害を知らざる者多きにや、嗚呼終身名の爲に役せられて不暇は豈身を治るに何のいとまあらんや、昔一老宿あり云世擧て名を不好者ある事なしと因て長歎を發す、座中一人作て曰誠に尊論の如し名を不好者は唯公一人のみといひしかは、此老欣然として悦色顔を解り、不知已れか爲に賣らるゝ事を名聞の破し難き事如是と、殊宏大師のいへる實さるそかし、噫名を好む人の毀譽を思ふか故也、譽る人毀る人我と共に世に留るべきかは谷響の名を貪て夢幻の身を苦しむるもの、愚といはさるへけんや

○壬寅六月熱田の社へ或侍の妻參詣せしか、俄かに物くるはしくなりて、かたひらぬき裸に成て狂まとへるを下部從者なんとり止めて茶店へ入・其宿へ人走らせて暮に及て將て歸りし、又其後一男手洗水の邊まて參り刀拔てみたりかはしきさま見えしか、僕すかり取て伴ひ歸りしとぞ、是を聞に皆淸火心齋に疎かなる者ともなりしとなん、神驗靈異豈に緣ならんや、同七月廿一日熱田大宮正遷宮（重晋に依て去五月廿七日の夜假殿に遷座なさしめし今夜御歸座也）翌廿二日神前舞樂中世退轉せしを我誠公御康存の時有司に命して樂器及舞衣なんと調せさせ進らせたまひしか、舞なくして年を經し時ありけるにや、今度城下の樂人をして習ひし事をあらたにして、やゝ損せし樂器も新く萬嚴に舞樂初り侍る、是もまた國靜に侍るしるしと難有覺侍る

○伊勢大神宮の御事は言にかけ申もおそれある御事なから靈驗いちしるき事古今一二ならず（神異記の如し）此春東都の者神樂奏せんとて遙かに上りけるに、三十人ばかりの中松坂明野なとにて數人病もなく頓に死して、大雨石を流し風木を拔なとせしを松坂以南のみなりし、此度杣入の御事（寅六月）前の如く註し文に任せて材木を採るに、御戸木は甚大木ならては用ひかたし、木曾の嶽も今はさる大木たやすく侍らざれば如何すへきなんと、有司も心を廻らせしか、神人山に入し程眼前に大きやかなるすこやかの檜木日比ありとも見へさるに立ならひ、あやしくそ人々神異只ならぬ御事を覺へて身の毛いよ立しと

まのあたり見し人かたりし、いともかたしけなし我等誠うすき心よりこそ感應の月照らしたまはん事を思ひ奉り、一度はおそれ一度はかなしむ或は神崇けやけく或は利生のいちしるき見聞に付て虚ならす侍るも、皆化俗結緣の方便なりけるにや

高くしりてあふかさらめや宮はしらたつ杣やまの木々の恵みを

○永祿十三年の秋客星現せし(天に煙を吐か如し)武田信玄其家人武藤三河下曾根某等をして占者石山博士判の兵庫といふ者(江州石山の人)に考しむ、彼云客星今に於ては何の用か有へき、此後貴賤地をかへ上下分なく姓氏を偽り一家を立國に賊すべき事必せり我子孫我業を繼て詮なし是を限りにこそ侍るとて水内郡百貫文の地を辭し、頓て袂を拂て堺を出國に歸りしとなん、夫ならすとも戰國の俗弊いかて道有事有へき、占者事を客星によせ信玄を風して自退きけるか、今昇平の代々いへとも奸多して賢稀に、人人已れか所爲をのみよしと思ひて他の諫に從ふ事なし、たま／＼文を學ふも邪見成執のみにして君子の氣象あることなくや侍る、數ならぬ身とはいへともはやく世を遁れ侍らんには如し

後世藝を衒ひ術を賣る輩身をもしらず、まして道によるへきや、世俗名聞の甚しき人さま／＼の藝を學ひ自見所のなきも多し

○享保七年壬寅八月十四日の夜子刻過より海鳴りて汐耀き雲飛風巽より吹出て空の氣色も只事ならず、かゝる程に暴風木を拔き駛雨石を轉す、又沖の方に波濤嶺の如く漲り起て俄濱を浸せり、熱田の磯公館吏舍及驛店こと／＼く破れ倒る、漂溺の男女老少百餘人片時に死て跡なき波に恨を殘せり(はせの浦うき島邊殊に汐つよく漲りて民家こと／＼く漂流す)

今路の末載談橋より以東戸々こゝかしこ倒れし、東南井戸田うつくしの森のあたり迄漂流す二名、橋の鳥居も跡なく共邊へ大船數艘打あけし、田圃今年は豊登せしに潮にひたりてむなしく枯のこる、領家も農人も唯あきれたるさま也

天和元年辛酉七月廿日暴風洪水の時洪濤陸を浸し、築出しの民戸は押流し跡かたなし、今年四十二年にや

星崎の濱より南のかた大方破れさる里もなく、鹽屋のけふり絶て漂死亦百を以て數ふとかや

大野より南はさのみ荒氣なき事も聞へす、宮より西北數里の濱邊大浪堤を破り家を倒す事限りなし

甚兵衞新田堤南東の方、新茶屋新田初堤神戸新田南西の方、其外大寶押萩村四郎左衞門新田鳥ケ池市江うくる浦蟹江砂成川邊飽橋下田本地等堤凡十九ケ所破て、田圃こと／＼く潮滿ひたる其他北方の諸村風にみたれ潮に犯されさるはなし

宮より北の方一の鳥居轉倒す、名古屋府下正德四年八月八日の大風後かゝる暴風なし、家々押なへて破損せさるはなく、間々たふれて壓死も所々聞へ侍る、世の費人のなけき大かたならす、勢州桑名府俄然として湖にひたり、府下近村千六百戸轉倒漂流東南赤須賀より富田の村に家流れ人死する事數をしらすとかや、四日市場白子の浦安濃津松坂大淀二見潟同時潮に犯されし、志州鳥羽より以南紀浦大風洪濤と聞ゆ

南紀殊に風強く稻穗こと／＼く吹落せしと云、桑名以北大島長島猶甚し

紀州御領堤五萬千四百廿間餘破れ、家六千五十五軒轉流、橋百四十一破流、船三百八十四艘流れ失都て田圃數萬石荒しとなん聞えし、大阪邊は風猶甚しく家を倒し木を折ける

赤坂關ケ原の西は風强からずとそ云

京の方水口以東風雨に家を倒し、並木折侍る所にては地震なりといへり、京も難波も風雨同しさまながら潮のさはぎなかりし故人の恐れも等閑也(此間脫字)　は風甚しからす、三州吉田の東は風おとろく計の事もなかりし、三南田原佐久島等民家破れ人漂死し且船われてみたりかはしきとかや、あらまし聞し類ひ如此、さても我熱田浦及ひ築出し町等溺死の骸數日求出して其親族歎き悲しむさ

き目もあてられす、或は幼き子を懐にいたなきなから死せるもあり、または水中に産して赤子胞衣なから血にまみれて見ゆるもあり、あるひは老女一大事と箱物かゝへなから伏したるもあり、いと罪深きすかた浅まし、辛ふして一身を免れ出しも妻子をうしなひ家財をすて、よるへなきなみに打なけきつる者いくらといふ数をしらす、やゝ潮ひきて己か家々の程に殘り埋れし家財あるも入亂れてわく方なく侍るを、隣家とあらそひ怒り打あひてなけきは外になるを見る、井戸田邊のものは流れよるものを我先にとひろひ取、俄に得付ける思ひをなして悦はしけなるも侍るにそ、愁喜兩つなから皆妄にして唯一箇の慾のみ盛なり、これも又得て幾程の身をかたもつへき夢に愁ひ夢によろこぶ人間の愚かさも今更思ひしられてあわれなれ、十五日は府下廣井縣の祭なれとも見る人さへなくて過ぬ、夕つかた殊に霽れてさわる隈なき月のさし出るさへ、何となく哀れに中秋の會ある家もなく、いと〳〵さひし、おとゝし去年見さりし月の色なから、年わすらはしくてたれこめて秋のひかりしらぬことよひいと口をし、人のかたより文おとつれて中秋の月題送り侍りし程に

　　峯の雲溪のゆふきりたちさりておもひしよりもすめる月影

亦同し題にて詩一章

　　鐘盡雲歸開霽霄　　遙分清影百憂消
　　方明昨夜恕雷走　　布洗金波八月潮

　年ことの秋のなかはを思ふにもかくさやかなる月はめつらし　　正綱

　名にたかき月の光のかくれとやよしこよひとはしらて見るとも　　景矩

○蕓壤の間に生して既に人の名あれとも、不惠にして道を明修する事能はす、貧迫にして施濟する事不能は不幸といふへし、是を憎むに足らす其有智にて富る者の温飽にして義に背き、俯仰の天地に不怍恣まゝに不善を爲るは大塊の一蠹なり、嗚呼忠信なくして徒らに世に立德なく、功なくして位を望み官を

覦ひ故なく祿を貪り、ひたすら貨財の多豊ならん事を思ひとし、命を省すして長壽を希ひ毎に餓狼の心内に熾んにして、搖尾の良外に甚しく只自利して他を恤さるは實に天の罪人といふへし、一度罪を天に得る者豈のかるゝ所あらんや、然るに災禍を自招き(脱子)なして却て天を恨み人をとかむ亦大に愚ならずや、凶族皆我よりす烏龜五慷の己を慚愧せざるべけんや、若天の災孽を降すは德を修て可禳猶是さけて避る道あらんや、自己の所化の災孽は不義の私よりまねきなす、何を以てのかれ活へきと大甲の深き誡めをおもふへきかも

○凡そ亂後の世主宰相なと其志唯死を生し骨に肉するに有て制治に急なり、其有司も亦各名節を重んし廉耻を元として國政を補ひ、民の衣食を足して其居を安んす、故に日々に治れるすかた見ゆ、大平日久しけれは載白の老といへとも干戈を見す、官人其職を怠りいやしくも爵祿恩遇を貪り、下民の愁苦をわすれて專私家の便利を思ひとす、故に竊に財賂を聚斂して君の耳目を掩ひ、あるひは强て他の田矛を市ひて自奉するに厚く、報國の忠なけれは政事を紊亂し、人民の傷害する事古今等しきにや舊史を見てしるへし

○東都增上寺寛永寺先公の御靈祠前へ盂蘭盆會の燈籠を諸家より献せらるゝ事前々の例なり、其制いと巧をつくし羅を以て張り、綾を裁錦を切木偶人の愛すへく剪彩花の觀るへく、種々の荘り金碧を以て其費用甚し、今年辛丑諸家へ臺命有、凡靈祠へまいらする燈籠美濃紙を以て張、靑紙をして御紋を剪て粘し、たけ一丈に過へからずと云々、世の無用の費をとゝめさせましまする事間々聞え侍るめてたし

熱田正覺寺略緣起

○尾張國愛知郡千竈庄熱田今路鍋足山正覺講寺は、百三代後花園院御宇永享年中融傳永乘上人開基にして、勅願の靈場西山孤壇林の隨一也、抑上人は當國部田祐福寺第四葉の主にて德行兼備したまひ、特に神明和光の利生を崇ひ、嘗て越の白山へ參詣の際權現より彌陀三聖の繪像を感したまひき、其像今祐福

寺にあり、亦當所熱田太神宮を尊敬して時々參禮したまふ、一旦參詣の歸るさ東秡所鈴の御前の祠邊にたゝすみて、鳴海潟蒼海の漫々たるに臨みて神德の深廣なる事を想像したまひしに、ひとりの神人忽然として來り上人に申しけるは、我は當宮の神職栗田眞人(家名城大夫)と申ものにて侍る、上人毎に當宮に詣て誦經念佛し法樂を奉りたまふ事殊勝に思ひ侍れは、こゝの地を上人へ寄附し奉る願はくは一寺を建立し與法度生のたまへと語りて行隱れぬ、上人奇異の思ひをなし試に此地に一夜をあかし、住止の心を定めんとて葭野の中に座具を敷終夜心を澄し念佛したまひ、翌日彼眞人の宅に尋て對面したまふ、昨日の祠官にあらず上人あやしく覺えてその趣を語り給ひければ、眞人申けるは是神慮の所作にあらん、其地は我所領にあらねば地主に乞請まひらせんと、上人を伴ひ行地主にくはしくかたりぬ、地主も誠に明神の示現ならんと信服し、則ち此地を上人に寄まひらせぬ、上人悦てあまねく諸人に告たまふに遠近馳集り土木を運ひ資財を抛て佛殿僧舍不日に經營す、上人佛殿の西のかたに井を堀しめたまふに靈龜の足あるを見て上人奇とし、おもへらく龜は是四靈の一長壽の德あり、殊に所は蓬萊島の東なれは實に正法人住の瑞相なりとて、便ち龜足山と號したまひぬ、此神慮を得て草創の事遂に天聽に達し、則勅願の綸旨を賜ひ亦金泥をもて彌陀の三尊を圖畫し永く當寺に納させたまふ、又永祿年中正親町院督て先皇の叡慮を崇させたまひ、重て勅願の綸旨を第七世の住大融仙恩上人に賜ひし、其後慶長六年の春民家災の餘煙にかゝりて殿堂こと〳〵く灰燼と成ぬ、されとも宸筆の繪像及ひ淨土曼荼羅佛涅槃像惠心僧都親筆佛菩薩來迎像等焰をのかれて今に之を藏む

當寺本尊は寛永年中第十五世在通敎諫上人の時、近村山崎の郷に青山太郎左衞門吉久といふ者、當國松本の城主佐久間大膳亮平勝之崇し所の彌陀立像を傳持せり、然るに寛永十一年七月十五日の夜其像夢中に告たまはく、熱田の居民濟度の時至れり速に正覺寺へうつし安すへしと、吉久さめて驚き急き上人に啓しければ、上人感歎に堪す頓て衆僧をして彼家に往しめ、むかへとりて佛殿に安置したまひけり、夫よ

り此かた威光年を經てかゝやき慈濟日を追て盛んとなれば、靈告の今に空しからさる事諸人普く知る所なり

慶長十七年第十二世の住澤道上人殿堂を中興せり、今の仙洞寛文三年第十九世曲空上人新たに本堂を造立し壇林を興隆せり、昔日より上棟の日必らず白鶴空中に翺翔の瑞あり、諸人皆神慮の示現を感歎す載て本緣起に詳なり

時享保十歲(次乙巳)秋八月現住正覺沙門默全敬識

乙巳八月寺藏の寶物を出して諸人に拜せられし時の板行也、宸筆の彌陀三聖(金字御讃)よに類ひなき尊容あり、其他古畫の佛菩薩の像絕世の筆なる多し、又東都營中慶長の宗論(四度宗論記筆に詳なり)の時池上等六ケ寺の住持連署を捧し證書一通高野賴慶闍梨の記事一卷あり(其時身延山以下連判京都本國寺廿一ケ寺連名の證狀增上寺へ納させたまひし此一通は澤道和尙に賜はりて長く寺に納む)これを人々讀て日蓮が造言の罪をそしり、且宗論にまけて刑せられし昔をかたり嘲ると、日蓮黨之を聞て大に腹立たゝさへ淨土のやつはらゝ我宗を議するに、かゝる物をさはかり見てさこそ嘲りなん之をたゝすはおかじとて、折から彼岸會の時なれは寺々の談議に道理もなく、淨土宗を誹謗せし事法にも過たり、嗚呼彼宗徒如何にして是程まて愚痴邪執なるやとおもはれ侍る、在俗の男女ことにかたくなにして多くは嗔意に安からぬさまいと不便なり、今年東都邪術の蓮徒有て獄につながれ京師秘傳の餘黨ありて詰問に及ふとなん

○脊暇錄風爐子をいへり周繞して風を通するを以てなりと、一說に形像烽爐子と名付理亦近しと云々(異邦昔はひき茶の湯をわかし今は葉茶を煎する具とす)

我國風爐每に用ひて湯を煮茶を黠す、名義知る者なきにや

○或問身體のかゆきは其文字を知る者珍らしからす、こそはゆといふ其字何そや、予曰蠡海集に(宋の

王遠か所選）人之手心抓而不ㇾ痒、人之足心抓ㇾ之則痒者何也、蓋人手心通ニ心氣ニ心屬ㇾ火喜ㇾ動故不ㇾ痒、人之足心通ニ腎氣ニ腎屬ㇾ水喜ㇾ靜故痒云々これを以て知るへし痒の字なり

○桂苑叢談（唐馮翊所撰）曰越の僧靈徹蓮花漏を廬山に得たり、其製銅葉の器狀チ蓮花の如し、盆水の上に置く底の孔水を漏し半なれは沈む、晝夜ことに十二たひ沈む冬夏雲陰月黑差ふ所なしと云々

惠遠禪師山中漏なきを以て是を製せりといへるは、不漏もと漏器に依てこれを作り六時念佛の時刻定られしとなり

○中華古今注に城は盛也所ㇾ以盛ニ受人物一也

城をシロと訓せるは韓人の方語なるか先に記之せし

○青龍幡朱雀幡玄武幡白虎幡黃龍幡は魏の朝より起る（古今注）今是を信幡と云（符は信也四方及び畿內郡國これを用ひしとかや）本と神幡にはあらす

我國皇帝卽位の御時庭上に是を設け立らるゝは四外來朝の儀なり、我尾府東照宮御祭の日此五幡に勾陳幡を加へて六幡立らる（勾陵星の名龍を圖す皈あり）然るに神輿御出の時此六幡を夫となく三所の神輿に二幡つゝ先立て持行は其分もなく見え侍る、同しくは六幡を三所神輿の先にならへ陳て行かは宜しかるへし（東照宮御祭は天子の禮を官准ありし故也諸社の如く私にする事にはあらす）

○古今注に唐の武德貞觀の頃宮人馬に騎り冪羅を着して全身を障蔽す、永徽の後は帷帽を用ひて頭やゝ淺露、後世は繒帛を以て製し身を蔽等の事をいへり、是我國婦人身を蔽ふ被衣と一般なる樣に覺え侍る

但しかつきは全くかたらひにして別の製なし、是上古質素の時婦人出行に輿車なともなかりし時、其被所の布帷をとりて頭にかつき身を蔽ひし事なれば、あなかち異邦の故事をいふに及はすといへとも似たる故事こゝに記し置侍る、識者之を考へよ

同書に女人披帛ス（開元中より有とぞ）是も亦かきりなき體にや

○南唐近事に奇怪なる事あまた記せり、鬼物ありて瓦礫(ツブテ)を打(江都の大廳云々我國も又まゝ有之)

○開元天寶遺事に長安の士女春野に遊ひ歩して名花に遇へは、席を設け草を藉き紅裙を以てたかひに插掛して宴をなす、其奢逸如斯と云々

　我國京師東都春日花見の容奢逸これにひとし、近き世に袖幕なといひて婦人綉衣を掛しも少なからす殊更和州吉野山の櫻花開盛の時京難波人遠遊の輿他國にあらさる所也

○則天の朝政姦幸によれり、時の人之を小兒市瓜といへり、是香味をも擇はす唯肥大なるものを撰にたとへし(我國も俚俗は瓜の大なるをよろこぶ)

○西使記の元の劉郁の所記なり、是元主西狩の事を筆せり(旭烈統軍)其中佛國乞迷の俗をいふに、釋迦氏の衣鉢と傳ふる者は其人儀狀甚ことなる也、所繪の達磨の像のことし、葷酒を不レ茹(クラハ)日々に粳一合を啖ふ、所謂皆佛法禪定す等いへり、竺土は佛跡なれは其餘音流風の殘れるもあるへし、是を漢に傳へ方語を譯し再傳して日本に至り、亦和訓を以て是を說いよ〱遠くして彌眞に近からざる事も多からん、但其正宗を傳へて道を行する人は豈三國の異あらんや、但し我國戒律ある僧の外は大かた白俗と伍をなし、其心其行ひも亦僧家とは見えさる多し、剩へ不律非爲俗家に劣れるもの一二ならす、口にのみ悟道得法を吐て心肝背けるを慚愧せさるにや

○宋の苑成大か桂海蠻志に珍らしき事多し、其中に曰蜑(タン)は海上水居の蠻(エヒス)なり、舟楫を以て我家とし海物を採て生をなす、蜑よく水に沒す繩を以て其腰にまとひ入り得る事あれは其繩を動すを見てこれを引て上く、先つ毳衲を煮極めて熱からしめ水より出れは急に是を覆ふ、然らされば寒慄して死す、或は大魚蛟鼉(ワニ)諸の海怪に逢て觸折れて死するもありなと委敷記せり、是我國海邊のあまと異なる事なし、予そのかみ伊勢のあわかけすか等の島近く船を浮めて、あまのあはびとるを見し、其いたましさ見るに忍ひさりしか熱衲をきする事はあし、是れ春の末の事也、我勢海温暖の海水なる故にや知りかたし、凡そ渡

世さまさまといへともかゝる淺ましき生業如何なる業報にや

○一手の盛を溢と云、兩手なるを掬と云、掬四なるを豆と云、四豆を區といふ、四區を釜といふ、釜の二有半を藪といふ、藪二有半を缶といふ、二缶を鍾と云、二鍾を秉といふ、秉は十六斛也といへり爾雅(孔鮒作之)に見えたり

廿四孝の繪にかまを堀出せしさまを圖す是金。釜を得たりしとあるを、金の重サの事とはしらて字の儘にかまと心得しあやまり也

○唐の羅隱か西同書に家國の理亂は文武の道にあり、昔聖人書契を造りて以て隱情を通し、弓矢を削り以て不伏を威す、二つの物古今の所存然れは文は以て理を致し武以て亂を定む云々、亦曰日の明なる幽にてらさゝるはなし、是を覆ふに重雲を以てすれは光輝覩る事なし、氷の鑑たる來りて斯應するあり是に混するに慘工を以てすれば影象倶に滅す、夫水日の明鑑を以て其常然なる物を失はするは、豈雲土の異を以て其性をうつすにあらすや、人神智の察なる靈ならさるにあらす、徒らに內には愛尙の情を存し、外には憎忿の事を狹めは、是非得失まとはさる事能はす、何を以て是を明らかにせん云々

此等の書甲辰暮春の閑窓に見る故其一二を抄して筆す、反古箱の中に有しかは爰に記す

○或あしたあさましけなる法師の鉢乞ありて我柴扉に立入りし、鉢入れ且食あたへなとしけれは限なく悅ひ出ぬ、我事たらぬ身も彼には勝りけりと思ふも、我なから拙く施を已れか心にいまたいみしき事と思はぬこそ、喜捨の本意にして虛假の念もなかるへき、とにかくに我と我所とをわすれさる思ひ拙く覺え侍りて

散行をおしまぬ我とおもふこそもみにかくるこゝろなりけり

○此秋法皇淨土の法門きこしめしける時遊はされける御製

一念彌陀佛卽滅無量罪といふ心を

ひとすちにおもひしのぶのみたれすはうき身につもる罪そけぬへし
其折からにや出二智惠一亡レ身といふ事を
見よや人おのかえならぬ花の香に折つくさるゝ野路の梅が枝
けにも凡夫己か智を衒ひ侍る故みつからくるしみなすのみか人をもそこのふ事世に多し、殊に念佛者の智者のふるまひすることそ高祖の遺誓にも背き侍るならん、御所の御製おそれあることなから立入らぬ田舍翁迄も有かたく感し奉りぬ
○正親町の一位家(公通)近衛前攝政(太政大臣家熈公)の御方へ參らせましまして、御慰とて繪なと書給ひし(一位家繪よくかゝせたまふ)竹の子をおかしく描せ給ひしかは、殊にめて御覽しましまして何にてもおかしき事一筆なと御たはふれありしかは頓て筆とり給ひて
從一位前權大納言公通
世はしかりつかひやうにて小笠ともさうりともなる竹の子の皮
と書たまひしをいと〳〵興せさせ給ひ、實に世の人のこゝろたかくもいやしくもなりもてゆくは心よりこそなと仰せありしとかや(京人の文の中にこまこまと見ゆ)善惡につけて己れかなすわさ故なり
○さいつ比にか有けむ志水法師
世の中にやすらかなれは身はいやしいやしからすとすめはくるしも
とよめりし今は是さへかたみとなれり、凡は苦しみて貴からんよりやすらかにして賤しからんこそ願はしかるへき、顚倒の樂にも幾はくの事かあらん、歡樂極まらさるに頓て哀傷にくるしむ物を心靜けき草の庵日月何ぞ遲からさらむ、看輕肥流水則電幻之歎忽起見支離懸鶉因果之哀不休と託事觀の言を殘したまひしか、記主禪師のこれそ行者出離最要の事なれとのたまひしに見聞につき善惡にわたり厭欣のたよりとならさるへきかは、空也上人市の假屋にのかれ住みたまひて頭の雪を恥す、世路に走りまた眼前に

僞りをかまへて悔しかるへき後の世を忘れたる市人を見かなしみの涙にたへず、是れ觀念の便りなりとのたまひしとかや、嗚呼幾そたかひ窓を開て落月を看、一生檻に倚りて斜暉を送るとつふやきし人も有けんかし、慈鎭和尙の歌に

町くたりよろほひいてゝ世を見れはものゝことはりみなしられける

と讀たまひしこそ、事に託せる御歌とは思れ侍る

○予此頃町を通り侍りしに、粘うる家へ五十計りなる男の來り買ふあり、あるじいふそこにはいつも獨り住にてさこそ勞し、亦さひしくやおはすらんなとかたらふに、男いへらくひとりある身は事々に堪忍しやすくこそ侍れと、答へしを聞て身にこたへ覺え侍りし(九月十三日)凡そ合家にぎにきしき人は朝夕に心にもとれる事のみ多く、ねんしかねてはいとみ腹立、いとゝ胸のうち安からぬ、彼堪の字多く書て家の內おたやかなるさま見せし、唐土人の事まで思ひ出されし、百忍してあやにくなる家をかへりみんより、獨身にしてやすらかなるへきこそあらまほしけれ、彼男か答へおもしろくそ侍れ

○或人念佛して決定往生すとはきけとも、われ決定とも覺えすといひしに、快音上人(大雄十九世照譽)顯譽大僧正へ人來りてその如く申侍りしに、御坊はいへらくさらは往生はせましきと決定せられけるかと、彼人答へなかりし、これをおもひたまへかしといはれしと語れり、げに往生につき輪回につけ一かたに決せる人まれ成にや、人みな〳〵にそらくして老つくす身を省見ぬ・我人あやにくにはつかしけれ

○前禪林賜紫祖範浣鷄上人今年乙已夏より老の病いとゝかさなり、文月の末にたのみなく見えし、弟子等いはく今に御かきりこそ近く侍るらん、日來口すさみたまひし御歌なといまはの際一言辭世に殘し置たはさるにやといひしに、上人打笑ひて年比いひすてしことのはこそ皆我辭世なれ、此外に亦何をかいふへきされはかくこそとて

夢裏之漫　　如幻之生　　八十餘歲　　彌陀一聲

世のうきはわすれはつとも西の空にむかへの雲の道はたがはし

と唱え其後彌陀經を誦せらる、各助音せしに西方段にいたり無量壽佛と誦して聲止まり息絶たまひし（七月廿四日申ノ下刻）とかや、類ひなき往生の相ならすや（去年彌生の末東山退を隱して今は南堺泉の十萬寺にましませし）かく聞まいらせて、年頃の勸化の折ふしの和歌今は耳にのこるかたみと名殘も盡せす門徒の方へ申送りし

むらさきの衣の色をそのまゝに雲と染なすにしの山の端

賜紫の時雲ならはうれしからまし紫のころもの色も、かり初の世にと吟たまひしは雲のうへまて聞えしとなん、退隱してしはし醍醐に假住の時よみて參らせし

むらさきのころもの色も此はるは藤にゆつりてすみそめの袖

上人のかへし

むらさきのころもゝ今は脱かへて竹のいほりにすみそめの袖

ことくさおもひ出られ侍る

幻隱師予か歌を和したまへるよしにて

雲ならばといひしも今は夢なれやむかへの花に身はうつして

○尾州　土田村　百五十貫　清須村百五十貫　津島村　貳百貫

右は翰書禮要集の五斯波家知行之書出案見えたり、是は當時の高にして分錢の法也

○埤雅ニ牛耳無竅以鼻聽之易林云牛聾聵潜確類書ニ云牛以レ鼻聽蛇以レ眼聽語云蛇聾虎䶕其以此乎云々

○淮南子云兎絲無レ根而生、蛇無レ足而行、魚無レ耳而聽、蟬無レ口而鳴、有レ然之者也云々

凡そ鶴鸛白鷺の類ひ足高き鳥は交はらずして胎孕し、蛙は陰なくして交尾、蠶は食て不飲蟬は飲て食はず、陸鳥は雌雄陰同しく水鳥は陽物を備蝶、諸花の蘂を嗜ことを好めども蓮花を外にす、猫諸蟲を

くらへども蟾除を除く類ひ、己がさま〳〵異なる事侍り、蝶は飛事ゆるやかなる蟲故交尾て兩首そむきなから飛行す、蜻蛉を羽力はやし蝶の如く交りて飛ならば必はなれなん、故に雄尾を雌頸にかけて同じかたに飛ぶも化功の妙といふべし、或人問とほう雌陰は頂にありや、曰細に見れば雄蟲來て先雌頭に尾頭を懸る時、雌蟲尾をまけて雄蟲の腹下に附して交る、雌尾伸て後起翔る共離れさるは欲いまた盡さる間か、水邊に至り又數々尾を曲るを以て知るへきかも

○劉(深貌)物を強くはまつて精出す事をりうと精出すといふ、此字を書歟、深くはまつて其伎をする事なるへし詩溱洧劉其清矣

○弘仁承和之間傳聞唐國有二白居易一、工レ詩而其集未レ至云々、弘仁帝時白氏文集一部獨藏二秘府一、世未レ有二睹者一

或記にかく見ゆれば白氏文集は弘仁帝の時初て渡りしと見ゆ

○土輪則俑也野火宿彌初て作りしとなり

亶董舖(ヒトガタ)(‥ウグヤ)　足夫下所(ヒキヤクトドケドコロ)　華子(コツヅキ)　昆盧殿(ダイブツ)　舖金(キンハクイタ)　蠻狀(ゲイタルスカタ)　禿驢(ボウズアタマ)

兌舖(リヤウリヤ)　轎夫(カゴカキ)　躄者(イザリ)　行李(タビニモツ)　煖帽(ワタイレズキン)　廚下(ダイドコロ)　溲愳(フンクレル)

井匠(イドホリ)　牌(カンバン)　救火衣(クワジバヲリ)　觀場(ケンブツバ)　縱拜(カイチヤウ)　倒垂鬼(ミヨシニウドウ)　念珠(ジユツ)

估曰(モノノネウチシ)(テノイフナリ)　焙盆(ホウロク)　昏倒絕暈(メヲマハス)　刀箙(ヒキハダ)　保人(ウケニン)　夾剪(ハサミ)

鹽尻　卷之七十八

○落桒風（アゴノカケガネハヅルルナリ）醫學綱目に頰車病と呼び、外科正宗には落下頰といふ
○余以レ手爲レ口、君以レ眼爲レ耳、東坡か聾龐安常に字を畫して見せしめし戯語叢話に見ゆ、聾に語んとする人席上に指して字を書して見せしむ、漢和亦同し
○舐ニ樊噲之盾ニ可ニ何治レ怯鼿ニ西子理ニ可ニ以療ニ悪是東坡か文也
○或問中世以來武家釆地永樂錢幾貫といふ、凡一貫は秋米幾石に當れる、曰代々所々によりて不同有之是を分錢の法といふ、たとへは毛利元就相井隱岐守へ下せし感狀には分錢八貫之地相井隱岐守於南桑内爲給地被遣候全可爲知行者也

弘治三年十一月廿五日　赤井左京等五人連判也

分錢天正の石直しに東國は一貫九石西國は一貫八石と云々、但天文の比は三州邊の分錢一貫十石なりしにや、予か先天野賢景天文十九年三州大濱にて五十貫文の釆地を拜す、然るに其納得は五百石の地なり其後東海道の分錢五貫百石の石直しなり、甲州邊は石直し尤少し一貫四五石の時有しとそ
○或問後水尾院江州永源禪寺へ御硯を御寄附ありて御製を添させましますと、其御歌いかにやと曰、先に聞て物に書付け置侍りし左の如し

法皇御硯の御記

硯のよはひはよをもつて數へしるとかや人のよさしもみしかきに久しからまほしきことよ故院の常に御手なれしものをと思へは座の右に置ていつしかはたとせあまり七とせになりぬいまはとて永源寺の住持にゆつりあたへて彼寺の具となさしむおのつから經多羅尻書寫の功を積はなとか結緣にならさら

んと斯なん

海はあれと君かみかけは見るめなきすゝりの水のなかれかなしも

我のちはすゝりの箱のふたよまてこはつたへこし記念とも見よ

かく遊はされて遺はされしとなん、故院とは後陽成院の御事なり、おほけなき御事なから御製至孝の御すかたもいちしるく、愚なる耳にも心にそみて覺え侍る

○餤（胡斬切）趙叔向肯綮錄に餅中の豆なりとあり、是今いふ餅の中のあんなり

○登はのほる也登は器なり

器の登は肉にしたかふ久なり、癶にしたかふ字と同しからす

○人情毎に禍を避るに數々たる事和漢古今皆等し、一度の感ありてより貴賤揭忘に心を惱さるゝもの理を以て諭すへからず、嗚呼其中我國厄年の說有て尊卑皆おそる、異邦も亦年忌の說ありて甚拘れり、我國（男四十二女三十三）異邦（七歲十六廿五三十四四十三五十二六十一）と忌年同しからす、されは男は忌雙女は忌隻なんといふ事、陳繼儒か群碎祿に見へて北齊の李渾か弟繪六歲にして入學を願ひしか、家人等偶年の俗忌を以て許さりし事あれは、其來る事も久しと見ゆ、冠笄の吉禮にも男には偶年を忌み女には奇年を忌し（我國厄年の說も是に等しきにや）すへて禍福命あり、豈俗忌にしたかひ愚に是を信せんや嗚呼まとへる哉世人

○藤瀨使府記

尾西（海西郡）長岡庄藤ケ瀨邑は横井家歷桑梓の使府也、其遠祖賊を攘ひ民を治めて爰に移り居れり、横井家當時　東照太神君に仕へて駿府に出仕し、慶長中敬公封國の後府下に屬し參らせらる、されは其地東西狹く南北長し、四邊川流通し堤封廻り圍めり（東は木曾川の末西は長良川より來る北のかた小川流る）凡そ佳境梅早して北に地なく、行人霞に鞭うちて春を領し、勝持柳編して東又東、篙工風に帆かけ

て綠を渡る、すみれ開く叢にきゝす鳴、花ちる里にひはり伴ふ、青葉の木末茂り行程子規閑夢を呼て草の菴に昔をおもひ、蘆間に亂るゝ螢火自殘卷を照しつへし、蓴菜淸く浮んで鱸魚流れに上る、早苗取わさしけく魚火浪を焼かけにいと〳〵めさまし、金風旣に至り玉露やゝ落て尾花打まねくけしきえならず遠く越路の雲を分し初雁の音にはたか玉章かけて來ぬらんと忍はれ、靜けくすめる水の面には一葦明月を載て歸る、野もせの蟲の聲盡せぬ物からわさ田かりほす民の笘屋もいつしかあはれにうつらなく、野邊こかれわたる林風に傳ふ遠のきぬたはちゝの思ひを碎き、しくれに染る岡の紅葉は色々の錦を織る、袖寒き朝戸出の雪にうつろひてきのふのまゝの野山ならぬこそおかしけれ、寒塘の氷におしかものあらそひ鳴こゑも近く、淺茅枯ゆく霜のうへに月細く殘るあしたのみかは、四時の佳觀其心を慰するにあまりあり、又はるけく東北を望めは猿投翠晴て木曾のみ坂雪白し、眞かみの岑こそ本州第一の高ねなりける、越の白山半秀て稻葉山立わかれゆく雲のたゝすまひいと興あり、西北は伊吹の嶽ことにいちしるく西の峰は養老の名になかれて瀧の糸長く雨後の詠しろ〳〵と見ゆ、菩提山多渡の根につゝきて伊勢の山と海原猶同しく遠にしもあらず、嗚呼夫景に對して情に關り、時に逢て觀を起す、壯にして毎に遊吟すへし老て心歸休すへき勝地なり、然のみならす第四蓮界をもふけて靈松山西音敎寺と號す、吉水の流れ淸く善峰の月澄り、邑主其高曾以降の佳城を營して世家の無窮を期す、兎東福門を嚴にし白髭春日の兩神を鎭す、松高して風萬春の綠をそへ、竹直にして霜千秋の色をかさねなん有さま尤めてたしや、主人一筆の記をなん需られ侍るに應して、つたなき詞をちらして中々勝景を塵し侍るもいとおこの事なりける

幾ちとせ君かあふへき春秋の花と月との詠めたえせす

正德甲午秋　　白華園散人

○俗に云白子といふものあり、生なからにして白毛なるは人妖に近しと五雜俎にいへり、兪辨か續醫說に是を社公と呼へり、其女なるを社婆と云、周蜜癸辛雜議に近時社公多爲₌回々₋所買、或云其腦中有珠と

社日受胎の者肌肉純白鬢髪雪の如しなんと愈辨いへり、されと徐巽か胎育産化論、褚氏か遺書等には社日の事なく侍るとそ（北山醫說）

○渡邊源吾綱は源融公の四代源次充か子なりしを、仁明源氏源敦養ひて子とす、故源系圖兩所に出たり滿仲の女を娶て賴光に與力し、萬壽二年二月三日卒七十五歲云々

○周必大二老詩話に夜雨稀聞々耳雨春花微見見空花と云一聯は老人の視聽をいへり、嗚呼耳目のみかゝらんや、謝肇淛か老人の拗に（文波搜抄）

夜不臥而晝瞌睡　子不愛而愛孫　近年不記而記遠事　哭無淚而笑有淚
近不見而遠欲見　打却不疼不打却疼　面白却黑髮黑却白　如厠不能蹲作揖却蹲

是老人の友なる郭功父は亦此外に種々の拗を記し

不肯坐多好行　不肯食軟要食硬　大事不問碎事絮　少飲酒多飲茶
暖不出寒即出　（鄞川志に見へたり）

○轉注之器　楊外菴曰若漏扈之類云々
按するに漏扈は和俗所謂上戸也
木肘（テン）（磨礬を挽施らす木なり俗に云ひき木輟耕錄に見えたり）
榛（カキタテキ）（燈炷を挑（カヽク）木俗にいふカキタテキ代醉篇に出唐韻には火杖といへり）
發燭（ツケギ）（京の俗硫黃木といふ田舍に付木と云委巷叢談に見えたり元杭州より始まりしよし云々）
白耳（カレタルキノコ）（酉陽雜俎にあり俗香を燒時此物に火をとりて香爐に置き香付と呼ふこれなり）

○凡そ鳥の雛卵を脫すると其まゝ餌を啄む物は卵中より毛を生す、脫卵の後親鳥にやしなはるゝ鳥は毛を生せすして出ゝ、予か季子韶景之を分ちいへり、先人も此事をいへりや否や心を付て見るに果して然り

○居敬窮理とならへ說れしは謝氏よりはしまれり、朱子之を稱し給へり

○我國分錢石直しの祿法近き代國によつて不同也、永樂錢を以し法とする事應永中に初る（永樂は我應永に當る）應永十年（八月三日）明船此錢を積來る、夫より慶長に至りて二百餘年永樂錢直を貴し、他錢（ひたと云）は賤し、此故に在々所々永樂惡錢の撰ひ民あらそひやむ事なかりし、天文十九年相州の北條家令を下して永樂の外用ゆへからすと云々、關八州皆是に習ひしかは他錢は上方へのほして關西の諸國仕ひし、豐臣家の時又永樂と他錢と交へ遣ふと雖とも、他錢四五錢を以て永樂一錢の直とせしかは、善惡の撰ひかまひすしくて民安からさりし、慶長十一年（十一月八日）我國家東都に令を出して永樂錢を用ゆる事を禁したまひしかは、民のあらそひやみにき、我國錢を鑄て行はれし慶長通寶是也（永樂のえらひ五十七年の間か）其後寛永三年に寛永錢を行はれし後今諸國に通用せり、是永き昭代の典則也（金の小判頃日其輕重をあなかち正し疵あるを撰む事甚しかりし享保十一年の秋令を下して金をえらみ重さの至らさるをましを取る事を禁せらる）

○天文以前東國の武士の風俗、中世鎌倉柳營の餘風を傳へ習ひし、鐵醤を以て齒牙を染し（當時合戰首實檢の時もはくろめせし首を上へ直せしと云々）亦はつしきとて木にて剪（ハサミ）を作り、首髮ぬきうすろかし鬢毛を五味子蔓にてかため、髮の末をもみふさの如くにゆひ（あるひは付髮とて別に髮末の如く作りもみそめて花ふさの樣にせし）衣裳も素襖をのけ、ゐもんとてゐりをうしろへ引さけし（小袖はかり着する時も背の見ゆる程ゐりをのけて着するをよしとす）袴腰は引あけて後ろゐもんとて、うしろ腰の間五六寸程ありし、また長柄刀（柄目の先にさしつかへる程にせし）とて柄長くしてうてぬきを入し（太刀の製を爲して製す）その樣殘れるにや、慶長の頃書る繪（浮世又兵衞等か）其姿ありて今より見れはいと〳〵おかし、寛永中に書し物かたりに、關東侍の風俗さへおかしきに、今見るならはいかにといひて笑ふ人あり、實にもと見馴し愚老も今となりて見るならばさゝあらんなと筆せり、凡そ元和寛永以來年を經て諸士も商人も首つきより衣服の製さま〳〵に改まり變りて同しからず、近き延寶の頃と今日と亦其殊な

る事多し、當風とて時倘するすかたも數十年過て見もし聞もせば、今の百年前を聞如くおかしき事多かるべし
上下のひたのためやうなと、小田原の北條家の諸士する所を關東多くまなひしとそ、或人肩衣のひたは信長公より始まると（織田貞置老人いへり）されども今少し前より有しや、但し上下のひたとははかまの事にや知かたし、亦五味子蔓をもつて今男女盛に髮をかたむ、是も亦中世よりせし事と見えたり（伽藍の油とて臘にて煉しもそのかみはなかりし）この頃聞く三州某の一ト谷はひなんかつら取つくしけると、京師難波東都は更なり、所々の都會及ひ田舍の末々まて婦人これを用ひざるはなしとかや、是もまた一時の妖草といふべきにや
○元祿十六（正月初）京師（油小路二條上る）の工人（屛風屋七左衛門）男子（十二歲長三郎）俄に發熱し日をへて心立直りしに、腹中物いふ聲あり、合家おどろく人のいふほとの事を答ふ、彼子毎にあらそふ藥禱を盡して驗なし、一醫（菅玄際）見て方書および雜記の中に此疾あり、應聲蟲是也、試に藥能へんとて雷丸の入し湯藥を三貼を調して服せしめんとするに、腹聲大に拒みて其藥用ゆへからすと云、頓て急にのませしか次の日より聲やゝかれしまゝ、彌是を用ひしかは日を經て聲絕し、一旦厠に登るに肛門より一蟲を下す、形蜥蜴（トカゲ）のごとく額に小角あり、走りてはたらく其親やかて打殺しぬ、病者六月の末に快本服せしとて、奇疾さま〳〵にして人身をくるしめ侍る事和漢の書に間々見ゆ、養林の上人唐土此疾有出所さま〳〵記し、人間の身中にかきりなき諸蟲ある事を書せり（別に一冊とす）元トより穢しき身とく思ひとけはあさましかるべきを、うつくしく思ひひかみたるこそ愚に侍れ
○同し八月土佐の津へ蠻船漂流し來る、守より船を出し何國の舟たる事を問はしむ、言語唐音にあらずして曾て通せす、日本船を見て其怒れるけしきなりし鐵炮を打出して敵す、守よりも銃を放して去らしめんとするに不退しかは、兵士あまた出し大銃を以て蠻船を打破る、船頓て燒人皆沈みし、やかて關東

に啓せられしかは褒賞の典行はれ、兵士に白銀時服を賜ふくはしくは別記す

〇なまくさしといふ文字水產の物には腥の字を書禽獸の肉には膻字を書へし

〇晋に饌食を一頭といふ(劉孝威謝賜宰食一頭の類なり)これを元明には食一筵といへり

〇明の姑蘇の張文元か繪美婦人を描に妙なりし、明人曰其工綽約明媚人をして神魂を飛せしむ等いへり彼繪にかける女を見て心を動かすと貫之のかける言にひとし、我國の畫工繪かける春意便面をもろこし人精絕殊詭たりといへり、今京師東都盛んに之を描て人をして淫を敎ゆ嗚呼

〇開元通寶の錢は歐陽詢か所書錢のうらに三日月のやうなるかたちあり、是は唐の高祖の后文德皇后の爪形なりとかや、後世錢文寶の字を用ゆる事開元錢より古今重之故藥に用ゆるに古錢は開元錢を第一とす(藥には五百年の外を得ものを用ゆと時珍いへり)我國の古錢萬年通寶神功開寶隆永永寶は開元の製に異ならす、もし和人にして藥に古文錢を用ゆる事あらは倭錢の中神功等を用ゆへきにや

〇我近世の俗婚禮納采の禮を結納とよふ、按するに韻會の壽の字の條下に古人以物結納人必曰爲壽云々結納の熟字はあれとも訓と音とに呼も是にあらずといふ人あり、按するに近世迄婚を定むるしるしに婿の方より酒肴及衣服等婦家に贈るを言人(イヒイレ)と俗にいひしかく入るゝの意也、夫をゆひ入れなりと訛しより結の字を書にや、今は貴人も皆結納の字を用ひ給へは物知顏に非とせんもおこの事也、時俗にしたがひて又其本をは知り置へき事也

〇明の殊宏所述の正訛集に異邦の僧老爺と呼を尊稱とし、和尙と呼へは己れを輕んするとするの訛をいへり、老爺は官府の號僧の宜敷所にあらす、然るにこれを以て稱呼とするもおかし、我國劍術弓射の師を和尙と俗稱するも、かたはらいたし、是茶道の名ある者の禪に參し、風顚漢の氣象ありしを和尙と呼しより師となり、物をしゆる者をは和尙といふと、こゝろ得ぬるも又おかし

〇或云不律の僧寺院に女を隱し置を大黑と云とそ、俗にハネを祭るといふ誹語なりといふ、予曰然らず

功能文軌に大黑の事をいへる條下百味斷五更呼不知衆多人供すといへり、惡僧女を隱し夜更人知らす食を與ふるゆゑとかや、此名目日蓮宗より起りしとそ一笑呵々
○或人云阿蘭陀國の名萬國全圖になし、紅夷を以てヲランダと呼ふ、然れとも或書に紅夷と阿蘭陀と種類同して一地にあらずと如何、曰華夷通商考と阿蘭陀は惣名にして、其內各別の號多き事を記せり
○ヒジリとは秀識といふ稱にして我國秀才の稱なり、聖の字に訓して夫より僧のことくのやうになれるは訛れり
○フシハカヒとは節奏の和訓ハカセを博士とこゝろ得ぬるは誤れり、栢子の轉語也（フシハカセトハホトヒヤウシトイフコトナリ）
○劉氏鴻書に高麗ノ學ハ始於箕子、日本ノ學ハ始於徐福云々、按するに我國文字ある事神武帝の前より傳はるへし、然らずは豈甲子を記すへけんや、何そ孝靈天皇の御宇に文字始まるといはん、されとも聖學其正を傳へて萬世に被るものは王仁を以て祖とすへし
○僧は和俗云問屋なり、閩書一百四十六島夷志に見えたり
○居停主人　和俗いふ借屋の家主なり（類書纂要十に見ゆ）
山伏　我國の杣なり（同書十三）
餅師　餅屋なり　（同上）
小業　味噌屋也　（同上）
○人の資稟かしこきを頴利といふ、此字出所ありや、按するに類書纂要の四に伶悧といへるものなるへし、注に俊悄の人をいふよし見えたり（秀過萬人曰俊悄縮好貌）
○熱田八劍宮造替は三州長篠御凱陣の後此營あり、信長公柴田蘆毛と云馬を神馬に率せ給ひしとそ
○正月十五日淸涼殿の前庭靑竹を燒（吉書を以て同く燒く）十八日竹を飾り（摺扇等を結付く）唱門師大黑

松大夫(一人翁の姿二人嫗の姿)鬼假面を被り、赤毛を蒙り三嫗と大鼓を携へ二翁逐舞て打之、童子二人囃之止牟止也祝ふといふ、本は大内裏の時神泉苑にして歳首の毬杖を燒し、優人法成就の池とはやせしとそ、然るを三元張と書て異邦上元の然燈に牽强し、左義長と書て道士釋氏試法左釋勝故事有筭言は皆附會の俗說なり(法成就のはやしの事つれ〳〵草に出)

○往昔民の貢する所は稻何束と數へし、中世は何町といひて米數はいはさりし、鎌倉將軍家の時は賴朝卿惣追補使となりて天下の貢を左右せられし、或は幾町を賜ふといひしも後には錢幾貫を充なといひし事侍りし、其後の賜祿いにしへに異なり、足利家の時また一變し織田家戰國の中に立て其威も他に異なりし、武士の祿を賜ふ事米穀町貫にもよらす、只南は何を界とし、北は其地東西其鄕を限ると四至を定めて知行すべきよし折紙を賜ひし（亦同輩の人々なりしかば殿と書給ひし是は賴朝以來の例にして今出身の家人といへども殿の字を書り名印を用ひ給ふにや)羽柴家は亦格別にして損益を考へられし、加賀の前田家及一時出身の家は各自法もありて同樣ならざりし、前關白秀次尾州を主維せられし時祿を與へしめ、上田下田を組合せて知行せしめられし、此故にたかひに諍論の事も出來て、傍輩の中不和なるもまゝ聞えし、然ども秀次は生得利慾の心うすかりし故、損益におほれて法を亂るへき主にてはなかりしとそ、この故にしとけなき事過て秀吉と每は心よからざりし事なりとなん、秀吉は大慾心の漢なり、諸士の知行賜はる際上下の田をつき合てならし割（地頭は六分百性は四分）あたへ給ふ事は、大かた秀次の爲せし所に起りて法となり侍るにこそ

○論語爲政に攻異端集註に其率天下至於無父無君、此至の字其の字の下に有そうなものなるに、天下の字の下にあるは何そや、夫率天下は好にも惡にもあり、聖人は人倫を明にし給ふ、揚墨異端は人倫を滅す、こゝは揚墨か道を以て天下を率る事をのたまへる故に、天下の字の下に至の字を置たまへり、かゝる文字の置やう意味あり看過すべからず

○　文命東堤碑

相之酒匂川會同百川、東入于海富士筥嶺鎮其南、大嶽丹山連其北、實關中之襟帶海東之喉咽也、寶永已亥之冬、富士山東南之隅土中發火、沙石飛數百里、盖硫黄之氣云、其災傷之處及關東八州之地、不見靑艸者數百里、深者驤丈淺者盈尺、武相之間是甚、酒匂川遂壅、其後此年大水、堤防悉沒、以故居民流亡者二十有載、于此

朝廷方求治水者、以欲爲生民興利除害、享保丙午春二月丘隅欽　命來載于此、乃大興人徒以搏土、乃因地勢疏水循水性導河、既平可蓺人始地著、乃告成功雖然不有　神佑　安能保不壞于永久哉、謹按昔安貞二年勢田判官爲兼奉　勅治水、建　神禹祠于鴨可舊章可據、故今累石設神坐于堤上、越四月朔四方氓庶傳聞其事、不期雲集、膜拜者弗已其時上功未金竣、則揭畚鍤以擬祭祀、丘隅乃與民約曰、肇自今歲以逮求々每値四月朔而之老幼男女徼　神之惠、來拜者各運土石以爲神事　神其豫哉、乃降福于下民、於穆弗已則水不失其常、地平天成穀登歲豊乃納、而貢賦仰供公役育而父母妻拏俯全、私恩修而孝弟和而隣里詞訟不興、盜賊悉戢疾疫弗行災傷永弭皆　神之惠也、伏惟　神昔治水娶于塗山辛壬癸甲啓呱々而泣、弗子八年於外三過其門而不入、股無肉脛無毛、是獨何心卽以治水安民爲其心也、故今而輩運土石以寞堤　神豈弗饗哉、夫　神配諸后土與天竝隆、雖萬世尙新故神卽后土之神也、威靈甚大而輩、凡有疾患事故誠虔禱之必有効驗、則各量其力負土寞堤履而固之、以賽　神功勿伐堤樹勿動、堤土寧埆一塊勿損、一毫凡而輩務所以鞏堤防者　神之所悅也、神豈貪粢盛乎、又唯而輩之誠耳、聞者悅而退、已而事聞　敎曰可賜金而兩以爲其資乃付諸治堤之民、得永弗怠其事、且植桃李梨栗于上以爲籩實於戲　聖代視民如子則　神之心卽朝廷之心也、因名其堤以文命勒石以詔後世、時享保丙午夏五月二十五日

武州橘縣川崎　冠帶老人田中丘隅敬識

東都徂徠先生奉　敎刪潤門人平義質書

文命西堤碑

故岩流瀬堤大口堤今改名曰文命堤、(丘隅)欽銜官命來修之、肇建　神禹祠因以名之事詳東碑、其賜宦庫金二十兩其華栽桃李其果植梨栗以爲歳時祭祀之資也、乃令曰百爾子弟搏上運石、歳以爲例補罅漏而賽神勉旃勿怠遂勒謹告諸千歳、武藏國川崎田中丘隅立

東都徂徠先生奉　敎刪潤門人平義質書

丘隅武州川崎驛長田中兵庫

徂徠物部茂卿荻生惣右衛門

義質三浦平太夫

○孟子萬章下交際の章の問に、交際は(禮義幣帛を以て交接するをいふ)固り恭〳〵して辭讓も亦恭とす乃ち之を卻(カヘス)事あり是を卻して不受者をは人便以不恭とするは何そやと、孟子の答に凡そ人の餽を處するに故なくして卻るものあらし、もし尊貴我に賜ある時已か心に竊に其賜物の自て來る所を計り、疑て此物を取るは義に合か抑不義なるかと、曰必す所取義に合て後是を受く、然らされは之を卻す、是今の世の人下箇(本ノマヽ)自己の廉をのみ知て尊者交際の餽物の恭を省見す、夫尊者は恭を以て我に賜ふに我方よりは逆に其非義を探り、尋ねうたかひ計りてこれを卻る是刻薄の意を免れす、其物を鄙んして其人を輕んする也之を以て不恭とす、故に君子は尊者の賜物に於て受へし則受て卻さる也といへり、私曰凡そ君父の不是底を見さるは臣子忠孝の誠意也、然れは君父の恩賜はたとひ如何なる物をも忝拜受すへし、此を以て知れ假令君より夫ならぬ事に俸祿を沒收し、官職をおしさけ給ふとも、一念の恨有へからす、父母我につれなくとも其心に違ふべからす、然らすは義に於て正しく理に於て曲すとも、亂臣賊子の分齊をのかる

へからす、亦我身に災禍病惱あらん時も貧賤患難に遇ふ時も天を恨み天を咎むる心なかるへし、大方學者廉の名を立て名分そ義理そとて自知り顔なるは、一箇の我執に局して臣子の情を忘るゝも多きにや

○享保十一初秋の季へ東都にして、松平信濃守主の家老諸岡常右衛門を用人久布目文右衛門双傷して自も刀に伏しける、是諸岡毎に邪慾にして人を苦しめ簡略の名を假て民を惱し、領内家中恨みに不堪しとゝそ、貞享の初堀田家を稲葉某營中にして誅せしと一般の事にや

○諺に猿の狂言は見ぬからおかしく侍ると也、寵厚蒙りし人等のいへるは、君恩山より高く海より深し戰場に一命を輕んし忠を抽んてゝ、平生も御爲疎かに思ひ奉らしと、かくて其人の行を見れは諸士をなやまし百姓をせたけ、君の御藏に財多く聚るを御爲とし、善人をしこちおとし佞人をすゝめあけ、己れか黨をむすひ勢ひ猛ならん事を欲し、萬ひいきのみにしてやはらける事なく、實に此志を以て萬人君一人を恨る事限りなし、是心は君臣實は讐敵なり、せめて其身一人か戰場におもむきなは日比の言にも恥もこそせめ、勇士は己れに媚されはしか〳〵詞かけす、怯者も詞を盡しける時は不淺親しみけり、かくあれはあらかしめ先其そなへ違へり、寔に古人の損益をも聞す武略にもうとく學文にも闇くして、君の爲をおもふといふは猿の狂言に同し見ぬからおかしく侍る云々

　太閤記　小瀬道喜か筆記(元和二年)に見えたり、此記其世の事を筆して人の心得にもなるへき事多くあれと、今は見る人もなくや侍る、聖賢の事を讀こそ難からめ、せめては是等をなりとも見て我身を省は、君に仕へるものゝ便りにも成なん嗚呼

○今年畿内及ひ濃尾のことき八月の末に至る迄風雨の災もなく田禾豊登せり、然るに九州は所々洪水の聞えありて、七月六日より十一日迄筑後など大雨風雷水大かた平地に丈餘りたかく、四國なと盡く損せし薩摩かたも同しなと街談まち〳〵なる、尾東の地三遠は所により日てりに稲枯し所も多かる、東西風氣同しからす愁喜も亦異也、浮世のすかた常は斯のことし何をか見て深く事に執し侍らん

○丙午重陽菊未開といふ事を人に勸められしまゝ

　雨寒きまかきのきくは咲やらて秋よすゑ野の露そかたふく

○十月殿下(一條綱平公)御辭表右大臣家(近衛家久公)關白宣下ありて左大臣に轉せさせましますゝ、内府家(一條兼香公)右大臣に任し給ふ、中院通躬卿内大臣に任せられまし〳〵頓て辭表ありし(攝清家の外は此例多し)かは、九條の左大將家(幸教卿)内大臣の宣下を蒙らせ給ふ、同し廿三日新殿下御奏慶と聞えさせまします

○隋唐の書借音の字多し、是を會せすして讀み和點訓をなせし故通せさる事多かるにや(古書借字多し四書の如きは朱子既に書してまとはさらしむ)辨して讀へし

○或人七十の賀せし主殊によろこへるそうたて露消ぬまの命をきたなく執し、猶百とせなと人のへつらひいふを嬉しく思へるさいつ比にや女借子(志水法師)

　なかかれと誰もやおもふ老らくの身のくるしさをかねて知らする

と讀りし事をおもはれしは法師老の後歌の事なとたつねし人のかたへ

　國につく杖にすかりて今もなほわけこそまよへ敷しまの道

其人

　くれたけの猶未かけてしるへせよわかしきしまの國につくつゑ　　幸閑

といひ送りし、老人のこと〳〵に心得顔なるもきゝてあれかしとおもはるゝ、彼法師か常に物ことに今は忘れしなと知らす顔なりしはおくゆかしかりし

○位袍はさら也五衣(イツヽキヌ)なと官家の外は着し給はぬゆゑ、今様とて時倘し侍るもなくや侍る、女房の小袖百年前と今と同しからす、染物縫物昔に似す(予か祖母中和門院の女嬬にて其小袖ふるひなから今家にあり古代の物に近し)人のよひ名よりはしめ萬の器物まて古今のとなへすかた同しとは見すきかす、かは

るましき佛具さへ昔山門南都の古寺に有し物と異なり、建仁の比千光國師人宋より法衣もあらたまりし
とかや（無住老師の記に見ゆ）近世隱元禪師來朝の後萬つ黄檗のすかたを人好みて世に弘く用ゆ、末々
又如何なるへきとおもはるゝ、學文の道も今はひたすらあらたまりて爭ひもます〳〵多く侍るにや
○仲冬廿七日雪降春日の御祭りなりけれはおもひつゝけ侍りける

さそなけさ檜原松はら白たへに色もてはやす雪のたま垣

雪夜和人韻

濶班江光銀界寛　心頭轉不遂回灘　安門無問返猷棹　雪霽扁舟月獨寒

○或人の家にて述懷の歌よみける時

しはし身はたとひ安をぬすむともこゝろのうれひなきときやある

○年くれはてゝ貫首小松うる聲もいそかし、まして事たらぬ宿つらし、貧裡無錢能使鬼古詩吟して人の
方へ申送ける

世のうさをうれへあはせて歎にも猶まてかぬる身そつれなけれ

恨てもまたなくさめつ老か身は今幾ほとゝおもふはかりに

歲暮

あすは來む春もおもはすしたふかなおし見なれぬる年のわかれに

○老去て看る事を怕る、新曆日とはいへと柳眠いつししか春を催し、明初る空のけしきも更にめつらし
元辰戯れに筆を試む

新舊誰分半夜梅　老添歲皷報春來　笑誇雅子滿堂當　三寸黃金盤裡堆

あけてけさ古をまヽの草も木もなとめつらしき春と見ゆらむ

○元旦子日なりけれは

初日さすはつねの松のひともとに千とせのはるの影こそこもれる

南陌祥光紫に東郊瑞靄靑しほとなく渉七の佳辰になりぬ、長懷復舊懷界如院僧正公に申て世をのかれたまひし（十二月廿二命ありし）此春文おとつれてあらましたかはす、世枷を脱し心頭悄然として春自春在る事を知るなんと書て

辛苦鈴鼾六十年　迷岐尋外遺南遷　春風提起吹毛劍　截斷陰魔心始圓

和をまいらす

暮皷朝鐘春幾年　卽今一化歲月迁　世緣絕影江邊柳　三徑花靜竹杖圓

のかれえて春こそ春の長閑さをうきよの外の花にしるらむ

○潜齋老人人日ノ口吟

生菜今朝試欲排　霜凝畦苑卒難消　江邊水碧受春早　苔鮮躍波傍柳條

和

春野有可藜秋挑　鶯歌更唱百憂消　東風雖未解殘雪　新見金花白玉條

○法藏忠律師歲首垂示ニ云

能尅除軟煙粥飯習氣莫誤落節那猩鞋

謝メ云フ　白華翁

歷落春光甚風流　忽對東皇乍慚愳　無着一味阿伽陀　花開西方活佛國

○七月七日牽牛織女二星の事和漢尤舊たり（齊階記博物志以下の浪說也）然るに初秋夜半天に中するものは河皷（三星）織女（四星）にして牽牛六星にあらず、古しへより牛宿の度十一種の星の中に河皷あるを誤り直に牽牛といひしとかや、河皷星は軍皷鐵鉞を主とり關梁の備難を拒く德あり、織女（一名須女星一名婺星）果蓏絲綿寶玉及ひ女功を主とる、然るに二星を夫婦として祭るものは不可なりとかや

○天河　詩(小雅)維天有漢といへり、漢は白色にして遠く河水を望むか如き故に河と稱するは其象なり博物志海と通すといひ、物理論に漢は水の精等いふは虚妄憶説のみ、正法念經に釋提の馬吐ク所氣連るといふは竺土の俗説なり、天經或問に望遠鏡を以てうかゝへは天漢といふもの實に是れ小星の陰れて見えさるもの、然も微にして甚攅聚一帶す、蓋し天體通明映徹するに因て諸星の光を受け、并合して一眞白線の如しといふ、是古しへになき説なり、按するに漢は天の四象の一物體なり(日月星辰是を四象とす)大陽は日大陰は月少陽は星少陰は辰なり、辰とは即此天河にして斜に天緯を絡ひ、微星あつまりて此に係る所以者なり(辰を以て星なきの處とす又非なり)

○近年神道者流か妄談に牽牛織女の河會は本ト我國の故なりと、種々の憶説を造る又一笑すへし、按するに舊事大成經(僞書にして國家の禁也)云孝靈天皇の廿六年正月倭迹日襲姫命無レ夫、而奶遂生ニ奇兒一胞袋不レ破如レ玉、中有ニ男子一清通《スキトホリ》欲レ破、碩而不レ破其夜升レ天成レ星、今在ニ銀河一袋星是也云々、此等齒牙を勞するに足らさる造言也、神道者流七夕まつりの本據とす呵々

○梅雨(埤雅四時纂要碎金錄等諸説一定ならす)一ニ曰甲乙ノの年は芒種の後第二の壬の日入梅廿一日也、丙丁の年は同第二の甲の日入梅七日あり、戊己の年は同第二の庚の日入梅十四日有、庚辛の年は同第二の戊の日入梅九日なり、壬癸の年は同第二の丙の日入梅廿一日是も亦一決しかたきにや、五雜組に三四月の間(淫雨やますして物黴腐するを梅雨といふ、徐淮より北六七月の交愁霖不止を梅雨と云よし、我國いにしへより歌に詠ずる五月雨としらは何そ日數を定むへきにや(俗栗花落と書露入と書くも古しへ無之)十月の時雨と對也(液雨是也)本草綱目に立冬の後十日を入液とし、于雪に至るを出液とすといへるを以て知るべきのみ

○後奈良院の天文廿年辛亥以西已余亞國の蠻客我肥前國に來る、是より契利斯當《キリシタン》か邪敎九國に弘まる、後陽成院文綠中太閤秀吉其人民を欺惑するを惡み、彼主者(伴天連《バテレン》)六人其邪黨(以留萬《イルマン》等)二十餘人を刑

す、(京師大阪を渡し長崎にて磔にす)寛永十四年丁丑肥州島原に彼残徒起りて亂をなす、同十五年戊寅正月城を攻め賊を誅し給ふ、慶安明暦及び寛文始に至て猶餘類ありて諸國に捜し捕しめ悉く刑し、天下に嚴令を下し毎歳有司をして是を糺さしむ

以西巴爾亞は耶蘇根本の地なり、邪徒天竺の南東呂宋阿媽港東埔寨の諸國を取て邪宗盛也、中世以來其國の船我と通商せしか、寛永十五年以來來貢を禁し交を絶たまへり

鹽尻　卷之七十九

○我をあぬ(ワヌ)といふ事久し、日本を倭奴といふも此國の人異邦にわたりし時、いづれの國人ぞと問ふにワヌ國と唱へしより國號なりとおもひ、すべて倭奴國とよびしとかや、唐土人の書しまゝに倭の字を用ひ來れり亦和とも書く

倭(烏魁切にて音煨謹順貌と字書にいへり)

和(戸戈切音禾順階にして温なるをいふ去聲の時は應和のこと亦調和なりなんといへり)

始より我國の爲に倭の字を唐土人つくりて呼しにあらず、既に詩經に倭の字ありて上久よりの文字なりたま〳〵我國人の言葉を聞て音をかりて倭奴と書しばかりなり(あぬとはアはわれなりヌはのと同し)然るに近世我國或書に倭といふ字雅名にあらず、和を以てかへて佳なるよしいへり(唐書に倭國の日惡其名不雅改爲日本と云々)唯是もろこしの文をのみ見て我國の故を考へすいふにや、日本といふもオホヒノモトといふ言(是天照太神の德號にして深きならひある事なり)にして唐の時始めていひしにも非ず、凡そ文字に意なし只々音を假のみ、(梵語の譯字に其音を假ると同し)近年一種の學者萬づからの風を好み我國のならはしを野卑とし侍り、日本きらひあるゆゑに天下といふ言も唐土ならではいふまじきやうに心得、去ほどに異邦をたつとみて中華國抔稱して、ひたすら暦をうけたる臣國の如く、我中津國をおとしめけるは心ひかめるにこそ倭の字を以て不雅とせば何ぞ正史に用ゐ給ひしや、日本紀等を考へ見るべし

倭國造(ヤマトノクニノミヤツコ)　倭大國魂神(ヤマトノオホクニタマノ)　倭姫命(ヤマトヒメノ)　倭直(ヤマトノアタヒ)(此類猶一二ならす)

其他詔命勅書の文に倭の字を用ひ給ふ事每なり、豈一偏に不雅の文字なりといふべき、彼等の學者に對

して角口せんとにはあらず、倭書を見る人の爲にあらまし書しるし侍る（和の字も倭の音に近き故取用ひて互に書し）

京師淺見安正か學もかたおちなる事ながら、彼が中國辨は大に我國に忠あり、護國隨筆等の如く倭風をいやしめあざけりたるには似すや侍らん

○六月九日（巳の時）東都小傳馬町三丁目天火、折節南薫強く北の方へ市井四十餘町、佐竹右京大夫宗對馬守松浦肥前守等の舘をはしめ數十ヶ所、興德寺以下二十餘院委く燒失し、はては東叡山の東金杉みのわに至り申のさかりに火止まりしとぞ、夏日の火事近年聞侍らす寔に希有の事歟

○或人一方の奇藥あり老を退け眼を明らかにすとて調合す、人々ならひ傳ふる事を欲し侍る、其方蓮肉山藥に雀十八羽の肉を霜とし合すと云々、昔鎭江の范氏か妻瘵法を患て死に瀕し、道人奇藥を敎て鵲一百首に藥米を飼ひ三七日を過て其膽を取て藥を合すと、范氏やがて百鵲をあつめて飼まゝ死するものあれば買其數を充、旬日ならずして公用に依て出つ、其妻鵲を觀て歎息していはく、我一人の病をもつて物命を損ふ事百餘に至れるか、其不仁何ぞ甚しき其寧死すとも豈これを殺すに忍はんやとて、籠を開きて放てり、夫婦りて之を聞て怒り責む、妻敢て悔まず、已にして重病を經すして癒たり、初久しく子あらず此年忽孕て男子を生す、兩臂鵲の形したる黑痣ありしとかや、感應編圖說に見えたり、嗚呼物の飛走は猶人の行動のごとく其棲蟄(スゴモリムシゴモリ)は人の寢所に等しく、其巢穴は人の宮室のごとく物の胎卵は人の孕育と同じ、然るに飛を網射し走を逐捉して生を得ざらしめ穴を塡巢を覆して安きを得ざらしめ、胎を傷り卵を破り育を得ざらしむ、殺機漸く熾く手段漸く滑に忍び殘害をなし口腹の慾を恣にし、あるひは病の爲に物を殺しておのれ生なん事を謀る類ひ、これ不仁不慈の極にあらずや、夫國君は春田に澤を不ㇾ圍大夫は群を揜はす士は麛卵(カノコタマゴ)を不ㇾ取旨禮に見えたり、且昆蟲朱蟄(ムシコマヲス)の時火田(ノヤキ)せす卵を取らず覆さす、宗廟の犧牲にすら牝を用ひす、蟲胎飛鳥の類を殺さす等正しく記に載て、聖人物を愛し仁をひろくするの政を見す、

止事を不得して狩するは一つは田穀の害を除き、一つは武を講し兵を治る國事にして、私の遊興をなし猥りに物命を損ふにあらす、世人妄意に殺を好むは聖賢の罪ならすや、況や釋教のいましむる處をや、殺業尤甚しき故に遠庖猶耳を掩て鈴を盗に近しとせり、心ある人よく思はさるへけんや

〇法寶大法師(道式謚號)書紳云害善之法偏宜遠之損惡之道益其用之口無自伐心無自欺勿抱內蠹勿揚外儀欲人之譽畜已之私殺義之始陷禍之基自特其德必有餘議自矜其達必有餘非云々頻鶖光影坐勿消時芭蕉虚質非汝久欺蓮華淨土是汝眞歸云々(天笠別集)

亦彼師の金園集中施食文に惟願面玉鬼王大權勝士慈善重心普攝無量無邊恒河沙餓鬼之衆悉來我所受力我所施無遮無礙淨淸法食云々

〇邪解奸曲の語を說て、人に僞心を生せしむれは必他の善心を損し功德を破る罪是より大なるはなし、とにかくに口業をおそれ、是に付ても一向口稱の聖號おこたる事なかれと、或師のいましめられしこそおのれか云爲も恥かしく覺え侍りし、夫ならぬたに人の聞に違ひて恨みあるへき言の葉もちりやすきを自いましめ侍るとて

あしまこく棚なし小舟ともすれはうき世にさはることの葉もなし

〇世に習俗時勢あり、凡今一衣一幅一器一物一字一語種々の所作區々の所爲、一鄕一人より唱へて四方むらかり起りて一時之に隨ふ事あり時尙といふ(竹窓二峰)もと故事あるにもあらす、さのみもと興すへき事ならねと共世一同におもしろき事とす、異邦も我國もひとしく侍るにや、過し年難波の戲場にて明季の國姓爺(名は鄭成功といふ永曆帝朱氏を賜はりて尊親して爺とよへり故に世に國姓爺と稱せし)軍功なんとありしさまを傀儡師せしを、時人面白き事とし一年見てあかす、此奉も猶同し事のみせし梨園(シバイ)の戲子もまた之に習ひて藝を巧みにせしかは、亦人群をなす京も東都もおなし事をなすに看的(ケンブツ)人大に喜ふ、これより木偶優者はさらにもいはし、萬つの弄器にも此事を作り一時の題話(ハナシ)にも此戲れを打たせすと

いふ事なし是も亦時勢といふへきのみ

○朝廷今日補略二品あり堂上と地下と也

堂上之補略

攝關左右ノ大臣（前職攝閼前官大臣）　內府（前官）　儀同三司　一位大納言（前官）

中納言十人（前官）　參議八人（前官）　非參議（官卑にして二三位に昇りし上は或は前官當職の人々多し）

是まてを公卿と稱す

藏人頭（正四位上に始る辨官中少將侍從等も此事なり）　藏人（正五位上に始る此中に諸官なし）

六位藏人（昇殿を聽し人々）

是迄を殿上人と稱す但六位は別なる歟

地下補略（地下は正四位下に始る）

外記方　大外記　少外記權（大少）　史生　文殿（史生四人之內二人をいふ）召使　陣官人　內竪（兼主鈴）

兵庫寮（兼主主代）鼓師　鉦師　忌部（御倉小舍人中兼之）

左馬寮　右馬寮　左右馬寮舍人（八人）　掃部寮　造酒司　大舍人（字シレス使部）

右を外記方の官人と稱す

官務方　左太史　右太史　左右（大小）　左官掌　右官掌　召使　主殿寮　生火ノ官人　火炬師

松持門部（一人は佐有一人は左舅）　內舍人　大藏省　年預　大工寮年預　近衞府生年預　大藏省府生

左近府鼓師　同鉦師　使部　衞士　御香水官人　鎗鉾官人（同鉾之役人）

四府兄部　右近衞府沙汰人（駕輿丁八十五人兄部之沙汰人共に）　藏人方　出納　內藏寮年預

近衞廳頭　內藏寮官人　同史生　右近府鼓師　同鉦師　御藏小舍人　行事所　戶部主

內膳司　大膳職　圖書寮　主水司　修理職　上南坐　下南坐　釜殿（仕人）

院承仕(御經藏經師)大佛師　給所
鎰取　大工　大針　御牛飼舍人(御車副御車大工)
外記官務兩局及藏人方
典藥寮　針博士　陰陽士　御厨子所預　供御所預　上御藏　下御藏　御壺召次長
院廳同雜色
大經師院(經師)
檢非違使方　判官　看督ノ長　使廳　火長　調度懸　御隨身
伶人　非藏人　上北面(院ノ藏人同非藏人)　下北面
此外院ノ諸大夫親王家殿上人ノ諸大夫攝家清花家の五位六位等枚擧にいとまあらす、衰へたる末の世とは申なから猶九重の官家ゆゝけく物せさせましますにや
○享保二年丁酉五月十二日對馬侍從義方朝臣を營中へ召し朝鮮國五隣好の聘使來ル亥秋中來朝せしむへきよし御年老を以被仰出
○後京極攝政の
からさきやにほてる神に雲きえて月のこほりに秋風そふく
此歌を或上人水想觀の說法にひきしはいとよく叶ひけるにや
○寂蓮西行定家三夕のうたの外霧立のほる秋のゆふくれの歌をそ小倉の百首にも入られし
續後撰　藻壁門院少將
詠るにぬるゝたもとをうら見ても身のとかならぬ秋のゆふくれ
同　源家清
すてはてゝあれはあるよのならひにも猶ものおもふあきのゆふくれ

これらもまた秋夕のあはれなるすかたにこそ、身のとかならぬといひ亦猶といふ一字尤感あるにや

近き比京人諸の玉といふ書を編て秋の夕暮の歌數十首入れ侍る

○續後撰雜歌

本草をひらき見てよめる　丹波經長

おしへをくそのことのはをしるへにて四方の草木のこゝろをそわく

帝王圓圖を書侍るとて　中原師光

神代より今我君に傳はれる天津ひつきの程そひたしき

其家々の事讀るうたは一しほ骨に入りて侍るにや、

按するに圓圖といふは今世いふまる系圖の類ひか、同集にあきつはのすかたの國といへるは日本の事なり、此號三部の本書等には見えさるにや

○九月十三夜雲立おほひて月かすかなり

露落るまかきの菊はうすまりていとゝすかたもたらぬ月かけ

顯輔の春の秋月のすかたは多らねとも(風雅集)とよみ給ひしにや(十三夜のうたなり)

○人々題さくりて曉鹿を　月なから端山の紅葉あけそめて遠さかりぬるさほしかの聲

○眞性院の上人(美濃國伊志良)長月の末にとふらひ來ませし山寺の秋如何にやなと申けるに上人

とふ人もなきやまさとの秋はなほさひしさをまつ入相の鐘

さこそと見る心地そする返しまいらす

さひしさのゆふへはまさる鐘の音もかこちやなれし秋のやまさと

○九月盡　めくりあはん程をたのみしむかしさへとまらぬ秋をよそにやは見し

○神無月になりぬ散積し紅葉のみ殘りてへたてゆく月日いとゝいちはやきに袖さむく何となく哀れなる

あした

　雲はなほしくれぬほとの朝あらし何をたよりて袖のぬるらん

若木の櫻はいまたはくら葉も落盡さるに、野邊にありしとて人の土筆(ツクヅクシ)を贈りし、珍らしきはさる事にてかく時に先たつもあまりに興なくや侍る、水仙花初冬茶人開爐の比わつかに見るこそいさきよくいはん方なし、亦九月も暮ぬ先に見たるはたそかれ前に燈火かゝけし心地そする、されは花は待ほとの心盡しに峰の白雲をも夫かあらぬかとたとるこそ情あれ秋冬のわすれはなけしかるさまにや（八朔梅葉ありて花の見ゆるいとおかしからす）世の中の事もかくこそあれ、時に先たゝすまたおくれさるはこゝろにくし、物の初終りこそ又おかしくもあはれとは見る

○母の植置し橘（うらみかんとて實いと大きやかなる）十餘年を暦て其木丈にあまりてなほみのらさりしか、今年乙巳の秋葉のあいだにつやゝかに橘子を見しこそあはれなき世のかたみなりけりとおもふもなつかし、袖ふれて猶むかしこひし

　しくれゆく秋の梢にあらはれて袖もむかしに匂ふたちはな

○維摩院の僧正退院の事を公府に啓しまします頃（三十七年の擔抑鎖を脫せんと欲すなと書て）

　幾としか頼みし道を踏かへていまよりもとの鄕をたつねん

かくきこえしかは返しとて申侍りし

　踏わけし道より外に道やあるかくもかへるも法にあふ身は

○此夏肥前（平戸邊）日てりして田園あれ、八月暴風ことにあらく／＼しく洪水あふれて稻禾こと／＼く損亡（凡四萬石餘）のよし松浦家より啓せらる、其他九州の地風雨のなやみ大かたならすこそ、浮世のさま年毎に災妖變異耳をおとろかす計りの事いつとても聞さるはなし、かくてうき事しけに過行もあやにくにおろかならすや

○報本會（十月十夜）の頃觀無量壽經を讀けるか厭苦緣の意を
　しのひ得ぬしけき歎きをこり積て世をいとふへき道やたつねし
○府下七寺古藏經の中金剛頂經觀自在王如來修行法一卷（青龍寺東塔の藏經と云々是叡山黑谷の報恩藏なり）あり、奥の題名には阿彌陀佛誦法と書せり、是安元三年四月十三日書寫の古本也（大中臣安長朝臣寄附の經なり）
○去寶永四年甲午三州大濱茶店の者罪ありて豆州大島へ流し遣はされし、其父母は罪なかりしかは所に在し我府下の者（五條町治兵衞）の女十二歳なりしを兼て彼ものゝ妻とすへしとて迎とり置し、流刑の後實父母これを呼かへし養ふへきといひしかとも、おさなき者の打なけきて一度こゝの老人を親とし其人を夫ときく名のありし、今不幸ありともいかて老夫婦のかく便りなきをおもひすてゝ歸るへき、只其儘に置たまへとひたすらいひしかは、志のほとを感して扨月日を送りぬ、うき中にそ人となりてことしは廿三にやなりし、養父母なけきて我子遠き島へ流されて今は十二年にもなりぬ、然るへきかたへ緣にしもとめて嫁せよなんといふに、泪かちにかく年月を經るも今一度あふ事もかなと思ふはかりにてそ侍る老たまふ身の御ありさまを見るにもいかほとの得よはひとも覺えず、其程仕へまいらせてこそ我本意も通りぬへし、百年の御事も候はゝ頓て尼にもなりて後の世をこそとふらひ參らせん、いかてか人に見へ他の家を取まかなふへきこゝろ露なしとていと孝を盡せし、此年享保乙巳若其人命あらは佛の御めくみもあれかしとて、三寶にいのり夏のはしめより經文書初し、さても不思議に彼の男赦免をかふむり國に歸り侍りし、其男ゆるされし日は三州にて經書初し日なりとそ、をとこも其志を感し父母は其命の内に逢ひし事夢の樣に覺へ、女は貞節の心末通りぬるにもいとゝ盡せぬ泪なりし、頓て打より夫婦となりぬ、是世の一奇事なりと其里近き人來り語るを聞て、しらぬ里の物語に袂をしほりぬ、かゝる貞女は閭にも表し侍らんを、末の世とて街談とのみなり侍るにや、さても今世大夫士の家より農商の末々まで女心さもしく

眞正の道はおもひよらすけ也、世の學者なと鼻の程おこめきたるものも大方名利ふかく、不孝不義の振舞多かるにや、かゝれは家の內修らすして彼も是もかたましき事聞へ侍るそかし、夫に佛の利生なといへはあさけりそしりて、已は因果撥無の外道と成なから、聖中の聖の妙法を毀り口業の罪をかへり見ぬもの少ナからす、是等の事今日の事にて虛ならす、いかて貞節誠ありて三寶に祈らんに其驗なかるへきにや、仰て之を信すへし必誹りて冥罰を招く事なかれ

○智鋒僧正退院の事上にも兎角止めさせ給ひし捨世の本意しはし空敷事を

　うきしつむさためなき身のはかなさをふり見ふらすみしくれにそしる

返しまいらす

　うつる身をしはしとまるも世の中はしくれにぬれぬたもとやはある

○光雲院殿大夫人（前攝政家御女我公のうへ）御辭世（八月七日）

　結ひかへぬ時こそ來つれ願ひこしはちすの露の花のうてなに

靜に御十念まし〳〵て御往生ときこへさせたまふ、實に高貴の御身と申つや〳〵佛法にも立入らせ給はぬにこそと、世におもひしによらぬ御詠御臨末のめてたきさま聞なるにも、御宿世の程おもひやられまいらせ中〳〵なる人々の後世の道疎々しきはいと〳〵あさましき事ならすや、女院の往生和漢の書に一二ならす男子の身恥へからさらんや

○勢陽の雲鶴師來りて唱導せらる（西蓮寺）大經の無上功德の釋をねもころに讀し聞されけるも、いとたとく師に一紙を書て送りし

いきしに（生死）の海に漂ひ六の街（六道）にさすらへ（流離）そめてよりいくかへり（幾許）はれ〳〵しき（清淨）心もなくいたるそうき聲（轉歎）をのみきゝてすゝろか（ものさわがしく）なる宿にさうとけはいとゝしつ心（靜）なくむとくに（甲斐なし）恥かましき（無慙）つみうと（罪人）をもすてぬ誓ひとするとなり

こそ聞まいらすものを願無上功徳をさへむくつけき（鈍）わなみ（吾等）をしへ給ひける忝さいはんかたなしや

世上功徳の心を

法の庭ちらす紅葉のことの葉はまたうへもなき鷲の山かせ

師は折からの錦をきたまへるにき〳〵しさをも塵の世につけて、このさう（今生）のめいほくとは露したまはて

これもひたゞけたる（物さはがし）やうにや思ひ給へる、神風の里にしくれて歸るましなんにこそ、雲水のするすみいと〳〵たうとし

あとゝめぬ身とやしくれのふるさともこのたひころも打すてゝゆく

神無月の末　　白華園（信阿）

そのかみ冬の比太神宮へまいりし事なんと思ひ出侍りて書そへまいらせける

わすれすよ御裳川のあけほのにしくれていてし袖の月かけ

鶴師返しとて書送られける

白華園信阿の御許より三くさのやまと歌を詠して給はりぬ、詞の花のよしあしは難波ならぬいせをのあまのしるへきにしもあらねと、心の色の深き情は千しほにも尙あまりけん、かく淺からぬいつくしみを得て、さうなく口をつくみなんもとおもひつくはの山の塵ひぢひろひあつめてかしこき眸をけかし奉るものならし　桒門雲鶴

とく法のことの葉草の露わけて人とこゝろの花は見てまし

○戯寄白華園主翁　　釋六如

遊儒林矣通神道　　窮理歸心入釋門　　難易途殊知棲徑　　自稱人世白華園

和芳韻

江南雪裏梅花信　風月歸來名利所　塵世但無寒机淨　何時去入白鷗園

○乙巳冬

梅先南至白晴軒　竹隔西斜暗頹垣　侯曉宵長鐘半夜　添來花髮豆摩溫

○仲冬十有七冬至適遇彌陀降誕日仍唱一絕

仁勝慈尊降誕辰　一陽今日復金輪　天根轉處十方界　將作無量壽城民

同日香偈

照破人天曼　白毫曉聲開　寒紅花不盡　無量香雲臺

○信は慇實なり不レ疑カハ不差爽なり

○水府の常福の眞阿上人三部經合讃七卷を述し、今玆七月板成て行はる、實に先に經解多しといへとも諍經親等別々に述して三部一手の注なかりしにや、此度淨家鎭流旗義正意の注出來蓮社の至寶といふへし

○清板白骨觀の圖あり新に寫して揭く

位山たかしのはやしもろともにすてゝ行身を何をしむらん

○遇し神無月法皇修學の離宮に　御幸詩歌の御興を催させましく〵ける時

山皆紅葉　用紅字　御製

秋後重來古洞中　台峰西脚野村東　滿山一樣霜楓樹　富錦千秋織得紅

數しらぬちしほの梢かさねあけてもみちそやまをなへて染ける

諸家の詩歌も侍りし其中に正親町一位家

ちらさしと枝に色葉をむすひをく
白紅の瀧の水引

○己十一月四日法皇　禁理へ御幸御遊

左方　参音聲　慶雲樂
万歳樂（窪左近将監辻豐前守）（近富近任）（窪左近将監辻主税權助）（近綱高房）
散手　近任
喜春樂　（高房近富）　辻左近将監（高忠近綱）
央宮樂　（近富近任）　窪左近将監（近義高忠）
陵王　（高房）
退出　長慶子
右方　参音聲　慶雲樂
長保樂（東儀内匠頭多河内守）（兼陳忠音）（林左京亮　東儀左近将監）（廣經兼村）
貴德（林肥前守）　（廣雄）
白濱　（兼陳廣經）（東儀右兵衛尉　多左近将監）（兼雄久連）
新靺鞨　（忠音兼村）　（兼雄久連）
納曾利　（廣雄廣經）
退出　長慶子

○武具を隠し朝鮮へ渡せし賊船荷物の品々如左

一花色綴具足七十領　一卯花綴具足八十領
一黒革綴具足百五十領　一薄萠黄綴具足二百領
合五百領
一銀筋立甲　八十四刎　一惣銀薄甲　百刎（但アラレ星）一刀脇差　三百五十腰　一長刀　八十振
一鉄炮　二十三挺

武具の外荷物

一味噌　七百斤　一鹽鰯　四十樽　一海鼠　三百斤　一鰹節　七百連

右之外食物に成候品種々有之

一十六端帆　壹　一帆柱　壹本　一筵　五百枚

此外帆品々有之

右乘船の者ともの名

肥前國平戸者四人　惣兵衛　九右衛門　又左衛門　九郎左衛門

同國甲山の者壹人　次郎右衛門

筑前國星野の者三人　次郎左衛門　權兵衛　彦兵衛

右之金元仕候者四人左之通

筑前國四ツ山の者貳人　彌次郎　鶴左衛門

壹岐國の者貳人　孫七郎　利八郎

右之者とも白狀の覺

一當巳三月十四日壹岐國より對馬國へ渡り、豐浦沖にて俄に東風にあひ廿七八里程沖へ船出夫により數日を送り候處、壹岐御領内の獵船是を見付早速壹岐へ注進仕、五月三日壹岐御奉行所より番船附置、右の趣長崎御奉行へ御通達有之、長崎並壹岐より御役人船多く參り、賊船の内頭分の者九人並金元仕候者四人被召捕長崎へ參り牢舍被仰付、船荷物を御改御吟味有之候處、前にもケ様に致し渡し候、此度三度目の渡船の旨白狀仕候よし、依之右の者とも國々左々所々御詮議有之候亦、攝州大阪にも具足賣り出し候同類有之御詮議のよし御座候

巳八月

此一紙人の許にありしかは爰に記し侍る、嗚呼利に惑はあるか中にも極て愚なる事なから、和漢古今萬々にしてこれに命を捨て命を亡す類ひ珍しからず(戰國の武人も利慾の爲ならぬは少し尤あさまし)或人云凡渡海の便あらんほと、長崎のぬけ荷朝鮮人參の私販等止むべからずと、けにも利を見て身を忘るゝ人は何かはさてあるへき、立槫の利に命を喪し恨を殘すもの近世多し(頃日も我門黨の商家自盡し又は家を破りしもの一二ならす)米穀あらん限りはいかてのへ凶糴販止むへき、さあれは亦刀劍のあらんほとは刄傷の害やむへからず、酒旗の立なんほと醉凶の者なくてやはあらん、女のあらん國などでか婬穢の奸止むへき、財寶のあらん中盜人絕へきや、出身の仕へあらんほと賄賂の贈物止むへきやうなし、我人凡人のあらん間いかて妄念止侍るへき、儒教も佛說も立入りて學びおのれかまとひを止へき覺悟ある人千萬の中いくはくもなくや侍る、只朝より暮に至る迄一箇の慾念つきおこりて、しはらくも安き隙なし屛營愁苦して槩念積惠財の爲に走便せられ、あるひは水火盜賊怨家債主の爲に焚漂却奪せられて、かれもこれも憂毒忪々として憤を結ひ怖惱をいたき終に、終身天命するさま目に觸耳に傳へ侍るのみかは、我も亦憂懼萬端にして勤苦する事斯の如し、衆の寒熱を結て痛と共に世に居事豈大慙大愧せさるへけんや

〇雪のおもしろく降たりしあした、すひつほからかにかきなして源氏物かたり見るに、いとあはれにさびしうあれまとへるに、松の雪のみあたゝかけに降つめる山里のこゝちして物あはれなるをと書る(末つむはな)今朝のありさまになつらひ見るもをかし、亦橘の木うづもれるを御隨身めしてはらはせ給ふうらやみかほに松の木のおのれとおきかへりて、さとこほるるも名に立ツするのと見ゆるなんと(古歌に我袖は名にたつ末のまつ山か空より浪のこえぬ日ぞなき)しるせし、前の松の雪のみといひけるにてうしきあはせていと面しろき氣色を見る如く筆せし尤妙なり、偖くさ〳〵しく雪の事をいはす、やかて春にうつりて正月の初又彼宿の歌かくとて東の妻戸押明たれば、向ひたる廊のうへもなくあれたれは、

日のあしほとなくさし入て雪少しふりたるひかりにいとけさやかに見いれらるなんと書し、さながらなのあけほの丶すかた、すみあらせし宿もいはしかくろへたるさま大方の筆におよふへきやは、彼巻のつらもよみし歌のことはとりて

打とけぬ朝のたるひも我袖もむすほ丶れぬ雪の朝戸出

いたつらことすとや思ふ人あらんかし、世故に似ぬ己か心をさこそあやにくに見るらん、これもまたをかし

○霜月廿日の會　里時雨

神無月いと丶夜寒の里あれて偏ぬももるもそてそしくる丶

○尊珠院の大師講初秋の懺法に參りし、聲明いとしつかに自根塵をはらし侍る心地そする、安樂行品の般舟助音せしか深入禪定見十方佛と誦せらる丶を聞く

四方の山みなしろたへの雪の色をしつけきまとのひかりにそ見し

廿四日の曙月うすくのこりて、初雪白々と降積るも踏わけん我跡さへにをしく、つとめて六如師へ音つける便りに

いそきつ丶まかきも野邊も降かへてめつらしと見る今朝のしら雪

藤重美文をこして

あやにくに日影もらしてはれ初る雲よつれなき雪のむらきえ

うき雲はよしさそふとも朝あらししはしなふきそ木々のしら雪

來る人ことに今年はいつ〳〵よりも雪遲かりし、興ある朝戸出にけかれし心もふりす丶く樣になん覺へしなといふこそ、情ありける心なきものとも珍らしなといひの丶しるに、一客戸に入てけふの雪こそあしく苦々しけれ、路次ふみあへす泥土にすへりまみれてほくりとられしなとふつ丶かにいふこそ情なけ

れ、如何にむくつけき者も月雪はことに愛する景物なれ（積れたゝ道は絕とも山さとに日をふる雪をなとか賴まん）と俊成卿の問人にかへておもひをのへたまひしもあるそかし、折節の艷なる詠ともしらず僅かに村民の貢し來るよね今少し遲からん事をおもひとする人殺風景なりける、夫風を訶し雨をる罵は氷の政をもしらざる凡庸の忌憚る事なきにや、まゐて興ある初雪のあした夫とも辨へさるいと〳〵鄙し下部なとの泥土洗足雪寒き朝をうれひ侍るはさこそさもあれ、家の主ともいふへき人の田舍の俗になら ひ、かゝるひがさまなる言葉あるこそ淺ましけれ、上日宿直つとめある人の定れる時ありて出仕ふる日鞭を遣れ鐙を脫する苦寒、まして乘る物もなき袖は密雪狂風の爲に雪をいとはんも理りにこそ、おのれ戶を出すして事かくましき身の何の爲にか街頭の雪を踏てこれを訶罵するらんと無下におもはれし、噫梅梢香しく雪花また新なる晨紅爐を圍み湿粥喫し、しつかに春を占得て蕭踈たる柴扉の獨居こそ心やましからすをかしかりける、究年兀々として人の笑ふに從はす不用多才解嘲を作す事を

梅花三五點　晴雪殘星淸　誰識蝶身夢　爐邊百念輕

○仲冬十一日京師時ならぬ迅雷戶々耳を掩ひし、頓て白河へおちて在家數十戶燒しも希有なりしと京人の文に見えし、雷鳴の恐れは炎夏の折こそあれ火災は大かた隆冬にしけきも、時ありて聞を驚し見る目しつけからぬ事間々あり、定めなき世にあやふかるへき身は時をやは侍へき、無事迅速にして出息入息の間もしらぬ命なるものを、末の有ましにくれゆく我拙さを慚愧せさるへけんや

○小君（光雲院大夫人）御百ヶ日のほとゆくりなく過させましましける頃、仕へまいらせし人々古里へ歸り行へき日もちかく聞えしにある女房

別れゆく旅路の夢もむさしのゝ草は見なからあはれとや見む

十二月十八日靈牌德興山に立たまひ遷座の御法會ありしもゆくなき御事也

盬尻　巻之八十

○内匠式に膳櫃一合杓一柄酒臺一口盞一口云々、
およそ是等數ある物を呼ふ目圖書式なんとにあまた見えたり
幾合（イクバクガウ）（盞アルモノ）　幾口（イクバクク）　（盃盂等盞ナキモノ）　幾脚（イクバクキャク）　（足アルモノ机等ナリ）
幾具（イクバクグ）（數ノソロヒタルモノ）　幾柄（ヘイ）（凡ソ長キモノ劍墨杓扇等ヲヨブトイフ）
亦事物異名の下に見えし大概は
幾葉（イクヨウ）（箋紙）　幾笏（イクコツ）（墨或匣）　幾管（筆）　一帖（筆十本ヲイフ）　一函（詩）　一床（琴）　幾炬（燭）
一襲（衣裏有衣服）　一裀（單皮）　一方（猪鹿ノ肉ヲ呼フ牛肉ハ一臠ト云）　四蹄（猪）
幾翼（雞鴨等ナリ亦幾翅トモ）　幾掌（鵞又幾對トモ）
此類猶多し、今略之、凡そ物の盤に盛（我俗だいにつむといふ）たるを幾筐といひ、袋に貯たるをは幾嚢とよひ、瓶に貯たるをは幾罋といふ類の名目唐土の書に多し、我國今の俗數目を呼ふはいともふつゝかに聞えし

○左右の二字を萬葉にはトカクと讀なり、無左右はソウナクと二字に音にても讀む
江文通か上書に蹔停ニ左右ニ少ク如ニ憐察ヲなとあり、是は俗に何かなしにといふ意に通せり、無雙をもサウナクとよむ、是は亦類のなき事にいはり
　左右を詩經周易文選なんとの舊訓にチフサキルサとよめり、往還と同し意に用ひし

○丁酉五月廿五日我城中にして此春の（三月十一日）将軍家御代始めの式目を讀しめまし／＼て御家人に承り傳へしめさせ給ふ、天和の御式目のまゝにて奥書に其趣を加へさせましま す

御夜居間年老（西上南向）御用人等大目付（北上西向）大寄合（北上南向）其後御側物頭等北に向て番頭其外禮劍の面々其後諸物頭（五所御門頭等迄）安達玄長讀まいらせ侍りし

文廟さしも御心を盡させまし〳〵て仰出されし式も、今はさる古文書となり侍りし、まして數ならぬ身の見さらん跡の事なんと、こちたく書置もいと〳〵つたなしや

○狄野知秋翁予か蜀葵に題せし俚詠を和せられ侍りしまゝ再び彼韻にて

横卷不知殘月傾　閑窓添得文紅榮　芝園蘭徑馨風裡　口占更愧自俗情

とまうし遣はしける

○活軒世態を述し一章

盍賛人世渡津舟　登岸東西去不留　名姓空殘一碑主　青苔埋盡土饅頭

賓にうき名たに終に身にそはぬ苔の下、あたなる世を誰かのとけく思ひ侍るへき、彼詩を和し侍るとて己れか志を述

空江載月一虚舟　曉嶺雲輕自去留　蒲白荇青對老眼　是非更無到心頭

○公侯以下倭俗門内玄關あり、元是釋家の製也、大藏一覽集四に無縫塔樣分明擧不透玄關蹉過來云々

○造像の事、造像功德經觀佛三昧經優塡王經佛在命棺敬福經等に見えたり、法華に彩畫作佛像と說なり其功德をいへり

○浴像經の香水一にあらす

予先に所述の本尊問答にくはしく記し侍る

牛頭旃檀　紫檀　多摩羅香　松芎藭　白檀　鬱金　龍腦　沈香　麝香　丁香

此香得る處に隨ひて以て湯水とし佛像を浴するよし見えたり偈に曰

我今灌沐諸如來　淨智莊嚴功德聚　五濁衆生令離垢　願證如來淨法身

我國今の俗四月八日灌佛の外浴像の事を知さるにや
○勿論（僉義に及はぬ義也）白氏文集勿ニ復論一源氏物語にろなふ（橋姫）といふ言あり是勿論也
○倩我國人のつら〳〵とよませ侍る、倩看新艶橋宮月と源時綱か詩に作れり、倩は肩と同字にてつらつらといふ意はなきにや
○就の字をつら〳〵と文選の古訓によむ（心を定てくり返しおもふ意と）つら〳〵と意同しき歟
○寂の字をつく〳〵とよませたり、閑坐寂無語（白氏文集）萬葉にうつふしといへるも同しとそ
○淸平瑟楚側の五調子我國傳習して樂家の法とす、是隋樂の傳ふる所、漢家の舊法にして宮商角徵羽の五音也　淸は雙調瑟は黃鐘楚は一越側は盤涉平の名のみ不易
唐十二旋宮を用ひ八十四調を造れり、古法こゝに變壞していにしへの樂音やうやく知る人少くなりしとそ、我邦隋唐三韓の樂を傳へて今にたかはす侍る、朝廷南都天王寺三所の伶人よく古法を存せり
○信濃國より越後國へ行路（糸魚川道）をや野と云所あり、そこにうるりとて蜂の少きやうなる蟲多く有て、晝の間行客其野を通る事能はす夜のみ往還す、彼むし人をさす事甚しといふ（さそりの類にや）又三州吉良の庄の中某の村には蠅多き事他所に比すへき方なし、俗にむかし伊勢に五月蠅多かりしをまつり送りしか、こゝにあつまりて今もかく侍るなんといふ、伊豆國天木山にては蛭樹木に多くして、行人高聲すれは蛭必らす落て人に害ありとて、馬夫あらかしめ敎て物いふ事なからしむとかや、遠鄙の地にはこのやうの事まま多し風氣の然らしむる故か、人の心はへも各國の習俗ひとしからす（人國記のことし）されと人の性は皆善にて、敎はなとか道に背くへき、花洛東都なんともよき人のみならんや、殊に近年學者名利の爲に異を立奇を衒ひ、みつから門戸をもふけて輕他自慢の儒士多かる、これか門に學をうけて夫をよしとおもへる人なしかは、よかるへき田舍無學の篤實にははるかにおとれる人多かるへきそわひしきや

○閻月翁卯月の末東にくたり侍りしか、濱名の海つらいと清くしつけきすかた見るにも、八徳の池水思ひやられ侍ると也

おもひやる淨き臺の蓮の水かゝるうき世の波を見るにも

あふちの花さかりなりけれは

むらさきの雲待身にもあふち吹枝なつかしき華の色かな

路すから閻浮の身のいとはし、さもいやまさりなから猶妄執はなれかたく、故鄕なつかしくおもひあれはこそ、見かへる山の月に袖をも白うるほしぬ、いつくか旅ならぬ身をおろかにこそなんと思ひかへし侍る、さても往還の旅の袂を見ても、さこそ老たる親幼き子いとおしき妻もたる身なるへし、ほたしそたたぬ身はこれにはいと〳〵まさりぬへしなんとすこし打なくさは侍らひ、

親よ子よ品かはるとも古さとをおもふは同し旅路なるらむ

けに古稀に近きよはひまたかへるへき頼もなし、屠羊の路いつか步行絶なんなんとあはれに書て送りし見る目もなみたかちに返事遣はすとて

燕鴈いつしかわかれてあとなき浪にひとりこち、鳥かなく東の便り戀しきに、立行二村山の雲一かたならぬ思ひを一筆におくりたまはり、うれしさまたたいめ給はる心地す、けにも濱名の入江見し程の事もわすれかたく思ひやるの和歌いとゝ身にしみ侍りて

法の水おなし流れを結ふ江にうれしきまてそ袖はぬれけり

うへもなき法にあふちの花かつらかけてたもとの玉とやは見し

ゆきゝする旅の情誰も〳〵同しうらみなる意にたかふましきにや

ゆきとまるならひに袖はぬれ初てうき旅ころもきつゝ馴にし

○東都城の大營は慶長十一年丙午なり、尾紀及び水戸侯の御屋形は麴町御門の內(鼠穴といふ)に立並ひ

侍りし、元和九年癸亥台徳公我公の御舘へ御成の時、殿門を新に作らせまし〳〵ける（奉行山下信濃ノ敬公の御時麹町十一丁目別に御舘を新造あり、寛永十九年壬午御移徙あり（新屋敷と云ふ）市買御門外の御屋形は其後に營せさせ給ひし（此時鼠の穴御舘をうつさる）

○瑞龍公御誕生の後天王（丸の內）若宮へ御參りは寛永二年乙丑九月二日と或古書に書留置しを見侍りし

○東海開祖澤菴師の百首の和歌の中に早秋を

　西にうち南にまくるあらそひの雲のはたても見ゆる秋かせ

光廣卿の點に名越祓と申、火剋金と剋する火の名をこえて金位にわたる故南の雲のはたてにや、南方の雲のはた西風になひくよし珍重に候と添書し給ひし、されは天照太神と素盞烏尊と御あらそひのさま神代卷に見え侍るを、度會延佳釋せし時息延昌また少年なりしか、此歌を出してかくや侍ると、申されしとそ、實によくかなひたる引うたにこそとて堂上家の人々は感しあはれし

また祓の心を彼和尙

　おろかなる心ひとつをみそきせはなにはの事もあしからめやは

すその句さぞをかしくと添書侍る

　亦初戀　神やしるおもひかけぬる二はしら天のうきはしこひわたる身を

　古　鄕　いつくにて見るもかはらぬ色なから月にはおもふふるさとの秋

　懷　舊　あともなき人のこゝろの何にかはのこりて今のなみたとはなる

元和六年の冬和泉國にて詠し光廣卿へ見せ參らせられしに、たゝ點し返されし時

　ひとつふたつ拾はむ玉も殘るらん我おろかなる袖のせまさに

と書添たまひし、凡そ此和尙一家の法燈絶なんとせしをかゝけて、祖風するゑの世にのこるもいみしきいさほしにこそ、和歌の道にさへうとからて書置し三十一文字人の口碑にあるも亦一二ならさるにや、後

の禪子此等の風雅すくなき歟

○將軍義昭の六條の本國寺にましませし時、三好一黨寺を圍んで主君を弑せんとす、幕下の士命を捨て防戰し賊敗れ退きし後、信長室町御所を營して移し參らせられしに、本國寺は前の年より御座なりし故感賞に預るへきと人思ひしに、彼等の坊中をこと〳〵く破却し近衛殿へ參らせ、公方の御座所もこほちて幕府近習の士に賜ひし、日蓮黨不律多き故上意に背きけるにやといひしが、實は松永彈正彼宗旨にて住持とひそかに通し、公方をうかゝひける故と聞えし

○豐臣秀吉朝鮮役の時西國へ下り給ふとてもしの闕にて人々に和歌を詠せしめまし〳〵ける月の歌（細川玄旨代りてよまれし）安德天皇の御事を

波の花ちりにし跡をことゝへはむかしながらにぬるゝ袖かな　秀吉

沈みしも西かけの猶のこりけりみもすそ川の末たえぬ世に　近衛

其外岐阜中納言以下三十人歌あり

もしほ草かく袂をはぬらすかなすゝりの海の波のなごりに　玄旨法印

秀吉はさしも田舍人殺風景の猛將なりしが、醍醐の花見聚樂の歌なんとも侍りし、天下に名を殘す程の器は大かたならぬ事とも多きにこそ、無下におとし侍らんは恐れあるへき事也

○やまかつ（樵夫）たみし（唐民子わたしもり）がはら（漁人あみ引者）すこ（數ならぬものの子）ぬとすと（是もまた賤民なり）おさめみかは（下女の事也或小片おさめはおさるゝ卑婦也雜穢をおさむる女なりといふみかはゝ厠の長なといへり）さつお（獵師）のどこ人（狩人あらお男の能人）あらを（男の海人也）和歌の古き稱呼猶幾はくもあり、亦我をワヌ、アヌといふ事久し、日本を和奴といふも此國の人異邦に渡りし時いつれの國人そと問に、ワヌ國と答へしより、國號なりとおもひすへて倭奴國と呼ひしとがや、唐人の書しまゝに倭の字を用ひ來れり

○かゝしは鷺山子と書り、是をそほづと呼(僧都の字なんと非なり)そほつは山子の轉語也、元和語におらす本名はおとろかしと呼ふ人形なり、歌にはそほつとも讀り

○丁酉三月安藝宮崎の武士あらたに敷地を開き、家作るとて古き石塔を掘出せし、其石面に清少納言の字及ひ和歌彫て有とそ

うつゝなきあとのしるしを誰にかはとはれん事のあはれしもかな

傳聞侍る、清少納言伊豫國にうつろひ住ける事は古記に見えし、藝州に墓ある事見當り侍らす

○堂上の諸家は五攝家に屬し給ふ、これを家禮衆と稱す

近衛殿家禮廿七家

四辻　持明院　滋野井　難波　山科　櫛笥　柳原　廣橋　高倉　平松　石井　長谷　交野　高野
裏辻　西洞院　日野西　富小路　裏松　竹屋　竹内　船橋　吉田　萩井　山井　土御門　櫻井

九條殿家禮十家

綾小路　鷲尾　油小路　堀川　葉室　五辻　萬里小路　押小路　唐橋　伏原

二條殿家禮三家

中御門　白河　四條

一條殿家禮九家

中山　野宮　橋本　甘露寺　清閑寺　東坊城　五條　高辻　藤浪

鷹司殿家禮十家

正親町　冷泉　下冷泉　梅溪　阿野　藤谷　川鰭　堤　町尻　入江

清花家の名なし

天下諸大名は皆公方家の家來にて尾紀水戸は清華の列なりとかや

○我府下奉仕の生駒家は北家の藤氏なり、昔攝政大政大臣良房公(諡忠仁公)別業を和州生駒郷に營し給ふ、其支庶にしてかしこに住し、代々生駒を以て稱とせし、後裔移りて本州丹羽郡稻葉の郷小折邑に居れり、文明年中生駒左京進家廣名を以て時に聞えし其略系

家廣(左京進)─豐政(加賀守)─家宗(幾人)─┬家長(八右衛門勢州長島城主)─┬利豐(因幡守)─利勝─宗勝(主計)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└女子(信長公室信忠信雄母)　└善長右近

○觀音二十八部衆之名
那羅延堅固　大辨功德天　密遮金剛　大梵天王　摩醯首羅天　帝釋天王　東方天　金色孔雀天
毘樓勒叉　摩和羅王女　毘沙門天　毘樓博叉　滿善車王　神母天　五部淨天　難陀龍王　迦樓羅天
緊那羅天　阿修羅王　金大王　乾闥婆王　沙迦羅王　金毘羅王　滿仙王　摩睺羅王　散脂大將
畢婆迦羅王　婆藪仙人

○田家四時占候諺語に九月十三日晴針輒挂斷繩(九月十三日月見の事はなけれと晴を期するもの有と見ゆ)除夜犬不吠新年無疫(我俗これをいふ毎年考ふるに除夜には犬の聲まれなるやうに覺ゆ)

○阿部伊豫守正勝(父阿部八右衛門正肢初名善右衛門奉仕家康公 五千石天正八年小田原合戰高名後御老中六萬石)
├阿部備中守正次(小田原城主六萬石對馬守正盛伊與守正春等先祖)
├阿部河內守正興(八千石)─阿部河內正致(八千石)─阿部伊勢正治─阿部縫殿正覺(實石川伊賀守男能登守)
└阿部左馬介正吉─阿部市三郎─阿部善兵衛─女子─杉山忠次郎(伊勢子)

一河内守正興天正九年癸酉誕生初の名は七之助
一十八歳の時(天正十八年)相州小田原陣高名此時家人片倉源右衛門働有之由
一文祿元年壬辰二月薩摩守様十萬石にて武州忍城御移の時河内守七百石にて御奉公
一慶長五年濃州關ヶ原合戰の時河内守武功の時家人海老名九右衛門成田仁右衛門働有之よし
一慶長五年庚子九月薩摩守様四十三萬石にて尾州清須御改封之時河内守御年寄被仰付領三千石
一慶長十一年丁未薩摩守様へ知多郡被進五十萬石御增封之時二千石御加增五千石に成
一慶長十二年三月薩摩守様薨去同年四月源敬公へ尾州御改封河内守殿此時より源敬公御附
一慶長十年薩摩守様御家人へ被下置候御加增有之内十二年盡被召上候此時河内守殿以前の如く三千石に御成候よし其後二千石一度三千石一度御拜領にて八千石に御成候よし大阪御陣の時竹腰山城守殿相備
一寛永二年丙辰二條行幸の時成瀬隼人正殿竹腰山城守殿阿部河内守殿瀧川豐前守殿四人束帶源敬公の供奉のよし
一河内守殿諸大夫御叙爵は慶長十年四月十六日薩摩守様從三位に御昇進之時從五位下河内守に叙任のよし

是は安部家に答ふる一紙の案也

○北條泰時曰御所(將軍頼經)へまいりたれは人の家の端板は內の見苦しきを隱さん爲なるに、泰時の家の端板は內迄見通れりとこそ、仰ありつれと人々の中にて被申けれは、次手を以て奉公せんと思へる人々御所の仰の如く誰々もかくこそ存候へ、大方御用所の爲にも築地つかれなはめてたく候ひなん、各一本つゝ築候はんに十日には過候はし安き事にて候、此次手にひし〳〵と御沙汰候へしと口々に被申けれは、打うつき各の心さしの返す〲有かたく覺へ候、實に御志あれは御身は安くこそ思ひ給へとも、國々よなり人夫とものほりて築事はがりなきわつらひ大事にて候へし、用心の爲と仰せ候得とも泰時運盡

なは鐵の築地をつき候とも助かり候はし、運有て召使はるへくは斯て候とも何事か候へき、堀なとほりて候はゝそうきはきの時馬人落入て中々計りなきわつらひ出來ぬと覺へ候、はし板のすきなんとはかきも直し候ひなんと申されけれは、人々言なし心ある人は感涙を流しけり(河石集三)

嗚呼賢なる哉四條院晏駕の後御相續の御事廷臣議する處多かりしかと、土御門院皇子(後嵯峨帝)を關東より計らひ立參らせしも正理そかし、當時兵馬の權を執て萬人に仰かれ、おもふまゝなるへき身の猶上を敬ひ下を惠み、自家の驕侈を捨て善政を先とし、親族迄も過分の官祿を望む事なし、泰時已れか分を能はかり安んせし故、准后親房尤是を稱せられし(神皇正統記二)

○辨才天は日輪の內に觀す金光明經の說正し、流布の辨才天經は僞經と云々、但し亂脫添文ありて正しからす其善本密家の別傳秘あり、辨才の修義は式に印明を書添たる物にして正しからす、修法別にあり

○宇賀耶は蓮華三昧經に出て辨天と同しからす(白蛇を宇賀耶と云)然るを今混して辨才の像の首に白蛇を造るはあやまれり

○日蓮宗の僧常に法華の外を爾前經とて譏、然るに利の爲には三寶荒神とてまつり、辨天を崇め妙見を祀る類多し、亦不動愛染の像を安置するも眞言家の風なり、是亦大日經瑜祇經等の說にあらすや、本國寺妙滿寺牛王寶印を出す、其說を聞は俗にいふ牛王の事をかたる一笑すへし、何そ牛王說の秘說をしらんや、曼荼羅とて首題を書其左右にゑも知らぬ字あり、是不動愛染の梵字なりといふ、其傳を得すして妄りにおのれか細工に任せて書故、非法の字と成、彼邪徒にはかゝる事まゝあり、人嘲り笑へは大に怒るこそかた腹いたけれ、己れか文盲を省すして却て他宗を誹謗する、其量を不知の甚しきとやいふへき

○天王坊の南坊に天刑星の畫像あり、尤他になき秘像なり、其上に左は十一面觀音右は文殊の小像を描す

天刑星は牛頭天王、文珠は玻璨才天女の本身、十一面は八大觀音の總身八王子の本地なり、是にて祇

園三所の本地と見へたり
○位袍の織紋に轡といふあり、馬轡に似もせす是何そや、亦輪なしといふ紋あり如何、曰職者に之を聞し是和歌に詠せしくつわとり草のかたちをからくさに織れる物なり、其輪あらさるを輪なしと呼といへり
○天瑞寺殿贈准三后從一位春岩桂公大禪尼
　是豐臣秀吉公母大政所二位尼法名なり、天正二十年(文祿元年なり)壬辰七月廿二日薨
隆勝寺殿貞菴道松大居士
　大政所父也文祿二年巳二月十八日卒
前黄門秀岩日詮大居士
　金吾中納言秀秋法名なり、慶長七年壬寅十月十八日卒
○織田信長公の御母は土田氏なり、我尾州鷲嶺山含笑寺(愚菴和尙開基)は彼母公香火の場なり、其法名含笑院殿茂嶽凉繁大禪定尼(享祿元年六月二日逝)
○或問我國の盃其形如何にやと、曰上古盃は土器のみ、漆ぬりは中世以來か、相州鎌倉教恩寺(時宗なり)に昔重衡と酒盛せし盃とて寺寶にあり、大さ今の平皿の如くにして淺々し(內外黑くして內に梅花蒔繪)是そ中酒盃、古田織部重能茶亭の饗に備る時製し初し盃のかたちなり、近世彌輕薄の器となれり
○古佛畫に宅間か筆といふは、繪所宅間掃部法眼淨宏といふ是也、北朝後光嚴院應安の比の人なり
○佛工運慶は東寶記を按するに東寺大佛師なる由いへり、運慶か子湛慶康辨康勝運賀運助あり、子孫多し大概好手也
○大神君薨せさせ玉ひし後、駿府御城中なる金銀寶器一物も東都にうつし納めましまさす、尾紀及水戸侯に頒ち參らせられし故、御重器の中柳營になき所の名物多くは御三家に傳らせ給ふとかや

○謝肇淛曰自古以正字爲號、多不利如梁正平天正元正至正之類爲其文一而止也云々

按するに是拘はれる說か、夫正は君也長也定也平也是也亦邪の反にしてたゝしきをいふ、何の凶か有一而止は折字の附會なり、正の古文は𤴓也、これをも二而止といふへきにやといひしに、或人云吾子か言も亦一偏の議か、つら〳〵思ふに我國文武帝の大寶以來年號正の字用ひられしは一條院正曆を始とす、彼帝花山の淫風を繼懦弱上古にもためしなかりしゆゑ、執柄家恣に天下を左右せし、是よりそ王家威衰へて權下に移りし、其後は土御門院正治元其年に賴朝薨し同御宇に賴家横死し帝も又讓位の後西狩し給へり、後深草院正嘉元暴風洪水流疫打續き、伏見院正應元年大地震其三年に淺原八郎南殿を犯して自盡せし、花園院正和に鎌倉大火の災後醍醐院正中地妖の類有て帝外國へ遷らせましませし、光嚴院正慶むなしく廢帝の號となれり、後村上院正平立かへる皇運もましまさす南山におはらせ給ふ、稱光院正長は凶にして一年にて停りぬ、後花園院康正寛正の如き天變（兩日及ひ三日現し地妖澤池變し諸祠申せし事度々）疫癘巷に滿て中々あきましき世なり、後柏原院永正元年天下の飢饉前代未聞の凶事なりき、其他三笠山の神木故なくして數千株枯れ、彗星凶星あらはれて太神宮池巣の災ありし、山崩れ海溢れ（永正七年八月廿日洪濤遠州今切の入海と成）或は武臣細川政元害せられ、將軍家東に奔り給ひし、正親町院天正寇火に災しけく其十年信長弑せられ給ふ、亦大風洪水地震疫癘善からぬ事多かりし、此等の凶事夫ならぬ年號の時も每に有しかとも、謝氏か言によりて史を見れはさる事多し、近比後光明帝の正保さしも凶變はなかりしかと明主援兵を請ひ世間さはかしく、且在位の內崩御の御事近き世聞えさせ給はす、凡年號定の日は京師地下の學者も禁庭にまいゐてとかく唱へなとして議し奉りしか、天和改元の日庭上にして天火の音に呼ひし故、貞享以來は地下の者を禁せさせ給ふ、今の改元正德の後壽經院の宮京極に打つゝき薨せさせまします、大樹の御幼君（虎吉君）も逝し冬御早世有し、今年夏新上西門院崩御ありし、且去年及ひ此秋も諸州大風洪水庶民溺死千を以て數ふかゝる事につ

けても、正の字の例し思ひ出侍りしに、神無月十四日幕下薨せさせたまひし、嗚呼賢哲の君にて渡らせましノ＼けれは、天下惜み奉る御事いふはかりなし、因云宋の眞宗の豊亭を揚大年か爲子不了といひて用ひさりしとかや、其外純煕隆平の號を議し天聖明道字を賀せし歸田錄等に見へたり、我國正保の正しき人くち木かなといへりし、延寶改元の時內々明和と號せらるへきなんと議せられ、勘文を草して啓せしに法皇(後水尾院)聞し召て九年あらは如何と仰事ありて停りしとかや（めいわくとしと聞ゆる睿慮にや)和漢古しへより年號の文字評議ある事にや

○先學話(東都跡部良顯元祿十三年の比)云、佛者か此世は假の宿といひて土藏を建をくはをかしと云々かゝる類多し

○佛像を彩畫するに皮膠を用ひ侍るは穢はしき事也、陀羅尼集經に彩に薫陸香汁を用ゆ皮膠を用ゆへからさるよし見え、仁王念誦法にも香膠を以てすへしと見えし、香膠とは諸の芳草の根汁粘着をいふ、又石蒜芥子の油繪具にましへて妙なりとかや、木像をも今皮膠を用ゆ願はくはうるしをもつてせは清淨ならん、惠心等の古作にはにかわつき像なし

○密家崇むる十二天の次座左右に分つ時一二等あり

六焰魔天	一地天	五火天	二月天	四帝釋天	三多門天
本尊左　三伊舍那天	本尊右	四風天	二日天	五水天	一梵天　六羅刹天

此付多分は四臂不動明王を本尊とする歟、但し五大尊等亦は兩界曼陀羅の本尊とあるへし、密傳を得されは知る事あたはす

○瑞龍公の御歌をつかふまつりし尼の書とゝめ侍る中に

日光山にて　たちつゝく御代のためしの宮はしらてる日のひかりかきりしらすも

戀　　　つゝめとも時雨のひまにあらはれて色にそいつる袖のもみちは

東にくたらせましますとき時
清見かた波そせきもる三保か崎まつにむかしの名のみ殘して
一夜とまる宿のつらさもわすれなん此世を旅とおもひしりなは
浮しまの原につゝけるむさしのや尾花かすゑのふしのしらゆき

春の御うたの中に
のとけさはむかしににたる春もますかすみもおなし峰に立とも

老後華　老ぬれは花の色香はそれなから手折てかさすこゝろうとさよ

木曾路にて　谷深みそこともいさやしら雲にこまふみわたす木曾のかけはし
幾日數木曾のあさきぬ袖さむきゆめはねさめの床のまつかせ

述懷　うき世とてこゝろの外になり行をしりなからしも猶まよひぬる

民家を　人ことにすみなすわさそあはれなる賤かわらやの軒をならへて
おもほしめす事ありけるにや
あらましにたかはぬけふのあるまてになかゝれとのみすゑはおもはて
世中をわたり〳〵てあと見れは阿波の鳴戶のもとの波かな

田家秋　山田もる賤かかりほの稻むしろなきあかすむしの聲あはれさ

外山の養老木　幾秋のきくのしら露積りてや老をやしなふやまの井の水

○水戶黃門源義公我　瑞龍亞相公と御物語の序ニ曰、公每月七日疏食し給ふと聞く、凡終身の喪は年ニ一度なるを如何して流俗に隨はせ給ふと、公曰然れは足下は每月疏食なきか、義公曰然り、公曰前に源威公薨去の時三年の喪を如法にしましませしや、義公曰吾今世の風になき故世に隨ふて五十日の暇を謹みしのみ、公曰足下勤めかたき居喪は流俗に隨ひなしやすき事をのみなし給ふか、我愚にして學を知ら

すといへとも厚に隨ひ風に同うして每月疏食し侍る、これ亦孝心の一端かと、義公御言なかりしと其時聞奉りし人の語りぬ

○柳筥　長サ二尺廣サ一尺深サ四寸五分或は二尺二寸廣サ二尺深サ四寸　延喜式三十四に見えたり

柳筥は元と蓋と底とあり木をあみて造る、今世物居るは其蓋の變也、但しやないの稱は神寳の內に柳盤あり、之を呼といふ說あり、枕草紙なんとにはやないはこと書り、然れはやないはことやないは元と兩種にや

鹽尻　卷之八十一

武業記引

我國呼武士稱弓馬家所謂弓者步射也馬者騎射也（見軍防令義解）蓋曩時試男兒彊執而操練弓馬者賜及第（騎射一尺五寸射三箭皆中者爲及第步射四十六步十箭的四以上爲及第見延喜式等舊典）以入色幕府守禦天家中其或武藝優長性志耿介不問水火必達所向勿顧死生、以一當百者爲異能之士、殊給四時別祿（見兵部省式）夫武者剛彊直理而克定寰區禍亂每爲國家干城杆外達內以弧矢之威是實武人事業也、傳此業代不失武名、而秉忠款者稱爲譜第弓執、嗚呼生弓馬家者須思紹述祖業、若不然則違武名、而爲尸祿素餐庸人愼莫怠慢、今纂古往我國武職名目略記其事故、以授童蒙焉、冀世襲蔭補之士識武家基本、熟閑弓馬深曉兵要宜堅封國之忠噫夫欽哉

庚寅季春　　問津亭書

武業記

古帝京諸國武官ヲ置テ天下軍馬ノ改令ヲ爲シム凡內武官アリ其略如左

□內武官（在京護衛ノ職ナリ）

諸衛（是ニ官アリ）近外

△近衛府（是ニ左右ノ衛府あり）

左近衛大將　右近衛大將　左近衛中將　右近衛中將　左近衛少將　右近衛少將

左近衛將監　右近衛將監　左近衛將曹　右近衛將曹　左近衛府生　右近衛府生

番長　番長

舍人　舍人　近衛　近衛

△外衛府（是ニ衛門ト兵衛トニ官各左右ノ府アリ）

左衛門督　右衛門督　左衛門佐　右衛門佐　左衛門大尉　右衛門大尉

左衛門少尉　右衛門少尉　左衛門大志　右衛門大志　左衛門少志　右衛門少志

右衛門府生　左衛門府生

以上衛門府

左兵衛督　右兵衛督　左兵衛佐　右兵衛佐　左兵衛大尉　右兵衛大尉

左兵衛少尉　右兵衛少尉　左兵衛大志　右兵衛大志　左兵衛少志　右兵衛少志

左兵衛府生　右兵衛府生

以上兵衛府

右近衛府ヨリ以下ヲ六衛府ト稱ス

馬寮（是ニ左右二寮アリ）

左馬頭　右馬頭　左馬介　右馬介　左馬大允　右馬大允　左馬少允

右馬少允　左馬大屬　右馬大屬　左馬少屬　右馬少屬

馬醫

兵庫寮（古ハ是又左右二寮アリシナリ）

兵庫頭　兵庫助　兵庫大允　兵庫少允　兵庫大屬　兵庫少屬

右は武官人三寮と稱す、馬寮は閑馬の調習養飼供御の乗具等を掌る、兵庫寮は御庫の儀杖兵器出納曝凉等を掌る職也（往古は左右の兵庫寮内兵庫司を置れし也）凡諸國司（守介椽目）郡司（大領少領主政主帳）等も亦武官也、然れとも兵部省の令をは受さる也、其他内外の武官はこと〳〵く兵部省の統る處なり、故

に兵部卿は親王の任也(但公卿又兼之尤重職なり)後世左右の近衛大將を置れてより之を武官長とし文官の大臣に比す、其倚賴他に異なるもの歟、大臣には任すれとも大將に任する事難きを以て其重職たる事を知るへし、幕府幕下大樹と申も大將の異稱にして天下兵馬の權之に歸せり、され共名帳位記等は兵部省の知る處なり

兵部省官人(周禮夏官大司馬の職なり我國八省の第五省武官也)

兵部卿　兵部太輔　兵部少輔　兵部大丞　兵部少丞　兵部大錄　兵部少錄

隼人司(此司兵部被官也)

隼人正　隼人佐　隼人令史

往古は兵部省の下司に兵部司(正佐)造馬司(正佐令史)皷吹司(正佐令史)主船司(正佐令史)　主鷹司(正佐令史)　五司有しか後世改止の典有て隼人の一司のみ也

□外武官(藩鎭之職也)

將軍　副將軍　車監(左右)　車曹錄事(其員有少)

是征討ある時臨時に補之但陸奥國鎭守府は常例置之邊要の藩鎭とせり尤重職歟

軍團(諸國各郡常に皆置る國司令之軍事ある時は將軍に從て賊を討す)

大毅一人(兵士を檢校し武具を充備せしめ弓馬を調習し陣列を符閱する事を掌る職なり)

少毅二人(凡大毅少毅を軍毅と呼倭訓ツハモノヽカミ)

凡軍毅は兵士一千人を領する者は大一人少一人あるひは二人補す、六百人以上を領する者は大一人少一人五百人以下を領する者は唯毅一人を置と云々、六位以下勳功の者及ひ庶人の武藝可稱者を補す、

主帳一人校尉五人旅師十人隊正二十人

是亦依郡多少の員あり、軍毅の令を奉て兵士を掌る職也、兵士の中弓馬に便ある者を補す

大毅以下將軍の指揮に從ひ其命令を奉て軍に臨み寇に對ふ時兵士を率ひて戰はしむ、兵士（五人を伍として十人を一火といひ五十人を一隊とす一隊の列を正すを隊正といふなり）國人の中强幹にして弓馬に便有者を撰みて隊を定む、騎射に習へる者をは騎の隊として步射にのみ習へる者をは步兵の隊とす、參雜する事を得されと云々、十人して馬六疋を養ひ布の一張其外兵具等を備ふ、また一人毎に弓箭太刀刀子等を備へ人別に糒六斗鹽二升を備ふ是いにしへの軍役なり

行軍陣列古法　先鋒兵士　次鋒兵士

一隊毎に十楯あり五楯を前に列して一楯に兵士五人を配す、即前列廿五人を以て先鋒とす、五楯は後に列す是亦一楯に五人を配す、即後列廿五人を以て次鋒とするなり先後合せて五十人也、十隊には五百人百隊は五千人也、是を以て兵の員を量るへし、先鋒の兵を第一等と稱し次鋒の兵を第二等と云、是人數陣列を帳に記す時、某は何の隊の第一に有某は何の隊の第一にありと知る爲なり

優少叙勳古法

上勳（首を斬る事五級以上）　次勳（首を斬る事四級已下）

先鋒の者上勳次鋒の者次勳なるあり、次鋒にして上勳を立先鋒にして次勳にさかるものあり、先次の兵士同勳なるもあり、又先鋒の中に甲乙丙丁の四科を定め次鋒の中に戊已庚辛の四科を定て、一勳毎に斬首の勳功を考て勳位を賜はる事なり

（甲乙人といふは凡兵士一隊の八科の中一二を略して呼ふの稱なりすへて兵士を甲乙人といふと心得へからす）

加轉　假令元の軍に首十級獲たるを一轉とし、二度目の軍に五級を得たるも亦一轉として、勳位を加へ授るを云

古へ兵士簡點する次に因て軍に入軍毅其武藝を試み、將軍其勇略を考へて帳に記し、兵部省に申て奏聞

を遂け勳位功田を評せしむ、是より出身して軍團に補せられ幕府に班るもあり、亦は擧せられて王都に撰せらるるもあり此譜第といふなり

凡兵士の京に向ふ者を衛士と名付、邊を守る者を防人と名付是より登用せらるゝも毎の事也、此等は大概兵士立の武士を云、內舍人立兵衛立は又各別の事歟

內舍人　兵衛(後の近衛也)

五位以上の子孫年廿一以上見役任なき者を京及各國の官司勘檢し、式部省に送るを太政官に申て檢簡し、性識聰敏にして儀容取へき者を試定て內舍人に充て、坂東に遣はし武藝を演習せしめ其器を撰て朝に召使はる、帶劍の官也、是より多くは衛府に任せられて昇進をする也、亦六位以下の子身力强幹にして弓馬に便ある者を撰て兵衛と爲、此もまた出身して家を立る也、兵に譜弟と稱する者なり

府は中古以前の義也、但し源平兩家に屬せし重代の武士其先祖軍團に擧せられ、亦は內舍人近衛等の中より來らさるはなし、然らは其根本を知へき者なり、賴朝卿以來亦一變して足利家天下の權を執給ひしより、今に至り大概其風俗等しき歟

重代武士(親房の記を按すれは永保元年三月源義家坂東の揚名將吏等を會盟の後諸家源氏に屬す)

自古源平の武將に屬して王の師を勤勳功の名を立しものゝ子孫にして、民家に落す武業を傳へて家譜を失はさる家を云是亦譜第と稱す

新加武士　公家の庶支將軍家に仕へ薦達せられし家、或は一旦零落して家譜を失ひし者、戰功勤勞ありて再ひ出身して幕府に進仕する家、又は農兵戰國の間自ら武勇を以て柳營家の臣となり鷹揚せし家等一二にあらす

倍臣武士　古しへより將軍家の直臣にあらすして諸將の下より出身せし者の家を云

謹按するに神代古へ經津主武甕槌の二神、恭天照太神の勅を奉し中原を平治し給ひしは、我國將師の

權輿天孫降臨の際天忍日命大來目を帥ひ弓矢を提て御前に立給ひしは衛府の濫觴也、磐余彥天皇聖文神武の神德を以て大八州を御し給ひし時、道臣命軍師として勳績を立らる、是人王武將の始歟、崇神天皇四道の將軍を命し給ひてより將軍の號は起りし、景行天皇の御宇皇子日本武尊を大將軍とし、吉備武彥大伴の武日を左右の將軍とし給ひ、東夷を征伐ありけるそ征夷使の紀元なりける、是より代々の補職綿々として柳營威風高く天河淨く甲兵を洗て國家を衛護し、民人を安保しまします是れ皆武德の光輝にあらすや、凡武臣たる者義を守て國に報し身を殺して忠を成へし、名節全からされは稱虛を傳ふるのみにあらす其祖先を地下に恥かしむる謂なり、恐愼て我職分を勤むへき者也、されは此志有て武藝に馴て筋骨を健にし、軍法を練て心志を定め國家に用あらん事を思ひとすへし、是武業の務なり之を以て利祿の媒とし、名を市譽を貪るは武士たる者の所爲にあらす實に恥へき事也

尾府下蔭子

天野信景謹誌

寶永七年庚寅三月望

塩尻　巻之八十二

○平陽府志(祠廟部)二賢祠あり、注に在二南首陽山一祀二夷齊一大康ノ間立レ廟云々司馬光の詩に曰

夷齊双骨已成塵　獨有清名日月新　餓死溝中人不識　可憐今古幾何人

此外名賢の詩多く載たり

○禮見(通解)今太刀馬代を献して主君を拜する禮劍と稱す、盖し禮見するに劍を以てする謂歟

○微樂朝臻天上樂レ、小憂夕迫如レ沒二塗炭一と野山の大師いへり(三教扮歸)

○異邦に金蠶猫鬼等種々の妖術ありて物を　り人をなやます、我國四國の犬神(イヌガミ)安藝の蛇神(タウベウ)備前兒島の妖狐等、人に付て禍をなす者も一般の邪道也

○控調は皷なとの拍子ならふ書に○　等あるをいふ、心要在二腔子裏一といへる腔の字も等し、悾と訓せり一圈一方は一圍なり

○禪僧道具衣の腰に紅の組をさけ侍る、之を平江帶と名付元衣帶也、今は禪僧治容の具とせり、凡顯密家七條の修陀羅萬等に紅紫の組總やかにする事尤如法ならす、異邦千佛衣とて袈裟に佛像を繡する詭倭漢季世のすかた等しきにや(千佛衣の辨　宏正訛集にあり)

○皇太子を東宮と稱し青宮と呼少海と云

宋延年か詩に正體育德于少陽云々、少陽は東方也、又震爲二長子一東屬レ震といへり、春宮といふも同意也、神異經云東明山有レ宮青石爲レ墻、有二銀榜一以二青石碧鏤一題云天地長男之宮、之に依て青宮と呼とそ、山海經云無臯山南望二幻海一云々、天子を大海に比する、即少陽は其流れを衍す謂とかや

神異山海等の書虚誕の說も天下公共の號となれるにや、正名の君子は此等をも亦取ましき歟

○友曰官家装束の中に宮躰といふあり何そや、予曰是公卿等法體の衣也、下は指貫上は袍の如し色多くは鈍色なり、必袈裟を着せらる(西三條家の家書に有)其他入道者の服一にあらず鈍色に二種あり蘇芳にダウサを加へ染ると、青花に墨を入て色をなす同しからず、本願寺の末寺等鈍色とて白衣を着るはあやまれり

○遊仙窟にあふてわかるゝすかたを細やかに書し中に

可憎病鵲夜半驚レ人薄媚狂鶏三更唱レ曉なといへるは和歌の詞にも通せり、此書の點は木島神學士伊時にをしへ給へりと、文章生英房文保三年四月十四日の序に見えし、凡いにしへは詩文は其訓點家に傳授して書生に傳へし、今時私に素讀するか如きにはあらす

○或人シキミを佛に供するは吾國のならはし神に榊を取と同し、シキミも常磐木なれは榊なりと是憶説也、凡そ樒を佛に供する事密家の諸儀軌に出て天竺より傳えし事也、或人云鼠尾花を水かけ草と讀靈に水手向る草なる故の名なりと、是亦和風歟、等持寺の原古か施餓鬼集類分解に鼠尾草は醫書に止咽渴蘇息腹病草なりといへり、されは鬼類の渇を止るか故に此草を用ゆるにや

○或人云米穀の俵に米を盛て横に細繩を以てしめ然して後に不動繩とて竪にかけて結ふ太繩あり、不動の稱いぶかし不動明王のよせ有とも覺へすと、予曰此名目いと久しきか、延喜式十二に不動倉鑰云々江次第四に不動倉穀といへり、康保元年の官府に云天暦官符以二正税一遺爲二不動一云々、古しへ正月吉書奏に諸國の鑰給て不動の倉ひらかんといふ詞を奏せしと也、これ動きなき御倉の謂にして明王の名にはあらす、昔穀倉院の俵に結ひし繩よりいひ初たりと見ゆ、不動繩公方家及ひ三家の御國にして貢する所はくもてに二筋かけ侍る、諸州の俵は一筋なり、又俵の口をかゝるにも公倉の俵は九結、御家人は八結にする事農家の所傳也

○左右馬寮御監　此御の字は天子の廐なる故御と稱するかと、予曰然らす御二廐馬一監二諸牧一故の號なり

と或卿に聞侍りし

○人を饗する時其人の主君の筆なとを床にかけるは却て無禮也、其客我君の墨跡も繪もあらん座には打とけてあらんや、然らは客を困しめ侍るに近し、亦儒家客ならんに佛像は更なり僧法師の筆せし物をかけ侍らんも興なく、道にたかひたる心地そする、凡は山門の僧を招て禪子の文字をかけ、淨土宗の僧を客として日蓮黨か書る物を床上のかさりなとせん事いとあるましき也、此心得にて書畫も器物も其人によるへき事也、堂上家の書る和歌繪所の筆がらやうの類は誰も難なかるへしと有識の人いへり、亦和歌とからの人のかける物あらん時は、先和歌上床にかけ唐土の物は次に懸へしと也、さりとて我國たゞうとの筆を先儒の徳高き人の書畫の上に置へからす、其時は我國の物は懸ましき也、すへて立花なとも古しへより聞ふれたる我國の花木草枝を先上にも中にも遣ひ、今更の唐めきたるは下にもわきにもさす事皆本土を尊ふ心なりとそ、今のなま學文したる人やゝもすれは我中國をおしさけ、心にも思ひ口にもいふは忠義に疎き心にや侍らん、もろこしも中華なといふ人こそ多がる是をひか事と思ふ學者はまれ也、山崎敬義の流れをしたふ人やゝ我國を先とする意はある也、此比は京なる儒家我國を中夏と書るいとよし

○是日已過命即隨滅如小水魚斯有何樂(出曜經ノ一無常品ノ文也)我此身命能得幾時是日過命隨滅猶如牽羊詣彼屠所漸々近死無所逃避(心地觀經無垢稱品ノ文)空知愛念危脆身不覺隨朝露盡(同經猒捨身ノ文)是身不堅如水上泡(金光明經捨身品)

白樂天か幻世春來夢浮世水上泡と作れるも之によれり、嗚呼春宵一睡の夢に是非をあらそひ、流水暫本の漚に得喪を計るこそ、うたておろか也ける

よもきふにいつかをくへき露の身はけふのゆふくれあすのあけほの

慈鎭和尙の詠にや

○比翼鳥は何の書に見へたりやと問人侍りし、嬛記に南方に比翼の鳥あり、雄を野君雌を觀意と呼ふ、總名は長離と云長相離著する故也といへり

○或問今世貢法地方をはかり、其秋米を十分にして六分を地頭に納め其四分を民の得分とす、古しへも此法ありや、曰延喜式に國司處分公廨差法は大上國の守六分を得るよし見へたり、蓋し古法によりて如此歟、中國は五分下國は四分といへはすへて六分とするには非す

○委巷叢談ニ娼女一初薦ニ寝於人一曰ニ上頭ニ云々
我國花柳の家水上（ミズアゲ）と呼ものと稱を異にし事を同しくす、異邦娼坊の事かける書數部さま〳〵の名自あり

○或問熱田大宮の艮龍神の社祭神尊命記に書せりといへとも龍神の號其據なし如何、曰是弘法大師感得の神なるか、彼行狀（第八神泉祈雨）を按するに淳和天皇天長元年大師請雨の時甘雨降て炎旱を洗ひし、大師曾て茅草を結て龍形を作り壇上に安置せられし、法成就の後奉送の時草龍東に去て尾張國熱田宮に留れり、彼社の珍事として今に崇む、東海鎭護の奇瑞なるにやといへり、之を以て考ふへし

○文勝而周衰淸談而晉敗道學盛而宋亡云々
周晉の世衰敗は驕借放肆による、宋の諸君子豈之と同しからんや、只皇家道なく奸邪政を執し其亡ふる何そ道學盛んなる故といふへけんや、但し當世の學者黨ありて互ひに諍意あり、各自門戶を立て道弘がらす、自勝他劣の念甚しかりしかは人の謗りも又多かりしにや

○正月三日の夜松囃の御遊宴蕗（フキ）の薹は國家のさる目出度例しありてことにつくり物せさせ給ふ御事、幕府にもこなたにもかはる事侍らすとかや

○京人の文に去冬武者小路家讀たまもしとて書添し和歌　寄鶏戀

とりの聲もわかよとてはなかねともつらきこゝろにきけはこそあれ

○攝祿家の寢殿に畫軸を懸け立花なとを置るゝ事はなき御事なれとも、近衞家(前攝政家熙公)の姫君へ我公御納聘の御時、御使(志水家)御饗に御床飾せさせまし〳〵けるは時に取ての御厚情とそ、萬一偏に執し侍るは末々の者の事にや

○音羽山瀧三所にあり山科西坂本淸水寺、但しおとは山は山科に限るかのよし井蛙抄に見へたり

○非常　高貴の死をいふ、長秋紀に元永二年十一月廿八日三宮已非常給云々、今世よのつねならぬ事を非常といふも憚るへき言にや

○人言語あり、言語必思に發して其心の善惡いちしるし、夫鬼を說怪をかたるは總て荒唐に屬す、心瞑してまとへるか致す所也、人の富貴をいふは便是他の豪膽を羨み且嫉忌より出て、人の貧賤をいふは便是彼か欠缺を笑ひ己か富に驕る思ひに發せる事多し、是一片の俗心膓方に此閑言語をなすのみ、或は飮食の美惡を論し或は男女の奸婬を評するか如きは尤市井の下流也、されは亦亦朝政邊境の驚息を談し、官仕の差除をいふも心なきにあらす、古人云一日除目を看れは三年の道の心を損すと、嗚呼我人每に進む事を貪て退事を忌とする利心あるか故也、夫〻人國を憂ふる心なくはあるへからす、されと國を憂ふる言はある事なかれ、其分に非すして憂國のことはあるは其位を出、若憂國の實心なくして輕々しく之をいふものは便上を訕れる人也、人々口に絕て談する事をせされ、亦語官府の得失人家の長短閨門の隱微に及ひ、或は自の貪婪を省すしてしかも人の嗜慾を嘲り、己か牟利の云爲をわすれて他の諂媚をおふ類多し、是皆害を買ひ禍を招き、少しきなるは人の恨を取り大なるは身を殺す道也、故に先賢の言愼を先とせり、凡そ我人賓筵會席に當りていたつらに醉飽し、雜談亂語諠嘩雷同して日を終へ、無益の閑語に自他を損して過失を重る事萬々、誰か此時に互に非なりと思へる、自かへりみ戒て口の禍をまぬかれは可也

○得二石像夷神一之記（並鹿島略記）

普信法師は常州鹿島太神宮寺秀尊上人の弟子也、去元祿壬午より回國し、既に九霜を歷て六十餘州納經の願を滿て、今茲庚寅の季秋歸路の次手に名を尋來れり、常陸帶かけても思ひよらぬ人にあひて、陸奥の末の松山はか〳〵しく、越の白浪思ひ立し木曾のあさきぬきつゝなれて、京難波よりしらぬ日の心つくしも海松目の見るかひ有し國所の有さまは筆にも及ひかたし、絵島泊の磯ゆふへの月を詠し和歌の浦、書あつめたることの葉あはれに、神風しつけく七の道さはりなき御代のすかたも有りたく、聞に盡せす其負し笈の內佛像なとひらき見せし、鹿島神宮の記は彼宮の神人中臣連胤貞筆して與し一卷也（元祿十四年三月廿一日書之云々）かけまくもかしこき武甕槌太神は盤余彥の天皇中州を治給ひし後、今の常陸國見目の浦神野の（此處脫字あり）

長足姬尊三の韓を伐給ひ、歸朝の時陸奥より御船を廻らし、見目の浦によらせまし〳〵し、神野神宮を拜し、荒祭の齋として普雷姬命を（傳云仲哀帝第一の皇女也ト）して祀を奉せしめ給ふ（此事日本紀等に見へす盖一社の緣起のみ）此より齋女相續して今廿五代とかや、此乙女を立る時中臣氏に兩家ありて双方より龜甲を出し燒て卜食の兆により夫と定侍るとなん（甲の皆燒たる方の乙女はだてす燒殘りたる甲の文を見て定むと云々）扨も神護景雲元年丁未勅して、太神の遙宮を大和國春日に崇め給ふ、平城帝の大同元年丙戌左大將藤原定員を勅使として、常陸國行方郡島崎の大生に遷しまつり給へり、同二年丁亥十二月廿七日今の鹿島太宮にうつし、神宮を建させ給ひしより、今日に至る迄動なき國家の鎭として神德を天下に施しまします、又太神宮寺は元明帝の和銅元年戊申万卷上人基を開き、十一面觀音自在の像を安置し、太宮の內證本地と崇められしとかや、神宮寺の緣起も亦一卷ありていとつふさに記せり、今釋藥地觀文の五尊を本地とすと云々、要石は回り貳尺計り高地上壹尺五六寸ありとなん、其他攝社の外祭祀の次第祠官職號名字迄ねもころに記せしか、頓に歸り行路留め難く寫しも取らさりしそ恨なりける

猶笈の内に一軀の石夷の神像を藏む、其石紫にして磯嵒氣象あり、其中央に惠美須を彫刻せしいと古物にして凡作ならす、音信云此像は薩摩かたにて或民家に得たり、弘法大師の御作と傳へ聞侍るとかたる、謹按するに、薩摩國甕岳に岩殿とて昔より、夷三郎殿を祝ひまいらせしよし古き書に侍るかゝる由緣にて大師彫せられ侍るにや、予曰此神像を己に與へよ家に安んして崇め物せんと僧曰如此身の何をか貯へてをしみ侍るへき、只いつくにもあれ尊信の家にましまさんこそ神の本誓ならめとて、いと快く授與し侍りし、これ時寶永の七年重陽の佳節也、嗚呼水符を佩て壽客を見る朝此靈像を得る事因緣もおほろげならす、尤も且喜するに堪たり、故に神座を新にし香を燒て再拜し慶賀の一偈を唱ふ偈云

八十重波一釣神　梓船戴笑狹金鱗　玉壺風潔泛蓬島　水鑑月寒謁聖眞

願はくは五福家に預り百祥をして後裔に傳へん事を、神夫レ愚漢か至誠を感覽したまへ

庚寅十月十日　輟棹翁百拜

右石像の夷神府下の櫻花山靈岳院に奉納して永く彼寺の鎭とす

○武曰茅野の字を吾子ヨシノと訓す如何、答林家の說に隨ひて間々かく訓點せし、今按するにチノと稱すへし、國造本紀續同本紀(靈龜元年)に、茅野を珍努と書るを以て知るチノと讀む事古訓なる事を

○養老三年制曰穀之爲レ物經レ年不レ腐、自今以後稅及雜稻爲レ穀而收レ之(續日本紀)當時勅製專民を救ふを本とし給ふか故、稻を穀にて貯へしめ久敷に堪飢饉に備ふ、後世人多く食少し豈穀を貯へ侍るに及はんや、又製に粟之爲レ物支久不レ敗、於二諸穀中一最是精好天下盡レ力耕種莫レ失二時候一云々(續紀也)按するに昔は田圃廣く稻麥をのみ種て民食足ける故、他穀を種るにゆるかりしと見へたり、故に令して粟を作らしめ給ひしか、今は諸粟を種野を治山をひらきても作り令せされとも民力を盡す、然るに食に乏しく每に不足の色あり、是上世人少く季世は人多し、然も世驕奢に流れ其費萬々にして遊手の者又半に居れりされは京師難波東武の如き一閭の花柳淫婦千數百人、美服盛饌酒池肉林の饔每日幾許の費用そ悉く知へ

がらす其他の遊場梨園の奴も亦幾許ぞ、其奸其媚よく人心を惑して財を漁り實を盡しむ天下食不足の一緻

○東都根來の同心のはしめは

祥嚴院（根來半右衛門組領三千五百石　愛染院（根來五左衛門組領千石

織女牽牛双扇開　年々一度過河來　莫言天上稀相見　猶勝人間去不回

朱文公の詩也（前燈新話に注に見へたり）夫二星の配齊語に初まり荊楚記乞巧を云、柳宗文作り（乞巧文）張文潜歌を詠し、釆邕謹詩を賦してより、詞人七夕の作なき代なし、嗚呼天の列宿を褻侮して忌憚る事をしらす、我國倭歌新秋の詠七夕つめの戀情を詠せり、朱子も亦之に倣て彼妄誕に從ひつるかといふ人あり、予曰詩賦は事物の眞僞に拘はらす、時俗の風によりて其心を述る一體あり、楚辭の有樣を見て知るへし、朱子の詩其微意只絡るにあり、予昔七夕の題にて（前書に七夕の一夜あふちきりを世にはいみしといふ）

かならすの世のいつはりにたくへてはこのひとよこそうらやまれぬる

と讀しも廿年前の秋おもひ出てしのふ昔となりにき、六月下の弦立秋なれとも金風袖にうとく、しらつゆいまた零さるにうき事しけき袂は泪にぬれて、今年獨我身の秋となるも悲し

我からの袖のしら露まつちりてなくさめかたき荻のうはかせ

さめのこる泪はかりはうつゝにて見しはあたなる夢の世の中

○尺蚓穿レ堤能漂ニ一邑ニ寸煙泄レ突ニ致レ灰千室ニ（劉子）

○大毘盧遮那成佛神變加持經（大日經也）

金剛頂一切如來眞實攝大乘現證大敎王經　蘇悉地羯羅經

金剛峰樓閣一切瑜伽祇經　大毘盧遮那佛說要略念誦經　右眞言の五部秘經と云

○玄義　文句　止觀(法花の三部天臺の說也)　是三大部なり
金光明經玄義　同經ノ文句　別行玄義　同文句觀音經　觀無量壽經ノ疏
是天台の五小部といふ章安の記あり
○佛法象教(刻レ木爲レ佛以ニ形像ニ教レ人也)余氏か事物異名に見えたり、是佛像をいふ我邦佛をホトケと訓するは浮屠形の音便亦は佛陀敎の音轉といへり、但し按するにホトケは佛敎の二字の音便にや(フツとホトと音通すケは敎の字の略音)佛敎とは佛法像敎中略歟
○栜　字彙に音永木可レ爲レ笏云々、順和名抄云栜倭名佐久木可レ爲レ笏云々、按するに笏をシャクと呼ふは笏の音を忌尺の音をかりて呼と、常談はさる事なから疑けらくは佐久の木にて作る故の名歟(サクとシャクト諧通す)栜はいちの木日本名とかや
この類にいちゐかしといふ木あり是は亦別木也
○鶴(ツル今霍鶴に作るは非也別鳥也)鶴の字胡谷の切音斛なれは鴻鶴也、古祿の切音谷なれは小鳥にして的に描鳥胡老の切音浩なれは浩々大也(鳥にあらす)曷谷切なれは音涸にして鶴と同し五雜俎に之をいへり、別に記す、彌陀經昔我國に渡りしは白鶴とあり、近世唐土より來る經及ひ注家の書皆白鶴に作れり音白鶴これ浩の音にあらす、我國の僧コウの音に讀誦するは誤りなゝつる我國今黑(形小にして足もまた黑し味上品なり)白(形大にして足淡紅味下なり)まなつる(鶬鷄なり色青く頂をさること二寸はがりに赤き毛あり虞衡志にいへる灰鶴是也黑つるより大なり味黑につけり)丹鳥は白つるに似て色は黑し、頭赤く黑し松前に多し西國にはなしとそ、アネハツルと云一種まなつるの如にして甚小鳥也、琉球鶴もまなに似て頭は丹鳥に似たり
○寛永八年十一月五日駿河大納言忠長卿淺間山にして猿狩有へきよし仰なりしかは、御家人神地に狩し給はん事如何と諫しかとも、御承引なく御狩有しに狩取し猿凡千貳百四拾餘と云々、御歸の時より御心

亂れ初しとかや

○洛陽音羽山清水寺堂前舞臺と稱して板敷の臺あり、是は古しへ舞樂ありし故の稱とそ今猶左右に樂屋有、他境清水に模して作れる堂をは惣て舞臺と云、舞樂もなき所にかくいふあたらぬにや

○武備志に佛來數古(フラスコ)、是西番の波羅多迦兒(ハラタキャル)國の人名にあり酒器のフラスコも此字なる歟

○佩刀(カタナナリ) 刺刀(アイクチナリ) 解斗刀(同上 急拔(ワモサシナリ) 中刀 ワキサシナリ) 馬背氈(馬氈ナリ) 黄銅(眞鍮ナリ) 紅銅(アカヾネナリ) 砂子(カルイシナリ) 彌沙(醬ノ字ノ譯語) 水路(羹ノ字ノ譯語) 可羅米糯(醬瓜ノ譯語) 右之類武備志日本條下に見えたり

○大學は心の字骨子にして朱序性の字を第一義にのへ、中庸は性の字眼目にして朱序心の字を一大事に記せり、是二書聖賢性心互に發し給ひし微意也、論孟は聖賢の言語にして朱序史傳を以て其行狀を書せり、是言行一理の旨を示されし處也、蓋し四書は內にして性心外にして言行、此四の理を明らかにするを學と云、四子を捨て又何をか學ふへき

○安覺和尙は(千光國師の舍弟)色條氏本の名は良祐亦經祐と稱せし、性强記にして藏經記得せし事既に一半に過しとかや (鶴林玉露十六ロ稱之) 入宋歸朝の後筑前國田島の香正寺に止り、手自一筆の一切經を書寫し(承元元年十二月其功を終る云々)嗚呼今の人三五紙の文字を記するも難く、一二卷の書籍を寫にものうくして、學をすといふこそいともおこかましけれ、昔人立志の堅苦を見て豈愧さるへからさらんや、朱子曰今世學者讀レ書尋レ行、數レ墨不レ曾全記得一、如レ此而望レ有レ成亦已難矣、學に志ある者尤つとむへき事なり

○敬(盃サカヅキヲサス) 領盃(サカヅキヲイタヾク)

○客在曰一佛像あり骨立瘦顏にして座す是を見明星の釋迦といふと、予曰之を雪山苦行の釋迦といふへし(雲山示修六年苦行毎止食一麻一麥皮骨連立すと書り釋迦譜等考ふへし)見明星とは成道の釋迦を云、

其形羸身醜陋にあらさる歟、苦行の後牧女か十六轉の乳摩を食して精氣充足し、金剛場に趺座し慈心三昧に入、臘八明星の出る時無漏道を證すといへり、世に羸容赤足の立像を出山の釋迦と呼は深く考へすして描處なるへし、只比丘形に圖せは可也、天台大師の說に觀察四諦の像は老比丘の形なるよしいへり

○四教ノ佛相　佛身本一ㇾ赴示ㇾ相

身量丈六壽八十老比丘像菩提樹下生草爲　坐是藏教の釋迦也

帶比丘像現尊持身樹下定坐　是通教の釋迦也

掌現尊特容坐蓮華臺　是別教の釋迦也

不可思議如虛空相　是圓教の釋迦也

右の顯教の說のみ密家所傳尤多し傳て知るへし

○三浦道寸法師陸奥守四位少將を望て古河の御所へ讀て奉りし

老の波よる〳〵おもひつゝくれはむさしの闕もなかはなりけり

頓て執奏有て望の如くなし下されける、子息荒次郎をは彈正少弼に任せられしも和歌の德と聞えし

○楊升菴曰日光之白曰ㇾ日、月光之白曰ㇾ皎、男子之白曰ㇾ皙、女子之白曰ㇾ皉、老人之白曰ㇾ皤、草花之白曰ㇾ葩、霜雪之白曰ㇾ皚、鳥羽之白曰ㇾ霍

○讀書　眞儒　窮ㇾ理居ㇾ敬遷ㇾ善改ㇾ過　俗儒　務ㇾ記麗ㇾ詞(シ)釣ㇾ名干(モトム)ㇾ利

用兵　王者　救ㇾ民伐ㇾ暴禁ㇾ亂保ㇾ民　霸者　利ㇾ己殺ㇾ人逞ㇾ怒快ㇾ慾

○忘肉抄とは樂書也、書寫山性空上人の撰とかや、體源鈔も又音律の書也、是豐原氏の秘記となん

源體とは豐原ノ骨水也、水と髓と音近き故其家にて名付しとかや

○公方家の年始に諸家へ酒給ふは御盃に餘りし御酒を御銅銚(テウシ)に打入て夫を賜はる故、御酒を受て後戴く是を御流といふ、我公元正に御酒を御家人へ賜はるは御盃まいりて之を御銚子の口にのせ、酌の座に歸

り御酒を彼土器に入、夫を外の土器にうつして、始の土器を賜はる、次に御酒ある土器を亦外の土器にうつして、其土器を出す事いつまても同し、之はまいりし御土器を下さるゝ體なれは、御土器のみいたゝきて御酒は戴き侍らす之を御下ケ入と申也

○凡そ君の御前へ召出しとて一器を座に置て數人出て酒をたうへ侍る、これは土器も御酒もいたゝく事なし、されは召出しの酒を飲あまして次の人へ飲する事大なる無禮也、下戸なり共あまさす吞へし、小笠原家の禮に召出しの御酒は、皆飲て土器を座へ魚道して立習侍るも飲餘させしとの事とかや

○四種ノ鎧　源氏ハ黑糸ノ鎧　平氏ハ紫糸ノ鎧　橘氏ハ黃糸ノ鎧　藤氏ハ萌黃糸ノ鎧
朱雀院承平七年依　宣旨定之云々(出于兵家秘書)

○去歲季冬十五日故少府監赤穗城主淺野長矩舊臣大石內藏助等四十六人異體同志報讐、今玆仲春初四官裁下レ令各處ニ死刑一、其志難レ遂其生不レ全、嗟呼天乎命乎果時運難レ堪レ哀有レ感而作　大學頭源信篤

曾聞壯士不還去　易水歲寒連袂行　炭啞變客追豫讓　薤歌滴浪挽田橫
精誠石碎死何悔　義氣水淸生太輕　四十六人齊伏刄　上天未察此忠情

嗚呼岐下の野人は穆公の難に鋒を擢き、翳桑の餓士は宣子の爲に戟を倒にす、是皆一時の恩賜たも猶生を忘れて酬和の誠を盡せり況君臣の大倫大義に於てをや誰か抱氷握火の思ひなからんや、張子房博浪の謀遂さりしも終に漢に藉て秦を滅し所謂報するに國士を以する者歟、義士刑に處して後大石氏の碑に忠誠の號あるを見て或人

もの丶ふの八十氏川に霧はれてにこらぬ水にあらふ月かけ
むさしの丶草の露にはふりぬともその名はくちじ苺のいしふみ

○僧承兌謂ニ惺窩先生一曰、有レ眞有レ俗今足下棄レ眞還レ俗、我不唯惜執拂拈槌乎而已、又爲ニ叢林一惜レ之、先生曰自佛者ニ言レ之、則有ニ眞諦一有ニ俗諦一世有ニ出世一、若以レ我觀レ之則人倫皆眞也、未レ聞下呼ニ君子一爲上レ俗也、

我恐僧徒乃是俗也、聖人何廢二人間世一

先生永祿四年辛酉生二播州細川之邑一始爲レ僧稱二彝首座一龍野昊東明長老門下後說二胡服一爲二儒士一生二子冬及女子一

○剃髮の人を總て釋氏といふは彌天の道安より始まる、開元錄に秦晉已前出家者多隨二師姓一後彌天沙道安云、凡剃髮染衣紹二釋迦種一即無二殊姓一宜三悉稱二釋氏一云々

○金陵鄭元美か所校梓の南北時尙綺筵必用骰譜酒令一卷、飮酒の慰事にして禮容の正敷事にはあらす、たとへは口占詩句の類に一統山河壯帝居（句首に一の字有詩をつらぬ）二陵風雨自南一（一文字）三峽樓臺淹日月（百千萬の字にいたる）亦正月より十二月迄の詩春夏秋冬天地風花月日何にても其類の字有詩を同時にいふ事と見えたり、また兩骰子を三度擲て其目によりて詞をいふたとへは骰子譜は

六宮粉黛　文移二北斗一　五更三點

無二顏色一　成二天象一　人二鴛行一

如此骰圖六十四譜あり、亦珠窩譜は四骰の圖これ明季の遊ひなりけり、我邦亂盃醉狂せるに比しては風雅なるに似たりといへとも、禮法の外に出ていたつらなる酒與を催しあへるはいふに足らさるにや

○源三位賴政平家を憾る事ありて日頃用意しか、私計を以て宿意を遂難かりければ、一院の二ノ宮をかたらひ奉り事を起しけれとも本意なく打負けり、されは賴朝の兵を擧られしも彼宮の令旨を得て、北條の時政と議せられし中に宮はあへなく成せまし〱ぬ、平家彼令旨をけうし源氏等を追討すへしとに計られけるを、散位康保密に賴朝に告しより止事仙洞を得ず、却て籌策を回らし始に平の兼隆を亡ほされける此時諸人平家を恨る事多かりしかは、やかて源氏に與して淸盛の子孫皆跡なくなりぬ、人の世の盛んなる時かたへの恨みを省り見す、秦の始皇國を合て獨天下の主となりけるも三世を經す滅ひにけり、聖戒方策にあり人に君たる者學を知らすんは有へからす

鹽尻　巻之八十三

〇宋儒人の影像を祭るを非とせり、其一毛も違はゝ是他の人なりといへり、實にも韓熈載を圖して退之とせし類ひなきにしもあらされと、程伊川は只佛者の影を崇むるを嫌へるより、すへて影堂を以て妄作とせしにや、圖像を以て非とせは、陵閣雲臺に勳功のすかたを畫しも追惑如何とやせん、東坡か孟浩然をいへる情をおもはさるへきや、されは花鳥の繪を見れは、自春風の中に座するか如く、雲月の圖に對しては心凉しからぬかは、其先人の遺像を拜して誰か追遠の心起らさるへき、たとひ庸士の筆なりとも其神のよる所なれは踈かにすへからす、まして妙手神有て筆端造化に參る物、なとか靈なくてやはあるへき、宋儒何そ之を非とする、是排釋の私にひかれてかくひかことし侍るにや、靑春不倒處紅樹白開花物を嗚呼

〇或問豊前國高良山カウラは字音也、されはいにしへよりの名に字音を呼ふは如何、曰これ香春なりカハラと訓す、續日本紀承和四年條に豊前國田河郡香春三社といふ是也

〇まくまのゝゆこりてまろをさすさをのひろひゆくらしかくていとなし　六家集に此歌の注ありとかや、まくまのは眞熊野にして今の本宮也、ゆこりは齋浴の義、まろは路の事さすさをとは男の稱、ひろひ行歩也、かくては如此也、いとなしは隙なしといふ事、祠官祭祀のつとめをよめる由聞侍ると、本宮祠官二階堂藤原命秀かたりし

〇府下聖德寺(初在富田村)什器本親鸞より附屬して七寶山と號す、其中鵜ノ丸の劍は今なし
　按するに伊勢豊受の神人出口氏鵜ノ丸の劍といふ太刀あり、其初は濃州久々利の人土岐惣五郎か太刀也夫より代々傳へて土岐氏か寶とす、久々利城主土岐三河守森武藏守に亡ほされてより、其太刀は同國金

山にあり、故に森中將忠政太神宮へ獻りける、然し代々出口家の藏に有となん、是聖德寺の鵜丸にや同名の刀か知かたし

○森武藏守長可は源義家の孫森冠者親隆より出、森可勝濃州可兒郡中井戸庄鳥峰の城に住けるより代々爰に居す（今の兼山なり明曆二年金山を改て兼山とす）長可か父三左衞門可成といふ、兼山は可成等香火の寺也、元龜元年九月十九日死ス心月淨翁と云、武藏守は天正十二年四月九日死ス鐵園秀公と號す、其子右近衞中將兼美作守忠政は寬永十一年七日七日卒す、本源院先翁宗進と號す、此等の位牌可成寺にあり、又平信長本能寺にて事有し時同しく死ける、蘭丸は瑞桂院鳳山知賢居士と號し坊丸を夏山清涼（脫字）丸を法雲宗心と號す

○兼山の土俗云、兼山の城は天文中に齋藤大納言と云人築けるといふ、此大納言何人そ其名もなし、兼山村淨音寺に其畫像あり、髮を被り鎧を服す、讃は天文八年八月釋明齋か作る所なれと、誰の子孫亦は諱は某といふ事もなし、嗚呼我亂國より武人多く官を僭て或某守或某太輔等ロ宣なくして自ら名く、剩へ大納言をも僭しける忌憚なきの甚しき事也、彼大納言といふもの廿四歲の時土岐惣五郎と云ものに厠中にて殺されけるとなん、畫讃を見れは一時の强勇にして和歌を詠し禪に參せし者にやいと不審

或曰齋藤道三か弟なりと非也、齋藤系圖に見えす三條大納言に子故有て十三歲にて岐阜齋藤道三方へ來り賴て養子とす、金山の城に入置此子大力にて自大納言と號す、久々利惣五郎に殺さる、大に事長し後金山記に委し、此書は犬山に多しうそらしき書也

○予講ニ唐鑑ニ至ニ憲宗崩弑書法ニ依ニ通鑑綱目ニ辨レ之、唐鑑曰綱目上暴崩ニ於中和殿ニ時目曰時人皆言內常侍陣弘志弑逆發明、曰時暴崩者一以著ニ大臣不レ能ニ究詰一之罪ニ以著ニ嗣君不レ能レ討レ賊之罪一云々考異曰倘書內常侍陳弘志弑ニ帝于中和殿ニ云々、尹氏發明云々、疑非ニ朱子之意一且與ニ前後書法一皆不ニ相伴一云々

信景按スルニ發明ハ綱ニ暴崩書シ、目ニ弑逆ヲ傳フルヲ見テ謂之歟、考異晉孝武漢平隋文等ノ崩ニ於テ皆弑ヲ書ス、憲宗ニハ崩ヲ書スルコト是唐ノ文ノマヽニ錄スルモノニシテ、朱子ノ定本ニアラストウタカヘリ、且太和九年陳弘志伏誅トアル目ニ對元和ノ亂アレハ、朱子豈崩ト書センヤト、以爲ク予謂晉帝及ヒ漢平隋文ノゴトキハ、卽日弑逆ヲ知ル人多カリシ故ニ、弑ヲ書シ憲宗ノ死ハ十二年ノ後世ニ著ナルヲ以テ先崩ヲ大書シ、時人ノ風聞ヲ分注ニ載テ兩ナガラ漏サス、且暴ノ一字眼ヲツクヘシ、大ハ當日ヲ書ス、綱目隨テ書シ其疑ヲ傳フ、穆宗敬宗文宗三代ノ後太和九年李訓謀テ陳弘志ヲ討、元和ノ亂ノ爲ナル由ヲ記ス、又胡氏ノ言ヲ引テ陳氏カ弑逆ノ事未レ明ハ必其罪ノ實ヲ正シテ市朝ニ肆シテ善カルヘシ、コレヲ暗殺スルハ亂賊ヲ討スル道ニアラストイヘリ、然レハ十二年ノ後トイヘトモ陳氏カ弑セシコト未明ナルモノアリシカ、若考異ノ如ク直ニ弑帝ヲ書セハ分注何ソ時人皆言ノ語アルヘキ、暴ノ一字ヲ以テ其疑アル事明ケシ、朱子筆其意深シ後人ノ及フヘキ處ニアラス、問然ラハ發明可ナルカ曰發明ノ評可ナルヘシ、但唐書一條ノ文ヲ以テ綱ト目トニ分タマフ筆法ニ於テ細ニ眼ヲツケサランヤ綱ニハ其卽日ノ史筆テ直ト記シ、目ニ至リテ時人ノ疑ヲ傳フ、當時十二年不決ノ事ヲ以テ後世定テコレヲ書サンヤ、其疑ハ疑ヲ傳ヘテ其實ヲ傳フ是史ノ直筆也、綱目ヲ讀者細ニ眼ヲツケスハ何ノ益カアラン、發明考異等末書補ナキニハアラス、是ヲ以テ確定ノ論トスル事ナカレ、嗚呼史書ハ今ノ戒トスルヲ本意トス、殊ニ綱目ヘ春秋ト一般豈歷史ト同シク見レ之乎學者深ク意ヲ致シテ可ナリ

○正月萬歲とて素袍ゑほしすかたにて祝詞を唱へ侍るは、尾州春日井郡守山村地之內木ヶ崎長母寺禪僧に開山無住といふ人其詞を作りて、同國愛知郡印內村の民に敎しとかや、其詞は屋舍營造の事其故にや、朝廷正月五日東庭の千壽萬壽は新始の次に之を催す事流例なり

○鏡にはすかたはかりのうつるそと思ふこゝろの耻かしきかな、夫鏡を以て姿はうつし見るへし、心をうつして善惡を見るは先聖の文なり、されは鏡を取て艷容をつくろひ、淫心をまし書卷を開て利名をはか

り、事をなすは用ゆる所あやまれり

○正月の饌具は山家質素の俗よりはしまりけるにや、栗榧ところも山にあり貫衆（シダ）ゆつりはなんと雪の中にても枯ぬもの故取敷て食しける成へし、其象を表し其義を取にはあらし、田作煎海老なとほしかためたる物なれとも魚味乏しき所にはいと珍しかりなん、元日にいもしあらめ用ゆる事は延喜式にも見へ、土佐日記にもあれは久しき風俗と覺へ侍る、唐の言餅を我國の齒固めに附會し、五辛盤を倭の蓬萊の事の様にかたり侍るは似て是ならす

○天正十八年豊臣家相州小田原を伐れし時、織田信雄尾勢兩國の勢一萬五千を引率して會せられし、其時軍用乏しかりけれは、清須の商買富商及村落の國米を監督し、吏をして是を閉封し軍の糧に備へ置れし民其濫吹を愁けるとそ、信雄東國左遷の後福島正則清須を領せしに、有司に命して長サ三十間の倉廩を三ツつくり、米穀を充物せしかは其時人是を稱賀す、正則臣庶に語りて曰、軍旅の事有とも商民の廠會を閔止せしといへり、人皆悦ひあへりけるとなん、前左中將家（忠吉卿）清須に移り給ひし後に、彼三宇の穀倉昔の如くありし、俗是を三ツ藏といふ、名古屋遷府の時倉廩を廣井縣に移し建給ふ、數十宇の倉庫なれとも清須にありし舊號を傳へて三ツ藏と呼ひける、三ツ藏の名は如何なる事そ其辨へす侍ると古き人語りし

○孟子集注序說に如氷與水精非不光比之玉自是有溫潤含蓄氣象無許多光耀云々、摘訓以水字爲讀非也、便覧内精爲讀是也、水精一作水晶精光石也、按するに水精石は世人能知れり、玉は如何なる色したる物と辨へて知る人なきにや、珊瑚は赤くしてすき通らす、琥珀は黄にしてもろし、瑪瑙は紅の筋あり琉璃は青き石也、丸く磨ぬれは俗皆玉と呼とかや、いさや根本玉の字の玉にはあらす、珠は次玉玫は似玉なんとゝ字書にもいへは玉は一物なりけり

往日我　誠公の玉帶を見侍りし、有職者コクと呼ふ、其色白して水晶のやうにすき通らす、霞を隔て空

を望むか如し、其つや〻かなる事たとへん物なし、唐物と見へて其紋いと精好なりし、凡み我舊書に文は鬼形獅子形唐草唐花等一業ならさるよし有、巡り方丸鞆の別あり、此御帯にて玉をそ見知侍りし、官家は常に目馴給ふらんなれとも、地下まして田舎にはか〻る事も見る事なけれは爰に記し侍る、我明永平氏鬼形の玉を久しく持傳えしも何物とも知らさりき、頃日窮市にして唐花の玉を一ツ買得侍る、是我童蒙の玉を見知りなん爲箱に籠め侍るのみ、扨も玉見しらて三度迄捨られし昔も有けんかし夫を公朝の讀る

あらはる〻時こそなけれ三代まても石とてすてしそのから玉を

嗚呼君として賢を見知り給はさるは本意なき事にや、珠は蚌の所生といへり貝の玉の事也、蛤の玉は八月珠なり、蚫の玉は眞珠にて侍る、されとあこや貝の玉は銀の如く光りもめてたく見えし、いにしへより寶とせしは是にや西行法師の歌に

あこやとるゐ貝のからを積置てたからのあとを見する成けり

となんよめり、あこやはたいらきの形に似て耳ありてかたき貝也、夫上古は貝をすりて寶とし用ひける秦に至りて貝を廢して錢を行ひけるよし埤雅なんとにも見えたり、されはこそ寶貨財の字も介へり、貢賜貽賣買販責貯貰賄等の字も亦皆貝に介へり、貝を分れは貧也貝戔は賤也、貝を執は贄也此類多し字書考へ見るへし

○一器一書一畫其遠く上久に在て名家より出る物、平生歆慕して致事能はさるもの、偶之を得る事あれは大に悅ひ過望折然として今に矜る、是世訛の妖物なるか、嗚呼家に有無酬價の至寶を求めて珍藏する事を思はさる嗚呼

○王制曰命市納賈以觀民之所好惡志淫好辟

曲市の官時世物の貴賤厚薄を觀察する事をいへり、凡質實の日は用物貴し、淫なる時は侈物貴く民の志淫邪なれは其好む所の者必正しからす、今唐土より渡す所の器物大概用なきかさりを專らにす、我京師

の諸工制する所の珍品も又無用の物おほし、和漢季世のすかた之を以てしるへし、近世婦人の頭飾の櫛一枚紋銀百線餘の費を及す共他の侈物市に半せり

○闘節　行ニ賄賂ー請求ニ時官ー曰ニ闘節ー

金虎　言小人位堅如レ金其悪如レ虎

桂蠹　高位に居芳香をくらひ忠信を建す却て民を歿するを云よし

右三ケ條類書纂要に見ゆ

○抱柱トハ妄に信あるをいふ

○肥言トハ信を失するを云ふ

○貪冒トハ射利に急なるを云

○浪蕩トハ生理を務さるを云

○程子曰古人自ニ幼學ー耳目遊所所レ見皆善、至レ長而不レ見ニ異物ー、故易ニ以成就ー今人自レ少所レ見不善、才善言便習ニ穢悪ー日々消鑠更有ニ甚天理ー

噫宋朝學盛んに賢多き時たも君子の言斯の如し、我國白河院以來國々の學校漸く廢せり、保元平治の凶兵より元享建武の大亂に至て京師といへとも大學ほろひぬ、矧や諸國をや此に於て人々學文は釋氏の作業の如く思へり、應仁文明の以後いよいよ衰亂の極にして文籍も散亡せり、平相國安公に至て凶賊半おさまり、豊臣殿下龍公の時海内漸齊し、源大神君一統の後天下泰然として干戈の動なし、是より學習の士發りて經傳を講習す、然れ共戰國の舊習野俗いまた免かれされは、學者といへとも巧僞機關の心胸中に薫蒸し、聲利に汚染し或は沈湎或は荒淫其他盤游奢侈至らさる處なし、故に出ては君臣相掠き入ては骨肉相諍す、人の己に同しきを悦ひ人の己に異なるを嫉む、今の人生して稍物知る事あれは、皆之に效て自便利を事とす、里に無益の遊ひあり市に無用の器をひさく、況んや所々の都會藝

の場を張、飼へ男色を衒ひ花柳の家を架して行姦の淫婦を賣る、孌童歌倡の奴家に隠れ遊手耆餐の徒衢に盈り、彼れ狎れ是に親しと見る所聞所穢悪の事にあらさるはなく、逸楽の念日々に増長す、依之産を費し業を怠るは更にもいはし、竟に禮義を捨倫理を亡ほし、自禽獣に陥る類ひそも幾萬人そや、偶篤實の父兄有て子弟の云爲を戒禁せん事を欲すれと、其勢ひ防へからさるに度れり、今の時たとひ賢人君子世に出て教を施すといへとも、急に風を變し俗を改むる事難かるへし、亦いたましからすや嗚呼

○詩經衍義崔后渠云正風以₂關雎₁爲ₗ首夫婦之正也、變風以₂柏舟₁爲ₗ首夫婦之變也、閨門爲₂風化之原₁故夫子謹ₗ之云々

關雎は夫婦徳化の瑞麟趾は周家化善の應也、柏舟は衛國の亂俗荘公嬖妾に惑ひ、夫人荘姜位を失ひ煩寃の情を述しを始とし、新臺二子乗舟は淫亂の禍此に極れる事を謂り、始め宣公其子伋か妻の美を愛て遂に納れて己か夫人とし(是宣姜なり)壽及ひ朔の二子を生しむ、朔成長の後不道にして其母と共に伋を公に愬ふ、公暗くまとひて伋を齊の國に往しめ、竊に人をして隘といふ所に竢しめ是を殺さんとす、異母弟の壽之を聞て愁に堪す伋に此事を告しむ、伋曰是君の命也遁へからすとて道に趣けり、壽猶悲しみ伋か節をひそかに盗みて先立て隘に適しかは、待受たる賊等伋也と思ひて殺しける所へ、伋至り之を聞て大に驚き歎き、我こそ君命にて死すへき身也、壽は何の辜有て殺しけるそといひしかは、扨は先のは伋にあらすとて又伋を捕へ殺しける、此後朔代り立て衛の君となれりこれを惠公といふ、然れ公諸臣等惠公か其兄を讒殺せし事を怨み、憤りて亂を作し惠公を追出し黔牟といふ人を立て衛の君とす、惠公齊に趣り諸侯を憑み軍を發して衛を伐つ、黔牟負て周に犇る、惠公國に歸て周の惠王の牟を容れたまひしを怨み、燕の國と共に周を伐つ(臣として君を伐)惠王溫といふ所へ遷幸せり、諸侯謀て子頽といふ人を立て王とす、然れとも虢叔といふ人に殺されける、爾後衛惠公卒して子懿公立り、大臣百姓等無道人の子な

れは服するこゝろなかりけるに、懿公も又無道にして政凶く且鶴を好みて車にのせて往還せし、狄人共隙に乘して亂をなし懿公を殺しける、斯て衞喪ひにき、嗟乎是君子夫婦不正の禍閨門より起りて宗社を覆すに至れり、夫文王の聖にして大姒淑德の配を得、身修家齊國治天下泰平の基をなすも、また閨門よりはしまりて、化子孫に及へり、朱子曰不レ由ニ道心一一付ニ於形氣一則爲レ惡形氣猶レ船也、道心猶レ舵也、船舵從之行有レ吃之入ニ於波濤一或入情慾に耽り博奕を好ミ禁を干（オカ）し業を廢す、終に困窮して出奔せり、是君に仕ふる道を忘れ親の養を省みす、妻子を捨て孤獨となり朋友を欺き盜賊の心を發せり、嗚呼倫理こと〴〵く敗れて禽獸は隕ぬ、禽獸は罪なし彼は天地の罪人なれば畜類におとれり、意ふに其始誰かは身を鳥獸にひとしくせん希ふべき、只道をしらす惡きに交はり、只管形氣の破船に乘じて愼しみの舵なく、風波汨沒の界に入れり借むべき哉、彼も人也豈五常の情なからんや、一たひ人慾に昏まされてより此滔溺に至れり、書して以て誡しむ欽哉

○論語子罕ニ在ニ川上一曰逝者如レ斯、夫不レ舍（トヤマラ）ニ晝夜一
　和訓晝夜をすてすと讀む、按するに說苑（十七）曰泉源潰々不レ釋ニ晝夜一と書せり、舍を釋の字にかへたれはすてすと讀も古訓也、晝夜にとゝまらすと讀て朱注の意に合ふかと覺へ侍る

○程子曰孔子の時諸侯甚强大なれとも皆そのかみ周王の封建せし國也、吃之に周の典禮既に廢壞すといへ共、然も未泯絕せさる者多し、故に晉齊の霸周王を挾尊する義にあらされは自立する事能はす、孟子の時は之に異也、天下の大國七ツ周命せし所にあらさる者、四國且周名位有なから政絕滐竭たり、故に孟子齊梁の君に勉るに王道を以したまふ事孔子と同しからす、君子は世を救ひ時に行ふのみ、我國保元平治以來朝廷微なりといへとも猶王命行はる、元曆以後は只朝家を狹て自立の謀をなす、新田足利等の如し、織田豐臣興りしに及て王政に乖て又君を尊ひ禘む事をたも知らす、我　大神君彼朝敵を伐て天下一統す、凡そ大樹殿下の任槐及諸侯の昇進皆庭議にあらすや、去し已卯我公襲封の時肥田某を朝に遣はし

て拜謝の義あり、右兵衛の號は大樹の命といへとも執奏に及はさりしかは、得川吉通とのみ啓せし、誠に朝政の正しき季の世といへとも猶斯のことし、同年八月從四位下に叙し右兵衛督に任し、遂に從三位に越階ありて右近衛權中將に任したまふ

○隋煬帝の時虞世基といふ姦險の臣用ひられて時めきしかは、彼か親類はいふに及はす、其朋黨まて勢ひありて、面々に利を求め已に賄して謂ふ者には功もなく德もなきに官祿を申あたへ、訟獄の非分なるも却て道理とせり、故に進む事を索むる者諂順して其門に來往し、賄を入媚を盡す事、日毎に市人の利の爲に群聚するに異ならずとそ

○執レ政堅如二金石一、行レ令信如二四時一、據レ公無レ私如二天地一と賈誼上疏に見ゆ、慶賞して善を勸め刑罰して惡を懲すは先王の法也、後世賞罰の權をとれる人政事みたりかはしくて堅からす、號令後より變して信なく、私情に隨て好惡過誤し、內寵外奸君臣を昏まし、人相欺き民皆然る世に國家の靜平ならん爲を欲すとも豈得へけんや

○七八十年前武士の仕ふる者三四百石の祿ある者も、門宇いかめしく造る家は少なり、客を饗應し無益の遊興なとは曾てなかりし、たま〳〵會合の時も主は汁物を調して客飯を包み來り濁酒(ニゴリ)を飲て遊ひしとかや、衣服より器物に至る迄其分を安んしけるとそ、唯名ある人を召使ひ好馬を畜ふ事を思とせし、應仁文明の亂後武士の世にある者は、多は田野の民より出し故か、且戰國打續て驕侈に暇なかりしかは、かゝる風俗なりにしにや、三五十年以來は下士の家といへとも、客堂を設け衣服上士と諍ひ、珍遠の饌を備て客にもてなし侍る、糸竹の遊ひにくれ男女の色を先とす、故に俸祿足る事なくして每に貧をくるしむ事諸國亦同し

○逢迎して合(カナ)はん事を冀ふ言を諂と名つけ、境に隨て逶巡(アチラコチラツキサマヨウ)するの念ひを曲と名付、されは諂は質からす曲れは直からす、只自欺誑し人を欺誑す是一の貪のみ、貪一たひ起て到らさる所なし、壽福名利財

色逸楽東西に覓め馳走するさま尤いたつかし吁
○歴代憸邪姦悪者時有て上に幸せられ、高位に至り大禄を受、園宅玩好飲膳聲色の類一時の榮盛を極め私門車馬に埋み中外風を承めるあり、歴方修正の士旼之遇すして轗軻に窮し、蹇剣に及ひ桑樞箪瓢襤罍薄毎に積窘に迫り、柴門雀羅に隔て親族交りをいとふあり、世人是を悪む事疾病の如くす、故に時に趨り勢に附阿諛を事とし、道を捨て曲義を捨て唯希倖徼寵の謀をたくみ、たまく幸を得て擧用ひらるれは、益媚謟を以て官を改め祿をましなんと謨る、彌得て彌貪るより外は、容悦を専にして内に猖獗を張り、狗聚を勤め智徳の人を擠排し、奸黠の者に朋黨し法を市上を蠱し、意を肆にして奢侈に安んす、其終りは必事に罪せられ獄に下り市に棄られ、財寶塵の如く散し氏屬辜に死して後止むに至る類、和漢古今許多百人そや、彼命に安んし天をたのしむ君子一旦窮すとはいへ共、世に怨なく暖は煨羊の火を分ち、明は績麻の燈を假浮雲卷舒の意なし、笑て入間の興衰其期ある事か自得す、衣を千尋の丘にふるひ足を萬里の流れに洗ふて、獨風月を友とす、天年を終て世系を無窮に傳ふる事叉ねかはしからすや、之をすて彼を取る世の至愚といふへきのみ、歸來堂上忘形友名利場邊脱駕人にあらすは、誰か好事の皆虚事なる事を知らんや

鹽尻　巻之八十四

○有官の人唐名を以て書事中古以來多し、但し官號姓名は後世の證として、眞僞をたゝすものなれは容易にすへからさる事也

海東諸國記源道鎭か書に九州府の探題と稱し、或は鎭西節度使九州の伯九州の都督都元帥右武衞九州の摠管等、唐に遣はす度毎に違へる故に、所〻稱不〻一と申叔舟は疑へり、其他畠山細川斯波山名京極等の武臣外國に遣る書多くは唐名を書り、此時西國の武家多くは韓と私交して書を送る、其中官に非ずして高崎城の大將軍、三原津の太守、杉河の守、大畠太守、海賊の大將軍、赤間關の鎭守等己か住居の地に守或は大將軍なんと書しも多かる、又平朝臣門四郎藤原の孫右衞門尉平與三郎等俗號を姓の下に書しもあり、されば位署の書式定まれるも後世には忘れ侍る、いはんや我國の人文字にうとき故僧法師をたのみて書翰を書しむ、彼名分を知るものにあらされは私意に任せて書し事多し、嗚呼足利家の末天下邑に君あり村に長あり、各自に疆を分て犯しとり相凌轢し、君命にあらして境を越て外交す、君臣の大義こゝに至りて蕩然たり、祭伯來るのいましめは春秋の聖戒ならすや、名分みたれ倫理沈み悲ひ哉

今左官の身にあらすして某左衞門某兵衞丞助進等の號あるも、應仁以後の惡習也、今乞食者また何右衞門何兵衞等の名あり甚しからすや

○千村助右衞門重伯は代々久々利家の者にて、寛永廿年癸未家督御朱印知七百石領す、致仕の後知行土岐郡日吉鄕に隱居、其次助右衞門重住萬治二年亥家督、實は重伯弟にて重住嫡隱居して無求と改、千村數馬は右重伯の子也

○山村千村其外一類共木曾殿立退信州故鄕に引籠罷在候處、慶長五年秋石田治部少輔叛逆に付權現樣下

野小山より御上洛被遊候節、山村甚兵衛千村平右衛門七月廿八日小山御陣所へ被召出、一類共相催木曾谷中切取御先手可仕旨被仰付候、同八月朔日木曾中諸士如先規被下置候、御朱印地被下置罷登申候、關ヶ原御勝利以後同六年春木曾一類十二人大阪へ罷登、權現樣へ御目見仕候得は、此度木曾谷中早速靜謐に申付候條御感被思召、美濃國中にて一萬六千二百石一家共へ御朱印一通にて被下置一家配當す

三千石　山村甚兵衛　　三千石　千村平右衛門　　千六百石　高田半左衛門
七百石　千村助右衛門　　七百石　山村淸兵衛　　五百石　三尾將監
三百石　千村藤右衛門　　八百石　原圖書　　二百石　千村九右衛門
六百石　千村次郎右衛門　　五百石　千村八郎右衛門
千三百石（隱居料）山村道勇（但道勇死後甚兵衛知行へ入）　　千五百石　關東八騎

八騎甚兵衛平右衛門同心ニ成

右之通配分仕候、馬場半左衛門は其後御旗本へ被召出、山村甚兵衛木曾谷御關所御預福島に住居、千村平右衛門は久々利に罷在候處、殘る九人の者久々利に在宅仕每年御上下年頭名古屋へ出御目見、直に御暇被下在所、寬文五年己四月宗門一札の節九人の一札甚兵衛平右衛門へ差出申筈に罷成、九人の者共申合尾州へ出御奉公仕度旨御願申上候、一札直に寺社奉行へ差出申候、同七年春九人共名古屋へ出御奉公仕候、同八年春千村九右衛門儀隱居奉願候處尾州にて無勤の輩知行減少の御例にて二百石の內百五十石悴小十郎へ被下候、九右衛門御朱印地は減少有之間敷筋に奉存候、其上木曾一家共は御朱印一通にて拜領內配分仕候義にて御座候、減少被仰付面目無御座由申達父子立退申候、其後一家共へ御掛り父子罷出候得は不調法御咎の品被仰渡、九右衛門は石河伊賀小十郎は稻葉右近へ御預けに罷成、九右衛門義無程病死小十郎御免、御書院番被召出惣兵衛と改名段々相勤病身にて願の上御役義御免、御馬廻りて病死御切米上り界子なく斷絕

小十郎へ貳百五十石代被下或は御通番へ被召出候ともたり後御供番勤其以後病氣願に依て御免御馬廻り

○慶安三庚寅年御祭禮警固式定ル

御足輕頭押乘始ル　朝比奈與五右衛門　長屋六左衛門

○五月七日於江戸

公御逝去御年五十一

殉死　八千石御老中

（介借柳生兵庫）　寺尾土佐守直政（四十八才）

（介借小畠十太夫）（自分御長屋ニテ）（家來）　新武屋門左衛門

（介借小澤新右衛門）（二千石御側同心頭）　鈴木主殿重光（三十二才）

（自分御長屋ニテ）　馬場太郎左衛門

（家來）　里村彌五兵衛門

（介借戸田忠兵衛）（千石御用人）　志水八郎左衛門正昭（卅才）

（自分御長屋ニテ）（家來）　岡田市郎左衛門

（成瀬藤左衛門御長屋ニテ）（四百石寄合元御側衆）　土屋善之丞元高

（介借ニ不及旨申候得共藤左衛門見兼候而家來角右衛門と申者に申付介借）

（市川文左衛門御長屋ニテ）（五十石五人分）御鷹匠

（介借吉田淸三郎）　鈴木太兵衛重長（五十一才）

右寺尾鈴木（主殿）志水死骸にて御供木曾路登

土屋鈴木は於江戸火葬死骨東海道登

御遺體五月八日木曾路御登同十七日小牧御晝休より直に相應寺へ被爲入
瑞龍院樣木曾路五月廿二日御上着五月廿三日
御法事始萬部御執行(六月七日迄)導師相應寺江戸三河尾張衆七百五十人　五月廿七日八ツ時
御遺體定光寺へ被爲入同廿八日寺尾鈴木主水土屋鈴木爲追善施餓鬼被仰廿九日五人の死尸骨定光寺へ被
遣六月八日　御發駕御下向廿八日
上使酒井讃岐守を以　御家督被仰出七月廿二日御繼目御禮被仰上
寺尾土佐守は成瀨隼人正次男に名跡、八千石被下其後御老中相勤土佐守直龍是也、其後亂心犬山へ蟄
居其跡熊谷内匠へ名跡三千石下され寺尾と改當六郎左衛門元祖也
鈴木主殿は同名藤左衛門次男へ名跡、貳千石被下置其後御老中相勤伊豫守重章是也、當繁之丞元祖志
水八郎左衛門は其子友之助へ遺跡、千石被下置其後八郎左衛門と改大御番頭相勤、病死無子同名源八
へ名跡五百石被下置候、當八郎左衛門元祖土屋善之丞始は御同朋相勤靑阿彌といふ、御取立被遊四百
石被下置殉死、悴太郎左衛門へ遺跡被下置善之丞と相改、御徒頭相勤御暇被下濃州妻木へ引籠り閑栖
と改、其子次郎左衛門は御通番被召出善之丞と改罷在候處、父閑栖俄に妻木にて闇討に逢候故敵討奉
願立退行衛不知、其悴善之丞天和二年初而御目見仕候處五十人扶持被下其後病身にて引籠元祿元年十
二月病死斷絕
鈴木太兵衛は悴五人有之惣領太左衛門は
源敬樣より十三石三人分被下、御手鷹匠相勤父殉死の後現米百石被下置候處、病身罷成御切米差上度旨
奉願其悴太郎吉へ御切米百石無相違被下候處、其年相果候に付太左衛門へ十人扶持被下病死斷絕、次
男太兵衛は　源敬樣より十三石三人分被下御手鷹匠相勤、父殉死の後御加增三十石五人分御腰物番相
勤、其後　泰心院樣御部屋へ御附御供番相勤八十石五人分迄被下置、貞享三年病死無實子富田勘左衛

門養子に仕淸兵衛と云、御書院番被召出五十石五人分被下置、元祿三年病死斷絶三男治兵衛は父殉死之後被召出十石貳人分被下御手鷹匠相勤、其後兄太左衛門差上候節居屋敷治兵衛へ被下御加増五十石五人分被下置候而太兵衛と改、元祿五年地方百五十石被下置、同六年御鷹相止候に付御馬廻り其子太兵衛早世にて當太兵衛新御番に被召出、四男彌五郎五男竹左衛門何れも父殉死以後御手鷹匠に被召出相勤る

○國を有つ主臨ゝ兵喪師の禍は小にして或以て覇たり、秦の穆公越の勾踐の類是也、不道にして得地の禍は大にして或以て云ふ楚の靈王齊の湣王の類是なり、其君徳を廣くするにあらされは一旦土地を廣くする豈永く有へけんや、兵を強くするは先民も強するにあり、民の強きは徳廣くして民安きにあり、地廣からさるを患とせすして民の安からさるを患しは唯大王賊、大王民を安んし兵を強くし土地子孫に廣かりしも其徳を修られし故也、周數百年の祚其本大王の基を堅固にせられしにあり、我國戰國東西の勇師なきにあらす唯織田羽柴の兩家に然す

但し二代を保たすして亡ひられし、我　神君其遠祖以來德廣道正し、德公參州入御の後御子孫代々仁慈にして民安かりし事大久保家の家書に詳也、況や　神君の盛德大業天下に覆ひしをや、億萬年の鴻基高く四海波浪なく萬民業に安んす、誰か是より盛んなる者あらし

○天正七年五月廿七日江州安土慈恩寺の淨厳院宗論列座次第

北ノ左坐（淨土宗）　　南ノ右坐（日蓮義）

正福寺靈譽玉念　　妙覺寺常光院日諦　　西光寺聖譽貞安　　妙滿寺久遠院日雄

頂妙寺前住日銑　　妙顯寺大藏坊

東ノ上坐判者三人

南禪寺楞嚴院鐵叟景秀長老　　南都法隆寺瓦坊印專覺　　金華山十界因果居士

西ノ下坐（聽衆）
山門三井寺學匠（二人）　東大寺興福寺碩德（二人）　安土總見寺　諸寺ノ沙門
正面御名代
織田七兵衞信澄
奉行三人
菅谷九兵衞　堀久太郎　長谷川
頂妙寺の日銑妙覺寺の日諦建部紹智大脇傳助不傳坊其他邪徒多かりし其時の狂歌
日銑かみけん眞實うちわられ四十九年の恥をかきけり
○洛東智恩院の山號を花頂山といふ、唐土天台山別峯の號をうつし用ゆ
天台山修禪寺の北境の一峯を花頂といふよし智者大師の傳等に見えたり
○ヒジリとは秀識（ヒイデシル）といふの稱にして我國秀才の稱也、聖の字に訓してより從レ夫、僧の事のやうになれるはあやまれり
○紀州那智の比丘尼は皆山伏を夫（オツト）とし、諸州歌曲を以て勸進する比丘尼をすべて其歲供を受く、殊に東都色を賣る比丘尼數千人ありて、多く供料を贈る故一山富て豊かなる一在家也、熊野比丘尼とて昔は所々修行しける、いつしか遊女と伍を同してける色を專らとするさまいとにけなしや
○伊勢の上人善光寺の上人熱田上人といへるも比丘尼なり、伊勢の（慶光院）上人は禪宗にして紫を衣、熱川善光寺は淨土寺にして香衣勅許也、此等は共に淸尼にして那智の如くにあらす、其中善光寺の比丘尼所にあつまる衆尼、多く不蒙の女刑にあふへき身の此所に走り入は主家其罪をゆろし侍る故、かゝるものあまた髮を剃て心ならぬ尼のみなりとかや、鎌倉の比丘尼所も又あるひはかゝる風俗ありていふ故に、ままみたりかはしき事聞え侍る

○伊勢の神領四萬二千百五十石餘春日神領二萬千百十九石五斗、石淸水神領六千七百五十七石、賀茂上社七百石餘、同下社五百四十一石、住吉二千百十六石、吉野千十石等凡畿內の神社共神產多し、常州鹿島の領二千石(此內三百石は大宮司百三十石は神宮司別當三百石は齋共他社家分配せり)下總國香取神領千石、駿州富士領千六百十九石餘(三百石は大宮司百五十石は寶幢院五百石は新宮家百八十石神人配當と云々)信州戸隱上諏訪各千石、下諏訪五百石、雲州大社五千石、豐州宇佐千石等諸國の神領數へも盡しかたし

日光山一萬二千六百石(輪王寺の宮)紀州高野山二萬石、伯州大山寺(五百石は大山寺の學頭壇那院領也)三千石、出羽國立石寺(寶珠山河閑院)千四百二十石(天臺)、同國最上成就院七百八十九石(眞言)、同國山形光明寺千七百六十石(時衆)、かかる類猶多し

光明寺は按察使將軍修理大大兼賴本領の地、兼賴は最上家の祖也

況や攝州天王寺和州法隆寺等の勝區、山門三井及五山等の寺產智恩增上以下の蓮社共領又幾許そや、世の風俗にうとき儒士利をのみ計る、愚俗なんとは國の費といひあへるにや、德もなく智もなく偏に姦佞の邪人時めきて大祿を食輩は、又國家の費にあらすや

○或問錦の直垂は武將の服也、然るに近世其製を見す如何と、答古へ主將將軍の定服にして練被の文字を出せり、狙談に曰上古は將を補する時此服を賜ひて共國へ行るとなり、此服を得たる士見易き故に無禮の失なし、麾(サシマネ)く時は令に應す、地は錦を用ゆ裏は朽葉薄衣の板の物たるへしと云々、長(タケ)は賴義記に三尺五寸と但し人に因るへし、袖の廣さ一尺六寸等いへり、予傳て其製を得たり、軍家者流多くは古記を見す、附會の新製を以て語るあり、尤も嗚呼の事歟

○金剛草履といふは菅を以て作ると傳へ云、五大院の安然和尙いたく貧しかりければ草履を織て營みとせられし、人來りて夫は何と問へば、金剛の性體と答へられしとかや、今も伊勢參宮の路にて菅の草履

を金剛と呼ぶ、金剛坂の地名も之より起れりといふ、昔は僧家歩行の時は多くこれを用ひし、尻坊（シリキレ）は裏に革を用ゆ又別物也、されは唐土賣茶の家には盧同が像を置き、屠者樊噲か形を安んするは是を以ておのれが業の祖とする胡亂の所爲也、若我國草履作りの祖をも安然和尚とやいふへきとて胡盧（オホワラヒ）す

○熱田太神みゆきの時神輿に紅の長き組綱二條をかけて尾張氏の人およひ神人牽て渡し奉る、石清水の神幸も之にひとしひかのみすと稱す

日の御綱或は緋の御つななりと云々

○玉葉集に人麻呂の墓に卒都婆立侍るとて書す

世をへてもあふへかりける契りこそこけのしたにもくちせさりけれ　清輔朝臣

同し墓尋ね侍りけるに柿の本明神にまふてゝ讀侍ける

ふるきあとこけのしたまて尋すはのこれるかきのもとをみましや　寂蓮法師

とあり人丸明神の號あるは祠、卒都婆立てしは墓なり同所別區と見へたり

○或人曰近來きたりし朝鮮人を見るに多くは浴する事なし、實にきたなき事ならすや、予曰異邦養生家はしきりに浴する事を戒しむ、是血凝結し氣耗損せん事を恐れて也、諺曰蜀人生時一浴死時一浴とすへて蜀國の風俗曾て澡浴せす、盛者といへとも布を以て身を拭ふて止とかや、我國人とならはしの違へる事四外一二にあらず

○或人曰狐魅（キツネツキ）の人四國に往けは其魅自去と是何の理そや、曰唐土交廣の地は蠱ありて狐なしとかや、我四國も亦犬蠱ありて狐魅なしといふ、されは蠱狐其氣相反する歟

○參州加茂郡足助庄八幡宮緣記に云（二冊あり一は漢字一は和字なり和字の本舊傳歟）天智帝の御字三州寶飯郡大深山の異人皈能士加茂郡飯盛山に移り、其所なる足城媛といへる女にあひて一女二男を生す（足城媛は聖武帝の御宇建社惣社の內に祀ると云々）

。。飯能士（白鳳四年二月十一日化）
　├崇見足媛　聖武帝御宇崇建祠號若媛社
　├賀淨夫　行基菩薩崇之建祠號稻荷社
　└好基士　弘仁七年六月依託建祠號若宮

此飯能士を崇て惣社とす、今所謂八幡宮是なるよし記せり、平城帝の大同三年四月野口村藤太夫か女(七才)に託して便巫女とす、聖武帝の御宇神宮寺を建と云々

按するに末社に熱田(承和八年建レ之)狭投(サナゲ)(弘仁十三年建レ之)兩社有之、熱田の神託に八幡の曩祖のよし告たまふにより祠を立つ等云々、然れば本社應神天皇歟

建久八年四月頼朝公神領を寄附云々

建保元年三月頼朝公の像を崇め祠を立て今宮と號すと云々

かゝる事多く記せし其他國人の名字數多見え侍る、三河人の事考ふへき爲にもと其荒増を略して左に筆す

額田庄源忠家　　刑部左衛門行光(保元ノ頃)　　仁木郷源長重(仁治ノ頃)

足助三吉村當麻太夫　　阿摺村藤太夫(文應ノ頃)　　桒倉卿紀平太夫(文永ノ頃)

外下山吉木刑部左衛門尉(文永ノ頃)　　足助領主長崎殿(延慶ノ頃)　　代官足立五郎左衛門尉

桒倉兵庫助太郎(木郷)　　成瀬九郎左衛門(介木郷)　　狹野源兵衛太郎(仁木郷)

勝(カツノ)兵衛次郎(二吉郷)　　田中次郎左衛門(武節郷)

是は建武元年甲戌放生會流鏑之射手也

代官桒倉左近藏人　　武藏守源基連(建武四年ノ頃足助領主)

吉木掃部助三郎　　小黑平次郎勝左衛門四郎
是は建武四年當社笠掛相撲等の奉行也
安藤兵部左衛門尉光俊(應長ノ頃)

○日蓮か種姓共傳に藤原氏なる事見えす、然るに頃日房州高光寺誕生寺の什物のよしにて彼系圖を出せり(小冠者を描き上に家系あり)按するに是貫名の稱により竊に寛永御撰の諸家系圖より寫し出し、古しへよりある如くせしと見ゆ、されは備中ノ大夫共保(井伊祖)より貫名ノ四郎政盛(井伊太郎直子)其子直行まて井伊の家系を全く寫せり、此後は彼邪徒等作り出せる系圖と見ゆ、其故は註畫讃等を述せし時豈小湊に尋ねさらんや、然るに藤原氏といはす三國氏と出せしを以て今世の僞作明らけし、今の作り系圖には

貫名直行(太郎) ─ 重實(五郎)
- 重直
- 重忠
  - 重政(太郎)
  - 早死
  - 藥王丸(日蓮)
  - 重友(三郎)

斯の如く記せし識者よく其系代及ひ古記を考へよ、是日蓮黨近世の僞作也

○或人問琉球王の世系如何と、曰予先に尙島紀事一編をあらはして略其世代を出せし(尙島とは彼國をいふ)明朝册立ノ琉球中山王(世系略)

武寧(中山王察度ノ世子也　永樂二年ニ册封) ─ 思紹 ─ 尙巴志 ─ 尙忠 ─ 尙思達 ─

尚金福 實は思達ノ弟
　尚泰久 布里之弟景泰五年勅令嗣王封
　　尚德 天順七年嗣王
　　　尚圓 成化七年嗣王

金福卒後其弟布里與ニ金福之子志魯ニ爭立

尚眞 成化十五年嗣王
　尚清 嘉靖十一年嗣王
　　尚元 嘉靖三十七年嗣王
　　　尚永 万曆四年嗣王

尚寧 萬曆三十一年嗣王
　中山王代々

「日本薩州ノ附庸」

日本の慶長十四年(巳酉明ノ万曆三十七年)島津家　大神君の命を奉し、中山都を伐て速に其王尚寧を虜にし之を以て關東に至る、便　臺命ありて中山の王にかへし封し薩州の附庸になしたまふ、是より每年秋米十二萬石を以て薩州侯に貢し我國の封命を奉

隋書には流求と書し元史には瑠求の字を用ゆ、明人是を琉球と記す、今我國も又琉球と書せり、往古は流虬の字を用ひしよし陳氏琉球考に見えたり、委しくは尙島記事を見て知るへし

或曰琉球兩使は何れの使そ、曰與那城王子は我　大樹御代始の御賀を獻する使金武王子は自嗣封を謝し奉る禮使也、されは兩使來聘の事九月十四日　柳營に達せしに、諸大老議して曰庚寅の兩使薩侯其費用を辨す、此度亦兩王子の東來打續其費少しとせす、只々　大樹を賀する使は暫延引可有かと、然とも島津家曰中山王尚益壬辰の冬薨せらる、されは先年より中山王薨し世子の喪過て清朝より冊封使を受く吾邦に於ては三年の喪を待す彼國王嗣位の忝を謝し奉ろ例島津家に定置所也、明年は清の冊使彼國に至るへし、仍て此般兩使關東に趣と云々

兩國王使幷倍臣等六百餘人去る七月鹿兒島へ着岸也

但し暴風により献貢の船入津せさる故に兩使の東向冬に至る

琉球王府の使九月九日薩州鹿兒島府を出て十月大阪に着船、十一月六日大阪を發し同廿六日江府に入り侍る、御年老（大和守豊後守河内守）より出されし諸驛への廻文休宿附略之

○尾州の商人に大阪廻船を持しあり（長者町紙屋理兵衛か船頭攝州大坂松本町政之助廿五才其外九人）去る巳霜月十九日米及ひ材木等を積て城西堀川より出船し志州戸羽へ着（十一月廿一日）日和を見て纜縄を解き紀州の里の浦へかゝり、夫より大阪へ志て乘り行（十一月廿八日）明け方より暴風はいみしくていたつらに吹放され浪にたゝよひし、同し港を出し船三四艘暫は見えしか行衛も知らすなりぬ、只々九人乘りたる船の者とも消なんとする命盡せす、百廿日計り海上に日を送りし、其間風靜りて磁石針を以て考ふるに日も月も大かた北の方に見へぬ、扨は限りなき南海にこそといとゝ心細く念佛なんと唱へ、せめて陸地あらん所へ着て水のみ死せは恨みは殘らしといのりものしける折から、大きなる鳥鴈の如くにして猪黄に羽は薄墨の色して、つはさ凡壹丈四五尺もありなんと見ゆるか二羽來りて船にとまる、扨は島こそ近きにあれと憂き中にもうれしく、米洗ひてあたへけれとも是を食ふ氣色もなく、暮に飛去りあしたにまた來る、其比よりは海中も靜にあたゝかなる事暮春の如し、兎角日を送りし程に西北の方に山はるかに見え初たり、急き乘附はやとおもへとも帆は先に吹破られ梶絶て力なし、されともさほなんとを以て漸々に漕行ほとに一地に至りつきぬ、人あれとも言語慥に聞えす漸琉球國なる事を聞て悅ひ、年月時を問ふに甲午三月廿四日なるよしいふ、船の漂流せしさまこま〳〵と聞て、日本國より居置番所に告へしとて食物を送りていたはりぬ、かくて薩摩侯の家人（佐合太郎左衛門田島市兵衛）事の次第問聞き、其後船中に差置船のまはりに垣結ひて陸に上る事なかれ、毒蟲（はめといふ）有て人を傷ふとて堅く制しける、日毎に飲食を送り疎かならす養ひ侍りし、夏を過秋に至りぬ七月十一日出船し薩摩かた山の湊に至り着ぬ、こゝにて侯より命して船を修し大阪に送給ひし

十一月尾州へ歸り來り侍る（九人の內一人は船中にて死す薩摩にても船よりは上けさりしが盂蘭盆の日を幸ひに吏に告て寺院に詣てて船中にて死せし者の追福などせしと云々）十二月廿八日我公より薩摩の家人佐合氏等に時服二ッ宛賜はりし、是は琉球にて漂流の者ともをいたはり侍りし故となん聞えしなり

鹽尻　巻之八十五

歩射秘解

○邦國の禮射儀最も重し、我　朝家盛なりし時其禮行はれし跡延喜式江次第等の書に殘れり、鎌倉將軍家京都公方家御的の式もまた略舊記に見ゆ、其御家人其禮を傳へて人を敎へし、應仁文明の凶亂以後武家の禮儀昔日に似す、織田豊臣革命の際いにしへを舍て俗に習ひて禮彌荒めり、所々の神社步射の儀遺るといへとも古法を失して其禮を知る者なし、頃日步射秘解一卷を得てこれを讀實に古禮のすかたを見るに足れり、然るに其書只要を取て之を解す、故に事漏れて備はらさる處ある歟、亦烏焉の文字ありて句讀すへからさる事を覺ふ、予其誤字を正し一本を寫して家に藏む、其猶謬る所の者は後人之を改めて可也

寶永己丑仲秋　天野信景書之

歩射秘解（步射俗に誤て奉射と書也延喜式に諸衞人等兼預ニ步射騎射ーと云々）

兵庫頭植房抄解

夫射禮ハ公家武家共ニ用ユルコト久シ

仁德天皇十二年七月廿一日高麗國より鐵(クロカネ)の的鐵の楯を我　朝に渡す、同十月五日楯人(タテントノ)宿禰鴻　館にして射る、高麗人おそれをなし彌御門になひき從ひ奉るとなむ

每年正月十七日（射禮ノ翌日ハ射遺トテ昨日射禮ニ參セサル四府ニ射サシムルコトナリ天平二年ニハジマル或ハ弘仁二年正月ト云々）

射禮は正月十七日建禮門にて行はるゝ也、代の始には豊樂院にてあり、先十五日兵部省にて手番(テツカヒ)といふ

事あり、正月になけれは三月十三日也
清寧天皇九月一日詔して弓射さしむ、孝德の御宇には正月にありき、天智天皇九年正月に士大夫等に詔して宮門の内に大射すと見えたり、賭弓ハ正月十八日又殿上の賭弓は臨時の儀なれは年中行事のうちにはあらす
大内弓場殿ニ於テ
弓場殿は御門弓を御覽する處也、大國には澤宮とて天子射を習はしむる所あり
羽林ノ器用ヲ撰テ之ヲ行ハレ
公卿已下束帶して之を勤めらる
木工的ヲカク(弓ハ各漆弓ヲ持ス文官トイヘドモ又同ジ)
木工寮は木作の事を掌り、料材を治め意匠を管領すれはなり、頭は四位五位任之
此禮スタレテ百餘歲
貞治五年の歌合にも　名のみきくけふの的射の射席も今はむかしと敷しのふかな、と弓場始のわさを讀り
按するに此うたは十月五日射場始の時　天子の御射席を詠す、後成恩寺關白(兼良公)御記曰、十月三日左右衞門弓場の堋を築く、其日は　天子弓場殿に出させ給ひて弓を御覽する也(公卿以下)束帶にて之を射る、天子御射席を敷れて弓矢を御座左右の脇に立らる、是群臣とひとしく弓を射給ふ由也、誠に文武二ッの道は一を闕くへからさるか故に、今天子も弓場殿に出させ給ひて武道を習はを給ふ也、口傳に射場始なくは賭弓有へからす、賭弓なくは相撲の節(七月にあり江次第等に委し)有へからすと申也云々、嗚呼射はひとへに五物の能を以てするのみにあらす、萬人の敵となりて三軍を讋奮せしむへし、至尊猶武を習ふ況公卿以下をや況武士をや學ひすは有へからす

建武ニ公家一統ノ御的アリシトイヘトモ其例又相續ナシ今ハ
後醍醐天皇隱岐國より御歸洛ありて公家一統の御時、建武元年正月廿九日御的あり五番(イツツガヒ)の五度の弓也
(元弘四年正月廿九日改二元建武一)
武家ノ佳例トシテ行ハル、所ナリ
建武四年より例年の事也(建武四年は南朝延元二年也)
歩射は根本神社ノ禮トシテ
神は禮儀を受たまへは射禮を行ふ也、禱祠祭祀供二給鬼神一非レ禮不レ誠と見えたり、正レ己和レ容揖讓禮にあらすや
酒饗ヲソナヘ神事ヲスル
酒饗を用る事神事のみにあらす、正月十八日の賭弓(ノリユミ)にも罰酒を行ふ事なり、大將は近衛の管領なれは射手を引つれて歸りて饗をたまふ、之をかへりあるしといふ也
鳴弦メ皇家ノ御惱ヲ靜メ
堀川院御時ハ義家鳴弦の事を勤めたまふ
矢ヲ發メ禁中ノ異類ヲ平ク
近衛院御宇に賴政矢を發せし事有
先蹤是多シ
右にいふ類ひの先蹤しるすに所なかるへし
右大將家ノ御時之文治五年正月二日謝禮ヲ行ハル
五番(イツツガヒ)の五度なり
當御代御的始建武四年正月廿四日

等持院殿御代始の御的也、六番の五度の弓也

貞和元年正月十五日御的始

是も等持院殿御代也五番五度の弓也

足ノフム處目ノミル處弓ノヒク處矢ノハナツ處コトコトク規ニアタリ矩ニアタル

皆法にありといふ意也規矩は法度也、されは離婁之明公輸子之巧不レ以ニ規矩一不レ能レ成ニ方圓一といへり

百發百中

養由が故事也、柳の葉を百歩に懸て百度射るに百中(アタ)る之を百發百中の藝といふ也、亦は穿柳の曲ともいふ

身ヲ正シクスル要旨ナリ

武篁論ニ曰仁の弓を張り義の弦をかくと云々、又射義ニ曰内志正外體直然後持ニ弓矢一審固とあり

然リトイヘドモ持非箸短才ニシテ

淨元卑下の辭なり(信景按するに本文此下闕たる歟其文屬せす)

水干立烏帽子ヲ用ユルナリ

賴朝の御時垸飯の出仕に其出立をかへすして射たる間例とするなり

家々ノ紋ヲ繍(ヌヒ)物ニシテツクベシ

水干の地に家の紋をちらして織つく、同しく紋をぬひ物にしてぬひ目つけにするなり、紐の付樣その外條々しるし分かたし内衣はいつれも白かるへし

ムラサキ

是は數年の弓太郎三度なと用る事なり

五度弓ノ時ハ弓ノ數十張

三度弓には六張もたする也

ニシキカハ

にしき革とは師子の丸をいふ也、此頭のおもて革なとにはあらす、昔は東國に染けり今はなし（錦革とは後世の正平革の如し）

指ヲツグコトハ略儀ナリ

晴の時は指つきたるは用ゆへからず、但し神事につきたるをわさと用ゆる事習ひあり、總して指をつく事は當流一段の秘訣なり、頼朝の御時富士の巻狩より始りたりといふ一儀あり、是も當流に申事なれと誠の義にあらす、口傳吉部抄を考へし

サシテ苦シクハネシ

かへの弽(ユガケ)はつきても苦しからす、今用るはつゞくべからず

弽ノサシ様

委しく見えたれは記さす、韘(ユカケ)は私宅よりさして馬に乗る也、射はてゝ退出の時は唐門にて射手具足介添に遣(ヤ)りて後ぬぐなり

手ノ内ヨリ大指ニカケテ

是に別して習ひあり、かくるといふ詞につきて一説あれとも正説にあらす

弓十張左右ニ五張ヅヽ

これは五度弓の時の事也

介添の若黨二騎直垂大帷子タルベシ

白小袖白直垂なり烏帽子は小ゆひありかけをすへし

中間七使ミナヒタヽレナルヘシ

はりがへは中間持なり、各白小袖赤直垂を着し烏帽子はこゆひなしかけをする也、何れとも直垂に家の紋を箔紙にて切てつくる也、刀は鞘卷なり太刀指は白直垂なり紋はこれも同前又紋を黑くするなり、皆大帷大口たるへし厩者二人黑直垂に烏帽子同前一人は白き手綱を持也、是ハス直垂なり夫丸一人白直垂に立烏帽子を着し笠袋に手おほひをかけて常の如く持也、しとづヽを腰にさす此外スはうきの介添童なとひとつに行列す

馬ヨリ下テハヤガテ沓ヲハク

總門の外にて下馬し沓をはくなり、唐門へ歩みて御出の御左右まて待奉る間は床几に腰を懸る也、御出のよしすはうきの朝夕二人來し申時床几を立、唐門の外におひて具足をとる也

其後弓ヲトリ

初右の介添先沓を兩の手に持て左よりはかせ退く、其後左の介添弓を取てにきりの上下を持てからはすをわか左の方へなし、弦を上へ成て射手の左へより出ダす也

次ニ矢ヲトル

右の介添矢を取て箆を出しのこひ羽をも直しておつとりの節邊を左にてとり、いたつきのうへを右にてさきより取て射手の右より羽を後ろなして出す也、また前より弓の上を越しても出すへし

サテ敷皮ヲトルベシ

介添敷皮を取て白毛を上へにせをりを射手の右になしてもつやうに出す也、斯のことくして射手各御門の內へ參入するなり

コアガリノ坐ニオクヘキ樣

あら座たつ事立樣未ㇾ定故に前にても後にてもあら座をしく也、弓太郎は我卽へき所に座する也、四ツ折の敷皮を其儘白毛をさきへなしせをりの方を左の足より踏めくり座する也、沓をはきなから左の足

を上へにおきて居る也、御出なれは御的奉行相手の次第を折紙にかきて朝夕にもたせ、弓太郎を始めみせ射手各披見して、扨其ごとく相手〳〵つがひて式の座に着也、敷皮をとるへきやうせおりのかたをあとへ左の足より後〻さまに足ふみしてしさる也、前後の射手如此、扨左右の手にて四ッ折の角を取て式の座へあゆみ行也

式ノ座ニ可レ即次第

我相手又上下の射手をも見合せて敷皮のせをりを左右の手にてひろけ、白毛を的の方へなし先キに折延し折目をさきへなしておきて上〻のはしの角を兩ほうとりてあとへしされは敷皮のひろこる也、扨相手を見合てくしかみのかたをまはりて相手と目づかひして敷皮に座する也、條々細にはしるし難し

ヤガテ沓ヲヌグベシ

左よりぬきて左の足を上におくなり

タトフ紙ヲ取出シテ扇ヲヌキテ

敷皮の右の角の下に扇たとう紙ををく也、扇は黑骨子こまをすかすへし、かなめは常の如し但し細き革にてかなめをまたげてこふ也、故實なり繪なともさたまらすこれも祝儀の故實有、次にたとう紙の事常の如し三にをりて夫を二ッにをりてはしを切也、扇は敷皮より二三寸出る也

數ヅカヘヨルベキ樣

相手と目を見合沓をかきよせ左よりはきていざりいで、左右の袖を打出して乃チ立て數づかへよる也

前弓ハ弓ノウラハズ一尺計り

うらはず一尺計數つかのかたに打かけて三度すりて外へおしのけ夫に弓を打かくる左の手にて肩へ打こし

左ノヒモヲ左ノ手ニテ肩ヘ打コシ

是は水干の事也、故實の習ひあり總してひもの付樣常の水干にはかはる事あり

小足チツカヒテ

小足といふは前後かはりて口傳あり、面白き習也

左ノ足チ初ニフム事

條々口傳あるへし

右ノ足ヨリフミ初ル事

魔障を退るに內むきの矢を用ひ習にひとしき事也、秘說たるへし

數ヅカノ內ノカドニ弓チタツベシ

弦はさきへも亦的にもむかふへからす、たとへは西に垜（アヅチ）あらは乾方へ弦をむくる心なり

小足ヲ引アハヒテ

此小足といふは初のこゝろにあらす、是は只足のくつろきにつかふ事也

凡相手矢アレハ射テカシコマレトイヘリ

相手矢あらは射手かしこまれといふ事あり、是は前の射手つゝ立チ三度目五度目の時は矢にしつあらは後。の射手は矢を射てかしこまるへし、是射てかしこまる也、同しならび後ろの射手は矢に失ありてかしこまりたらは、前の射手おと矢をさしはつして畏まるへし是射て畏る也、亦貳度目四度目の時前後の射手此心をうちかへして心得へし

三足マデハハダヌキチ入レズシテ

手の及ふ程ならは其儘取りてゑりを直して射也、是よりは遠く三足よりは內ならは足をひきてとるへし三足より遠くは肩を入れ足を引齊（ソロ）へ足をはこひてもとのごとく足踏して肩をぬき射る也、矢の時はたぬきを入る事いまた射へきは時は下がへのゑりを引入たる計也、おと矢にて失ありて射ましきなら

頭

尻

はゑり袖を常の如く直すへし但しおと矢なりとも引はなしなどにて射直すへきならはなほすへからす

不慮ニ引キハグラカス事

折上さるに引はくらかす時は手のおよふ程ならは其儘取る也、三足の外ならは肩を入れ足踏してそとゆきてとり、數つかをまはりて元の如く足踏をして射る也

的場中程マデハ

的場中程より遠く矢あらは矢取り取て數つかへよりて射手に出すなり、的場中邊に矢ある時も介添にとらするといふ儀もあれと、既に日記に自身取ると有うへは異議に及ばす

弓ノカヘル事

弓かへりたるにもそと弓たをしをはする也

ハタヌキヲ入レテカシコマリ張代ヲトル

數つかにかしこまり張代をとり亦立て射る也、おと矢の時は張代を取るに及はす、但數つかにて張代を取て敷皮へかへりたるは尤よしと古人の故實也

張代持ノ介添右ノ膝ヲツキテ弓ヲ取リカユヘシ

左の介添張代の弣より少し下を指三ッにて持て弦をさきへなし、右の肩にあてゝ行きて射手の左の脇へよる、右の膝をつきて弓のうらを左へなして水干の袖をあけ張代を袖手の膝の上へ出すなり、かへりたる弓をは今の弓の下よりとる也、如前右に持左の手をつきてかへる也、是は弓かへりたる時又は弦の切れたる時の事也、弓のおれたる時はをれを取間ヵ別なり次に見えたり

弓ノチレタル時ノ事

弓のうらをれて弓杖につく程ならは弓たをしをすへし

扨張代ヲ取ルナリ

張代持て行ｷ様前に同し射手に出しておれたる弓を持、左の手をつき左へまはりてかへりさまに弓立の方を見て、弓の折亦弦あらば弓をかたけながらさしよりて御前を後ロへなさぬやうにすみがけてつくはひ、左の手にて折を取てをれ目を下へなしかたけたる弓に取そゆる也、其後弦をあら〳〵とわけ左の手にひつさけて持つ也、弦のわけ様口傳ありとをくありて進退しにくき時はみたけさる様にして歸るもくるしからず

數多ニ折レタラハ折レヲトルニ及ハズ

數つかのきはに横に置て肩を入れ數つかへ皈りて張代をとる也

的矢自然風ニモ吹折ラレ

はけて後箆も折れ亦羽も切れたるを見は、はけたりともおと矢に取かゆる事有へからす、さしはづしてたいはひしいてかしこまる也、扱(カヘス)代矢を取るへし

イタツキモヌケ或ハ喋ニ止マル事

日記の如く其儘射へし、口傳に云しのぬけはぬけざると同し心也、つふぬけは矢そへてこす心也、おして射るへしと昔より申傳へたれさも有へきにや

介添矢ヲ持テヨル時

射手の持ッか如く持て靜に歩みて射手の後へより、左の膝をつき右をは立てゝ射手の袖をあげ出す也、代矢は一手持て行也、但しは矢を射ておと矢の時ならはかた矢持て行へし、亦云矢折れはなれて前の如くかたかれさる時はハ矢ならは折さる矢に取添て、右の手に横に羽頭を前へなして引提て持へし、おと矢ならは折れを一ッに取合せて同ｼく持て歸るへし、何れも立様に左の手をつきて之は順に歸るなり前弓の介添の事也

矢取ノ持様ニハ出サズ

矢取の矢を持事右の手を上へに左を下に射つけの節邊を持へし、羽頭を右の方へなして身に引そへ持也、是も射手の後ろへより左の膝を突き袖の下へ出す也、加様には介添は持て行へからすと也

雨雪ノ日ナトハ敷皮ノ下ニ打板ヲシク

打板は足をひきく付て用る也、あら座の時も式の座も素襖キの介添敷へし其上に敷皮を射手しきて座す

射ハテテ後敷皮ニ着座シテ

三度射はてゝ敷皮に皈り矢をたはさみひもを結ふ也

扨扇ヲサスベシ

其後に中門の内へ參るなり

沓ヲハ沓脱ノモトニ脱テ參上シテ

上へあかり二タ足三足進みて日記の如く膝をつき、矢を腰にさし膝を直す時役人銀劒を出さるゝ也、其時又二足三足進みて左の方より出さるゝを弓の上よりとる也

同シク右へ皈ルヘシ

其儘退出し沓をはき本座に皈る也、 御前へ參る次第弓太郎次に同後。弓二度目の前弓次に同く後弓三度目の前弓次に同後。弓

ツカサキノ方へサケ緒ヲマカシテ

下緒をつかさきへかけてといふ事也

ツカノキハニ横サマニマキテ

目貫の通り柄先へ卷きたるあまりをまく也

カタノウラニテ卷キトメテ

横に卷たるあまりを下緒と鞘の間へとりて留むる也

隰　尻

退出スヘシ
　御前を拜し申し左りへまはり退出す
御衣ヲタマハル時ハ右ノ膝ヲツキ
　御廣蓋に入れたるを役人持ていつる、是も少し進み出右の手にてとる
右ノ肩ニ打カケテマカリ出ルナリ
敷皮ヲ相手ト向ヒテタ、ミテ
　敷皮より同し樣に立て左へまはり後へむきて左右の手にて敷皮をたゝみて又向ひてなほる也
御門前ニテ介添ニワタスヘキナリ
　廣門へ退出して御門の外にて渡す也、先敷皮次に銀劒弓矢を渡す也、其後󠄀䙝をぬく也、總門の外にて沓をぬきげゞをはく也、扨馬に乘り退出の體出仕の行列に同し
ツヾノ射手ハ左ヘマハリハツシタル射手ハ右ヘマハル
　はつしたる射手は御前へもまゐらす、相手の退出を敷皮に待て同し樣に立也
數ヅカノ高サ一尺二寸
　數づかのまはり前後共に三尺也、前への數つかの中に一ッいるゝ也
數ヅカトイフハ
　當流一段の秘說也、わざとしるさず口傳あるへし
篠竹ヲ長サ一尺二寸ニ切リテ
　太サ細き筆の軸よりも猶細き也
數ヅカノ後ロノキハニオク
　ならへては置すねたるやうに置也

ヒトリ弓ノ禮ノ事

これも秘事也、然るあいたひとり弓にも中の弓のたいはひを用ゐてよし、秘するによつて也、但しわさと中の弓のたいはひをする事もあり口傳也、面白きならひなり

着座ハ前ノ方ノ座ニツク

事により後ロの座につく習ひもあり

雪雨の日ナドハ

加様の時は數つかのきはまてス素襖キの介添傘を射手にさしかけて數つかのきはに射手かしこまり、ひもを治め立ッ時かさを引て遠くのきて畏り待なり、射はてゝかしこまる時亦差かくる也、永享三年御的其後は寛正三年の御的みなかさをさし打板を用ゆる也

オト矢御免ノ事

等持院殿御代攝津兵庫の津にて御うらかたに武田薩摩守公信に半的をかけすして射させらる其時おと矢御免あり巨細ありといへとも記すに及はす、其恩賞に兵庫頭に任す頼政のいにしへを思召出てなり

弓太郎セキノ後ロニ退キタル コトナリ

數年高名の時三度目のハ矢迄射たるにおと矢御免のよし仰下さるゝ也、則はたぬきを入れかしこまり矢を腰にさし相手を待て見合て敷皮に歸へる也、亦云いまた三度目射さる前に仰出さるゝ時は後ロの射手數つかの中に立て中の弓のたいはひを用ゆるなり、ひとり弓にてこそ有へけれと此時はわさと是を用ゆる事別しての習なり

五度ニテモ三度ニテモ兼テ度數ヲ定メラルヽ也

五度にても三度にても射はてゝつゝのいてはかりを召出して射させらるゝ也、日記の書様なと有へし

元弘四年の御的にはつゝの射手みなもて再偏也、其中に細川侍中三五度の高名によて御衣をかつけら

るゝと也、いともかしこきためしにそひくと侍りしも此時の事也

参勤ノ勞

勞は奉公の勞なとゝいふか如し

享祿三年冬の頃射禮の日記披見の刻堀江兼宗といふ人此日記打向ひたる儘には其意たしかならすありしかは、予立入らぬ道なから互ひの稽古にもと愚かなる心の一筋を申し侍るに、猶記してなと侍れは、誠に嗚呼かましきわさなから、いなひかたくて不審と侍りし所はかりのかたはしを聊しるし侍る也、一覽の後は丙丁の童に傳へらるへき也

庚寅神無月十五日　　兵庫頭植房記之

弘治元年乙卯三月吉日書寫之畢

尾府下ノ士

寶永六年八月十五日　　天野信景

鹽尻　卷之八十六

○北畠信雄と上野介信包(信長舍弟)と議して南伊勢と北伊勢の界を改なんとし、雲出川を其界に定めんとせられしに、或老人云當國南北の界は古歌に

風早の池のなかれのしたゝりは安濃と一志のさかひなりけり

と申せは之を以て定め給はんかと、兩將これを感し其境を定られしと云々(此時信雄は大河内に在信包は津城を守れり)

○今の勢州松坂は初め四五百の森といふ名所也、古歌に

いせの國よいをの森のほとゝぎす名のりすてたる古年の聲

俗によいのもりと呼しは轉語也

○後拾遺集に爲吉朝臣三河守にて下り侍りけるに、すのまたといふわたりにをり居て信濃の國三坂を見やりて讀侍りける　能因法師

白くものうへより見ゆるあし引のやまのたかねや三坂なるらん

今尾城下より艮のかたに高く見え侍る、是を見る毎に此歌をおもひ出し侍る(俗におんだけといふ御嶽ミサカヲンタケ)

○伊勢物語の題號さま〴〵の說あれとも附會の樣に覺侍る、釋契沖か抄に堀川院後度百首に藤原忠房

伊勢ならはひかことそとも思はまし大和なるてふ美作の池

これ昔より伊勢人のひか事は世にいひ來れる事にて讀れたりと見ゆ、亦夫木に鴨長明

いせ人はひか事しけりつしまよりかひ川ゆけはいつみのゝ原

とよまれたるによりて思へるは、作者謙退して聞侍りし處をあつむれはさためてひか事多かるへしとてや伊勢と名付たるならん、後に清輔朝臣の袋草紙を見侍りしかは早く此說ふりたる事にて侍りけりと云々、是にてよく聞えたり、但しひか事とは業平好色の姿を書つらねたれは世の正しからぬ事といふ意にや侍らん

作り物語にて業平のことを樣々書し實錄にあらす

○あかた　縣の字を用ゆ唐土にていへる郡縣の縣に似て同し兼の倭訓には侍らす、あかたは吾田（アガタ）の意にして田舍にある己か領知する所ならんといへり、古今集文屋康秀か三河椽になりて小町か元へあかたみにはいてたゝしやといひおくりけるも、田舍見には得おもひ立ましきとなり、あかためしなんといへるも國の司を召て行はるゝ公事也

○侍の禮服は素袍上下烏帽子小刀（チイサカタナ）略の時は懸素袍（袴なし上はかり打懸付腰に帶して烏帽子なし）足利家の末迄はかくありし、亨祿前後より多くははつとくを用ひし、今の袖なしの上下の起る所歟、肩衣のひたは平信長公以來なるよし先年織田貞置老人談也

○昔廷臣の男子多くは東國へ下し武を講せしむ、駿河伊豆相摸は工藤の一族多くして弓馬を敎ゆ、鎭守府秋田城等の諸家指南せり、凡そ内舍人の官は東國に下り武事を習ふ、古しへより關東の武威他に勝れたる知るべし、文字を習ふは大概西國に遣はし大宰府菊池城等の諸家に學ひ、異邦の人に交接せしむ内記の官多く西國より出し人あり

侍從は武文を兼内舍人は專ら武備を業とし内記は文筆を業とす、此三官を四分（カミ、シヤウ、スケサクワン）なし獨步の官なり共に中務省に屬す

○左大將家（近衛權大納言家久卿）今度關東御下向の次熱田宮に御參りありし（己巳四月十四日）先拜殿にてしはらく額つかせましくて祭文殿に入らせ給ひしに、御沓を脫して步行せさせ玉ひし御敬心のあま

りにやと見し者語り侍る、按するに凡神社の廣前に石を敷は履を脱て參る時泥土をさけ侍らん爲也、太神宮石壺より別宮皆沓を脱し着座して拜し奉る、攝社蹲踞の拜所も參詣の人心すへき事也、故に內外順拜の時足半をたく事古法なりとかや、すへて神の社直面の正道は祀を奉る主ならては通るましき也、太神宮にては且神前の正面をさけて拜し奉るへき也、內宮に鳥居八重榊の前そ庶人の拜所なりける、我人履のまゝ御前に出るのみか、正面より石壺を越へ玉串御門近く立向ひ奉るこそ忌憚なき者なれ、熱田社の如きも拜殿の東より詣て橫の木の元にて拜し奉るへきを、恐れなく御正面に向ひ奉るこそ淺ましけれ

○元和の末我公室の諸官いと事すくなく、御納戶も夫と司とる人なかりし、曲淵某(八右衞門)何となく御調度なんと承り出納せし、大猷公御上洛(元和九)の時公も御上洛在し、御跡山下大和守妻(相應院殿御妹隆正院と號)及ひ竹中源助後室(志水加賀守妹此姉は秀次公の妾にて文祿四年橫死せし人の妹也)二人して御納戶の雜事を承りしとそ、其後羽鳥平左衞門山田金左衞門成田藤右衞門各藏米一百石たまはり、始て御納戶役勤め初しと古人かたりし

○或人曰我敬公御狩の時鹿を御家人に賜たり、鹿食の穢三日なりと仰せられし如何、予曰公乃御博識當時誰か其右に出む、之を考ふるに延喜式曰凡觸穢云々、六畜喫肉三日云々、法曹至要抄にも亦曰、喫鹿の穢三日といへり、是私家の事にあらす、古しへは天子元正の御膳にも獸肉を奉りし事江家次第等に見えたり、公これらの義を用ひ給ひしにや

○或人曰中世の書に五本立七本立なんといふ膳有、今云七五三の事歟、予曰膳部家に聞り五本立とは五臺盤七本立とは七膳也、聚樂行幸には九本立なりしとかや、其饌具等甚美を盡したる事にて是を禮家饗膳といふ、予も之を傳へたれとも繁多なる故是を略す七五三は只三膳也

○當國名處音聞山を八事山と記せり、今の興正律寺の邊りなるか、曰八事庄島田村に音聞の松といふ古木あり此所の山名也、古俗の傳ふる處泉州篠田の森狐の古事と一般にして、狐兒母をしたひける時彼松樹

の下にして母の聲を聞し抔かたる
聲はかり音聞山のほとゝきすすかたゆかしき物にそ有ける
此歌にて風土の說も有けるにや、亦此里に古厩といふ所あり、野翁の說熊坂長範住せし處海道の馬を盜みつなきし所也といふ、其地に地藏堂あり是を毛替の地藏と呼ふ、長範白馬を盜み來れはやかて黑馬と變し、凡そ馬の毛色を異にしける地藏也といふ、されは此地藏盜人に與せしにや一笑、亦其東平針村に長範か馬場といふ所あり、美濃國赤坂にこそ熊坂か物見の松及ひぬすみし馬を藏せしとて洞もありとかや、此事は世にあまねく知り侍らす、如何成盜人をいひあやまり侍るしらす
○篠木庄出川村に往昔曾呂利惣八といふ盜人有、是を時俗スツパといふ、凡貪恣にして盜賊をなす類戰國の時村落に有て人を惱ましける者ともの稱也、惣八か子篠木村松といへる少年、信長公に召仕はれ本能寺の變にのかれて在所に歸り隱れて老しといひ傳ふ、惣八か事は大草村の福嚴寺にもさま〳〵希有の事をかたり傳ふ、彼村の邊長範か事をいふものは、彼スツパを長範に比して云けるを今直に古しへの事とするにや
○御湯殿の上（徒然草百十八）抄物多く誤りて解說せり、これ禁裡の間の稱呼也、二水記大永六年四月の條に朝餉の間臺盤所儀定所御湯殿上等といへり、圖を按するに當御所の西廂間の北也、これ四字連續したる稱也、上の字なければ御浴室の事となる今日始御湯殿也、といへるは御浴室の事也、亦御湯殿記と號するは天子內々にて女房の文體に日記せさせ給ふ御記也、御記を略書す
十六日（はるゝ）いつものことく御みまに御あみたかゝり候て御かちんはな御あかしまいるゆふかた女中しゆうはかり御とをり　十七日けふむけあきまいらせ候とて御所〳〵男達御ときしゆしこうあり云々女院の御所よりこはん（二兩）白かね大ばん（一ッ）御ちやのこ御入らふ御たる色々まいる一てうみのよりむまのたらし御茶のこをり青鷺御たるまいる云々

かゝる文法也、此内むけあきとは今の有氣の賀也、白かね大はんとは今の丁銀の事にや、茶の子の稱も中頃よりいへると見ゆ

○福島正則淸須の城より國替の時、生駒澤井等當國先方の士に別れを告且曰、我微賤少年の時工匠の爲に餉饋を運ひし、其際或夏甚目寺の內釋迦堂の老尼か所に休らひしに老尼原く待して食を與へ茶を飲しむ、我今是を忘れす故食糧を施して其恩を謝す、我他州に移らは老尼便なく思ひなん、卿等宜しく彼老尼を省は我足なんと諸家諾せり、此より每年彼院に米を贈れり、澤井楓軒老人家督の後までも絕す贈施しと直に語られし、正則はあらけなき武士なりしか身の昔を忘れす、人の恩を報し微賤の時を耻すして諸家に語り驕れる心なかりしは實に奇特といふべし

○昔伊弉の二神始て州國を起して必隱岐佐渡一洲を稱し、亦對馬壹岐二島を擧給ふ、これ皆我邊の地也其所々の小島は瀨沫凝成とは綠海および外夷に近其郡を云、水沫凝て成るとは沼の諸道をいへり、此關門城隍を備て民を守護せしむ所也(民部式曰)陸奥出羽佐渡隱岐壹岐對馬爲邊要云々、夫事勝長狹を國守と稱せられしは、是筑紫の國を任して其地を戍らしむる也、齋主神を東國檝取る遣はし給ふは東極の海濱邊に緣る地を守らしむる也、さあれは天照太神曰夫父母旣に諸子に任して各其境を守らしむとは是也但豊玉彥の海宮は對馬島をさすか、其雄揉の壯人なるは隣寇に備る也、凡我武備のゆるかせならぬは大寶の令を見て知るへし、孝德記(大化元八月)東國等の國司に詔して兵庫を起造し、刀甲弓矢收聚して國兵を數へ集て本主に假給(アツケ)ふ、光仁記曰世を濟ひ化を興すは寔に元功を任し、罪を討チ邊を威す事亦七德に資せり、文武の道一を廢せは不可なり云々、三關邊要の外國大小に隨ひ以て額を爲し、仍て殷富の百姓の方弓馬に堪たる者を點して其當番ことに守らせ、武藝を習はしめよ此守備を設け不急を宥せ道也云々、次下に我國の軍令六條を載らる、之を知らすは有べからす、其他代々の紀傳を見るへし、鎭守府太宰府のごとき東西の邊要に城隍關門を堅〆し、烽候を置界限を定め其國郡の首長を任し、中區の蕃屛を安

んするにあり（成務帝五年諸國をして國郡造長を立縣邑に稻置を並楯矛を賜わりて表とするか如し）されは日本武尊東征の後東の夷しば〳〵騷動し王命を背く、元明帝和銅四年陸奥越後の夷等亂をなす、巨勢朝臣麿を陸奥鎭守將軍とし、佐伯宿禰石場を征越後蝦夷將軍となし征伐あり（此等の職今知る人なきにや）元正帝の時養老四年多治比の眞人縣守を持節征夷將軍とし、阿部朝臣駿河を持節鎭狄將軍とし、各軍監軍曹等を命し給ひ、亦藤原朝臣宇合を持節大將軍とし、坂東九國の兵三萬人をして騎射を教習し軍陣を誠練せしめたまふ、聖武帝以來陽成院の御宇東夷の反亂其討滅等の事帝紀に詳也、我前王兵を用ひ民を保ち給へる事をしるべし

○享保十年四月十七日宇佐神宮豊上大宮司到津中務再營の事を關東に請とて上りし時、山城國石清水にもふてゝ

水上の塵をもはらへ岩清水こゝもなかれの末の神かせ

此歌を奉納せしとそ、東都入云此歌姿よろしといへとも甚以不敬なり、清和帝以後伊勢石清水を二所宗廟と稱して崇作他に異也、到津おのれか奉祀の神を本とするは一社の舊例なれとも、男山にもふてゝかゝることのあるへきや、八幡の神人さこそ不興し侍らんなといへり、實古き神地に住人は他に知らさる事有て、まゝ自慢驕亢の事もいにしへより有にや、類聚國史に出雲筑前慶雲三年以來國造として郡領を帶せしむ、言を神事に託てやゝもすれは公務を廢す、自今以後國造をして郡の任を帶せしむる事を得されと云々、妄に神事に託して淫風をあふく（百姓女をとりて自妾し神宮の釆女と呼等多し）是國典に稽後に理徵蕭すへしと云々、類聚三代格も同しく云、私門日に益し民の父母として還て巨蠹となる、宜しく舊例を改國造と郡領と職を分て之を任せよと云々、これを以て見るへし、古しへより神人神事に托して私を爲せし事、出雲の國造近年に至りて私家を立て國主といへとも其令に順はさる事多かりし、懷梢斷を見てしるへし

○弘仁九年三月庚寅改長門國司爲鑄錢使定長官一員判官二員主典鑄錢二員造錢刑士師一員吏五員云々、然れは鑄錢局は元長州に有しと見ゆ、是類聚國史の說也、日本紀に長門國豊浦厚狹等銅を貢せしと見ゆ、武藏國始て銅を貢せしといへとも先西國銅有し事又紀文のごとし

○日本紀(元正紀養老四)征隼人持節將軍と東西對名也、昔東に鎭守府を置蝦夷に備へ、西に鎭守府を置隼人等を防かしむ皆邊要の地也、亦此記に殘士と書てカチトリと訓せり捍取なり

○奇異雜談集(應仁中)足輕一人淸水に參詣す、格子の紋帷子に萠黃の十德に刀脇差にて中間は肩衣袴にて主の笠を頭にかけて手鎗をかたけて跡にゆく云々

按するに中世の武士素襖に小刀差太刀をは持せて步行せし、鎗を用ひしは戰場のみなるか、應仁の比大方今俗と同しくせしにや、十德とは今の袖なき肩衣にあらす、今官家の輿かく者の服する所の衣也そのかみは足輕といへとも是を着せし、中間の肩衣今の如にして亦異也、ひだなく袴の上に着て付腰の帶あり、猿樂狂言に今もこれを用ゆ格子の紋とは今いふしまなり

○異邦殽饌に獸肉を先とす、魚鳥これに次き先是を食ひ酒を飲み後飯を服せり、我國の飯を第一とする唐土古の風也、阿蘭陀の如きは唐土人の調味に似て亦異なり、酒蔬菜羹湯を食ひて飯を喫せす、只わつかに粉餅を用ひて止む、近き比長崎より肇して贈りし通詞の者紅夷を饗する活具左の如し

スラカ　ち　さ、せんとう　かけ汁　酢鹽
　　　　せん玉子、さきひともし　ホルトウ　胡桝紛
　　　　せん人參、ぶた肉

ストウ　うなき　さあり
　　　　紅夷茸　胡　桝
　　　　醬油少鹽少入て煮る

コヲル
阿蘭陀かうへな鹽漬
おかすとぶたの細切を
ぶたの百ひろに詰入る
にゝづくの粉
胡桝の粉　醤油少鹽少入
て煮る
牛肉

カリオラ
鶏の切身　せんひともし　醤油少鹽少し
こふんとう　上下玉子にて包　入て煮る
さふらん　粒胡桝入て煮る
しやうか　くづの粉入

オツフヘール
鴫　ふらんそうゑん少入て
鶏の身　煮る鹽少砂糖少　酒
丸玉子

ハステル汁
鳩
鶏肉玉子丸くして　鹽牛肉
醤油少鹽少入て煮る

以上

○佛神の前にかけ侍るわにくちは元金皷也、碃礫集壬生地藏堂暮春念佛の時鳴らす金口は東山殿の御寄進也、(金口をワニクチと訓せり口は皷の和訓假名書なり)近世神道者流神代卷を附會しこ鰐の故事をいふは當らさるにや

○拾芥抄十訓抄及袋草紙などにいへる、京師天の橋立は昔六條院に有し(今東本願寺境内なり)中世迄池殘りて其側の市に針を賣し、後池荒廢して町と成針工も大津路に移る、されと古の名付て今も池の側針と云

○興福寺に寶藏院といふあり、此住僧代々鎗を業として人にをしゆ(谷鎗寶藏院といふ)東武にも參り鎗つかふまつる、弟子毎に多くあつまる(昔陰流劍術と)其門人師を呼て和尙と云、今他所にて僧ならぬ者の劍術馬藝なと敎る師をも和尙と呼、元寶藏院より風をなせりとそ

○山城國紫野兼盛家集にむらさいと書り、倭書にきをいと讀る事例多し

○四分律に烟筒あり、毘波沙律に陀婆閣の名あり、烟筒は今いふきせる、陀婆閣は淡婆姑にひとし、然れは元天笠にも烟をすふ事ありと見えたり

○近き比京師の某(銀座)武者小路(實隆卿)の門弟に班せん事を望しに、公私に付て御いとましまささるよしを宣ひて遂にうけひき給はりし、後彼者罪有て刑に處せられし時、或人云かゝるいたつら者とは知り侍らす、志有て敷島の道に入參らせんと申せしに、つれなくいなひさせ給ひし人もいふかりしか、かく身を破り父母殆辱すへき末の事をしろしめしてにやと、今思ひ知參らせしと啓せしに、いかてさる後の事豫知しめすへき、凡世に時めき花やかなる際物のあはれをも知りて、實ある者は甚まれ／＼なり、いはんや微賤より幸に家を起して富驕る者をや、事になれて名聞の爲已れか驕亢の助せんとて、作文和歌の道管絃禮式の方聞まほしかり侍らん、類ひにいかて打とけて道の物かたりなんとすへきやと宣ひしとかや、實貪心の爲峻嶮を行ひて人をあさむき誑かす輩、事毎にかたはし學ひて我は顏するもの少なからす、道しれる人之に與せんや

○皇女を何子と子の字を呼事は仁明天皇の皇女正子內親王を始とす、其後は官家攝祿の御女なとこそ稱せし末々は士庶の女をも何子と呼侍る

○后宮の御事を紫の雲といへり(八雲)釋家紫雲の迎はるゝ事なから、和歌なとにまさしく往生のさまならて用ゆる事は遠慮有へきにや

○門院號は上東門院そ始なる、一條院の時梅壺皇太后御落飾ありしも東三條と申て門院號はなかりし

○すへて皇子と申なから踐祚なき太子を王子と書侍るは史官の故實也、宮とはかり申は親王の宣旨なきを申す也
○大臣の大饗の數定まれる人の外參り交るを垣下の公達といふよし美花集に見えたり
○散位某と書事堀川院和歌の御會より例とす、六位の人散位と書は受領の介椽に限れるにや
○官を授るを任すといひ、位に昇るを叙すといふ、職に命せらるゝを補といふ、親王は爵也如何、答親王に宣下ましますをは立給ふといふ、師明(三條院皇子)寬弘八年十月五日立親王といへるか如し、立后立太子なんと同しきにや
○座主は官故任と稱し、法務は職故補と稱す、山門は山務、寺門は寺務と呼ふ
○非常　尊貴の死をいふ、長秋記に元永二年十一月廿八日三宮已非常し給ふと云々、今よのつねならぬ事を非常といふ憚るへきにや
○韃靼正黃旗正紅旗正白旗等の號ありて武官の等を分りて、正黃旗兵部右侍郎都察院右副御史加三級冥羅滿保なんといへる、ことし韃人中國に入て帝に姓氏なき淸朝のみ

鹽尻　巻之八十七

○犬追物檢見矢沙汰の事

檢見矢の事連々高忠に望けるに厥志を感しられけるにや、文明十八年正月十四日江州甲良座下郷寶蓮院の庭にて日記の面ﾃの矢を、小八木四郎兵衛尉忠勝をめしくして隱蜜にて沙汰あるなり、次第具に註置もの也、同正月十五日六郎殿(高淸)敏滿寺正覺院に御座候時に、多賀豐後守高忠出仕申酒宴の半に射手方の御物語申されけるに、中にとり分大名の御內には犬を放さする者か餘多なくては不叶候、小倉將監年齡も行候間檢見をさせられ候はゞ可然と如此存候間、昨日矢を沙汰仕候て見せ候と申されける、此の由を近習の面々より實澄に密に知らせて面目の由申送られけり、同十七日に六郎殿へ實澄出仕申たるに、此日も酒宴有しに實澄を召れて豐後守御檢見をせよと申、いよ〳〵たしなむへきよし直に仰せられ御酌にて御酒を下されけり、此事注し置事何ともかたはらいたき事なれとも、子孫に信をとらせん爲に書きあらす者也、其檢見の矢を沙汰するは日記の面の矢を沙汰する也、日記の面とはやまはりの日記の事也、八まはりといふは繩を八ッ繪圖に書て、兩方へ犬の出たる跡を書て矢を書きあらはすなり、八廻りに犬は十八匹あれとも沙汰する矢は七ッなり、遠近に鞭にてうつと弓にてうつと二ッあり、十文字を打に一あり遠近に已上三ッ也、かゝるからずに一ッ也、四寸の羽ひきに一なりつるる別に一也、まるひさくりの十文字に一也、遠近の內にも近きは鞭にて打也、それより遠て鞭のとゝくましきをは弓にて打也、猶遠て弓杖にあまると見るをば十文字を打也、十文字はなはをし出したる義也、繩より打遠近を十文字の横點より矢の遠近を打也、まるひさくりの十文字は別の義也、をくにこまかに注付也、稽古に矢を沙汰するにも人の所望にも矢を沙汰するにも日記の次第にさたする也、遠近は矢を一ッの分書あらはして鞭と弓とにて

打事別々に沙汰する程に、日記の面は六ッなれとも汰沙する矢は七度なり、檢見の不作に矢の事にさたするといふとさばく云と有也、さはくとは馬に乘なからことはをもつて矢の善惡をいひて落居するをいふ也、沙汰するとは馬よりをりて遠近を打繩をあげ寸法を取、かふかいをさしてつるを渡て矢の兆を定めて落居を云也、加樣に各別する事意得へし、はや馬よりをりたらば是非にさたすべき事也、檢見は最も大事のものといふ內にも矢を沙汰するを以て大事とす、むかしも中古も沙汰しすましたるはまれ也、其故に涯分さそきて沙汰せしとするに射手の訴訟つよければ無力沙汰する也、如何なる人もしげく沙汰するはなし、射手の訴訟不ㇾ休ㇾして沙汰すべきに定まらば、檢見は鞭を腰にさし繩の內より馬よりをりて馬を引出させて、其後にさたすべし如何なる貴人の御前成とも檢見矢を沙汰せば沓を脫べからずはきながら沙汰すべし、高忠の語られしは滿願寺院(高賴)御聞書には、たとひ公方樣の御前にて成とも檢見矢を沙汰せば沓をはきながら沙汰すべしとあり、可意得事なり、いまた馬よりをりぬ先に能々可覺悟候、遠近を可打事をも鞭にて可打と繩と矢との注を能々分別し、亦弓杖に餘らんと思はば十文字を打へきと可覺悟、馬上にて能々分別し覺悟して下馬してからは少しなりとも思案し滯るべからず、次第〳〵のおほへ計にてもあらず、矢をさたするは品かゝりしあはせ一もかけては此興成へし、さるによりて檢見の越度は矢のさたにならではなきによりて、道を嗜み名を思に檢見殊更さたせしとする也、伊勢守先祖松禪といふ人二宮越中入道(覺妙)といひし、此人々はさばかりの功者なりしかとも、矢の沙汰に越度ありと語り傳ふる事也、如何に射手の訴訟つよくともいかにもして沙汰せしとする事也、其上功者の證人なくては沙汰せぬ事也、定る法也馬場にて沙汰するは矢による事なれば何れとも定めがたき人の處望にても、さたせよ犬はなくてさたするには日記の次第に沙汰すべし

○遠近の鞭にて打には、鞭を腰にさして繩の內にて馬よりをりて馬を引出させ、檢見は其儘繩の內に立て沓はきながら步む事なれば閙敷はあしゝ、品がゝりよくて何如にも時宜身體心にかくべし、なは近く

成て馬上にてぬく如く腰にさしたる鞭をぬきて右の手に持也、持様はさきを左のかたへ成てさきをさけず持へし、右の手の大指を鞭より前へなす也、左の手をは大かた右の手のとをりになか〳〵と持也、跡もとより能々目をつけて跡を見へし檢見はさくりを見る事簡要也、跡を見るにこと〳〵しく不審さうに不可見、其故は馬の上にても跡を分明に見て矢をさばく程に、馬よりをりてはさぐりを見失しと目を付へし、弓手の矢馬手の弓にても引目にてもいつくか繩に近と能々見屈べき也、是は繩と矢の間遠からぬによりて鞭にて可鞭をぬくべからず、跡に目を付て繩のきはへ歩みより、扨て鞭を右に持て弓手の矢の通りのきはへあゆみよりて、左の足を繩の外へふみ出し右の足を繩の內のきはへ不被寄て、兩方の足を同じ通りにふみて、繩をまたげ腰をすへて右の手に持たる鞭のさきを矢にくらぶるに、左の手にて鞭の中をとらへて、右の手にては繩の上の眞中にて鞭をつまみて繩と矢の程を知る也、左の手にては鞭の中をとゝこふる時は、大指人さし指たけたか指此三の指にてとらへて手のこうは下へ成なり、醫師小指此二の指はをる也、右の手のつまむとはたけ高指醫師指小指此三をは折て、手のこうを上へなして大指人さし指此二の指の爪を合する如して持つをつまむとはいふ也、弓手の矢を打てば其手を働かさす、鞭を持て其後馬手の矢を打に其まゝうしろへしさるべしといへども、鞭にて遠近を打は矢と繩との間近き程に其儘後へしさらば、行騰（ムカバキ）にも沓にも矢少もあたりては可爲曲事、同じくうしろへはしさらず馬手の矢沙汰せんとて、はなはの外なる左の足をひらきて繩の內へ遠くふみ入也、其後に右の足を馬手の矢とをりの繩の內へ踏寄也、其比に左の足を亦繩ををして繩の外へ踏出して、左右の足を繩の內外の同とをりに踏揃て馬手の矢を打也、馬手の矢を打とては先右の手を繩の上にあてゝ、鞭をつまみたる所を繩の眞中によく置て、其次に鞭のさきを矢にくらべて遠近を知也、鞭にて打も弓にて打も十文字の横點より矢を打も、弓手の矢馬手の矢次第は如此、かつらの外の馬場にて伊勢守先祖松禪檢見にて遠近をうたれけるが、弓手の矢の如に馬手の矢をも打て沙汰しちがへたると、我ながら知て馬場をはせ廻りて只今の

矢は松禪が仕りちかへ候、當流にてはなく候、松禪が越度にて候よし申されたるを、近頃能申されたりこれは名人のしわざといひて、みな／＼ほうびしたれども沙汰すましたるには如何ほどのをとりぞや、少の事ちかひてはいたづら事也、馬手の矢を打て見るに、馬手の矢が弓手の矢よりも遠は弓手の矢がさしたるとしるべし、馬手の矢が近くは馬手の矢がさしたるとしりて、ひとりごとに弓手の矢がさして候とも馬手の矢がさして候ともひとり言いかにもげにもらしくすべし、さはくとく弓手の矢さしたると云て沙汰して見れば、ちがふ事のあるをば獨言に以前は弓手の矢さしたると申候へども、沙汰仕りて候得ば馬手の矢さして候などゝ、以前いひつる事のちがふをば首尾を可言、ひとり事いひては則鞭をさし、馬を繩の內へ引入させ繩の內にてのりて、則鞭をぬきて弓手の矢にても、馬手のにても賞せんと思ふ矢の射手と目を見合て、繩近はと問て矢を入べし、遠近打たる矢を入とては必らずなわ近よと問也、但繩同じ近さならば弓手の矢を可賞といふ程に、繩おなし近さにて弓手の矢を入る時には、其矢をば鞭近よとは問ふべからず、其時はこれよと問て可入、ケ樣の分別肝要たるべし、亦云繩にて打時に弓手の矢となわと共間近て左の足を繩より外へ踏さずしてさたする事あり、其時は左の足を繩のきはへふみ、右の足を小繩のかたへふみて左のひざをかゝめて、弓手の矢の遠近を打べし、弓手の矢如何樣に沙汰するとも馬手の矢は左の足を繩より外へ踏出し繩をまたぎて打なり、馬手の矢は矢よりそばへ足を踏によりて沓行騰にさはらぬ程に繩をまたくなり、文明十二年三月廿八日に赤松殿（政則）の馬場にて小笠原備前守（政淸）遠近を鞭にてうたれけるには、弓手の矢をば繩をまたがず、馬手の矢をば繩をまたきて沙汰有りし、實澄其時見物して分明に覺によりて記之

一弓にて遠近を打事、馬上にて鞭をさして繩の內にて馬よりをりて、馬を引出させて沓はきながら繩の內に立て、以中間射手の中にて知音の人の御弓を預り候へと云て、借り寄せて右の手に取てひのさけて跡本より目を付て能々跡を見て、先ッ弓手の喉へ寄りて左の足を繩の外へ踏出し、其次に右の足を繩のき

はへ踏寄せて繩をまたきて、右の手に持たる弓を左の手に取渡し、左右の手に弓を持て腰をすへて、弓をふせて弦をむかひの方になして遠近を弦にて打也、左の手に弓の中程を持右の手にて弦をつまみて、繩の上へに押付て遠近を打事鞭にて打に違はず、弓手の矢は先づ弓筈を矢にくらへて、次に繩の上にて弦をつまむ、馬手の矢は先つまみたる處を繩のうへにあてて、其次に弓はす矢にくらふる也、此覺悟簡要也、弓手の矢を沙汰しはてゝ、其次に馬手の矢沙汰せんとてはうしろへしさる事左の足より引初也、右の足もしさり左右の足同所に踏繩をまたきて馬手の矢を打也、是も打樣は鞭にての如し、獨言は鞭にて打時に同し、組弓にてははづだけ指たるなといふ事はあり思ひはからふべし、獨言をいひては中間を以て弓をぬしに返して、馬を繩の內へ引入させて乘り、頓て鞭をぬきて矢を入也、鞭にて打時のことし所々に注すに及はず、鞭にて打たるをも弓にて打たるをも遠近を打たるといふ也、十文字を打たるも横點より遠近を打事なれとも、尖をば十文字を打といふ也、同事のやふなれともことばづかひ替るべし、一々次第にならはすして只推量にては皆々ちかふへし、一ヶ條違えぬれば千萬の事をよく知りぬれとも人に輕しめらるゝ也、但し弓馬に限らず何れの道も如此也

一十文字を打矢はともに繩より弓杖にあまる矢なり、十文字打へき次第の事、矢より內のさくり二にかうがひを立て、弓繩を渡して又十文字に打て、其横點より矢の遠近たゝすべし、繩の內にて馬より下て馬を引出させて、繩の內に立て中間を以て射手の內に知音の人の弓とかうかひを借りて、我かうかひと二ツ右の手に持つなり、其時の簪の持樣(脫字)ことし、醫師指小指にてにきるなり、弓をは左にてひつさげて持也、何もなれども殊にさぐりを能々見て、跡よりは左り馬手の矢のかたへは繩を越へて、しつ〳〵とさくりのきはへあゆみよりて、跡本より簪を立るなり、二の簪のあひは跡を二も三も隔てゝなる計に立る也、口傳曰跡本に右にすゝに立ぬれば末へはちとそばなれとも不苦、只さくりを能見る事簡要也、簪を立る時はさのみ跡には向はで跡を右になして立るなり、簪二ツ立ては跡に向て沓を踏そろへて

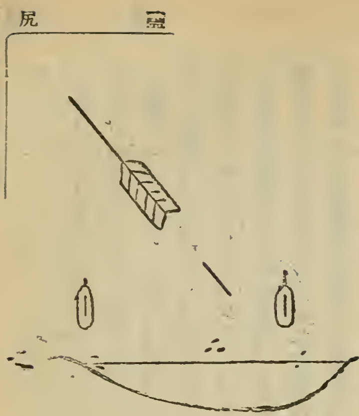
立て、左の手に持たる弓を右へ取渡して、弓の本末を左右の手に持うらはすは左へなし、もとはすば右へなすへし、弦を簪の内のきわに出し付て左右の足を踏弘けて、腰をすへて弦を砂にわたす事也、先外の方へ渡し次にさくり本へ渡す事二度も三度も弦の跡のつくほと渡して、つるをおし付たる簪のきはにて弦をきつと我前へなすをよせひとして弓をあげて左の手に持て、其次に右の足を跡より向ふへふみてさぐりにのる也、跡をまたくをばさくりにのるといふ、縄をまたくるをば縄をのるといはず、縄をまたくといふなり、跡にのりて右の手にて跡本なる簪をぬきて我刀にさし、亦一ある簪をばぬきて烏帽子のへりにさし、入道は行縢の後ᵊにさす也、其次に左右の沓の鼻をならへて、跡のきはへふみよせてたて點と沓のはなと十文字になることく踏そろへて、其次に左に持たる弓を右に渡し、如前に左右の手に持てうらはすば左のかたへ成なり、弦を沓のはなのきはに押付て二の沓の鼻を定木の如にして弦を押付て、其次に左右の足を踏みひろけて其次に横點を渡は、先ッ弓手の矢の方へ渡初る也、弓の本筈の方也、竪點をはうらはすの方へわたし、初めて横點をは本はつの方へ渡しそむべし、此分別よく〳〵覺悟あるへし、馬手の矢の方へもわたし弓手馬手へ二三度も砂に跡のよく付程渡し、横點を渡して後に横點より弓にて遠近を打如くに打へし、十文字は縄をし出したる物なる程に弓にて打、遠近に少も違ふべからす、獨言も前に同し、弓の弦を袖にて打拂ひて弓を主に返すとては御思入候と云て遣すへし、袖にて弦はらふ時は弓を左の手に持て、直に立てらとうらはすの方をあふのけて、弦を右の手のかたへ成て右の袖にて弦のほこりを打はらふて返す是は禮儀也、十文字打たる時もつるゝずがるゝの矢の沙汰の時にたて點計渡たる時も、砂に弦を渡したるにはつるを袖にて打はらひて主に歸すへし、只遠近計弓にて打たる時に思違へて袖にて弦をはらふへからず、矢の沙汰する程の人の是程の義は思違ゆる事は有ましきことなれ共、愚なる爲子孫注置によりてかゝる紛れ事の有をは具註するなり、弓を主に返す時に簪をも一度に返す也、能々可有覺悟、弓かうかひ返して後に馬を縄の内へ引よせてのりて矢を問て入るゝ也、遠近打て入矢は

みな〳〵同事也、鞭にて遠近うつと十文字と此三は弓手の矢と弓手の矢とをさたする矢也、右手の矢もをしもちりの矢も同事也、能々可有覺悟、十文字を打に白縄弓杖には餘矢を十文字に打は、十文字のたて點の弓の本はずのなわにつかふへきと見て、縄をのけさせてさたする也、先年豊後守伊勢守(貞宗)の馬場にて十文字の矢沙汰しけるには、縄をのけさせて沙汰し候よしかたられける也

一四寸の羽引の事、四寸迄は不苦若四寸に過は矢を捨べしといふなり、此矢をさたするには縄の内にて下馬して鞭をぬきて、右の手にて持て左の手を寄て鞭のさきにて羽引を打て、左右の手を高くさしあけて羽引にくらべて、つまみたる鞭のさきを左の手の四寸にくらべて、其時獨言をするにはよき時にはよく候寸の内にて候といふ也、左の手の四寸とは大指をのべ人さし指のふし二折てそのあひだの寸法が四寸也、中指無名の小指はにきるなり、左右の手をあげて鞭先と手の寸法とくらぶるとては、如何にも兩方の手をひろ〳〵と高くあけて烏帽子より上ゲてくらべて人に可見也、羽の引たる處へ歩みより身體かゝり鞭にて羽引の緒をくらふる、其後左右の手を高くあけて鞭の先に手の寸法をくらぶる、よせいかゝりて呼ばり、次に名をよはゝるべし、喚次(ヨビツギ)なくは檢見さしきの前へに打よせて名をよははるなり、つるゝを如何にもけいこし嗜へし、此矢は只一ある矢なり、縄の内にて馬にのりて頓て鞭をぬきて縄を打出しわかるゝの弓も一あり、まるひさぐりの十文字も一ある矢也、かゝるかゝらずと一ある矢なり、此四寸羽引の矢迄已上四は一有矢なり、沙汰しはてゝ矢を入る事は同樣也、檢見する程の人の此分別にまよふ事は有ましき事なれとも、晩學の我にならひて注付也

一此矢を六番に沙汰ありしなり、つるゝわかるゝ羽引の事、つるゝわかるゝ不見分時は矢の引初たる跡と、また矢通りの跡と二にかうかいを立て、弓弦を渡て引目の方を抑へて少もはたらかぬやうにして、はすの方を跡へ打懸はかゝるはつるゝにてゐせ矢也、不懸はわかるゝにてよれ矢なり、此矢をさたせば以二中間一人の弓と、簭を借りて我簭と二ッ右の手に持なり、其持樣は一をは筆持ことくなり、一は醫師指

小指に握りて耳かきの方を手の內に持なり、弓をは左の手にひつさけて持也、簪をは先引初めたるさくりに立て其次に矢とをりのさくりに立也其時は腰をすへて跡をそばにして簪を立也、其次に左りに持たる弓を右へ取渡して左右の手に持て、弦を簪のきはにおしつけて沓をふみそろへたるを左右へふみひろけて左右の手にて弓を二所取て先ッ外へつるを渡て其次に縄へ渡すなり、すなに跡の付ほと二度も三度も渡して、初め弦を押付たる所にてつるを我方へなすをよせいとして、弓をたゝ人に持せて簪を跡本よりぬきて、一をば我刀にさし一をばゑぼしのへりにさす也、入道は行縢の腰にさすなり、腰よりは少し前の方にさす也、其次に引目の方へより右の手にて引目を押へ、左の手にては箙口の邊より箙中のあたりまて手を箙に付てなてあけて、筈の方を弦を渡したる跡に打懸れは、かゝるはつるゝにてあしき矢なり、かからねば別るゝにて好キ矢也、かゝらぬ時の獨言はかゝり候はすと云々、馬にのりて矢を入べしはづをつるの跡にうちかくる時は右のひざをつき左のひざをたてゝ、左の足をは打かくる矢とそへてふみよせる也、引目をおしつくる時は引目尻に向てつくほふなり、此の跡に簪を立るに口傳ある也、此時の



かうかひを左りさくり立る也、左さくりとは犬の足跡なり矢ことにたすくへきといふによりてすこしの事にて矢のはずにかゝらせしとて助けるこゝろ也、弓を人にかへさんとては持たる弓をまたとりて袖にて弦を打はらひて簪そへて主の方へ返すへし

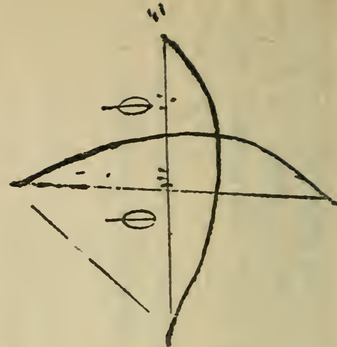
一此矢を五番に有沙汰如其以後は沙汰すなり

此弓は弦は下也、繪に書により加様に見ゆる也、左跡にかうかひを立る事は故實なり矢を助くる義也、弓の弦に矢筈かからねばよきなりによりて左跡に立る也、口傳も故實も

あるへし

一かゝるかゝらず矢沙汰のこと、此矢ははすなはにかゝるかゝらずと不審の矢なり、繩を直に上て持上るに矢少もつきてあからは可レ捨はたらるすばよき矢なり、繩を持上る時は左の足を繩より外へふみ右の足を繩のきはへふみ、繩をまたきて左右の手に同時に繩の下へ入なり、直にひさの通りまであくるに矢はたらかずして其儘あるはよく候と、獨り言して其後馬に乘り矢を入也、此繩を持上るに故實あり、繩の下のかたを持あけさまに内へひねり入るれば、矢はたらかすして矢を捨ぬ也、是は矢を助くる義也

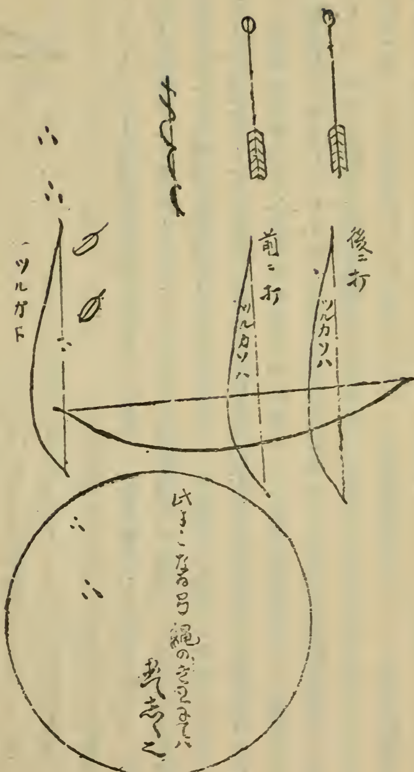
一まるひ跡の十文字の矢は、まるふ跡の矢好き跡にかゝるかゝらず見分さる時は、まるふ跡のきわ二に簪をして弓の弦を渡て、矢に近き跡のきわを十文字に打に其横點に懸は好キ矢也、かゝらねばゐせ矢也、たとひわろき跡にかゝるとも少も好クさぐりにかゝらば好キ矢也、此矢沙汰の時は人に弓と簪とを借りて跡本より簪をして弓にて立て點を渡して弓を左りへ取渡し、右の手にて跡本の簪一計ぬきて我刀にさしてまるふ跡のきはに立たる簪をはぬかずして置て、右の足を越てさくりに乘てぬかぬ簪のきはを十文字にうたんとて弦を押付け、時にぬかずして置きたる簪を拔て烏帽子のへりにさして、其次十文字の横點に矢のかゝるかゝらざるを見て是非をさたむべし、機點にかゝりて候得ば獨言にかゝり候といふなり、此簪を拔く事をよく／＼覺悟せすば二ッながら一度に拔ては此興なるべし、此簪立にも故實ありさぐりの爪さきに立る也、其故は此矢は好キ跡に懸ば好キ矢なるによりて、少しも矢に近く立てかゝらせん爲に爪さきに立る也、是も矢を助くる義也、惡き跡にかゝるとも少も跡にたにもかゝらば、好キ矢とはあしき跡にはまるひたる跡也そのまるひたる跡にかゝりたらはあしきといへども、其矢十文字の横點にかゝらば好キ矢也十文字の横點といふとも此横點は簪ゝきはに弦を押付れば頓て弓を立留也、袖にてつる打拂て候と、簪を弓手／＼の矢の事沙汰して見せらるゝ事はなかりしかとも、具尋て如此書注て繪圖をも書て、高忠に見せたりしに此の分なるよし申されけり、弓手／＼の矢の遠近を打には繩より鞭にてもうたれよ、亦弓に



てもうたれよ縄より遠近を打へし、若弓杖にあまらば跡に簭を立て弓の弦にてたて點を渡して横點とたて點に少かけて渡して横點より遠近を打なり、跡近の矢より打也、其次に跡に遠き矢を打とては前へあゆみよりて打也、遠近分明に見ば善悪を定むる、ひとり言にさぐり近か能はさぐり近きかさして候と、云て馬にのりて矢を入へし、縄近かと問て入へし、縄同し近きならば跡近きを賞すへし、馬手〳〵の矢をしもちり替り〳〵の矢の遠近をば是も弓手〳〵の矢の如し、只る所とては跡の近きを先遠近打て、跡に遠き矢を打とてうしろへしさりて打處のかはりまてなり、其外はかはる所なし能よく分別あるべし

一弓手〳〵の矢も馬手〳〵の矢もをしもちりの矢も犬に好き時の事也、一も悪くは不及沙汰、(二宮)越中は小笠原與元のむこにて其身も器用のものなりしが、弓手馬手の矢をさたせんとて馬よりをりて、何れか弓手の矢そといひたりしに、與元の申されしは馬手の矢が跡を越たらば沙汰するに及はずとて其儘沙汰せられず、當座より不會して三年中をたかひたりと、常に高忠の語られし事なり、矢をさたしてならでは検見の越度はせぬ故に、いかにもさばきてさたせしとする也、備前殿(政清)の赤松殿にて遠近のさたせられしをも、兵部少輔殿(元長後播磨守)其次の日高忠所へ狀ありて、證人もなきに備前守矢を沙汰仕るよし其聞え候、以の外の事にて候由有けるに、多賀豊後守もこれは兵部少輔殿の申さるる事尤の由語られける也、又いつれの馬場にては不知、兵部少輔殿(元長)かゝるかゝらずの矢をさたして馬にのりてひかよふと云て、其後に矢を入られしをば如何のよしを多豊も申されける、彼面々の上にさへ越度

ある事也後生晩學の輩唯大かたに嗜て叶ふへからず、檢見を心にかけん者は矢をさたせんと覺悟致すへき十疋廿疋の假初の檢見成とも、右射手たち訴訟つよく棧敷にも功者とものわたりて、是非に是は沙汰



なくては不可叶と、のかるゝ處なく申さればいかゞはせん檢見を心にかけん者は矢のさたをくふうすべし、犬追物の人衆多からんものゝ檢見に心をかけさらんは、口惜かるべしつるには矢のさた肝要成べし、之を思へ以上

高忠數十年檢見せられしかとも、矢をさたせらるゝ事は、伊勢の守貞宗の馬場にて十文字うたるゝ矢のさた計り也、身體時宜比類なきよし皆々申傳へり、一事の越度なく思ふことさたありけり、赤松殿（政則）連連矢のさたを御所望有りけるに、或時赤松殿御馬場にて高忠檢見たりし時に、餘多射おきたるに

定かたき矢と見ゆるありし程に、さたせられるへきよし赤松殿仰られけれとも、検見此矢は沙汰に及はすとてさしをかれけるを、ひらにさたせられよとて赤松殿御馬よりをりさせたまふ、彼御一家御披官皆々射手なれば悉く下馬して訴訟有けるに、検見は馬に乗りながら御返事とも申されけり、下馬しつれはさたせでは叶はず、其上沙汰におよばぬは馬上に見定めて詞にてさばくほとに、自由なからと申て終に下馬せられさりけるを、赤松殿検見の馬のそばへよらせたまひて、かたく仰せらるる所にて検見申されけるは、今迄は斟酌にて不申候得とも、堅蒙仰候沙汰仕候はぬも如何の様に候得雖、矢のさたと申す事は射手の中にてもあれ棧敷にてもあれ、師兄舊参の仁を證人にたてゝ沙汰仕りてこそ、よきもあしきも分別候へ此故は證人のなきには沙汰仕らぬ大法にて候、只今此馬場には射手にも棧敷にも功者わたらず候程に、さた仕るものも曲なく候、沙汰させられ候射手の御爲も曲なへ候と被申時に、赤松殿此義尤も其理候とて其儘矢のさたはなくて、亦犬追物ありし當座はにか〳〵敷ほとに辭退申て沙汰仕らぬと、以後も度々語られしなり、犬追物の馬場にては只一座也、文明三年十月廿八日は京都東西の兩陣毎日毎夜合戰の最中にて、笠をも犬追物も思ひ出る人もなき程に物かたりする人さへあらぬ時分なるに、杉原掃部助(長恒)陣屋に小笠原民部少輔小笠原刑部大輔武田中書入道杉原伊賀守多賀豊後守以上六人寄合て、昔今の物かたりありしに、當時は一生萬死の合戰のはかり事のみなる中に、誰れか日記の屆の矢を滯らす沙汰すべきとありしに、是も彼もしがたきよし有しに、豊後守日記の面をさたありしに一ことも滯らず身體時宜いふばかりなく見事なりしかば、人々の褒美申に及はず酒宴に來りしに、多賀豊後守(高忠)一首の歌を讀て折敷のはしに書付けられける

庭の面に弓張月の跡見えて八百よろつ代の影そひさしき

と有ければ五人の人々興に入て皆々返し讀ませたまふを、亭主掃部助(長恒)序を書歌をしるし付て高忠に送らるゝ、此一巻も實澄寫留て所持する也、此時に陣屋にて沙汰せらるゝまでは兩度也、陣屋にての

沙汰は當座に參會の人皆々武田小笠原の面々杉原兄弟也、普代といひ功者といひ此一人を證人とすべきに、既に證人を五人そろへて矢の沙汰の事、上古も末代も更に比類あるべからず

文明十八年正月廿日　　小倉將監實澄作

一細川殿馬場にて文明七年六月十日見物するに、細川殿一家の引目は棧敷の內に置キ、內の者は竹垣の外のきわにをく、矢取は細川殿大馬場にてはついぢのきわには居ず、少二三間中程へ出て居也、是は馬場廣きによりたる也、私に曰犬檢見の矢を也汰するに遠近といふ根本は何事そや、犬に矢を射あつるに繩きわにて急なる犬を射あつるを本とする故也、さてこそ當流に繩きわにてあたるを本といふこれなり、此心をしらんとおもはゞついふしたる犬なと射る事は、以の外不可然なり、さるにより檢見ふしたる犬をむかはきつゝみてを打て追出して諸人に射さするを以て知るべき也、少も繩より遠近をば不賞心これ也よき矢同樣に餘多射たる時の事也、よき矢同樣に繩に近はさぐり近を賞ずこれは以上繩ぎはの事也、外にては繩へ近き事しらざる問、弓杖にあまる間ダ弓を以て十文字つるの跡をして、横點の繩の心にして共横點に同じ程に好キをくらへて、横點に近きを繩に近き心ねにして賞する也、繩も外も近に鞭たけ近きは鞭にて寸を取り、鞭より長きは弓にて寸を取る也、弓より猶外の矢遠きはさりとては繩へくらべられぬ問ダ、繩の心ねに十文字を弦の跡をして共横點を繩と用て、それから好キ矢二ツ遠近を取也、はずと繩にくらぶる也、十文字は横點にくらふる也　以上

○宗義の辨

三論宗　推古朝春三月高麗國より惠灌と云僧來り三論宗を弘む、日本にては宗旨の始也、又東大寺の道慈呉の智藏に仕へて三論の學を受、大寶元年入唐し益三論の旨を極め、元正の朝養老元年に歸て盛に此宗を唱ふ

法相宗　興福寺にあり、唐の玄弉三藏天竺より傳て國に弘らる、日本の定惠和尚(大職冠の子)彼國に渡り玄弉の弟子たりしかと、歸朝の後世を早くす、今の法相は玄昉と云人、入唐して泗州の智周大師(玄弉二世の弟子也)に逢て之を傳へて流布しけるとそ

倶舍宗　玄昉はしめて之をわたす

成實宗　倶舍成實なといふは小乘なり、道慈律師同く傳へて流布せらるれとも、依學の宗にて別に此宗を立る事なし、元亨釋書曰日域之倶舍成實は學に備ふるのみ家を立ず

律宗(招提寺西大寺)　天平勝寶六年唐鑑眞和尚來朝して此宗を弘む、然れとも其法盛ならす、其後建曆元年二月俊芿法師宋朝より歸て泉涌寺を開て律宗を中興す、自爾以來此宗隆にして諸州に弘まれり

華嚴宗　唐杜順和尚より盛なりしを良辨僧正傳へて東大寺に興隆す、此寺は即此宗によりて建立せられけるにや、大華嚴寺といふ名あり

天台宗(延曆寺)　延曆廿三年に最澄入唐して天台の道邃和尚に遇て其宗を極め、同廿四年六月歸朝し叡山に在て此宗を弘む

眞言宗(東寺)　延曆廿年に空海最澄同しく入唐して眞言第六の祖惠果和尚に隨て其法を極め、大同元

年八月歸朝して其法を弘らる、此宗に古義新義の法あり古義は弘法新義は根來覺鑁の流義也

禪宗　最澄圓仁入唐の時北宋の禪を傳へて歸朝有しかとも其法弘まらす、文治三年四月榮西（千光國師）入宋して黃龍の流を汲て禪宗を究め、建久二年四月に歸朝して之を弘む、これ日本にて禪宗の始也

日本にて禪寺の始は筑前國博多の聖福寺也、此寺建久六年に創立せるよし元亨釋書に見えたり、是より嚮建久三年に筑前香椎の神宮の傍に於て報恩寺を構ふとあり、是禪寺の權輿すへしといへとも聖福寺には扶桑最初禪窟といふ後鳥羽院の勅額あれは、日本禪寺の始たる事いちしるし

曹洞宗　釋道元入宋し天童の如淨禪師に値て曹洞の宗旨を傳へて歸り來り、城南の深草にして法を闡く北條の時賴召せとも至らす、越前に往て精舍を構て永平寺といふ、建長五年八月遷化す壽五十四歲是曹洞宗のはしめ也

淨土宗　後鳥羽院の御時源空專修念佛易行の淨土門をひらきてより以來はしまれり、上人黑谷に在すの節也

淨土宗に數多の門流多しといへとも、世に盛に行はるゝは鎭西山の二流也、鎭西流義といふは聖光上人（辨阿）筑後國善導寺の開山にて、其後京都に至り念佛門を弘む、筑紫より登れる流義なる故に鎭西流といふ也、今西山義といふは是も法然の弟子に澄空上人（善惠）粟生の光明寺にて念佛門を弘む、京より西山なる故に西山流義といふとかや

眞宗（世に一向宗と稱す）法然の弟子親鸞上人（善信）建曆年中より此宗を弘めて國々に流布す、親鸞より十一代顯如上人の時に門跡と號す、親鸞始は慈鎭和尙の弟子にして天台宗たり、後に法然の弟子と成て善信房綽空と名つく其後親鸞と改む

日蓮宗　文應年中より日蓮上人是をはしむ

時宗　伊豫國の住人河野七郎通弘か次男出家して一遍上人といふ、是時宗の始祖也、一遍熊野權現の靈夢の告ありしとて後宇多院建治年中より諸國を遊行して法を弘む、是諸國遊行の祖也

大念佛宗　大治二年大原の來迎院の良忍上人融通念佛を始て弘めらる、其後絶たりけるか如何にしてけるにや、良忍所持の本尊及ひ鉦なと石清水の寶藏に有けるを、後醍醐天皇の御時深江法明といふ在家の入道感得して融通念佛を再興す、然ありしより相續せり、攝州平野の融通大念佛寺是也其宗攝津河内大和等に盛んなり

○一向宗門跡　俗説に後柏原院の御時亂世にて御即位の禮行はるへき料祿もなかりけるを、三條實隆卿の計らひにて本願寺より御即位の料を奉る、其賞として初て准門跡の號を許さるゝといへり

○山臥は役行者を祖とす、文武帝の時の人其道を修驗道と號す、山居して難行苦行するを以て業とす、堀川百首永緣の歌に

山ふしの苔のころものうすけれは冬になりぬるけふそかなしき

抄に山伏は出家の惣名なりとあり、之を以て見れは山居の僧を山伏といふにや、今は一種の術者の名となる

○男色の起り、伊訓に比頑童の誡あれは則上古より既に此事あり、然れとも是を亂風といひて古人之を禁め給へり、されは孔子も宋朝か美あらすんは今の世に免かれかたしと誚り給へり、衞國の治らさりしは彌子か故に非や、衞の靈公彌子瑕を愛して國の政を忘る、漢の高祖の武かりしも籍孺にまよひて政事に怠り、惠帝は閎孺か美を視て起臥を倶にし、文帝は三代より後の賢君なりしかとも共愛し給ひし鄧通か事によりて朝廷の禮を失へり、哀帝は董賢と斷袖の僻愛に依て政を妨け世をみたりぬ、亦五雜俎にいへるは晉に至り此風大に隆ん也、咸寧大康の後男寵大に發り女色より甚しく、士大夫之を尙ひさるはなし、海內之に倣傚て夫婦離別し、動すれは怨曠を生するに至る、宋代に至り道學盛んに行はれ、此風少

しはおとろへぬ、今稍雄張すといへり、抑國をかたふけ城を傾ける事女色のみいふにあらす、この故に戰國策には美男破志としるせり

○露拂　埃囊抄に萬の遊の最初にするを露拂といふ、禁裏に蹴鞠の御會ある時、必加茂の社家參て出御以前に先蹴て懸りの露を落す是を露拂といふなり、源氏蓬生の卷に御先の露を馬の鞭してはらひつゝとあり

○乍　韻會蒼頡篇曰、乍兩辭也、禮運註疏祭ニ百神一曰レ蜡、陸佃云蜡讀曰乍一ハ有一ハ無、爲レ乍物生死老少一ハ有一ハ無、何有窮已是之謂レ乍俗にナガラといひツヽといふといふも、詞を兩にする時用ゆ、譬は惡と知てせぬはよきなり惡と知りつゝなすといふは心と行ひと一ハ有一ハ無也、人の苦勞をいとはゝ招かさるかよき也、苦勞なから出給へといふは兩辭也、此類和俗文字を用ゆるの妙也

○埒明（ラチアル）　埒は竹を並へて結ひたる物也、今埒明といふ古き言なり、南都にて春日の祭禮の時一夜神輿を外にうつす、其回りに埒を結て人の妄りに近付觸ん事を禁しむ、其翌朝今春氏の猿樂幣を持來て、初て獨り神輿の前に詣埒をひらき祝言を讀、是より諸人共に入る、此故に物の屈塞の開きたるを埒明と云來れり

○工夫　日々人に雇れて賃を取匹夫の事をいふ、大工夫諸職人の類是也、王肅傳に功夫とも書り、學者も終日心を養ひ道を修る事を勤る故に此工夫の二字を假用ゆ、今俗に思慮するを工夫と心得ぬるは違へり、工夫は只勤むる事也

○公事　論語に出たり亦禁中一切の政務を公事と云、居家必用曰無レ私、無レ公有レ所ニ作爲一曰レ事邊鄙の民相論して上に訴ふるを公事といふ

○顯證　居家必用曰顯證謂下知ニ見爭端一之人上也、今も鞠なとの時傍にて見る證人を顯證といふ

○けしう　俗に卑しきものゝ事をけしうはあらぬと源氏帚木の卷にあり、不ニ下習一と書く下手しくあら

ぬ也、又怪敷と書てあやしむ心もあり
○こうずる　俗に病なとのつのるをコウスルと云、枕草紙にこうじにけるにやとある困字也、くるしむ心也
○歴ル劫ヲ　梵書以二一世一爲二一劫一、俗にこうをへるといふは世を經る也、亦碁の詞にこうをつむといふ事說人劫人欲レ去、以レ力脅レ止曰レ劫、人の痛むへき事を云詬るなとを劫にとるといふも碁の手よりいへり
○榮西（エウサイ）　俗に傳ふ建仁寺の榮西後鳥羽院文治三年四月宋朝に趣き、建久二年四月宋朝より歸りて禪宗を弘む、土御門院の朝平政子鎌倉の壽福寺を立て居らしむ、建仁二年六月建仁寺を立禪宗を弘めんとす、上梁の日に臨んて大なる材木上らさりけれは此僧人夫に下知して我名を呼て引揚へしといひけれは、虹梁故なく引上たり、是よりおもき物を曳時ゑいさゐゑいさゐと呼ふ事はしまれりとそ
○規模　規は圓なるものを造るぶんまはし也、摸は形有物を作る型（イカタ）なり、何にても標準（テホン）とする事を規模といふ也
○被官　職原抄に附屬の官を被官といふ、其人に付て官職に被る義也、武家の與予（クミコ）のことし八省各被官あり
○彼是　俗に物を賴む事をひしと賴むといふも彼も是も共に憑むの義也、埃囊抄に曰人をたのむにひしと賴といふは靡恃の字也、是は千字文に靡レ恃二已長一とあるを引て證とす、されとも字義聞えすかれをも賴む故に彼是なるべし
○白衣（ヒャクエ）　或曰佛氏俗服といふ、初出家する時四句の偈を說訖て俗服を脫き、香湯を以て洗浴して白衣の氣度を除く、是より後暫も僧衣を脫て白衣になるを無禮とするとかや、禮服を脫去る時は僧俗皆白衣也
○破志（ハシ）　俗に言行法に背きて我爲に益なき友を破志者といふ尤意義あり、志とは心の趣き向ふ所也、心の正面正直に其志す處のめあてに行向ふを云ふ、今一人來て邪僻の行をなさは、中人以下は遂に彼に浸

淫せられて德義を銷刻し破志の端とならん、之を破志の友といふへき也

○早穗　神祇に奉る物を早穗といふ、三代實錄に見えたり、是稻の初穗をは先神に手向る物なる故かくはいふ成へし、三代實錄曰、新鑄錢を神に奉るとて所ニ鑄作一之早穗十五文とあり、然あれは何によらす神に奉る物を早穗といふならん

○無墓(ハカナシ)　寢覺記に云、むかしの人は父母の墓をいみしく架ふるを孝養とす、報恩の志なき愚者をはかなしといひ初て、今も愚かなる人をはかなしといへり

○香　俗に匂の字をにほふと讀り、あやまり也、字書に匂を薫香とする義なし、藤原敦光對庭花詩曰、當戸濃匂含霜媚、入簾落蘂帶風斜と濃匂を落蘂に對す、是もまた薫香の義とせり、如此の類官家先儒の詩文に多し、皆習て寧せさるの誤也

○甚多(ニヘル)　俗に人なと多く集たるをにゑると云

○荏弱(ニンシヤク)　楚辭

○にくきものは生(イケ)て見よ　菅家の御歌に

いのちかないきの松原いきて猶心つくしの人のはて見む

○髮鬅鬙(ホウサウ)　髮亂貌　俗にほう〳〵と云是なるべし

○颶母(ホテル)　風の吹んとする時沖の方光る事也

○思ふ子に旅させよといふ諺、人の子たる者家にのみ有て父母の愛育を憑て世間の人情の險惡なる事を知されは身を立る事かたし、故に愛寵深き子ほと旅に出して鋭氣を折けといふ諺なり、最故ある詞也、程子曰在レ旅之時謙降柔和乃可ニ自保一而過剛自高失ニ其所レ宜レ安矣

○哭(ナラフ)　神代紀の訓也哀鳴する事也

○爾　日本紀の訓也、註ニ此ニハ云ニ飫例(オレ)一とあり、おのれといふ中略也、俗におれと云ワとオと通すわれと

いふ事也
○わぬし　野槌に汝也、吾の字をワと讀人をさして吾子(ワヌシ)といふ
○江師(カウソツ)　野槌に大江匡房太宰帥となるか故江師といふ、世にカウソツなるといふ詞も江帥の字也、といひ習はせりとあり、亦は苛察の字を用ゆ
○乞兒(カタイ)　順か和名抄の訓也、伊勢物かたりにかたい翁土佐日記にも此かぢとりは日もえかはらぬかたい也とあり、皆人を罵る詞に用ゆ、都而乞丐人をいふへし、今俗に癩病人をいふはあやまり也
○加減(カゲン)　酒を温るをカンといふは加減の中略也、藥を煎するもの薪を加ふを武火とし、減するを文火とす、然れは酣の字間の字等はあたらす
○考問　史記伍子胥傳に出たり、亦拷問とも書く居家必用拷掠漢法謂ニ拷笞面問一也、字彙拷ハ打也、罪の疑はしきを捶撃して問を拷掠とも拷問其云也
○冥加　神明の加護を云、或說に冥とは幽暗の義也、冥慮冥感等皆同し、幽暗の地他人は未知に及はず神の格度(イタリトカル)へからす、おのれ陰德あれは必ず其報あるを冥加といふ
○三拙　日(五雜俎十五)庖之拙者、椒料多匠之拙者、把釘多官之拙者文告多シト云々、唐土郡縣の吏毎に禁約文告の詞を初野に布また利害を條陳するの議、連篇累牘己か食をかくし自其虛を衒ひ、其拙をわすれて其才を顯さんとする類、實に官人と成て拙く國の爲に益なきもの歟
○朱引ヲ知ル歌

星々ノ右リニアルハ字眼ナリ左リノ星ハイラヌコトナリ

則既莫不　彼爲善

世ノ朱引右リ二ツト思フベシ中ノカキチハ篇トシルヘシ

縣　尻

周宋　內則

右所中ハ人ノ名左リチハ官ノ朱引トカネテシルヘシ

尾州名古屋　忠雄　中納言

二ツ引中ノ朱引ハ物ノ本左リ二ツハ年號ヅカシ

大學　享保

○常憲院將軍綱吉公營中虎之間御譬書

一苦は樂の種樂は苦の種としるへし

一主人は皆無理なりと思へ下人は足らぬとしるへし

一子ほとに親を思へ子なきものは身にくらへ世を手本と知るへし

一一言の異見は千金也異見を不聞者身亡ふと知るへし

一掟におぢよ火に恐れよ分別なき人に恐れよ慾と色と酒とを敵としるへし

一朝寢すへからす咄の長座すへからす

一小なる事を分別せよ大なる事に驚くへからす九分にたらす十分にこほるゝと知るへし

一人を削る自を削る也分別は堪忍にあり

○辛卯（正德元年）六月五日泰心公十三回忌一十部御讀經邦君御參御裝束

初日（五月廿九日）　御中抦（中日結願に同し）

御冠厚額（紫の組懸緒）　御直衣（縹御紋三重襷）

御指貫（緯紫鳥襴）　御檜扇　御草鞋

御太刀（近臣持之）　（諸大夫三人隨身六人布衣十三人素襖以下如例御醫法橋一人御同朋一人）

中日（六月二日）

御衣冠（御袍ツルハミ御紋菊立涌御奴袴鳥襷）

結願（六月五日）
御束帶（御袍禁色御紋輪無）
御大帷（紅ノ袖單）　御裾（紅ノ重紋）
御表袴（禁色窠ニ霰）　玉帶（有紋巡方）
御太刀（平塵蒔繪）　御平緒（ノ淡紫）
御笏　御淺履（アサクツ）（供奉諸大夫三人束帶）

○或曰異邦其朝にあるものは大唐大宋大明なと大字を蒙らしめて尊稱す、前朝となりては大の字を書せす、日本人あやまりて大の字を付て大元大明と稱すと、予曰然りされとも我國古き文大字を書し例多し令の序は右大臣夏野公の所筆にして、隆周の對に大漢と書せり一偏に心得へからす、夏野も夫はあやまりとはいはゝ是非なし、亦云洛陽長安を以て都の號とするは不審と云、然り姑射陽を以て仙洞の稱とするも似氣なくいふへきや、古しへより忌さる事を近年の學者は、我かしこ顏にさま〳〵難し侍るおこの事にや侍らむ

鹽尻　卷之八十九

○原始沿革

我國神武帝基ヲ開キ、崇神帝人民ヲ校シ調役ヲ更科シ池溝ヲ開キ農事ヲ勸メ、成務帝諸州ノ郡境ヲ分チ山川村田ヲ定ム、神功皇后驛路ヲ作ラシメ三韓ヲ歸セシム、仁德帝屯倉ヲ立(爲國民也)貢物ヲ免シ、履中帝諸州ニ國史ヲ置テ言事ヲ記セシム(仁德以後聖人ノ學ヲシル)雄略帝郡縣ヲシテ桑ヲ殖シメ蠶ヲ養ヒ推古ノ朝上宮聖皇學ヲ講シ冠位ノ階級ヲ定メ禮樂ヲ傳、男女ノ別ヲ明ニシ憲法ヲ作リテ非爲ヲ誡シメ(天文地理曆本方術等皆此時傳習見日本記)後世ヲシテ紹シム、孝德帝上宮ノ舊貫ニ依テ更ニ八省百官ヲ置諸國學校ヲ立テ軍團義藏ヲ置タマヘリ、文武帝令律ヲ選テ政治大成ス代々ノ律令格式ノ沿革モ正シ

天武帝ノ時對馬州白銀ヲ貢シ、聖武帝ヘ時陸奥ヨリ黃金ヲ出ス、元明帝ノ時武藏國銅ヲ貢シ始メテ錢貨ヲ用ユ(和銅開珎)元正帝稅及ヒ雜稻ヲ穀トナシテオサメテ粟ヲ種シメシメ民食ヲ饒ハス、諸國御厨稻置日置加納ヲ置、防人部郤使ヲシテ民ノ害ヲ除キ、上下助ノ丁帳ノ丁ヲ定テ公私ノ田園ヲ保タシム、是等皆民ヲ仁スル王政ノ始也、歷世沿革アリトイヘトモ共ニ先王ノ制ニ依レリ、文學ハ太宰府ヲ本トシ武藝ハ豆府ニ習ハシテ各及第ノ典アリシ

古朝廷諸官人ノ外諸國衙司府ヲ置(守以下ノ官人依國不同)郡縣領吏(郡司以下如令條)軍團ノ兵士國學ノ博士(學士學生)國社(一宮惣社)國寺(國分寺國分尼寺)ヲ建テ以テ主維スル處アラシム、風土記ヲ作ラシメ民部省ノ圖帳ヲ記サシメ玉フ、是皆外官ノ設民ノ爲ナラヌハナシ、歷代ノ史(日本紀以下)及律令格式ニ見ヘタリ、中世ニ及ンテ諸官大臣ノ莊園ヲ置レテ不輸ノ處多カリシ、寛弘永延以來尤昔ニ似ス祿法モ

代々ニ異ナリシ、尾張ノ國解(タミノネガヒ)（圓融院ノ御宇國司ノ殘暴ヲ訟フ其解書今現ニ海東郡一色村ノ西方寺ノ藏文和二年四月所書寫一卷ヲ存ス）ヲ按スルニ貢進ノ官物調絹手作ノ布麻淄茜艸及ヒ漆鹽等ノ雜貢大抵式文ニ同シクシテ又異ナルモアリ、凡調絹匹別所當料田二町四段代ニシテ其米四石八斗（絹ヲ貢ニ所進之日所定約直匹別一町餘云々）人民兵杖ノ禁庶人ハ錢貨ヲ用ヒサラシム、物ノ交易ハ絹米ヲ以テ其直ヲ定ム亦諸驛傳食料ノ如キ尾張國ノ如キハ一驛ノ田十二町、傳馬ノ料田十六町驛家雜用ノ准頴六千七百九十五束所在ノ馬三千匹直ノ籾五十石籾二十四石傳馬凡十五匹ノ內斃損買替ノ直籾五十二石五斗等イヘリ、又公廨俳料稻束貢物の白糯黑米舂米所輸ノ賃等種々ノ品アリ、按スルニ稻十束ヲ一戶トイフ、是民家一戶ヨリ貢スル處ニシテ黑米五升有餘ナリ、十戶ハ五斗百戶ハ五石千戶ノ封ハ米五十石也、是古ノ封戶ノ數ナリ鎌倉將軍家ノ時ト不同、賴朝卿天下ノ惣追補使ヲ得諸國ノ守護地頭ヲ置鄕司保司ヲ武家ヨリ置レシ後國司郡司莊司大キニ昔ニ似ス郡莊司ハ絕國司ハ楊名ノミ、貞應ニ日本國中ノ大田文ヲ作ラシメ尺地モ關東ノ主維ナラヌ所ナカリシ、北條家能國政ヲ治ム一變シテ足利家立テ天下皆是ニ伏ス、十五世ノ中治亂具ニ古記ニ見ユ、應仁文明以後ハ公方ノ威ナク諸國大ニ亂ル我國未曾有ノ衰極也、此時古記散亡シテ禮儀夷ニ變シ衆雄其境ヲ同シクシ、且ツ他ノ城地ヲ侵シ奪フモノ七八十年、織田信長足利家ヲ廢シ諸州ヲ左右セラレシ、天正ノ變後豐臣氏天下ヲ治テ國始テ安シ、慶長ニ坂城滅シ我國家一統ノ後四海浪立ス萬民業ヲタノシム事今百有餘年、其間西海東關南北ノ風俗ハ戰國ノ習氣アリテ中世ノ治ニ似ス、身ハ冠服ナク文ハ俗體ニ成レルモノ尤恨ムヘシ

國學絕テ人學ヲシラス故ニ我意ニ任スルノミ

○今日幕下ノ士ニテ所給穀倉ノ數

年俸（春夏秋冬）凡二十七萬六千三百七十四石五斗

月支(キリマイ)(ツチカタ)十二月凡七萬三千三百七十七石

通計穀倉三十四萬九千七百六十九石

○又東都ノ市井通計一千六百七十二町口八十六萬二千六百餘人（享保六年所數）一日所食飯糧四萬三千石三十餘石也、此外幕下ノ官人諸侯ノ家人及東叡三縁等ノ僧侶其他諸州ノ旅客又幾萬人乎

○營中ニ一朝賜食ノ人三千人ニ可也（其所炊一爨ノ米凡七十餘石ナリ）是ヲ以テ見ルヘシ、往古朝廷大炊寮ノ炊食モ亦今日柳營ノ御厨ニハ及フヘカラス、是古今世態ノ然ラシムル所也

○異邦明ノ時、北直隷（北京京都也）口三百四十一萬三千二百五十四人、南直隷（南京）ノ口九百九十六萬七千四百三十九人（一統便覽ノ北京八府南京十四府ノ人數ナリ）

○我京師ノ戸四萬七千而口五十萬七千五百四十八人也、其洛外又殆足與之相比況廷臣（地下堂上）及在京ノ武家ノ多キハ此限リニアラス、又坂城人民ノ多キ京師ニ倍スルコト許多也

諸州都會ノ戸口モ亦百年ノ前ト今日ト十倍セリ、諸品ノ直亦今古異ナリ時尚玩具一年々々ヨリ新タナリ

○國史（日本紀以下ノ勅撰至三代實錄）有テヨリ後類聚國史新國史延喜御記及諸家ノ記錄世代ヲ紀セシモノ許多アリ

今其大概ヲ記スモノ如レ左

日次記（各自々筆ノ古本今現在尾張家ノ藏）

師輔記（一卷）　師實記（一卷）　師通記（二卷）　經實記（一卷）　爲方記（一卷）　忠通師元實親記（共五卷）　台記（頼長四十卷）　玉海（兼實百八卷）　殿記（良經六卷）　實經記（二卷）　玉蘂（道家三十卷）　良實記（一卷）　照光記（定家十二卷又云明月記）

是等ヲ以テ古朝野ノ事ヲ可知也

十二合ノ文書（攝家ノ記）

大宰(御即位ノ式)　小宰(臨時公事)　大司空(節會)　小司空(官奏)　大司寇(叙位執筆)
小司寇(如叙位執事)　大司徒小司徒太宗伯小宗伯(除目ノ大門急秘等)

相傳正記(九條家)

玉葉八合(月輪)　玉海一合(後京極)　玉芯七合(光明峰寺)

是謂ニ三代名記ト

口筆五合(圓明寺)　愚暦五合(後光明峯寺)　玉央一合(後芬陀利華寺)　荒暦六合(成恩寺)

是謂ニ四代實紀ト此等ヲ以テ禮義ノ故實ヲ可考也其他諸家歴代紀事ノ記錄尤多シ

○日次記之外史錄

堀左記(永萬二年)　六條院顯時記(永萬元年六月)　朝隆記(保元元年)　朝經記(永治元年十一月)
經俊卿記　師弘記(正元)　實躬記(正安二年正月)　成通卿記(久安六年六月)　光雅卿記(嘉應)
親季卿記(文保六年六月)　外記師尚記(文治六年正月)　外記廣元ノ記(文治)　長兼卿記(元久二年)
雅兼卿記(保安四年)　以遠記(承久三年)　信範記(治承四年)　經光卿記(仁治二年)　憲說記(定長)
右少辨資實記(建久元年)　左少辨家光記(貞應元年)　大右記(永保三年)　右少辨資宣記(弘長元年)

其他記錄

久安五年十月十一日　仁平二年(冬三ケ月)　同三(自正月至六月)　同(自七月至十二月)　久壽二(春三ケ月)　仁安元(自九月至十一月)　同二(自四月至六月)　同(十月)　同三(正月)　同(七月)
同(九月)(上下二冊)　同(十月)(一冊)　同(十一月)(上下二冊)　同(十二月)(上下二冊)　同(四月)
嘉應元年六月　同(九月)　同(十月)
治承四(二月)

此外兵範記園大暦薩戒記梅松論元亨日記等數十部武家記錄伊豆日記東鑑等不一二今其繁ヲ恐レテ共

名ヲ略ス、近世ノ記錄甚多シトイヘトモ古ヲ不知者ノ所記豈見ルニ足ンヤ、其中公家ノ記錄ハ古ヘニ准セラル、カ故同日ノ說ニアラス

○朝廷ノ補任今日猶古ヘニ異ナラサルアリ、大臣納言參議非參議藏人等堂上地下共分正シ、武家ハ鎌倉ノ施設頼朝卿ニ始リ攝家ニ准セラル猶其名目舊タリ

政所(別當)(令)(案主)(知家事)　京都守護　西鎭奉行人　諸國守護(郷司保司)　地頭

大概此類也

○足利家ノ時ハ又各別也

三管頭　四職　御所。御家人(外樣奉公國人一揆)　平奉公　御格勤(カクゴ)　雜色

京所司(是ハ昔ノ撿非違使廳ニアタル中世侍所ノ司是ナリ侍トイフヲ略シテ所司ト稱ス)

諸司代ハ土着士(在所持ト俗ニ云)家人在京スルヲ代ト呼リ

外樣國人探題奉行等時有テ補闕アリシ是永祿中ノ古記ニ見ヘタリ、今關東ノ御家人ト其稱呼更ニ不同歟、文明以來天下禮ナキ故ニ多クハ民間ノ稱モ多シト聞ユ、猶諸國官府ノ士名各自異ニシテ甚タ野ナルモノアリ(ノミコミ役吟味役ナトノゴトシ)

○夫國異ナレハ事不同(朝鮮三百六十州牧夫府夫郡夫郡令縣監ヲ置州日本一郡トクラペテ不及明滴ト不同況ヤ日本ノ制ヲヤ)世異ナレハ事變シ、地不同ハ俗異ナリ事變スレハ時衆議ヲ總テ其教ヲ定ム(我和銅延喜風土記モ其土地風俗ヲ知ラシメンダメノミ)學者今日聖人ノ書ヲ讀トイヘトモ和漢ノ古今ヲ知ラス、虛居徹窮理ノ閑工夫(イタヅラゴト)ヲ費シ徒ラニ空腹高心ナルノミ、何ノ用ヲカ爲ヘキ非學者却テ其非ヲ數フ若如此ナラハ止ムニマサランヤ、先ニ熊澤老人其學不滿ナレトモ能世態人情ヲ知テ教ル處皆實ナリシ、寛文ニ伊藤氏古學ヲ起セル先人ノ及ハサル處也、近世荻生家博ク書ヲ見ルコト明カニ古今ヲ辨メ獨步セリ、人々是ヲ指南トセハ誤少ナカルヘシ

慶長ニ少内記賢好（淸家）冷泉（惺窩藤氏）及林道者等ハ皆絶世ノ才アリテ儒學ノ中興トナレリ、是等モ亦尊ムヘシ近世學ヤヽ明ラカニ成テ以テ末學生等此先儒ヲ議スル者多シ、其規模ノ大ナル事ヲ知ラサルカ故ノミ實ニ愼ムヘキナリ

○古今時勢考

古しへ我國の先王唐制に遵て六十餘州を郡縣にし

按するに神武天皇國造を定め、成務天皇諸國に造長を立て縣邑を稻置を置猶矛を給て其表とす（日本記）上宮王曰國司國造勿レ斂ニ百姓一國非ニ二君一民無ニ兩主一率土兆民以レ王爲レ主（推古憲法）されは國司の稱ある事久し、孝德天皇唐制に遵ひて官を置、文武天皇令律を定め給ふ是淡海公の賢德の力なり、國司（守介椽目）郡司（大領少領主政主帳）軍團（大毅小毅主帳校尉旅師隊正）國學（學士學生）等の諸官大に備はりて各其職を奉せり、但異邦の郡縣の吏は唯文官のみ我國は文武を兼て掌れり、軍團兵士を司る故也

賓客の禮を修め其士を禮せり、故に諸士出て道を本朝の上に行ふ事を得（皆民を保の政を行ふ）己か本實に處れは皆編戶のに氓して其鄉里に戶籍し（其主地の人は國司の籍に記して田有）歲時には戈矛を荷て王都に更戍す（國衙の令を奉して事を務む）是便庶人の役也

國郡司の外筑紫に太宰府（筑前）を置、帥貳監典博士笇師通事等の官人ありし、陸奥に鎭守府を置將軍副監曹錄事等の官人有し、陸奥に荷戈して更戍する者は弓馬に操練せる國人を試て及第せしめ、式部省に送り太政官に申し檢簡を得て遂に內舍人或は兵衛（後の近衛）に任せらるゝ、是等もと官家庶流の諸州に在る者、若は凡そ五位以上は皆宮田位田職田を賜ふ事、其爵科有て田を受く六位以下は田なし、然れとも人に依て恩田を賜ひ子孫國に在て編戶す

此に於て出處の道異邦照代の典則に比す、既にして國司威なく莊司權有て守介の任揚名と成しより、武

家其名を代々にして始て自族を尙へり

白川院永保元年源義家八幡太郎東國の將吏を會盟せし後國の兵士等皆源家に屬す、亦高望王（平氏の祖）上總の揚名の介にして其の男國香以來鎭守府（奥州）に任して子孫弘くなれり、花山一條の際藤氏上公に居驕泰にして軍事をしらす、武人は賊を詩し凶を治て國を安んす、其故に威勢武家に有て後廷臣やゝ微也、忠盛淸盛等の如し

鎌倉將軍家の時より以降

後鳥羽院文治元年右大將賴朝卿天下惣追補使と成て國郡を主維せり、三代將軍の後北條家假に武將を立て（攝家の息或親王）自國政を執る、謙にして不奢能く人を任して天下久しく之に歸せり

凡文族腹（白川院の後國々の學校衰へて學士の聞ふるものなし）唯操弦の家のみ（武將及ひ幕下）儼然として大名を立るもの漸く海內に編し、國人の上に居て國政を掌るは公卿の職なれは是を君子と稱すへし、然るに其職を問へは環衛騶從隊伍に束せらるゝ事猶故の如し（諸國農兵家の職をいふ）足利將軍家三管領四職家等の如し、豐臣殿下天下の亂を治められし際我國風變して封建の勢自然となれり（異邦の國を封して諸侯を建るに效へるにあらす時勢止む事を得さる所なり）故に功有て國郡を領する人に從事する武士、其稍々たるは古鄉を離れて遠く主家の官府（城下也）に列處する事起れり

昔は兵士常に其本居の地に處し、軍事あれは將師の所に集り軍事終れは亦古里に歸る、是自の田ある故に其召俱者は其地の民也、今の如く我本居の地なく、僕從の者は皆質奴となれる如きにはあらす

廼始て產を製するに各祿を授く

古しへは田幾町を賜ふと云、馬の飼料を給はると云、近き世は永樂幾貫の地を領すと稱し、今は幾千石の地と呼ふ、又年俸月支（キリマイフチカタ）の祿法あり

此に於て復耒耟を事せす、官家と伍をなして兵農（百姓武家）遂に君を異にす、其君子といふへきもの谷

定れり（一城にして家老用人等也）其職を問は亦先の如し
武藝をならひ軍術を業とす、是の兵士職分也、君子といふは唯政事を用ゆ、朝廷の三公八省內外の官長をいふ、今侍といふはなへて武士の稱なり、是古しへの時と異也、侍者（日本紀）大寶の令（戸令）に凡そ年八十及ひ篤疾の人には侍一人を給ふ（其祿料也）九十には二人百歲なるには五人皆其子孫を以てするよしいへり、其義解（夏野公）曰侍を給ふ事貴賤に限らす皆普く是を給はるといへり、是武職の者にあらす、老人を介抱する家人の稱也、後々は武家に家子郎等と呼もの侍者の類也、故に武藝を演習して事ふる者を押なへて侍とよへり昔越中次郎兵衞盛次か我元ト平家の一門なれ共身不肖なるか故に侍とはなされたりとはいひしは、其世に侍の稱を不滿せりと見ゆ、今は侍といふを榮と思へり
今の世に當りて國家（公方家）兵職を以て諸侯を差す（古しへ諸侯の稱なし但執政家の大功ある人まゝ封侯の典あり然るに皆贈封の號也）諸侯の（俗に大名といふ）侍者大小となく其諸隊伍に屬し、必顯職に擢られ後始て仕へて其道（國民政事を掌る）を行といふへきのみ、古しへを以て今を視れは、農家と兵家と大に分るといへとも、官府に仕へて祿あり（采地俸支）均しく是は庶人也（自もと本居も田もなきか故也）今の仕へは猶仕へさるか如し、其祿を受るも猶廛（一夫の所居古しへの五畝の宅といひし是也）を受るか如し、苟も其祿を失へは廛の地ある事なし、（本居なき故に祿を失へは浪人して庶人也）以て五畝（異邦古しへ一人の受る所の地也）に比するに豈是處（出處の處也本居て耕して食するものなり）と謂事を得へきや、必らす仕へて後處あり、其居所食物あり、昔孟子謂らく晋は天下の仕國なりと、然れとも亦豈今の如く急ならや
右は東都の徂徠子筆せし處を抄して初心の人の爲に別に言を加へて記す、夫國司なくして守護となりしも元弘以來は亂世となり、武命も亦行はれす剛强の武夫自立して（文明前後よりの風）國郡を恣に奪領せり、織田羽柴の興るに及んで海內やゝ定まる、我國家大化隆治光華四表に被るの日、遂に侯國（俗

[illegible]尻

に方石以上と云）を建て天下一新也、然して侯國に仕る士本居なく、祿を受て官府に住す故に用常に足らす、采地の貢は大概市人の物にして民も亦我民にはあらす、此事を能辨へしれる人まれなるにや今日學者是等の時勢をよく知らさるか故に、異邦三代の封建秦漢以來の郡縣、我國縣令の制今日の時尙混して分別なきか如し、此故に三代の學といへとも今世の講釋の如く思ひ、古の諸侯は我今世の大名の如く行中の召倶多しとおもひ、今も又唐土に國々の諸侯あるか如く思ひ、鎌倉の時も今東都のことく足利家の時も今のことく、諸國の主幕下へ參勤し亦昔も國主有て今の如く城營をなし家人を城下に家居せさせなとする如く思へるにや、時變人情古今大に同しからす、是を不知して妄に聖人の道とて我知顏に講する事いともおこかましき事也、凡そ學文せん人はよく〳〵時勢を要とす、此故に史を見るへし、さなくはうわさ物語りと成て何か爲めにも成へからす

○武とは戡亂の言勇とは聖者の大德也、三代の君子は皆帶劒せし、天下事あれは（傳に云祀戎とは邦の大事也と云々）君子（公卿の官人）將師に命して亂を戡しむ、文武わくかたなかりし、子思の時人々聖人の道を知らさりしより中庸を作りて敎をなせり、然るに智仁勇を以て專ら是を學問の道に用ひられし（是或一道のみ）戰國に及て文武其術を殊にし、秦漢よりして後は文武其官を殊にす、唐宋以後又文武政を殊にす、故に後世の學者は武は君子の事にあらすとおもへり、爰に於て古意隱沒し遂に中庸の言を執りて、儒者の勇者專らこれを學問の上に謂て論辨するに及へり、是一を執して百を廢するもの也、此等の人豈能勇有てよく亂を戡んや（是勇武を略論す）

異邦昔王侯の大夫士たる者は元ト鄕學の進士にして、出て道を當時に立（所學所敎先王の禮樂詩書也）年老ぬれは致仕して本里に歸り處せり（本受得し田宅あり）其地の民家耕耘既に藏り祈樂（新穀の成時也）既に入り、やや歲事畢りぬれは（冬也）鄕民の少年彼處士の學者に親近して學舍に入て敎を受く（六藝の書）六春の後皆家に歸りて各農事に傳し（禮書の意）秦漢より諸侯を止て、國に封建の君なく郡縣を分て吏を

置て賦税を掌らしめ、威權一に王朝に統へたり
秦始を暴主と謗れ共、後世の君たる處皆始皇に效へり、君一人便利有て尊貴一身に統たる故のみ
六朝亦變して隋唐宋元明凊に革りて古への學は何事たる事を不知者少しとせす、我國應神帝の時周孔の書至り百濟の儒士(王仁等)敎をなせし、後上宮聖王禮樂を傳へて濡佛の學を講し給ひし、後淡海文忠公中興の聖運に乘し學を好み政を正し、文武帝の朝に律令を定て天下大に治まる、四道の儒臣有大學に頭有て之を統たり、學問の道盛んなりし事今と同しからす、諸國亦學舍有て國學士敎をなせり、白川院以來國學既に衰へて學者世に稀也
南都北嶺邪惡の僧徒のみ恣にして王公も誡る事能はす
保元平治の亂人倫なく、壽永元曆の變君臣の禮地を拂へり
然るに鎌倉將軍家の時は猶中家の儒に令法を議して國政を行はれし、其後は此等の沙汰にも及はす我儒に事をなせし
況や元弘建武の後は武家海內に滿て、王朝年々に衰廢せし天下暴主に惱亂せしかは、人間學文といふ事を知る者なかりし、凡そ文字を知らさる者人を殺し、國郡をうはひ持て自恣なりし何の學をいふへき、嗚呼我國未曾有の衰世なりし(應仁文明の凶亂を云)元和一統の太平を以て冷泉の惺老人林家の羅山子大に發揮してより、人間學問ある事を知れり、然るに武家猶戰國の餘習に染て儒士を見る事甚賤しむ、今日百年照代の化廣く、人は聖人の道を聞事を得、然れ共叉朱王の學者趣を殊にして、古學宋學亦互ひに門戶を立て、文矛筆戰止事なし、是大概先王の道を假て私智を逞するか故也、世は唐虞にあらす人は聖人にあらす、必惡多くして善少けれは、勝負の論のみ日々に盛にして人我の殺氣道を塞く、宋學の治國に於る(通鑑綱目等)講習の修身に於る(性理名分等)人と我と皆共苛刻に不勝、遂に世人をして儒者は必らす人を攻る事を喜といはしむるに至る亦悲しからすや、是大抵商鞅か後晋朝廷のみにあらす、庠序と

いへとも彼苛法を用る意有て、三代の學の如く仁以て國を治るに及はす、凡法家の惡習古今人々骨髓に淪めり、故に其道を談し經を解も亦皆其中より來る、後世の弊は說の詳密なるに在て學者の氣象甚議論に迫れり、今日書を讀人は自省て習俗に流るゝ事なかれ(是文學を略論す)亦何そ名利の爲に學を講すへき

是もまた徂徠老人の書置る物の中を抄して記し之、我童蒙の儒者を見る便に備へ侍るのみ

○復谷元淡書　　　物茂卿

寥々乎大雅足下、玆按尺一知足下平安之狀喜慰何如、三復來書恍如握臂邸中時覺鄙吝去體焉、益不堪寥々憾已書中所言乃近覩不佞學、則附錄中語指植二三以欲觀不佞答辭然此事、不佞不欲辨何則人各有所見何必能同所見雖異、足下不能外孝弟忠信別爲道、不佞亦然則均是孔門之徒也、何必爭其異同且孔子時書無定義各從其人所見、故如引詩書其義處々皆殊、請舉一二如於緝熙敬止在詩止爲語助辭大學則止於至善之至也、如上天之載無聲無臭在詩本言上天不可法、故法文王而中庸乃言至德之化不動聲色此類不遑枚舉可見其無定義也、孔子時學問皆如此、故不佞謂苟能以孝弟忠信爲道何必爭其異同、且前年與足下數相見時言談之餘、時或有所觸發然足下不以爲意漫弗之省、是足下羔於宋儒之學心深好之故不佞之言不入耳、其後既歷數年足下好學益博讀書、然所讀皆宋後書大氐宋以後不審經術至於文章、經濟旁及醫卜諸雜書亦皆程朱流風所浸淫故所讀益博理學之蔽益牢不復自覺、而不佞則殊于此因學古文辭日熟古書目不涉宋後者十有餘年、稍知有古言而不與後世之言同也、以古言讀之宋儒之解無一合者如彼附錄中所載、乃僅々萬分之一矣、是豈一々傾倒以語足下使無疑乎、要之樵子問山漁父答水柄鑿不入果何益乎、以不佞觀之程朱亦豪傑絕倫之士、豈不敬畏秪其解不與古言合則非孔門之舊別立一種、宗門不佞剪劣豈能知聖人之心乎、亦豈知宋儒果非而不佞是乎、然吾所謂古言推諸古書一々胸合例證甚明、夫宋儒縱聖不知古言而得古聖人之心萬々無此理故不佞不能棄己所見以强從宋儒耳、觀足下所引諸文皆用宋儒之解是足下滿腔皆宋學更無他物

不佞雖辨豈能使足下了然無疑乎、足下既以不佞爲非則付不[illegible]之説不用是無憾矣、萬一或以爲有理則伏請自今已往絶目不視宋儒書、一熟讀漢以前書則足下聰敏年尚少、數年間必知有所謂古言者、夫然後宋儒之解韓滿百出不復竢不佞之辯焉、不佞所以答足下盛意者止於此、若以口舌爭之水火氷炭之不相入、轉增紛奴耳唯足下亮察不備

是徂徠翁之書也、實穩々當々學者如此、則何有角口爭訟乎、今學者於一言下必有圭角知其量偏小矣

盬尻　卷之九十

○正德改元有て、秋關東命有て、海道諸驛をして晝夜報刻を旅人に知らしむるへきよし新令有し（驛の大なる所は鐘を懸て司刻の者を置其小驛の如きは撃打して時をしらしむへきよし）我官府及ひ熱田の驛の如きは元より候鐘あり、鳴海淸須鐘を懸て新に司刻の事を令し給ふ、同し曆二年壬辰の春淸須淸凉寺の新鐘成、縣令柴山幸良毘銘を書して是を懸く
○同し年七月鳴海の宿にも辰鐘を鑄さしめ給ひ、如意寺に掛させまします、重行予に其銘を書せん事を請へり、我不才をかへりみす草して送り侍る

緊尾州路愛知郡鳴海驛分時鐘銘
緊命鳧氏　丕掌範挻　聲々合律　韻々以圓
鳴海餞月　蓬島望仙　遐邇共樂　視聽更得
宏基永固　君德萬年
正德二年歲次壬辰秋七月　天野信景謹銘

○象は梵語は伽耶共雄は牙の長さ六七尺、雌は牙纔に尺餘りに過へからす
○元正庶人といへとも天地を拜禮す、是分を僣するに以て必しも義に於て害なきにや、江家次第に庶人乾に向て天を拜し坤に向て地を拜すへしといへり
　按に戌亥の方未申の方ととるは惡し、上下と取へし是活也
異邦にも此禮あり、農桑撮要等を見て知るへし、亦文雅社約（唐仲仁甫所著也）に鄕俗元旦家々天地の神牌を設、生果を供して祭る有さまを僣褻として曰、今擬すたゝ香を燒て北后し、四拜禮を行ふ外更に物を

も陳するはやゝ人情に於て近く禮も又妨なし、蓋し人雨間に生し天に覆はれ地に載らる是我父母也、此新歲に當り目を擧れは青天上に有て全く禮をせすは心に於て安からんや

庶人は以て君に献する事有へからす、君を見て併し一度叩頭せさるは禮にあらす、邵康節云毎日清晨一炷香謝天謝三光叩天の禮邵子行ひて以て僭とせすと云々、是實に敬神守分の禮を得たる歟、なましひに儒學する者强に名分をのみいひて時情に戾り、僭犯をのみ懷ひて敬禮をおろそかにする人多し、予か知れる人毎に敬遠の二字を口にしきて自ら神祠に入り終に拜に及はす、立なから見物するさま尤不敬なり、程子は儒士也然れとも僧寺に入て佛像に背き座せられさりし事書に見へたり、是もまた敬愼の一ならすや、唐土今天地を祭る牌に萬靈眞宰と稱する類ひは實に是ならす、我國人日月をまつり社稷を享するも僭犯なりこれもまた天地を拜する禮意に心得侍らは過ちなかるへきにや、必らす神位を設け供物を献すへからす僭踰の罪甚しき事是に然んや、況や日待月待と稱し穢家の娼優を集め、淫樂を張り碁を圍み酒に狂して夜を明す類をや、非禮褻瀆の罪家の禍を招く道也、豈恐れ愼まさるへけんや

○元洲補　　明ノ宣宗章皇帝語ニ講官ニ曰、伯夷太公皆歸ニ文王ニ及ニ武王伐レ紂一輔レ之、一諫レ之何講官窮對上曰、伯夷之心在ニ萬世ニ、太公之心在ニ當時ニ也

○十月亥日朝廷御嚴重に供御所より春形を調進す、これをツクツクと稱す

　神無月しくれの雨のあしことにわかおもふ事かなへつく〳〵

此歌を誦し給ふとかや、是もまた民のわさをしろしめすありさまなるへし

○篆象の文字に梅花楊柳枝の形に書なしたるは磁器なんとの銘に用ひ、劍刀の象に書るは兵具の銘に書事也、わけ知らぬ人は珍らしけれはとて、夫ならぬ物に書侍るは拙しと手かける人の物かたりせしとそさも有へき事と覺へし、さなくはいかてくた〳〵しき文字をも作り侍るへき、萬つ道具にくはしき人に其理を尋ね問ひ我知を致すへき事也

○信天翁　海邊の鳥也、丹後にてあほう鳥と呼ふ、長門にては沖のたいといひ、筑紫にてらいといふ淡靑白にして鷗に似雁より大也、食を貪らぬ鳥也

漫畫（アヒル）　鵜に似て終日食を求め貪れる鳥也

二鳥貪廉なる事潜雄類書事言要言要言群談採余瑯琊代醉等にいへり、同し人にも貪欲にしていやしきと、淸廉にして貴ふへきとあり、廉は大方世の爲あほう鳥と呼れ、貪却て知ありと稱せらるゝにやいとロ惜

○三代兩漢用二馬車一、魏晉至二梁陳一用二牛車一云々

我國牛車の制は魏以後のもろこし人のする所にならへり

○和俗物の自由ならす煩はしきをシンキなりと云、心氣と書と思へり、陳元贇云く性急とかく、明人の俗語なりと語りし由、元菴老人茶話にいはれし

○或人曰笙は說文に十三簧といへり、我國今は笙は十七管なるは何そや、予曰十七管といへともモヤの二簧は其管のみにして音なし、其餘の十五簧を以て甲乙兩音の十二調とす、故廿四管あるへきに八調子にして（八調の中一調は兩音）四調足らす、是を十五管の中に攝するならひ、樂家の傳を得て自吹て其律を知るにあらすんは辨ふる事能はし、亦平調の乙八の兩管別にはなし、吹時は其音同しからす、兩管を一つにして吹けは其音異ならすして一管の如し、嗚呼陰陽の交り其妙此等を以ても知るへし、內にして夫婦外にして君臣其姿同しからされとも、心を合する時は國治り家齊ふる道、萬物因一理の妙を理會すへきかも

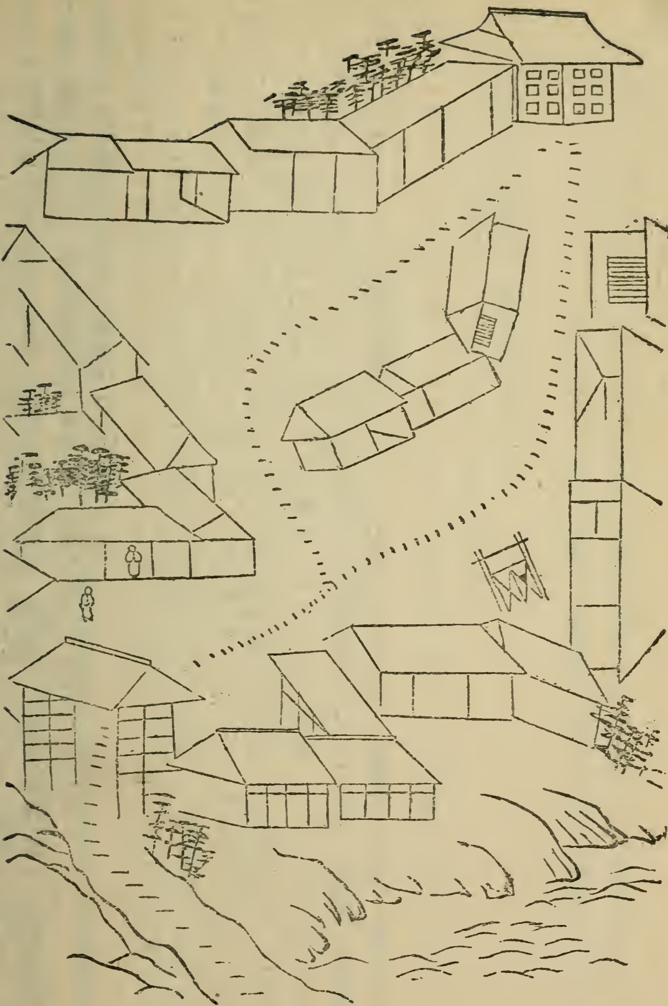
○孟浩然か詩に春眠不覺曉、處々聞啼鳥、夜來風雨聲、花落知多少と作れるを人見て、此作者は盲子かといひし事吹劍錄にあり

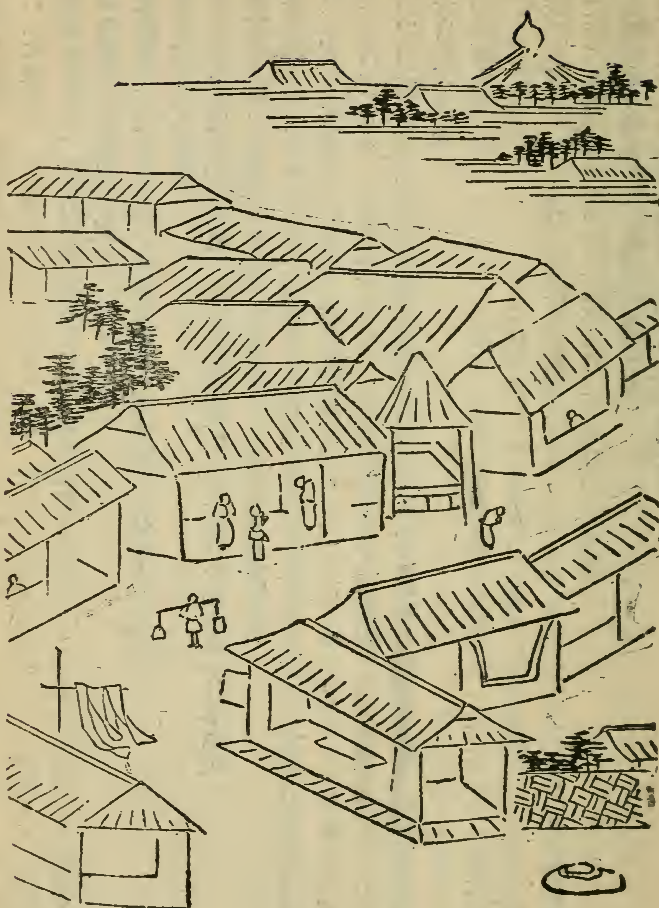
○今の俗上より令する事を觸といふ、觸は物に牴（フレ）て突犯し或は物を汚すをいふ字也、命令頒賦の字義は

なきか、如何にしてかく觸の字を用ひ來れるといふ人あり、予曰是のみならす倭俗の假字多し、是はフルといふ言の訓をかりて書しかな也、其實は徇(フル)の字なり、闕市令に云皆經ニ本邦ニ云々等法曹至要抄なとの古書に多く見えたり、經は縱横回旋の義也今云ふれ狀は古しへ廻文といひし

觸狀なと今我官府字となれは書改むへきに非す

○或人問吾子先に多田北條の如きは名字といふへし、名田の字を以て家に稱する故也、公家にては稱號といふへしといへり然るや、曰然り近衞九條殿等云は其御所の在る地を稱し、德大寺花山院等は其家管領の寺の號を以て稱せらる、何そ是名田の字といふへきや、但し名字と呼へきも亦あや有歟、山科家文龜二年十月の雜掌言上の文書に曰、山科鄕云々爲ニ當家名字之地ニ譜代知行之段勿論也云々、之を以て見れは山科日野白河岡崎吉田等の如きは名字と呼て難なかるへし、强ち稱號とのみいふと心得へからさるにや、近世名字苗氏と書は甚あやまり也、況や是を氏といひ姓と呼なとするをや、田舍武士なと物知顏に近世の俗事よしとおもへる最拙き事なるに、近年の學者も又ひたすら稱號を氏の姓のと書なとするにや





鹽尻

三才圖會第五函宮室一に此圖あり、按に閭里は小宰の官府と見えたり、然れは周禮の閭と明の代の閭と少異なる歟、但說文に里居也とあれは時代により制は違へとも庶人の集る處也、圖も亦我國の町家といふに似たり、但唐の閭に商人はなきにや、然あるに皆瓦屋の制なり、我國とても攝州大坂の町家大槩瓦ふきなり、然れは諸國の城下にある町家は唐土の閭にして商人の立交れるものなり

○正一位天滿宮（聖廟北野天神）

神君諱道眞字三天穗日命裔、菅原始祖古人孫參議從三位是善卿之男也

仁明帝承和十二年降誕

淸和帝貞觀四年五月輔文章生、九年爲ニ得業生ー十二年三月廿三及第十八年傳從

宇多帝寬平五年二月參議、九年六月中納言升大納言兼右近衞大將

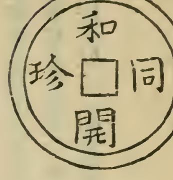
醍醐帝昌泰二年二月十四日右大臣從二位大將如レ故、延喜元年正月廿日（一作廿九日）遷ニ太宰權帥ー三年二月廿五日薨ニ于太宰府ニ于レ時五十九歲、延長元年四月廿一日捨ニ左遷宣旨ヿ復ニ右大臣ー贈ニ正二位ヿ朱雀帝天慶五年七月十二日託ニ西京女文子ヿ欲レ住ニ右近馬場ー仍私立ニ瑞籬ー崇レ之、村上帝天曆元年六月九日移ニ立祠于北野ヿ九年託ニ江州比良社官神祇太輔壬生良種幼子ヿ（七歲）良種乃往朝日寺議僧最鎭法儀世等祭レ之、稱ニ天滿大自在天神ト云々

一條帝正曆四年八月（一作六月）廿日遣ニ　勅使於宰府安樂寺廟ー贈ニ從一位左大臣ヿ　勅使武藏守菅原幹政（左蚼子神君曾孫也）五年十二月十六日重贈ニ正一位太政大臣ヿ勅使散位菅原爲理（幹正姪正子輔なり）北野廟一條院永延元年八月五日始預ニ官幣ヿ正曆二年六月廿四日奉ニ官幣ー爲ニ十九社別ー（廣田神社次之）寬弘二年八月納神鳥羽院、天仁二年二月二十五日始行ニ御忌ー

右抄北野緣起公卿補任及舊家秘記略書レ之

高辻　五條　東坊城　唐橋　淸岡　桑原（儒家也）

右六家及武家加賀前田等皆神君之裔也
○謡に盛久といふものあり東鑑平家物語盛衰記等に見えす故に作りものにやといふ人あり、予曰長門國赤間阿彌陀寺所藏の平家物語は流布の本に異也、廿の巻に盛久か事あり、主馬入道盛國か末子主馬八郎左衞門盛久とあり、京に隱れて觀音の像を作り淸水寺に安せし事、文治二年六年六月廿八日由比か濱にて切らるへき所に太刀折れけれは、賴朝ゆるして所領抔返し與へられし事あり
○熱田湊常夜燈并序
尾張國吾湯市郡件燈堂者爲レ使三往來之船有二レ便于夜渡一也、是則依三于亡父成瀨隼人正藤原正成遺命一、而（正房）所三營建一幷寄二五十町之田地於太子堂一、以爲二膏油之貨一矣、所レ冀至二于千萬歲一无二斷絕一矣銘曰
挑一點燈　　致萬人利　　比計南針　　刧有第二
寛永二乙丑歲臘月十七日洛下杏菴正意謹誌之
○或云和同開珍の錢は元明帝の即位元年武藏國より始て銅を献せし故元を和銅と改め給ひ、彼新銅を以て錢を鑄さしめたまひける事續日本紀に見えたり、然らは和銅開珍となるへきに、同の字を書せしは錢面せはき故にや、予曰然り但し柳文の賀表に見る天地の和同と云文字あれは、當時年號も銅によりて和同の意となし、錢文は全く天地和同の文字を銘せられしにや、此錢今猶殘りて古き代のかたみと成けれ、按するに和銅元年戊申より今年寳永丁亥まて凡一千年に成侍る、嗚呼彼銅泉古今幾回の代に傳はりて盛衰の家を歷傳はりけんや、文字もうせなてけふ迄も傳ふる事よ、是にも又昔の事問まほし折から、花下には酒を酌侍る戯に一經辰俚語を綴侍る、和同開珍は千古の古錢といふ八字を句の上下に置て客に示す



和氣長椿春八千
同文四海太平年
開花山靜記今古
珍重杖頭酤酒錢

和銅以來鑄錢司を置れ、代々圖法主之四海利源通し侍る、嗚呼悟りて獨り守錢の虜となり辱を招く事なかれ、鄧相一時蜀山の富も與を百世に殘し侍るものを、嚢裏空しく座を生すとも胸中長へに惱なからんそ願はしかるへき、天地の淸風水一瓢我に事足へき、人は何をか不足とせん、よしや今日は韶光の盡なんとするをこそ惜み侍るへきものをとて、盃酒に笑を添へ侍りし

○治承五年三月大中臣能親訟ニ于關東一、曰正月十九日號ニ熊野山湛增之徒類一、濫入ニ伊雜宮鑽ニ破御殿一、犯ニ用神寶ニ之間爲ニ一ノ禰宜成長神主沙汰一、奉レ遷ニ御體於內宮ニ之處、同廿六日件輩亦襲ニ來山田宇治兩鄕一、燒ニ失人屋ニ奪ニ取資財一、訖天照太神鎭坐以降千百餘歲皇御孫尊垂跡之後六百餘年未レ有ニ如レ此例云々

右東鑑三に見ゆ、度會經曰熊野を以て神敵といふは是より始ると云々、私曰外宮を以て皇孫尊と稱して國常立尊と書せす、大中臣氏の傳はよく有けるにや、亦壽永三年五月賴朝卿內外宮御厨寄進の狀に

寄進　伊勢皇太神宮御厨一處

在ニ武藏國飯倉一云々

是は內宮一の寄進狀也（一ノ禰宜荒木田成長神主へ遣はさる）

一寄進　伊勢太神宮御厨一處

在ニ安房國東條一云々（會賀(エカヒ)次郎太夫生倫(ナリユキ)に賜ふ）

是外宮への寄進狀也當時外宮には皇の字を書せさる事明らけし

○　人壽百歳七十稀　　一分衰老一分癡　　中心二十餘年事　　幾多歡樂幾多悲

此詩のこゝろを讀る

　いとけなし老てよはりぬ盛りにはまきらはしくて終にくらしつ

玉葉集十八にあり

鹽尻　卷之九十一

○足利家十一位　鹿苑院義滿時定之
御一族　大名　守護　外樣　評定　御供衆　申次　番方　國人　奉行　末男
○當家十一位　大猷院家光公時被定之
御一門　國守　侍從　四品　嫡子　萬石以上（國守ノ）二男三男（四品以上）嫡子　（萬石以上ノ）嫡子
外樣高家　番方
○仲哀天皇諱足仲彥日本武尊子也、母兩道入媛在位九年御歲五十二（依日本紀如此）
謹按日本武尊之薨景行天皇四十一年辛亥也
仲哀天皇生成務天皇、即位十九年己丑其中間三十七年歟、以此見之則仲哀非日本武尊之子乎、但紀年紀時誤之乎、不可得知之姑書以待後之君子耳
○新譯仁王經曰有一太子名曰班定登王位云々、祀塚間摩訶羅大黑天神云々、青龍疏云大黑天神鬪戰神也若禮彼神增其威德擧事皆勝故嚮祀也云々
倭俗以大黑天爲軍神者據之也、班足之祀神賢愚經曰祀羅刹普明王經曰祀樹神師子斷肉經曰祀山神皆浮屠妄誕也、足取之就中山神之名佛經間有之我邦所々祀山神者、但其山之精神也、但有習異教而祭邪神者亦可祭之也
○佐保姬を春の事とし龍田姬を秋とする事ならの京の時の事なりとぞ、佐保川はならの東河原山頭陽氣をうけて長閑なる故也、龍田は楓樹あり秋景他に異なる故なりとなん、姬とは功化の靈に比していふ、瀨おりつ姬連秋津姬の類也

○木曾の梯は山谷の間にかゝりて河流にそむき侍れば、いかなる洪水といへとも橋を損ふ事なし、然るにいつの比にかありけん旅人かりそめに煙草の火をすてしか、草野に燃かゝりて梯焼にけり、其後は梯邊火を禁せしかば亦炎焼の難なかるへきに、一年山崩れ岩石まろひかゝりて橋あへなく落にきと其所の人語り侍りし、嗚呼時ありて災害の遁れかたき斯のことき歟、水あふれて落へき橋の火に焼け、火を禁むれば更に岩に崩され侍るにや、凡そ人の世の有様是に異ならす榮へ衰ふるをあるは羨みあるは歎く皆愚也禍福時に至り時に去る人力の如何ともすへきにあらす、何をか愁へ何をか喜ひ侍らん、靜寄東軒春醪獨撫

○鬱金と鬱金香と同しからす蘭草（フヂハカマ）と蘭花と異也藤の類も十種計りありて一ならず本草綱目を可考見

○青春不再來　　侗齋

斯生始出少年叢　應接比來宜白翁　今歳春情非去歳　悲歎共遺付荼通

荼は猪苓賤藥也、通馬失也、王荊公か詩に人間榮願付苓通といひけんを思ひよられし、實にも夢幻の身たとひ歡樂すともそも幾程の世そ、况や浮世百年の中多くは心ならぬ事のみうちはへて悲愁すくなからす、唯愁喜兩つなから忘れて天をたのしむ人こそ、かしこしといはん予も同題にて　信景

浮水飛紅伴世謳　風光可惜與春流　鏡中倏忽幾人去　對影不知何白頭

○熱田和歌會

春日陪熱田社寶前同詠　社頭松和歌

左近衛權中將藤原爲滿

さく花は横雲ならし松たてるかけもほの〳〵あけの玉垣

以下僧俗十八人十八首あり略之

慶長九甲辰年三月十九日
右の懷紙熱田の神庫にあり
○春日井郡吉根村龍泉寺山本名龍御山也
衣笠內大臣
天津かせ誘ひつれてやくたるらんたつのみやまのゆふたちの空
○梵綱經殺生具戒第十曰、菩薩乃至殺父母尙不加報況殺一切衆生云々
嗚呼浮屠無父母如此乎、夫爲君父不報仇則不敢戴蒼天、孝子忠臣豈與浮屠氏犯不忠不孝大罪男宜致思
同不生自要戒第三十六曰、寧呑熱鐵丸云々、不以破戒之口食信心壇越百味飮食、又曰寧臥大猛火羅綱熱鐵地上終不以破戒之身受信心壇越百種牀坐(放縱破戒者豈有此等堅固之志佛經凡不辨之而妄言尤多矣)
愚按俗傳三者託宣(見神樂岡記愚童記等)八幡託宣所謂雖食鐵丸不受心穢人物雖坐銅焰不到心濁人處者
蓋取梵綱之文爲之具六根淸淨之言出法華等云々
○田圃を東國の俗とうもんといふ、稻門と書へしやといふ人あり、然らず元トともいふをとを引もをは
ねていひあやまれりともはそともの略也
○著聞集に實治の頃帝住吉に御幸の時、神主宮居を新しくなし、昔より書付置し人々の詩歌跡なくなり
しを情なき事にして、或人柱に書付ける歌に
書付る跡はちとせもなかりけりわすずしのふ人はあれとも
とかやいへり、又ふるき跡を尋ねてとおほしたちて普光院の將軍(義敎)東國に下りましくける、不破の
關屋なんと荒たるまゝなるを、世の靜なる例しにも御覽あるへき御あらましなりしに、國の何某御儲に
軒も新たにふきなして聞召及ひし、あはれもなければ御心に不叶いと不興なりしに、相阿彌とかや御前
のきれ者なりしか

ふきかへて月こそもらね板ひさしとくすみあらせ不破の關守
とつかふまつりてこそ中々興せさせ給ひしとかや
○前中納言從三位尾州太守源綱誠卿、父從二位前大納言源光友卿、母征夷大將軍從一位左大臣贈正一位太政大臣大猷院殿源家光公女、靈仙院元祿六稔癸酉夏四月襲父之封、同十二年己卯夏六月五日享年四十八薨于武州江戶市買之邸、同月廿四日葬于尾州愛知郡古井邑德興山建中寺
○尾陽侯二品前亞相源正公之墓
從二位權大納言源朝臣光友、父故從二位權大納言義直嫡母淺野氏高原院夫人實母吉田氏歡喜院、寬永二年乙丑七月廿九日生於尾州那古野城、二十六歲襲封元祿六年癸酉致仕十三年庚辰十月十六日薨于春日井郡山田庄大曾根別墅、壽七十六歲諡正公法諱瑞龍院天蓮社順譽、葬愛智郡古井村德興山建中寺
右石誌深田正室作之實得誌體
○朱子曰君臣父子之大倫天之經地之義而所謂民彝也、故臣之於君子之於父生則敬養之、沒則哀送之所以致其忠孝之誠者無所不用、其極而非虛加之也、以爲不如是則無以盡乎、吾心云爾然則其有君父不幸而罹於橫逆之故、則夫爲臣子者所以痛憤怨疾而求爲之必報其讐者、其志豈有窮哉故記禮者、曰君父之讐不與共戴天寢苫枕于不與共天下也云々(朱子文集七十五)
本書此條之次赤穗義士亦明ノ方剛緇の事あり、然れとも此二條既に前に出たれは爰に洩し畢
○或人どうらんとは如何書と問し、知らさりければ其由いひやりぬ、程へて小出侗齋に聞しに銅卵と書但し出所は知らぬよし語られ侍りぬ、又大成木を挽のこきりをおがといふは何の字そといふ人あり、下學集にや大鋸と書しと覺えぬヲはヲホの略カはキョの音の誤れるにやと答へし
○大明一統便覽云、北直隸八符戶四十一萬八千七百八十九、口三百四十一萬三千二百五十四人、南直隸十四符戶一百九十六萬二千八百一十八、口九百九十六萬七千四百三十九人

此南北二京戸口也其十三省戸口今略之
○我日本平安城洛内戸四萬七千口五十萬七千五百四十八人、是延寶九年九月所數其洛外亦殆足與之相比況朝廷官家武臣多非斯限、亦我尾城下市井戸六千六十二、口六萬三千七百三十四人、是元祿五年九月所數也
○辛巳六月廿日の朝またきに京師暴雨迅雷して、凡京中五十四五所へ一時に落し、院の御門二條の城中なんとへも落て人も死すとそ、洛外も亦所々へ落ける、壬生の民家雷火にて燒侍りぬとかや、かゝる事は聞傳へたる事も稀なりとて、京なる人くはしく書送り侍りぬ
○芫花　小木也、高サ二尺に過す、三月紫花をひらく藤の花の色に似たり、花開く時葉なし花落て後葉生す、其花葉毒あり喰ふへからす、世俗是を誤て紫荊樹といふ、紫荊樹はスハウ木也、此物にあらす
○紫荊樹　春こまかなる紫の花を開く、一處に花多くあつまりひらく花ひらく時葉なし、花史曰こやす事を好み水をおそる、根の傍に枝を生る長大なる時分けて植へし、亦云其花毒あり人を殺す
○或僧西國行脚して歸りしに逢し、彼云攝州須磨寺に平敦盛の古影像あり、又因州池田家の年老荒尾氏新たに影を繪きて納めしを見し敦盛の裔かと、予曰愚も前て彼寺にして見侍りし、按るに荒尾は元尾州の產にして姓は平也、其ゆかりは知らず
尾州犬山瑞泉寺無因禪師も荒尾家の族にして一派の祖也、應永十七年六月四日示寂せり
○友人野中氏熱田白鳥陵、鷺と鳥と群をなすを見圍碁の黑白を鬪しむるに比して詩を賦せり、予亦小詩一絕をなす(白鳥の陵俗にたんふ山といふ其古名は和歌に作る根山これなりとかや)
琴々根山千歲墳　銜風寒鷺入鴉群　崑夷越女曉南北　一任嬋姸矂色分
越溪の女子肌膚の皙、崑崙の人物身體の黑きとからすにたとへつへくや侍らんとて笑ひし、猶君子小人のさまに通ひ侍らん歟

○源氏物語人名凡そ四百廿七人悉く寓言也、紫式部莊子か書に效ひて妖艶の詞を巧みにせり、寛弘の初に成て康和の末に廣まりし由河海の序に見えたり

源氏の八本（源光行校合）

行成本（今不傳）　二條本（伊房本）　冷泉本（中納言朝隆本）

黃褄紙《キヒヤウシ》（堀川左大臣俊房本）　京極本（從三位簾子ノ本）　唐紙《カラカミ》小双子（號ニ侗侍本ー法性寺殿ノ本）

五條本（俊成卿本）　靑褄紙《アヲヒヤウシ》（定家卿本）

此外河内本といふあり、河内守光行八本を校合し自取捨し家本とせられし也

○和泉國大鳥郡萬代《モズノ》宮は神功皇后廟也（神祇寶典萬代は百舌《モズ》鳥也亦書ニ毛受《モズ》二）

同國大島神社天種子命也（神祇寶典）

按するに卜部家の説に大鳥の社は天照太神の御靈とす如何、曰これ卜部兼凞が說也、一宮記には日本武尊とせり、姓氏錄十九和泉神別六十氏の中大鳥ノ連は天兒屋根命の後なるよし見えたり、天種子ノ命は兒尾命の神孫大鳥氏の祖也、寶典の說至高といふへし、但し大鳥郡に大鳥と稱する社五所あり

神名式に曰

大鳥郡

大鳥神社（名神大月次新嘗）　大鳥神社（鍬靫）　大鳥美波比神社　大鳥井瀬神社　大鳥濱神社（鍬）

如此錄す一神を以ていふへからさる歟、此中一所は大社其他は並に小社にして祭幣の分あり

○出の字去聲スイの音は財物を出し入るゝ時はかりの事なり、然るに和訓イダスと讀む時は是非にスイの音と覺えて、金瘡出血をスイケツと讀み彌陀經の出和雅音又は出廣長舌の出も、皆スイの音に讀むは誤なりといふ人侍る

○續日本後紀仁明天皇詔奉レ授ニ座ニ尾張國ー從三位熱田太神正三位並納封十五戸ト云々

○增鏡文永九年下後嵯峨後新院御事云々尾張熱田社御處分云々
處分とは剖開其事也
○東國陣道記（細川玄旨ノ作）曰當社中八劍宮者爲日本武尊由有演說云々
○大江匡衡爲尾張守時熱田社作大般若經書寫之願文一篇本朝文粹十三、匡衡手自書寫大般若經自長保三年八月至寛弘元年十月、首元四箇年竟其功大江匡衡願文鎭守熱田云々熱田權現云々
又海道記熱田權現云々
○妙音院太政大臣師長治承三年配於尾張國井戸田、大臣拜熱田社於神前彈琵琶云々
或記曰其曲流泉啄木楊眞藻三曲云々亦曰上玄石象云々盛衰記及十訓抄有此事
○或曰熱田楠御前楠樹則當社四至八町ノ中央也
本社在其東御田社在其西、宗廟社稷之間有此樹一秘也云々
○熱田講式
日本大棟梁熱田大神云々
倭武尊改天叢雲字稱草薙丸云々
朱雀院御宇始放生會於當社云々
福原臣淸盛宣一切經會云々
百王鎭護宗廟萬民與樂社壇也云々
呼傳濱云々　　松炬島云々
第一讃蓬萊宮者云々
立鳥居於九所云々
光渡裁談橋云々

去白鳳記云我是魔醯首羅智所城主三億攝領大威德五大力示現熱田太神也云々
永正六年己巳八月日
座主權大僧都良信花押アリ

○天鹿兒弓如鹿背勺之弓是云發向弓、天羽々矢作二羽矢於神社納二羽矢、矢直陽作二羽者、陰弓之長七尺五寸曳則一丈五尺(三五ノ數)也、神代矢長五尺(弓之三分一以爲矩軍前人)

○時天鹿兒弓天羽々矢咒三度例也云々(神代口訣)

○國名風土記曰伊豫國本書彌國月神御產國也云々
今按詠和歌御坐國且名神記云、出雲國大日靈貴產生之地、而今亦有日神垂跡也故名日御崎云々

○活套　活套頭　无套頭
出無寃錄言活套頭者斷罪人活殺不定之言也、无套頭者當殺之罪人也、字書之例有活套之字、以可爲活字以爲无字未定也、熟字謂之活套或韵套(登稻也此註司馬公五音集韻ニ出以書籍謂一帙一套之套亦縚也)

○夫龍陽物也藏雲蓄雨吏民承祀、而望雨故異邦多營龍祠人禱福如吳江龍王堂之類甚者、安其神像程子闢之佛氏所有龍王龍女之說而怪誕妖異尤甚也、陰陽家亦爲龍祭

○陸田ヲ波多ト訓ス日本作ニ畠字ニ
按ニ波多ハ墾田也見延喜式廿七主稅下

○直相ハ神供ノ徹セルヲ云、或ハ直會ト書義同シキ歟、又直禮ト書ハ非也、近世神宮皆直會ト書ス、直相ノ字延喜式三十二大膳ノ上ニアリ

○生道鹽　式ノ三十二大膳下式頭註ニ曰堅鹽也云々
亦曰生道尾張國郡里ノ名也云々

今按知多郡東浦也

○縣度　出二前漢書九十六西域傳ノ上一ハ師古註曰縣レ繩而度也

我邦山中亦有之

○市列　出二西域傳一註ニ市有二列肆一云々

○勝寶元年十二月戊寅迎二八幡神於年群郡於宮南梨原宮一ハ造二新殿一以爲二神宮一丁亥奉二大神一品比咩神二品一

是見二續日本紀十七一按奉二神位一先レ此無二據見一歟

○續日本紀十九勝寶六年八月正四位下安宿王卒、誄人奉誄謚曰千尋葛藤高知天宮之尊云々

按上代天子之號有數字者、當時誄詞而皆謚號歟、若聖武帝者尊者號也、備稱勝寶感神聖武皇帝謚曰天璽國押開豊櫻彦天皇、續日本紀註曰謹按勝寶七歲勅曰太上天皇出家歸佛更不奉謚至寶字二年勅追上此號謚云々

○同書廿三曰廢帝天平寶字四年七月癸丑天下諸國奉造阿彌陀淨土畫像仍計國內僧尼寫稱讃淨土經云々

按是光明后七々之佛事也、釋氏說曰同七年六月藤豊成之女感得淨土圖像、又常誦稱讃淨土經云々夫當麻曼陀羅即寶字四年所造、而後豊成之女得之歟、但寫寶字四年之圖歟、續日本紀寶字七年六月之記無曼陀羅之事蓋浮屠氏妄誕也

○尾張國春日井郡小針村尾張神社祭神天香語山命云々小治田連等祖神也、按續日本紀廿九曰稱德天皇神護慶雲二年十二月甲子尾張國山田郡人從六位下小治田連藥等八人賜姓尾張宿禰云々

按尾張連尾宿禰太祖神香語山命也、然賜姓時不同皆見國史

○臘梅は眞臘國より來る故に名とすとかや、色黃にして梅に似侍らすと長崎の僧語り侍るとか、玆年巳卯の正月八日或人の許にて見侍りぬ、我　大公の御園にあり夫も一枝つたへけるよし也、實に聞しにも

勝りて珍らしく覺え侍りし、香はよのつねの梅より濃にして蘭にもおさ〳〵劣らず、花は眞黄にしてかさなり內に紫の色ありて花ひら尖りて見え侍る、葉のなき姿は梅に似て梅花のことやうなるもの也
花譜云臘梅本非梅類、以其與梅同時香亦相近、色酷似蜜旱故名臘梅、最先開色深黄如紫檀、花蜜香濃若檀香此品最佳云々
亦は小黄香ともいふ、金蓓鎖春寒といひしは山谷なり、今の人臘梅は早梅なりとおもへり、詩に作りなから尋常の梅を詠す、世にはいへとも見すしらぬ事のみ多かる、物に卽て其理を究むるは我朱子の門人なりけり、爾言をすて下聞を耻るは學者奢亢の心よりす殊にいましむへきかも

鹽尻　巻之九十二

○繪にかける女を見てたゝに心を動かす人はあれとも、地獄の變相を見て罪をおそるゝ者を不聞、朱景玄か畫斷は吳道子地獄の變相を畫かきて後成都の人來り觀てこと〳〵く罪をおそれ、福田を修めし兩市の屠沽魚肉不售(ウレ)といへり、當時の人質實なりし故歟、そも〳〵名畫の人を感せしむる故にや、李翰林白淨土變相讃云、八法功德波動靑蓮之池、七寶香華光映黃金之地、淸風所拂如生五音、百千妙樂咸疑動作(樂抒文類)我國當麻寺の曼陀羅は更にもいはし、智光淸海の二變共に觀想の爲ならすや、今はいたつらに光嚴潔淨の相をのみ觀て心に欣求淨土の誠を致す人稀なるにや、彼二曼陀羅吳道子か筆に勝れる事倍せり、然るに是に對して注想する者の美婦の繪を見るに如かさるは何そや、業障雲厚して惠日光を隔れはなり、嗚呼光明大師淨土の變相を畵給ひし事三百壁、四方に散施して有緣を勸誘せり、其流に浴するもの誰かこれに傚はさらんや、されと貧家の人圖畫の費用に乏しけれは其こゝろ有とも能はさる處也、夫丈尺の絹帛に金を圖して創端し銀を繪て像を設る事こそかたからめ、なとか三聖の尊容を寫すのみに幾の財をか用ゆへき、予先室か夢後を追吝せんため淸海の曼荼羅一鋪を圖せしめんとて、京なる人へ賴み遣はしけるか文の奥に注想の心を

　影うつすこゝろの水に澄月のややかて雲井のひかりなりけり

○熱田御社御再興の時(貞享三年)遠四至の大鳥居を革〆て建られし(古しへは今の澤の觀音辨天の祠の所に在しがたふれて有しを見侍りしも一むかしなり)卅七年を歷て去年(享保七壬寅)八月十四日の暴風に轉動し今年新に建させ給ふ八月五日笠木あくるよし聞て往て見侍りし、抑も佛願の重罪を接し給ふ事は大木を率に轆轤を以て轉するかことときをさとり得し人もこそあれ(圓光大師行狀に此事あり)顯眞座主の

ろくろかまへたることそといへるへ思ひ出され、其巧さしも安らかに大木を輕々と數丈の柱上に引上られ侍る、巳か力ならぬさまもかしこく、いと〻他力の往生も決生し侍る心地す、猶我壯年の時たちし鳥居三十餘年のむかしを數へ、衰老の今を知るに一夜の夢の如し、うき世の無常今一入思はれ侍りて月下におもひをのふ

としをへて見馴れしとかともます鏡もとの身ならぬ老の月かけ

○癸卯秋の頃尾城北小木村(春日井郡)の民語りし、十八年前處民の妻産して後心みたれ迯出て行方なくうせしか、此秋家に歸る其さま裸にして草葉を腰にまとひ、髮赤くつくるもの如く眼大に身骨立てすさましき姿也、久しく家を離れしかさるにても戀しく歸侍るよしといへと、夫も興さめ物おそろしく家にもあられす迯出て友なる者の處へ行、しか〳〵と語る、是を聞て一村の者集り見る、とかく家には叶ふまし出ゆけといふに、女は打うらみ我むかし家を出し後夢のことくうかれ山に入てけふまで有し、つれなくいとへる口惜いかてか〻る所に有へきとて、走り出し路に獵師の居しか、其さま異にしていふせかりしかは銕炮を以て打殺すへしとて、煙藥取出すを女風のことく馳來り獵師か手をとらへ、我を殺すへきしたくこさんなれ、我は此里何某か妻也か〻る事にて出しか家に歸りしをいぶかり追出せしとて始終を語り、たとひ銃火猛なりとも豈我死すへきや是を見よ、先に銃玉にあたりし跡なりとて、胸を開き見するに黑點數多あり、獵師云いつくに住み何をか食せる、多の年月を過しも疑はしといふに、女云我うかれ出し後はうつ〻なく山より山に入しに、人心地付て物ほしかりしかは、蟲をとらへ喰ひしか事足らぬ樣に覺しかは、狐狸見るに隨ひとらへ引さきて食とせし、力つきて寒きとも物ほしきとも思はす、月日を山上谷下に送ると云、獵師されはこそ妖魅のおそろしき者なりとおもひしかは急き立去りかへり見れは、髮空たちてはしる事獸のことく、山に分入し所には其〻か妻こそ山姥になりしと雷同して語るといふ、嗚呼さらぬたに罪深き女の生なから毛もの〻類と成しは、如何なる過去世の業報にやと聞さへ淺まし、男と

ても道なくて食し婬を貪り、禮なくて恣に有なんは畜生に幾はく欺異ならん、倫理を明かにして教を施して亂臣賊子なからしめん爲にこそ、聖賢心を盡して言を殘し給へり、是をしらす忠孝の心なく、夫婦といひ兄弟といひ朋友と云其道なくは人とやはいふへき、一度人身亡ひは億劫にも得かたし、質を六趣にあらためて幾めくりか苦しみの境に生死すへき、我人志をこゝに立すは後悔すとも何のかひかあらん

○ウチウミを內海とかく事よのつねか、尾張國內海浦常陸國內海浦等也、異邦の書には裏海と書せり、海防纂要等に見えたり外洋裏海（ウミ）と云々

○松に茯苓あり竹に雷丸あり、茯苓は美藥にして雷丸は毒あり、松露は茯苓の類ひ馬勃は雷丸の類にして大小の異はあり（馬勃は俗狐の帒と云又首たけなんといふ）松子は人に宜しく竹實は（自然餱（シネンゴウ））毒あり

○唐土人海鼠を補益の物とて珍貴とす、其能足レ敵ニ人參一故曰ニ海參一より五雜俎に見ゆ、一名海男子亦海腎（男根に似たる故なり）異邦は海遠く干たる（くしこふぢこの類）をのみ賣故に、市人いつはりて驢皮にて作れる物、又は驢馬の陰莖を乾して欺といふ事本草の注に出たり

○水旱風厲（疫也）蟲（蝗也）を管子に凶年の五害とせり、凡そ蝗はいなむしの惣名にして螟（爾雅に心を食といふ）蟘（說文に葉を食ふと云）蟊（一に蛑ゞに作る音特埤雅に根を食ふといふ）賊（節を食といふ）の四種あり、各形異にして害をなせり粟粱黍稗の類も亦虫の爲に傷はるゝ事人の疾病あるとひとし、田圃蝗蟲あれは民千計して是を除んとす、人疾病あれは醫に依り巫に託して是を治せん事を求む、夫讒諂巧言の奸邪は國の蠹蝗民の豺狼にして、却て時に寵せられ國家の大害となる者和漢史に絕さるにや

○宋の岳武穆王の墓前もと銅を以て秦檜夫婦及萬俟等三身の形を鑄て立つ、皆反縛長跪して戮辱の有様を作り、人に奸邪の忠良を誣害せし事を見せしとかや、其醜像後に人取り撤し事を僧といへども雲棲の袾宏和尙殊になしみて復鑄の事を希へり（直道錄）

○瑠璃はもと石なり大秦國より出となん、今は種々の色あり、自然灰を以て冶てなす物也、元魏の時月

氏國の人鑄てつくる、後世火成するびゐどろ是其遺法なりと、唐土人いへり(剪灯新話註)今日見る所阿蘭陀より來る物、其製他に異にして好手奇巧人目を駭す

○紙は和漢國々にてすく、蘇易間か紙譜に蜀は麻を以てし、閩は嫩竹を以し、浙は麥麪稲稗を以てし、呉は繭を以し、楚は楮を以て紙とすといへり、日本の紙は大方楮皮を扣き秋葵の汁を合して紙とす、是梵國の風に習へるか、山楮をガンヒと呼ふ鳥の子なんとにすくはこれを用ゆ

○覇王蕉(サチラ、サツホウ)乾して煎服すれは噎嗝を治す、甚妙なるよし(大和本草附錄ノ一)世には奇なりとはかり知りて、噎を治する事を知らさるにや、人にも傳へて可也

○暹羅國より來るサフランといふものは鬱金の事也

○鶴子草(北戸錄)我俗に云鷺草也、秋の頃田野に多く生す

○チドリ足前の三指のみ後指なし、歩むに足を左右にちかへてはしる人のあゆむ事、是に似たるを千鳥足といふしぎの一類なり

○殼果の中には松子尤佳也、榛子(ハシハミノミ)椎子(シイノミ)亦食ふへし、其他橿子(俗ニイフドングリ)舉樹子(クヌギノミ)柏子(カシハノミ)楢子(ナラノミ)櫟子(イチヰノミ)なんと其形似て味苦く澁し、只焙炒或ひは搗末し餅となして救荒に用ゆへきのみ

○番椒(トウガラシ)我國是を食する事百年に過す、淡婆姑と相前後す、倶に蠻人より傳へ種して今世に廣く食ふ、むかしはもろこしになかりしにや本草等に見えす、近代明ノの黄氏か畫譜に是を載す、今我國見る處實の大なる小なる圓にして、ほうづきの如き長くしてくこの實の如き、黄なるも紫なるも種々ありて愛觀すべき物也

○耳の薄きを貧とし(東觀癸記)耳の白を顯名の相とす(汎池筆記)其他風骨氣色の中に於て其前程の休咎を料る事和漢古しへより說あり、從理の口に入るを貧困の相といへり、周亞父はけにも餓死せしかとも

褚羅は竟に衣食を保し、目重瞳あるを吉相といふ、舜の如きは天下を得、然るに項羽は垓下に死し魚倶羅（隋人）市に斬る（雜助）豈一定ならんや、唐の一行曰其所由を觀其安んする處を察してせよ、忠孝仁義所作所爲言行相應して顚沛造次も必ず善に歸せんものは是吉人也、是に反せるものは凶人のみと、是相人の不謂言にして相法の察鑑なるものか、嗚呼形貌を以て人を相せんより心術を察して善惡をいふへきかも

〇冤家六說（冤家とは元佛經に出て宿生の怨讐今來て情人となり我道心を礙へ我出離を妨るをいふ）

作詞者流男女の戀慕するを冤家といふ

一＝情深意濃彼此牽繫寧有レ死耳不レ懷ニ異心一

私に倭歌を以て解せんとす

消はてゝ身こそは灰になるとてもゆめのたましひ君にあひそへ　　玉葉集

二＝兩情相繫阻隔萬端心想魂飛寢食俱廢

恨みても猶おなし世にありけるやつらきをしらぬ命なるらむ　　新後撰

三＝長亭短亭僵レ岐分レ袂黯然銷レ魂悲泣良苦

後の世のたのみになして戀しなんいきて待へきかきりならねは　　新千載

四＝山遙水遠魚雁無憑夢寐相思柔腸寸斷

またかよふおなし夢路も有ものをありしうつゝそうたてはかなき風雅

五＝憐新棄舊辜恩負義恨切惆悵怨深刻骨

悔しくそ契りをきけるなからへてかはるこゝろのはてを見るにも　　續千載

六＝一生一死觸景怨傷抱恨成疾迨與俱逝

立かへりさて戀死なはあふことにかへしいのちとおもひこそせめ　　新續古今

右六寃家の説は葦航紀談に出たり、嗚呼思ひ染るこゝろの色は袖の涙にあらはれ、うき身にたへぬなけきにおもなれて、物やおもふとゝふ人もなくあるをさへうらめしき命にかへて、時のまも此世なからあひ見ん事を思ひ、わたらぬ中川に年をへてくちのこる袂をかこち、おのつからいつはりならぬ契りをしも、猶をしかへしまことかとゝふへき人めのひまもなく、あふさきるさに思ひみたれ、しはし忍山の岩根の枕かはしても夢かとたとられ、心ある鳥の音ならねはしのゝめの袖ひやゝかに、おきわかれゆく露にきえぬ命もつれなく、有明の月のかたみも幾ゆふへか泪にくもり、面影のこる曙の夢にありし情を數へ、はまちとりかよふはかりの跡は有なから、見ぬめの浦にねのみなかれ、あるは忘れてし人をうらみ末の松山こえにし波に契りしむかしを忘れす、彼おとろかされし鳥の聲をつれなくまちわひてきく身となけかれ、あるは遠き雲井にこゝろをおくり、またはかへらぬ路に泪そゝきて鳥部野の煙をさきたて侍る類ひ、初め終り皆愁へ恨みならすや、好因緣是即惡因緣也、見す知らさりし時いかて此思ひやはありし一念の迷ひ終に無量劫の繫縛をむすふ、よく思ひとけはおそろしき寃家ならすや

○或人問我國昔諸州軍團あり(兵を司る委く武業記にしるすか如し)團の字義如何、曰團は物をまろめあつむる意に用ゆ、唐に戎團兵團なんと稱するも團練使といふ武官あり、夫を一字きりて用ゆ民兵を團聚し訓練する職なり、我國いにしへ唐にならひて名付る處としるしへし

古しへ團次郎團三郎等呼し字も、軍團より出し人の子または孫也、今世彈の字を用ゆるは妄意なりける

○釋家官班記云行基云々、天平二十一年正月十四日改二大僧正一號二大菩薩一

世に基師の菩薩號勅授にあらさるやうにいふは非也、正しく聖武帝の叡旨也、源空の菩薩號(光照大士)は後柏原帝の勅授也、日蓮か菩薩號は勅賜にあらす

○又建武二年正月宣旨云、大僧正可准二位大納言僧正可准二位中納言權僧正可准三位參議云々

僧正は公卿の准據なる事是を以てしるし、僧正は紫を着する事を聽、然れは今賜紫の沙門は又僧正に准
　せらるゝ事勿論歟、上人の位は五位の准據なり

凡剃髮染衣の身は朝市に遠さかり、山林に交るへきを、德不孤して名一時に高く、人君是を屈請して法を聞、是を崇めて號を授け給ふたも心ある者は固辭して受さりし（法然上人封を避たまひしか如し）但僧官は諸寺の法を正さん爲に置れし、後世に德なくして晋院を希ひ、金を出して官位を買ふに至る鳴呼

○凡そ事物のちかくよりてまさしきをヒシといふ、たとへは箱の葢(フタ)と底(ミ)とよくあひたるやうの心也、今の俗醋特(ヒシ)彼此(ヒシ)必是必至なんと書もあれと、漢字の音にて和語を解事宜しからすと、或法師のいへるけにも也（湛澄上人歸命抄要解）ひしとはきびしといふ上略にや、稠の字蜜の字をきひしと訓す、物のすきまなきやうの心也、されは此等の字を以てひしとといふへき所の文には書へきにこそ、近俗和語方言を漢字の音に求て書は必淺學の所爲也、譬は事のいそかしき又は器なんと持ありくに其鳴音をがたひしとするといふ、是に我他彼此の字を用ひ物の高くより落るをぐはらぐはらとなると云ふを、瓦落々々の字を書等多し、すへてりんとしたるしやんとしたるなんといふは物の容貌をいふ和語也、是等やうの言にも亦漢字を用ひ侍らんや

○衆議の參の字マジハルと讀めとも接の字交の字の意に非す、雜の字の義に近し、間厠の義にてハサマル意なり、其數の中へハサマリクハヽル事をいふ、唐土の參知政事等いふ官の參の字是也、亦朝參の參は字義各別なり謁見の事なり、朔日十五日に出仕するを朔參望參といふ、塚にまゐるを墓參といふも同し、今俗某の所へゆくを以レ參參上仕なんとかくは字意に違へる也、まゐるに參の字を用ゆる事もと非也佛神へ參詣といふは參謁往詣の略語にして參を直に往行の事に用ひ侍りし、文法はなきにや（まゐるといふはまふするといふ轉語なり詣の字至の字の意なり）

○念佛の念の字は口に唱ふる義也（心中に思ひ入てそれか口に發するを云か）念佛念經念咒等皆同し、儒

書にも小學に念書といへるは書をしかと讀を云（譯文筌蹄を見るへし）念の字根本は念頭をいふ、唱の意とするは唐土の小說に多し

但し聖道家に所談の念佛多くは憶念觀念の念も侍る、淨土門の念佛は口稱をいふ（憶はおほへて居る事また思ひ出す意有）佛の相好功德を觀念するを念佛と云は聖道家意也（思慕を念と云）心に彌陀を賴み救我のおもひより口に發して其名號を念るを念佛といふは淨土宗の意也（音聲に唱ふるを念といふ）

○玩と弄と意おなしからす、玩の字は何の用にもたゝぬ物なれとも見物になる故なくさみ物にする義なり、奇玩珍玩の類をいふ、弄の字は戲弄と連用してあちこちとなふりものにする義也、是を轉用して弄の字を婬事の義とす、弄屁股は男色の婬事、弄屁は女色の婬事也

○流の字あまたの意味あり

第一流（是第一等也等の字の意）　女流（女輩也輩の字意）　流俗（末俗末の字意）

風流はもと遺風餘流の義にしてむかしの名殘あるをいふ、後に晒落の義となしてやさしと義に訓す

かゝる字義枚擧にいとまなし、よく文字をしれる人に學ひて可也

○書法に跳出といふ事あり、つゝけて書をくたりより一字だけ上へ出して高く書をいふ、擡頭（一擡頭二擡頭モアリ）あるひは提頭ともいふ也

○拌合（夫婦形を合するを云）　野合（老夫の幼妻を得るをいふ）凡そ合の字ははなれわかれてあるものか一つになるをいふ、形を合するは夫婦なり、心を合するは君臣也朋友也、好合は妻子の心情和するをいふ、㑹合は君臣朋友の上にて心も道も異なるに强て外むきにて合するをいふ、凡そ君臣は義を以て德を合す、朋友は信を以て交りを合すへきに心の外にいつはり合するは相欺也、季世人の臣たる者大概利祿の謀を先とし朋友も又便利を謀る故に倫理を捨ておのれか慾を恣にせんとし、相欺き相諂て義もなく信もなし、男女も亦婬行みたりかはしく妾を愛して妻を輕し、或は花柳の色に眩て貨を失ひ名をくたし、

其大なるは家を亡ほし命を喪ふに至る、誰か夫婦別の正しきやある、且兄弟むつましからす親族は路人の如く相見るさま今の世のすかたなり、人々みつから人かましく思へるにや、其實は禽獸に近し嗚呼

○或人云頃日月季の國姓爺(鄭成功)か事書る物多く板行せし、寛文六年丙午國姓爺死す、其子錦舍も明朝恢復の志ありやと、予曰天和元年辛酉の長崎の街談(東都に獻る所也)を按するに季明永曆十三年己亥(清朝順治十六年)は我國萬治二年にあたる、鄭氏北京を攻て不利同十五年辛丑(清の順治十八年)我寛文元年也、鄭氏東寧に渡る其年大清ノ太祖殂せり明年(清太宗康凞元年寛文二年壬寅)鄭氏思明に築く、錦舍初め廈門(日本より六百數十里)に居して演武亭と號す(廈門は元泉州の內なる一島にて僅三里はかりの地泉州の石潯といふ湊より舟の通ひあり又漳州の海澄よりも通すると云々)錦舍城を東寧に築て安平鎭と號す(もと阿蘭陀人住居せし地也)此時勢ひを南方にふるへり、故に歸降の地甚多し其略は
蕭壠(シヤウテン)　麻豆(ムアダロワ)　新港(シンカン)　嗰裡(ツイ)　半線(フアンスエン)　淡水(タンシイ)　鶏籠(ケイチン)　竹塹(テッツアン)　新港仔(シンカンキヤ)　猪蠟山(テイラアサン)　之巴里(テイハアリ)　南坎(ナンカン)　大肚(ダアトウ)　傀儡(カアレイ)
此所々の民貢を納(大概獸皮なりしと云)赤坎といふ所(東寧の地にして三里計りの所と云)に庫を造りて貢物等を藏めし、清の康凞十九年(我延寶八年庚申)正月廿六日錦舍死す(四十三才といふ)錦舍に二子有兄を欽舍と云弟を奏舍といふ、欽舍は妾腹也といへ共、彼妾產して女子なりしかは市井の商人杉氏か男子共折から生れしとひそかに取かへて男子なるよしを諸臣に告し(錦舍も男子なかりしかは此事を知るといへともしらさるまねしておのれか子とせし)次男奏舍は時に十三歲本妻の子也、錦舍死せし時諸臣欽舍は元より鄭氏の實胤ならさる故、議して正月廿八日に殺せし時に十七歲と聞えし、便奏舍を立て東寧の主とす、總督官劉氏仕衞官馮氏等補佐固かりしかは、境內靜謐なりしよし委聞え侍る、我貞享元年甲子奏舍淸へ歸せし事は先に記るせし故爰に略し侍る

廈門城(演武)　(東西日本の八町はかり南北も又是に可也石墻高サ二丈余門四所に開く戶千餘戶口三萬人に可也と云)

東寧城（安平）　（東西四町に可也南北も同し石墻三丈はかり門四所庫倉五十餘戸）（錦舎か親族男女一千人に餘れり）（城外の諸官兵士及ひ商民の家千戸に可也男女二萬餘口）

赤坎城（順天）　（東西二町はかり石墻五丈はかり門一所戸大小二萬餘戸口男女二十萬人に可也）

錦舎か官人の略左の如し

文官ニハ總制　六部　宣慰　道官　府官　州官

武官ニハ提督　五親將軍　統領　都督　鎭官　副鎭

其他屬官多し今略之

按ずるに東寧は元南海一島の地珞伽沙谷（タカサゴ）といふ、後大寃と號せし（或臺灣共云）熱地にて終年雪霜見ずとかや蠻語にして中國の言葉に異なりしかとも鄭氏居してより唐土人多くうつりて一都會となりしとぞ

〇或人問蠻國の人の官名は如何なるぞ、予長崎通事の書しを見し其中天竺の內東埔寨（カボチヤ）の官

六招花（ロクチヤロウハナ）　握雅（ヲフヤア）　招笨雅（チヤロウホンヤア）　浮昉（フウラア）

暹羅（シヤムロ）の官人

大庫（タアニウ）　握雅（ヲフヤフ）　咬羅封（ナロウロウホン）　握珀（ヲツハア）　握鸞（ヲツレワン）　握坤（ヲツコン）　握文（ヲツフン）　此類ひなり

亦問阿蘭陀國は殊に遠國故中國の南の方に地を取て住居すと其所如何曰一所にあらす其大概如左

六甲（ロコン）　咬噹吧（カラハア）（シヤガタラの事也）呱哇（ワヤワ）

呱哇の境海邊の地紅夷人多く住居す其略如左

井里汶（テヤイリイフン）　三巴籠（サムヘラン）　二抛嘮（チイルウハマラア）　吉勤石（ケツレツシツ）　石邦（サンヘン）

亦暹羅の地にも住せり其處々より土産の荷物を積て我國にも來る（昔は平戸へ入津せしか寛永十八年以來長崎へ入港せり）

又問浙江の普陀山は東西三里南北一里はかりの島にして觀音の靈地なるか今は荒廢せりと云如何、曰昔

は五百餘院僧侶六千餘口ありて尤繁昌せしが、我天和年中阿蘭陀人是を奪ひし時亡地となれり、今の如きは赤院五六宇殘り、僧も三四十人に過ずとかや、さしもの靈地ありて如此惜むべき哉

凡そ唐土の事近世長崎の西川求林齋述せし增補華夷通商考五卷（寶永五年戊子の春板行）に委しく記せり、是を見て知るべし、又毎年長崎の通事より風說書を關東に獻す、國々の人の談話にして面白き事さま〳〵聞え侍る

○隱義は書物のうらかきを云、むかしの書籍におもてに本文を書其うらに注を書しを隱義といふ

○督の字は倡（イザナ）ひて催促する義也、督過（トガを責る也）督戰（タヽカヘと士卒を責るなり）將を云亦家の長子を家督といふも家內を率ひ倡ひて責催す職分ある故の稱なり、然るに我國近世の俗語父の跡を相續するを家督といふは誤りなりとぞ

○印のことを章といふは如何といふ人あり、章の字義多し文章の事に用ひ、亦アヤと讀む意は紋（チリモン）の義なり、虞書に所謂九章是也、考工記に赤白二色を交へたるを章といへり、樂の一段をも一章と云書物の一段をも一章と云（一ケ條の意也）平章は官ノ章周號はあはてる也（是は意を假り用ゆ）是皆印章の章にあらず、章は明著の義にして璽とするをいふ、故に漢の法に比（ヒ）二千石（セキ）以上の印を章と稱し、二百石以下の印を印と云、然るに我國今　大樹家より諸大名に賜はる朱章を御朱印といふは、當らざるに似たれども世の風俗か〻る事多かる

○商人の時節を考へて利を逐ふを廢著と云（昔は貯と書同音）如何、曰廢居といふも同じ、商買のうへに賤物（ヤスキ）を買居（タクハ）を居とも貯ともいふ、貴くなりて賣出すを廢と云

○質をシチと讀む（人シチ等のことし）シツの音をシチとかなにかく（佛をブチと云ひ菩薩をボサチと云等）入聲の字也、但し質物の時は去聲にてチの音の筈也、質子（チン）はひとじち也、和俗文字の四聲をたかへ音の夫ならぬを誤り用ひ來りし類少からず

質物を入て金銀錢なんとかるを當といふ物のかはりする義也
○日曜月曜星也木曜火曜土曜金曜水曜の星を七曜と云、是に羅睺星計都星を加へて九曜といふ、亦紫炁月字を加へて十一曜といふ、事星命家者流の書に見えたり、但し是はもと天竺の說にて唐土の舊說にはなき事也
○諸價はうり物のねうちする事なり、諸は口諸の意にていひかなへさる事也、詼諧は俳諧と同じできくちをいふ事也
諸はとゝのふと讀むが本訓なり、和諧調諧と連用し思ひあふ事也

鹽　尻　卷之九十三

○今川入道了俊は好事の人也、常に和歌を詠して冷泉の爲秀卿の許へ遣はしなんとせられける、其歌の中に心ある友こそかたき世なりけり獨り雨きく秋の夜すから、後普光園寺攝政良基公より連歌のゆるしをさへそ得られけるとそ、冷泉爲尹道に達したまはぬとて人のそしりもありける頃、落書抄雲顆抄といふ書を記されける、後圓融院の天覽におよひて感し下されける次手に

誰もなと拾はさりけむ和歌の浦にめなれぬ玉ののこるひかりを

と御製をなし下されけるとなり、作文の物いと多くありし言塵抄なんとも彼入道の筆也

○建安張氏曰屯有君道故利建候蒙有師道故童蒙求我天地既位君師立矣（易樂成）

愚按乾天坤地人所知、而屯蒙之爲君師也、先人未發夫有天地而後有人、必有上下之分而始君道立焉、君必治民而敎之以孝弟也君師固不有二矣、尊而爲君之親而爲師之易也、貫天地包萬物其旨深矣哉

○太上皇（百十三代）孔子の像に遊はされける御製

たれか道をうけつかさらん四をたち四ををしゆるみちをならはゝ

後水尾院へ御杖を奉らせ給ふとて

君か手にけふとる竹の千世の坂こへてうれしき行末もみむ

御返し　前太上天皇

つくからに千年の坂も踏わけて君かこゆへき道しるへせむ

○花火　異邦般火といふ新裁萬寳全書廿四卷に多くのせたり

○瀛奎律體に古人の詩句殊にすくれたるを多く記せり、實に我人の及ふへき事にあらす、そか中にわき

ておもしろく覺へ侍るを書記す

耿湋云　家貧童僕慢　官罷友朋疎
陳后山云　月到千家靜　林昏一鳥歸
劉賓容云　寒樹鳥初動　霜橋人未行
張宛丘云　淸香侵硯水　寒影伴書燈
王右丞云　牧童望村去　田犬隨人還
茫石湖云　月從雪後皆奇夜　天向梅邊有別春
留松云　汲水疑山動　楊帆覺岸行

かゝる類ひ猶多し有聲の繪といふへきかも

○方相々頭假面、我邦神社有藏之者名曰猿田彥之面、固附會也、然按類書纂要方相開跡神也、又曰險道人也云々、我猿田彥太神開路而導天孫故記之乎、我尾州大國靈神社有稱司宮神假面式、曰猿田彥祠官甚畏之、蓋是往昔儺鬼所蒙方相之假面也、誤曰司宮神也、司宮神又書主宮神疑三狐神之訛言乎、俗巫以三狐神書社宮神等字司宮主宮亦誤三狐之音乎

○優人祝漢貞者累朝供奉滑稽善伺人意云々、尤爲宗所喜上行幸召漢貞云々、言及外間事上正色曰、我泰汝輩供戲樂耳、敢于預朝政衆逐踈之

人主官者優人を近つけて戲樂に供するは、如何せん彼輩をして外朝の事を察せしめ、みたりに朝事をいはしむるもあり、小人おのれを利せんが爲に巧言令色して喜をとり、中外の害宣宗漢貞か外間の事をいふを以て其人にあらすとするのみならす、遂に是をうとみたまふ實に後世人主の鑑なりけり

○飛鳥井雅章東にくたり給ひし時田子の浦にて浪の聲すさましかりけれは、人々かしかましなどいひけるに、かくおもひくらへ給ふどかや

聞なれぬものゆゑ浪はかしかましそれよりつらき世にはすめども

兼好法師か　世の中をわたりくらへていまそしろあはのなるどは風浪もなし、ど讀しにもまさりて覺へ侍るわさ也、世の中聲利のすさまじき中にましはりて、かしかましとも思はさるはいとつたなし

○唐太宗爲高祖二男則稱二郎、玄宗爲睿宗三男則稱三郎、如張易之昌宗稱三郎六郎、本朝光孝帝三子稱太郎二郎三郎、滋野貞主稱滋二在原業平稱在五在武家、則源賴義三子稱太郎二郎三郎（鷲峰文集十八記）太郎二郎等之稱始唐高祖之子、而我朝起于光孝天皇之皇子、中世以此分嫡、庶其後不嫡而稱太郎身伯而云四郎五郎、自此名分大混雜矣、且源平藤橘淸中菅江等諸姓者蒙郎稱源太郎平二郎等、是亦源氏而稱平太郎、平家而稱藤太郎類、皆季世不正名稱也、況不補任之身而稱官號者、雖謂流風時俗獨不可革之、然有志道之士豈隨之乎、又名字昔稱名某字某、若所謂菅家道眞名而其字三也、中世以源太郎平二郎等爲字、見盛衰記後世以稱號之氏曰名字可謂誤矣、近年書苗字者附會文字而不古也、嗚呼織田豐臣起於匹夫恣兵馬之權、不敢慕先世流風、故衣服名號失其本、而大變國故以此近世人大槩元不蒙服、足不着襪、言語文字亦習鄙俗、此時雖與君子而革之容易乎、然至尊在上而不失名位、民未左袵所賴人性之善不易古今耳

○しつのおのたぬをすといふはるの田をつくりますたの神にまかせて、尾州中島郡國衙庄益田鄉有益田村名傳云、此所古有益田神社有八幡社、赤染衛門家集云、益田の御社どいふ所にまふてたりしに神にまうきせしどあり、此則衛門尾州にあるの日なり衛門は大江匡衡の室也、匡衡嘗て任尾張守衛門隨之なるへし

○薛文淸公曰、人有才能而見於辭貌者小也、可知嗚呼天下之事皆我分內之事、豈以功能誇人、況記片文隻字以亢人乎、今學者互以爲自己即人之師、而不欲以友義交之動、則以孟子待諸侯之事藉口謀就已來見但有實德則不招、而朋自來學花柳無私、而人固爲來看自矜自代者皆妄而已

○相撲にせきこすま等の稱あり、按するに萬葉集の二十に防人郭領（セキモリコトリ）といへるは國々より召れし相撲人の事なりと解に見えたり、せきこすまうといふは是より出し名とかや

○或人具足着の式を問侍り、且鎧の古實なんと尋られ侍りしほとに、今は傳ふへき子も侍らねば代々家にしるしをける趣をおしへゆつり侍りし、されは物の具の輕重より弓刀の長短なとは、所によりて必しも一定ならす昔佐々本重綱山のも坂（本ノママ）し時(建仁三年)父の禪門(左衛門尉高綱也武功拔群の老者)に鎧を見せ侍りしに禪門默して不語、重綱退て後光綱(左衛門尉)綱(左衛門尉此二人ば重綱か弟なり)に禪門かたらく重綱は今度かならす討死すへしと、兩息其故を問しに父禪門曰山徒の合戰大かた歩行立なるへし、然るによろひの製甚た重く見ゆ且弓も長に過たり、山頭さかしき地に相應せすとはたして重綱うたれしこれをもつて見よ甲胄弓箭を帶する身は時處位の用不用ある事を知るを第一とす、今太平の代大概莊觀を先とし、武林の故實を知らさる製間々多し、吾子夫思を盡せ

○或人問年頭の鞠始めには申の日を用ゆると何の謂と、曰諸神記に京師中の御門西の洞院なる滋野井の社三所は是鞠神なり

一計桀林　二春陽花　三樹尊

形は猿額金色の文字あり、の上に神名をあらはす申の日紀氏を以てこれを祭る、故に年始鞠には件の日を用ゆと云々是を以てしるへし

按するに鞠の神は元より淫祠歟、そのかみ好事の人まつり初て後式內外の神とひとしくなりしもの所々多く聞ゆ

○高貴牌子を安置する堂を靈屋と呼るは近世の稱かといふ人あり、然らす榮花物かたりに長保二年十二月十五日媄子崩せし事をいひて、鳥部野の南二丁はかりたまやといふものを作りて、築地なんとつきてこゝにおはしまさせんとせさせ給ふ云々、一條院の頃より此號ありと見えたり、但し是は墓所なり近き

ころいへる印塔の類歟、其靈屋は唐土の祠堂に似たり

◎近世明ノ僧等關羽の像を圖して禪院の伽藍神とす、按するに源奐氏公吉夢によりて關羽の像を元朝にもとめ、洛東大興寺に崇め祠られしよし彼寺の緣起にあり、是我國に祠りしはしまり歟

○餅は粉麪之餈也、我國多爲稻餅混之、謂其能毒者可笑之もちこめのもちは餈の字、うるしねのもちは餅の字なり、稻はもちこめの事にして、稻餅と稱せされは小むきの粉にてつくる餅也

○淸朝の康熙三十七年戊寅(我元祿十一年なり)の暦をみるに二至及ひ月の大小たかはす、其外節中も違ひ侍るはいかなる事にやと、深田氏に尋ね侍りしに、されは時憲暦の節氣は日行の盈縮によりて是を定む、我貞享暦はいにしへよりのことく、一年を廿四にわりて其節中をさたむ、故に唐土の暦をたかひあり、皆暦者の意ある事なりといへり

○日月食　陳氏曰暦家推算專以此定疎密、本不足爲變異、但天文方遇此際又爲陰陽厄會故聖人畏之云々按日月爲月掩而如虧、月食日與月相對而中間有地球、隔日光、則月即食食處是地影也、或人曰暦家推日月交會定食者皆朔望之際也、然史書亦載他日食之則非變而何乎、曰食者必有朔望之際決無他、日所載史者多以薄食、前漢書天文志曰、日月薄食、孟康曰日月無光、曰薄京房曰亦黄爲薄韵會曰不交而食曰薄韋昭曰氣往迫之爲薄云々、然則薄固不日月交會、昔時天文學不詳明故以薄爲實食謂之變異耳、以陳氏言則知本不變異、只聖人畏其厄、會是足破了千古疑議耳

○梵人別音在音不在字華人別字在字不在音梵人長于音、所傳從聞入華人從見入、故以識字焉賢知云々(震澤長語)竺土唐山字音の別斯のことし、但し梵字の巧なる一字多含而隱情を通とするものあり

○秦孝公二十一年有ﾚ馬生ﾚ人、占曰諸畜生非其類子孫必有非、其生者至始皇果呂下韋子なり

集異志に見えたり亦武后の時井水變して赤キ事血のことし、井中吁嗟の聲ありしは後臣酷吏の妖、晉惠帝の時殿前の鐘涕を出せしは、賈后か惡の感する所なるよしいへり、和漢池水色を變し物汗を流す

事まゝあり、皆善からぬ事にそ

○眼鏡を靉靆といふは趙希鵠か洞天清錄に出たり、元西域滿利國より宋の時傳えしとそ

○秋の華は藤はかまおみなへしなんと名もふりてむかし覺へたり、建蘭のかうはしき秋海棠色うつくしき中〳〵めてたし、中比まては我國になかりしにや、我敬公秋海棠をひともと得させ給ひかきりなくめておもほしける、其時まてはしる者まれ〳〵なりしに、明ノ元贇見て唐土のかたになへて多きよし啓しけるなん、今はいつくも多く侍る

○何異孫十一經問對一曰論語云々孔子沒門人以平日所記輯而錄之如今之語錄云々

○日本を神國といふは我前王先氏皆尊みてかみと稱せしかみは上の意也、訓を假て神の字を用ふ、後世神異の神とし巫風を以て神道と云ふ口惜、鬼神につかふるを以て神國といはゝ、謝氏か雜俎に所謂琉球敬神以婦人守節者爲尸謂之女王、世由神選以相代自國王以下莫不拜禱、惟謹田將穫必禱於神、神先往採穗數茄之禦災捍患屢顯應靈云々、然れは琉球をも神國といふへし、中國却て淫祠とす

○(乙酉月朔)黃檗山六世千獃死(明ノ福州ノ僧號曇瑞性安)同六日荼毘、全身化五色、舍利門人分得之來(廿九日)親見之似藥珠有理彩或問此舍利實一奇事也、儒家有說乎、答我朱夫子曰釋氏之學務使神輕去其幹、以爲座亡立脫之備、其魄之未盡化者則流爲膏液爲珠琲、以驚動世俗之耳目、非老子專氣致柔之謂(語類百廿七)此不靈異、或曰異邦有術者人死則棺中藏以藥レ珠火化而後開灰洒水則多爲如硝子子瓔珠俗以爲白骨所化、凡浮屠氏設術欺人者非一二、從來夫子所謂膏琲而雖非僞物、然汚穢灰膏豈足祟之況以劵石藥珠欺世人者乎

○肖柏(泉州堺人)を牡丹花老人といふは

　春さかぬ花やこゝろの深見草

といふ連歌の發句せしよりの異名とかや

進堆天降獲叢雲　倭武東征名草薙　須信知仁報勇行　萬年寶祀吾湯市

山崎敬義翁明暦四年の春熱田の社にまふてゝ此詩を作れり、實に素尊虵をきりて劍を得、稲田姫をめして出雲の大社の紀元と成給ふ、又八雲の三十一字は倭歌の體の初なりけり、武尊は劍を得て賊をはらひ宮酢姫を幸ひし熱田に和魂を殘し給ふ、新治十八字の御ことのはは連歌の權輿也ける、謹ておもへは素尊は體にして武尊の用也、蓋し劍は二尊の表乃神乃武

○春日本兒屋命一座後移祭三神爲四座其故如何、曰按大鏡鎌足大臣誕于常陸國鹿島神社其本居之神也、於此地祭祖神兒屋命故上世新帝即位、則遣幣使於鹿島立后任大臣、亦奉幣神護景雲二年以鹿島及香取之太神祭之春日地可謂上寄宿神也、其若姫太神者不知其故書、以待君子之言耳

○後水尾院五典之御製

君臣有義　あまつ空くもりなきまて照る月のうつれる水の色もにこらす

父子有親　雲井より澤邊にかよふ聲す也子をおもふ鶴もおもはるゝかな

夫婦有別　行かよふ山田もるおそいとまなきしつはた帶のどけしよのまも

長幼有序　春ことに梅よりつきて咲花の梢あまた(脫字アリ　本ノマヽ)打ふたりなき

朋友有信　あしまより友したふ聲の哀れなるをのれのみやはあさる雁金

又神祇の御歌の中に

賴むそよ御裳川のするゑの代のかすにはわれももれぬ惠みを

○地名に文字を誤りし味鋺（アシマ）を味鏡（アシマ）と書類ひ、唱へあやまりしは毛受（モズ）（百舌鳥の和訓モズなり百舌野を毛受野と古書にあり假名書なり）をめんじよと讀類ひ、田舍のあやまりを用ゆるは田屋をたんじやと讀類ひ、音便轉語せるは泥江をひろいと呼ふ、(今廣井作る)ヒチをヒどいひコをロと云、元トひちりこ江といふ言なり、江と井ど通す石作をやさこと呼ふ、元トいはつくりといふ言なり、イワの反シやなりさく

とさこと通す
○文作るに行の體あり、元ト六義變して詩となり歌となる事實を並へ、始終を記しうたはるゝ樣につくるを行の體といふ也
○問禮勝則離樂勝則流才是勝時不唯至於流與離即禮樂便不在了、朱子曰這正在勝字緊要只才有些子差處則禮失其節樂失其和盍些字正是交加生死(岸頭語類八十七)
凡そ節樂は和也、然るに勝といへは是便私のみ豈天地節文ありて和樂するに似侍らんや、後世樂は淫哀の聲に流れ禮は繁多の觀に止る、神社の祭祀古きを傳えしはいと安らかに自節文ありて煩はしからす、人見て和樂す、後の事を好み傍觀をのみ先とするの如きは、新爲の附會にあらされはいにしへにかゝはり法にのみなつみて、時處の分辨なく自勞し人苦議りをまねくに過さるのみ嗚呼
○神靈は敬して遠さく物とはかりこゝろ得侍らは亦誤る處多からん、今國家の尊神　東照宮に越るはなし、然るに日光山の御宮は處民拜殿に遊行し、或は農具を枕として午睡するさま格法の神道者儒者なと見は大に非とせんか、台德公の仰にも神社は處民したしむにあらされは必らす荒廢に到ると、故に日光山公にして緇素賤民の參詣をゆるし給へり、されは伊勢太神宮のおほやけなるいかなる者も荒かきの御門の前まて憚りなく至りてこそ神をしたしみなつかしくおもふより、亦自尊信もおこりて敬し奉るなり、ひとへに禮法とて人を遠さけなんとせんは神をはなるゝ姿なりけり
○劊子　人を刑殺する屠者なり、我國刑戮のものある時戸を磔りり首を梟する事をなすもの、根本は穢多の種類にして京師は藍染の家是に預れり
○或問播州四天王寺西門の額を世俗小野道風の手跡といふ、按するに吾熱田春敲門の額と筆勢同しからす(此古額田島祝師家の藏にあり)如何、曰天王寺の額は道風にあらす是聖德太子の眞跡なり、天王寺の古記を按するに、此事に太子三體の筆道を殘し給へり、所謂三體とは

一曰疏(神文の書也)　二曰碑(龜井の碑石なり)　三曰額(西門鳥井額なり)

此三體の中疏と碑とは亡ひて傳はらす、今龜井の水中にある龜形は彼碑文の臺石なりとぞ、具には續書類聚(傳敎大師唐の懷素法師の爲に記せり)の序文に見えたり

○百練抄に雲居寺(號膝應彌陀院)の本尊は金色八丈の彌陀のよし見えたり、昔洛陽の大佛と稱せし事古書に見えなから、八丈の大像とは聞えさると曰、予異本の百練抄を見しに八尺と記せり、是を是とすへき者か、其かみ洛東法勝寺の毘盧舍那佛は三丈二尺夾侍(胎藏の四佛)各二大梵釋各九尺四天八尺と云々講堂の釋迦二丈普賢文珠各丈六、彌陀の九尊及藥師堂の本尊地藏丈六等いへり、亦五大堂の不動尊二丈六(各丈六王四大明粹)九重の塔に八尺の五智を安すと云々、大治勅願文(續本朝文)に見えたり、かゝる大像多くありしかは雲居寺の本尺八丈といへるも、實は座像四丈なるへけれはさもありしにや、雲居寺法勝寺今跡なくなりし、世の變態古今同しからす

○過し頃　仙洞皇子嘉知の宮五才にして早世まします、これは輪王寺(日光)准后の宮(公辨法親王)の御附第に定らせたまひしかは、わきてのこる御うらみても一方ならす、實相院の新宮に御やくそくありし皇子もまた打つゝきかくれさせましく〵ける、水無月末の五日左大將家(九條權大納言師實公)廿六才にして薨逝し給ふ、今の攝政家(輔實公)の世子にて渡らせたまふ、御母は益子內親王我少君の御兒なりければ、五月の初めより春日御社希有の神異ありし、畿內近國(此間脫文あり)參り侍りし、彼御簾の中正しく赤色忿怒の面像に人には見えさせ給ふなんといひし、よからぬ怪異にやと京田舍不審しかりしか、國家祟神の奉祀にわたらせ給ふへき皇子攝祿時の長者の御嫡子かくれさせたまふ御事、いかさま神慮さきたちて其兆を示現しましく〵けるにやと京童街談せり

○八月十六日(未下刻)先公の靈柩來らせ給ふ(木曾路洪水にて一日のひたまふ)御家人甲斐なき御迎に參り侍るもゆくりなき世のすかたなりける、頓て建中寺の御堂に殯し奉り、朝夕盛奠し六時勤行ありし、

藩屏盤石事皆非　武藝英姿剰德威　漢殿論經捜舊藉　梁園珥册忘心機
麟眸失影知何處　龍種乘雲長不歸　金寶空存龜紐絶　西風吹涙濕人衣

正德三年八月日　大學頭藤信篤謹誌

正德三年七月二十六日　尾陽矦黄門源君薨去、身居貴戚之上齡及五旬之半天哉命哉、謂之何哉如僕屢應佳招近拜　尊容恩遇之渥何日忘乎、君若保餘齡長治封國則河間王之學術東平王之寛仁可以期焉、可以待焉嗚呼此年何年乎此日何日乎爲世爲國不堪悲泣也謹賦輓詞以表微忱

憶昨逍遙錦緯筵　盛容威望兩相全　黄門貴美唯留位　素月沒光空仰天
千里良駒才已盡　十枝若木影難連　州民懷德不能忘　餘得二南教化傳

林信元拜書

正德三年七月廿六日　宗藩尾陽矦銀青光錄黄門源公薨、嗚呼爲國家可長大息哉、僕亦得公之顧遇哀情殊切因賦奉弔

自是神堯後　由來公子祥　英姿千里去　雋望一朝亡
宗室曾議表　世家唯璽章　周拜悲魯衛　漢代哭齊梁
蘭坂暮風寂　一桂萩露傷　穆生多日事　哀挽涙盈裳

林信智拜書肅具

圓庿御事の後うかりし御わさともに日數あはたゝしう過させましますほと、八月末の九日侍從正喬朝臣(阿部)及重之朝臣(久世)上意の御使として我世子御襲封の仰こと侍りし、兩少將家(義行君通顯君)幼君にそひ上意を受させ給ふ、長月十八日左近仗家(義行卿)嗣君に代り　柳營にのほらせまし／＼て封國御相續の慶賀申させまし／＼き、かゝれは亦御祝事ともさこそわたらせ給ひけるに、神無月の初めより幼君御醫藥の御きこえありに府下何となく物さはかし、さても居待の月あへなく雲かくれ武藏野の霜にとも

なはれ給ひしそ、同し廿一日の夜御喪を開かせられしかは、いよ／＼まとひゆく時雨にほさぬ袂も濡かへりて貴賤何の殿ならぬ類ひまてもおのかしゝ驚まゐらせける、三とせの御齢と申なから猶初の冬なるにあへなく過させまし／＼ける御果報の程中も愚かなりけり、國の君とあふき奉りし事わつかに四十九日になん侍る、先公御卒哭の忌辰をだにまたせたまはてゆくりなく淺ましき御事、思ひかけぬ御經營とも老の耳に聞まゐらするにつけてたゝまほろしともわきかね侍りし世のさためなくをくれ先たゝせ給ひし末の露本のしつくこそかなしけれ、そも／＼泡沫のあたなる老の身は中／＼けふまてもとゝまり、驢年犬日をおろかにかさね侍るもいとゝつれなしやいたつらに過こし春秋にやゝ陰かたふき、たゝ齢をわすれ椀腕挍郎のよしなき身を耻すして、名場利門に立交り侍る事あさましからぬかは、およそは無常の獦者しきりにかりもてゆく屠者の羊ならす、あゆみを急き立かへるへき道ならねは泉下そ付侍らん、一息つかされはこれを後世に屬す、一念嵯跎せは必輪回に隋せん、空しく土にくち煙に登るへき身を愛して千とせのはかり事を慮り、氷に結はれ炎にむせはんする魂をかへりみすして、萬劫の愁を數へなん事是誰かあやまちそや、朝に立尊卑よろついはふへき事の日なんとは、たれも／＼けふをはれと裝飾のみして、夢幻泡影の榮を忘れさる者なし、つら／＼思へは　たちまちにいたりなは餘算いつまてとか期すへき、されは古賢世の忩忙に見るにつきて胸中の觀念すみまさり、いさきよく浮世をのかれ侍りし類も少なからすまして眼前の無常見をてまめやかに驚し程のおもひなかるへきかは、嗚呼照界處ひろくして常住の地なく、衆生形多くして永存の賢ある事なし、苦海波浪高しいつれの日か樂土の彼岸に至るへき、生死鄉里遙なり誰の人歟涅槃の心都に導かん、二鼠の我を以てひく事晝夜をすてす、百年瞬日の中に迫り、獨羊の人を追ふ事常時に覺へす、一期彈指の間に盡なんとす、退て往昔をかへりみれは一善の種子なく、進んて來報をおもへは三毒の根本深く白髮は貴介の頭上も繞せす靑癡は名門の身も簡事なし、東岱の霞終に老少の枯骨を殘し、北芒の露ともに貴賤の魂魄を宿す、遠く聞近く見し人いたつらに呼殘す舊名を

のみとゝめていつしか昔語りと成行侍るさまあはれなり、愚かなるかな五種不淨の身をわすれ、三輪清淨の果を願はさる事、然るに衆生九識冥闇の長夜いまを開語の曙を辨へすといへとも、如來十刧成覺の慈光普く西邁の路をてらしましします、早く念々不捨の信力を成立し順破成佛の正業を修爲し、柴の戸のしはし枯命を宿すほとも靜けく、むらさきの雲の迎を侍なんこそ且は思ひ出なるへき、いやしくも塵の世に立幻の身をくるしめ侍る事いと口をしけれ、扨も先幼君いまた御初かふりにたも及はせ給はさりしかは、御叙爵の詔命もなかりしに、霜月二日御追贈の典行はれ參議從三位をまいらせられし、上使には正需朝臣とかや聞えさせ給ふ權柴のしはし綵の御袖をもかさねさせ給はすまして、三笠山のさかゆく紫の色御覽せられさりしかとも、さすか神祖敬廟の御餘澤いちしるしくて贈命の御さたありしこそ亦ためしなく侍るにや、深覺院の少將家(從四位下内藏頭賴職朝臣)紀侯嗣封の後幾ほとなく薨せさせましましけるにも、公卿の御贈典はなかりしか、國たみたも身きゝ奉は類いや高き位山もかへらぬ路のさかえとおほけなく、今ひとしほの泪を落し侍る、同し八日靈柩東海道より登り入らせ給ふ、御道すからの御作法見奉るにもいまた御存日のやうにて御家人且は夢のこゝちし侍る、中一ト日ありて十日の朝御送葬なりし法號(御贈典により朝廷へ荒川次郎を九郎を以て御禮あり十二月廿二日なり)

通巖院殿贈參議從三位源譽法仙性達大童子

と建中寺の貫首授け奉らる、やかて十二日より一千部御讀經はしまり、御月忌初に御結願ときこえさせ給ふ

稽顙の中なれとも世の式中陰はてゝ後は、公私につけていつれもなと世のわさに立交り侍る事なれは、御法會にも參りあひ奉りぬ、無垢莊嚴光一念及一時善照諸佛會利益諸群生といふを心に唱へ侍りて、大功德力德成就を念し侍りしか旋頭歌のすかたを

まよふへきうき世のやみは晴にけらしも雪に猶ゆふ月しろき西の山の端

同し時

夢殘驚朔風　從月那忽々　鳴雁迷孤影　雪花慘淡中

十一月九日紀伊德川前少府監（深覺院少將家）大樹より參議從三位御贈進の典行はれ侍る、上使は土屋相州と聞えし

仲冬（十一日）我少將家（從四位下大隅守通顯朝臣松平）御嗣封、上使は井上河內守正峰久世大和守重之と云々贈宰相家の御遺領御相續あるべきよし、且御稱號も德川たるべきものなと、上意即日少將家柳營にのほらせ給ひて御拜謝ありし

公は元祿五年壬申二月八日御誕生（御母公いつみの御方吉田氏の女今は泉光院と稱す）正德二年壬辰三月東都へ御下り二日御發駕十日御着府同月二十三日幕下の御年老に謁見あり（攝州公御同道と云々）五月廿五日初て　大樹に見えさせ給ふ十二月十五日從四位下左近衛少將兼大隅守を拜しまします、京都への御禮使（巳の正月）河村九郎右衛門

正德三年癸巳十二月十一日御嗣封の拜賀朝廷へ御禮使吉原甚太夫仲治

同月十五日　大樹御諱字御授與稱繼友卿

同日從三位右近衛權中將　公柳營に登らせ給ひ大樹に御謁見あり、侍從喬知朝臣　仰を演說と云々、即刻御獻儀　大樹御盃を拾ひ且正宗の御刀（代金百五拾枚）をまいらせ給ふ

禁裏仙洞へ御使は志水甲斐宗秀を上させ給ふ

○立春之日答客に號（巳十二月廿一日）

殘臈雪花舊復新　單瓢濁酒白眉嚬　諸君勸我母多語　一朶疎梅自是春

○立春後一日酧靑龍和尙惠紅梅（我亦贈柳花）

香夢破窓潔　年花回自梅　景陽迎翠暖　寒士上春臺

起居淹不聞　聊贈一枝梅　柳絮兼清製　報來照梵臺

○年の暮に雪の降し日(十二月廿五日)ある人の許より世の述懐なと書て其奥に

しるやいそかぬ老の暮とは

と聞えける程に返し遣はすとて　行年の道ふりかくせ夜半の雪

けに日月飛抜急に峥嵘として歳亦のこれり、老の浪立もかへらぬ來しかたをおもふに、いそちの夢寒暑空しくなすことなくてあたにおくり迎へし、冷月凍雲もあはれなり

鐘召窓前夢　月殘雪後峰　一聲孤鶴恨　暦尾卷三冬

○舊恩あつく所の榮目を驚かせし人もまた時有て門前に雀羅をもふけつへきさまになり行そ世のさためなきすかたなりけり、眼前にかゝるを見ても猶出來の望深くかやかくや安らかならぬ淺ましからすやといふ者の侍りしかは

のほれそ又くたりけりいなふねのいなとやいひて誰かやみけむ

○歳暮になる世捨人の菴にまかりて嵐のはけしりかけれは

吹すつる年のなこりと思ふにもよそには聞ヵし軒のまつ風

返し

年寒し松のあらしにとはれてもなほつれなきはうき身なり皃

○除夜の筆すさひに

梅唇開臈雪　笑吾白頭新　雲雨幾翻手　風波未脫身

蹐名場亻于　跼利路吟呻　分歳一盃綠　曉鏡亦耻春

鹽尻　卷之九十四

○甲午元旦發毫　立春在舊臘

舊年尾又新年首　一指乾坤一馬春　既遭隆蓮光花日　況是艶陽霽辰

あけ初て光りのとけき玉ほこのみちもみちある時つはるかせ

○年の初に荒木田の某より文おとつれ侍りて

敷なみの浪路かさなる言の葉の猶　せしなはるのおとつれ

返しに予五十二になりし事を

絕すよる玉もしき波いそちへて二見のうらにかよふはるかせ

○福壽老人（天然子八十一才）予か試毫を和せらる

紅輪碾曉大千廣　百慮同歸一致春　自是春工無偏頗　禁壇樵舍得其辰

野中氏もまた和を送らる

漸々一水生三木　蛇尾化成馬首春　偏僻縱無見新曆　羣歸野草識佳辰

亦瑞峰上人

歲星甲午回佳運　迎送一時冬又春　德驥新嘶留白米　喬松獨傲報淸辰

再和

東風畫綠池紋彩　嘉見瑞雲一朶春　鶯喚靑林霞簇曙　梅淸紫洞雪融辰

○太平記に猿樂は佳例延年の法なりと、或は延年の舞とて舞樂の最初にあり、是惡鬼魔障をはらふ一術也、露拂といふ是也、圓光大師行狀に後白河法皇如法經の御時、山門にて延年の種々の藝を施すと云々、

その翼贊九日大抵此場方三十間計り芝をたゝみて緣とす、承仕等の者甲兵を帶し異形の小童に床机を持せ來て腰打かけて芝居を圍む、中に狩衣着たる兒を並へ其中央にして舞其藝さま〳〵なる中に夫催(フモヨサシ)　床拂　僉議　披露　假屋樂　中ノ倶舍　亂舞　等あり遊僧とて色々の裝束着たる法師のするわさなり

糸綸(イトヨリ)　韓神(兒童のわさとす)　朗詠　白柏子　開口　當ノ辨　伽陀　連事　兒催(テゴモヨウシ)　風流　大頭(カシラ)

相亂拍子　退出樂

今南都藥師寺の僧房傳へていつくにても催しあれは彼寺僧等往てつとむと云々、昔は貴介の家にして時々ありしにや、吾妻鑑に承元五年正月五日御前の酒盛に及んて延年等ありし事記せり、是いにしへの敬樂にして今の猿樂は此より事起れり

○晉の季へ五胡十六君夷狄の僭僞五凉二趙四燕三秦乞伏此中、三秦の末後秦は姚萇を始とす、元、ゑひす國の者也、惡逆の人なりし、父子三代三十四年にして晉の劉裕に滅され跡絶たり、羅什是に仕へ經を譯す、奉詔譯の三字を置詔の字僭僞也、中國正統の主にあらす

○尾州出生之武士

海東郡勝幡村　織田信長公
愛知郡中村　豐臣秀吉公

同　射村(信長臣)　柴田修理亮勝家
同　末村(同)　佐久間右衛門尉信盛

(同)　平手中務太輔政秀
愛知郡兒玉村(信長秀吉臣)　丹羽五郎左衛門長秀

同　(信長臣)　林佐渡守信勝
同　荒子村(信長秀吉臣)　池田紀伊守信輝

同　同村(右同)　前田又左衛門尉利家
春日井郡比良村(右同)　佐々内藏助成正

葉栗郡北方村　長谷川藤五郎
(信長臣)　簗田出羽守

(右同)　河尻肥前守
愛知郡岩崎村(信長及常眞ニ仕)　丹羽勘助氏次

知多郡緒川村　水野下野守信元
同　英比村(神君ニ仕)久松佐渡守
同　同村(秀吉臣)　毛利伊勢守高政
同　(右同)　小出播磨守
同　二寺村(右同)　福島左衛門大夫正則
(右臣)　木下肥後守
同　津島村(右同)　平野甚右衛門
同　同　村　平野遠江守
同　同　村　眞野藏人
同同村(秀忠公ニ仕)　堀田勘右衛門
同同村(秀吉ニ仕)　安彦右京進
同　下津村(秀吉臣)　加藤遠江守泰景
同一宮村(信長ニ仕)　闕十郎左衛門
(秀吉臣後御旗本)　佐久間河内守
(秀吉臣)　青木紀伊守
葉栗郡尾關村(右同)　尾關石見
同　同　村　小坂孫九郎
同　河和村(右同)　水野孫八
同木田村(池田勝入家從)荒尾美作
(秀吉臣)　前野但馬守

同　大野村(信長臣)　佐治上野介信氏
中島郡苅安賀村(信長臣)　淺井新八郎
同　同　村(右同)　加藤肥後守淸正
(右同)　杉原伯耆守
海東郡蜂須賀村(右同)　蜂須賀阿波守至鎭
同　勝幡村(信長臣)　岡田助左衛門
同　同　村　堀田若狹守
同　同　村　堀田圖書
同　同　村　伊藤丹後守長實
同同村(仕瀧川左近而從福島正則)大橋茂右衛門
中島郡一宮村(氏鄕ニ仕)　蒲生源左衛門
同　赤池村(常眞政則ニ仕)　長谷川孫八郎
(柴田勝家甥)　佐久間玄蕃允
同　一宮村(一柳監物家來)　大塚權太夫
(福島正則臣)　福島丹波
同　前野村(信長常眞ニ仕)　森勘解由
知多郡常滑村(信長臣)　水野監物
同　大高村(右同)　水野大膳
同常滑村(水野監物臣後御旗本)村田權右衛門
(信長臣)　中野又兵衛

丹羽郡岩倉村(秀吉臣)　山內對馬守
同島村(信長秀吉臣)　傘松修理亮
同小折村(常眞秀次忠吉卿義直卿仕)生駒八右衛門
同淺野村(同)　淺野彈正少弼
同篠木村(福島正則家來)梶田出雲守
同小幡村(池田勝入家人)土肥周防守
右同　赤座內膳
同鳴海村(常眞加藤左馬介忠吉卿仕又御旗本)土方宇右衛門
同　同　村(信長常眞仕)梶川五左衛門
(常眞仕後御旗本)　久保平左衛門
(右同)　荒川長右衛門
同星崎村(丹羽長秀後秀吉公淺野幸長仕)上田主水
(水野下野守臣)　上田清兵衛
(右同)　今村伊賀守
同藤島村(丹羽勘介被追出)丹羽左馬允
同廣井村(常眞秀次忠吉卿義直卿仕)中村數馬
同同村(同衆又池田輝政仕)加藤太郎右衛門
(右同又義直卿仕)　武藤掃部
同名古屋村(常眞又奉仕神君)土方勘兵衛
(蒲生氏鄉又森美作仕)名古屋三左衛門

同稻島村(瀧川左近秀吉後御旗本又義直卿ニ仕)　瀧川豐前
同　奥田村　堀　監物
同　御供所村(秀吉公臣)　堀尾帶刀
春日井郡稻葉村、柴田勝家臣)毛受庄助
同　光靑寺村(同)　水野次郎右衛門
海東郡千音寺村(信長ニ仕)　恒河右馬允
愛知郡古渡村(神君ニ仕)　村瀨左馬介
(常眞後仕秀忠公)林　大學頭
(信長後御旗本)　服部小平太
(信長後御旗本)　服部權太夫
同　萬場村(秀吉公臣)　寺西備中守
同　沓掛村(信長秀吉仕)　川口長助
右同　又神君ニモ　村串與惣左衛門
同　上野村(長信臣)　下方左近
(長谷川藤五郎家來後御旗本)　島彌左衛門
同長久手村(常眞衆又御旗本)牧助右衛門
愛知郡岩塚村(常眞又忠吉卿仕)寺西甚太郎
(常眞衆又御旗本)　溝口外記
同同村(常眞秀次忠吉卿仕)澤井左衛門尉
(淺野長政幸長仕)　淺野左衛門佐

同笠寺村(佐久間甚九郎又常眞後神君ニモ奉仕) 山口修理進

○湯火傷を療するにひるもといふ物を砂糖水にてとき侍る、其功神のことし、或人大に火傷し面はるゝ事甚しく眼口も見えさるに至る、かのひるもをつけけれは一夜に痛み止腫消す、兩日を經て全く平復す一通りの湯火傷には一塗して睎をまたすして癒ゆ、世に澤山なる物に如此神効あり

○笠寺の天神の像は星崎城主山口半左衛門入道少雲關白秀次滅亡の時同しく亡ふる也、其時長持に入たるものを笠寺へ預け置たり、其内目錄にのせさる故秀吉より東光院へ賜はると也

○餅は小麥の粉にして作るものなり

養の字は糯(モチゴメ)を炊き爛してこれを擣ものなれは今の餅也

餻の字も餅と訓す此は粳(ウルシネ)にて作る物なり

○或曰彌陀經に蓮華の大サ車輪の如しといへり、餘りなる大言歟、但し極樂は表示なれは詞のあやにや、予曰蠻夷の國にはえもしらぬ物こそ多かめれ、過し庚寅の二月城東淨圓寺にて濃州臥龍山行基寺なる親鸞の影を拜ます(濃州坪內家に親鸞上人書の繪有しを義行公寫させたまふなり)亦東大寺の俊乘坊重源上人往昔大佛勸緣の時持し物なりとて蓮實にて作りし酌あり、大サ四寸餘口の徑リ三寸はかりに見ゆ(是義行公御府の物なりしを近年行基寺にあづけさせ給ふとかや)されはかる蓮實を以て其蓮房をはからは大概四五尺も有なん、こゝもとにある蓮を見るへからす、おもふに竺土佛を請する時此大蓮花を取て座とするなるへし

○寛文三年禁裏及ひ仙洞御造畢有て圓城寺へ勅して安鎭の御沙汰有しに、山門憤りて訴に及ひしかは、仙洞(後水尾帝)御內書を下され此度はすてに勅許ありしまゝ三井寺の法師參るへし、此後は山門に仰付らるへしとて事濟にけり

○冠 いにしへは若年淺官は十六歳以後皆うす額を用ひし、京極關白は三十歳左大臣の時初て厚額をめ

しけり(延久三年の記)台記に右大将兼長厚額を用ひ給しを殿下とかめまし／＼けるとかや、今は十六歳以後はなへて厚額を用ひ給ふにや

○大将兼さる納言は勅授帯劔の宣下を蒙りて太刀を帯たまひし、大臣の大將といへとも辭表の後帯劔如元のよし宣下せられて帯劔し給ひしとかや、今武門の如きは必しも然らす

○直衣冬は白きしゞらの綾、夏は縹(ハナタ)の縠(コメ)織(色に淺深あり)童体の時は白浮織物裏は濃紫なり、又少年の間は紫薄色あるひは半色の直衣着用の事ありとかや烏帽子直衣は大納言以上參院の時勅免を得て着用したまふ私には便宜によりて着し給ふ事子細なしとそ、すへて直衣は勅免の家ならては此を着せさる歟

○布袴(ホウコ)　常に袍に下襲(シタカサネ)を着し指貫を用ゆるを云今は襲の衣冠と(ウヘノキヌ)呼ふにや

野太刀　無文丸鞆の帯を用ゆるよし(文治二年の御記)

直衣布袴　直衣に下がさね指貫を着するを云とそ

狩衣直衣　小直衣といふとかや

鞍の八種

水精地　銀地　鏡地(赤銅也)　黑地　黄地　龜甲地　蒔繪　鉢鞍

表敷(赤地の錦を用ゆ)　下鞍(今云切付也本色は豹の皮)　大滑(紫革)　鞦ノの連着　小總　辻總

泥障(熊の皮は官人の外いにしへは用ひす)　鐙壺(舌長半舌)　貫鞘(豹皮)　平總　着縄　由木搦

右或人の間によりて後成恩寺殿の御記を抄し送る

錦葉拾錄

昔鍛冶

仁王寶劍　天國作　大和國宇陀郡にて作之

新寶劍　備前信房作　後鳥羽院御宇八島合戰依失寶劍作之

髭切

賓幢　安倍貞任退治の時源頼義うたすまかねにて銘を入る

小烏　天國作　平将軍貞盛の太刀

小狐　三條小鍛冶宗近作　九條殿重代也

石切　河内有成作　後白川院御太刀

獅子丸　遠州友安作　後德大寺左大臣實定公太刀

蝶丸　三條小鍛冶宗近作　長八郎左衛門太刀（鎌倉權五郎より傳はる）

蒲穗丸　備前包平作　後鳥羽院御劍也或小平丸トモ云

保昌懷劍　伯耆國大原眞守作　平忠盛太刀

拔丸　備前助平作　丹波守藤原朝臣保昌太刀

利目丸　紀新太夫行平作　閑院家相傳也

鵜丸　三條吉家作　後白川院御劍近江守忠家（傳之）

鶴丸　京五條國永作　相摸守貞時相傳之

打丸　奥州舞草作　鎌倉法華堂納ル

拔打丸　備前初ノ助包　甲斐國黒俊太郎太刀也

金丸　隱岐院御作菊則宗作之　鹽冶相傳之

摺丸　備前信房作　鳥羽院御劍也

吹毛劍　粟田口藤三郎國安作　後鳥羽院御劍也

菊丸　備前助宗作

乙丸　粟田口藤林國友作　後鳥羽院御劍也

櫻丸　備前宗吉作　後鳥羽院御劍也
下食　大和友光作　本三位中將重衡太刀
鬼丸　粟田口國綱作　平相摸守時頼太刀
吠栗　鎌倉則宗(源藤次)作　三浦介義明太刀
鵰丸　備前助重作　後鳥羽院御劍也
袖切　河内包平作　小松内大臣重盛公太刀
旗丸　備前三郎國宗作　禪林寺家在之
三寅丸　遠州菅恒作　代々東宮相傳
壺切　備前信房作　宇津宮家之太刀
中丸　伯耆國大原眞守作　平清盛入道太刀
面影　來太郎國行作　山名伊豆守太刀也
蜘切總(王丸)　粟田口藤四郎吉光作　結城越後入道傳之(刀ニ金ニテ文ヲ入)
血啼丸　奥州雄安作
骨喰　奥州鬼王丸作
藥研通　藤四郎吉光作　公方様御重代御腰物也　右水生十五三段といへる鍛冶の書の中抜書す
○神前に繪馬を奉るはもろこしよりの風俗なり、馬をこそ書へきに人物故事はさら也、倡家の美童娼房の色婦をさへ繪かきて神前を汚し侍るはあさまし
○有馬玄蕃頭頼利歸國の時難波に船待しておはせし、久留米より迎船多く來りし船奉行某心をなやましなから上りけるか、十一歲になる男子を連來りし、大坂に到りて共奉行病死す、頼利あはれみたまひて日頃心かけありし者の病みなから來りし、若男子や連來りしと問れけるにさる事侍るよし家人とも申せし

かは、召出し直に家督賜はり、船中の指揮汝にまかす水主ともおさなきものなりとてあなとる事なく共命を請へしとて出舟ありし、四國邊の海上にて彼童船を急に呼て御舟梶とり直して仕れ、直にはしらする事なかれといひし、あらかしめ命ありし事ゆゑいかなる事とも辨へさりしかとも令のまゝにせし、頼利わらはをよひて唯今は何の心ありて船を指南せしそと問れし、答云海中鷗多く群て飛もやらぬ處は必らす岩あるもの也と亡父申せし、行先鷗あまた見え候ひしほとにかくは仕らせしと申す、まもなく走る船の左の方大岩潮にあらはれ見えし、かしこくも申せしと皆々稱美しけるよし、中務太輔頼元朝臣の家人當時予に物語りし頼利の人を見給ふ事明らかなりし故にや

○唐朝に十部の樂を立てならはせし

　燕樂　清商　西京　天竺　高麗　龜茲　安國　疏勒　康國　高國

我國に傳へし樂此中なるへし

○太平樂は道曲調太平樂（本ノマヽ）出る時のを胡少子武昌樂といふ、合歡悒は太平樂（本ノマヽ）の急也とかや、彼二人太刀ぬきて舞ふは項羽の臣亞夫か高祖をうたんとはかりて項莊に劍を拔せてまはせしに、項伯高祖をいたはりておのれも劍を拔て共に舞けるすかたなりとかや

鹽尻　卷九十五

○本國の寺社年の始(正月六日)邦君を拜し奉る、座次大同小異あり、或は僧綱位次により又は年老﨟次に依て一宗一社の內前後時による、今圓君御代正德二年壬辰の春座次を記す
一宮及ひ津島は別日に拜禮あり、尋常は熱田祠官の次なり、稻荷神主は若宮の次なり

御內々獨禮
(天台)東照宮神宮　寺東照宮神主(吉見刑部太輔)　(臨濟)水野維摩院
定光寺　(眞言)長久寺　(同)天主坊

御對面所獨禮　御菩提所八ヶ寺
(淨土紫衣)建中寺　(同香衣)相應寺　(曹洞)萬松寺　(淨土)大森寺
(同)　性高院　(同)　高岳院　(臨濟)政秀寺　(曹洞)大光院

天台宗
(神戶)　善覺寺　(馬島)　明眼院　(御嵩)　願興寺　(吉根)　龍泉寺
(小田井)　願王院　(岐阜)　美江寺　(前原)　白雲寺　(荒子)　觀音寺
(岩屋寺村)岩屋寺惣代　(籔)　妙乘寺　(熱田)　瀧之坊　(石山)　石山寺
(內津)　妙見寺　(熱田座主)如法院　(大府)　延命寺　(熱田)　持福院
(木田)　觀福寺　(熱田)　圓定坊　(熱田)　寶藏坊

鎭西派
壽經寺　遍昭院　淸淨寺　(淸須)正覺寺　西蓮寺　淸安寺　光明寺　梅香院

阿彌陀寺　法藏寺　瑞寶寺　養林寺　尋盛寺　寶周寺（篠木）（緒川）善導寺（建久寺役者）宗心院
（同）金順院

西山派

（飛保檀林）曼陀羅寺　（部田檀林）祐福寺　（熱田檀林）正覺寺　（一宮）常念寺　（成岩）常樂寺　西光院
法廳寺　（大野）東龍寺　誓願寺　榮國寺　極樂寺　德林寺　（久屋）誓願寺

眞言宗

（熱田神宮寺）醫王院　（長野）萬德寺　寶性院　（蜂須賀）蓮華寺　（大塚）性海寺　（小松寺村）小松寺
（一宮）地藏寺　（揷並）大坊　藥師寺　（甚日寺）法華院　（土田）寶幢院　（甚目寺）東林坊　七ツ寺
（笠寺）西方院　（吉田）新長谷寺　永正寺　（戸部）天福寺　（纐鹿尾）寂光院　（國府宮）威德院
（笠寺）東光院　觀音院　（熱田神宮寺）不動　（熱田神宮寺）愛染院

臨濟宗

（犬山）瑞泉寺　（谷口）汾陽寺　（古渡）泰雲寺　惣見寺　（犬山）德授寺　（上有知）清泰寺
（熱田）永泉寺　禪隆寺　（稻葉院）凌雲寺　（熱田）龍珠寺　（清須）總見寺　（長良）崇福寺
（熱田）乾德寺　（野上）正傳寺　（鵜沼）大安寺　海福寺　（東田町）寶林寺　（細目）大仙寺
（小熊）太寶寺　白林寺　（妙興寺村）妙興寺　（熱田）妙安寺　瑞雲寺　（神淵）龍明寺　（印場）良福寺
（中村）愚溪　（神領）瑞雲寺　大林寺　（石原）眞福寺　（熱田）大法寺　（田樂）新德寺　（稻葉）禪源寺
（比久見）妙樂寺　（如意）瑞應寺　（六角堂）長光寺　慈雲庵　（蜂谷）瑞林寺　（熱田）海國寺

永源寺派

（大高）長壽寺

五山派

（甲上）法山寺　（木ケ崎）長母寺

曹洞派
(下津)正眼寺　(白坂)雲興寺　含笑寺　(木田)長源寺　(熱田)法持寺　(岩倉)龍潭寺　(熱田)福重寺
(菅津)正法寺　(小折)久昌寺　(小幡)大永寺　(熱田)圓通寺　(津島)興禪寺　永安寺　善篤寺
(鳴海)瑞禪寺　(九坪)平田寺　(常滑)總心寺　泰增寺　(下飯田、成福寺　乾德寺　高顯寺
(古井)光正寺　(熱田)全隆寺　(御器所)龍興寺　普藏寺　長榮寺　安閑寺　靈岳院　(土田)大吉寺
(緒川)乾坤院
西山別派　(細目)善惠寺
黃檗派　(東輪寺)
日蓮宗
妙勝寺　本遠寺　實成寺　法華寺　本立寺　常德寺　大法寺　妙本寺　照遠寺　本要寺　法輪寺
本住寺　大光寺　情妙寺　長榮寺　聖蓮寺　妙蓮寺　(押切)本龍寺　(岐阜)法華寺　(同)妙照寺
淨蓮寺　本正寺　妙泉寺　本成寺　蓮華寺　壽元寺　蓮勝寺(小林)玄乘寺　妙行寺
一向宗西東二派
東本願寺名代當年輪番　(長島)願證寺　(針崎)勝鬘寺　興禪寺　聖德寺　守綱寺　珉光院
(大野)光明寺　(岐阜)淨土寺　(松葉)圓長寺　敎授寺　(成岩)無量壽寺　眞廣寺　萬福寺
(熱田)興德寺　淨敎寺　覺正寺　(前田)圓盛寺　敎泉寺　善龍寺　眞宗寺　正覺寺　長圓寺
長德寺　圓勝寺　敎順寺　延廣寺　(墨股)滿福寺　(足近)西方寺　(東田町)淨圓寺　(萩原)常瑞寺
(刈安加)正福寺　專德寺　乘西寺　(巾下)西願寺　正敎寺　長福寺　(枇杷島)西源寺　(津島)淨蓮寺
妻導寺　養念寺　(小林)樂運寺　慶榮寺　圓明寺　(廣井)長圓寺　(今尾)西願寺　(岐阜)蓮生寺
(巾下)法藏寺　妻行寺　正福寺　(牛立)願興寺　(四女子)德本寺　(廣井)淨信寺　(巾下)正覺寺

(小塚)西生寺　聞安寺　光蓮寺　善龍寺　(前飛保)上宮寺　(下津)阿彌陀寺　(八神)珉德寺　崇覺寺
　高田宗
(赤津)萬德寺　(廣井)信行院　至誠院　賢隆寺　(山口)本泉寺
　時宗
光明寺　蓮臺寺　西福寺
　山伏
(淺間)淸壽院　(愛宕)大乘院　(鵜沼)玉泉院　多寶院　(羽黑)眞福院
　社人
千秋大藏太輔　大喜主殿頭　馬場左京亮　田島丹波守　大喜右京　大喜民部　(若宮神主)間宮主殿
(二官神主)織部　(國府宮神主)左門　(淸須上畠神主)織部　(淸須上畠神主)出羽　(同山王神主)外記
(上田八幡神主)左京　(大曾根八幡神主)壹岐　(廣井八幡神主)上野　(二宮南神主)久兵衛
(廣井天王神主)和泉　(同)釆女　(天道神主)石見　(神明神主)淡路　(辨才天神主)若狹
(白山神主)上總　(山神神主)相模　(淺間神主)內記　(神明神主)豐後　(岐阜神主)和泉
(熱田中臈)翁助太夫

○印籠元ト印石及ひ印色を盛る器にして竹籃也、後に漆器を用ゆ、今五山晋院の日傳ふる所の印籠の如し後世の俗共小重疊の物に蜜丸丹劑の急藥を盛て腰間に着藥籠共いふへし舊に依りて印籠といふ、禮容のひとつのことく心得侍るにや、されとはれはれしき儀式の日は、印籠はさけましき事歟、我正公御長袴以上の御出立の時は、印籠をはかりにも着させたまはさりし、今の人はかゝる事をは知り辨ふる事稀に侍るにや

○慶長十九年大坂軍事藩兵

十月朔日駿府下軍令於諸將、四日下令於東關西海軍士等

十一月十一日神君發駿府、帥三軍留鶴千代君於本丸（鶴君ハ賴房卿幼名也）三浦長門守（東國之人賴房卿母公之弟也）爲後見中山備前守爲傳之

二十二日台德公發東部令越後少將忠輝（松平上總介公之弟也領越後及信州川中島等）松平下野守忠卿（本氏蒲生神君外孫也奥州會津城主）最上駿河守家親（羽州山形城主）鳥居左京亮忠政（奥州岩城城主）內藤左馬助政（上州佐賀城主）守江城公子（竹千代君大猷公也）及國千代君（後駿河侯也）在于城酒井備後守鳥居土佐守國君之爲後見、高水主水正正次（大番頭）內藤若狹守淸次（書院番頭）衛護之、天野傳右衛門內藤仁兵衛小塚半彌等仕國君

黑田筑前守長政（筑前國主）加藤左馬助嘉明（奥州松山城主）福島左衛門大夫正則（安藝備後城主）平野遠江守谷出羽守

右五人者豐臣家舊臣也、今雖屬幕下而敵大坂者非士之本意、宜留江城而可也、令本多佐渡守正信等諷之故不隨軍、而衛江城翌年之役乃隨兵也

京都守護（監二條之城守丹波口）　板倉伊賀守勝重

城州伏見城留主　菅谷左衛門尉範貞

　　　　　　　松平隱岐守定勝

代官　　　　　成瀨吉右衛門一齊

　　　　　　　日下部兵右衛門宗好

江州彥根城監　松平攝津守忠政（濃州加納城主）

　　　　　　　小笠原左衛門佐政信

尾州名古屋城留主　三宅與三康信

志木甲斐

三州吉田城主　松平主殿頭忠利

相州小田原城監　松平將監成重

甲州府城監　戸澤右京亮政盛

諏訪因幡守賴水

信州木曾關(在妻兒村)　馬場半左衛門　馬場三郎右衛門　千村助左衛門　山村清兵衛

原　平左衛門　千村次郎右衛門　山村八郎左衛門　千村藤右衛門

三尾　左　市　原　藤　兵　衛　千村九右衛門

(熱川福島)巡察使　山村七郎右衛門(甚兵衛男也文ハ隨軍)

信州伊奈郡並合關　千村平右衛門　知久伊右衛門　富崎太郎左衛門

三州木坂關　松平庄次郎清昌

相州三浦三崎鎭　向井兵庫助

肥州天草郡鎭　有馬左衛門佐貞純

河州牧方陣衛　松平源次郎乘壽(濃州岩村城主)

妻木雅樂助(濃州妻木城主)

折助右衛門　高　木　左　門　高木藤兵衛　大島治右衛門

大島茂兵衛光政　大島久兵衛義俊　平岡半右衛門　稻　葉　右　近

稻　葉　主　計　毛　利　掃　部　毛利金右衛門

此外御陣營及所々攻口之將師等詳見浪速餘錄等今略之

○東照太神君關ケ原の役後、賊彼も輕罪は宥して御惠をすてたまはすまして、功臣二十餘輩に闕國を頒

ちたまひて(慶長五年十一月)共翌年二月舊功の衆將十餘家に封地の御沙汰有て其勳勣を顯はしたまへり其他恩典に浴し奉りしもの數ふるにいとまなし、されは賞罰の御權御手に有て天下を正したまひし、慶長八年三月征夷大將軍に成せたまひ、廣く四海の兵馬を司り諸侯を攝て令を施しましましける、豈大坂一戰の後を侍て御治世を數へ奉るべきや、秀頼は獨夫のみ武將の統を記すべき謂なきにや

○熱田の神庫にある吉光の刀は平信長今川義元と對戰の時(永錄三年五月)願書に添て奉納ありし所の刀也、今蜘切丸なりといふ、或書に藤兵衛國吉か十子吉光は蜘切丸の作者と云々、依之かく傳ふるにや相州箱根山權現の社の神寶に友切丸といふ刀あり、亦三州御館の八幡の社にも友切丸とて一刀あり、傳說を聞は源義經東國下向の時矢作の長者か娘に與へられし所の刀なりと云、昔より名高き物はこゝかしこに其名を假傳へて神社佛閣の什寶とし侍る物多し、何れを實と決し難き物間々少なからす

○人生度一世去若期露晞(文選曹子建詩)

淚をあたしのゝ露にそへ、思ひを鳥邊山の煙に增して世の定めなきにおとろくならひ、我もまたいづれの日か昔の人と呼れ侍るべき、夢幻中に心ならぬ塵に汚れ、世に立交りて霜鬢に耻なるもいと口をし

○桑原甚內は甲州の原美濃守か弟なり、父の命に依りて駿河の臨濟寺に入雪齋和尙の弟子となり男色の事につのり、今川家の近習七人と鬪ひ五人を討留ける(其僕彌藏と共に戰ひし)駿河を去て尾州知多郡落合村に隱れし、三年の後永祿三年信長義元合戰に及びし時甚內熱田の社にて信長に謁し奉りて(甚內熱田日參の時なり)義元をよく見知れる由申す、信長密意を託したまひければ、甚內諾して幕下に屬し、今日義元を組討參らせんよしを啓せし、定て今川の家臣の爲に討るへし、我豈顧侍るべきや、不思議に存命せは後日必先陣を申承なんといふ、信長盃を賜はるとて刀(來國光)を與へ其鎧を脫し賜ひなんとせしに、甚內謝して曰事成て後恩昔を拜すへしとて座を立、大高村へ行今川の臣等と昔をかたり、今度義元勝利有て歸陣の時は必御供すへしと僞り、走り廻りて密に尾兵に內通して義元桶狹間村山の內田樂狹間

に着陣し雨の晴を待しをうかゝひ近付寄て義元を組差殺しまいらせける、近習驚き集りて甚内を殺、甚内か僕彌藏も働て手を負甲州に歸りて物語りしとかや、信長桶狭間村の役物がたりあれは必甚内か勇を稱し、其人ををしみましましける

此は或家藏の書に見えしまゝ虚實は知れざれども筆し侍る

○城内の武具窠の紋多し、此は武衞家の紋にして、元淸須の城に在し也、其後織田氏亦窠の紋を用ひらる(武衞家より拜領の紋なり)三位中將家(忠吉卿)淸須御移りの時に有ける、御道具のまゝ製せさせたまひし、此例にて今も同し御事なり、古き御幕に釘貫の紋あるは福島氏の名殘なりとぞ

○なこやといふ所三所あり、尾張の名古屋肥前の名護屋相模の名越也(那古野共書)文字の義はなし

和屋　熟屋　饒屋(是は豐饒の地を云)

按するに山城國仁和寺の西に長尾といふ所あり、是をなごと呼ぶ、ガチの切れしゴなり此を以て考ふれは我州のナゴヤは長尾張といふ事なるへし

長小治(カチノ切シコナリハノ音便ナリヒトヤト竪音通ス尾張ヲ小治トモ云治ハ墾ナリ)

是は地廣くして長き小墾の田圃ある故歟、猶識者の説を待のみ

○文字の偏傍二合の文字あり其字意の主なるもののかたに部す

明　日の部月の部ありて日の部に入明らかなるもの日に過たるはなく月も日の光りを受て照す故に日の字重し

武　戈の部止の部ありて止の部に入ほこを止るを武といへは止の義重し、故に戈に入らすして止に抄せり

此類ひを以て押てしるべし

○敬公御代東國山御鹿狩の仇討の事

内藤左平(御足輕頭八百石)川地權内(同役千石)深尾左五右衛門(同役千石)各武功の聞えあり、或時成瀬四郎左衛門方江爲饗應罷越候處、左平權內口論有之候得共、亭主四郎左衛門挨拶にて先其席は無事に罷歸る、然雖兩人心底晴かたく日々不和なる故其事隱れなし、既に渡邊忠右衛門是を聞及ばれ自然の事有之時は武功の士惜く存ぜられ、且は不忠の至りなりと、兩人共に宅へ呼寄せ(或書に此和談は寛永二年十一月六日の事也と云々)和睦の事取結ばんと、深尾佐五右衛門を呼て所存の趣被語候へは、深尾即ち左平權內の兩人へ其趣を申通得其意候故、三人同道渡邊氏へ參候處、忠右衛門被申候は御兩人於私宅得御意候段別事に非ず、何とやらん不和の樣子及聞候意趣相殘候ては、武功の面々殘念殊更不忠と罷成候依之今日互ひに和睦候樣致度左五右衛門方迄內意申候處、早速被相越滿足候いよ〳〵和睦の儀有之候樣被得心候へとの事に候へは、兩士領承盃事在之て事濟、渡邊氏曰今日の馳走に茶を饗せんとて先圍へ左五右衛門人處に內藤川地圍ひの口論少々仕出候得は、渡邊深尾了簡にて年老を上座と相定め、斯て茶も相濟一禮畢て兩人歸宅の節內藤(屋敷は西土居なり)川地(屋敷は廣井中の町なり)伴ひ歸る、終道內馬場の西寄の所にて兩人相切結ぶ左五右衛門は(屋敷は立杉の町町尻東側)今日の一禮を申內右兩人よりは餘程後に座敷を立、本町御門近く罷越候處、件の懸聲聞ゆ是はと存じ召連たる中間(其比は身輕く僕充召連る)を少し失念せし事あり追付罷歸べき由申付先へ歸りし、自分は喧嘩の場へ駈候處、早權內を左平か手に懸立退んとせしか、左五右衛門やらぬと聲を懸け卽時に抜合せ左五右衛門左文字の刀(關白秀次より賜はりたる二尺八寸)を以て左平か肩先より眞二つに切付、夫より深尾刀を納め靜々歸宅しけり、かく人知れす內藤を害し歸る故權內左平相討と世上に沙汰しあへり、公翌年關東御下向被遊候、于時御老中志水甲斐守寺尾左馬助成瀬四郎右衛門渡邊忠右衛門方々御小性衆六十人程各年寄衆御預りなり、扨も內藤左平に兩人子有之、左門喜內と云ふ未若年にて兄弟共に御小性に被召出、壹人は志水氏御預り壹人は寺尾氏御預り有之、斯て深尾左五右衛門當年江戸詰の內朋輩の中四五人御長屋へ招て饗せる事あり、

其節古へよりの武功の物語り打寄申內に、左五右衛門云右權內左平は相討にては無之實は權內を左平か討て立退候處、拙者馳付左平を切殺候、此事かまへて人に洩し給はるなとひそかに語りけるを、山口松齋(御廣間坊主志水氏へ心やすく出入せしもの也)折節勝手へ取持として來言二階下につく〳〵と聞居たりしか後に漏脫せし哉覽、御廣間坊主仲より左門(左平子)喜內(同上)方へ內々咄聞候故、兄弟安からす思ひ松齋を呼で樣子をとくと相尋候得とも陳謝してけれは、證據も有之事なれは是非々々眞直に可申聞由責問けれは、詮方なく左五右衛門密談の通申聞候兄弟彌止事を得すして志水氏へ內意を申願候へは、其喧嘩は相討と申事にて事濟たるやうに相聞え候處甚相違せり多賀佐右衛門(志水氏出入也知行三百石かちや町大下)右振舞の節一座のよし是を呼、寺尾氏も密々可承由志水氏被申早速佐左衛門を招其義被問候處是又陳兼彼咄を漏達致し候、此に於て志水氏寺尾氏の曰先々御在府の內は穩密に致置御國にて御耳に可達候間、其分心得候樣にと兄弟へ被申聞候、扨御歸國被遊候て御鹿狩度々有之候、御着城等の御祝儀等も相濟候上、右兄弟の內達の年寄衆より申上有之候處、上にも相討の上の沙汰候得は今更御意も難被成候乎、是はとかく曾我とのみ御意御座候、思召如何と難奉量存る御年寄衆御相談も御座候て近日東國山へ御鹿狩に出御可被遊候旨仰出候、今般は御家中殘らす惣御供に可被召連旨御觸有之に付、我劣らしと馬具裝束美々敷御供罷出候、然るに如何なる子細にや左門喜內兩人は御跡に殘り罷在、かくて其日も暮て(或云御鹿狩は寬永十一年戌の冬の事なりと)小幡原に御歸陣被遊候、扨御意には此所よりは常々の御供廻り程殘り其外の者ともは勝手次第御先へ歸し候樣に可仕旨なれは、面々我先にと名古屋へ歸る內、深尾左五右衛門も與み輩を先へ返し其身は僕に供廻り二三人にて道筋大曾根より片端坂下石かけ町へ懸り京町への出口に左門喜內兄弟待構へ有しか、七尺柄の捨鎗を以て馬上なる左五衛門を左右より、理不盡に衝捨兩人共にあたりなる町家へ影を見せす隱れける、深尾元來强精なれは是はといひて左文字(右ニ云二尺八寸)の刀をするりと拔候へとも、深手の急所なれは叶はす馬より落て死てけり、程なく寺尾氏

駕籠を跡へ下させ馬にて被參、内々左樣なる申合にてもやありけん、兄弟を乘物にかき入させ屋敷へ歸られける、右の次第御耳に達候處、御意には左五右衛門に悴兩人有之よし左もあらは意趣をを含むへしと、内藤兄弟の者御國に指置れかたく思召、松平出羽守殿江御頼被遊候處承諾有て、兄弟を引受親左平知行程兩人へ八百石つゝ給はり姓名を改めさせ指置れ候、かくて深尾か子供兩人安からす思ひ父の敵を討はやと申合出羽守殿領所を尋て罷越、壹人は内藤兄弟の内へ草履奉公に有付、壹人は屋敷近邊に小家を假り豆腐商人に身をやつし、折もかな本意を達せんと相待内に、弟喜内方江振舞に參るよしを聞出し今宵こそ本望を遂なんと、喜内糯子の下にてひそかに申定けるを運の盡ぬる歟、折しも喜内窓をのそき居て此密談を具に聞て、甚嗔り家人を呼て兩人を庭へ入させ、鹵地の戸を懸させ縛首を討せけるとなり

○山茶花をつばきといふ、つばきは元これ玉津葉木也、たまつはきは亦さか木の類ひ、皆冬木にして其葉光澤ありて青玉のことときをいふ、山茶花も亦類木なる故同し名を玉を略して只つはきといふ、世俗椿の字をかくは椿珍らしきものなれば、山茶花の殊に世に稀なる色あるを椿花と異稱せしよりいふとある人かたりき

○驛傳馬　傳不轉々相傳之傳即傳信之傳去聲也、說文云驛置騎也、增韶云傳舍也、云々傳者音張戀切廣韵云郵馬曰傳、古者以車駕乘馬詣京師謂の傳車、後亦置單馬乘之謂之驛騎、若今遺馬漢律置傳者、皆持尺五寸木傳信張晏曰、傳信也如淳曰兩件書繒帛分持其一出入關合之乃得過謂之傳師、周禮司關以節傳出之中華古今注曰、傳者以木爲之長一尺五寸書符信於具上又一枚封御史印章、所以爲期言經過所在爲證也云々　今按倭俗以公役驛馬、謂之傳馬、亦有幕下有司所出之印章奉事而經過之人以之爲證俗稱御朱印傳馬若異邦以御史印章得騎遞馬

○堠　我邦之一里塚是也

內傳曰黃帝遊幸天下以堠記里云々

魏文帝時大道之旁一里置銅表五尺、何誌里數云々、又章孝寬爲路側一里置土堠、經雨頻顚毀孝寬乃部內當堠處植槐代之既免修復行旅亦得庇陰、周知之曰豈得一州爾當天下同之每里植一木焉云々

異邦里法比我國、今里法則甚近、然共稱一里塚之名不宓、按我國槩以三十六町爲一里、每里置大堠植以榎、稱之一里塚、堠者封堠堤堡之類也塚亦封土者也、以形之似稱塚、異邦之堠植以槐樹、我國之一里塚植以榎樹、木亦相類行旅得庇陰之榎易生長且諸郡皆多矣、枝葉繁茂而行人便記里、或曰我國之一里塚古植以槻

木、曾豐臣秀吉謂里民曰、樗不佳木植以餘可也、倭俗訓榎稱惠乃木亦訛云々、與乃木餘木與余之木倭訓相近、故土民誤以惠乃木植一里塚云々

○陂塘　爾雅曰樂土過水曰塘

　是河邊のつゝみなり

○傳敎表天台不見不聞不言之三諦作猿之形、山城國下粟田有三猿堂、此固無庚申之由緣、而浮屠置庚申堂者誤也

○諸者明神の號古昔皆勅命也國史に出ツ

　文德實錄三仁壽元年詔以近江國散久難度神列於明神云々此類亦多矣、今也小祠亦稱明神者巫祝之私也

　按明神與名神同歟、本國帳以明神或書名神

○はま弓は濱弓なり濱の輪をまはし廻る內に射る故に名つく、射家者流破魔弓と書て附會の説あり、方便弓智惠矢は文選に見えたり

○列仙全傳三曰、張道陵字輔漢子房八世孫云々、上帝遣使者持玉册授眞人正一眞人之號云々、眞人乃以盟威都功等諸品秘籙斬邪二劍玉册玉印以授其長子、御戒之曰、此文總統三五步罡正一之樞要、驅邪誅妖佐國安民世々一子、詔吾之位非吾家子孫不傳云々

　按我朝卜部家曰一子相傳之秘乃似之、蓋依妖道士之說亦兼浮屠氏之密法、以惑世誣人夫符籙之術始於張道、卜家亦用之者多矣、我神社之祠官賴效之爲深秘可痛哉

○大明一統志六十曰襄陽府云々、眞武淨樂國王太子也、生而神靈察微知遠長、而勇猛惟務修行志除邪魔遇紫元君授以通秘遂越東海遊覽、又遇天神授以寶劍入武當山修煉居四十二年、功成白日飛昇奉帝命往鎭北方被髮跣足云々、本號玄武宋避諱改曰眞武武當山一名大和山云々、伊川先生曰北方玄武乃龜蛇之屬後人不曉其義、書眞武作一人散髮握劍足踏龜蛇競傳道教中某人修行如此也

按眞武事似吾素盞烏尊也、以尊或稱武塔大神、武當與武塔亦相類也、異邦道家祭眞武者多矣、我邦以素尊稱退於北方根國、又有縮散髮握劍之像以謂除邪者

○隱岐國　木隱地也、後以隱地爲郡置府

○佐渡國　雜太也即澤田也、後以佐波太爲郡置府

○楊用修曰孔頴達曰、卦者掛也云々竊謂卦者圭也、古者(脫字)制量六十四象總名爲卦可也、應劭曰圭者自然之形陰陽之始、卦者亦自然之形陰陽之象也、從卜爲義從圭爲聲、亦爲(脫字)古云圭亦音卦云々(代醉九)

○敬義翁曰百家衆技の世をまとはすもの往々道家よりす、漢の時三十七家ありけるとかや、日月星辰の祭りは天子の事なるを道士犯しぬるより、釋氏も效ひて此を祭る日待月待すとて酒を飲碁双六を打て夜を明し朝に至る人の愚なる、是にひかれてたからを費すのみならす、天罰をかへり見さる悲しむべきなり庚申を守る事も道書感應編に出たり、俗間に傳ふる緣起はかの正五九月の妄祝に習ひて書ぬ、柳子厚三尸蟲を罵る文あり、吳淵頴三彭の傳あり、羅景綸は柳か文に跋するなり群談採餘に子厚か文と淵頴か傳とによりて儒にも又此物ありといふ、おかし張籍が閑居の詩に唯教推甲子不信守庚申といへるよし（大和小學）

○足利家

三家	吉良	石橋	澁川	
三管領	斯波	細川	畠山	
四職	山名	一色	京極	赤松

此内三家は長柄の塗輿免許也、今尾張紀伊水戸の三家塗輿に乘りたまふは彼例とかや

○神君の御子松君と忠輝朝臣(上總介)と孿子(フタゴ)也、皆川山城守忠輝主をかくして養ひ奉りける、慶長四年正月松君早世の後啓して出しまいらせけるとぞ、亦仙君(高岳院殿)は平岩親吉養ひ奉りける事をのみ人知

りて、加賀の宰相利長の猶子となしまいらせられける事はあまねく世にしらす
○人家の戸に墨あるひは白土を以て手にぬり夫を押侍るあり、或人是は如何なるまじなひといふ、予曰唐の書に見え侍らぬにや、相州鎌倉宿の下に押手聖天とて觀喜天を安する所あり、其緣起にむかし男官女を戀ひて叡山の聖天に禱りしか、神助により時々逢侍る、彼官女黃昏時には失せ侍る故宮中訝しかりて問けるに、我心とはなしに夢のごとく誘れ行侍るといふ、然らば手に墨をそゝぎてこれを行通ひ給ふ門の戸に押玉へといひしかは、敎の如くして後の朝人をめくらして見せたまへば、京中の戸に手の形を押して有しかば、いづれをそれと知りかたし、これ彼の聖天の應なるよし記せり、實に不經の事なりかゝる事より難よけに手の形を押侍るとかや、およそまじなひは本據のなき事間々多し
○織田信長主君義昭將軍を廢して土佐の畑歟隱岐の島へうつしまいらすへきに定まりしを、正親町院關白晴嗣公(近衞)に勅して信長へ左遷の事止めたまひ、誠に代々將軍の位ありし事を思召てかく仰せ被下けるいと有難き叡慮なりけり、且一所處分の地を義昭に附すべきよし勅有しかば、信長御請のみして終に其沙汰なかりしとそ室町日記にしるせるなり
○念佛に和する鉦は元と松尾の社の鰐口なり、明神半ハを空也に與ヘられしより以來、松尾の鰐口は半面なりといふ、此無稽のことなり、鉦は是樂器にて半面也、もしは兩面あり鰐口とは形に付ての俗稱のみ、僧家又擊て念佛に和す今のごときは形もむかしにかはり大に鑄て鉦とも見え侍らず、萬づ末に至りては本を失ふことのみ多かるにや
鐘は元と樂器故に呂氏春秋に黃帝令伶倫造十二鐘といへり、世本には倕といふ者始めて作れるよし見えたり、爾雅に大鐘謂之鏞其中ナル謂之剽小者謂之棧とあり、佛者は天竺にて鑄初しことくいふ、凡そ中國の古器をとりて佛具にせし物多し、西胡何んぞかゝる器あらん

○汲家周禮解曰二人同術誰昢誰瞑二虎同穴誰死誰生
同藝互ひにそしり同官むつまじからず、古今の俗情か只君子のみ義を明らかにして私なし
○後漢書西域傳云大月氏國云々閻膏珍爲滅天竺置將一人監領之
同書天竺一名身毒在月氏之東數千里云々桓帝延喜二年頻從日南徼外來獻云々
月氏與天竺別國也今浮屠之書間一之者非也
○乙酉の春春日の神主從三位大中臣師壽より文の次に正三位昇進程ふりける事をなげきて
くらゐ山さかしき道は越ぬれと峰までのほるほとはひさしき
といひおくられける返事に
頼めなほありしにまさる藤の色を君ぞ見かさのやまとことのは
在中將のありしにまさる藤の色かもとめるを思ひ出して、紫袍も今ひとしほの色勝りて目出たく有なんと祝申遣し侍る
○上總國市原郡姉ケ崎村の民(次郎兵衛)元祿八年豆州大島へ流罪其僕(市兵衛)流人の老父幼兒を扶持し主從の禮怠らず年々流罪免許の願をなしけるが、今年乙酉の正月其身を替りて主の歸國をなげく、其誠上に達し主人の田圃等を給はりけれ共辭して主人の子に讓りしかば、御憐みありて二月廿一日彼地を主人の子に賜はり外に六町餘の田圃等を彼僕に下し賜はりける、彼主の子(萬五郎)は流人の子なる故十五歳に及ばゞ所を追はせたまふ律なれども、僕が忠意を感じ覺しめして其儘なるうへ、父の家を繼けるも僕が寔有志故也、まことに世の末に至るともいかでか人性の善たがひ侍るべき、無好人の三字は有德の人の言にあらずと唐人いへり、思ひあはせられて有難き志をこゝに記し侍る
市兵衛記事
上總國市原郡姉笛崎村市兵衛者下農民也、其主次郎兵衛元祿八乙亥、與于同村總兵衛放鳥逐猪鹿、誤傷

人之妻而死、次郎兵衛雖不預其科然曾爲之黨類、故連座於伊豆大島、市兵衛哀之憂之屢訴於官廳、請贖其罪、今已十一年弗輟弗措、寳永二年乙酉正月十八日郡國總務從五位下近江守荻原重秀與其同僚聽市兵衛、呈懷狀曰請以己身處重科免其主之罪所言太切、官吏問曰是何故乎、市兵衛平伏曰次郎兵衛有老父、曰得入今歲八旬有七近歲嬰中國之疾身雖未亡、氣意奄々命在旦暮僕抱養竭心、常有言曰未死之日一見次郎兵衛而瞑目則至願足矣、靡時而日而不及之每聽其言不堪感痛也、且次郎兵衛有子遠別之時女六歲兒二歲號萬五郎、流刑之後其妻產女子而死、僕乞乳鞠育漸已成長今年十一歲、咸依賴於我三子共慕父號泣老父兒女之悲人之爲情不能忍之、況於僕乎請察哀情達素願、官吏又問曰老父兒女之所在如何、曰於我下養之育之守主隸之分如往年之日唯恐用度不給、僕今已四十三歲然十一年與妻不同床、此意無他僕若生子則所養有所缺、以鬻所生之女爲他人之婢、倂耕餘所得之金買求田宅而附萬五郎偏告鄕之郎之老農爲證也、官吏召鄕監又兵衛樋口氏質其言無所違、官吏悉感其志賞其義重秀乃與同僚告其始末於執政、老臣皆曰彼志雖切然次郎兵衛之罪不可赦是法令所定也、唯以次郎兵衛故田宅之沒在官者悉可授市兵衛也、官吏傳命於樋口氏召市兵衛諭之、市兵衛垂首平伏然猶有不悌之色、又訴曰所賜之田宅願畀之萬五郎僕自領之則爲主謀而取主之田宅者也、命令雖重而非素志也、官吏曰恩命惟重不可變早歸邑里留滯日久支用亦乏也、市兵衛拜謝曰僕出邑之爲主待罪故附家事於姻族孫十郎、無所介懷且在府之間市中有知己者、憐僕志感情顧遇有餘故十餘年以來雖參江府不求宿食之料也、官吏彌感其言亦告、執政改授田宅於萬五郎、市兵衛懽抃拜伏乃歸其邑、重秀又告執政曰姉崎村幸有無主之地願授之、市兵衛、執政人皆曰可也、乃召市兵衛授田畠六町及田宅等表其行、實重秀請余於記其條記因記畀之且加一語曰、至誠無息々々則久、久則徵若市兵衛素志所存十餘年之久遠確乎不變、使官感其誠於今日可謂久則徵者也、大凡古今所責士大夫者忠爾然又事之不恥其責者鮮矣、希矣、若市兵衛一鄕之土民鄙夫之役而奉主之心盡已而無餘蘊、忘身而無他道以士大夫之所不能克克之置之國則爲國之忠臣置之家、則爲家之忠臣使世之不忠於國不忠於家者聞之、則赧然其顙有此也

寶永二年乙酉三月下旬　大學頭藤信篤識

○載陰隲錄漢李善其主李元一門疫死止遺一子、名續祖方三歲善痛李氏無後、袍續祖居山中哺養長大雖在孩抱事如長居、後十歲方歸經理先業訟諸强奴欺僭者咸正其罪、光武聞其賢詔善與續祖俱爲太舍人云々、善後拜九江大守明江昌朝作賛曰

朝爲主僕暮同仇讐　況主既亡誰與子謀　保其遺孤義莫與儔　九江太守千載名流

見勸徵故事六

嗚呼李善守義盡忠漢人書之明儒賛之、而猶傳後世焉、我總州姉崎義民所爲有難於此者、李氏疫死而已彼民主坐罪矣、李氏無老父數子彼民者老主在堂主婦産死、而赤子無賴然養之哺千計萬謀只盡其誠、訟代身安主宜乎、感有司卒忝旌閭之命林祭酒爲之作文以將傳萬代、而使人感之歡喜、予一讀零涙濡巾仍重紀之以戒童蒙之不忠義

扶哺孤子　迎養病翁　風霜幾歲　憂々忡々
堅持臣節　爲主忘躬　幸遭昭代　賞善旌忠

乙酉季夏上弦　信景謹誌

○或人宇治の茶はいづれの時より初まりしと曰、尺素往來に宇治者當代近來御賞翫栂尾者此間雖衰微之體名下不虛と、明惠上人の頃より栂の尾の茶を上品とせし、當代とは足利家なり、鹿苑院義滿公山名氏清と仰せて、始めて宇治の里に茶園を儲しめたまふとかや後に七所の號あり

森　岩井　宇文字　川下　奥山　朝日　琵琶

此內宇文字とは報恩院(號森坊)に昔求聞持堂有し荒廢し茶園となりし、土俗クモンヂを謬り呼てウモンヂといふと云々

○問平等院の阿彌陀堂其製他に異也、兩樓後廊おのづから鳥の翅尾に似たり、棟に金銅の凰鳳雌雄(脫字)

て居り風に隨て舞ふ、故に鳳凰堂と呼ぶ何れの堂亦如此なる、曰これ往古帝宮の製にして是を模して佛院を造られしが、昔豐樂院の製左右に栖霞樓霽景樓ありしを以て思ひあはすべし

○東都不來乎薬師は釜の座西側にあり、本尊は比叡山傳教大師一刀三禮彫刻したまふ日本七佛の一體也往昔美濃國横倉に一院を設け安置せし、その頃尾張國山田郡某右馬允明長とて武士明暮尊敬し、承久三年夏五月京鎌倉の戰ひに所々高名ありしが七瀨川の戰ひに手負既に最期に及ぶ時、此薬師壹人の僧と化し草をもみ與へたまふ、明長此を服すれば立ところに疵平癒し本國へ歸るとぞ、寛喜二年夏六月より寒氣烈しく極寒の如くなれば疫癘流行し死する者多し、薬師住僧に告て我前へ來らば諸病ことく\く除べし、こぬかく\と有しより不來乎薬師といふよし都人物がたり也

○城郭は其地を撰て之を築き、其勢の衆寡を計りて溝壘の大小をなし、兵士の口を考へて兵粮を藏む、故に古城の廣狹等しからす、夫故名有人の城墟思ひの外に偏少なるありよく往昔の跡を辨すへし、今都會の大城を以て見るべからす、嗚呼今の人城墟古戰場に遊びて徒らに禾黍の感を生じ寒煙の懐を賦して止る如きは詩人の意旨也、かりにも武林たる者は此を尋ては今古の興廢の跡を見、强弱成敗の理を考へ地利の好惡城營の堅危を理會すべし、凡そ國の丘塚故城及び山のつゝき川の流れ、深林廣地其道路の案内を兼てよく知り置べき事、是も君に仕ふる一忠意也、されば諸州要害となるべき所は、山林海濱沼渚丘陵の類ひ古人意ありて其儘殘し置侍るを、後世便利を事とする小吏なんどは何の辨へもなく、田に穿き畠に墾りて一時の開治の利をのみはかれり、太平日久しく軍事なければかゝる壞倒的武備のしわざをなす者却て稱せられ、自權を竊み威を張る事東西同じ風俗とかや、我敬公軍書合鑑を御述作有て是等の御心入間々仰せ殘させ給ひし、誠公の國志をおもほしたゝせましく\けるも豈御心なからんや

○白馬（アヲウマ）　日本紀江次第等に出平兼盛家集に　ふる雪に色もかはらで曳ものをたれあをを馬となづけ初けん
白馬の節會は天武天皇十年に始れりといへり日本紀にはのせられす寛平御記に馬數三七二十一疋也云々

盬尻　巻之九十七

○平泰時丹波國なる大庄一所栂の尾へ寄附せられしに、明恵辭して云かゝる寺に所領あれは住山の僧共如何程懶惰に有とも僧食事に事闕まし、衣裝をも補ふべしと思ひて無道心なる者こもり居て、彌不當にのみ成行へし寺の豊なるに耽りて、兒共取置宴し兵具をひつさけ不思議の振廻計るべがらず、さもある時は山寺の佛禁に違ひて淺ましく成行は此より事起れり、只僧は貧にして人の恭敬を衣食とすれば自放逸なる事なし、實しく道を行すれば法輪食輪盛なり、不律不如法の僧侶肩を並ぶる所は俗家に誹謗の罪を與ふるのみならず、信仰歸依の輩もなければ日に隨て衰廢の地となれり、寺に所領なんと候はんは中々法の爲には宜しからじと覺へ候とて返されけるよし

○日本佛法の始繼體帝の十六年に南梁の司馬達等來朝、和州高市郡坂田原造草堂奉佛像、又曰大安審詳記宣化帝三年十二月自百濟國傳來云々

日本僧形の初は司馬達が女島也、然れは比丘尼也、其後達が子多須奈僧となりて德齋といへり

○俗に物を妨る人をあまのさく(或はあまのじやこ)と云、是は日本紀に天の神より使として無名雉(濱成が天書ニ云無名雉は天ノ後園の神也ト云々)と云者を豊葦原中津國に降したまへる時、天探女（アマノサグメ）(神代私記ニハ天探女ハ天若彥カ婢女也ト記セリ)といふ者天若彥にさかしらして射殺させし事を載たり、此より出たる諺なるべし

○世範曰慢心之人自不レ如レ人而好輕ニ薄人ニ見下敵レ己以下之人及有レ求ニ於我ニ者上人前不レ如レ禮背後亦譏笑

凡そ天下の事物に於て一人にてこと〱く長せるはなし、彼得て我失せるあり、然るを僅に其片端を覺たるとて自亢り人を誹へからず、人を非るは我短を顯はすなり、只毎に謙りて不知事を人に習ひ我知

たる事をは少も残さず敎ゆへし、我一人の有とせずして衆と共にする程善事はなし、元ト他と吾と二にあらず、他の能は我もよく我能は他にも惡からす、然るを彼我の隔ある者は人を謫り我を立んとし親きをは惡しきをも善といひ、疎きをはよきをも惡しと云類ひあり、か丶る私あらは十藝ありとも用ゆるに足さるべし、唯常に慢心我執なくして君父に仕へ朋友に交はるべし、是人の人たる道を盡すなり、必しも人の爲にすると思ふへからす、若他の爲にすると思ふ心きさ丶は惡に流る丶と知て深くこらしいたく誡しむべし

○文理(アヤメ)　す丶めの事也奥義抄に云あやめも知らすとは黑白をしらすといへる也と古歌に

ほと丶ぎす啼やさつきのあやめ草あやめもしらぬ戀もするかな

御裳川歌合

あやめつ丶人しるとてもいかゝせむしのひはつべきたもとならねは

○本朝之風四度拜神、謂二之兩段再拜一(江家次第)

職原句解云中世麾を紙にて作り其形の祓に似たるを以て麾を再拜と誤る、是は祝辭(ノツト)祓(ハラヒ)修の始に四度の拜の事を再拜々々と書たるを見て、麻さし上て讀るたにおかしきに、形の類したるを以て麾の名とするに至れり拙からすや(白井宗因說)

○後宮名目に云母たる人を袋になそらへ侍る事は、胎中に其子籠れる時袋の中に物の有ことく侍れば、目出度事にことふきて申侍る也

山崎垂加翁曰俗稱二人母一曰レ袋、蓋取二諸胞胎之義一

○野干は形小ク尾大にして能木に登る、狐は形大にして木に登る事能はず(諺草)

○神異經云、東北有鬼星石室三百戸共一門題曰鬼門、廣異記云東海度朔山有大桃樹、蟠屈三千里、其東北曰鬼門、事文類聚曰、交趾有鬼門關、其南多瘴癘至者罕得生還韻府云、諺云若度鬼門關十去九不還

此等の説を聞謬りて日本の事なし、東北の隅を鬼と覺へたる人多し、鬼門關とは交趾（今の安南國也）に在る所の名也、此鬼門といふ所甚敷濕地にて往者必病出して十に九は死たるとかや、此故に鬼門に行事を甚嫌へり、日本にて忌思ふは方角違ひなるべし
○朱子曰雪非能爲豐年、其所以然者以其凝結陽氣、在地至來歲發達而生長萬物也
○程子曰見卜者問吉凶謂之大愚
○會津風土記云、奥州地勢巖嶮蔚茂塞早暑晩大雪數尺、簷氷如椽（タルキノ）風雪並起、則行人往々咽絶、牛馬轎輿之往來垂雪薦爲戸辟之防牽雪車（又作雪舟共訓素履）乘載用之
○文清公集猫說云、余家苦鼠暴乞諸人得一猫、形魁然大爪牙銛且利余私計鼠暴當不復慮矣、以其未馴也縶維以伺候其馴焉、群鼠聞其聲相與窺其形類、有能者恐其噬已也、屛不敢出穴者月餘日、旣而以其馴遂解其維縶適覩出㲉雛鳴啾々焉、遽起而捕之比家人逐得下咽矣、家人欲執而擊之、余曰勿痛物之有能者必有病、噬雛是其病也、獨無捕鼠之能乎、遂釋之矣、已則伈々泯々饑哺飽嬉一無所爲群鼠、復潛視以爲彼將匿形致已也、猶屛伏不敢出旣鼠覘之益、熟覺其無他異遂歷穴相告曰彼無爲也、遂偕其類復出爲暴如故余方怪其然復有雛、雛過堂下者又丞往捕之、而走追則噬者過半矣、余家人執之至前數之曰、天之生材不齊有能者必有病舍其病可用其能也、今汝無捕鼠之能有噬雛之病、眞天下之弃材也哉、遂笞而放之
鶴林玉露云、東坡曰養猫捕鼠不可以無鼠而養不捕之猫余謂不捕猶可也、不捕鼠而捕雞則甚矣
○朝野群載江納言匡房洛陽田樂記云、永長元年夏洛陽大有田樂之事初自閭里及於公卿
高足（木履有長齒）一足（一具也）腰鼓振鼓銅鏝子編木殖女養女（已上樂具）之類也、日夜無絶喧嘩之甚驚人耳
　今俗間豆腐を細く切米醬をつけ炙り食す、是を田樂豆腐といへるは、いにしへ田樂法師某の初めて製して食せし故に名とせり

○陸象山語錄曰學者大病在於師心、自用師心自用則不能克己不能聽言

新撰六帖に　衣笠內大臣

おろかなるこゝろの師にはなりぬれど思ふおもひに身をはまかせし

○菅家後集云、秋夜（九月十五日）黃萎顏色白霜頭況復千餘里外投昔被榮華簪組縛今爲貶謫草萊之囚月光似鏡無明罪風氣如刀不破愁隨見隨聞皆慘慄此秋獨作我身之秋

○黑川道祐云、正月十一日（古用廿日故十一日）今具足に備ふるの餅は刀にて截を忌む、故に手或は槌にて缺て用ゆ此を缺餅といふ

○熨斗は帛の皺を伸の器也、鰒魚の薄く切て乾たるは引鰒なり、張掄才が古器之評に云漢の熨斗とは蓋伸レ帛之器耳

○黑川氏云親戚朋友參宮の人を粟田口に送り、其歸る時亦是を迎ふるに、逢坂の邊りに出て待故に坂迎へといふなりとあり、此說によれば世俗酒迎へといふは坂と酒とを取違たるにや

○類書纂要曰匕首ハ短劍也、其作類レ匕故曰二匕首一用二毒藥一塗二其刃一而以二水火一鍊レ之試刺レ之血出如二一線一而人即死

○一書に云武田信玄の家人長坂釣閑といふ者、今川氏眞と北條氏政と二人の顯名ある短冊二枚を信玄に見せたり、氏眞は甥にて氏政は婿なれは悅ばれんと思ひしに、さもなくて國持の武勇なくて花車なるは猫の鼠に取らて毛色麗はしきが如くなり、武篇さへあれば無能なり共至て花奢なりといふべし、武勇は武士の能なり、家の能にもあらぬ歌道の勝れたるこそ殘り多けれ、磑は種々の用に立テ共座敷にはあげず、茶を挽ク一能にて座上にも置なり、兩人の手跡も和歌も石磨藝也と批判せられしとなり

○空同子云、双生以レ後爲レ兄者昧二化理一者也、凡產必前動謂二回轉一無レ碍、則首下始下首則生矣、即以受レ氣先後回轉時先氣者先出、斯造化之幾所三以全二母子一也、双生之子先生者體大差長亦獨先亂

○法然上人十八歳の時市中の隱者といふ事を

　中〳〵にわれはみやこにいてにけり人のおほきをかくれ家にして

○羅山子云、弓馬の家に軍陣の時母衣を挂る事あり、胞衣に象る、凡そ人胎内に在て胞衣につゝまる、時は動氣あれとも無念無心也、我心靜にして虚なる時はよく愼む故に、白刄を怖れす、矢石中るへきをも憚らす、進行此時胞中に在る時と同しやうにすへき心持にて母衣を懸る也、依之母衣の製法今時の單織道服杯のことくに、肩背に打かけ左右の手を袖より通して、胸の下に紐を付て結ふなり

○准南子曰狂馬不觸木猘狗不自投於河

○立羽　此字出所未考、或云立羽とは鳥の羽を立たるに比す、見掛の發起としたるをひれあるなとゝいふも同し心なり

○勾　度會延佳神主引二天口事書一云　皇天盟宣久天皇如二八坂瓊之勾一久爾以二曲妙一天治御宇乃政兒

文中子云周公之道曲而當

貝原氏云曲妙と謂るは曲はまかれる也、道は一定の直にあらす、事物に隨ひて時に中するの中道也、情を直にして其時勢に從て天下を利するの政道成へし、今川了俊道行ふりの歌

　生曲る眞木のまろ木の弓取は直なるよりも力こそあれ

右にのするごとくまかるといふに二ツあり曲妙と邪曲となり此差別を辨ふへし

曲　風俗通云順帝末京師童謡直如レ弦、死二道邊一曲如レ鉤封二公侯一

此は邪曲也故事談に性空上人の歌に

　極樂はなほき人こそ參るなりまかれる事をなかくとゝめよ

和泉式部かへし

ひしりたにこゝろに入てみちひけはまかる〳〵もまいりつきなむ

○文選(十三)不レ渉ニ大行険ニ誰知ニ斯路難一(歐陽堅石カ詩也)

此心を兼好か歌に

世の中をわたりくらへて今そしる阿波の鳴門は浪かせもなし

○享保癸卯年十一月　當今御即位(寶算十六)御製

煙たつ民のかまともにきはふときくをわか身のたのしみにして

同し御壽詞として關東の御使井伊掃部頭入洛參內あり、叡慮特にうるはしく天盃をたはせ給ひて御前を退出せられける時、中啓を取遣し置れしを關白某六位をして返さしめらるとて

殘し置つまくれなゐは君か代を猶よろつ代といはふなりけり

○良苦は布帛なんと織物の地のよきを良といひ惡しきを苦といふ、亦功苦といふは器物のうへにていふことばなり、物のじやうぶなるを功といひそさうなるを苦といふ(苦は楛の字に通して下作のものゝ事なり)

○嗜をたしむと讀へしすきこのむ事に用ゆ、世俗此をタシナムと讀は非也、たしなむは行儀の正しからん様にするをいへは矜持の文字也

○難行易行といふは物のしにくき事をするとしよき事をするとなり、責ニ難于君ニといふもしにくき事をしたまへと君にせがみ求むるをいふ也、易をやすしと讀めとも安康泰綏なんとの字義とは各別也、是は難シニクシの反對にしてもの丶成やすくしやすくすら〳〵と無造作にて、むつかしき事のなきをいふ也やすらかといふ訓よし

安(あふけなくおちつきたる意安穩といふ是なり)　康(やすくたのしむ意歡康といふ是也)

泰(やすくのひ〳〵としてひろき意舒泰といふ是なり)　綏(をとしつけてやすんする意也)

此外和訓にやすしと讀し字多かれとも、心は大方同しからす侍るにや、是のみならす和訓同しくして字義異なる文字多し

○僧道の募緣を代といふ（勸化勸進） 其本願の主を化主と呼、奉加帳を化疏といふ事唐土の書に見えし或は勸緣の疏ともいふ也

是物を乞ふ事故夫を轉用して異邦にて乞食を叫化子と呼ひ、略して化子ともいへり、化の字は去聲なるを訛りて平聲に音へ轉して花子（花の字は平聲也） と呼ふ五雜組に花子の義をいふかしかりしを譯文筌蹄にさはかりの學者も、面前三尺の暗をまぬかれさるにやといへり

○交替（カウタイ）は唐土にて州縣の刺史の入かはりするをいふ、交の字はワタス（物を人にワタス也）事也、其州及ひ官府官物等を前より居たる人にうけとり今來る人にわたすを云、今世我國の大名東都に至り國に歸るを交替と云は、似て非なる歟、亦寺院の住持かはる時前住より後住へ受取わたす事を交割するといふを今は寺院常什の大切なる寶物を、交割物といふは展轉して誤りけるとなん

○配は配合の義（妃の字と同しハイの音ヒの音古しへ通用せし） 皇女を臣下に婚し給ふを、某宮を某に配せしむと云是也、對待にはあらすかた〳〵は卑き意也、又追配ニ手前人ニといひ、從祀を配祀といふも一尊一卑の意也

○婚媾の媾は重婚なりと字書にあり、再ひ娶るを云構の字に同し

○鼠雀耗は年貢米のカンのたちしをいふ、耗失耗損は人知らす物のへりうせるをいふ、虛耗はびんぼ神の稱也

○敢の字書を講する者大概進取の字註をのみいへり、所によりて合さる事間々見ゆ、勇也犯也の註果敢といふはよく難を犯す所の德をいふ、日本紀に不敢の字を不ニ敢來（エコジ）ニ不ニ敢言（エイハジ）ニなんと訓せり、此エと忩の書通に得申間敷なと書くエの言も敢也、間敷といふ言葉に不の意はあれとも不敢にはあらす、此は不能

の義也

文法に敢辭敢言敢請なんとの敢は、進取の註不當、是は冒味の辭と註せり、卑者か尊貴に對していふ詞也、卑を以て尊に觸るゝ處犯す意あるより轉用せり、和語の憚なから辭退す、おそれなから申す處外なからかやうに致度なんといふ謙辭に、犯の心を兼ていふ時先つ敢と書く也

○媚（コビ　コビル）　取レ憐也と注せり、此方より人にかはゆからるゝやうにしかくる也、山色媚花媚といふは山や花は媚かゝる心はなけれとも、あいきやうらしく見ゆるをいふ也

○樂曲に破といふあり、亦破瓜といふは處女始て男に交はるを云（俗に水あけといふ）　唐土の俗語には梳弄といふ、然るに元政法師此を知らすして、聖德太子の事につかひたるを可笑と徂徠子いへり

○主馬八郎左衛門尉盛久（俗謡に主馬判官といへるは非歟）　文治二年六月廿八日刑せらるへきにて、土屋三郎宗遠に仰せて既に由井の濱にして斬んとせしに、太刀折れ瑞多かりしかは二品（頼朝卿）　盛久を召て思ひあたる事やあると問給ひしに、觀世音をあなかちに頼みまいらせし外他なきよし啓せしかは、二品殊に感して此をゆるし、且紀伊國なる所帶を安堵せしめ、猶亦越前國池田庄を以て法住寺の仙洞を造進しまいらすへきよし命ありし、盛久歡にたへす恩を謝し歸洛して清水寺にまいり、良觀闍梨にま見えてしか〳〵とかたる、盛久豫て惠心僧都の作なる千手の靈像を清水寺本尊の右の壇に居まいらせ置て年頃歸仰の頭をかたふけし、其尊像過し水無月末の八日俄然として倒れさせまし〳〵、面皃疵付おはせし給ふにほさち身に代て足下の命をたすけさせ給ひしにやと、闍梨悲喜こもこも流して語られしかは、盛久いとゝ感涙に沈みて、彌信心も厚く終身是を供養し奉りし、此像數百年を經て後、故ありて清水寺の春海法師か坊に傳へ安置せしを、慈眼大師（南光坊天海）　東叡山建立の際は此をまいらせし、大猷公御所望在て營中に移し居へ、殊に御崇敬淺からさりし、後に一宇を寛永寺の境内に立て、彼像を遷座なさしめまし〳〵ける、是今の清水堂也、けに大悲代受苦の誓ひいかてかむなしかるへき、只信心の

深からぬをこそわれも人も歎くへきなり、嗚呼あたなる此世にとてもかくても有なん、ひとへにうき後の世闇を照しあはれみたまへと祈りまいらせて

身にかへてたてしちかひのはし柱くちすや今もわたすらむ

○八母

嫡母（父の妾なれとも子を生して正妻となるもの也）　繼母（父ふたゝひ娶りし正妻なり）

養母（己か幼より外の家に養育せられし者をいふ）　慈母（所生の母死して後父別妾をして養育せしめたるものをいふ　嫁母（己か所生の母なれ共父の死後他へ嫁したるもの也）　出母（是も實母なれとも父是を出りしもの也）　庶母（我實母に非されとも父の妾にして我兄弟を生し者を云）

乳母（所生の母にかはりて乳哺す）

右是を八母といふ、父の正妻にしておのれを生し偕老の者をもいはゝ九母といふへし、八母皆おのれに恩あり、故に唐土此か爲に服あり、嫡母以下慈母に至りて皆三年、嫁母出母庶母は一年、乳母も又三月の服あり、我國にては乳母の服ある事を聞す、つら〳〵是を思ふに勞苦生母に等しきのみならす自ら生し子を他に育しめて人の子を養ふ、其思ひ悲しむへし豈其恩を忘るへけんや

○俗に物の有かたく覺ゆる事をかたしけなしといふ、忝の字辱の字を用ゆ（忝は元と[天/心]の字也黍と同しからす忝は添也增しそへるをいふ忝は辱なりと字書にいへり）辱は耻也惡也汚也等字註あれとも物のありやすからぬをいふ事見えさるにや、知る人考へよ、儀禮の集補に身迓拜レ辱（ニシテムカヘテカタジケクキシ）、其註を考ふるに諸公賓と相爲（ナル）時其國君來賓を郊勞すとて、車に乘りて郊門迄出て他國の君の自屈辱して來るを謝すと見えたり、是其辱むかふの人に有てこなたより謝するをいふ也、今の人何事も自ラかたしけなく存るなんといふはあたらさる歟、但し人の勞を謝するは意かなへり、カタジケナシといふ言又解しかたし、歸命本願抄要解に此和語の心はあり　かたし　おほ　けなし　といふ義なるへし、アリとヲホとを略してカタジケナシと

いふなるへしと云々

○今度來りし韓人上下大概倭語に通してよく物語なとせし、對馬侍從平義方朝臣の家人平田隼人庶事を指揮す、用人木戸氏（與市左衛門）云、予去年庚寅の秋朝鮮に使し侍る、釜山浦より平安城迄道程百餘里王都賑々しく文華にして、人優美婦人の皃は信使の召仕へる小童の如し、國甚婬風にして懦弱也、國泰院の殿下一戰の後は國に軍事なく、太平にならひて朝野武備なく今の如きは對馬一國の兵を以てもたやすく擊破しつへき有さまなりといへり、實に元より武勇なき風俗は、其人を見ても知れ侍る、まして治日に馴て文雅を事とし、婬奔の習上下同しきをや、東國通鑑作れる頃はいまた戰亂も近かりしかは、其備へ嚴なりしと見ゆ、左あれと驕亢の氣象は三國史記と共にひとしく侍る、聘使下部等は只飲食を貪れるのみにて禮義もいと野鄙なりける、判事以上は尤靜にして、儒者の姿は有なから武備なくこそ見え侍る

○源九郎義經は故左馬頭義朝の八男、母は常盤と申て九條女院呈子に宮仕へせし女房也、義朝にかたらひ三人の男子あり、兄は今若丸其次は乙若丸三男牛若丸は平治元年三月十六日に大宮の森紫竹村に生れ給ふ、右の常盤後淸盛に愛せられて女子一人もふけて其後一條大藏卿長成の室となれり（鎌倉實記）

鹽尻　卷之九十八

○今の世祿といふはむかしの封戸給分職田位田等なるにや、そのかみ祿と稱せしは布帛の類ひして米穀にあらす、祿令を考へ見るへし米穀は料と呼し無品親王內親王祀夫人女御日に米合せて五升といへる類ひ也(月料食料のしな也)

○古しへ文武官人の馬料といひしは亦米にあらす錢也、文官一位五十貫文二位三十貫文等、以下初位二貫五百文に至る、亦武官は從三位二十五貫文從四位九貫文より八位二貫文に至る、盖後世分錢石直しの法の目て出る所かと覺侍る、古は武士に地を賜はるを馬の飼料と稱するを以て考ふへし、太平記に靑砥左衛門か事をいふに三萬貫に及ふ太庄なんといへば、分錢の法は鎌倉將軍の時より有しと見えたり

○古しへ國司の年給料

山城國公廨、稻凡十五萬束(凡五十束は舂米五升也)守給六分、稻五萬束介給四分、稻三萬三千三百三十三束掾給三分、稻二萬五千束目給二分、稻一萬六千六百六十六束史生給一分、稻八千三百三十三束(但史生三人合二萬四千九百九十九束)

諸國准レ之可レ知也依ニ國大小上下ニ稻束有ニ差別ニ載ニ詳于令義解等ニ也

田一町(長三十步廣十二步)　稻米凡五百束也、十町則五千束百町則五萬束也、然則國守之給地一百町也外位田八町(山城上國也上國之守從五位下然則位田八町也)　職分田二町二反、(上國介以下畧之)

如此の制後世と異なるものを知るへし、凡そ國に公田公廨田職田位田功田ロ分田等の差あり、亦親王大臣の封戸あり、是中世の庄園にして國司の主權にあらすして不輸の地なりし、賴朝卿守護を置地頭を補してより昔のすかた變せり、後世は我儘に切取力次第に土地を領せし、爰に至て守護地頭の號も亂れて

其領主己か家人に地を與へ侍る、慶長五年天下一統の後其領分定まり、大樹殿下の命によりて領之、中世より風俗異なり、今の如きは唐土封建と同しさまにや、然らは國々の主を諸侯と呼侍るも其儀なきにあらさる歟

○古國司の任上總常陸上野は太守と稱せし親王の任也、介を受領とす（外記を歷さる人は不任） 伊與播磨は四位上﨟任之、近江丹波備中は食の國（凡下の輩は不任之） 山城大和は侍の職にあらす、志摩は代々高橋氏任之（六位なり） 飛彈隱岐佐渡壹岐對馬は元と六位の任也、陸奥は鎭守武を兼る故然るへき人に非すしては任せす、近江越前丹波播磨美作備前備中備後周防伊與讃岐は參議の兼國也、（但權守） 諸國の椽內舍人は任二坂下一練二弓馬一之故也、文章生は任二北海西海一練二文法一爲二蕃客一

右從三位兵部卿平基親の官職秘抄に見えたり、是いにしへの制にして中世以來はいつれとなく混し任せり、先王の法稍違ひ侍りしかと、國務に於ては司府の進止なりし、文治以來一變應仁文明に衰極まれり

○朝廷拜賀の舞踏左右左或記に云、先つ左の袖をのべ後に右の袖へ舞うつし、又右にて舞おさむといふ堀河百首拜賀の歌に

　柏木に椎の下校を折添て左右左までそ伏まろひける

○左近右近の陣は臣下北面にして左（紫宸殿の西なり） 右東方なり、天子の御方より申せば是に反せり

○石清水神主別當系圖略

紀兼躬（武內宿禰十八世山城守兼弼二男一ニ曰夏井ノ子也云々） 御園（彈正大弼） 御豐（石淸水神主始從五位下） 良範（神主二代四位上自此代々相續） 行教和尚（石淸水開基檢校大安寺） 眞濟僧正益信僧正（謚本覺大師） 安乘（石淸水別當始） 延晟和尙（別當二代大安寺） 良常（神主） 聖淸（我國法印始也） 枝實（神主） 定弼（神主） 安定（神主） 春實（神主）

此裔代々相續し今に至て祭祀に供奉す
勅使は源氏公卿也、祠官は神主家と別當家と立交り、大槩は佛事を以て祭り侍る
○諸家名記の題目或は唐名の官號を呼又は居所を名付し類ひ數ふるにいとまあらず其略をいはゞ
李部王記　式部卿兼明親王の記也
治相記　治とは宇治相とは丞相宇治左大臣賴長の記也
台　記　丞相を三台といふ賴長の記
山槐記　山とは中山槐とは三槐中山內大臣記
大府記　大府は大藏の唐名大藏卿爲方の記
永昌記　永昌四條坊也中納言爲降の記
銅駝記　銅駝二條坊也中納言賓綱の記
平戸記　平は平氏戸は戸部民部卿平經高の記
長秋記　長秋監は皇后宮大夫唐名皇后大夫師時の記
亞　記　亞相は大納言の唐名權大納言光賴の記
龍　記　龍とは中納言を龍作といふ唐名次權中納言光惟の記
右の如き書目猶多し、門庭の書或は作文なんとに唐名をかく事常なり、唐名呼をひかことゝいふへきやうもなし、若異邦の官とあたらぬ事ありといはゞ、參議を八座といふは朝庭をし出たる稱呼也、異朝の八座と共職各別也、是は官員參議八人に成しより此號あり、亦宰相と稱する大に違ひ侍れど、古今參議を宰相と稱する事常と成し故に、誰かあやまりとて、參議と呼し世ありや、萬つ誤れる事は誤りとしりて、俗に違はさるこそ安く侍るへき、こと〳〵しく物とかめ侍らんは量のせはき故にや
○神谷石見守高朝（宇都宮末流應永中の人）　三州碧海郡上野十三村の內阿彌陀堂村に住す、其子孫三河

に多し宗定村に神谷彌五郎宗弘とかやいひし人の居城とて舊墟も侍る、彼家の紋上り藤の内上ヶ羽蝶といふ、神君御家人の神谷與次右衛門某といへるは彌五郎が孫也(千五百石を領せし)
○書肆に和州諸將傳(十三卷)といふあり、此は和州 下郡筒井城主陽舜房順慶及ひ其養子侍從從四位下伊賀守定次(秀吉の時羽柴氏を冒せり)等代々の事を記せり、順慶姓は藤原筒井大夫順武が後胤、筒井順昭法印か長子なり、代々興福寺衆徒にして應永以來武事を以て大身となり驕りし者なり、康正元年三月五日義政將軍筒井隆舜房光宣法印(筒井太郎順秀なり)に命して、和州甘橿宮に昔より納まりし蘇我入鹿か屍を京師に入しむ
天文廿年六月筒井順昭卒せり、遺言してその死を深く隱して、奈良角根町なる隼社の邊りに默阿彌とて盲目の有ける、其顏かたち順昭に其まゝにて語音も亦髣髴たり、年の程さへ比なりけれは床に僞居て、家老島松倉森等軍事をかたらひける、其後奈良靜になりて其喪を發せし時、盲目には金銀を與へてもとの町へ返しける故に、南都の俗諺に事をいつはりかざりて後、再び本にかへるをもとのもくあみといひけるとなん
天文十七年三月畠山左京太夫義忠僧昌虎をして明朝に入らしむ、此時上三管鄭舜功といふ明人に豐心丹の藥方を傳授す、是より先に享祿二年舜功我國に使し來る、此時薩州の僧寛妙房光淳九州より舜功と同船し、船中此藥方を傳へ其生國和州に歸り西大寺にして調合し賣侍る、其時分は世間醫師まれにして賣藥珍らしかりしかは、世多く買來め是を西大寺と呼ぶ、元來は煉藥なるを沈麝圓と稱す、畠山氏より神保某に傳えしは丸藥にして豐心丹といふ
光淳法師を時壽上人と稱す、西大寺三十八世の住持にして天文七年五月廿二日寂す、賣藥にて寺富し故今に其忌をするとなん
筒井家人松倉豐後守重政初の名は九郎市、松倉右近藤原勝重か長子也、

吉備津宮の大藤内（大森藤内左衛門と云）　紀益躬か末葉にして建仁寺榮西僧正東大寺俊乘坊重源上人弟子也と云々

紀系譜を按するに、重源俗名重定池左衛門允紀季重か三男也、榮西大藤内か事はなきにや不審、筒井氏は元と浮屠氏にして興福寺に供すべき者なりしを、中世亂に乘じ武をならひ大名となり、戰鬪を事とし貫主をも都て我令に隨はしむるやうにせし、當時本願寺光佐と同じく驕り我儘になりし故なり、筒井が驕暴にして無道なりしを南都の商人恨み腹立て叛せし、中にも椿井町の橘屋主殿藤屋兵衛尉廚金屋民部等富商なり、しかば一揆の將となり、興福寺六萬の衆徒二千餘人共外浪人および法師町人百姓等都合一萬餘の勢を以て、筒井氏と戰ひし事あり、此時南都の民家多く燒し亡ける、町人の合戰は此等そ始なるべき

○僧に姓を蒙らしめて呼しは柿本紀僧正（眞濟）也

○三州諸家の内牧野右馬允成定榊原小平太（始は酒井將監か家人也）　稻垣平右衛門長茂（牧野左馬允か家人なり）　板倉四郎左衛門（松平主殿介か家人なり）　久世三四郎廣宣井上平右衛門淸秀（大須賀五郎左衛門か家人）　各武功拔群の勇士なりし故、直に幕下に屬せしめ諸侯に班せらる面目の家也

○今川左馬介豐（尾州名古屋城主なり）　の男今川孫四郎氏明（童名は太郎いふ）天正十年六月二日信長の眛方にて本能寺に於て戰死す

○淨土宗增上寺等の檀林所化の座學問の次第

名目頌義（二藏義也）　選擇　小玄義　文句禮讃論（淨土論なり）

右八部に各部に頭一人ありて所化を指彈す、名目の所化三年にして頌義所化となりて座を上る、廿四年にて八部滿座し無部の座に至る事十八檀林同じ

○三州岡崎大林寺は（西山派淨土宗）　そのかみ彈正左衛門尉長元岡崎の城を築住せし時、建て菩提道場

とせし(寺産百石)

○凡我國古しへより錦を織京師錦小路及び諸國錦織郷皆倭錦を織所也、太神宮御裝束小車屋形等の錦あり、今やまとにしきも神事なんどに用ゆる物は甚庶朴なる物にして、上古の物に見ゆる韻府續編に日本の麒麟錦花炫日といひ、杜陽雜編に我國明霞錦光耀芬馥五色相間而美麗過中國之錦などいへるを以て我功手を知るべし、今京師所織袍衫の縠績等なり、錦羅織を見よもろこしに勝る物多し

○八雲の神詠、西三條家の秘說とて書る物を見しに、八雲たつは天をいひ、出雲八雲垣は地をいひつまこめは人をいひ、八重垣をとは萬物の全備といふといへり、實に一理あるに似て神代質直の風を忘れたるに似たり、すべて神書の秘歌道の傳かゝる事多かり古今の箱傳授といふも、密家の箱傳授をならひて作りし事と覺へ侍る

○劉蒙菊譜曰、夏金鈴出西京開以六月云々、石湖菊譜曰、五月菊花心極大云々、史老菊譜曰、佛頂菊五六月開色微紅云々是皆我國に所謂夏菊也、按に菊譜三本異作者異稱日本傳載倭菊有劉蒙菊譜

○仁德天皇宮廟攝州西成郡高津

高　津　神　社

あれにける高津の宮を來て見ればまかきのむしやあるじなるらん

後鳥羽院の御製なるよし夫木集にあり、高津の宮とは社號に非す、日本紀を按すれば皇居の名なり、神社啓蒙に平野社仁德帝の宮廟といへり家隆の歌に

なにはつに冬こもりせし花なれや平野の松にふれるしらゆき

延喜神名式に高津平野の社號なし、攝津國の本國帳にあるにや、夫仁德帝は我國の聖主にしてそのかみの民帝德を稱す、今の人是を知るものなし、盖少し其宮廟ありといへども官幣にも侍るにや、但し八幡宮にて若宮と稱し奉りて祭典あれば外には勅幣奉らせたまふ事なきにや

○燕州圖經に鸕鷀を養ひて魚を捕しむる說あり、是我國のうの鳥の事なり、倭俗鵜の字を用ゆ鵜も鸕鷀の事なるやといふ人あり、按するに師曠か禽經晋の大傳張華注せり、鵜志水註に云、鸕鷀水鳥也、似鶚而大喙長尺餘領下有胡如大囊受數升、湖中取水以聚群魚候其竭涸奄取食之、一名淘河詩曰維鵜在梁志在水也といへるを以て見れは、うの鳥なり胡は字書に領下懸肉也といへり、然れは鸕鷀と鵜と同じ物歟

○金橘と金柑と一物と心得侍るは非也、宋の韓彥直か摘錄に金柑は大者如錢小者如龍肉といへは、今のきんかんなる事明らけし、金橘比金柑更小也形色頗類木高不及尺といへり、きんかんの類にしていとちいさき物と見えたり、かゝる木も日本にあるにこそ、予いまた金橘を見されはつまびらかなにいひ難し

○高琦文章一貫云、有一字用於一篇之內二三十不覺其煩者、如韓昌黎送孟冬野序之鳴字葵九峰書集傳序之心字等類是也、云々私に云兼好法師かつれ〳〵草に四季を書る段、あはれなりといふ事多くして耳に立きこえす、小町か花の色のうた卅二字の內にに文字四ツありて人煩を覺えさるも此類ひ也、皆文章の妙を得れはなりけり

○我國中世より執政の家近衛九條兩家なりしに四條院仁治二年に良實關白となれるより二條家の祖となられし、後嵯峨院寬元四年實經關白と成て一條家の祖となり、後深草院建長四年に兼平攝政して鷹司家の祖となられし後は、五家かはる〳〵攝關を帶したまふ

○小窓別記曰政和中淑南崔志有女母臥病久忽思魚食云々、女焚香誓天即往河中臥氷凡十日果得魚三尾云々、與王祥同日の談歟

○木綿布にさらさ染といふは國の名なり、小窓別記の一四夷考に永樂中來朝二十六國の中捨刺齊（サラサ）國これなり

○神家浴を以て垢離といふ、是もまた佛家の語を傳へ云、大品經に一切法垢離云々、華嚴疏に清淨無染離塵垢といへり、此心をとり身を清むるを垢離といふ也、亦禁足の名も拂者の事也

○我敬公御名始は賴直然改義利然改義直

○近世の俗愚痴なる者をさしてバカといふ、此言我古書にはなきにや、趙高か秦の二世を誣して鹿を馬とせし故事にて人を愚にするをバカにするといふと是は事によりて牽附する歟、或は破家とかくは文字を取合せて作れり

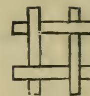
按するに胡語慕何(バカ)といふを譯して癡といふ、飜譯名義に見えたり、之はバカの音に近し、然れは元と佛者よりいひ初たる言にや、されども此を以て決する事なかれ、若我言の附會たる事あらは博學の士改めよ

○六經字音辨　贖刑之贖音樹贖有兩音、一犯廟諱一音樹北方之音也(徐兗音)　至今河朔人謂贖爲樹罷呉之音也云々、陸德明本呉人則多從呉音云々

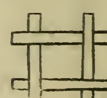
○經說七卷元豫章熊明來著第七雜說評二社之曆法、立春後五戊爲春社、立秋後五戊爲秋社云々、今州縣春秋上丁之明日祭社或未交、二八月節輙便行禮乖於天時慢於民事且不奉曆書爲大不敬云々

○晉書孝友傳に載する瘦衮疫を畏れすして其兄を保養せしこと、時の人松柏の後凋にたとへて稱しける、朱子小學にも此を記したまへり、亦偶讀謾記の說朱子文集七十一に見えたり、實に人間疫病を畏るゝ事、其骨肉至親をもすてゝ省さる事倭漢等しきにや、祝公賓之の類ひある事まれなり、我國にても處により疱瘡を忌て病者を捨るに至るもありとそ、古しへより疫を追ふ事は儺より以下道士僧侶の祈禱に至り俗節の飲食も大槩疫を禳ふまじなひなり、されは鍾馗の事は天刑星の事をとりて作れるにや

○或染工ゐけたの紋を書しに、又一人の染工これを見て云法を知らすして妄りにうは繪せし井文字を描くは左を上にかさねかく故實也、右を上にかさね組て書べからす、右を上にかさね書くは人の字四人はしびとに聞ゆる故、入の字となる樣にかくなりといひし

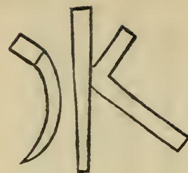


是右を上にして人の字になる也



是左を上にして入の字になる也

これ實に風俗なれども其家の故實也、凡そ折字相字の法もかゝる事多し
○工匠の棟上するを見しに墨指を第一に置手斧(テウナ)を次に置終りて曲尺を置て祝す、其故を問へは是水の字なりと云し



是亦風俗なれども和漢家作に水を用ひ侍る事、屋上に鴟尾を置內に天井をもふけ、或は藻を描き龍を圖するも皆水物にして製して火災を壓わさなれは工器にして水の字を作る同意なり

○山王二十一社の內十禪師の號日吉鎭座記に、吾勝尊は國常立尊より第十世の禪を受たまふといふ心にて、十者天七地三之數禪ハ讓也、師ハ國也等いへり、是神道者流の附會也十禪師は我國古しへの僧官なる事を忘れてかゝる造言をなして人を誤る、十禪師の號を僧に賜はりしこと帝紀まゝ見えたり、たとへは法橋上士位內供奉十大禪師源信といへる類ひなり、此號異邦にもよく知りて、四明の宗曉か教行錄四に見えたり、釋門正統の一に日本の信禪師といへるも十禪師の號によりてや、十禪とは佛家十種の禪名也、今の人是を辨へすしてひたすら說をなす中世浮屠氏より稱し始めし社號多し、其字によつて附會すべからす

十禪(天台の名目の中にて見侍りし)

一ニ 出家清淨禪　二ニ 近善知識清淨禪　三ニ 阿蘭若禪　四ニ 離戲論憒閙禪
五ニ 身心柔和禪　六ニ 智惠寂靜一切音聲禪　七ニ 七覺八道禪　八ニ 離味著諸一煩惱禪

九一　通明清淨禪　十一　内智方便遊戲神道禪

○神農本草云牛黃除邪逐鬼云々、浮居密法有加持、牛黃之法是竺土所爲乎、謂其神號牛黃神獸天見阿誤迦所譯牛王守護神咒經

○按搜神紀載東越邵武有庸嶺陽中有大蛇、長七八尺大十餘圍巫覡取童女常八月祭之蛇輙呑之已九女將欒縣李誕、有女名奇應募而行乃請好劍作數斛餈蜜灌之置蛇穴口蛇出啖餈奇便以劍斫殺之得九女、髑髏越王乃聘奇爲后是實似我素盞烏尊斬大蛇之事、然則所謂素尊斬蛇者乃絕淫祀救民之事也

○尙事故實云、越人以蝦蟇爲上味、南楚新聞云、百越人好食蝦蟇云々、我日本上世國栖人又食之爲上味日本紀

○蓮實曰荷蜂(同上事言要畧也)　倭蓮をはちすといふも蓮の蜂の巣の如きゆゑなり

○帝王院は繧繝の緣也、大紋の高麗緣は親王大臣用之以下更に不可用、公卿は小紋の高麗緣、六位の侍黃緣なり、四五位の雲客は用紫緣(海人)藻芥今神家僧家みたりに大小紋の高緣を用ゆ、其僭甚哉

○雨皮（アマカワ）　生絹（スズシ）をあさにて染て用之

○人前へ硯を持出る時蓋をとりて可持參者なり、文臺に居へ持時は蓋なから持也

○八月朔日小花粥內裏仙洞以下令用給良藥と云々

彼裏の法は薄を黑燒にして粥に入れ食す

○或茶人に唐物の茶の湯を望ける程に、其器物みな唐土の物を盡して珍らしかりしか、掛物はかり何かしの卿の書給ひしあまの原ふりさけみれはの和歌也、客心得侍らざる事哉とて問けるにさる事に侍る、此歌は仲麿もろこしにて月を見て讀ける由古今集かに侍りし、されは歌は我やまとの風なれどと唐土にて讀しかは唐物にこそ侍れといひしかは、水鏡にも仲麿唐土にて三笠の山にいでし月かもと讀し事見えたり、誠に物かたき文字の懸物ならは異やう過なんをおもしろくこそ侍るとて、客も共に感じけるとかや、

茶會は斯風流にして文雅ならんこそをかしく侍らんを、田舍の茶會はおこれるのみにして年老ひ物むづかしげにふとり過たるものゝ、萬つ自慢したる客のかほにくげにおもひやり、異なる事なき有さまなるとちいと愚かなる物語などして、物食ひ茶すゝりて長居したる心つきなく見苦し、

○小兒舌ざことて口中熱瘡生し乳をも食をも得侍らざるあり、不俗に野つづれとて道路にある古き布帛の類ひを燒き、これに附侍る、中人以上まして高貴の兒には用ひかたし、本草服器の部錦の綱目に古錦を燒て灰としつけてよきよし侍る

錦なくは今織のふるきを燒てつけ侍るへきにや

鹽尻　卷之九十九

○曾我祐成時宗(一作時致)系圖の事工藤系圖四説あり

○○維職（太郎 伊豆押領使）――維次（狩野九郎）――家次（太夫）
- 祐次（一ニ祐綱 武者所 工藤瀧口）
  - 祐經（工藤一臈 久津見）
  - 祐茂(宇佐美)
- 祐家（太夫 實久須見寂蓮子）――祐親（次郎 伊東）――祐道（一ニ祐泰 河津三郎）
  - 祐成
  - 時宗

伊豆國那賀郡久津見庄内伊東河津宇佐美三所家次以來相傳其伊東本貫也祐次死後祐親押ニ領之ニ祐道横死祐親自殺後祐經領ニ伊東河津等ニ云々

○○維職――定經（工藤）
- 祐家――祐親――祐泰
  - 祐成
  - 時致
- 祐繼（伊東）
  - 祐經
  - 祐茂

○○維次（工藤 武者所）
- 祐家（太郎）――祐親（爲祐高次男稱河津）――祐茂（茂一ニ作重）――祐成
  - 時宗
- 祐隆（工藤太夫久津見 入道寂眞或寂蓮）――祐次（稱伊東 曰祐高祐經女之子云々 又祐隆通ニ己カ女ニ令レ生ニ祐經ニ云々）

大概右の如し亦曾我の系は平高望の子村岡將軍良文の次男村岡次郎忠賴の一男下總介忠常より出たた是亦異說あれとも共一系の如きは

○○忠常――胤宗　周防守――元宗　周防八郎――恒永　小四郎――恒信　大藏八郎――祐家　曾我太夫

┣祐信　曾我太郎
┃┣祐成（實ハ河津祐泰子）
┃┣時宗（同上）
┃┗祐綱　小太郎――祐重　此一流相續

中頃の紿なんとに時宗か素襖の紋に蝶を書は平氏の紋なればにや

○竹腰氏は佐々木の庶流江州竹腰村家紋四目結と云々

○○源重綱　一ニ作綱　竹腰七郎仕齋藤山城守　法名道珍珍或作鎮
┣重吉（攝津守）
┣女子（竹腰正安妻）
┣重次（攝津守武井之祖）
┗正安　本ハ原、谷娶竹腰重吉女　稱竹腰次郎兵衛
　┣重時　次郎右衛門
　┣正時　助九郎仕上杉景勝　於會津卒
　┗正信　從五位下山城守仕尾公　正保二年四月廿九日卒　號正信院安譽道輝母ハ志水加賀守女

舊說に曰竹腰正安者本金森之族而土岐之流原氏ト云々、一說ニ曰正安者齋藤氏之族云々、梅輪内之紋金森家之紋也

或說曰齋藤氏代々崇二天滿天神一故以二梅輪內一爲レ紋、正安仕二齋藤氏一之時、以レ爲二共一族一所二恩賜一紋也云々

竹腰道珍は濃州齋藤か家人也、道三父子戰ふ時道三に討る(四月七日)

或傳に曰道珍は佐々木の一流、始めは竹腰攝津守正助(一ニ重吉法名道珍)土岐賴藝の臣也、道三濃州を有て是に仕ふ、其頃金森某の弟原氏某を壻とす、原氏の子竹腰助九郎と稱す、齋藤氏沒落の後浮田家に仕へしか故有て浪人となり、山城の志水に籠居せり、是竹腰山城守正信の父也云々

或云竹腰道珍本佐々木の末流也、佐々は篠と和語通す篠を越ゆるといふ心にて始て竹腰と稱せしと云々いつれか是なる事をしらす

○但馬國赤淵明神は孝德天皇第二の皇子表米異賊誅伐の功によりて日下部の姓を賜はる、卒後社を建て崇之所謂赤淵明神也と云々(赤淵社綠起幷朝倉家譜)延喜神名式曰但馬國朝來郡赤淵神社と云々

私曰姓氏錄には日下部宿禰開北天皇々子彥坐命なるよし見えたる但日下部公は別姓歟

○○日下部公表米(ヨノ)――都牟子(ツム)但馬國養父少領――倉繼(下略)

又一系　日下部公表米――荒島正八位下朝來大領――治良(下畧)

按するに朝倉は本朝來代々但州の住人也、彈正左衛門孝景文明三年五月越前國守護代甲斐左近丞藤原昌之を滅してより越前國に住せし、元武衛家の臣也、系圖には孝景は義政將軍に仕へ越前を賜はるといへり、自家の譜と外人の記錄と相違の事は古今珍らしからす

○山城國愛宕郡賀茂別雷神社(名神大)　是賀茂社なり、祭る神は別雷命同郡賀茂御祖神社二座(並名神大)　是下賀茂社也

建津之身命　　伊賀古屋姫命

同郡鴨川合座神宅神社（名神大）　是糺の社也

玉依姫命

世人訛りて上賀茂を建角身命といひ、下賀茂の大社を糺といふ、夫賀茂皇太神は神秘の御事おほろけには語りかたし、山城風土記賀茂緣起の旨は松尾に祭る、大山咋命の御子のことしされは卯月葵を松尾に詠る歌あり

順德院御製

誰しかも松の尾山のあふひ草かつらにちかく契り初けむ

舊事本紀に松の尾の神を用鳴鏑の神といへり、風土記所謂丹塗の矢思ひ合すへきかも、亦別雷をワケツチに訓し賀茂山の別號とす、但しワケツチ山は貴布禰山の本號也

貴布禰社式ニハ一座今社備爲ニ三座ニ曰ニ高龗別雷神ニ曰ニ奥御前ニ也、三十二社註ニハ爲下船玉命與ニ高龗ニ二座上

又下賀茂を大巳貴命玉依姫とし上賀茂を瓊々瓊々杵尊とする說、往昔の傳習に違ひ侍るにや、只風土記の說のことく玉津神と心得て害なかるへき歟、葦原ト定記は後世の作にや覺束なし、釋日本紀に賀茂建角身命は大和國宇陀郡八咫烏神社なるよし記せり、其御子玉依日子命は賀茂縣主等の遠祖也、いもうと玉依姫命は別雷命の御母也、雷の字を以て雷神也といふは、元よりひか事にて侍る、風土記に取ニ祖父之名ニ號ニ可茂別雷命ニといへは別角身命の異也、桓武天皇延曆三年甲子十一月紀船守を遣はし下上の社に從二位を授けまいらせられし、これは長岡に都を移さるるに依て、其後代々增隆封戸御事も帝紀に見え侍るされは賀茂は山城國一の宮にして皇都の鏡御尊崇も也に異にして內親王の奉祀も宗廟に等しかりし有智內親王よりはしまりて、上御門院の御宇繞子內親王迄三十一人、元祿七年四月御再興あり、近衛使

の式御車のかざりも古しへに立かへり侍る、いと目出度御事也、抑此祭りは欽明天皇の御時はしまりて人々葵柱の鬘かけ侍る、小緣ならぬ事也續草庵集宗の雅歌に

惠みある神と君との諸かつらもろこゝみにそかけて見えける

もえいてし春のふたはの其まゝに夏もしけらぬあふひ草かな

此草はたゝ二葉つゝ出て秋までもそのまゝ也、故にもろ葉ともいふ夫本集師光の歌

そのかみの御かけの山のもろ葉草けふのみあれのしるしにそとる

亦かさし草ともいふ

神まつるけふのみあれのかさし草なかき世かけて我や賴まむ

實に細辛にて侍るとそ、葵の類は多くさまありと本草綱目に見え侍りぬれと、細辛は葵の類とは見え侍らす、我國いかにして葵の字を付しにや、穢ある人は祭の日葵をかけさるにや新拾遺後京極院

我袖に神はゆるさぬあふひ草こゝろの外にかけて見るかな

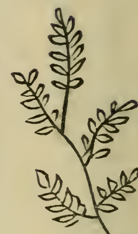
是は嘉曆四年御着帶の後祭の日朝餉の御几帳にかかれる葵を御覽して讀せ給ふとかや

○異邦今將來する佛像の好は石崇は(鑄像)を先とす凡唐佛共箔の色とみたる如し、俗にとし箔と稱す(漆に箔を交へ何遍も塗りたるもの)或は塑像に舍利を接、或は玉及び瑪瑙琥珀等にて作れるいと巧なる多し、然れとも我國惠心定朝運慶等の名作に及はす暹羅(シャムロ)琵乎(ヘグラ)婆(ハ)羅(ル)遮(シャ)なと天竺の內なる國の作は佛像甚異相にして、けにも印度の姿かく有へしと見ゆ、

○尾南知多郡野間庄大御堂(俗云大坊)　白河院勅建にして承曆年中の草創、西方の三聖を崇む、後に古大將賴朝先考贈內大臣資福の爲に修す、享祿四年辛卯十月十三日兵火の爲に燒失す、されとも本尊夾侍靈異ありて損失せさりしとかや、天文三年甲午三月の勸進帳に見えたり大坊の藏に有之

○四月の頃より木曾路(上松の邊)　山にも野にも麥實の如き穀おのつからみのりて村民多く取て食とせ

り、形チ篠の自然粳の如く穂いと長く見ゆ、麪となして色白く味小麥にひとし、是も亦荒年の天物といふへきかも



土俗かむきといふ皮をとれは麥のことく色黒紫也

○周の代まては燭のみありて燈なかりしとそ、燭は蠟燭也、禮に燭の字有て燈の字なし（燈は油に燃す燃し火をいふ）考へ見るへし、亦硯の字六經になけれは漢以後の制かといふ、予おもふ文房四譜に黄常得王級治爲墨篆曰帝鴻氏之硯是知硯其來尙矣といへり、但し四譜の書も後世の作なれは、絕て證として決せんも如何にや侍らん

○難波にて松むし草といへるは松蟲塚の邊りに多き故とかや、關東にてはわれもかうといふ、世にいふわれもかうにはあらす、

○耕雲口傳一冊は南禪寺禪栖院の耕雲魏公の所述也、（文安戊辰の奥書に見ゆ）和歌の口傳を記せり按するに魏公は花山院家にして南朝補佐の賢臣正二位大納言右近衛大將藤長親卿の法名也

從一位内大臣 師信 ― 尹ノ大納言 師賢 ― 中納言 家賢 ― 右大將 長親

いみしき歌仙にて、信濃中書王新葉集撰定の事をも委附の命を受られし、亦摘題和歌集の撰者也、新葉集の作者には右近大將長親と載られ侍る、新後拾遺新續古今の両集には明魏法師と共名をかゝれ侍るは北朝の撰集なる故か、此卿和歌の才明らかなりしのみにあらす、忠義まめやかにして後龜山院御北遷の後終に他主に仕へ奉らす、いさきよく塵世を遁れ花頂の霞に伴ひ、雲水漂泊の客となり給ひし、いと

有かたき匹如身なりし、初南方奉仕の時嘉門院周防といふ女房を賜はり、一男子を生す、周防は天野備中守經政か女なりし、經政外孫を子とし後に工藤宮内少輔重貞とて南廟に仕へ武名ありしとそ、應永六年大内家に從ひ泉州にて戰死せし、魏公晩年遠州奥山にもしはし住せられし無文禪師(南帝の皇子)の御えにしと申秋の葉の城主天野家に親しきゆかりもありし故なるへし

たちのほる煙にしるし山深み住見ん人のこゝろほそさに

此歌も彼山寺にて詠せられしとなむ

○正月のかさりの內ゆつり葉は何の用にやといふ人あり、按するに三角柏に酒もるか如きにや、大甞式に所見有又餅なとにも敷にや枕草紙に十二月晦日になき人の食物なとにも敷亦春の祝ひにも用る事侍る

○三社託宣、太照大神の託といふ、厩戸皇子の語を取れり、聖德太子の御記文に見ゆ、或日卜部兼豐作る松下見林云宣胤記を見れは三社の託を多くかゝれし事を記され侍る、外緣あれは兼倶此託を作れりと聞えたりといへり

○天子御酌を賜るを天酌といふは、後花園院の時よりの稱呼也、いにしへは其事なかりしとそ

○三史　史記漢書前後をいふ、此に文選を合せ訓讀通せしものを中世儒者の學と思へり

○或問信州善光寺開基の檀主本多善光といふ、皇極帝の時かゝる名あるへきやと予云先に善光寺大勸進の僧都に聞し其略系

如來奉供檀越交名次第

一代
○○若麻績東人善光　姓信濃國水内部本多ノ人也或作學田

二代
若麻爾善佐作留　十四年供奉

七代
若麻爾高倚

十代 廣道

十一代 利成 ― 十二代 寛膳部 ― 十五代 時國 ― 爲重

十三代 高雄 ― 十四代 正常 ― 十六代 女子（丈部麻司妻）

三代 諸身 ― 九代 東世

四代 意比

六代 國依 ― 八代 大國

五代 常代

是皆若麻爾姓也正常の女子如來の像を供奉し其子相續其中廿代のみ若麻爾氏也然れとも稱號丈部を用ひし

十六代 長谷豐紀

正常女

丈部安平

丈部麻司男 正常外孫

十八代 時海

十九代 時郡

廿一代 知重

廿四代 衆延

廿二代 知歲

廿五代 高節 ― 廿六代 知隆

廿三代 知門

黑 尻

善光寺本尊は一光三樞也、新に模し鑄けるは尾張國熱田の僧定尊法師靈夢に依て、建久六年五月十五日中尊を鑄、同六月廿八日に二菩薩を鑄ける、是三尊別樞の始歟、亦像は伊豆國走湯山淨蓮上人承久三年の春告に依て御戶をひらき尊像を拜して自圖せり

○義滿將軍太上天皇の尊號は、應永十五年五月九日也、畠山基國細川賴元諫議して辭せしむ、吹毛居士が記に見ゆ、居士姓は多々羅氏は瀧川元和中の人也

○尾張國愛智山田兩郡司兼社大禰宜尾張忠命云々、朱鳥三月廿一日宣旨、以同廿八日到來稱以去、白鳳廿一年十二月一日被稱熱田大明神云々(按廿一年可作十一年)

愛智郡衙崎松炬島機綾村云々(衙崎亦作會崎)熱田大明神云々、大神者去、大化二年丁未歲(二可作三)五月十一日天下御座云々、此土天下奉程行向草木自莫不燒枯者號遊行薙草大明神云々、即隨身(須佐尾名神所化者也)郡司尾張忠命治以伊勢尾端稻種御子幷根預子孫西一海部郡司安部彥谷元長祝部宮丸等云々根本當國尾張氏立六郡從獻公家普一宗令勤執卯自爾降住數代于勤庶格(從獻)就中遠祖麿檀大隅兄弟二人建國肇郡獻賦貢稅云々、宮所定四面八町ノ內云々(按是大化三五月)號熱田大明神云々、天照五鏡日本第三之賢所者神是我也云々(者ノ字可有神ノ字下)奥書ニ云

右件官府朱鳥元年六月十五日庚寅白宣時到來奉安神輿於御寶殿至于正文者、奉籠置御內院於案文者官幣使等粗錄載大神昔御託宣旨幷天下御本末爲將來後世奉書傳耳敢不可及國努々矣

長寬二年八月九日

右は丹波守尾張宿禰仲賴の家藏即熱田本紀とは此也、今其內を抄し遺忘に備ふ彼一卷實に古物にして長寬の直筆なるべし、然るに此書の中正一位の神階朱鳥元奉進の如く見ゆ、亦奉幣使等の姓に平菅橘等有朱鳥の時此姓有へからす、亦中納言宰相等の號あり天武の時の稱呼にあらす、疑らくは後世の事を書交へたる物なるべし

○問長寛勘文何曰二條院長寛年中紀伊國司甲斐守藤原忠重、今目代右馬允中原淸弘聽官人三枝守政等恣停廢熊野八代庄拔棄牓示奪取年貢、或追補在家搦取神人或禁其身割其口事狼籍甚矣罪推究之律盜大社神物者爲八虐一條已決焉、天皇命諸家曰大社者伊勢太神宮余悉稱小社、今以熊野可准伊勢否宜勘定云、於此各奉勘文即輯錄之名曰長寛勘文謂勘文論伊勢熊野之神威優劣如何云々

大内人與村弘正承應二中夏所述長寛勘文或問右勘文の中若一王子神小祥一ニ曰天照國照彥天火明櫛玉速日尊天道日女命を地として、天香語山命を生し給へり天降して乎栗彥命と名付又天倉下命と云天降ましまます、紀伊國熊野邑に座す、天照太神の曾孫なれば若一王子と稱するかといへり、按するに天照太神の御事なるへしと、熊野の祠官いへと此或問には其據なき旨を記せり

○或國の守飢餒に丐者を府下にあつめ粥を煮て施し給ひしを、彼乞兒とも幾程なくして多くは死しけり吏是を見て曰、彼等裸行草食日久しかりしに、俄を溫饅を食ひ腹中かはれる故、自死しけるにこそとて打捨けり、其國の老者是を聞て曰、痛哉凡季世國を治る人貪婪にして、剝脂擢髓の奸吏をして牟利の政をなさしめ、慘刻督促に彼百姓を從して流離顚沛の極に至れとも、慳怙にして鄙嗇に安んし、遂に隑頽を面を仰き人の殘食を乞しめ、或赤身菜色往々溝壑に斃れ、枵腹鵠形野を蔽ひ、死骸空敷貪犬の餌になす事實に不仁の至り也、其時小惠をなして施粥の政を令事といへども、其法をも知らぬ故粟廠其地を撰はすして汚下濕土に作る、井數少くして濁水を飮しむ、襤褸を左に肩に懸さる者に衣を與ふる事なければ寒濕にせまりて死する者猶多し、かくてる五十日百日と限れる故、其後はまた洿汚の中に立より外の事なし、夫如傷の仁心を以て常に無告の困窮を恤むとも、氣運有て年飢煢單なる者流落し、餓莩に及ひなんとする時は粥糜を煮潔腹の民にあたへ、衣を施して氷凍の苦を救ふは、亦荒政の一也、其廠今は水の上に作りて水に冷しからぬやうにして、風をもらして貞氣をさらしめ業を授け領す、いたつらに食さる時は國土に歸り生を全すへし、荒政要覽の六に施粥の法敷見えたり

○嵯峨淸凉寺は大覺寺御門跡御寺務所の條本願彌如先規御門跡式日の御禮可相勤事
一涅槃會　大念佛會誕生會此三度也、散錢は先規の通御門跡目代致、支配其外は本願方江可致受納且又枝木枯木之義院內之事候間本願可致支配事
一大壇之義は元祿十六年十二月大覺寺御門跡堂供養の節被差置候、假堂に付無之其以前も有無不分明可爲其通、下向後正月十五日五月十五日九月十五日國家安全の御祈禱、三月十九日釋迦御身拭十二月煤拂右五ヶ度の法事之節不及斷本願方より大壇被進法事濟候は如元大壇可被置候臨時の法事有之大壇不取退候而不叶節は奉行所へ被相達可被受差圖事
(附)眞言宗の寺僧於釋迦堂登大壇法事堅可爲停止、右此度遂詮議且亦松平紀伊守就任府相談定之急度堅可守此旨候物、後日證双方相渡者也

寶永三年八月十八日　　奉行連判

此は近年大覺寺と淸凉寺本願と諍論數回ニ付、幕府の有司是非ヲ付ヶ證章を遣はし事極まりける是は往年釋迦の像江府にて開帳の時、數千兩の金有けるより互ひに寺務を爭ひ訟に及びけるとぞ

○葉栗郡飛保村より廿町計り西にや、河內村とて大川の程近き里の古墳引ならしなんとするとて大なる石棺を堀出しける(長九尺計橫六尺計)內には劍の折たる鍬の古き銅のかたまりたる鈴に似たるもあり、磁器の破れたるも少し有ける、其外何もなし文字書たる物なけれは誰の古墳とも定めかたし、所にいひ傳ふる物語もあらねはいと古き塚なるへし

按するに此塚は葉栗の臣人麻呂の塚なるへし、河內村は葉栗の光明寺より二三町乾の方也、光明寺は飛鳥井御淸原の御宇丁丑の年葉栗臣人麻呂所建云々、年月かさなり侍りては古骨もまた跡なく成侍るにこそ、されば夢なる世にまぼろしの身を宿して順逆得失の境にまよひ、空しく一生をくらしてからは野にすて山に埋れ、春草秋露の悲みを殘し侍るも、時うつり人あらたまりて後はしのふかたなし、

犂椎に阨して凄風夜月のあはれもなくなり侍る物を、貴介名門猶然りいはんや數ならぬ身の行末遠く
消のこるなごりたになき身のはてをおもふもあはれこけのした露

○東海道富士川の歌續古今十四
船よはふふしの川瀨に日はくれぬよはにやすきんうき島が原

盬尻　巻之百

○唐大宗曰人主唯有二一心一攻レ之者甚衆、或以二勇力一或以二辯口一、或以二諂諛一或以二奸詐一、或以二嗜欲一輻輳攻レ之各求二自害一、人主少懈而受二其一一則危亡隨レ之（唐書）

嗚呼人主たる身こゝにこゝろを置すはくらまされん事也

○軍家足輕斥候七ケ條は田切池深井川流古屋敷敵の物見のふり木竹茂り場、味方遠近備遠近の心付其他山岡（大小）原野狭廣村落の案内土地の要害を兼てよく知らされは、不覺のあやまり有て味方利なき事必然なるへし、殊更他郷へ働き入る時山路海邊數奇の間に異道あるをしらされは、一時に心まとひて見くるしき事多かりなん

○鳥居氏は熊野別當教眞か子重氏初め鳥居法眼と號せし、其子田内忠氏三州額田郡渡村に移り住せり、是より子孫三州に住せり、今川家に屬し後德川家へ奉仕す

○筒井順慶法師天正十二年八月十一日病死せり、その寵童布施次郎八慶春（十九才）萬財次郎九郎慶友（十九才）兩人切腹して殉死す、近世追腹のはしめの樣にいへり（此より已下の文前に出よつて爰に略す）

○大久保彥左衞門忠教は忠世の子也、質實にして忌避する事なかりし故に人云足下は忠世の子也、然るに小身なる事は世にしたかはす、有司に遺賂なき故也、宜しく行を改め給へと、忠教諾し頓て小袋に食を盛主家へ持參して云、世人我をして近つかす、或人誨へて交るに賂を以せよと故に此二物を進らすとて投出さり、亦或時鎗を止て傘を持せて登城す、人あやし見て問ふ、答て云今の世太平にして敵なし、頃日は鎗の用を見す傘こそ俄雨にさし懸て用は侍ると打わらひけり、常に利慾の念露無りし、世俗奸詐

にして貪悟なるを慍り、自大言して是操なんとせられし、人皆猖狂の如くいひしとそ、彼人の作なる三河物語を見よ忠意まめやかなり、されは國家の興起する書に三河物語によらさるはなし、篤實にして直をとる人は、內を議り外を餝る故に遇侍らす、嗚呼庸人姦謀を以て君に近付、有司出頭を見て僕御の禮を執ものいかてか忠義の實あらん、勢を見ては充を捨て身を利す、もし世亂れ戰に及はゝ義に順ひ節に死する心はなく、利あらは敵にも降り君をも弑すへし、可惡可恐は小人なる哉

○玉弓といふは石に似たり實は磁器也、其硬き事石と等して輕し、大サ龍眼肉或は梧桐子雷丸程なる有、鎌倉將軍家の季より隆んに用ひて、鳥をも兎をも射たりしとそ、今我府朝倉氏其射法を傳ふ、是を以て戸板を射貫ぬれは人にあたるとも眩せしむるほとの用はあり

○細川右馬頭入道常久明德三年卒去の時殉死の事あり、是戰場の外主の死に殉せし始也とかや、其後も主人事有て自殺なんとある際、其臣腹切死せし事は常なれとも、病死の供とて其臣自殺せし事はなかりしに、尾張三位中將家(忠吉卿)薨逝の時、稻垣將監石川主馬等腹切死せし、是そ近世はやりし追腹の始なりけり同し年(慶長十二年三月五日忠吉卿於武州芝薨)の夏(閏四月八日)越前中納言(秀康卿)薨し給ひしに、土屋左馬介(三萬八千石法名閑窓道有)疋見右衞門尉(一萬七千石法名高岳宗心)なんと追腹仕るとて、尾張家の臣になしかはおとるへき六十日あまり後れし故、日本追腹の手本とならさる事口惜といひしと聞侍る(是にて稻垣以下追腹の始としる)實によしなき風俗を傳へて惜むへき忠臣をあへなく失ひけるもつたなし、寛文三年禁止の命有て後追腹なし

或人曰忠吉卿の御事の時、稻垣石川の外に小笠原監物も奥州より上りて增上寺にて殉せし奉る、中川氏一人共に四人殉死、牌性高院にありこれは何人そ、曰中川喜內(始め佐々木清五郎と稱せし者一に云佐々木清九郎と)小笠原の家人也、今御直のやうにいふは非也

○大權現薨御の時三浦八郎左衞門とて八十三才に成ける考士殉し奉りし、これは神君御若年の御時草履

を執し人にて當時三百石を領せしといふ
三浦八郎左衛門（名澄和觀應二年二月）とて高師直を討し人有、神君の爲に殉せし、三浦氏は此裔にや
或は偶然として稱を同しくする歟
○隱岐國上西村雨來村はむかし唐橋中將といふ人此所に配せられて
露の身の袖はかはかし立よるも雨來のさとの森のしたかけ
とよまれける歸路なく此所に死せしかは塚を築置けり、露月といふ僧來り古塚に手向して
あまつ風雲井にかけし唐橋の
とはかりいひて下の句を案しける塚の中より
かよひ路たゆる森のしたかけ
となん次けるよし所にいひ傳ふ、江記に小野小町かあなめの贈答に似たり、鄭交か古塚に題し塚上兩竿竹風吹常皃々と誦せしに、塚の中聲ありて下有百年久長睡不知曉と次たるためし漢和一般の事歟、亦此里に村上と稱する民多し、是は唐橋殿の裔といふ、按するに唐橋家は村上帝の御末也、村民も亦村上天皇の末葉なりといふされ共世系をしらす
○勅撰等の歌書には外題を端に書物語には必中に書く、是冷泉家の記にあり、亦佛家にても山門は中寺は端に書題をしるすと云々
○三洲碧海郡平田庄上野城主上野右衛門尉物部照氏は新田左兵衛佐義興に屬して戰功有、其裔は弓削を以て稱號とす、平岩主計頭親吉等か祖也
○凡鶴鸛白鷺の類ひ足高き鳥は交はらすして胎孕し、蛙は陰なくして交尾、蠶は食して不飮、蟬は飮て食はす、諸鳥雌雄同しく水鳥は陽物を備ふ、蝶は諸花の蘂をたしめとも蓮花を外にす、猶諸蟲を食へとも蟾蜍を除ける、おのかさま〱異也、蝶は飛事緩やかなる虫故交尾て兩首そむきなから飛行す、蜻蛉

は羽はやし蝶の如く交りて飛ない必らず離れなん故に、雄尾を雌の頭にかけて同し方に飛も化功の妙といふへし、或人問とぼうは雌陰頂にある歟、曰細ヵに見れは雄中に來つて先雌の頂に尾を懸る時雌蟲尾をまけて雄蟲の腹下に附して交はる、雄尾伸て後起て翔る、其はなれさるは欲いまた盡さる間か、水邊に至て數尾を曲るを以て知るへきかも

○吉備津宮大藤內か事既に前に出つ因て爰に略す

○跡もなき雲にあらそふこゝろこそ中々月のさはりなりけれ

此歌は一遍上人の詠とかや、すかたといひ心といひ他にことなるうたにや

○寶永五年京城回祿の後九條家の御所、今の地に移させ給ひし、堺町御門の內東向也、元は中御靈寺町西へ入處也、過し年より我公有司を上させたまひ土木の營ありし、此秋落慶有て新御所へ移らせ給ふ（八月二十一日）勅使は頭中將基香朝臣（岡家）、正寢は北に向ひ御階の下右に柑子左に梅樹植させ給ふ、故實ある事となむ

○圓覺院の黃門家逝させたまひし後讀せまし／＼ける

藤原輔子（端祥院）

常ならぬ身はうき秋よむさしのゝ草葉にもろき露の玉の緒

○中島郡安樂寺（與田山寶壽院）滿願寺（中莊山無量壽院）の本尊は府下七ツ寺（稻門山長福寺正覺院）の三聖容と同木同作の尊像也、昔大僧正行基當國に在し日靈木を感得し、其木の本にて作る像は七ツ寺の本尊末にて作れるは安樂寺中にて作れるは滿願寺の像畧也、故に中庄と地名をも呼と村翁かたれり、癸巳の年閏五月十四日おもひ立て三人の友誘ひて行侍る、淸須の驛より少し雨そゝき侍りしまゝ笠なとかり、さして田面なる細道をたとりあゆむに、風あらく雨いみしう降て人も皆ぬれ侍る、はさまのさとましたなんと過る程ことにふりて路もさたかならす、東源寺といふ池あり、古しへ益田山東源密寺とて古き眞

言の道場なりし(十余坊)一旦大地震にゆりしつめ跡なく池と成侍る、其名殘加納院一區の草堂わつかに殘れり、益田社とて赤染衛門の集に讀殘されし御社もいと神さひて見えさせまします

ふりのころみかきさひしきあはれさはいとゝましたの森のむらさめ

森村こえ侍る程雨止、頓て中庄に至りつきぬ、先御堂へまいり拜み參らするに、金容年ふりていと尊き、丈六の三尊聞しにもまさり見えさせ給ふ、院主に逢ていにしへを聞開祖行基大士の後中興の本願は實盛律師(忌日四月十四日とかや)古き佛像も(本堂の不動毘沙門は運慶の作)多く侍る、涅槃聖像は貞治七年二月十五日萱津原尼公了阿彌陀佛寄附の由書せり、五大尊は享祿五年犬山の常什と良圓の闍梨の描かれしとかや(汚字大般若もめてたく傳來せり)中頃伊東右京進藤原祐則とて當邑の城主(城墟は寺の西二町計にありしなりし其影も安置し侍る、彼寄附なる金胎の大日如來は弘法大師の塑像となん、何くれと見るに盡せす、日晴涼しけなれは是より又安樂寺に詣侍りし、米屋村(左の方)有松村(右の方)の中間を通り奥田村に至る(道のほと六七丁計り)こゝの三尊は亦少し大きやかに金色昔覺えて定印の聖容尤あさやかに類ひなき有さま也、こゝにも又古き佛像あまた侍る(院内の彌陀は惠心の作と云々)

○或問吾子先に密行の僧家誓を斷事弘法大師遺告にあるよし云、大師何によつてかくいへるや、曰蘇悉地經蘇婆呼經及ひ供養法の儀軌に多くあり、豈一經のみの說ならんや

○愚堂和尙諡寶鑑國師(寛文元年化)濃州に開基の地多し(正傳寺等のことし)就中山城國花山寺はいと古き梵刹なりしか、荒廢して國師再造しいとめてたき禪院となり、獅子山と號せらる

○肖柏(泉州堺ノ人)牡丹花老人といふは

春さかぬ華やこゝろの深見草

といふ連歌の發句せしよりの異名とかや

○我國官家舞樂をなし牛車を用ゆるは六朝隋唐の風なりとそ、衣冠元より隋唐の制にならへり、是を傳

へて故實とす、異邦は代々の變革同しからす、今清人滿州巾の如き實に北狄の客なるのみ

○我國昔有ニ田法十代(ツシロ)（二畝也）五十代(イツシロ)（一段也）五百代の稱ー與ニ中世及今日ト尤不レ同國司郡司祿法も宜レ見ニ令條所レ載、古へ謂ニ祿幾町ー謂ニ稻幾束ト後世分錢石數之法相洽至ニ今日ー

○上古は人朴に俗直かりしも猶刑官を置て頭を纏されし、後世人民奸にして世の害尤甚しかりしか故、魏におよんて文侯李經を師とし、始て諸國の刑典を采りて法經六篇を作れり、漢の時蕭何これに加ふるに三篇を以てす、通して是を九章と號せし、曹魏の劉劭又漢律を衍て十八篇とす、晉の賈充亦魏律を參へて二十篇とす、唐の長孫無忌等更に漢魏晉の三家をとりて定て十一篇とせし（歷世の法律皆九章を以て本とす）後に明立て洪武の律正し清入て康熙の律正しく詳か也、皆唐律に據て新例を定む、我國昔大寶に律令（文忠公）始（養老）行はれてより以後律典尤精し（代々唐律を本とせり）嵯峨帝の後近衞院に至るまて凡二十五主、歷年既に三百六十餘歲、刑措て海內安かりし、保元（後白川院）平治（二條院）の凶亂の後は死刑遠流酷刑繁し、治承元曆の變革より皇綱既に解て律令行はれす、三帝（後鳥羽土御門順德）外遷の後武人戰鬪の術に立て只首級の功を計りし、更に元弘（後醍醐）の一變より終に皇威振ふ事なし、況や應仁文明の時永正天文の際をや、天下衰亂の極に至れり、禮義學術法令國律地を掃て絕、諸州また統ふる所なかりしかは、强暴其侵凌を縱にし柔弱を以て自立する事能はす、然るに織田羽柴相續いて其中に起り智力を以て四外半は止り、我國家一統昇平の後時に因て治を制し、廷臣武家の憲令を設け惡者をしておそるゝ事を知て、善者寧を得せしめ貪墨の元弊を捨て、刑之恤（舜也）辜之泣（禹也）今百年仁化を蒙る、幸ひに聖人の學ひらけて都鄙經を學ふ事を得たり、然るに頃日鵝湖新建の心法濂洛關閩の道學其學所相氷炭し、亦其中互ひに異論是非有て尤喧し、嗚呼是古への博士學生の業をしらす自私意を恣にやるか故に、觸冒遂に罵詈の國律を犯せる事を忘る、若學に志ある人は爰に思ひを起して學者相親睦し互に其非を告る事を喜んて各其道とせは、自孝弟の風厚きに歸せん、噫愼て怠る事なかれ

○友人今度熱田社にて始めし太々神樂を見しとて語る、其さまいと美々敷巫女は赤大口天冠をいたゝき、大拍の舞女に似たり、男は金のふりゑほしなと着猿樂の三番叟の黑面を蒙ふり、鉾を持舞ふさま舞樂にもあらす、猿樂田樂に似て河原狂言に近しと訝る、或人聞て曰、近年東都芝神明神田明神なとの社家神樂とて俳優のわさをなす、夫を能事に見なし熱田の神樂座似せ學ひける姿と見えし、されは神樂とは元より舞にあらす、糸竹の調へ歌曲の節奏古しへより傳ふる家あり、神舞と俗にいふは大和舞の事にして尤上古の風なり、春日の若宮にては巫女の舞あれといと古ひいにしへのすかたと見へたり、伊勢の太々神樂近代の俗也、熱田にてせし神樂(辰二月十四日十五日)いとも俗にして傳もなく、僞巫ことき の妖巫か造出せし事か、檀長卿か沐猴の事にもおとりていと似氣なし、十五日は涅槃の會にて人の足殊に多く、近村の民も聞傳へまいる程に、西は鎮皇門南は下馬橋の邊まて數萬人湊ひし、神樂始まりて物音聞ゆる程に是を見んと推合、我先にと埒の際へよる程に、荒垣押倒し崩れ入ほとこそあれ、いやかうへに採合神樂もいたつらに巫女も見物も一ツになりて騷動し、大方は携付物を失ひ泣さけふさきれに狂人ありと句り、いよ／＼諸人惑ひ春敲門へをし出され、命から／＼にうき目見しもの數千人、非禮の業神のうけたまはぬかたも有けるにやあさまし

○慶長八年癸卯八月(自十七日至廿七日)故三位中將家御家人に命し清須山王社前的被仰付其名

喜多村竹林	上村猶十郎	野村嘉右衛門	川地權内	伴　次兵衛
安倍仙兵衛	物免新右衛門	安藤九左衛門	川尾儀太夫	河北作左衛門
村瀬覺内	鈴木市兵衛	岡寺兵助	上野小左衛門	大久保忠八郎
島田左源次	權田久兵衛	加藤織邊	柿山治左衛門	二宮加兵衛
服部半左衛門	清水左介	上原與十郎	寺尾與兵衛	中島左馬介
長谷川清七	宗木左兵衛	柿原金平	木原多左衛門	服部小十郎

内藤左平　中根勘次郎　平岩彌五助　石川彌五郎　瀧　勝兵衛
杉浦能登路
同十一年丙午九月（自十九日至廿一日）同社に而的被仰付
小林林左衛門　服部半左衛門　寺尾與兵衛　野村喜右衛門　伴　治兵衛
中島左馬介　物兎新右衛門　山宮加兵衛　服部小十郎　伊藤平左衛門
石橋新右衛門　家木左兵衛　門屋茂兵衛　木原多左衛門　小川伊右衛門
杉村能登路　川北作左衛門　岡寺兵助　村瀬　覺内　上野小左衛門
瀧　勝兵衛　平岩彌五助　大久保忠八郎　長谷川清七　種田久兵衛
安藤九左衛門　山田　三七　上原與十郎　中根勘次郎　前田治兵衛
川地　權内

右は板面に書し山王社拜殿に揭ぐ年舊りて文字漸く消なんとせし寶永五年重て板を新にし彼人名を書て揭し

○或人當府町東西の順を問ふ嘗て東に聞を書す

西之分五十九切
本町二丁　福井町一　富田町一　玉屋町三　鐵砲町二　中須賀町一
大久保見町一　末廣町五　門前町八　橘町四　同裏町四　長者町二
小櫻町二　下長者町二　八百屋町二半　光明寺町二　長島町二　島田町二
田町二　桑名町二　桶屋町一　西鍛冶町二　伏見町二　淀町二
伊倉町二　米倉町二　上御園町二　中御園町二　下御園町二　御園片町二半
正萬寺町二　皆戶町二　上材木町二　葭町二

右は南北にして堀川以東也
大船町二丁　舟入町二　納屋町二　樽屋町二　江川町二　海老屋町二
戸田町二　堀詰町二　小船町二半　鹽町一半　堀江町二　木挽町二
右は堀川西也
五條町一丁半　上畠町一　和泉町一　大和町一　車町二　松屋町六
傳馬町十四　袋町二
右東西の町
東之分四十二切
上七間町二　下七間町二　富澤町二　住吉町二　呉服町二　常盤町二
針屋町二　松本町二　伊勢町二　練屋町二　本重町六
右之內南北東西の町あり
大津町二丁　瀬戸物町一　朝日町一半　山田町六　關鍛冶町二　吉田町一半
小市場一　小塚町一　久屋町二　上田町三
右南北町也
京町二丁　諸町二　中市場町一半　石町二　小牧町二　鍋屋町二
九十軒町　萱屋町二半　飯田町二　作子町　鐵砲塚町三　赤塚町五
坂上町
右之內新町より西は東西の町其外或南北の町交れり
永安寺町七丁　宮町六　駿河町五　東門前町　法華寺町　建中寺門前
東矢場町

駿河町以東は南北の町交れり

此外入江町(廣小路一丁下)近年の名杉の町櫻の町東田町に私の名或は寺社方御國方支配地有之

○卯月中の七日は神祖の御祭典にして十六日に例の如く舞樂など侍りし、當日の朝君御參あり、泰公國公の御二代は此會式の日いつとても東都御在府なりし故卯月の御參禮なかりし、眞公はいとけなくわたらせ給へば御入國さへなく過はせ給ふ、御棧敷渡御の式、何くれの古したためし皆正公御康存の日をひかる(元祿元年戊辰御例とす)十七日辰の時より雨いみしう降て風さへあら〱しかりければ、山車もわたらずいたつらにくれぬ、あくる日の朝また雨天故立さはきたるまゝにて止ぬ、十九日曉方よりいとよくはれ君御棧敷へ渡御ならせ給ひしかば、山車放免共渡りて伶人まいり音聲靜けく、慶雲樂三基の神輿御旅所に遷らせまし〱、神供まいるほど五常樂夜半樂賀殿を奏す、太平日久しく如在の禮典いちしるく神風四海にあまねく德化萬民に蒙り侍る事、いとかたじけなしや、我遠祖以來奉仕して代々の御惠をかさね侍る、今年丁酉下官神幸の後殿仕れと命ありし、無益の費をいましめ美麗を事とすべからず、淸淨を先とすべきよし兼て令あり、君御假屋へわたらせ給ふ折から、御輿近く召れ仰事侍りし、御祭事故なく午のさかり還御ありしかば頓て御歸城あり、おましにつかせ給ひて御燒火の間供奉の輩すゝみ拜し奉りしに、亦御詞の儀あり(此事三十八年前に有て中絶せし此度ふたゝひ行はる)生毎に神幸の前驅つかふまつりし事、今更思ひ出され跡ある道を再びふみながら庭の訓のまゝにしもあらぬ身をはづかしみ侍る馬の前に鎗ならへ侍る事いとおこなりと人も見るらめ、凡德川家御家人の内三譜第の者は小身といへども必ず鎗を先に進めし、我遠祖親氏公に仕へ奉り舊功の家と稱せられ侍る、信光公の證章により安祥譜第の中に接せられ侍る、高祖父孫七郎信重江州姉川戰死の日十文字の鎗下の一方を打折ながら、敵をあまた突伏けるよせとて祖父孝信其すがたなる鎗を持せける、難波の役にも天野家は鎗を先へすゝめしかば、御譜第のすかたも見え侍るとなん古き人の語りし、今度いやしくも神君の供奉仕る御因縁もかたし

けなく、世々のすがた今日ならではとて斯し侍りけれと、餘所の聞も片腹いたければ只傍觀のよからん爲なりとのみいひ紛らかし侍りし、或人これを問ひ侍りし故かく申ける

埋れしおとろか末も悪みありてまたたちかへる道ひろき世に

享保二丁酉四月十九日　信景